最大受電電力（ｋＷ）（注１１）	□　発電側託送供給料金の支払者								
発電設備の名称									
発電設備の設置場所（注１２）	（〒　－　）								□別紙あり
事業区域の面積（㎡）									
太陽光発電設備の設置形態	□屋根設置 （□既設の建物等 □建設中・予定の建物等）	建物の所有	□　事業者が所有 □　事業者以外が所有 □　事業者が事業者以外と共有						
		建物の種類	□　共同住宅 □　事務所、工場、店舗 □　学校、公共施設 □　その他（　　）						
	□地上設置 （□野立て □営農型 □水上）	土地の所有	□　事業者が所有 □　事業者以外が所有 □　事業者が事業者以外と共有						
太陽電池に係る事項（注１３）	製造事業者名								
	種類								
	変換効率								□除外事項該当性
	型式番号								□別紙あり
	枚数（枚）								
	合計出力（ｋＷ）								
風車に係る事項（注１４）	製造事業者名								
	型式番号								□別紙あり
配線方法（注１５）									
自家発電設備等の設置の有無（注１６）	□　有	自家発電設備等の種類	□　蓄電池	蓄電池の位置	□　PCSより発電設備側	区分計量の可否	□可 □不可		
					□　PCSより系統側				

			□　その他（　　）	
	□　無			
電気事業者への電気供給量の計測方法（注１７）				
系統接続に係る事項（注１８）	接続契約締結日	年　月　日		
	接続契約締結先			
	工事費負担金（円[税抜き]）			
更新に係る事項（注１９）	接続枠の継承（注２０）	□　有　□　無		
	電源線の継承	□　有　□　無		
事業実施工程（注２１）	設置工事開始予定日	年　月　日		
	系統連系予定日	年　月　日		
	運転開始予定日	年　月　日		□運転開始済み
	設備廃止予定日	年　月　日		
保守点検責任者	法人名（法人の場合）			
	責任者氏名			
	所属・役職（法人の場合）			
	電話番号			
	法人番号（法人の場合）			
保守点検及び維持管理計画（注２２）	別紙のとおり			
保守点検及び維持管理費用総額（円[税抜き]）（注２３）				
解体等に要する費用（注２４）	□外部積立て（法第１５条の１２から第１５条の１６までに規定する方法により解体等積立金を積み立てる場合をいう。以下同じ。） □内部積立て（法第１５条の１７に基づき、内部積立金を積み立てる場合等をいう。以下同じ。）（詳細は、別添「内部積立てに係る事項」記載のとおり。）			□「内部積立てに係る事項」の添付あり
廃棄等費用（注２５）	総額（円[税抜き]）			
	算定方法			
	積立開始時期	年　月		
	積立終了時期	年　月		

		毎月積立金額（円[税抜き]）		
補助金の受給額（円）（注２６）				
選択する地域活用要件（地域活用要件が求められる場合のみ記入） （（１）自家消費型・地域消費型の①～③又は（２）地域一体型の①～③の６つのうちいずれか１つを選択。）	（１）自家消費型・地域消費型			
	□	①当該発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも３０％について、当該発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用すること、又は、電気事業法に基づく特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。		
	□	②当該発電設備において発電される再生可能エネルギー電気を再生可能エネルギー電気特定卸供給により供給し、かつ、当該供給の相手方である小売電気事業者又は登録特定送配電事業者が、小売供給する電気量の５０％を当該発電設備が所在する都道府県内に供給するものであること。また、当該供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。		
	□	③当該発電設備において使用する熱については、当該発電設備を用いて得られた熱をもって充てる構造であること。かつ、当該発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも１０％について、当該発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用すること、又は、電気事業法に基づく特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。		
	（２）地域一体型			
	□	①当該申請に係る発電事業を行おうとする者と当該発電設備が所在する地方公共団体との間で、災害その他非常の場合においても当該地方公共団体に所在する需要設備に対して当該発電設備において発電された再生可能エネルギー電気又は当該発電設備を用いて得らえる再生可能エネルギー熱を供給することが合意されているものであること。		
	□	②当該申請に係る発電事業を行おうとする者が、当該発電設備が所在する地方公共団体であること、又は、当該地方公共団体が資本金、基本金その他これに準ずるものの出資をしている一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社であること。		
	□	③当該発電設備が所在する地方公共団体が事業を実施又は当該地方公共団体が資本金、基本金その他これに準ずるものの出資をしている小売電気事業者又は登録特定送配電事業者に対して、当該発電設備において発電された再生可能エネルギー電気を再生可能エネルギー特定卸供給により供給すること。		
自家消費・地域消費等計画（注２７）	当該発電設備における発電電力量の見込み		ｋＷｈ/年	
	自家消費等の量の見込み		ｋＷｈ/年	
	自家消費等の用途			
	自家消費等の比率		％	
	特定供給の有無（注２８）		□　有　□　無	

遵守事項（注２９）	事業計画策定ガイドライン、廃棄等費用積立ガイドライン並びに説明会及び事前周知措置実施ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。（注３０）	□
	再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。	□
	特段の理由がないのに当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて既に発電を開始しているものでないこと。	□
	電力量を計測する電力量計は、計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置すること。また、設置後は速やかに報告すること。	□
	運転開始期限内に運転を開始できない場合には、変更された調達期間によりこの再生可能エネルギー発電事業を行うこと。	□
	発電設備又は発電設備を囲う柵塀等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること。【２０ｋＷ未満の太陽光発電設備を除く】（注３１）	□
	安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。	□
	この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずること。（注３２）	□
	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。	□
	再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。	□
	この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。	□
	認定申請時に建築物の工事が完了していない場合は、運転開始までに、検査済証の写し、建物の登記事項証明書及び工事計画（変更）届出書の写し（対象となる規模に限る。）を提出すること。また、運転開始までに、使用前自己確認結果届出書の写し（対象となる規模に限る。）及び太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す写真を提出すること。【屋根設置太陽光発電設備の場合のみ】	□
	発電開始前から継続的に源泉等のモニタリング等を実施するなど、地熱発電を継続的かつ安定的に行うために必要な措置を講ずること。【地熱発電設備の場合のみ】	□

	書類の種類	書類名	備考
添付書類	①住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は、戸籍抄本のいずれか（法人にあっては、法人登記簿謄本）（注３３）		
	②印鑑証明書（注３３）		
	③発電設備の設置場所に係る登記簿謄本（注３３）		
	④土地の取得を証する書類等（注３４）		
	⑤建物所有者の同意書（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３５）		
	⑥検査済証の写し（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３６）（注３７）		
	⑦建物の登記事項証明書（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３６）		
	⑧工事計画届出書又は使用前自己確認結果届出書の写し（屋根		

	設置太陽光発電設備のみ）（注３８）		
	⑨太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す図面及び写真（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３９）		
	⑩発電設備の内容を証する書類（注４０）		
	⑪構造図（注３１）（注３２）（注４１）		
	⑫配線図（単線結線図）（注４０）（注４２）		
	⑬接続の同意を証する書類の写し		
	⑭最大受電電力を証する書類（注４３）		
	⑮事業実施体制図（注４４）		
	⑯関係法令手続状況報告書（注４５）		
	⑰森林法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注４５）		
	⑱宅地造成及び特定盛土等規制法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注４５）		
	⑲砂防法の処分に係る状況を示す書類（処分が必要な場合）（注４５）		
	⑳地すべり等防止法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注４５）		
	㉑急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注４５）		
	㉒再エネ発電事業の実施場所の敷地境界線からの水平距離の範囲が確認できる地図等（注４６）		
	㉓周辺地域の住民の範囲について市町村に事前相談を行った際の書類及び当該市町村の意見に係る書類（注４６）		
	㉔説明会の開催案内又は事前周知措置を実施した際の配布書類又は回覧板、自治体公報若しくは自治体広報誌へ掲載した書類（注４６）（注４７）		
	㉕説明会の開催案内を実施した周辺地域の住民の範囲が分かる書類（注４６）		
	㉖説明会における配布資料（注４６）		
	㉗説明会の出席者名簿又は事前周知措置を実施した対象の範囲が分かる書類（注４６）（注４７）		
	㉘説明会の議事録（注４６）		
	㉙説明会の開催後又は事前周知措置の実施後に受け付けた質問等及び当該質問に対する回答（注４６）（注４７）		
	㉚説明会概要報告書又は事前周知措置概要報告書（注４６）（注４７）		
	㉛再生可能エネルギー発電事業における燃料（原料）調達及び使用計画書（バイオマス発電設備のみ）（注４８）		
	㉜再生可能エネルギー発電事業における地熱資源等モニタリング計画書（地熱発電設備のみ）（注４９）		
	㉝補助金確定通知書（注５０）		
	㉞発電設備の所在する都道府県内に小売供給の５割を供給する小売電気事業者又は登録特定送配電事業者に対し、当該発電設備において発電された再生可能エネルギー電気を再生可能エネルギー電気特定卸供給により供給することを証するもの、又は誓約するもの		
	㉟再生可能エネルギー電気特定卸供給の相手方である小売電気事業者又は登録特定送配電事業者の各都道府県内への供給状況を証するもの		
	㊱当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備が所在する地方公共団体内に、		

	災害その他の非常の場合を含む電気又は熱の一部を供給することを当該地方公共団体と協議し、その同意を得たことを証するもの		
	㊲地方公共団体の出資を証するもの		
	㊳その他１		
	㊴その他２		
	㊵その他３（注５１）		

第２表 申請事業計画使用燃料一覧（バイオマス発電設備の場合に記載）

燃料区分（注５２）	燃料名（注５３）	バイオマス比率（%）（注５４）	バイオマス比率考慮後出力（ｋW）（注５５）	備考
A				
	計			
B				
	計			
C				
	計			
D				
	計			
E				
	計			
G				
	計			
バイオマス合計				
F				
	非バイオマス合計			

ライフサイクルＧＨＧ算定値（注５６）	g-CO2eq/MJ-電力 （　燃料名　：　）
ライフサイクルＧＨＧ燃料輸送距離（注５７）	km （　燃料名　：　）

（注１）　法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。

（注２）　申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
Ａ：北海道経済産業局、Ｂ：東北経済産業局、Ｃ：関東経済産業局、Ｄ：中部経済産業局、
Ｅ：近畿経済産業局、Ｆ：中国経済産業局、Ｇ：四国経済産業局、Ｈ：九州経済産業局、
Ｉ：内閣府沖縄総合事務局

（注３）　申請者（提出者）と同じ場合は、「申請者（提出者）と同じ」と記載することでも良い。

（注４）　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第五条第一項の規定により消費税を納める義務がある事業者であって、同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者でない場合には、「課税事業者に該当する」の方にチェックをすること。その上で、「課税事業者に該当する」場合には、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）としての登録を受けた事業者に該当することを確認の上、チェックをすること。

（注５）　法人番号がある場合には法人番号を、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）である場合にはその登録番号を記載すること。その際、法人番号については、国税庁から指定・通知される１３桁の法人番号を、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）の登録番号については、「Ｔ」（ローマ字）を除いた１３桁の数字を記載すること。

（注６）　再生可能エネルギー発電事業に係る業務を執行する社員（会社法第５９１条に規定する「業務を執行する社員」のことであり、いわゆる従業員とは異なる。）、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し当該業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。該当する者がいない場合は「なし」と記載すること。なお、項目欄が不足する場合、項目欄分は申請書に記載した上で、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、不足分は別紙として作成すること。

（注７）　事業実施体制図の記載事項に含めて提出すること。

（注８）　発電設備の区分は次の表に掲げる記号にて記載すること。

記号	発電設備	出力
A	太陽光発電設備	50kW以上250kW未満
	太陽光発電設備	250kW以上
8	屋根設置太陽光発電設備	10kW以上
D	風力発電設備（陸上風力）	50kW未満
	風力発電設備（陸上風力）	50kW以上
	風力発電設備（陸上風力リプレース）	－
U	風力発電設備（着床式洋上風力）	－
2	風力発電設備（浮体式洋上風力）	－
K	地熱発電設備	15,000kW未満
	地熱発電設備（全設備更新型リプレース）	15,000kW未満
	地熱発電設備（地下設備流用型リプレース）	15,000kW未満
L	地熱発電設備	15,000kW以上
	地熱発電設備（全設備更新型リプレース）	15,000kW以上
	地熱発電設備（地下設備流用型リプレース）	15,000kW以上
E	水力発電設備	200kW未満
V	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	200kW未満
I	水力発電設備	200kW以上1,000kW未満
X	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	200kW以上1,000kW未満
J	水力発電設備	1,000kW以上5,000kW未満
	水力発電設備	5,000kW以上30,000kW未満
Y	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	1,000kW以上5,000kW未満
	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	5,000kW以上30,000kW未満
M	バイオマス発電設備（メタン発酵ガス化発電（バイオマス由来））	－
1	バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス）	2,000kW未満
N	バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス）	2,000kW以上

3	バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料）	10,000kW未満
Q	バイオマス発電設備（建設資材廃棄物）	－
R	バイオマス発電設備（一般廃棄物その他バイオマス）	－

なお、複数の発電設備を設置する場合は、それぞれの発電設備からの電気の供給量が個別に計測できる場合は、それぞれ個別に認定申請することとし、個別に計測できない場合は、申請時点において調達価格の一番安い価格区分の記号を記載すること。また、複数のバイオマス燃料を使用する場合は、最も使用量（発熱量）の多い燃料を使用するバイオマス区分記号を記載すること。

（注９）　風力発電設備（洋上風力発電設備を除く。）、地熱発電設備又は水力発電設備について、既設設備を更新し、更新後の発電設備（以下「リプレース発電設備」という。）について認定申請を行う場合は「有」、新設設備について認定申請を行う場合は「無」のボックスにチェックを付すこと。また、既に法第９条第４項の認定を受けている発電設備又はＲＰＳ設備（法附則第４条の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される法附則第３条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法第９条第１項の規定により認定を受けた新エネルギー等を電気に変換する設備をいう。）を更新するリプレース発電設備について認定申請する場合には、既設設備（更新前の発電設備）の設備ＩＤを記載すること。上記以外の発電設備に関しては発電設備の名称を記載すること。

（注１０）発電設備の出力は、当該申請（提出）に係る発電設備の定格発電出力を小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。太陽光発電設備の場合は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載すること。なお、出力が１０ｋＷ未満となる場合は様式第２、１０ｋＷ以上５０ｋＷ未満となる場合は様式第１の２により申請すること。

（注１１）発電等用電気工作物を維持し、及び運用する者が一般送配電事業者との協議により設定する設備上利用できる電力の最大値を記載すること。

（注１２）全ての設置場所を記載すること。なお、項目欄に全て記載できない場合、記載できる分のみ記載し、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、不足分は別紙として作成すること。

（注１３）太陽光発電設備についてのみ記載し、太陽電池の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「種類」「変換効率」及び「型式番号」を記載すること。
太陽電池の種類は次の記号にて記載すること。
Ａ１：単結晶のシリコンを用いた太陽電池
Ａ２：多結晶のシリコンを用いた太陽電池
Ｂ：薄膜半導体を用いた太陽電池
Ｃ：化合物半導体を用いた太陽電池
変換効率は実効変換効率を記載すること。太陽光発電設備が破壊することなく折り曲げることができるもの又はレンズ若しくは反射鏡を用いるものである場合は、備考欄の「除外事項該当性」のボックスにチェックを付すこと。
太陽電池の合計出力は小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。

（注１４）一基当たりの出力が２０ｋＷ未満の風力発電設備を使用する場合に記載すること。風車の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」及び「型式番号」を記載すること。

（注１５）配線方法は、次の記号にて記載すること。
太陽光発電設備の場合
Ｚ：全量配線
Ｙ：余剰配線
太陽光発電設備以外の場合
Ａ：１の需要場所に１引込の配線とする。
Ｂ：１の需要場所を２つの需要場所に分割し、需要場所ごとに１引込の配線とする。
Ｃ：電気事業法施行規則第３条第３項の規定により、１の需要場所に複数の引込の配線とする。

（注１６）自家発電設備等の設置の有無を記載すること。蓄電池を設置する場合は、蓄電池の位置及び区分計量の可否も該当するボックスにチェックを付すこと。

（注１７）電気事業者に供給する再生可能エネルギー電気の量を計量する方法を記載すること。なお、複数の電力量計を用いる場合など特殊な計量方法である場合は、計量方法が具体的に分かる書類を添付すること。

（注１８）当該申請（提出）に係る発電設備についての接続の同意を証する書類のとおりに正確に記載すること。

（注１９）風力発電設備（洋上風力発電設備を除く。）又は地熱発電設備であって、リプレース発電設備であるものは、「接続枠の継承」及び「電源線の継承」の項目におけるボックスのうち該当する方にチェックを付すこと。

（注２０）接続枠とは、電力系統において確保されている送電に係る容量のことをいう。

（注２１）運転開始済みの場合、備考欄の「運転開始済み」のボックスにチェックを付して、運転開始予定日の欄に運転開始年月日を記載すること。

（注２２）保守点検及び維持管理計画（点検内容及び実施スケジュール等）について、別紙として作成し、添付すること。

（注２３）調達期間において必要となる保守点検及び維持管理費用の見込みについて記載すること。

（注２４）太陽光発電設備の場合は、外部積立てか内部積立てかを選択し、内部積立てによる積立てを行うことを希望する場合は「内部積立てに係る事項」を添付すること。なお、内部積立てを選択した場合でも、内部積立ての要件を満たさない場合には、外部積立てを行うものとして認定される。

（注２５）風力発電設備、水力発電設備、地熱発電設備又はバイオマス発電設備の場合は、事業が終了した時点で必要となる、解体・撤去及びそれに伴い発生する廃棄物の処理にかかる費用について記載すること。

（注２６）発電設備の導入に当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」、「新エネルギー事業者支援対策費補助金」又は「中小水力・地熱発電開発費等補助金」の受給を受けている場合は、補助金額確定通知書に記載されている受給額を記載すること。

（注２７）発電設備の設置場所を含む一の需要場所における自家消費や特定供給を自家消費等という。

（注２８）特定供給とは、電気事業法第２７条の３３第１項に基づく許可を受けた者による当該許可に係る電気の供給をいう。

（注２９）右記の事項を遵守することに同意する場合には、ボックスにチェックを付すこと。

（注３０）事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。

（注３１）標識の掲示場所を構造図内で指し示すこと。

（注３２）当該申請（提出）に係る発電設備の周囲に柵塀がある又は設ける場合には、構造図内で指し示すこと。

（注３３）公的機関の発行する書類については、申請（提出）日より３ヶ月前から当該申請（提出）日までの間に発行された原本に限る。

（注３４）登記簿謄本上の所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は、添付すること。

（注３５）建物所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は、添付すること。

（注３６）申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合には、運転開始までに提出すること。

（注３７）検査済証を保有していない者は、完了検査の日付、検査済証の交付者、番号及び交付年月日が記載された処分等の概要書又は台帳記載事項証明の提出をもって、検査済証の提出に代えることができる。また、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和３年農林水産省・国土交通省令第６号）第１条第１号に規定するＡ構造畜舎等として畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和３年法律第３４号）第３条第３項又は第４条第１項の認定を受けたものの屋根に設置する太陽光発電設備については、同法に基づく畜舎等利用計画の認定に係る通知書及び申請書（副本）の提出をもって、検査済証の提出に代えることができる。

（注３８）工事計画届出書の写しは、申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合には、運転開始までに提出すること。使用前自己確認結果届出書の写しは、認定申請時に提出できない場合は運転開始までに提出すること。

（注３９）写真については、認定申請時に提出できない場合は運転開始までに提出すること。

（注４０）発電設備の計画仕様、定格及び構成、構造、外形を示す書類、図面又はそれに準じる書類（発電設備の製造事業者名及び型式番号等、当該発電設備の内容を特定することのできる記号又は番号を証する書類等）を添付すること。海外製品については、製造国が確認できる内容であること。太陽電池に関する仕様書は添付不要。

（注４１）当該申請（提出）に係る発電設備から産出された熱を利用する場合は、熱を供給する導管等を構造図内で指し示すこと。また、熱の量を計量する熱量計をフロー図内で指し示し、計量法に基づく温度計であることを示すこと。

（注４２）電気事業者に供給する再生可能エネルギー電気の量を計量する電力量計を配線図内で指し示し、計量法に基づく特定計量器であることを示すこと。

（注４３）接続の同意を証する書類等、一般送配電事業者との契約に基づく最大受電電力が明確に分かる書類を添付すること。

（注４４）当該申請（提出）に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施のための事業体制（保守点検会社等の事業実施関連会社や、申請者（提出者）が法人である場合には密接関係者）を明らかにする書類を添付すること。

（注４５）当該申請（提出）に係る再生可能エネルギー発電事業の実施のために必要な関係法令の手続状況が分かる書類を添付すること。法第４条の２第２項第７号の２に掲げる森林法、宅地造成及び特定盛土等規制法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律における許可等の処分（宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第８条第１項本文の許可を含む。）が必要な場合にあっては、当該許可等の処分を受けていることを示す書類をそれぞれ添付すること。

（注４６）説明会又は事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、説明会を開催した場合に添付すること。

（注４７）事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、事前周知措置を実施した場合に添付すること。

（注４８）バイオマス発電に用いる燃料（メタン発酵ガス化発電の場合は原料）の種類や量、調達先等の調達計画及び当該燃料の使用計画を明らかにする書類を添付すること。

（注４９）地熱発電に用いる源泉等について継続的にモニタリング等を実施するなど、継続的かつ安定的に地

熱発電を行うために必要な措置を講ずる計画になっていることが分かる書類を添付すること。
（注５０）発電設備の導入に当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」、「新エネルギー事業者支援対策費補助金」又は「中小水力・地熱発電開発費等補助金」の受給を受けている場合は、補助金額確定通知書を添付すること。
（注５１）項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。
（注５２）燃料区分名は次の記号のとおり。
Ａ：メタン発酵ガス
Ｂ：森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）
Ｃ：一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（製材等残材、輸入木材、農作物残さ等）
Ｄ：建設資材廃棄物
Ｅ：一般廃棄物その他バイオマス
Ｆ：その他（助燃剤等）
Ｇ：バイオマス液体燃料
（注５３）燃料名の欄には、ボイラーや内燃機関等に投入する発熱を有する全ての燃料について具体的な燃料名を記載すること。Ａ：メタン発酵ガスについては、メタン発酵ガスの原料名も記載すること。
（注５４）バイオマス比率は小数第３位（小数第４位を四捨五入）まで記載すること。なお、バイオマス合計は非バイオマス燃料の比率を除いた合計を記載すること。
（注５５）バイオマス比率考慮後出力は発電設備の出力に燃料区分ごとのバイオマス比率を乗じて算出した出力を小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。なお、バイオマス合計は非バイオマス燃料の出力を除いた合計を記載すること。
（注５６）各燃料のうちライフサイクルGHG排出量が最大のものについてその値を記載すること。バイオマス燃料のライフサイクルGHG排出量の計算方法は、「FIT/FIP制度におけるライフサイクルGHG計算方法」を参照すること。また、ライフサイクルGHGの既定値については、「FIT/FIP制度におけるバイオマス燃料のライフサイクルGHG排出量の既定値について」を参照すること。
（注５７）メタン発酵ガス、建設資材廃棄物、一般廃棄物その他バイオマスについては、輸送距離が最長のものについて、その値を記載すること。

＜備考＞
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格Ａ３とすること。

様式第２の２（第４条の２（第４条）関係）

再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書
（再生可能エネルギー発電事業計画提出書）
（市場取引等により供給する事業を行う場合に限る）

年　　月　　日

経済産業大臣（広域的運営推進機関）　殿

申請者（提出者）　　住　所　（〒　　－　　）
（注１）

氏　名

（法人にあっては名称、代表者の役職・氏名）

電話番号　（　　）　　－

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「法」という。）第９条第１項（第６条）の規定に基づき、再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けたい（法第７条第２項の規定に基づく入札に参加したい）ので、次のとおり申請（提出）します。

再生可能エネルギー発電事業計画　　第１表による

申請事業計画使用燃料一覧　第２表による（バイオマス発電設備の場合）

担当経済産業局（注２）　＿＿＿

第１表　再生可能エネルギー発電事業計画

事業計画内容				備考
事業者名（注３）				□地方税法第七十二条の四に規定する法人
法人番号（注４）				
法人の代表者氏名（注３）	役職			
	氏名			
法人の役員氏名（注５）	役職			□別紙あり
	氏名			
	役職			
	氏名			
	役職			
	氏名			
密接関係者（注６）				
事業者の住所（注３）	（〒　－　）			
発電設備の区分（注７）				
既設設備の更新（注８）	□　有	既設設備ＩＤ		
		既設設備の出力（ｋＷ）		
		既設設備の名称		
		既設設備の設置場所		
	□　無			
発電設備の出力（ｋＷ）（注９）				□環境影響評価法に基づく環境影響評価の手続を実施中 □条例に基づく環境影響評価の手続を実施中
最大受電電力（ｋＷ）（注１０）	□　発電側託送供給料金の支払者			
パワーコンディショナーの自立運転機能の有無	□　有　（　　ｋＷ）（自立運転機能　　ｋＷ）			１０ｋＷ以上５０ｋＷ未満の太陽光発電設備の場合又は第一種複数太陽光発電設備設置事業を営む場合は記載すること
	□　無			

給電用コンセントの有無	□　有			
	□　無			
発電設備の名称				
発電設備の設置場所（注１１）	（〒　－　）			□別紙あり
事業区域の面積（㎡）				
複数太陽光発電設備設置事業の該当性（注１２）	□　該当する	□　第一種複数太陽光発電設備設置事業 □　第二種複数太陽光発電設備設置事業		
	□　該当しない			
太陽光発電設備の設置形態	□屋根設置（□既設の建物等　□建設中・予定の建物等）	建物の所有	□　事業者が所有 □　事業者以外が所有 □　事業者が事業者以外と共有	
		建物の種類	□　一戸建ての住宅 □　共同住宅 □　事務所、工場、店舗 □　学校、公共施設 □　その他（　　）	
	□地上設置（□野立て　□営農型　□水上）	土地の所有	□　事業者が所有 □　事業者以外が所有 □　事業者が事業者以外と共有	
太陽電池に係る事項（注１３）	製造事業者名			
	種類			
	変換効率			□除外事項該当性
	型式番号			□別紙あり
	枚数（枚）			
	合計出力（ｋＷ）			
風車に係る事項（注１４）	製造事業者名			
	型式番号			□別紙あり
配線方法（注１５）				

自家発電設備等の設置の有無（注１６）	□　有	自家発電設備等の種類	□　蓄電池	蓄電池の位置	□PCSより発電設備側	区分計量の可否	□可 □不可	
					□PCSより系統側	系統からの充電	□有 □無	
			□　その他（　　）					
	□　無							
電気事業者への電気供給量の計測方法（注１７）								
系統接続に係る事項（注１８）	契約締結日		年　月　日					
	契約締結先							
	工事費負担金（円[税抜き]）							
更新に係る事項（注１９）	接続枠の継承（注２０）		□　有　□　無					
	電源線の継承		□　有　□　無					
事業実施工程（注２１）	設置工事開始予定日		年　月　日					
	系統連系予定日		年　月　日					
	運転開始予定日		年　月　日					□運転開始済み
	設備廃止予定日		年　月　日					
保守点検責任者	法人名（法人の場合）							
	責任者氏名							
	所属・役職（法人の場合）							
	電話番号							
	法人番号（法人の場合）							
保守点検及び維持管理計画（注２２）	別紙のとおり							
保守点検及び維持管理費用総額（円[税抜き]）（注２３）								

解体等に要する費用（注２４）	□外部積立て（法第１５条の１２から第１５条の１６までに規定する方法により解体等積立金を積み立てる場合をいう。以下同じ。） □内部積立て（法第１５条の１７に基づき、内部積立金を積み立てる場合をいう。以下同じ。）（詳細は、別添「内部積立てに係る事項」記載のとおり。）			□「内部積立てに係る事項」の添付あり
廃棄等費用（注２５）	総額（円[税抜き]）			
	算定方法			
	積立開始時期	年　月		
	積立終了時期	年　月		
	毎月積立金額（円[税抜き]）			
補助金の受給額（円）（注２６）				
需給管理の方法				
電気の取引方法				
セキュリティ管理責任者	移行前設備ＩＤ			
	セキュリティ管理責任者	法人名（法人の場合）		
		責任者氏名		
		所属・役職（法人の場合）		
		電話番号		
		法人番号（法人の場合）		
供給エリア（注２７）				

遵守事項（注２８）	事業計画策定ガイドライン、廃棄等費用積立ガイドライン及び説明会及び事前周知措置実施ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。（注２９）	□
	再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。	□
	特段の理由がないのに当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて既に発電を開始しているものでないこと。	□
	電力量を計測する電力量計は、計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置すること。また、設置後は速やかに報告すること。	□
	運転開始期限内に運転を開始できない場合には、変更された交付期間によりこの再生可能エネルギー発電事業を行うこと。	□
	発電設備又は発電設備を囲う柵塀等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること。（注３０）	□
	安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。	□

	この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずること。（注３１）	□
	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。（太陽光発電設備及び風力発電設備については原則、出力規模の大きい特別高圧連系等は専用回線、出力規模が小さい高圧以下連系はインターネット回線を活用したシステムを構築すること。）	□
	再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。	□
	この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。	□
	認定申請時に建築物の工事が完了していない場合は、運転開始までに、検査済証の写し、建物の登記事項証明書及び工事計画（変更）届出書（対象となる規模に限る。）の写しを提出すること。また、運転開始までに、使用前自己確認結果届出書の写し（対象となる規模に限る。）及び太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す写真を提出すること。【屋根設置太陽光発電設備の場合のみ】	□
	発電開始前から継続的に源泉等のモニタリング等を実施するなど、地熱発電を継続的かつ安定的に行うために必要な措置を講ずること。【地熱発電設備の場合のみ】	□

	書類の種類	書類名	備考
添付書類	①住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は、戸籍抄本のいずれか（法人にあっては、法人登記簿謄本）（注３２）		
	②印鑑証明書（注３２）		
	③発電設備の設置場所に係る登記簿謄本（注３２）		
	④土地の取得を証する書類等（注３３）		
	⑤建物所有者の同意書（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３４）		
	⑥検査済証の写し（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３５）（注３６）		
	⑦建物の登記事項証明書（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３５）		
	⑧工事計画届出書又は使用前自己確認結果届出書の写し（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３７）		
	⑨太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す図面及び写真（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３８）		
	⑩発電設備の内容を証する書類（注３９）		
	⑪構造図（注３０）（注３１）（注４０）		
	⑫配線図（注４１）		
	⑬接続の同意を証する書類の写し		
	⑭最大受電電力を証する書類（注４２）		
	⑮事業実施体制図（注４３）		
	⑯関係法令手続状況報告書（注４４）		
	⑰森林法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注４４）		
	⑱宅地造成及び特定盛土等規制法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注４４）		
	⑲砂防法の処分に係る状況を示す書類（処分が必要な場合）（注４４）		
	⑳地すべり等防止法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注４４）		
	㉑急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注４４）		
	㉒再エネ発電事業の実施場所の敷地境界線からの水平距離の範囲が確認できる地図等（注４５）		
	㉓周辺地域の住民の範囲について市町村に事前相談を行った際の書類及び当該市町村の意見に係る書類（注４５）		
	㉔説明会の開催案内又は事前周知措置を実施した際の配布書類又は回覧板、自治体公報若しくは自治体広報誌へ掲載した書類（注４５）（注４６）		
	㉕説明会の開催案内を実施した周辺地域の住民の範囲が分かる書類（注４５）		

	㉖説明会における配布資料（注４５）		
	㉗説明会の出席者名簿又は事前周知措置を実施した対象の範囲が分かる書類（注４５）（注４６）		
	㉘説明会の議事録（注４５）		
	㉙説明会の開催後又は事前周知措置の実施後に受け付けた質問等及び当該質問に対する回答（注４５）（注４６）		
	㉚説明会概要報告書又は事前周知措置概要報告書（注４５）（注４６）		
	㉛再生可能エネルギー発電事業における燃料（原料）調達及び使用計画書（バイオマス発電設備のみ）（注４７）		
	㉜再生可能エネルギー発電事業における地熱資源等モニタリング計画書（地熱発電設備のみ）（注４８）		
	㉝補助金確定通知書（注４９）		
	㉞発電量調整供給契約申込書の写し（特定契約により供給する事業からの移行のみ）		
	㉟市場取引等により供給する方法を証する書類（特定契約により供給する事業からの移行のみ）		
	㊱自ら又は直接の取引先が電気事業法上の事業者であることを証する書類（１０ｋＷ以上５０ｋＷ未満の太陽光発電設備の場合又は第一種複数太陽光発電設備設置事業を営む場合のみ）		
	㊲その他１		
	㊳その他２		
	㊴その他３（注５０）		

第２表 申請事業計画使用燃料一覧（バイオマス発電設備の場合に記載）

燃料区分（注５１）	燃料名（注５２）	バイオマス比率（%）（注５３）	バイオマス比率考慮後出力（ｋＷ）（注５４）	備考
A				
	計			
B				
	計			
C				
	計			
D				
	計			
E				
	計			
G				
	計			
	バイオマス合計			
F				
	非バイオマス合計			
ライフサイクルGHG算定値（注５５）	g-CO2eq/MJ-電力 （　燃料名　：　）			
ライフサイクルＧＨＧ燃料輸送距離（注５６）	km （　燃料名　：　）			

（注１）　法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。
（注２）　申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
　Ａ：北海道経済産業局、Ｂ：東北経済産業局、Ｃ：関東経済産業局、Ｄ：中部経済産業局、
　Ｅ：近畿経済産業局、Ｆ：中国経済産業局、Ｇ：四国経済産業局、Ｈ：九州経済産業局、
　Ｉ：内閣府沖縄総合事務局
（注３）　申請者（提出者）と同じ場合は、「申請者（提出者）と同じ」と記載することでも良い。
（注４）　法人番号がある場合のみ記載すること。その際、国税庁から指定・通知される１３桁の法人番号を記載すること。

（注５）　再生可能エネルギー発電事業に係る業務を執行する社員（会社法第５９１条に規定する「業務を執行する社員」のことであり、いわゆる従業員とは異なる。）、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し当該業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。該当する者がいない場合は「なし」と記載すること。なお、項目欄が不足する場合、項目欄分は申請書に記載した上で、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、不足分は別紙として作成すること。
（注６）　事業実施体制図の記載事項に含めて提出すること。
（注７）　発電設備の区分は次の表に掲げる記号にて記載すること。

記号	発電設備	出力
A	太陽光発電設備	10kW以上50kW未満
	太陽光発電設備	50kW以上250kW未満
	太陽光発電設備	250kW以上
8	屋根設置太陽光発電設備	10kW以上
D	風力発電設備（陸上風力）	50kW未満
	風力発電設備（陸上風力）	50kW以上
	風力発電設備（陸上風力リプレース）	－
U	風力発電設備（着床式洋上風力）	－
2	風力発電設備（浮体式洋上風力）	－
K	地熱発電設備	15,000kW未満
	地熱発電設備（全設備更新型リプレース）	15,000kW未満
	地熱発電設備（地下設備流用型リプレース）	15,000kW未満
L	地熱発電設備	15,000kW以上
	地熱発電設備（全設備更新型リプレース）	15,000kW以上
	地熱発電設備（地下設備流用型リプレース）	15,000kW以上
E	水力発電設備	200kW未満
V	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	200kW未満
I	水力発電設備	200kW以上1,000kW未満
X	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	200kW以上1,000kW未満
J	水力発電設備	1,000kW以上5,000kW未満
	水力発電設備	5,000kW以上30,000kW未満
Y	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	1,000kW以上5,000kW未満
	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	5,000kW以上30,000kW未満
M	バイオマス発電設備（メタン発酵ガス化発電（バイオマス由来））	－
1	バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス）	2,000kW未満
N	バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス）	2,000kW以上
3	バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料）	10,000kW未満
Q	バイオマス発電設備（建設資材廃棄物）	－
R	バイオマス発電設備（一般廃棄物その他バイオマス）	－

なお、複数の発電設備を設置する場合は、それぞれの発電設備からの電気の供給量が個別に計測できる場合は、それぞれ個別に認定申請することとし、個別に計測できない場合は、申請時点において基準価格の一番安い価格区分の記号を記載すること。また、複数のバイオマス燃料を使用する場合は、最も使用量（発熱量）の多い燃料を使用するバイオマス区分記号を記載すること。
（注８）　風力発電設備（洋上風力発電設備を除く。）、水力発電設備又は地熱発電設備について、既設設備を更新し、更新後の発電設備（以下「リプレース発電設備」という。）について認定申請を行う場合は「有」、新設設備について認定申請を行う場合は「無」のボックスにチェックを付すこと。また、既に法第９条第４項の認定を受けている発電設備又はＲＰＳ設備（法附則第４条の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される法附則第３条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法第９条第１項の規定により認定を受けた新エネルギー等を電気に変換する設備をいう。）を更新するリプレース発電設備について認定申請する場合には、既設設備（更新前の発電設備）の設備ＩＤを記載すること。上記以外の発電設備に関しては発電設備の名称を記載すること。
（注９）　発電設備の出力は、当該申請（提出）に係る発電設備の定格発電出力を小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。太陽光発電設備の場合は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載すること。
（注１０）発電等用電気工作物を維持し、及び運用する者が一般送配電事業者との協議により設定する設備上利用できる電力の最大値を記載すること。
（注１１）全ての設置場所を記載すること。なお、項目欄に全て記載できない場合、記載できる分のみ記載し、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、不足分は別紙として作成すること。

（注１２）第一種複数太陽光発電設備設置事業は、その出力が１０ｋW未満の太陽光発電設備を自ら所有していない複数の場所に設置し、当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を電気事業者に対して供給する事業であって、当該事業に用いる太陽光発電設備の出力の合計が１０ｋW以上５０ｋW未満となる場合をいう。第二種複数太陽光発電設備設置事業は、その出力が１０ｋW未満の太陽光発電設備を自ら所有していない複数の場所に設置し、当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を電気事業者に対して供給する事業であって、当該事業に用いる太陽光発電設備の出力の合計が５０ｋW以上となる場合をいう。
（注１３）太陽光発電設備についてのみ記載し、太陽電池の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「種類」「変換効率」及び「型式番号」を記載すること。
太陽電池の種類は次の記号にて記載すること。
Ａ１：単結晶のシリコンを用いた太陽電池
Ａ２：多結晶のシリコンを用いた太陽電池
Ｂ：薄膜半導体を用いた太陽電池
Ｃ：化合物半導体を用いた太陽電池
変換効率は実効変換効率を記載すること。太陽光発電設備が破壊することなく折り曲げることができるもの又はレンズ若しくは反射鏡を用いるものである場合は、備考欄の「除外事項該当性」のボックスにチェックを付すこと。
太陽電池の合計出力は小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。
（注１４）一基当たりの出力が２０ｋW未満の風力発電設備を使用する場合に記載すること。風車の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」及び「型式番号」を記載すること。
（注１５）配線方法は、次の記号にて記載すること。
太陽光発電設備の場合
Ｚ：全量配線
Ｙ：余剰配線
太陽光発電設備以外の場合
Ａ：１の需要場所に１引込の配線とする。
Ｂ：１の需要場所を２つの需要場所に分割し、需要場所ごとに１引込の配線とする。
Ｃ：電気事業法施行規則第３条第３項の規定により、１の需要場所に複数の引込の配線とする。
（注１６）自家発電設備等の設置の有無を記載すること。蓄電池を設置する場合は、蓄電池の位置及び区分計量の可否、系統からの充電の有無も該当するボックスにチェックを付すこと。
（注１７）電気事業者に供給する再生可能エネルギー電気の量を計量する方法を記載すること。なお、複数の電力量計を用いる場合など特殊な計量方法である場合は、計量方法が具体的に分かる書類を添付すること。
（注１８）当該申請（提出）に係る発電設備についての接続の同意を証する書類のとおりに正確に記載すること。
（注１９）風力発電設備（洋上風力発電設備を除く。）又は地熱発電設備であって、リプレース発電設備であるものは、「接続枠の継承」及び「電源線の継承」の項目におけるボックスのうち該当する方にチェックを付すこと。
（注２０）接続枠とは、電力系統において確保されている送電に係る容量のことをいう。
（注２１）運転開始済みの場合、備考欄の「運転開始済み」のボックスにチェックを付して、運転開始予定日の欄に運転開始年月日を記載すること。
（注２２）保守点検及び維持管理計画（点検内容及び実施スケジュール等）について、別紙として作成し、添付すること。
（注２３）交付期間において必要となる保守点検及び維持管理費用の見込みについて記載すること。
（注２４）太陽光発電設備の場合は、外部積立てか内部積立てかを選択し、内部積立てによる積立てを行うことを希望する場合は「内部積立てに係る事項」を添付すること。なお、内部積立てを選択した場合でも、内部積立ての要件を満たさない場合には、外部積立てとして認定される。
（注２５）風力発電設備、水力発電設備、地熱発電設備又はバイオマス発電設備の場合は、事業が終了した時点で必要となる、解体・撤去及びそれに伴い発生する廃棄物の処理にかかる費用について記載すること。
（注２６）発電設備の導入に当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」、「新エネルギー事業者支援対策費補助金」又は「中小水力・地熱発電開発費等補助金」の受給を受けている場合は、補助金額確定通知書に記載されている受給額を記載すること。
（注２７）供給エリアは、北海道、東北、東京、中部、北陸、関西、中国、四国、九州、沖縄から選択すること。
（注２８）右記の事項を遵守することに同意する場合には、ボックスにチェックを付すこと。
（注２９）事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。
（注３０）標識の掲示場所を構造図内で指し示すこと。
（注３１）当該申請（提出）に係る発電設備の周囲に柵塀がある又は設ける場合には、構造図内で指し示すこと。
（注３２）公的機関の発行する書類については、申請（提出）日より３ヶ月前から当該申請（提出）日までの

間に発行された原本に限る。
（注３３）登記簿謄本上の所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は、添付すること。
（注３４）建物所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は、添付すること。
（注３５）申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合には、運転開始までに提出すること。
（注３６）検査済証を保有していない者は、完了検査の日付、検査済証の交付者、番号及び交付年月日が記載された処分等の概要書又は台帳記載事項証明の提出をもって、検査済証の提出に代えることができる。また、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和３年農林水産省・国土交通省令第６号）第１条第１号に規定するＡ構造畜舎等として畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和３年法律第34号）第３条第３項又は第４条第１項の認定を受けたものの屋根に設置する太陽光発電設備については、同法に基づく畜舎等利用計画の認定に係る通知書及び申請書（副本）の提出をもって、検査済証の提出に代えることができる。
（注３７）工事計画届出書の写しは、申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合には、運転開始までに提出すること。使用前自己確認結果届出書の写しは、認定申請時に提出できない場合は運転開始までに提出すること。
（注３８）写真については、認定申請時に提出できない場合は運転開始までに提出すること。
（注３９）発電設備の計画仕様、定格及び構成、構造、外形を示す書類、図面又はそれに準じる書類（発電設備の製造事業者名及び型式番号等、当該発電設備の内容を特定することのできる記号又は番号を証する書類等）を添付すること。海外製品については、製造国が確認できる内容であること。太陽電池に関する仕様書は添付不要。
（注４０）PCSより系統側に蓄電池を設置し、当該蓄電池に系統からの充電を行う場合にあっては、再生可能エネルギー発電設備の設置場所を含む一の需要場所に需要設備が設置されていないこと（当該再生可能エネルギー発電設備の運転に不可欠なものであって、当該需要設備において使用する電気の量が微量である場合を除く。）が分かる書類を提出すること。
（注４１）電気事業者に供給する再生可能エネルギー電気の量を計量する電力量計を配線図内で指し示し、計量法に基づく特定計量器であることを示すこと。PCSより系統側に蓄電池を設置し、当該蓄電池に系統からの充電を行う場合にあっては、蓄電池から放電された電気の量のうち再生可能エネルギー源を電気に変換する設備に由来するものとそれ以外のものとを区分するために必要な電気の量を計量でき、かつ、当該蓄電池から市場取引等により供給する電気の量を計量できるように電力量計が設置されていることが分かるものを提出すること。
（注４２）接続の同意を証する書類等、一般送配電事業者との契約に基づく最大受電電力が明確に分かる書類を添付すること。
（注４３）当該申請（提出）に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施のための事業体制（保守点検会社等の事業実施関連会社や、申請者（提出者）が法人である場合には密接関係者）を明らかにする書類を添付すること。
（注４４）当該申請（提出）に係る再生可能エネルギー発電事業の実施のために必要な関係法令の手続状況が分かる書類を添付すること。法第４条の２第２項第７号の２に掲げる森林法、宅地造成及び特定盛土等規制法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律における許可等の処分（宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第８条第１項本文の許可を含む。）が必要な場合にあっては、当該許可等の処分を受けていることを示す書類をそれぞれ添付すること。
（注４５）説明会又は事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、説明会を開催した場合に添付すること。
（注４６）事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、事前周知措置を実施した場合に添付すること。
（注４７）バイオマス発電に用いる燃料（メタン発酵ガス化発電の場合は原料）の種類や量、調達先等の調達計画及び当該燃料の使用計画を明らかにする書類を添付すること。
（注４８）地熱発電に用いる源泉等について継続的にモニタリング等を実施するなど、継続的かつ安定的に地熱発電を行うために必要な措置を講ずる計画になっていることが分かる書類を添付すること。
（注４９）発電設備の導入に当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」、「新エネルギー事業者支援対策費補助金」又は「中小水力・地熱発電開発費等補助金」の受給を受けている場合は、補助金額確定通知書を添付すること。
（注５０）項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。
（注５１）燃料区分名は次の記号のとおり。
　Ａ：メタン発酵ガス
　Ｂ：森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）
　Ｃ：一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（製材等残材、輸入木材、農作物残さ等）
　Ｄ：建設資材廃棄物
　Ｅ：一般廃棄物その他バイオマス
　Ｆ：その他（助燃剤等）
　Ｇ：バイオマス液体燃料
（注５２）燃料名の欄には、ボイラーや内燃機関等に投入する発熱を有する全ての燃料について具体的な燃料名を記載すること。Ａ：メタン発酵ガスについては、メタン発酵ガスの原料名も記載すること。
（注５３）バイオマス比率は小数第３位（小数第４位を四捨五入）まで記載すること。なお、バイオマス合計は非バイオマス燃料の比率を除いた合計を記載すること。
（注５４）バイオマス比率考慮後出力は発電設備の出力に燃料区分ごとのバイオマス比率を乗じて算出した出力を小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。なお、バイオマス合計は非バイオマス燃料の出力を除いた合計を記載すること。
（注５５）各燃料のうちライフサイクルGHG排出量が最大のものについてその値を記載すること。バイオマス燃料のライフサイクルGHG排出量の計算方法は、「FIT/FIP制度におけるライフサイクルGHG計算方法」を参照すること。また、ライフサイクルGHGの既定値については、「FIT/FIP制度におけるバイオマス燃料のライフサイクルGHG排出量の既定値について」を参照すること。
（注５６）メタン発酵ガス、建設資材廃棄物、一般廃棄物その他バイオマスについては、輸送距離が最長のものについて、その値を記載すること。

＜備考＞
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格Ａ３とすること。

様式第３（第８条関係）

再生可能エネルギー発電事業計画変更等認定申請書

（１０ｋＷ未満、１０ｋＷ以上５０ｋＷ未満の太陽光発電及び市場取引等により供給する事業を除く）

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

申請者　　住　所　（〒　　－　　）
（注１）

氏　名

（法人にあっては名称、代表者の役職・氏名）

電話番号　（　　）　　－

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第１０条第１項の規定に基づき、認定計画について変更又は追加の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

変更認定申請又は追加認定申請の別（該当項目をチェック）

□変更認定申請（なお、変更認定申請と追加認定申請を同時に行う場合を含む。）

□追加認定申請

変更又は追加対象事業計画（注２）

設備ＩＤ（識別番号）	
発電設備の名称	
運転開始の有無（注３）	□運転開始前 □運転開始後（運転開始日：　　年　　月　　日）

変更又は追加概要（該当項目をチェック：複数選択可）

□　認定計画情報

□　認定計画使用燃料一覧（バイオマス発電設備の場合）

担当経済産業局（注４）　＿＿＿

認定計画情報（注５）

変更項目	変更前	変更の有無	変更後	変更理由	備考
事業者名（注６）		□有 □無			□地方税法第七十二条の四に規定する法人
課税事業者の該否（注７）	□課税事業者に該当する（消費税を申告・納税されている方）　□インボイス発行事業者に該当する（登録年月日）　年　月　日 □課税事業者に該当しない（消費税を申告・納付されていない方）	□有 □無	□課税事業者に該当する（消費税を申告・納税されている方）　□インボイス発行事業者に該当する（登録年月日）　年　月　日 □課税事業者に該当しない（消費税を申告・納付されていない方）（インボイス登録取消又は失効年月日）　年　月　日		
法人番号／インボイス発行事業者の登録番号（注８）（注９）		□有 □無			
法人の代表者氏名（注９）	役職 氏名	□有 □無	役職 氏名		
法人の役員氏名（注９）	役職 氏名	□有 □無	役職 氏名		
	役職 氏名	□有 □無	役職 氏名		
	役職 氏名	□有 □無	役職 氏名		
密接関係者（注１０）		□有 □無			
事業者の住所（注９）	（〒　　－　　）	□有 □無	（〒　　－　　）		
発電設備の区分（注１１）		□有 □無			
発電設備の出力（ｋＷ）（注１２）		□有 □無		□電力会社都合　□上記以外	
最大受電電力（ｋＷ）（注１３）	□　発電側託送供給料金の支払者	□有 □無	□　発電側託送供給料金の支払者		

パワーコンディショナーの自立運転機能の有無	□　有（　　kW） （自立運転機能　　kW） □　無	□有 □無	□　有（　　kW） （自立運転機能　　kW） □　無			
給電用コンセントの有無	□有　　□　無	□有 □無	□有　　□　無			
発電設備の名称（注９）		□有 □無				
発電設備の設置場所（注１４）	（〒　　－　　）	□有 □無	（〒　　－　　）			□別紙あり
事業区域の面積（㎡）		□有 □無				
太陽光発電設備の設置形態（注１５）	□屋根設置（□既設の建物等□建設中・予定の建物等） 建物の所有：□事業者が所有　□事業者以外が所有　□事業者が事業者以外と共有 建物の種類：□一戸建ての住宅　□共同住宅　□事務所、工場、店舗　□学校、公共施設　□その他（　　）	□有 □無	□屋根設置（□既設の建物等□建設中・予定の建物等） 建物の所有：□事業者が所有　□事業者以外が所有　□事業者が事業者以外と共有 建物の種類：□一戸建ての住宅　□共同住宅　□事務所、工場、店舗　□学校、公共施設　□その他（　　）			
	□地上設置（□野立て　□営農型　□水上） 土地の所有：□事業者が所有　□事業者以外が所有　□事業者が事業者以外と共有		□地上設置（□野立て　□営農型　□水上） 土地の所有：□事業者が所有　□事業者以外が所有　□事業者が事業者以外と共有			
農地一時転用許可申請予定の有無	□有 一時転用許可期間（見込み）　　年 □　法第９条第４項に基づく認定の日から、３年以内に農地に立てる支柱に係る一時転用許可（ただし、一時転用許可期間は３年を超えるもの）を取得し、農業委員会から交付される許可指令書の写し及び当該許可に係る許可申請書の写しを経済産業大臣に提出すること。 □　無	□有 □無	□　有 一時転用許可期間（見込み）　　年 □　法第９条第４項に基づく認定の日から、３年以内に農地に立てる支柱に係る一時転用許可（ただし、一時転用許可期間は３年を超えるもの）を取得し、農業委員会から交付される許可指令書の写し及び当該許可に係る許可申請書の写しを経済産業大臣に提出すること。 □　無			

太陽電池に係る事項（注１６）	製造事業者名		□有 □無			
	種類		□有 □無			
	変換効率	□真性変換効率 □実効変換効率	□有 □無			□除外事項該当性
	型式番号		□有 □無			□別紙あり
	枚数（枚）		□有 □無			
	合計出力（kW）		□有 □無			
風車に係る事項（注１７）	製造事業者名		□有 □無			
	型式番号		□有 □無			□別紙あり
配線方法（注１８）			□有 □無			
自家発電設備等の設置の有無	□　有 自家発電設備等の種類：□蓄電池 蓄電池の位置：□PCSより発電側備　□PCSより系統側　□その他（　　） 区分計量の可否：□可　□不可		□有 □無	□　有 自家発電設備等の種類：□蓄電池 蓄電池の位置：□PCSより発電側備　□PCSより系統側　□その他（　　） 区分計量の可否：□可　□不可		
	□無			□無		
電気事業者への電気供給量の計測方法			□有 □無			
保守点検責任者（注１９）	法人名（法人の場合）： 責任者氏名： 所属・役職（法人の場合）： 電話番号：（　　）　　－ 法人番号（法人の場合）：		□有 □無	法人名（法人の場合）： 責任者氏名： 所属・役職（法人の場合）： 電話番号：（　　）　　－ 法人番号（法人の場合）：		
保守点検及び維持管理計画（注２０）			□有 □無	別紙のとおり		

接続契約締結日	年　月　日		□有 □無	年　月　日		□接続契約締結後の再締結□再接続検討後の再締結（注２１）	
補助金の受給額（円）（注２２）			□有 □無				
自家消費・地域消費等計画（注２３）	当該発電設備における発電電力量の見込み	ｋＷｈ/年	□有 □無	当該発電設備における発電電力量の見込み	ｋＷｈ/年		
	自家消費等の量の見込み	ｋＷｈ/年		自家消費等の量の見込み	ｋＷｈ/年		
	自家消費等の用途			自家消費等の用途			
	前年の電力消費量（既設の建物等に発電設備を設置する場合）	ｋＷｈ/年		前年の電力消費量（既設の建物等に発電設備を設置する場合）	ｋＷｈ/年		
	自家消費等の比率	%		自家消費等の比率	%		
	特定供給の有無（注２４）	□有　□無		特定供給の有無	□有　□無		
解体等に要する費用（注２５）	□外部積立て（法第１５条の１２から第１５条の１６までに規定する方法により解体等積立金を積み立てる場合をいう。以下同じ。） □内部積立て（法第１５条の１７に基づき、解体等に要する費用に充てるための金銭を積み立てる場合をいう。以下同じ。）		□有 □無	□外部積立て □内部積立て（なお、詳細は別添「内部積立てに係る事項」記載のとおり）			□「内部積立てに係る事項」添付あり
選択する地域活用要件（地域活用要件が求められる場合のみ記入） （（１）自家消費型・地域消費型の地域活用要件の①～③の又は（２）地域一体型の地域活用要件の①～③の６つのうちいずれか１つを選択。）	（１）自家消費型・地域消費型		□有 □無	（１）自家消費型・地域消費型			
	□	①当該発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも３０％について、当該発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用すること、又は、電気事業法に基づく特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。		□	①当該発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも３０％について、当該発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用すること、又は、電気事業法に基づく特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。		
	□	②当該発電設備において発電される再生可能エネルギー電気を再生可能エネルギー電気特定卸供給により供給し、かつ、当該供給の相手方である小売電気事業者又は登録特定送配電事業者が、小売供給する電気量の５０％を当該発電設備が所在する都道府県内に供給するものであること。また、当該供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。		□	②当該発電設備において発電される再生可能エネルギー電気を再生可能エネルギー電気特定卸供給により供給し、かつ、当該供給の相手方である小売電気事業者又は登録特定送配電事業者が、小売供給する電気量の５０％を当該発電設備が所在する都道府県内に供給するものであること。また、当該供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。		
	□	③当該発電設備において使用する熱については、当該発電設備を用いて得られた熱をもって充てる構造であること。かつ、当該発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも１０％について、当該発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用すること、又は、電気事業法に基づく特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。		□	③当該発電設備において使用する熱については、当該発電設備を用いて得られた熱をもって充てる構造であること。かつ、当該発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも１０％について、当該発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用すること、又は、電気事業法に基づく特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。		
	（２）地域一体型			（２）地域一体型			
	□	①当該申請に係る発電事業を行おうとする者と当該発電設備が所在する地方公共団体との間で、災害その他非常の場合においても当該地方公共団体に所在する需要設備に対して当該発電設備において発電された再生可能エネルギー電気又は当該発電設備を用いて得らえる再生可能エネルギー熱を供給することが合意されているものであること。		□	①当該申請に係る発電事業を行おうとする者と当該発電設備が所在する地方公共団体との間で、災害その他非常の場合においても当該地方公共団体に所在する需要設備に対して当該発電設備において発電された再生可能エネルギー電気又は当該発電設備を用いて得らえる再生可能エネルギー熱を供給することが合意されているものであること。		
	□	②当該申請に係る発電事業を行おうとする者が、当該発電設備が所在する地方公共団体であること、又は、当該地方公共団体が資本金、基本金その他これに準ずるものの出資をしている一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社であること。		□	②当該申請に係る発電事業を行おうとする者が、当該発電設備が所在する地方公共団体であること、又は、当該地方公共団体が資本金、基本金その他これに準ずるものの出資をしている一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社であること。		
	□	③当該発電設備が所在する地方公共団体が事業を実施又は当該地方公共団体が資本金、基本金その他これに準ずるものの出資をしている小売電気事業者又は登録特定送配電事業者に対して、当該発電設備において発電された再生可能エネルギー電気を再生可能エネルギー特定卸供給により供給すること。		□	③当該発電設備が所在する地方公共団体が事業を実施又は当該地方公共団体が資本金、基本金その他これに準ずるものの出資をしている小売電気事業者又は登録特定送配電事業者に対して、当該発電設備において発電された再生可能エネルギー電気を再生可能エネルギー特定卸供給により供給すること。		

遵守事項（注２６）	事業計画策定ガイドライン、廃棄等費用積立ガイドライン並びに説明会及び事前周知措置実施ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。（注２７）	□
	再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。	□
	特段の理由がないのに当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて既に発電を開始しているものでないこと。	□
	電力量を計測する電力量計は、計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置すること。また、設置後は速やかに報告すること。	□
	運転開始期限内に運転を開始できない場合には、変更された調達期間によりこの再生可能エ	□

ネルギー発電事業を行うこと。	
発電設備又は発電設備を囲う柵塀等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること。【２０ｋＷ未満の太陽光発電設備を除く】	□
安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。	□
この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずること。	□
接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。	□
再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。	□
当該太陽光発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも３０％について、当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用すること、又は、電気事業法に基づく特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。	□
この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。	□
認定申請時に建築物の工事が完了していない場合は、運転開始までに、検査済証の写し、建物の登記事項証明書及び工事計画（変更）届出書（対象となる規模に限る。）の写しを提出すること。また、運転開始までに、使用前自己確認結果届出書の写し（対象となる規模に限る。）及び太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す写真を提出すること。【屋根設置太陽光発電設備の場合のみ】	□
発電開始前から継続的に源泉等のモニタリング等を実施するなど、地熱発電を継続的かつ安定的に行うために必要な措置を講ずること。【地熱発電設備の場合のみ】	□

添付書類（注２８）

書類の種類	添付の有無	変更後書類名	変更理由	備考
①住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本、又は戸籍抄本のいずれか（法人にあっては、法人登記簿謄本）（注２９）	□有 □無			
②印鑑証明書（注２９）	□有 □無			
③発電設備の設置場所に係る登記簿謄本（注２９）	□有 □無			
④土地の取得を証する書類等（注３０）	□有 □無			
⑤建物所有者の同意書（屋根設置太陽光発電設備のみ）	□有 □無			
⑥検査済証の写し（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３２）（注３３）	□有 □無			
⑦建物の登記事項証明書（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３２）	□有 □無			
⑧工事計画届出書又は使用前自己確認結果届出書の写し（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３４）	□有 □無			
⑨太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す図面及び写真（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３５）	□有 □無			
⑩発電設備の内容を証する書類（注３６）	□有 □無			
⑪構造図	□有 □無			
⑫配線図	□有 □無			
⑬接続の同意を証する書類の写し（注３７）	□有 □無			
⑭最大受電電力を証する書類（注３１）	□有 □無			

8）			
⑮事業実施体制図（注39）	□有 □無		
⑯関係法令手続状況報告書（注40）	□有 □無		
⑰森林法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注40）	□有 □無		
⑱宅地造成及び特定盛土等規制法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注40）	□有 □無		
⑲砂防法の処分に係る状況を示す書類（処分が必要な場合）（注40）	□有 □無		
⑳地すべり等防止法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注40）	□有 □無		
㉑急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注40）	□有 □無		

㉒再エネ発電事業の実施場所の敷地境界線からの水平距離の範囲ができる地図等（注41）	□有 □無		
㉓周辺地域の住民の範囲について市町村に事前相談を行った際及び当該市町村の意見に係る書類（注41）	□有 □無		
㉔説明会の開催案内又は事前周知措置を実施した際の配布書類又は回覧板、自治体公報若しくは自治体広報誌へ掲載した書類（注41）	□有 □無		
㉕説明会の開催案内を実施した周辺地域の住民の範囲が分かる書類（注41）	□有 □無		
㉖説明会における配布資料（注41）	□有 □無		
㉗説明会の出席者名簿又は事前周知措置を実施した範囲が分かる書類（注42）	□有 □無		

| | | |

	するもの				
	㊳その他１	□有 □無			
	㊴その他２	□有 □無			
	㊵その他３（注４３）	□有 □無			

認定計画使用燃料一覧（バイオマス発電設備の場合で変更がある場合に記載）

燃料区分（注４４）	変更前			変更の有無（注４８）	変更後			備考
	燃料名（注４５）	バイオマス比率（%）（注４６）	バイオマス比率考慮後出力（ｋＷ）（注４７）		燃料名（注４５）	バイオマス比率（%）（注４６）	バイオマス比率考慮後出力（ｋＷ）（注４７）	
A				□有 □無				
	計							
B				□有 □無				
	計				計			
C				□有 □無				
	計				計			
D				□有 □無				
	計				計			
E				□有 □無				
	計				計			
G				□有 □無				
	計				計			
バイオマス合計				バイオマス合計				

調達上限比率（注４９）				調達上限比率（注４９）				□特契にい新に達限率設する（%）（注５０）
F				□有 □無				
	非バイオマス合計				非バイオマス合計			
ライフサイクルGHG算定値（注５１）	（燃料名　：　　g-CO2eq/MJ電力）			□有 □無	（燃料名　：　　g-CO2eq/MJ電力）			
ライフサイクルGHG燃料輸送距離（注５２）	（　燃料名　：　　km）			□有 □無	（　燃料名　：　　km）			

（注１）　法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。

（注２）　変更前の認定計画を記載すること。

（注３）　運転開始後を選択した場合は、運転開始日を記載するとともに、最初に変更手続（変更認定申請、事前変更届出、事後変更届出）をする際には、受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類を提出すること。

（注４）　申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
Ａ：北海道経済産業局、Ｂ：東北経済産業局、Ｃ：関東経済産業局、Ｄ：中部経済産業局、
Ｅ：近畿経済産業局、Ｆ：中国経済産業局、Ｇ：四国経済産業局、Ｈ：九州経済産業局、
Ｉ：内閣府沖縄総合事務局

（注５）　変更の有無の記載欄については、変更が無い場合、「無」のボックスにチェックし、変更後の記載欄以降の記載は不要とする。変更がある場合、「有」のボックスにチェックし、変更内容及び変更理由を記載すること。備考欄は必要があれば記載すること。
なお、解体等に要する費用についてこれまで認定を受けておらず、新たに追加認定を受けようとする場合、解体等に要する費用の変更の有無について「有」のボックスにチェックし、追加内容を変更後の記載欄に記載すること。

（注６）　事業者名を変更する場合は、変更前の事業者の承諾を得た上で、その旨が分かる書類を添付して変更後の事業者が申請を行うこと。なお、同一の事業者で、個人の氏名若しくは法人等の名称変更により事業者名を変更する場合は、変更後に様式第６により届け出ること。

（注７）　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第五条第一項の規定により消費税を納める義務がある事

業者であって、同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者でない場合には、「課税事業者に該当する」の方にチェックすること。その上で、「課税事業者に該当する」場合には、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）としての登録を受けた事業者に該当することを確認の上、チェックをすること。

（注８）　法人番号がある場合には法人番号を、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）である場合にはその登録番号を記載すること。その際、法人番号については、国税庁から指定・通知される１３桁の法人番号を、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）の登録番号については、「Ｔ」（ローマ字）を除いた１３桁の数字を記載すること。

（注９）　本様式による事業者名又は密接関係者の変更に伴って項目を変更する場合は、本様式により申請すること。それ以外の場合は、様式第６により届け出ること。

（注１０）事業実施体制図の記載事項に含めて提出すること。

（注１１）発電設備の区分は次の記号にて記載すること。ただし、変更前の発電設備の区分がすでに廃止されている場合は、次の記号ではなく、廃止された区分の記号を記載すること。

記号	発電設備	出力
A	太陽光発電設備	50kW以上250kW未満
	太陽光発電設備	250kW以上
8	屋根設置太陽光発電設備	10kW以上
D	風力発電設備（陸上風力）	50kW未満
	風力発電設備（陸上風力）	50kW以上
	風力発電設備（陸上風力リプレース）	－
U	風力発電設備（着床式洋上風力）	－
2	風力発電設備（浮体式洋上風力）	－
K	地熱発電設備	15,000kW未満
	地熱発電設備（全設備更新型リプレース）	15,000kW未満
	地熱発電設備（地下設備流用型リプレース）	15,000kW未満
L	地熱発電設備	15,000kW以上
	地熱発電設備（全設備更新型リプレース）	15,000kW以上
	地熱発電設備（地下設備流用型リプレース）	15,000kW以上
E	水力発電設備	200kW未満
V	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	200kW未満
I	水力発電設備	200kW以上1,000kW未満
X	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	200kW以上1,000kW未満
J	水力発電設備	1,000kW以上5,000kW未満
	水力発電設備	5,000kW以上30,000kW未満
Y	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	1,000kW以上5,000kW未満
	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	5,000kW以上30,000kW未満
M	バイオマス発電設備（メタン発酵ガス化発電（バイオマス由来））	－
1	バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス）	2,000kW未満
N	バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス）	2,000kW以上
3	バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料）	10,000kW未満
Q	バイオマス発電設備（建設資材廃棄物）	－
R	バイオマス発電設備（一般廃棄物その他バイオマス）	－

（注１２）発電設備の出力は、当該申請に係る発電設備の定格発電出力を小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載し、接続の同意を証する書類の写しを添付すること。太陽光発電設備の場合は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載すること。なお、変更後の出力が、１０ｋＷ未満になる場合は様式第４、１０ｋＷ以上５０ｋＷ未満になる場合は様式第３の２により申請すること。また、電力会社による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合にあっては、変更理由欄の「電力会社都合」のボックスにチェックを付して、その根拠となる書類を提出すること。

（注１３）発電等用電気工作物を維持し、及び運用する者が一般送配電事業者との協議により設定する設備上利用できる電力の最大値を記載すること。

（注１４）地番の追加・削除又は発電設備の移設により発電設備の設置場所に変更がある場合、全ての設置場所を記載すること。なお、項目欄に全て記載できない場合、記載できる分のみ記載し、それ以外は備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙として作成すること。市町村合併や区画整理等により発電設備の設置場所の表記に変更がある場合は、様式第５又は様式第５の２により届け出ること。

（注１５）屋根設置又は地上設置に変更がある場合に記載すること。

（注１６）太陽光発電設備についてのみ記載し、太陽電池の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「種類」「変換効率」及び「型式番号」を記載すること。

太陽電池の種類は次の記号にて記載すること。

Ａ１：単結晶のシリコンを用いた太陽電池

Ａ２：多結晶のシリコンを用いた太陽電池

Ｂ：薄膜半導体を用いた太陽電池

Ｃ：化合物半導体を用いた太陽電池

変更前の変換効率は、「真性変換効率」又は「実効変換効率」のボックスのうち該当する方にチェックを付すこと。変更後の変換効率は実効変換効率を記載すること。また、太陽光発電設備が破壊することなく折り曲げることができるもの又はレンズ若しくは反射鏡を用いるものである場合は、備考欄の「除外事項該当性」のボックスにチェックを付すこと。

太陽電池の合計出力は小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。

（注１７）一基当たりの出力が２０ｋＷ未満の風力発電設備を使用する場合に記載すること。風車の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」及び「型式番号」を記載すること。また、当該欄の変更をする場合は、発電設備の内容を証する書類を添付すること。

（注１８）配線方法に変更がある場合は、次の記号にて記載すること。

太陽光発電設備の場合

Ｚ：全量配線

Ｙ：余剰配線

太陽光発電設備以外の場合

Ａ：１の需要場所に１引込の配線とする。

Ｂ：１の需要場所を２つの需要場所に分割し、需要場所ごとに１引込の配線とする。

Ｃ：電気事業法施行規則第３条第３項の規定により、１の需要場所に複数引込の配線とする。

（注１９）同一の保守点検責任者の社内異動又は相続による保守点検責任者の変更の場合は、変更後に様式第６により届け出ること。

（注２０）事業者又は保守点検責任者の変更に伴い、保守点検及び維持管理計画を変更する場合に記載すること。なお、変更後の具体的な保守点検及び維持管理計画を、別紙として作成し、添付すること。

（注２１）接続契約解約後の再締結又は再接続検討後の再締結以外の理由で接続契約締結日が変更される場合は、接続契約締結日に係る変更手続は不要。接続契約解約後の再締結に該当するのは、工事費負担金未入金、又は出力制御に応じない等の理由で、一度接続契約が解約となり、その後に再締結する場合で、再接続検討後の再締結に該当するのは、事業者起因による接続先の送電系統の変更（移設の場合を除く）、新設アクセス線の施設方法の変更、新設アクセス線の施設者の変更の理由により、再接続検討がなされ、その後に再締結する場合である。

（注２２）発電設備の導入に当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」、「新エネルギー事業者支援対策費補助金」又は「中小水力・地熱発電開発費等補助金」の受給を受けていた場合で、これらの補助金を返還する場合には、返還額を差し引いた受給額に変更すること。その際、返還後に当該補助金が返還されたことが分かる書類を添付すること。

（注２３）発電設備の設置場所を含む一の需要場所における自家消費や特定供給を自家消費等という。既築建造物に発電設備を設置する場合については、当該設備を設置する一の需要場所における前年（法第９条第１項に基づく認定申請の日から遡って１年間）の電力消費量を証明できるものを併せて提出すること。

（注２４）特定供給とは、電気事業法第２７条の３３第１項に基づく許可を受けた者による当該許可に係る電気の供給により供給されたことをいう。

（注２５）外部積立てか内部積立てかを選択し、内部積立てによる積立てへの変更を申請する場合は「内部積立てに係る事項」を添付すること。

（注２６）事業者を変更し、右記の事項を遵守することに同意する場合には、ボックスにチェックを付すこと。

（注２７）事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。

（注２８）認定計画の内容の変更に応じて、必要な書類を添付すること。以前の提出書類から変更がある項目は「有」、変更がない項目は「無」のボックスにチェックを付すこと。

（注２９）公的機関の発行する書類については、申請日より３ヶ月前から当該申請日までの間に発行された原本に限る。

（注３０）登記簿謄本上の所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は添付すること。

（注３１）建物所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は添付すること。

（注３２）申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合には、運転開始までに提出すること。

（注３３）検査済証を保有していない者は、完了検査の日付、検査済証の交付者、番号及び交付年月日が記載された処分等の概要書又は台帳記載事項証明の提出をもって、検査済証の提出に代えることができる。また、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和３年農林水産省・国土交通省令第６号）第１条第１号に規定するＡ構造畜舎等として畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和３年法律第３４号）第３条第３項又は第４条第１項の認定を受けたものの屋根に設置する太陽光発電設備については、同法に基づく畜舎等利用計画の認定に係る通知書及び申請書（副本）の提出をもって、検査済証の提出に代えることができる。

（注３４）工事計画届出書の写しは、申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合には、運転開始までに提出すること。使用前自己確認結果届出書の写しは、認定申請時に提出できない場合は運転開始までに提出すること。
（注３５）写真については、認定申請時に提出できない場合は運転開始までに提出すること。
（注３６）設備の計画仕様、定格及び構成、構造、外形を示す書類、図面又はそれに準じる書類（発電設備の製造事業者名及び型式番号等、当該発電設備の内容を特定することのできる記号又は番号を証する書類等）を添付すること。海外製品については、製造国が確認できる内容であること。太陽電池の仕様書は添付不要。風力発電設備の場合は、風力発電設備の製造事業者名及び型式番号が分かる書類を添付すること。
（注３７）発電設備の出力、接続契約締結日を変更する場合に添付すること。
（注３８）接続の同意を証する書類等、一般送配電事業者との契約に基づく最大受電電力が明確に分かる書類を添付すること。
（注３９）当該申請（提出）に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施のための事業体制（保守点検会社等の事業実施関連会社や、申請者（提出者）が法人である場合には密接関係者）を明らかにする書類を添付すること。
（注４０）当該申請（提出）に係る再生可能エネルギー発電事業の実施のために必要な関係法令の手続状況が分かる書類を添付すること。法第４条の２第２項第７号の２に掲げる森林法、宅地造成及び特定盛土等規制法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律における許可等の処分（宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第８条第１項本文の許可を含む。）が必要な場合にあっては、当該許可等の処分を受けていることを示す書類をそれぞれ添付すること。
（注４１）説明会又は事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、説明会を開催した場合に添付すること。
（注４２）事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、事前周知措置を実施した場合に添付すること。
（注４３）項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。
（注４４）燃料区分名は次の記号のとおり。
　Ａ：メタン発酵ガス
　Ｂ：森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）
　Ｃ：一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（製材等残材、輸入木材、農作物残さ等）
　Ｄ：建設資材廃棄物
　Ｅ：一般廃棄物その他バイオマス
　Ｆ：その他（助燃剤等）
　Ｇ：バイオマス液体燃料
（注４５）燃料名の欄には、ボイラーや内燃機関等に投入する発熱を有する全ての燃料について具体的な燃料名を記載すること。Ａ：メタン発酵ガスについては、メタン発酵ガスの原料名も記載すること。
（注４６）バイオマス比率は小数第３位（小数第４位を四捨五入）まで記載すること。なお、バイオマス合計は非バイオマス燃料の比率を除いた合計を記載すること。
（注４７）バイオマス比率考慮後出力は発電設備の出力に燃料区分ごとのバイオマス比率を乗じて算出した結果を小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。なお、バイオマス合計は非バイオマス燃料の出力を除いた合計を記載すること。
（注４８）変更の有無について「有」か「無」のいずれかのボックスへチェックを付すこと。なお、変更前後とも変更の有無にかかわらず使用するすべての燃料情報について記載すること。
（注４９）先の変更認定申請において事業計画に登録した調達上限比率を変更する場合に記載すること。その際、変更前の調達上限比率には、先の変更認定申請において事業計画に登録した調達上限比率を記載し、変更後の調達上限比率には、今後電力会社との特定契約上で変更する予定の調達上限比率を記載すること。
（注５０）２０１９年３月３１日時点で既に電力会社との特定契約を締結している場合であって、新たに調達上限比率を設定する場合、又は２０１９年３月３１日以前の認定であって、２０１９年４月１日以降に新たに特定契約を締結し、調達上限比率を設定する場合は、ボックスにチェックを付した上で、括弧内に調達上限比率を記載すること。
（注５１）燃料の変更に伴い、各燃料のうちライフサイクルGHG排出量が最大のものが変わる場合に、変更の前後におけるライフサイクルGHG排出量が最大のものについてその値を記載すること。バイオマス燃料のライフサイクルGHG排出量の計算方法は、「FIT/FIP制度におけるライフサイクルGHG計算方法」を参照すること。また、ライフサイクルGHGの既定値については、「FIT/FIP制度におけるバイオマス燃料のライフサイクルGHG排出量の既定値について」を参照すること。
（注５２）メタン発酵ガス、建設資材廃棄物、一般廃棄物・産業廃棄物・その他バイオマスについては、輸送距離が最長のものについて、その値を記載すること。

＜備考＞
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格Ａ３とすること。

様式第４の２（第８条関係）

再生可能エネルギー発電事業計画変更等認定申請書
（市場取引等により供給する事業を行う場合に限る）

年　月　日

経済産業大臣　殿

申請者　住　所　（〒　－　）
（注１）

氏　名

（法人にあっては名称、代表者の役職・氏名）

電話番号　（　）　－

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第１０条第１項の規定に基づき、認定計画について変更又は追加の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

変更認定申請又は追加認定申請の別（該当項目をチェック）
□変更認定申請（なお、変更認定申請と追加認定申請を同時に行う場合を含む。）
□追加認定申請

変更又は追加対象事業計画（注２）

設備ＩＤ（識別番号）	
発電設備の名称	
運転開始の有無（注３）	□運転開始前 □運転開始後（運転開始日：　年　月　日）

変更又は追加概要（該当項目をチェック：複数選択可）
□　認定計画情報
□　認定計画使用燃料一覧（バイオマス発電設備の場合）

担当経済産業局（注４）　＿＿＿

認定計画情報（注５）

変更項目	変更前	変更の有無	変更後	変更理由	備考
事業者名（注６）		□有 □無			□地方税法第七十二条の二十四の七第一項の規定による法人
法人番号（注７）（注８）		□有 □無			
法人の代表者氏名（注８）	役職 氏名	□有 □無	役職 氏名		
法人の役員氏名（注８）	役職 氏名 役職 氏名 役職 氏名	□有 □無	役職 氏名 役職 氏名 役職 氏名		
密接関係者（注９）		□有 □無			
事業者の住所（注８）	（〒　－　）	□有 □無	（〒　－　）		
発電設備の区分（注１０）		□有 □無			
発電設備の出力（ｋW）（注１１）		□有 □無		□電力会社都合 □上記以外	
最大受電電力（ｋW）（注１２）	□　発電側託送供給料金の支払者	□有 □無	□　発電側託送供給料金の支払者		
パワーコンディショナーの自立運転機能の有無	□　有（　ｋW） （自立運転機能　ｋW） □　無	□有 □無	□　有（　ｋW） （自立運転機能　ｋW） □　無		
給電用コンセントの有無	□有　□　無	□有 □無	□有　□　無		
発電設備の名称（注８）		□有 □無			
発電設備の設置場所（注１３）	（〒　－　）	□有 □無	（〒　－　）		□別紙あり
事業区域の面積（㎡）		□有 □無			
複数太陽光発電設備設置事業の該当性（注１４）	□該当する □　第一種複数太陽光発電設備設置事業 □　第二種複数太陽光発電設備設置事業 □　該当しない	□有 □無	□該当する □　第一種複数太陽光発電設備設置事業 □　第二種複数太陽光発電設備設置事業 □　該当しない		
太陽光発電設備の設置形態（注１５）	□屋根設置（□既設の建物等　□建設中・予定の建物等）　建物の所有：□　事業者が所有 □　事業者以外が所有 □　事業者が事業者以外と共有 建物の種類：□　一戸建ての住宅 □　共同住宅 □　事務所、工場、店舗 □　学校、公共施設 □　その他（　） □地上設置（□　野立て　□営農型　□水上）　土地の所有：□　事業者が所有 □　事業者以外が所有 □　事業者が事業者以外と共有	□有 □無	□屋根設置（□既設の建物等　□建設中・予定の建物等）　建物の所有：□　事業者が所有 □　事業者以外が所有 □　事業者が事業者以外と共有 建物の種類：□　一戸建ての住宅 □　共同住宅 □　事務所、工場、店舗 □　学校、公共施設 □　その他（　） □地上設置（□　野立て　□営農型　□水上）　土地の所有：□　事業者が所有 □　事業者以外が所有 □　事業者が事業者以外と共有		
太陽電池に係る事項（注１６）　製造事業者名		□有 □無			
種類		□有 □無			
変換効率	□真性変換効率 □実効変換効率	□有 □無			□除外事項該当性
型式番号		□有 □無			□別紙あり
枚数（枚）		□有 □無			
合計出力（kW）		□有 □無			

風車に係る事項（注17）	製造事業者名		□有 □無			
	型式番号		□有 □無			□別紙あり
配線方法（注18）			□有 □無			
自家発電設備等の有無（注19）		□有 自家発電設備等の種類 □蓄電池 蓄電池の位置 □PCSより発電設備側 □PCSより系統側 区分計量の可否 □可 □不可 系統からの充電 □有 □無 □その他（　　）	□有 □無	□有 自家発電設備等の種類 □蓄電池 蓄電池の位置 □PCSより発電設備側 □PCSより系統側 区分計量の可否 □可 □不可 系統からの充電 □有 □無 □その他（　　）		
		□無		□無		
電気事業者への電気供給量の計測方法			□有 □無			
保守点検責任者（注20）		法人名（法人の場合）： 責任者氏名： 所属・役職（法人の場合）： 電話番号：（　　）　　－ 法人番号（法人の場合）：	□有 □無	法人名（法人の場合）： 責任者氏名： 所属・役職（法人の場合）： 電話番号：（　　）　　－ 法人番号（法人の場合）：		
保守点検及び維持管理計画（注21）			□有 □無	別紙のとおり		
接続契約締結日		年　月　日	□有 □無	年　月　日	□接続契約解約後の再締結 □再接続検討後の再締結（注22）	
補助金の受給額（円）（注23）			□有 □無			
自家消費等計画（注24）		当該発電設備における発電電力量の見込み　kWh/年 自家消費等の量の見込み　kWh/年	□有 □無	当該発電設備における発電電力量の見込み　kW　h/年 自家消費等の量の見込み　kW　h/年		
		自家消費等の用途		自家消費等の用途		
		前年の電力消費量（既設の建物等に発電設備を設置する場合）　kWh/年		前年の電力消費量（既設の建物等に発電設備を設置する場合）　kW　h/年		
		自家消費等の比率　%		自家消費等の比率　%		
解体等に要する費用（注25）		□外部積立て（法第15条の12から第15条の16までに規定する方法により解体等積立金を積み立てる場合をいう。以下同じ。） □内部積立て（法第15条の17に基づき、解体等に要する費用に充てるための金銭を積み立てる場合をいう。以下同じ。）	□有 □無	□外部積立て □内部積立て（なお、詳細は別添「内部積立てに係る事項」記載のとおり）		□「内部積立てに係る事項」添付あり
需給管理の方法			□有 □無			
電気の取引方法			□有 □無			
セキュリティ管理責任者		法人名（法人の場合） 責任者名 所属・役職（法人の場合） 電話番号 法人番号（法人の場合）	□有 □無	法人名（法人の場合） 責任者名 所属・役職（法人の場合） 電話番号 法人番号（法人の場合）		

遵守事項（注26）	事業計画策定ガイドライン、廃棄等費用積立ガイドライン並びに説明会及び事前周知措置実施ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。（注27）	□
	再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。	□
	特段の理由がないのに当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて既に発電を開始しているものでないこと。	□
	電力量を計測する電力量計は、計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置すること。また、設置後は速やかに報告すること。	□
	運転開始期限内に運転を開始できない場合には、変更された交付期間によりこの再生可能エネルギー発電事業を行うこと。	□
	発電設備又は発電設備を囲う柵塀等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること。【20kW未満の太陽光発電設備を除く】	□
	安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。	□
	この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずること。	□
	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。	□

再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。	□
当該太陽光発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも３０％について、当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用すること、又は、電気事業法に基づく特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。	□
この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。	□
認定申請時に建築物の工事が完了していない場合は、運転開始までに、検査済証の写し、建物の登記事項証明書及び工事計画（変更）届出書（対象となる規模に限る。）の写しを提出すること。また、運転開始までに、使用前自己確認結果届出書の写し（対象となる規模に限る。）及び太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す写真を提出すること。【屋根設置太陽光発電設備の場合のみ】	□
発電開始前から継続的に源泉等のモニタリング等を実施するなど、地熱発電を継続的かつ安定的に行うために必要な措置を講ずること。【地熱発電設備の場合のみ】	□

添付書類（注２８）

書類の種類	添付の有無	変更後書類名	変更理由	備考
①住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本、又は戸籍抄本のいずれか（法人にあっては、法人登記簿謄本）（注２９）	□有 □無			
②印鑑証明書（注２９）	□有 □無			
③発電設備の設置場所に係る登記簿謄本（注２９）	□有 □無			
④土地の取得を証する書類等（注３０）	□有 □無			
⑤建物所有者の同意書（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３１）	□有 □無			
⑥検査済証の写し（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３２）（注３３）	□有 □無			
⑦建物の登記事項証明書（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３２）	□有 □無			
⑧工事計画届出書又は使用前自己確認結果届出書の写し（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３４）	□有 □無			
⑨太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す図面及び写真（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３５）	□有 □無			
⑩発電設備の内容を証する書類（注３６）	□有 □無			
⑪構造図（注３７）	□有 □無			
⑫配線図（注３８）	□有 □無			
⑬接続の同意を証する書類の写し（注３９）	□有 □無			
⑭最大受電電力を証する書類（注４０）	□有 □無			
⑮事業実施体制図（注４１）	□有 □無			
⑯関係法令手続状況報告書（注４２）	□有 □無			
⑰森林法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注４２）	□有 □無			
⑱宅地造成及び特定盛土等規制法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注４２）	□有 □無			
⑲砂防法の処分に係る状況を示す書類（処分が必要な場合）（注４２）	□有 □無			
⑳地すべり等防止法の許可の取得状況を示す	□有 □無			

書類（許可取得が必要な場合）（注42）						
㉑急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注42）	□有 □無					
㉒再エネ発電事業の実施場所の敷地境界線からの水平距離が離隔の範囲ができる地図等（注43）	□有 □無					
㉓周辺地域の住民の範囲について市町村に事前相談を行った際の書類及び当該市町村の意見に係る書類（注43）	□有 □無					
㉔説明会の開催案内又は事前周知措置を実施した際の配布書類又は回覧板、自治体公報若しくは自治体広報誌へ掲載した書類（注43）（注44）	□有 □無					
㉕説明会の開催案内を周辺地域の住民の範囲が分かる書類（注43）	□有 □無					
㉖説明会における配布資料（注43）	□有 □無					
㉗説明会の出席者名簿又は事前周知措置を実施した対象の範囲が分かる書類（注44）	□有 □無					

書類（注44）						
㉘説明会の議事録（注43）	□有 □無					
㉙説明会の開催後又は事前周知措置の実施後に受け付けた質問等及び当該質問に対する回答（注443）	□有 □無					
㉚説明会概要報告書又は事前周知措置概要報告書（注43）（注44）	□有 □無					
㉛再生可能エネルギー発電事業における燃料（原料）調達及び使用計画書（バイオマス発電設備のみ）	□有 □無					
㉜補助金を返還したことを証する書類（注23）	□有 □無					
㉝受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類（注3）	□有 □無					
㉞発電量調整供給契約申込書の写し	□有 □無					
㉟市場取引等により供給する方法を証する書類	□有 □無					
㊱自ら又は直接の取引先が電気事業法上の事業者であることを証する書類（10ｋＷ以上50ｋＷ未満の太陽光発	□有 □無					

	電設備のみ）				
	㊲その他１	□有 □無			
	㊳その他２	□有 □無			
	㊴その他３（注４５）	□有 □無			

認定計画使用燃料一覧（バイオマス発電設備の場合で変更がある場合に記載）

燃料区分（注４６）	変更前 燃料名（注４７）	バイオマス比率（%）（注４８）	バイオマス比率考慮後出力（kW）（注４９）	変更の有無（注５０）	変更後 燃料名（注４７）	バイオマス比率（%）（注４８）	バイオマス比率考慮後出力（kW）（注４９）	備考
A				□有 □無				
	計							
B				□有 □無				
	計				計			
C				□有 □無				
	計				計			
D				□有 □無				
	計				計			
E				□有 □無				
	計				計			
G				□有 □無				
	計				計			
バイオマス合計				バイオマス合計				
調達上限比率（注５１）				調達上限比率（注５１）				

F				□有 □無				
	非バイオマス合計				非バイオマス合計			
ライフサイクルGHG算定値（注５２）	（燃料名　：　　）　g-CO2eq/MJ電力				（燃料名　：　　）　g-CO2eq/MJ電力			
燃料輸送距離（注５３）ライフサイクルGHG	（　燃料名　：　　）　km				（　燃料名　：　　）　km			

（注１）　法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。
（注２）　変更前の認定計画を記載すること。
（注３）　運転開始後を選択した場合は、運転開始日を記載するとともに、最初に変更手続（変更認定申請、事前変更届出、事後変更届出）をする際には、受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類を提出すること。
（注４）　申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
Ａ：北海道経済産業局、Ｂ：東北経済産業局、Ｃ：関東経済産業局、Ｄ：中部経済産業局、
Ｅ：近畿経済産業局、Ｆ：中国経済産業局、Ｇ：四国経済産業局、Ｈ：九州経済産業局、
Ｉ：内閣府沖縄総合事務局
（注５）　変更の有無の記載欄については、変更が無い場合、「無」のボックスにチェックし、変更後の記載欄以降の記載は不要とする。変更がある場合、「有」のボックスにチェックし、変更内容及び変更理由を記載すること。備考欄は必要があれば記載すること。
なお、解体等に要する費用についてこれまで認定を受けておらず、新たに追加認定を受けようとする場合、解体等に要する費用の変更の有無について「有」のボックスにチェックし、追加内容を変更後の記載欄に記載すること。
（注６）　事業者名を変更する場合は、変更前の事業者の承諾を得た上で、その旨が分かる書類を添付して変更後の事業者が申請を行うこと。なお、同一の事業者で、個人の氏名若しくは法人等の名称変更により事業者名を変更する場合は、変更後に様式第６により届け出ること。
（注７）　国税庁から指定・通知される１３桁の法人番号を記載すること。
（注８）　本様式による事業者名又は密接関係者の変更に伴って項目を変更する場合は、本様式により申請すること。それ以外の場合は、様式第６により届け出ること。
（注９）　事業実施体制図の記載事項に含めて記載して提出すること。
（注１０）　発電設備の区分は次の記号にて記載すること。ただし、変更前の発電設備の区分がすでに廃止されている場合は、次の記号ではなく、廃止された区分の記号を記載すること。

記号	発電設備	出力
A	太陽光発電設備	10kW以上50kW未満
	太陽光発電設備	50kW以上250kW未満
	太陽光発電設備	250kW以上
8	屋根設置太陽光発電設備	10kW以上
D	風力発電設備（陸上風力）	50kW未満
	風力発電設備（陸上風力）	50kW以上
	風力発電設備（陸上風力リプレース）	－
U	風力発電設備（着床式洋上風力）	－

2	風力発電設備（浮体式洋上風力）	－
K	地熱発電設備	15,000kW未満
	地熱発電設備（全設備更新型リプレース）	15,000kW未満
	地熱発電設備（地下設備流用型リプレース）	15,000kW未満
L	地熱発電設備	15,000kW以上
	地熱発電設備（全設備更新型リプレース）	15,000kW以上
	地熱発電設備（地下設備流用型リプレース）	15,000kW以上
E	水力発電設備	200kW未満
V	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	200kW未満
I	水力発電設備	200kW以上1,000kW未満
X	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	200kW以上1,000kW未満
J	水力発電設備	1,000kW以上5,000kW未満
	水力発電設備	5,000kW以上30,000kW未満
Y	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	1,000kW以上5,000kW未満
	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	5,000kW以上30,000kW未満
M	バイオマス発電設備（メタン発酵ガス化発電（バイオマス由来））	－
1	バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス）	2,000kW未満
N	バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス）	2,000kW以上
3	バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料）	10,000kW未満
Q	バイオマス発電設備（建設資材廃棄物）	－
R	バイオマス発電設備（一般廃棄物その他バイオマス）	－

（注１１）発電設備の出力は、当該申請に係る発電設備の定格発電出力を小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載し、接続の同意を証する書類の写しを添付すること。太陽光発電設備の場合は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載すること。また、電力会社による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合にあっては、変更理由欄の「電力会社都合」のボックスにチェックを付して、その根拠となる書類を提出すること。

（注１２）発電等用電気工作物を維持し、及び運用する者が一般送配電事業者との協議により設定する設備上利用できる電力の最大値を記載すること。

（注１３）地番の追加・削除又は発電設備の移設により発電設備の設置場所に変更がある場合、全ての設置場所を記載すること。なお、項目欄に全て記載できない場合、記載できる分のみ記載し、それ以外は備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙として作成すること。市町村合併や区画整理等により発電設備の設置場所の表記に変更がある場合は、様式第５又は様式第５の２により届け出ること。

（注１４）第一種複数太陽光発電設備設置事業は、その出力が１０ｋＷ未満の太陽光発電設備を自ら所有していない複数の場所に設置し、当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を電気事業者に対して供給する事業であって、当該事業に用いる太陽光発電設備の出力の合計が１０ｋＷ以上５０ｋＷ未満となる場合をいう。第二種複数太陽光発電設備設置事業は、その出力が１０ｋＷ未満の太陽光発電設備を自ら所有していない複数の場所に設置し、当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を電気事業者に対して供給する事業であって、当該事業に用いる太陽光発電設備の出力の合計が５０ｋＷ以上となる場合をいう。

（注１５）屋根設置又は地上設置に変更がある場合に記載すること。

（注１６）太陽光発電設備についてのみ記載し、太陽電池の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「種類」「変換効率」及び「型式番号」を記載すること。
太陽電池の種類は次の記号にて記載すること。
Ａ１：単結晶のシリコンを用いた太陽電池
Ａ２：多結晶のシリコンを用いた太陽電池
Ｂ：薄膜半導体を用いた太陽電池
Ｃ：化合物半導体を用いた太陽電池
変更前の変換効率は、「真性変換効率」又は「実効変換効率」のボックスのうち該当する方にチェックを付すこと。変更後の変換効率は実効変換効率を記載すること。また、太陽光発電設備が破壊することなく折り曲げることができるもの又はレンズ若しくは反射鏡を用いるものである場合は、備考欄の「除外事項該当性」のボックスにチェックを付すこと。
太陽電池の合計出力は小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。

（注１７）一基当たりの出力が２０ｋＷ未満の風力発電設備を使用する場合に記載すること。風車の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」及び「型式番号」を記載すること。また、当該欄の変更をする場合は、発電設備の内容を証する書類を添付すること。

（注１８）配線方法に変更がある場合は、次の記号にて記載すること。
太陽光発電設備の場合
Ｚ：全量配線
Ｙ：余剰配線
太陽光発電設備以外の場合
Ａ：１の需要場所に１引込の配線とする。
Ｂ：１の需要場所を２つの需要場所に分割し、需要場所ごとに１引込の配線とする。
Ｃ：電気事業法施行規則第３条第３項の規定により、１の需要場所に複数の引込の配線とする。

（注１９）自家発電設備等の設置の有無を記載すること。蓄電池を設置する場合は、蓄電池の位置及び区分計量の可否、系統からの充電の有無も該当するボックスにチェックを付すこと。

（注２０）同一の保守点検責任者の社内異動又は相続による保守点検責任者の変更の場合は、変更後に様式第６により届け出ること。

（注２１）事業者又は保守点検責任者の変更に伴い、保守点検及び維持管理計画を変更する場合に記載すること。なお、変更後の具体的な保守点検及び維持管理計画を、別紙として作成し、添付すること。

（注２２）接続契約解約後の再締結又は再接続検討後の再締結以外の理由で接続契約締結日が変更される場合は、接続契約締結日に係る変更手続は不要。接続契約解約後の再締結に該当するのは、工事費負担金未入金、又は出力制御に応じない等の理由で、一度接続契約が解約となり、その後に再締結する場合で、再接続検討後の再締結に該当するのは、事業者起因による接続先の送電系統の変更（移設の場合を除く）、新設アクセス線の施設方法の変更、新設アクセス線の施設者の変更の理由により、再接続検討がなされ、その後に再締結する場合である。

（注２３）発電設備の導入に当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」、「新エネルギー事業者支援対策費補助金」又は「中小水力・地熱発電開発費等補助金」の受給を受けていた場合で、これらの補助金を返還する場合には、返還額を差し引いた受給額に変更すること。その際、返還後に当該補助金が返還されたことが分かる書類を添付すること。

（注２４）発電設備の設置場所を含む一の需要場所における自家消費や特定供給（電気事業法第２７条の３３第１項に基づく許可を受けた者による当該許可に係る電気の供給をいう。）を自家消費等という。既築建造物に発電設備を設置する場合については、当該設備を設置する一の需要場所における前年（法第９条第１項に基づく認定申請の日から遡って１年間）の電力消費量を証明できるものを併せて提出すること。

（注２５）外部積立てか内部積立てかを選択し、内部積立てによる積立てへの変更を申請する場合は「内部積立てに係る事項」を添付すること。

（注２６）事業者を変更し、右記の事項を遵守することに同意する場合には、ボックスにチェックを付すこと。

（注２７）事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。

（注２８）認定計画の内容の変更に応じて、必要な書類を添付すること。以前の提出書類から変更がある項目は「有」、変更がない項目は「無」のボックスにチェックを付すこと。

（注２９）公的機関の発行する書類については、申請日より３ヶ月前から当該申請日までの間に発行された原本に限る。

（注３０）登記簿謄本上の所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は添付すること。

（注３１）建物所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は添付すること。

（注３２）申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合には、運転開始までに提出すること。

（注３３）検査済証を保有していない者は、完了検査の日付、検査済証の交付者、番号及び交付年月日が記載された処分等の概要書又は台帳記載事項証明の提出をもって、検査済証の提出に代えることができる。また、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和３年農林水産省・国土交通省令第６号）第１条第１号に規定するＡ構造畜舎等として畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和３年法律第３４号）第３条第３項又は第４条第１項の認定を受けたものの屋根に設置する太陽光発電設備については、同法に基づく畜舎等利用計画の認定に係る通知書及び申請書（副本）の提出をもって、検査済証の提出に代えることができる。

（注３４）工事計画届出書の写しは、申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合には、運転開始までに提出すること。使用前自己確認結果届出書の写しは、認定申請時に提出できない場合は運転開始までに提出すること。

（注３５）写真については、認定申請時に提出できない場合は運転開始までに提出すること。

（注３６）設備の計画仕様、定格及び構成、構造、外形を示す書類、図面又はそれに準じる書類（発電設備の製造事業者名及び型式番号等、当該発電設備の内容を特定することのできる記号又は番号を証する書類等）を添付すること。海外製品については、製造国が確認できる内容であること。太陽電池の仕様書は添付不要。風力発電設備の場合は、風力発電設備の製造事業者名及び型式番号が分かる書類を添付すること。

（注３７）PCSより系統側に蓄電池を設置し、当該蓄電池に系統からの充電を行う場合にあっては、再生可能エネルギー発電設備の設置場所を含む一の需要場所に需要設備が設置されていないこと（当該再生可能エネルギー発電設備の運転に不可欠なものであって、当該需要設備において使用する電気の量が微量である場合を除く。）が分かる書類を提出すること。

（注３８）電気事業者に供給する再生可能エネルギー電気の量を計量する電力量計を配線図内で指し示し、計量法に基づく特定計量器であることを示すこと。PCSより系統側に蓄電池を設置し、当該蓄電

池に系統からの充電を行う場合にあっては、蓄電池から放電された電気の量のうち再生可能エネルギー源を電気に変換する設備に由来するものとそれ以外のものとを区分するために必要な電気の量を計量でき、かつ、当該蓄電池から市場取引等により供給する電気の量を計量できるように電力量計が設置されていることが分かるものを提出すること。
（注３９）発電設備の出力、接続契約締結日を変更する場合に添付すること。
（注４０）接続の同意を証する書類等、一般送配電事業者との契約に基づく最大受電電力が明確に分かる書類を添付すること。
（注４１）当該申請（提出）に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施のための事業体制（保守点検会社等の事業実施関連会社や、申請者（提出者）が法人である場合には密接関係者）を明らかにする書類を添付すること。
（注４２）当該申請（提出）に係る再生可能エネルギー発電事業の実施のために必要な関係法令の手続状況が分かる書類を添付すること。法第４条の２第２項第７号の２に掲げる森林法、宅地造成及び特定盛土等規制法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律における許可等の処分（宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第８条第１項本文の許可を含む。）が必要な場合にあっては、当該許可等の処分を受けていることを示す書類をそれぞれ添付すること。
（注４３）説明会又は事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、説明会を開催した場合に添付すること。
（注４４）事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、事前周知措置を実施した場合に添付すること。
（注４５）項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。
（注４６）燃料区分名は次の記号のとおり。
Ａ：メタン発酵ガス
Ｂ：森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）
Ｃ：一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（製材等残材、輸入木材、農作物残さ等）
Ｄ：建設資材廃棄物
Ｅ：一般廃棄物・その他のバイオマス
Ｆ：その他（助燃剤等）
Ｇ：バイオマス液体燃料
（注４７）燃料名の欄には、ボイラーや内燃機関等に投入する発熱を有する全ての燃料について具体的な燃料名を記載すること。Ａ：メタン発酵ガスについては、メタン発酵ガスの原料名も記載すること。
（注４８）バイオマス比率は小数第３位（小数第４位を四捨五入）まで記載すること。なお、バイオマス合計は非バイオマス燃料の比率を除いた合計を記載すること。
（注４９）バイオマス比率考慮後出力は発電設備の出力に燃料区分ごとのバイオマス比率を乗じて算出した結果を小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。なお、バイオマス合計は非バイオマス燃料の出力を除いた合計を記載すること。
（注５０）変更の有無について「有」か「無」のいずれかのボックスへチェックを付すこと。なお、変更前後とも変更の有無にかかわらず使用するすべての燃料情報について記載すること。
（注５１）先の変更認定申請において事業計画に登録した調達上限比率を変更する場合に記載すること。その際、変更前の調達上限比率には、先の変更認定申請において事業計画に登録した調達上限比率を記載し、変更後の調達上限比率には、変更する予定の調達上限比率を記載すること。
（注５２）燃料の変更に伴い、各燃料のうちライフサイクルGHG排出量が最大のものが変わる場合に、変更の前後におけるライフサイクルGHG排出量が最大のものについてその値を記載すること。バイオマス燃料のライフサイクルGHG排出量の計算方法は、「FIT/FIP制度におけるライフサイクルGHG計算方法」を参照すること。また、ライフサイクルGHGの既定値については、「FIT/FIP制度におけるバイオマス燃料のライフサイクルGHG排出量の既定値について」を参照すること。
（注５３）メタン発酵ガス、建設資材廃棄物、一般廃棄物その他バイオマスについては、輸送距離が最長のものについて、その値を記載すること。

＜備考＞
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格Ａ３とすること。

様式第６（第１０条関係）

再生可能エネルギー発電事業計画事後変更届出書

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

届出者　　住　所　（〒　　－　　）
（注１）

氏　名

（法人にあっては名称、代表者の役職・氏名）

電話番号　（　　）　　－

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第１０条第３項の規定に基づき、以下の事項について変更したので、次のとおり届け出ます。

変更対象事業計画（注２）

設備ＩＤ（識別番号）	
発電設備の名称	
運転開始の有無（注３）	□運転開始前 □運転開始後（運転開始日：　　年　　月　　日）

担当経済産業局（注４）　＿＿＿

認定計画情報（注５）

変更項目		変更前	変更の有無	変更後		変更理由	備　考
事業者名（注６）			□有 □無				
法人番号／インボイス発行事業者の登録番号（注７）（注８）			□有 □無				
法人の代表者氏名（注８）	役職		□有 □無	役職			
	氏名			氏名			
法人の役員氏名（注８）	役職		□有 □無	役職			
	氏名			氏名			
	役職		□有 □無	役職			
	氏名			氏名			
	役職		□有 □無	役職			
	氏名			氏名			
事業者の住所（注８）		（〒　－　）	□有 □無	（〒　－　）			
保守点検責任者（注９）		法人名（法人の場合）： 責任者氏名： 所属・役職（法人の場合）： 電話番号：（　）　－ 法人番号（法人の場合）：	□有 □無	法人名（法人の場合）： 責任者氏名： 所属・役職（法人の場合）： 電話番号：（　）　－ 法人番号（法人の場合）：			

	書類の種類	添付の有無	変更後書類名	変更理由	備考
添付書類	①印鑑証明書（注１０）	□有 □無			
	②事業実施体制図	□有 □無			
	③受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類（注３）	□有 □無			
	④その他（注１１）	□有 □無			

（注１）　法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。

（注２）　変更前の認定計画を記載すること。

（注３）　運転開始後を選択した場合は、運転開始日を記載するとともに、最初に変更手続（変更認定申請、事前変更届出、事後変更届出）をする際には、受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類を提出すること。

（注４）　届出書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
Ａ：北海道経済産業局、Ｂ：東北経済産業局、Ｃ：関東経済産業局、Ｄ：中部経済産業局、
Ｅ：近畿経済産業局、Ｆ：中国経済産業局、Ｇ：四国経済産業局、Ｈ：九州経済産業局、
Ｉ：内閣府沖縄総合事務局

（注５）　変更の有無の記載欄については、変更が無い場合、「無」のボックスにチェックし、変更後の記載欄以降の記載は不要とする。変更がある場合、「有」のボックスにチェックし、変更内容を記載すること。変更理由欄又は備考欄は必要があれば記載すること。

（注６）　事業者名について、氏名若しくは名称のみを変更する場合のみ記載し、変更後の事業者が届け出ること（事業者の氏名又は名称が変更となった事実又は事業者たる地位を承継した事実を証明する書類（契約書の写し、戸籍謄本、同意書等）を提出する必要がある。）。変更前の事業者から事業者たる地位を承継した事実又は法定相続人全員の同意を得たことを証明する書類（戸籍謄本、同意書等）を提出する必要がある。また、密接関係者を変更する場合は、変更前に様式第３、様式第３の２、様式第４、様式第４の２又は様式第５の２により申請すること。

（注７）　法人番号がある場合には法人番号を、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）である場合にはその登録番号を記載すること。その際、法人番号については、国税庁から指定・通知される１３桁の法人番号を、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）の登録番号については、「Ｔ」（ローマ字）を除いた１３桁の数字を記載すること。

（注８）　様式第３、様式第３の２、様式第４、様式第４の２又は様式第５の２による事業者名の変更に伴って項目を変更する場合は、様式第３、様式第３の２、様式第４、様式第４の２又は様式第５の２により申請すること。また、密接関係者を変更する場合は、様式第３、様式第３の２、様式第４又は様式第４の２により申請すること。それ以外の場合は、本様式により届け出ること。

（注９）　同一の保守点検責任者の社内異動又は相続による保守点検責任者の変更の場合のみ記載すること。保守点検責任者の実質的な変更の場合は、変更前に様式第３、様式第３の２、様式第４又は様式５の２により申請すること。

（注１０）公的機関の発行する書類については、届出日より３ヶ月前から当該届出日までの間に発行された原本に限る。

（注１１）項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

＜備考＞

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格Ａ３とすること。

認定発電設備に係る交付期間又は調達期間が終了したものである場合にあっては、添付書類は不要とする。

様式第10の３（第21条第２項関係）

特定系統設置交付金算定のための届出書

年　　月　　日

電力広域的運営推進機関　殿

届出者　住　所　（〒　　－　　）

（ふりがな）
名　称

（法人番号：　　）
（ふりがな）
代表者　氏　名

電話番号（　　）　　－

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第28条の２第２項において準用する第28条第３項の規定により、次のとおり系統電気工作物の設置に要する費用の額を届け出ます。

届　出　内　容		備　考
１．特定系統設置交付金の交付を受けようとする再生可能エネルギー電気の利用の促進に資する変電用又は送電用の電気工作物の名称		
２．当該電気工作物の設置箇所		
３．当該電気工作物の工事開始日		
４．当該電気工作物の使用開始日		
５．当該電気工作物の設置に要する費用のうち当該年度に要する費用の額及び費用項目ごとの内訳		

（注）費用項目ごとの内訳には、支払利息、債務保証料及び損害保険料並びに再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第22条第２項第２号に規定する額を記載する。

＜備考＞

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格Ａ３とすること。必要に応じて、詳細資料を添付すること。

様式第１５（第３５条関係）

表

__年__月__日発行第____号（__年__月__日まで有効）

職　名	氏　名	生　年　月　日

刻印

（写真）

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第５２条第１項の規定による立入検査証

（発　行　権　者）

裏

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法抜粋

第五十二条　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定事業者、一般送配電事業者、配電事業者、特定送配電事業者、送電事業者、小売電気事業者、登録特定送配電事業者若しくは受託者に対し、その業務の状況、認定発電設備の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、認定事業者、一般送配電事業者、配電事業者、特定送配電事業者、送電事業者、小売電気事業者、登録特定送配電事業者若しくは受託者の事業所若しくは事務所若しくは認定発電設備を設置する場所に立ち入り、帳簿、書類、認定発電設備その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

２　（略）

３　（略）

４　前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

５　第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

６　（略）

第六十一条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　（略）

二　（略）

三　（略）

四　第五十二条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第一項若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三十七条を加える改正規定　令和八年五月二十一日

二　第九条第一項第十五号の二の改正規定及び第十三条の四に第二項を加える改正規定　令和八年十月一日

三　第三条第三号から第四号の二までの改正規定及び附則第二条第一項の規定　令和九年四月一日

（経過措置）

第二条　前条第三号に掲げる規定の施行前に再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号。以下「法」という。）第九条第四項の認定（法第十条第一項の変更又は追加の認定を含む。）を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る認定発電設備又は令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に法第七条第三項若しくは第六項の規定により落札者として決定された者の当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備が、同号に掲げる規定の施行の際現にこの省令の規定による改正前の再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）（次項において「旧規則」という。）第三条第三号から第四号の二までに掲げる設備の区分等に該当する当該設備に係る設備の区分等については、なお従前の例による。

2　この省令の施行前に法第九条第四項の認定（法第十条第一項の変更の認定を含む。）を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る認定発電設備が、この省令の施行の際現に旧規則第三条第二十七号又は第二十八号に掲げる設備の区分等に該当する当該設備に係る設備の区分等については、なお従前の例による。

○経済産業省令第三十号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第六項の規定に基づき、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成二十六年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（新事業開拓事業者） **第二条**　法第二条第六項の経済産業省令で定める事業者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一　次のイからホまでのいずれにも該当するもの イ・ロ　（略）	（新事業開拓事業者） **第二条**　法第二条第六項の経済産業省令で定める事業者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一　次のイからホまでのいずれにも該当するもの イ・ロ　（略）

改正後	改正前
ハ　次のいずれかに掲げる会社 (1)　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所（以下、この条において単に「金融商品取引所」という。）に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿（以下、この条において単に「店頭売買有価証券登録原簿」という。）に登録されている株式の発行者である会社以外の会社 (2)　金融商品取引所に上場されている株式を発行する会社で、当該株式が金融商品取引法第百二十一条の規定により内閣総理大臣への届出がなされて最初にいずれかの金融商品取引所に上場された日以後の期間が五年未満で、直前の三事業年度のうちいずれかの事業年度の確定した決算において、営業損失を生じているもの ニ・ホ　（略） 二　既に事業を開始している者であって、次のイからホまでのいずれにも該当する者（これに類する外国法人を含む。） イ　前号ロ、ニ及びホのいずれにも該当する者 ロ～ニ　（略） ホ　金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社 三　既に事業を開始している者であって、次のイからニまでのいずれにも該当する会社 イ　第一号ロ、ニ及びホ並びに前号ハ及びホのいずれにも該当する会社 ロ～ニ　（略）	ハ　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社 ニ・ホ　（略） 二　既に事業を開始している者であって、次のイからニまでのいずれにも該当する者（これに類する外国法人を含む。） イ　前号ロからホまでのいずれにも該当する者 ロ～ニ　（略） （新設） 三　既に事業を開始している者であって、次のイからニまでのいずれにも該当する会社 イ　第一号ロからホまで及び前号ハのいずれにも該当する会社 ロ～ニ　（略）

様式第九の十四を次のように改める。

様式第九の十四（第１４条の１２関係）

革新的技術研究成果活用事業活動計画に係る認定申請書

年　　月　　日

経済産業大臣　　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）第 21 条の３第１項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

１．新事業開拓事業者の概要
２．革新的技術研究成果活用事業活動の内容
３．革新的技術研究成果活用事業活動の実施時期
４．革新的技術研究成果活用事業活動の実施に必要な資金の額及びその調達方法
５．その他

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）
１．新事業開拓事業者の概要、革新的技術研究成果活用事業活動の内容、革新的技術研究成果活用事業活動の実施時期、革新的技術研究成果活用事業活動の実施に必要な資金の額及びその調達方法については、別紙一に記載すること。
２．新事業開拓事業者に関する事項については、別紙二に記載すること。

別紙一（第１４条の１２関係）

１　新事業開拓事業者の概要

（１）名称等

事業者の氏名又は名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者の役職名及び氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

設立年月日 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

資本金又は出資の額 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上場等をした日＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（２）ベンチャーキャピタル等からの出資

ベンチャーキャピタル等から投資及び指導を受けている場合（上場等をしている者についてはベンチャーキャピタル等から投資及び指導を受けたことがある場合）、初めに出資を受けた者の名称、初めに出資を受けた年月日及びその時点の資本金の額

名　　称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年　　月　　日 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

資本金の額 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　革新的技術研究成果活用事業活動計画の内容

（１）事業名
（２）新たな事業の開拓の類型
計画の対象となる類型全てに✔を付けること。 □　新商品の開発又は生産 □　新たな役務の開発又は提供 □　商品の新たな生産又は販売の方式の導入 □　役務の新たな提供の方式の導入 □　その他の新たな事業活動
（３）革新的技術研究成果活用事業活動計画の内容

（４）革新的技術研究成果活用事業活動計画の目標

３　実施時期

（計画期間）　　年　　月　　日～　　年　　月　　日

４　革新的技術研究成果活用事業活動計画の実施に必要な資金の額及びその調達方法

使途・用途	資金調達方法 ※指定金融機関等からの調達を行う場合にはその名称を記載	金額（千円）	償還年数・償還方法 ※指定金融機関等からの調達を行う場合のみ記載	備考

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）

１．新事業開拓事業者の概要について

（１）「上場等」は、発行した株式を、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場させること又は同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録することをいうものとする。

（２）「ベンチャーキャピタル等」は、革新的技術研究成果活用事業活動の実施に関する指針（以下「実施指針」という。）第一イ(2)①に規定する要件に該当するものとする。

２．革新的技術研究成果活用事業活動計画の内容

（１）「（３）革新的技術研究成果活用事業活動計画の内容」には、①新たな事業の開拓（新商品の開発又は生産、新たな役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行うこと）の具体的な内容、②当該事業の成長発展の段階、③革新的技術研究成果との有機的連携等を要約的に記載する。

（２）「（４）革新的技術研究成果活用事業活動計画の目標」には、革新的技術研究成果活用事業活動に係る事業の目標（市場のニーズ、市場の規模、競合する事業者、事業分野等との比較・相違点、需要の開拓の規模、事業として成り立つ蓋然性（具体的な販売計画等））等を要約的に記載する。

３．実施時期

計画期間を10年以内とし、計画の開始と終了の年月日を記載すること。

４．革新的技術研究成果活用事業活動の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（１）革新的技術研究成果活用事業活動計画の実施に当たって必要な資金の額及びその使途を記載すること。

（２）「使途・用途」の欄には、実施指針第一イ(2)④を満たす資金の具体的な使途・用途を記載すること。

（３）「資金調達方法」の欄には、自己資金、出資、融資、補助金、その他の資金の調達方法を記載すること。同一の使途・用途であっても、複数の資金調達方法により資金を調達する場合には、資金調達方法ごとに項目を分けて記載すること。

（４）指定金融機関等からの調達を行う場合には、当該資金の調達に係る指定金融機関等の名称・償還年数・償還方法を記載すること。

別紙二（第１４条の１２第２項第４号関係）

新事業開拓事業者であることの確認書

年　月　日

住　所
名　称
代表者の氏名

当社は、次に掲げる要件を満たすことを確認しています。

１．発行済株式の総数の２分の１を超える株式が同一の法人及び当該法人と特殊の関係のある会社の所有に属している会社等以外（注１）であること

２．株式会社であること

３．次のいずれかに掲げる会社であること
（１）金融商品取引法（昭和２３年法律第２５号）第２条第１６項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第６７条の１１第１項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社
（２）金融商品取引所に上場されている株式を発行する会社で、当該株式が金融商品取引法第百二十一条の規定により内閣総理大臣への届出がなされて最初にいずれかの金融商品取引所に上場された日以後の期間が五年未満で、直前の三事業年度のうちいずれかの事業年度の確定した決算において、営業損失を生じているもの

４．風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業又は同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む会社以外の会社であること

５．暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者が役員にいる会社以外の会社及び暴力団員等がその事業活動を支配する会社以外の会社であること（注２）

（注１）次の（１）又は（２）に掲げる会社以外の会社
（１）その発行済株式(その有する自己の株式を除く。（２）において同じ。)の総数の二分の一を超える株式が同一の大規模法人(資本金の額若しくは出資の総額が一億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く。以下（１）において同じ。)及び当該大規模法人と特殊の関係のある会社(次の①から③までに掲げる会社をいう。（２）において同じ。)の所有に属している会社
① 当該大規模法人が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式又は出資(その会社が有する自己の株式又は出資を除く。以下同じ。)の総数又は総額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社
② 当該大規模法人及びこれと①に規定する特殊の関係のある会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式又は出資の総数又は総額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社
③ 当該大規模法人並びにこれと①及び②に規定する特殊の関係のある会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式又は出資の総数又は総額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社
（２）（１）に掲げるもののほか、その発行済株式の総数の三分の二以上が大規模法人及び当該大規模法人と特殊の関係のある会社の所有に属している会社

（注２）下記以外の会社
（１）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（「暴力団員」という。以下同じ。） 又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（「暴力団員等」という。以下同じ。）が役員にいる会社
（２）暴力団員等がその事業活動を支配する会社

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第二十一号

鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）第一条の規定に基づき、鉄道に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

鉄道に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令

鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成十三年国土交通省令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（構造物） **第二十四条**　土工、橋りょう、トンネルその他の構造物（以下「構造物」という。）は、予想される荷重に耐えるものであって、かつ、列車荷重、衝撃等に起因した構造物の変位によって車両の安全な走行に支障を及ぼすおそれのないものでなければならない。	（構造物） **第二十四条**　土工、橋りょう、トンネルその他の構造物は、予想される荷重に耐えるものであって、かつ、列車荷重、衝撃等に起因した構造物の変位によって車両の安全な走行に支障を及ぼすおそれのないものでなければならない。
（電車線路等の施設等） **第四十一条**　（略）	（電車線路等の施設等） **第四十一条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　電車線路は、次の基準に適合するように施設しなければならない。	3　電車線路は、予想される最大風圧荷重、電線による張力等に耐えることができ、かつ、列車の速度及び車両の集電方法に応じ、支障なく集電することができるように施設しなければならない。
一　予想される最大風圧荷重、電線による張力等に耐えることができること。	（新設）
二　予想される地震動のうち、最大規模の強さを有するものに対して、倒壊のおそれのないこと。	（新設）
三　列車の速度及び車両の集電方法に応じ、支障なく集電することができること。	（新設）
4・5　（略）	4・5　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和八年七月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前に工事に着手し、又は完成した電車線路であって、改正後の鉄道に関する技術上の基準を定める省令第四十一条第三項第二号の規定に適合しないものについては、この省令の施行後最初に行う電車線路の改造の工事（構造物の改築の工事と一体的に行われるものに限る。）が完成するまでの間は、なお従前の例によることができる。

○国土交通省令第二十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第九項（同法第八十七条第一項、第八十七条の四並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）及び第九十七条の四第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、建築基準法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

建築基準法施行規則の一部を改正する省令

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（確認申請書の様式） **第一条の三**　法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表一の㈠項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表二の二十三項のろ欄に掲げる道路に接し	（確認申請書の様式） **第一条の三**　法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表一の㈠項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表二の二十三項のろ欄に掲げる道路に接し

て有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の二十八項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の二十九項の(ろ)欄に掲げる日影図と、表一の(ろ)項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、表二の二十八項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の四十五項の(ろ)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

一～三　（略）

三の二　建築物等情報モデル（プログラムにより建築物その他の工作物又はその部分の外部及び内部の形状を示す三次元の情報を当該建築物その他の工作物又はその部分の名称、面積その他の情報と関連付けて記録した設計に係る電磁的記録をいう。）に記録された情報の内容を出力することにより作成した図書を申請書の一部として提出する方法による確認の申請（以下「建築物等情報モデル図書申請」という。）を行う場合にあつては、当該図書が適切な方法により作成されていることを誓約する書面（以下「誓約書」という。）

四　（略）

一～五　（略）

2・3　（略）

4　法第六条第一項の規定による確認の申請に係る建築物の計画に建築設備に係る部分が含まれる場合においては、同項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一～三　（略）

三の二　建築物等情報モデル図書申請を行う場合にあつては、誓約書

四　（略）

一・二　（略）

5～11　（略）

（建築設備に関する確認申請書及び確認済証の様式）

第二条の二　法第八十七条の四において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一・二　（略）

三　建築物等情報モデル図書申請を行う場合にあつては、誓約書

（表　略）

2～6　（略）

（工作物に関する確認申請書及び確認済証等の様式）

第三条　法第八十八条第一項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一・二　（略）

三　建築物等情報モデル図書申請を行う場合にあつては、誓約書

一～三　（略）

て有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の二十八項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の二十九項の(ろ)欄に掲げる日影図と、表一の(ろ)項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、表二の二十八項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の四十五項の(ろ)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

一～三　（略）

（新設）

四　（略）

一～五　（略）

2・3　（略）

4　法第六条第一項の規定による確認の申請に係る建築物の計画に建築設備に係る部分が含まれる場合においては、同項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一～三　（略）

（新設）

四　（略）

一・二　（略）

5～11　（略）

（建築設備に関する確認申請書及び確認済証の様式）

第二条の二　法第八十七条の四において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一・二　（略）

（新設）

（表　略）

2～6　（略）

（工作物に関する確認申請書及び確認済証等の様式）

第三条　法第八十八条第一項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一・二　（略）

（新設）

一～三　（略）

２　法第八十八条第二項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一～三　（略）

四　建築物等情報モデル図書申請を行う場合にあつては、誓約書

（表　略）

３　工作物に関する確認申請（法第八十八条第二項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請を除く。以下この項において同じ。）を建築物に関する確認申請と併せてする場合における確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。この場合においては、第一号の正本に工作物に関する確認申請を建築物に関する確認申請と併せてする旨を記載しなければならない。

一～三　（略）

三の二　建築物等情報モデル図書申請を行う場合にあつては、誓約書

四　（略）

４～８　（略）

（準用）

第八条の二の二　第一条の三及び第一条の四（これらの規定を第三条の三第一項において準用する場合を含む。）、第二条（第二項を除く。）、第三条の三第四項、第三条の四第一項、第三条の六から第三条の八まで、第三条の九（第二項を除く。）、第三条の十二、第三条の十三第二項、第四条（第四条の四の二において準用する場合を含む。）、第四条の三の二、第四条の四、第四条の五の二、第四条の八（第四条の十一の二において準用する場合を含む。）、第四条の九、第四条の十二の二、第四条の十六並びに第四条の十六の三の規定は、法第十八条の規定による国の機関の長等による建築主事等又は指定確認検査機関に対する通知その他の手続について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）		
第一条の三第一項第三号及び第三号の二、第四項第三号並びに第一条の四（これらの規定を第三条の三第一項において準用する場合を含む。）	確認の申請	通知
第一条の三第一項第三号の二及び第四項第三号の二（これらの規定を第三条の三第一項において準用する場合を含む。）	建築物等情報モデル図書申請	建築物等情報モデル図書通知
（略）		

（国の機関の長等による建築設備に関する通知等）

第八条の二の五　第二条の二（第六項を除く。）、同条第六項において読み替えて準用する第二条の二（第一項、第四項及び第五項並びに第三条の三第二項において読み替えて準用する第二条の二（第四項及び第六項を除く。）の規定は、法第八十七条の四において準用する法第十八条の規定による国の機関の長等による建築設備に係る建築主事等又は指定確認検査機関に対する通知その他の手続について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

２　法第八十八条第二項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一～三　（略）

（新設）

（表　略）

３　工作物に関する確認申請（法第八十八条第二項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請を除く。以下この項において同じ。）を建築物に関する確認申請と併せてする場合における確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。この場合においては、第一号の正本に工作物に関する確認申請を建築物に関する確認申請と併せてする旨を記載しなければならない。

一～三　（略）

（新設）

四　（略）

４～８　（略）

（準用）

第八条の二の二　第一条の三及び第一条の四（これらの規定を第三条の三第一項において準用する場合を含む。）、第二条（第二項を除く。）、第三条の三第四項、第三条の四第一項、第三条の六から第三条の八まで、第三条の九（第二項を除く。）、第三条の十二、第三条の十三第二項、第四条（第四条の四の二において準用する場合を含む。）、第四条の三の二、第四条の四、第四条の五の二、第四条の八（第四条の十一の二において準用する場合を含む。）、第四条の九、第四条の十二の二、第四条の十六並びに第四条の十六の三の規定は、法第十八条の規定による国の機関の長等による建築主事等又は指定確認検査機関に対する通知その他の手続について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）		
第一条の三第一項第三号及び第四項第三号並びに第一条の四（これらの規定を第三条の三第一項において準用する場合を含む。）	確認の申請	通知
（略）		

（国の機関の長等による建築設備に関する通知等）

第八条の二の五　第二条の二（第六項を除く。）、同条第六項において読み替えて準用する第二条の二（第一項、第四項及び第五項並びに第三条の三第二項において読み替えて準用する第二条の二（第四項及び第六項を除く。）の規定は、法第八十七条の四において準用する法第十八条の規定による国の機関の長等による建築設備に係る建築主事等又は指定確認検査機関に対する通知その他の手続について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）		
第二条の二第一項第二号（第三条の三第二項において準用する場合を含む。）	確認の申請	通知
第二条の二第一項第三号（第三条の三第二項において準用する場合を含む。）	建築物等情報モデル図書申請	建築物等情報モデル図書通知
（略）		

2　（略）

（国の機関の長等による工作物に関する通知等）

第八条の二の六　第三条（第八項を除く。）、同条第八項において読み替えて準用する第二条第一項、第四項及び第五項並びに第三条の三第三項において読み替えて準用する第三条（第六項及び第八項を除く。）の規定は、法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第十八条の規定による国の機関の長等による工作物に係る建築主事等又は指定確認検査機関に対する通知その他の手続について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）		
第三条第一項第二号及び第二項第三号（これらの規定を第三条の三第三項において準用する場合を含む。）	確認の申請	通知
第三条第一項第三号、第二項第四号及び第三項第三号の二（これらの規定を第三条の三第三項において準用する場合を含む。）	建築物等情報モデル図書申請	建築物等情報モデル図書通知
（略）		

2　（略）

（手数料の額）

第十一条の二の三　（略）

2　前項各号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の手数料は、当該各号に定める額とする。

一・二　（略）

三　既に構造方法等の認定を受けた構造方法等の軽微な変更であつて、国土交通大臣が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものの認定を受けようとする場合　申請一件につき、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額（法第六十八条の二十五第五項及び第七項の規定により申請する場合にあつては、四万二百円（電子申請による場合にあつては、一万九千五百円））

イ　法第二十条第一項第一号の認定、法第三十七条第二号の認定（コンクリート又は膜材料に係るものに限る。）、令第百三十九条第一項第三号若しくは第四号ロ（これらの規定を令第百四十条第二項、令第百四十一条第二項又は令第百四十三条第二項において準用する場合を含む。）の認定又は第百四十四条第一項第一号ロ若しくはハ(2)の認定の場合　四万二百

（略）		
第二条の二第一項第二号（第三条の三第二項において準用する場合を含む。）	確認の申請	通知
（略）		

2　（略）

（国の機関の長等による工作物に関する通知等）

第八条の二の六　第三条（第八項を除く。）、同条第八項において読み替えて準用する第二条第一項、第四項及び第五項並びに第三条の三第三項において読み替えて準用する第三条（第六項及び第八項を除く。）の規定は、法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第十八条の規定による国の機関の長等による工作物に係る建築主事等又は指定確認検査機関に対する通知その他の手続について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）		
第三条第一項第二号及び第二項第三号（これらの規定を第三条の三第三項において準用する場合を含む。）	確認の申請	通知
（略）		

2　（略）

（手数料の額）

第十一条の二の三　（略）

2　前項各号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の手数料は、当該各号に定める額とする。

一・二　（略）

三　既に構造方法等の認定を受けた構造方法等の軽微な変更であつて、国土交通大臣が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものの認定を受けようとする場合　申請一件につき、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額（法第六十八条の二十五第五項及び第七項の規定により申請する場合にあつては、四万二百円（電子申請による場合にあつては、一万九千五百円））

イ　法第二十条第一項第一号の認定又は法第三十七条第二号の認定（コンクリート又は膜材料に係るものに限る。）の場合　四万二百円（電子申請による場合にあつては、一万九千五百円）に、別表第二(い)欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の(ろ)欄に掲げる額の三分の一の額を加算した額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

円（電子申請による場合にあつては、一万九千五百円）に、別表第二(い)欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の(ろ)欄に掲げる額の三分の一の額を加算した額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

ロ　（略）

四～九　（略）

3～8　（略）

別表第二（第十一条の二の三関係）

(い)	(ろ)
（略）	
法第二条第九号の認定に係る評価	
建築物の外部の仕上げに用いるものその他令第百八条の二第三号に掲げる要件を満たしていることを試験により確認する必要がないものとして国土交通大臣が定めるもの（以下この表において「ガス有害性試験不要材料」という。）について、発熱性試験を行うことにより二十分間の不燃性能を有することを確かめる場合	五十二万円
ガス有害性試験不要材料について、不燃性試験を行うことにより二十分間の不燃性能を有することを確かめる場合	六十二万円
ガス有害性試験不要材料について、模型箱試験を行うことにより二十分間の不燃性能を有することを確かめる場合	百二万円
ガス有害性試験不要材料について、発熱性試験及び模型箱試験を行うことにより二十分間の不燃性能を有することを確かめる場合	百二十三万円
ガス有害性試験不要材料以外の建築材料について、発熱性試験及びガス有毒性試験を行うことにより二十分間の不燃性能を有することを確かめる場合	九十一万円
ガス有害性試験不要材料以外の建築材料について、不燃性試験及びガス有毒性試験を行うことにより二十分間の不燃性能を有することを確かめる場合	百一万円

ロ　（略）

四～九　（略）

3～8　（略）

別表第二（第十一条の二の三関係）

(い)	(ろ)
（略）	
法第二条第九号の認定に係る評価	
建築物の外部の仕上げに用いるものその他令第百八条の二第三号に掲げる要件を満たしていることを試験により確認する必要がないものとして国土交通大臣が定めるもの（以下この表において「ガス有害性試験不要材料」という。）について二十分間の不燃性能を有することを確かめる場合	五十二万円
ガス有害性試験不要材料以外の建築材料について二十分間の不燃性能を有することを確かめる場合	九十一万円
（略）	

ガス有害性試験不要材料以外の建築材料について、模型箱試験及びガス有毒性試験を行うことにより二十分間の不燃性能を有することを確かめる場合	百四十一万円
ガス有害性試験不要材料以外の建築材料について、発熱性試験、模型箱試験及びガス有毒性試験を行うことにより二十分間の不燃性能を有することを確かめる場合	百六十二万円

（略）

令第一条第五号の認定に係る評価	令第一条第六号の認定に係る評価	
ガス有害性試験不要材料について、発熱性試験を行うことにより十分間の不燃性能を有することを確かめる場合		五十二万円
ガス有害性試験不要材料について、模型箱試験を行うことにより十分間の不燃性能を有することを確かめる場合		九十四万円
ガス有害性試験不要材料以外の建築材料について、発熱性試験及び模型箱試験を行うことにより十分間の不燃性能を有することを確かめる場合		百十五万円
ガス有害性試験不要材料以外の建築材料について、発熱性試験及びガス有毒性試験を行うことにより十分間の不燃性能を有することを確かめる場合		九十一万円
ガス有害性試験不要材料以外の建築材料について、模型箱試験及びガス有毒性試験を行うことにより十分間の不燃性能を有することを確かめる場合		百三十三万円
	ガス有害性試験不要材料について、発熱性試験を行うことにより五分間の不燃性能を有することを確かめる場合	五十二万円
	ガス有害性試験不要材料について、模型箱試験を行うことにより五分間の不燃性能を有することを確かめる場合	九十四万円

令第一条第五号の認定に係る評価	令第一条第六号の認定に係る評価	
ガス有害性試験不要材料について十分間の不燃性能を有することを確かめる場合		五十二万円
ガス有害性試験不要材料以外の建築材料について十分間の不燃性能を有することを確かめる場合		九十一万円
	ガス有害性試験不要材料について五分間の不燃性能を有することを確かめる場合	五十二万円
	ガス有害性試験不要材料以外の建築材料について五分間の不燃性能を有することを確かめる場合	九十一万円

（略）

ガス有害性試験不要材料について、発熱性試験及び模型箱試験を行うことにより五分間の不燃性能を有することを確かめる場合	百十五万円
ガス有害性試験不要材料以外の建築材料について、発熱性試験及びガス有毒性試験を行うことにより五分間の不燃性能を有することを確かめる場合	九十一万円
ガス有害性試験不要材料以外の建築材料について、模型箱試験及びガス有毒性試験を行うことにより五分間の不燃性能を有することを確かめる場合	百三十三万円
ガス有害性試験不要材料以外の建築材料について、発熱性試験、模型箱試験及びガス有毒性試験を行うことにより五分間の不燃性能を有することを確かめる場合	百五十四万円
（略）	

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十三号

環境影響評価法の一部を改正する法律（令和七年法律第七十三号）の一部の施行に伴い、環境影響評価法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

環境影響評価法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整理に関する省令

（鉄道の建設及び改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部改正）

第一条　鉄道の建設及び改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年運輸省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握） **第四条**　第一種鉄道建設等事業を実施しようとする者は、第一種鉄道建設等事業に係る計画段階配慮事項についての検討に当たっては、当該検討を行うに必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす第一種鉄道建設等事業の内容（以下この条から第十条までにおいて「事業特性」という。）並びに第一種鉄道建設等事業の実施が想定される区域（以下「第一種鉄道建設等事業実施想定区域」という。）及びその周囲の自然的社会的状況（以下この条から第十条までにおいて「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。 一　（略） 二　地域特性に関する情報 イ　（略） ロ　社会的状況 (1)～(5)　（略）	（計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握） **第四条**　第一種鉄道建設等事業を実施しようとする者は、第一種鉄道建設等事業に係る計画段階配慮事項についての検討に当たっては、当該検討を行うに必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす第一種鉄道建設等事業の内容（以下この条から第十条までにおいて「事業特性」という。）並びに第一種鉄道建設等事業の実施が想定される区域（以下「第一種鉄道建設等事業実施想定区域」という。）及びその周囲の自然的社会的状況（以下この条から第十条までにおいて「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。 一　（略） 二　地域特性に関する情報 イ　（略） ロ　社会的状況 (1)～(5)　（略）

(6)　環境の保全を目的として法令、条例又は法第五十四条の行政指導等（以下「法令等」という。）により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

(7)　（略）

2　（略）

（飛行場及びその施設の設置又は変更の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部改正）

第二条　飛行場及びその施設の設置又は変更の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年運輸省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握） **第四条**　第一種飛行場設置等事業を実施しようとする者は、第一種飛行場設置等事業に係る計画段階配慮事項についての検討に当たっては、当該検討を行うに必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす第一種飛行場設置等事業の内容（以下この条から第十条までにおいて「事業特性」という。）並びに第一種飛行場設置等事業の実施が想定される区域（以下「第一種飛行場設置等事業実施想定区域」という。）及びその周囲の自然的社会的状況（以下この条から第十条までにおいて「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。 一　（略） 二　地域特性に関する情報 イ　（略） ロ　社会的状況 (1)～(6)　（略） (7)　環境の保全を目的として法令、条例又は法第五十四条の行政指導等（以下「法令等」という。）により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況 (8)　（略） 2　（略）	（計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握） **第四条**　第一種飛行場設置等事業を実施しようとする者は、第一種飛行場設置等事業に係る計画段階配慮事項についての検討に当たっては、当該検討を行うに必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす第一種飛行場設置等事業の内容（以下この条から第十条までにおいて「事業特性」という。）並びに第一種飛行場設置等事業の実施が想定される区域（以下「第一種飛行場設置等事業実施想定区域」という。）及びその周囲の自然的社会的状況（以下この条から第十条までにおいて「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。 一　（略） 二　地域特性に関する情報 イ　（略） ロ　社会的状況 (1)～(6)　（略） (7)　環境の保全を目的として法令、条例又は法第五十三条の行政指導等（以下「法令等」という。）により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況 (8)　（略） 2　（略）

（港湾環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部改正）

第三条　港湾環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（港湾計画特性及び地域特性の把握） **第三条**　特定港湾管理者は、対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、当該選定を行うに必要と認める範囲内で、当該選定に影響を及ぼす対象港湾計画に定められる港湾開発等の内容（以下「港湾計画特性」という。）並びに対象港湾計画に定められる港湾開発等が実施されるべき区域（以下「港湾計画開発等区域」という。）及びその周囲の自然的社会的状況（以下「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。 一　（略）	（港湾計画特性及び地域特性の把握） **第三条**　特定港湾管理者は、対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、当該選定を行うに必要と認める範囲内で、当該選定に影響を及ぼす対象港湾計画に定められる港湾開発等の内容（以下「港湾計画特性」という。）並びに対象港湾計画に定められる港湾開発等が実施されるべき区域（以下「港湾計画開発等区域」という。）及びその周囲の自然的社会的状況（以下「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。 一　（略）

二　地域特性に関する情報
イ　（略）
ロ　社会的状況
(1)～(6)　（略）
(7)　環境の保全を目的として法令、条例又は法第五十四条の行政指導等（以下「法令等」という。）により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況
(8)　（略）
2　（略）

（軌道の建設及び改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部改正）

第四条　軌道の建設及び改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年運輸省建設省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握） **第四条**　第一種軌道建設等事業を実施しようとする者は、第一種軌道建設等事業に係る計画段階配慮事項についての検討に当たっては、当該検討を行うに必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす第一種軌道建設等事業の内容（以下この条から第十条までにおいて「事業特性」という。）並びに第一種軌道建設等事業の実施が想定される区域（以下この条から第十条までにおいて「第一種軌道建設等事業実施想定区域」という。）及びその周囲の自然的社会的状況（以下この条から第十条までにおいて「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。 一　（略） 二　地域特性に関する情報 イ　（略） ロ　社会的状況 (1)～(5)　（略） (6)　環境の保全を目的として法令、条例又は法第五十四条の行政指導等（以下「法令等」という。）により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況 (7)　（略） 2　（略）	（計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握） **第四条**　第一種軌道建設等事業を実施しようとする者は、第一種軌道建設等事業に係る計画段階配慮事項についての検討に当たっては、当該検討を行うに必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす第一種軌道建設等事業の内容（以下この条から第十条までにおいて「事業特性」という。）並びに第一種軌道建設等事業の実施が想定される区域（以下「第一種軌道建設等事業実施想定区域」という。）及びその周囲の自然的社会的状況（以下この条から第十条までにおいて「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。 一　（略） 二　地域特性に関する情報 イ　（略） ロ　社会的状況 (1)～(5)　（略） (6)　環境の保全を目的として法令、条例又は法第五十三条の行政指導等（以下「法令等」という。）により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況 (7)　（略） 2　（略）

（道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部改正）

第五条　道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年建設省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握） **第四条**　第一種道路事業を実施しようとする者は、第一種道路事業に係る計画段階配慮事項についての検討に当たっては、当該検討を行うに必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす第一種道路事業の内容（以下この条から第十条までにおいて「事業特性」という。）並びに第一	（計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握） **第四条**　第一種道路事業を実施しようとする者は、第一種道路事業に係る計画段階配慮事項についての検討に当たっては、当該検討を行うに必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす第一種道路事業の内容（以下この条から第十条までにおいて「事業特性」という。）並びに第一

種道路事業の実施が想定される区域（以下「第一種道路事業実施想定区域」という。）及びその周囲の自然的社会的状況（以下この条から第十条までにおいて「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。

一　（略）

二　地域特性に関する情報

イ　（略）

ロ　社会的状況

(1)～(6)　（略）

(7)　環境の保全を目的として法令、条例又は法第五十四条の行政指導等（以下「法令等」という。）により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

(8)　（略）

2　（略）

（湖沼水位調節施設事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部改正）

第六条　湖沼水位調節施設事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年建設省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握） **第四条**　第一種湖沼水位調節施設事業を実施しようとする者は、第一種湖沼水位調節施設事業に係る計画段階配慮事項についての検討を行うに当たっては、当該検討を行うに必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす第一種湖沼水位調節施設事業の内容（以下この条から第十条までにおいて「事業特性」という。）並びに第一種湖沼水位調節施設事業の実施が想定される区域（以下「第一種湖沼水位調節施設事業実施想定区域」という。）及びその周囲の自然的社会的状況（以下この条から第十条までにおいて「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。 一　（略） 二　地域特性に関する情報 イ　（略） ロ　社会的状況 (1)～(6)　（略） (7)　環境の保全を目的として法令、条例又は法第五十四条の行政指導等（以下「法令等」という。）により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況 (8)　（略） 2　（略）	（計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握） **第四条**　第一種湖沼水位調節施設事業を実施しようとする者は、第一種湖沼水位調節施設事業に係る計画段階配慮事項についての検討を行うに当たっては、当該検討を行うに必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす第一種湖沼水位調節施設事業の内容（以下この条から第十条までにおいて「事業特性」という。）並びに第一種湖沼水位調節施設事業の実施が想定される区域（以下「第一種湖沼水位調節施設事業実施想定区域」という。）及びその周囲の自然的社会的状況（以下この条から第十条までにおいて「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。 一　（略） 二　地域特性に関する情報 イ　（略） ロ　社会的状況 (1)～(6)　（略） (7)　環境の保全を目的として法令、条例又は法第五十三条の行政指導等（以下「法令等」という。）により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況 (8)　（略） 2　（略）

（放水路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部改正）

第七条　放水路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年建設省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握） **第四条**　第一種放水路事業を実施しようとする者は、第一種放水路事業に係る計画段階配慮事項についての検討を行うに当たっては、当該検討を行うに必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす第一種放水路事業の内容（以下この条から第十条までにおいて「事業特性」という。）並びに第一種放水路事業の実施が想定される区域（以下「第一種放水路事業実施想定区域」という。）及びその周囲の自然的社会的状況（以下この条から第十条までにおいて「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。 一　（略） 二　地域特性に関する情報 イ　（略） ロ　社会的状況 (1)～(6)　（略） (7)　環境の保全を目的として法令、条例又は法第五十四条の行政指導等（以下「法令等」という。）により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況 (8)　（略） 2　（略）	（計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握） **第四条**　第一種放水路事業を実施しようとする者は、第一種放水路事業に係る計画段階配慮事項についての検討を行うに当たっては、当該検討を行うに必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす第一種放水路事業の内容（以下この条から第十条までにおいて「事業特性」という。）並びに第一種放水路事業の実施が想定される区域（以下「第一種放水路事業実施想定区域」という。）及びその周囲の自然的社会的状況（以下この条から第十条までにおいて「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。 一　（略） 二　地域特性に関する情報 イ　（略） ロ　社会的状況 (1)～(6)　（略） (7)　環境の保全を目的として法令、条例又は法第五十三条の行政指導等（以下「法令等」という。）により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況 (8)　（略） 2　（略）

（土地区画整理事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部改正）

第八条　土地区画整理事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年建設省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握） **第四条**　第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、第一種土地区画整理事業に係る計画段階配慮事項についての検討に当たっては、当該検討を行うに必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす第一種土地区画整理事業の内容（以下この条から第十条までにおいて「事業特性」という。）並びに第一種土地区画整理事業の実施が想定される区域（以下「第一種土地区画整理事業実施想定区域」という。）及びその周囲の自然的社会的状況（以下この条から第十条までにおいて「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。 一　（略） 二　地域特性に関する情報 イ　（略） ロ　社会的状況 (1)～(6)　（略）	（計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握） **第四条**　第一種土地区画整理事業を実施しようとする者は、第一種土地区画整理事業に係る計画段階配慮事項についての検討に当たっては、当該検討を行うに必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす第一種土地区画整理事業の内容（以下この条から第十条までにおいて「事業特性」という。）並びに第一種土地区画整理事業の実施が想定される区域（以下「第一種土地区画整理事業実施想定区域」という。）及びその周囲の自然的社会的状況（以下この条から第十条までにおいて「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。 一　（略） 二　地域特性に関する情報 イ　（略） ロ　社会的状況 (1)～(6)　（略）

(7)　環境の保全を目的として法令、条例又は法第五十四条の行政指導等（以下「法令等」という。）により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

(8)　（略）

2　（略）

（新住宅市街地開発事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部改正）

第九条　新住宅市街地開発事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握） **第四条**　第一種新住宅市街地開発事業を実施しようとする者は、第一種新住宅市街地開発事業に係る計画段階配慮事項についての検討に当たっては、当該検討を行うに必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす第一種新住宅市街地開発事業の内容（以下この条から第十条までにおいて「事業特性」という。）並びに第一種新住宅市街地開発事業の実施が想定される区域（以下「第一種新住宅市街地開発事業実施想定区域」という。）及びその周囲の自然的社会的状況（以下この条から第十条までにおいて「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。 一　（略） 二　地域特性に関する情報 イ　（略） ロ　社会的状況 (1)～(6)　（略） (7)　環境の保全を目的として法令、条例又は法第五十四条の行政指導等（以下「法令等」という。）により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況 (8)　（略） 2　（略）	（計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握） **第四条**　第一種新住宅市街地開発事業を実施しようとする者は、第一種新住宅市街地開発事業に係る計画段階配慮事項についての検討に当たっては、当該検討を行うに必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす第一種新住宅市街地開発事業の内容（以下この条から第十条までにおいて「事業特性」という。）並びに第一種新住宅市街地開発事業の実施が想定される区域（以下「第一種新住宅市街地開発事業実施想定区域」という。）及びその周囲の自然的社会的状況（以下この条から第十条までにおいて「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。 一　（略） 二　地域特性に関する情報 イ　（略） ロ　社会的状況 (1)～(6)　（略） (7)　環境の保全を目的として法令、条例又は法第五十三条の行政指導等（以下「法令等」という。）により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況 (8)　（略） 2　（略）

（工業団地造成事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部改正）

第十条　工業団地造成事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年建設省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握） **第四条**　第一種工業団地造成事業を実施しようとする者は、第一種工業団地造成事業に係る計画段階配慮事項についての検討に当たっては、当該検討を行うに必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす第一種工業団地造成事業の内容（以下この条から第十条までにおいて「事業特性」という。）並びに第一種工業団地造成事業の実施が想定される区域（以下「第一種工業団地造成事業実施想定区域」という。）及びその周囲の自然的社会的状況（以下この条から第十条までにおいて「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。 一　（略）	（計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握） **第四条**　第一種工業団地造成事業を実施しようとする者は、第一種工業団地造成事業に係る計画段階配慮事項についての検討に当たっては、当該検討を行うに必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす第一種工業団地造成事業の内容（以下この条から第十条までにおいて「事業特性」という。）並びに第一種工業団地造成事業の実施が想定される区域（以下「第一種工業団地造成事業実施想定区域」という。）及びその周囲の自然的社会的状況（以下この条から第十条までにおいて「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。 一　（略）

二　地域特性に関する情報
イ　（略）
ロ　社会的状況
(1)～(6)　（略）
(7)　環境の保全を目的として法令、条例又は法第五十四条の行政指導等（以下「法令等」という。）により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況
(8)　（略）
2　（略）

（新都市基盤整備事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部改正）

第十一条　新都市基盤整備事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年建設省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握） **第四条**　第一種新都市基盤整備事業を実施しようとする者は、第一種新都市基盤整備事業に係る計画段階配慮事項についての検討に当たっては、当該検討を行うに必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす第一種新都市基盤整備事業の内容（以下この条から第十条までにおいて「事業特性」という。）並びに第一種新都市基盤整備事業の実施が想定される区域（以下「第一種新都市基盤整備事業実施想定区域」という。）及びその周囲の自然的社会的状況（以下この条から第十条までにおいて「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。 一　（略） 二　地域特性に関する情報 イ　（略） ロ　社会的状況 (1)～(6)　（略） (7)　環境の保全を目的として法令、条例又は法第五十四条の行政指導等（以下「法令等」という。）により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況 (8)　（略） 2　（略）	（計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握） **第四条**　第一種新都市基盤整備事業を実施しようとする者は、第一種新都市基盤整備事業に係る計画段階配慮事項についての検討に当たっては、当該検討を行うに必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす第一種新都市基盤整備事業の内容（以下この条から第十条までにおいて「事業特性」という。）並びに第一種新都市基盤整備事業の実施が想定される区域（以下「第一種新都市基盤整備事業実施想定区域」という。）及びその周囲の自然的社会的状況（以下この条から第十条までにおいて「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。 一　（略） 二　地域特性に関する情報 イ　（略） ロ　社会的状況 (1)～(6)　（略） (7)　環境の保全を目的として法令、条例又は法第五十三条の行政指導等（以下「法令等」という。）により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況 (8)　（略） 2　（略）

（流通業務団地造成事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部改正）

第十二条　流通業務団地造成事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年建設省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握） **第四条**　第一種流通業務団地造成事業を実施しようとする者は、第一種流通業務団地造成事業に係る計画段階配慮事項についての検討に当たっては、当該検討を行うに必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす第一種流通業務団地造成事業の内容（以下この条から第十条までにお	（計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握） **第四条**　第一種流通業務団地造成事業を実施しようとする者は、第一種流通業務団地造成事業に係る計画段階配慮事項についての検討に当たっては、当該検討を行うに必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす第一種流通業務団地造成事業の内容（以下この条から第十条までにお

いて「事業特性」という。）並びに第一種流通業務団地造成事業の実施が想定される区域（以下「第一種流通業務団地造成事業実施想定区域」という。）及びその周囲の自然的社会的状況（以下この条から第十条までにおいて「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。

一　（略）

二　地域特性に関する情報

イ　（略）

ロ　社会的状況

(1)～(6)　（略）

(7)　環境の保全を目的として法令、条例又は法第五十四条の行政指導等（以下「法令等」という。）により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

(8)　（略）

2　（略）

（独立行政法人都市再生機構が行う宅地の造成の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部改正）

第十三条　独立行政法人都市再生機構が行う宅地の造成の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年建設省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
（計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握） **第四条**　第一種機構事業を実施しようとする者は、第一種機構事業に係る計画段階配慮事項についての検討に当たっては、当該検討を行うに必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす第一種機構事業の内容（以下この条から第十条までにおいて「事業特性」という。）並びに第一種機構事業の実施が想定される区域（以下「第一種機構事業実施想定区域」という。）及びその周囲の自然的社会的状況（以下この条から第十条までにおいて「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。 一　（略） 二　地域特性に関する情報 イ　（略） ロ　社会的状況 (1)～(6)　（略） (7)　環境の保全を目的として法令、条例又は法第五十三条の行政指導等（以下「法令等」という。）により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況 (8)　（略） 2　（略）	（計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握） **第四条**　第一種機構事業を実施しようとする者は、第一種機構事業に係る計画段階配慮事項についての検討に当たっては、当該検討を行うに必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす第一種機構事業の内容（以下この条から第十条までにおいて「事業特性」という。）並びに第一種機構事業の実施が想定される区域（以下「第一種機構事業実施想定区域」という。）及びその周囲の自然的社会的状況（以下この条から第十条までにおいて「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。 一　（略） 二　地域特性に関する情報 イ　（略） ロ　社会的状況 (1)～(6)　（略） (7)　環境の保全を目的として法令、条例又は法第五十四条の行政指導等（以下「法令等」という。）により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況 (8)　（略） 2　（略）

附　則

この省令は、環境影響評価法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

○国土交通省令第二十四号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十二条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百八条第六項の規定に基づき、地方整備局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

地方整備局組織規則の一部を改正する省令

地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（地方整備局の管轄区域の特例）	（地方整備局の管轄区域の特例）
第一条　（略）	**第一条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　港湾の整備、利用、保全及び管理に関する事務並びに航路の整備、保全及び管理に関する事務に関しては、別表第二の上欄に掲げる地方整備局が、同表の下欄に掲げる海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第二条第五項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域をいう。以下同じ。）を管轄するものとする。	3　港湾の整備、利用、保全及び管理に関する事務並びに航路の整備、保全及び管理に関する事務に関しては、別表第二の上欄に掲げる地方整備局が、同表の下欄に掲げる海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（海洋再生エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第二条第五項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域をいう。以下同じ。）を管轄するものとする。
4～6　（略）	4～6　（略）
（主任監査官、入札契約監査官及び監査官）	（主任監査官、入札契約監査官及び監査官）
第二条　（略）	**第二条**　（略）
2　主任監査官は、命を受けて、地方整備局の事務の運営、官紀の保持及び不正行為の防止に関し、所要の監査（国土交通省設置法第三十一条第一項第二号に掲げる事務のうち同法第四条第一項第十五号（油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に係るものに限る。）、第五十七号、第五十八号及び第六十一号（港湾に係るものに限る。）、第百一号から第百三号まで並びに第百二十八号（港湾に係るものに限る。）に掲げる事務並びに同法第三十一条第一項第七号に掲げる事務（以下「港湾空港関係事務」という。）に関することを除く。）を行い、並びに入札契約監査官及び監査官の行う事務を統括する。	2　主任監査官は、命を受けて、地方整備局の事務の運営、官紀の保持及び不正行為の防止に関し、所要の監査（国土交通省設置法第三十一条第一項第二号に掲げる事務のうち同法第四条第一項第十五号（油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に係るものに限る。）、第五十七号、第五十八号及び第六十一号（港湾に係るものに限る。）、第百一号から第百三号まで並びに第百二十八号（港湾に係るものに限る。）に掲げる事務並びに同法第三十一条第一項第六号に掲げる事務（以下「港湾空港関係事務」という。）に関することを除く。）を行い、並びに入札契約監査官及び監査官の行う事務を統括する。
3・4　（略）	3・4　（略）
（建政部の所掌事務）	（建政部の所掌事務）
第七条　建政部は、次に掲げる事務をつかさどる。	**第七条**　建政部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～七　（略）	一～七　（略）
七の二　特定荷主（物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第四十六条に規定する特定荷主をいう。第八十一条第七号の三において同じ。）の指定、指導及び監督に関すること。	（新設）
七の三　（略）	七の二　（略）
八～二十六　（略）	八～二十六　（略）
二十七　宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）の施行に関すること。	二十七　宅地造成及び特定盛土等等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）の施行に関すること。
二十八～四十四　（略）	二十八～四十四　（略）

（計画・建設産業課の所掌事務）

第八十一条　計画・建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～七の二　（略）

七の三　特定荷主の指定、指導及び監督に関すること。

七の四　（略）

八～二十五　（略）

（建設産業第一課の所掌事務）

第八十三条の二　建設産業第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　第八十一条第三号から第七号まで、第七号の三及び第七号の四に掲げる事務に関すること。

二～四　（略）

（海洋環境・技術課の所掌事務）

第百十三条　（略）

一・二　（略）

三　港湾及び航路の保全及び管理に関する事務（促進区域内海域（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律第十三条第一項に規定する促進区域内海域をいう。以下同じ。）の保全及び管理に関するものに限る。）のうち、技術的事項に関すること。

（建設専門官）

第百三十六条　地方整備局を通じて建設専門官千百十一人以内を置く。

2　（略）

（用地対策官）

第百四十三条　河川国道事務所等を通じて用地対策官七十四人以内を置く。

2　（略）

附　則

（震災対策調整官の設置期間の特例）

第十五条　第三十二条の震災対策調整官は、令和二十七年三月三十一日まで置かれるものとする。

（建設専門官の設置期間の特例）

第十六条　第百三十六条の建設専門官のうち三人は、当分の間、置かれるものとする。

2　（略）

3　第百三十六条の建設専門官（前二項に規定するものを除く。）のうち八人は、令和十年三月三十一日まで置かれるものとする。

4　（略）

5　第百三十六条の建設専門官（前四項に規定するものを除く。）のうち九人は、令和十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

6　第百三十六条の建設専門官（前五項に規定するものを除く。）のうち三人は、令和十四年三月三十一日まで置かれるものとする。

（統括建設管理官の設置期間の特例）

第十六条の二　第百三十六条の二の統括建設管理官のうち一人は、令和十年三月三十一日まで置かれるものとする。

（先任建設管理官の設置期間の特例）

第十六条の三　第百三十六条の三の先任建設管理官のうち六人は、令和十年三月三十一日まで置かれるものとする。

（計画・建設産業課の所掌事務）

第八十一条　計画・建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～七の二　（略）

（新設）

七の三　（略）

八～二十五　（略）

（建設産業第一課の所掌事務）

第八十三条の二　建設産業第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　第八十一条第三号から第七号まで及び第七号の三に掲げる事務に関すること。

二～四　（略）

（海洋環境・技術課の所掌事務）

第百十三条　（略）

一・二　（略）

三　港湾及び航路の保全及び管理に関する事務（促進区域内海域（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第十条第一項に規定する促進区域内海域をいう。以下同じ。）の保全及び管理に関するものに限る。）のうち、技術的事項に関すること。

（建設専門官）

第百三十六条　地方整備局を通じて建設専門官千百八人以内を置く。

2　（略）

（用地対策官）

第百四十三条　河川国道事務所等を通じて用地対策官七十六人以内を置く。

2　（略）

附　則

（震災対策調整官の設置期間の特例）

第十五条　第三十二条の震災対策調整官は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

（建設専門官の設置期間の特例）

第十六条　第百三十六条の建設専門官のうち十九人は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

2　（略）

3　第百三十六条の建設専門官（前二項に規定するものを除く。）のうち六人は、令和十年三月三十一日まで置かれるものとする。

4　（略）

5　第百三十六条の建設専門官（前四項に規定するものを除く。）のうち八人は、令和十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

（新設）

（統括建設管理官の設置期間の特例）

第十六条の二　第百三十六条の二の統括建設管理官のうち一人は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

（先任建設管理官の設置期間の特例）

第十六条の三　第百三十六条の三の先任建設管理官のうち六人は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

（用地対策官の設置期間の特例）

第十七条の二　第百四十三条の用地対策官のうち一人は、令和十年三月三十一日まで置かれるものとする。

（事業対策官の設置期間の特例）

第十七条の三　第百四十五条の事業対策官のうち一人は、令和十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

2　第百四十五条の事業対策官（前項に規定するものを除く。）のうち一人は、令和十四年三月三十一日まで置かれるものとする。

（地域防災調整官の設置期間の特例）

第十七条の四　第百四十五条の三の地域防災調整官のうち一人は、当分の間、置かれるものとする。

（広島西部山系砂防事務所の設置期間の特例）

第二十一条　中国地方整備局広島西部山系砂防事務所は、当分の間、置かれるものとする。

（八代復興事務所の設置期間の特例）

第二十五条　九州地方整備局八代復興事務所は、令和十四年三月三十一日まで置かれるものとする。

別表第六（第十一条、第百三十条及び第百四十条関係）

所属地方整備局	名称	位置	管轄区域	所掌事務
東北地方整備局	（略）			
	宮城南部復興事務所	宮城県伊具郡丸森町	（略）内川流域	（略）砂防工事
（略）				
	東北国営公園事務所	宮城県柴田郡川崎町	（略）	（略）整備及び維持その他の管理
			岩手県陸前高田市、宮城県石巻市並びに福島県双葉郡双葉町及び浪江町における国営追悼・祈念施設	
（略）				

（用地対策官の設置期間の特例）

第十七条の二　第百四十三条の用地対策官のうち三人は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

（事業対策官の設置期間の特例）

第十七条の三　第百四十五条の事業対策官のうち一人は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

2　第百四十五条の事業対策官（前項に規定するものを除く。）のうち一人は、令和十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

（地域防災調整官の設置期間の特例）

第十七条の四　第百四十五条の三の地域防災調整官のうち一人は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

（広島西部山系砂防事務所の設置期間の特例）

第二十一条　中国地方整備局広島西部山系砂防事務所は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

（八代復興事務所の設置期間の特例）

第二十五条　九州地方整備局八代復興事務所は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

別表第六（第十一条、第百三十条及び第百四十条関係）

所属地方整備局	名称	位置	管轄区域	所掌事務
東北地方整備局	（略）			
	宮城南部復興事務所	宮城県伊具郡丸森町	（略）内川流域	（略）砂防工事
			一般国道三百四十九号	復興法第四十六条第一項に規定する特定災害復旧等道路工事（以下、この表において「特定災害復旧等道路工事」という。）
（略）				
	東北国営公園事務所	宮城県柴田郡川崎町	（略）	（略）整備及び維持その他の管理
			国営追悼・祈念施設	
（略）				

（略）								
北陸地方整備局	（略）	金沢河川国道事務所	金沢市	（略）	一般国道八号、百五十七号及び百五十九号	改築及び修繕工事、維持その他の管理	（略）	
				（略）	一般国道四百七十号	新設及び修繕工事、維持その他の管理、災害復旧工事（能登復興事務所の所掌に属するものを除く。）	（略）	
		能登復興事務所	七尾市	（略）	河原田川、塚田川、町野川、鈴屋川及び珠洲大谷川	河川法第十六条の四第一項に規定する特定河川工事	（略）	
				（略）	一般国道四百七十号	新設及び災害復旧工事	（略）	
中部地方整備局	（略）	愛知国道事務所	名古屋市	一般国道一号、十九号、二十二号及び四十一号		改築工事	（略）	
（略）								

（略）								
北陸地方整備局	（略）	金沢河川国道事務所	金沢市	（略）	一般国道八号、百五十七号、百五十九号及び百六十号	改築及び修繕工事、維持その他の管理	（略）	
				（略）	一般国道四百七十号	新設及び修繕工事、維持その他の管理、災害復旧工事（能登復興事務所の所掌に属するものを除く。）	（略）	
					石川県道七尾輪島線	災害復旧工事（能登復興事務所の所掌に属するものを除く。）		
		能登復興事務所	七尾市	（略）	河原田川、塚田川、南志見川、町野川、鈴屋川及び珠洲大谷川	河川法第十六条の四第一項に規定する特定河川工事	（略）	
				（略）	一般国道四百七十号	新設及び災害復旧工事	（略）	
					石川県道七尾輪島線	災害復旧工事		
中部地方整備局	（略）	愛知国道事務所	名古屋市	一般国道一号、十九号、二十二号、四十一号、百五十五号及び四百七十五号		改築工事	（略）	
（略）								

名四国道事務所				
名古屋市				
一般国道一号、二十三号、百五十三号、百五十五号及び三百二号	（略）	改築工事	（略）	（略）
（略）				
九州地方整備局				
（略）				
八代河川国道事務所				
八代市				
球磨川（川辺川ダム砂防事務所の管轄区域を除く。）	（略）	改良工事及び維持修繕その他の管理並びに洪水予報、水防警報その他の水防に関する事務	（略）	（略）
八代復興事務所				
八代市				
一般国道二百十九号並びに熊本県道人吉水俣線、坂本人吉線、中津道八代線、小鶴原女木線、覚井一武線、球磨田浦線、一勝地神瀬線及び遠原渡線並びに八代市道鎌瀬・瀬戸石線及び瀬戸石・高田辺線、人吉市道中神大柿線、芦北町道川嶽線並びに球磨村道大瀬吉松線、松本大坂間線及び沖鶴線	（略）	災害復旧工事	（略）	（略）

名四国道事務所				
名古屋市				
一般国道一号、二十三号、百五十三号、百五十五号、三百二号及び四百七十五号	（略）	改築工事	（略）	（略）
（略）				
九州地方整備局				
（略）				
八代河川国道事務所				
八代市				
球磨川（川辺川ダム砂防事務所の管轄区域を除く。）	（略）	改良工事（八代復興事務所の所掌に属するものを除く。）及び維持修繕その他の管理並びに洪水予報、水防警報その他の水防に関する事務	（略）	（略）
八代復興事務所				
八代市				
一般国道二百十九号並びに熊本県道人吉水俣線、坂本人吉線、中津道八代線、小鶴原女木線、球磨田浦線、一勝地神瀬線及び遠原渡線並びに八代市道鎌瀬・瀬戸石線及び瀬戸石・高田辺線、人吉市道中神大柿線、芦北町道川嶽線並びに球磨村道大瀬吉松線、松本大坂間線及び沖鶴線	（略）	災害復旧工事	（略）	（略）

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十五号

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第五条の十六第二項において準用する同法第五条の十三第一項の規定に基づき、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（管理計画の認定の更新の申請） **第一条の十三**　認定管理者等は、法第五条の十六第一項の認定の更新を受けようとするときは、認定の有効期間の満了の日前六月以内に、別記様式第一号の三による申請書の正本及び副本に、それぞれ添付書類を添えて、計画作成都道府県知事等に提出しなければならない。 ２　（略）	（管理計画の認定の更新の申請） **第一条の十三**　認定管理者等は、法第五条の十六第一項の認定の更新を受けようとするときは、別記様式第一号の三による申請書の正本及び副本に、それぞれ添付書類を添えて、計画作成都道府県知事等に提出しなければならない。 ２　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第二十六号

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第五条第二項、第十四条第一項及び第二十八条の二の規定に基づき、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（海技免許の申請） **第三条**　海技免許を申請する者は、第二号様式による海技免許申請書に次に掲げる書類を添えて、最寄りの地方運輸局又はその運輸支局若しくは海事事務所（以下「地方運輸局等」という。）のうち国土交通大臣が指定するものを経由して国土交通大臣に提出しなければならない。 一　（略） 二　二級海技士（航海）若しくは二級海技士（機関）の資格又はこれらより下級の資格についての海技免許を申請する者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条の高等学校若しくは中等教育学校、海上保安大学校の特修科、海員学校の本科若しくは専修科、独立行政法人海員学校の本科若しくは専修科又は独立行政法人海技教育機構の海技士教育科海技課程の本科、専修科若しくは航海専科若しくは海技士教育科海技専攻課程海技士コース（五級航海専修）を卒業した者（高等学校又は中等教育学校を卒業した者にあつては国立研究開発法人水産研究・教育機構の水産大学校乗船実習コースを修了した者に、海上保安大学校の特修科を卒業した者にあつては海上保安大学校の初任科及び研修科国際業務課程を修了した者に、海員学校の本科、独立行政法人海員学校の本科又は独立行政法人海技教育機構の海技士教育科海技課程の本科を卒業した者にあつては海員学校の乗船実習科、独立行政法人海員学校の乗船実習科又は独立行政法人海技教育機構の海技士教育科海技課程の乗船実習科を修了した者にあつては平成六年以後に卒業した者に限る。次号及び第四条第二項において同じ。）で四級海技士（航海）若しくは四級海技士（機関）の資格又はこれらより下級の資格についての海技免許を申請するもの及び既に法第五条第三項の規定により履歴限定が解除されている者を除く。）にあつては、その者の有する乗船履歴（海	（海技免許の申請） **第三条**　海技免許を申請する者は、第二号様式による海技免許申請書に次に掲げる書類を添えて、最寄りの地方運輸局又はその運輸支局若しくは海事事務所（以下「地方運輸局等」という。）のうち国土交通大臣が指定するものを経由して国土交通大臣に提出しなければならない。 一　（略） 二　二級海技士（航海）若しくは二級海技士（機関）の資格又はこれらより下級の資格についての海技免許を申請する者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条の高等学校若しくは中等教育学校、海上保安大学校の特修科、海員学校の本科若しくは専修科、独立行政法人海員学校の本科若しくは専修科又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の本科、専修科若しくは航海専科を卒業した者（高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者にあつては国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校乗船実習コースを修了した者に、海上保安大学校の特修科を卒業した者にあつては海上保安大学校の初任科及び研修科国際業務課程を修了した者に、海員学校の本科を卒業した者、独立行政法人海員学校の本科を卒業した者及び独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の本科を卒業した者にあつては海員学校の乗船実習科、独立行政法人海員学校の乗船実習科又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の乗船実習科を修了した者に、海員学校の専修科を卒業した者にあつては平成六年以後に卒業した者に限る。次号及び第四条第二項において同じ。）で四級海技士（航海）若しくは四級海技士（機関）の資格又はこれらより下級の資格についての海技免許を申請するもの及び既に法第五条第三項の規定により履歴限定が解除されている者を除く。）にあつては、その者の有する乗船履歴（海技士（航海）に係る海技免許にあつては船長、

技士（航海）に係る海技免許にあつては船長、航海士又は運航士（運航士（二号職務）を除く。）として、海技士（機関）に係る海技免許にあつては機関長、機関士又は運航士（運航士（一号職務）を除く。）として、それぞれ総トン数二十トン以上の船舶に乗り組んだ履歴（第四条第二項の規定による履歴限定に係る乗船履歴を除く。）に限る。同条第一項において同じ。）を証明する書類

三　学校教育法第一条の高等学校若しくは中等教育学校、海上保安大学校の特修科、海員学校の本科若しくは専修科、独立行政法人海員学校の本科若しくは専修科又は独立行政法人海技教育機構の海技士教育科海技課程の本科、専修科若しくは航海専科若しくは海技士教育科海技専攻課程海技士コース（五級航海専修）を卒業した者で四級海技士（航海）若しくは四級海技士（機関）の資格又はこれらより下級の資格についての海技免許を申請するものにあつては、その者の有する乗船履歴（四級海技士（航海）の資格又はこれより下級の資格についての海技免許にあつては総トン数二十トン以上の船舶に乗り組み、実習又は船舶の運航に関する職務を行つた履歴に、四級海技士（機関）の資格又はこれより下級の資格についての海技免許にあつては総トン数二十トン以上の船舶に乗り組み、実習又は機関の運転に関する職務を行つた履歴に限る。第四条第二項において同じ。）を証明する書類及び卒業証書の写し若しくは修了証明書又は修了証明書の写し若しくは修了証明書

四・五　（略）

2　前項の場合において、海技試験を受けた地（海技試験を受けた地が二以上にわたる場合には、最後の地。以下同じ。）を管轄する地方運輸局以外の地方運輸局又は同項に規定する運輸支局若しくは海事事務所を経由して海技免許申請書を提出するときは、同項に定めるもののほか海技免許申請書に第五十条第二項の海技試験合格証明書を添えて提出しなければならない。

（海技免許についての限定）

第四条　（略）

2　前項の規定によるほか、学校教育法第一条の高等学校若しくは中等教育学校、海上保安大学校の特修科、海員学校の本科若しくは専修科、独立行政法人海員学校の本科若しくは専修科又は独立行政法人海技教育機構の海技士教育科海技課程の本科、専修科若しくは航海専科若しくは海技士教育科海技専攻課程海技士コース（五級航海専修）を卒業した者にあつては、四級海技士（航海）若しくは四級海技士（機関）の資格又はこれらより下級の資格についての海技免許につき、別表第二の二の上欄に掲げる船舶の区分ごとに、同表の中欄に掲げる期間に満たない乗船履歴に応じ、同表の下欄に定める船舶職員の職についても行う。

3～6　（略）

第二十七条　（略）

2～4　（略）

5　第二十五条の規定にかかわらず、海員学校の専科航海科、専修科外航課程航海科又は専修科内航課程航海科を卒業した者が、卒業後、総トン数二十トン以上の沿海区域、近海区域又は遠洋区域を航行区域とする船舶に乗り組み、船舶の運航に関する職務を二年以上行つた履歴を有するときは、四級海技士（航海）試験を受けることができ、海員学校の本科航海科、本科甲板科、本科内航科航海科若しくは高等科又は海上保安学校の本科航海課程、本科船舶運航システム課程航海コース若しくは本科一般課程航海コースを卒業した者が、卒業後、総トン数十トン以上の船舶に乗り組み、船舶の運航に関する職務を一年六月以上行つた履歴を有するときは、五級海技士（航海）試験を受けることができる。

航海士又は運航士（運航士（二号職務）を除く。）として、海技士（機関）に係る海技免許にあつては機関長、機関士又は運航士（運航士（一号職務）を除く。）として、それぞれ総トン数二十トン以上の船舶に乗り組んだ履歴（第四条第二項の規定による履歴限定に係る乗船履歴を除く。）に限る。第四条第一項において同じ。）を証明する書類

三　学校教育法第一条の高等学校若しくは中等教育学校、海上保安大学校の特修科、海員学校の本科若しくは専修科、独立行政法人海員学校の本科若しくは専修科又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の本科、専修科若しくは航海専科を卒業した者で四級海技士（航海）若しくは四級海技士（機関）の資格又はこれらより下級の資格についての海技免許を申請するものにあつては、その者の有する乗船履歴（四級海技士（航海）の資格又はこれより下級の資格についての海技免許にあつては総トン数二十トン以上の船舶に乗り組み、実習又は船舶の運航に関する職務を行つた履歴に、四級海技士（機関）の資格又はこれより下級の資格についての海技免許にあつては総トン数二十トン以上の船舶に乗り組み、実習又は機関の運転に関する職務を行つた履歴に限る。第四条第二項において同じ。）を証明する書類及び卒業証書の写し若しくは修了証明書又は修了証明書の写し若しくは修了証明書

四・五　（略）

2　前項の場合において、海技試験を受けた地（海技試験を受けた地が二以上にわたる場合には、最後の地。以下同じ。）を管轄する地方運輸局以外の地方運輸局又は同項に規定する運輸支局若しくは海事事務所を経由して海技免許申請書を提出するときは、前項に定めるもののほか海技免許申請書に第五十条第二項の海技試験合格証明書を添えて提出しなければならない。

（海技免許についての限定）

第四条　（略）

2　前項の規定によるほか、学校教育法第一条の高等学校若しくは中等教育学校、海上保安大学校の特修科、海員学校の本科若しくは専修科、独立行政法人海員学校の本科若しくは専修科又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の本科、専修科若しくは航海専科を卒業した者にあつては、四級海技士（航海）若しくは四級海技士（機関）の資格又はこれらより下級の資格についての海技免許につき、別表第二の二の上欄に掲げる船舶の区分ごとに、同表の中欄に掲げる期間に満たない乗船履歴に応じ、同表の下欄に定める船舶職員の職についても行う。

3～6　（略）

第二十七条　（略）

2～4　（略）

5　第二十五条の規定にかかわらず、海員学校の専科航海科、専修科外航課程航海科又は専修科内航課程航海科を卒業した者が、卒業後、総トン数二十トン以上の沿海区域、近海区域又は遠洋区域を航行区域とする船舶に乗り組み、船舶の運航に関する職務を二年以上行つた履歴を有するときは、四級海技士（航海）試験を受けることができ、海員学校の本科航海科、本科甲板科、本科内航科航海科若しくは高等科又は海上保安学校の本科航海課程若しくは本科船舶運航システム課程航海コースを卒業した者が、卒業後、総トン数十トン以上の船舶に乗り組み、船舶の運航に関する職務を一年六月以上行つた履歴を有するときは、五級海技士（航海）試験を受けることができる。

6　第二十五条の規定にかかわらず、海員学校の専科機関科、専修科外航課程機関科又は専修科内航課程機関科を卒業した者が、卒業後、総トン数二十トン以上の沿海区域、近海区域又は遠洋区域を航行区域とする船舶に乗り組み、機関の運転に関する職務を二年以上行つた履歴を有するときは、四級海技士（機関）試験又は内燃機関四級海技士（機関）試験を受けることができ、海員学校の高等科を卒業した者が、卒業後、総トン数十トン以上の船舶に乗り組み、機関の運転に関する職務を一年六月以上行つた履歴を有するとき、又は海員学校の本科機関科若しくは本科内航科機関科若しくは海上保安学校の本科機関課程、本科船舶運航システム課程機関コース若しくは本科一般課程機関コースを卒業した者が、卒業後、総トン数十トン以上の船舶に乗り組み、機関の運転に関する職務を二年以上行つた履歴を有するときは、五級海技士（機関）試験又は内燃機関五級海技士（機関）試験を受けることができる。

7　（略）

8　第二十五条の規定にかかわらず、第五十六条第一号ルの登録船舶職員養成施設の課程を修了した者（前条第一項に掲げる者を除く。）であつて、当該課程において、総トン数五トン以上の船舶に乗り組み、実習を二月以上（ただし、その全部又は一部の期間は、工場（船舶の推進機関の製造若しくは整備又は船舶の推進機関の自動制御装置の製造を行う工場であつて、練習船による実習と同等の効果を有する実習を行うことができると認められるものに限る。別表第六において同じ。）における実習の期間をもつて代えることができる。）行つた履歴を有する者が、修了後、総トン数五トン以上の船舶に乗り組み、実習又は機関の運転に関する職務を六月以上行つた履歴を有するときは、六級海技士（機関）試験又は内燃機関六級海技士（機関）試験を受けることができる。

別表第二の二（第四条関係）

一　海技士（航海）

船舶	乗船履歴の期間	船舶職員の職
総トン数二百トン未満の船舶（平水区域を航行区域とする船舶、沿海区域を航行区域とする船舶（国際航海に従事しないものに限る。）及び内区域内において従業する漁船（国際航海に従事しないものに限る。）に限る。）及び総トン数二百トン以上の船舶（平水区域を航行区域とする船舶に限る。）以外の船舶	三月（独立行政法人海技教育機構の海技士教育科海技課程の航海専科若しくは海技士教育科海技専攻課程海技士コース（五級航海専修）を卒業した者又は国立研究開発法人水産研究・教育機構の水産大学校五級乗船実習コースを修了した者にあつては、六月）	船長、一等航海士、二等航海士及び三等航海士以外の職

二　（略）

6　第二十五条の規定にかかわらず、海員学校の専科機関科、専修科外航課程機関科又は専修科内航課程機関科を卒業した者が、卒業後、総トン数二十トン以上の沿海区域、近海区域又は遠洋区域を航行区域とする船舶に乗り組み、機関の運転に関する職務を二年以上行つた履歴を有するときは、四級海技士（機関）試験又は内燃機関四級海技士（機関）試験を受けることができ、海員学校の高等科を卒業した者が、卒業後、総トン数十トン以上の船舶に乗り組み、機関の運転に関する職務を一年六月以上行つた履歴を有するとき、又は海員学校の本科機関科若しくは本科内航科機関科若しくは海上保安学校の本科機関課程、本科船舶運航システム課程機関コースを卒業した者が、卒業後、総トン数十トン以上の船舶に乗り組み、機関の運転に関する職務を二年以上行つた履歴を有するときは、五級海技士（機関）試験又は内燃機関五級海技士（機関）試験を受けることができる。

7　（略）

8　第二十五条の規定にかかわらず、第五十六条第一号ルの登録船舶職員養成施設の課程を修了した者（前条第一項に掲げる者を除く。）であつて、当該課程において、総トン数五トン以上の船舶に乗り組み、実習を二月以上（ただし、その期間のうち、二月以内の期間に限り、工場における実習の期間をもつて代えることができる。）行つた履歴を有する者が、修了後、総トン数五トン以上の船舶に乗り組み、実習又は機関の運転に関する職務を六月以上行つた履歴を有するときは、六級海技士（機関）試験又は内燃機関六級海技士（機関）試験を受けることができる。

別表第二の二（第四条関係）

一　海技士（航海）

船舶	乗船履歴の期間	船舶職員の職
総トン数二百トン未満の船舶（平水区域を航行区域とする船舶、沿海区域を航行区域とする船舶（国際航海に従事しないものに限る。）及び内区域内において従業する漁船（国際航海に従事しないものに限る。）に限る。）及び総トン数二百トン以上の船舶（平水区域を航行区域とする船舶に限る。）以外の船舶	三月（独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の航海専科を卒業した者又は国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校五級乗船実習コースを修了した者にあつては六月）	船長、一等航海士、二等航海士及び三等航海士以外の職

二　（略）

別表第六（第二十六条、第二十八条関係）

乗船履歴表その二

一　大学、高等専門学校、水産大学校、海上保安大学校本科、独立行政法人水産大学校又は国立研究開発法人水産研究・教育機構を卒業した者（専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）の場合

海技試験の種別	単位数	乗船履歴			
		船舶	期間	職務	備考
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
三級海技士（機関）試験又は内燃機関三級海技士（機関）試験	四十六（三十五）以上	出力三千キロワット以上の推進機関を有する沿海区域を航行区域とする船舶、総トン数二十トン以上の近海区域若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶又は総トン数二十トン以上の乙区域若しくは甲区域内において従業する漁船	一年以上	実習又は機関の運転	一　（略） 二　前号の期間のうち、三月以内の期間に限り、工場又は工作技能訓練施設（船舶の推進機関又はその自動制御装置その他の装置の運転、保守整備その他の作業及び故障時の対処に必要な技能を習得させるための訓練の用に供する施設であつて、練習船による実習と同等の効果を有する実習を行うことができると認められるものをいう。以下この表及び次号の表において同じ。）における実習の期間をもつて代えることができる。 三　練習船による実習（前号の工場又は工作技能訓練施設における実習を除く。）は、船橋当直三級海技士（航海）試験に係る練習船による実習と併せて行うことができる。

一の二　独立行政法人海技大学校海技士科三級海技士専攻科、独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技専攻課程海上技術コース（航海専攻）又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技専攻課程海上技術コース（機関専攻）を卒業した者の場合

海技試験の種別	単位数	乗船履歴			
		船舶	期間	職務	備考
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

別表第六（第二十六条、第二十八条関係）

乗船履歴表その二

一　大学、高等専門学校、水産大学校、海上保安大学校本科、独立行政法人水産大学校又は国立研究開発法人水産研究・教育機構を卒業した者（専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）の場合

海技試験の種別	単位数	乗船履歴			
		船舶	期間	職務	備考
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
三級海技士（機関）試験又は内燃機関三級海技士（機関）試験	四十六（三十五）以上	出力三千キロワット以上の推進機関を有する沿海区域を航行区域とする船舶、総トン数二十トン以上の近海区域若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶又は総トン数二十トン以上の乙区域若しくは甲区域内において従業する漁船	一年以上	実習又は機関の運転	一　（略） 二　前号の期間のうち、三月以内の期間に限り、工場における実習の期間をもつて代えることができる。 三　練習船による実習（前号の工場における実習を除く。）は、船橋当直三級海技士（航海）試験に係る練習船による実習と併せて行うことができる。

一の二　独立行政法人海技大学校海技士科三級海技士専攻科、独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技専攻課程海上技術コース（航海専攻）又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技専攻課程海上技術コース（機関専攻）を卒業した者の場合

海技試験の種別	単位数	乗船履歴			
		船舶	期間	職務	備考
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

三級海技士（機関） 試験又は 内燃機関 三級海技士（機関） 試験	三十五以上	出力三千キロワット以上の推進機関を有する沿海区域を航行区域とする船舶、総トン数二十トン以上の近海区域若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶又は総トン数二十トン以上の乙区域若しくは甲区域内において従業する漁船	一年以上	実習又は機関の運転

二～五の二　（略）

五の三　独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技専攻課程海技士コース（五級航海専修）を卒業した者の場合

海技試験の種別	単位数	乗船履歴			
		船舶	期間	職務	備考
五級海技士（航海） 試験	十五以上	総トン数二十トン以上の沿海区域、近海区域若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶又は総トン数十トン以上の漁船	六月以上	実習又は船舶の運航	期間には、練習船（総トン数五百トン以上のものとする。）による実習が少なくとも六月なければならない。

六　（略）

備考　（略）

三級海技士（機関） 試験又は 内燃機関 三級海技士（機関） 試験	三十五以上	出力三千キロワット以上の推進機関を有する沿海区域を航行区域とする船舶、総トン数二十トン以上の近海区域若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶又は総トン数二十トン以上の乙区域若しくは甲区域内において従業する漁船	一年以上	実習又は機関の運転

一　期間には、練習船による実習が少なくとも一年なければならない。

二　前号の期間のうち、三月以内の期間に限り、工作技能訓練施設における実習の期間をもつて代えることができる。

二～五の二　（略）

六　（略）

備考　（略）

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十七号

特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第二十八条第四項の規定に基づき、特定複合観光施設区域整備法に基づく設置運営事業等の監査及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

特定複合観光施設区域整備法に基づく設置運営事業等の監査及び会計に関する省令の一部を改正する省令

特定複合観光施設区域整備法に基づく設置運営事業等の監査及び会計に関する省令（令和三年国土交通省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別記第三十二号様式（第八条第二項関係） 【表紙】 （略） 第１【法人の概況】 １～４（略） （削る） 第２【事業の状況】 １～３（略） ４【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】(3) ５・６（略） 第３【設備の状況】 １【設備投資等の概要】(4) ２【主要な設備の状況】(5) ３【設備の新設、除却等の計画】(6) 第４【提出会社の状況】 １～３（略） ４【コーポレート・ガバナンスの状況等】 (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】(7) (2)（略） (3)【監査の状況】(8) (4)・(5)（略） ５【従業者の状況等】 (1)【人材戦略に関する基本方針等】 (2)【従業者の状況】 第５【経理の状況】 １【連結財務諸表等】 (1)【連結財務諸表】(9) ①～⑤（略） (2)【その他】(10) ２【個別財務諸表等】 (1)【個別財務諸表】(11) ①～⑤（略） (2)（略） (3)【その他】(12) （記載上の注意） (1)　（略） (2)　事業の内容 当連結会計年度末（連結財務諸表を作成していない場合には「当事業年度末」。(6)において同じ。）現在における提出会社及び関係会社において営まれている主な事業の内容、当該事業を構成している提出会社又は当該関係会社の当該事業における位置付け等につい	別記第三十二号様式（第八条第二項関係） 【表紙】 （略） 第１【法人の概況】 １～４（略） ５【従業者の状況】(3) 第２【事業の状況】 １～３（略） ４【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】(4) ５・６（略） 第３【設備の状況】 １【設備投資等の概要】(5) ２【主要な設備の状況】(6) ３【設備の新設、除却等の計画】(7) 第４【提出会社の状況】 １～３（略） ４【コーポレート・ガバナンスの状況等】 (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】(8) (2)（略） (3)【監査の状況】(9) (4)・(5)（略） （新設） 第５【経理の状況】 １【連結財務諸表等】 (1)【連結財務諸表】(10) ①～⑤（略） (2)【その他】(11) ２【個別財務諸表等】 (1)【個別財務諸表】(12) ①～⑤（略） (2)（略） (3)【その他】(13) （記載上の注意） (1)　（略） (2)　事業の内容 当連結会計年度末（連結財務諸表を作成していない場合には「当事業年度末」。(3)及び(7)において同じ。）現在における提出会社及び関係会社において営まれている主な事業の内容、当該事業を構成している提出会社又は当該関係会社の当該事業における位置付け等に

て、法第28条第２項の業務に係る経理を整理する区分（以下「業務区分」という。）との関連を含め系統的に分かりやすく説明するとともに、その状況を事業系統図等によって示すこと。

なお、業務区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社の名称を併せて記載すること。

（削る）

⑶　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

連結会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第２条第５号に規定する連結会社をいう。⑸及び⑹において同じ。）（連結財務諸表を作成していない場合には提出会社。⑹において同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下⑶において「経営成績等」という。）の状況の概要を記載した上で、経営者の視点による当該経営成績等の状況に関する分析・検討内容を、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、経営成績等の状況の概要にはａに掲げる事項を、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容にはｂに掲げる事項を含めて記載すること。

ａ　当連結会計年度（連結財務諸表を作成していない場合には「当事業年度」。⑷及び⑸において同じ。）における事業全体及び業務区分ごとの経営成績の状況並びにキャッシュ・フローの状況について、前年同期と比較して、その概要を記載すること。

ｂ・ｃ　（略）

⑷　（略）

⑸　主要な設備の状況

当連結会計年度における主要な設備（連結会社以外の者（連結財務諸表を作成していない場合は他の者）から賃借しているものを含む。）について、提出会社、国内子会社、在外子会社の別に、会社名（提出会社の場合を除く。）、事業所名、所在地、設備の内容、設備の種類別の帳簿価額（土地については、その面積も示す。）及び従業者（役員及び代理人を除く。）数を、業務区分に関連付けて記載すること。

ついて、法第28条第２項の業務に係る経理を整理する区分（以下「業務区分」という。）との関連を含め系統的に分かりやすく説明するとともに、その状況を事業系統図等によって示すこと。

なお、業務区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社の名称を併せて記載すること。

⑶　従業者の状況

ａ　当連結会計年度末現在の連結会社における従業者（役員を除く。以下同じ。）数を業務区分に関連付けて記載すること。

また、提出会社の当事業年度末現在の従業者について、その数、平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与（賞与を含む。）を記載するとともに、従業者数を業務区分に関連付けて記載すること。

ｂ　連結会社又は提出会社において、臨時従業者が相当数以上ある場合には、当連結会計年度末までの１年間におけるその平均雇用人員を外書きで示すこと。ただし、当該臨時従業者の総数が従業者数の100分の10未満であるときは、記載を省略することができる。

ｃ　当連結会計年度末までの１年間において、連結会社又は提出会社の従業者の人員に著しい増減があった場合にはその事情を、労働組合との間に特記すべき事項等があった場合にはその旨を簡潔に記載すること。

⑷　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

連結会社（連結財務諸表を作成していない場合には提出会社。⑺において同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下⑷において「経営成績等」という。）の状況の概要を記載した上で、経営者の視点による当該経営成績等の状況に関する分析・検討内容を、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、経営成績等の状況の概要にはａに掲げる事項を、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容にはｂに掲げる事項を含めて記載すること。

ａ　当連結会計年度（連結財務諸表を作成していない場合には「当事業年度」。⑸及び⑹において同じ。）における事業全体及び業務区分ごとの経営成績の状況並びにキャッシュ・フローの状況について、前年同期と比較して、その概要を記載すること。

ｂ・ｃ　（略）

⑸　（略）

⑹　主要な設備の状況

当連結会計年度における主要な設備（連結会社以外の者（連結財務諸表を作成していない場合は他の者）から賃借しているものを含む。）について、提出会社、国内子会社、在外子会社の別に、会社名（提出会社の場合を除く。）、事業所名、所在地、設備の内容、設備の種類別の帳簿価額（土地については、その面積も示す。）及び従業員数を、業務区分に関連付けて記載すること。

(6)～(9)　（略）
(10)　その他
　提出会社が、当連結会計年度において四半期報告書を提出した場合には、当連結会計年度における各四半期連結会計期間（当該連結会計期間の最後の四半期連結会計期間を含む。以下(10)において同じ。）に係る１株当たり四半期純利益金額又は１株当たり四半期純損失金額（各四半期連結累計期間に係る１株当たり四半期純利益金額又は１株当たり四半期純損失金額に準じて算出したもの）について、各四半期連結会計期間の順に記載すること。
(11)・(12)　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第二十八号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、国土交通省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

国土交通省組織規則の一部を改正する省令

国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（政策企画官及び政策企画調整官）	（経済安全保障政策室並びに政策企画官及び政策企画調整官）
第十七条　政策課に、政策企画官四人（うち二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内及び政策企画調整官一人を置く。	**第十七条**　政策課に、経済安全保障政策室並びに政策企画官四人（うち二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内及び政策企画調整官一人を置く。
（削る）	２　経済安全保障政策室は、国土交通省の所掌事務に係る安全保障の確保に関する経済施策に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関する事務をつかさどる。
２・３　（略）	３　経済安全保障政策室に、室長を置く。
（交通バリアフリー政策室並びに障害者政策企画調整官及びジェンダー政策推進官）	４・５　（略）
第十八条　（略）	（交通バリアフリー政策室並びに障害者政策企画調整官及びジェンダー政策推進官）
２　交通バリアフリー政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。	**第十八条**　（略）
一　（略）	２　交通バリアフリー政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。
二　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行に関する事務のうち同法第二条第六号に規定する旅客施設又は同条第八号に規定する車両等における同条第二号に規定する移動等円滑化（同条第五号に規定する公共交通事業者等が講ずる措置によるものに限る。）に係るものに関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。	一　（略）
３～５　（略）	二　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行に関する事務のうち同法第二条第五号に規定する旅客施設又は同条第七号に規定する車両等における同条第二号に規定する移動等円滑化（同条第四号に規定する公共交通事業者等が講ずる措置によるものに限る。）に係るものに関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。
	３～５　（略）

（経済安全保障調査室並びに経済安全保障・海洋政策企画調整官及び海洋政策渉外官）

第二十条　経済安全保障・海洋政策課に、経済安全保障調査室並びに経済安全保障・海洋政策企画調整官及び海洋政策渉外官それぞれ一人を置く。

2　経済安全保障調査室は、国土交通省の所掌事務に係る安全保障の確保に関する経済施策に関する基本的な政策の企画及び立案に必要な調査に関する事務をつかさどる。

3　経済安全保障調査室に、室長を置く。

4　経済安全保障・海洋政策企画調整官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国土交通省の所掌事務に係る経済安全保障の確保に関する経済施策に関する基本的な政策に係る重要事項についての企画及び立案並びに調整に関すること。

二　（略）

三　経済安全保障・海洋政策課の所掌に係る国際関係事務で二国間に関するものに関する特定事項に関すること。

5　海洋政策渉外官は、経済安全保障・海洋政策課の所掌に係る国際協定並びに国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係者との連絡調整に関する事務（経済安全保障・海洋政策企画調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（国際市場企画官、国際展開推進官及び国際連携調整官）

第四十二条の二　国際市場課に、国際市場企画官、国際展開推進官及び国際連携調整官それぞれ一人を置く。

2　国際市場企画官は、命を受けて、国際市場課の所掌事務に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

3・4　（略）

（水道計画指導室及び水道強靭化対策官）

第六十一条の三　水道事業課に、水道計画指導室及び水道強靭化対策官一人を置く。

2・3　（略）

4　水道強靭化対策官は、命を受けて、水道の強靭化に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関する事務をつかさどる。

（事業マネジメント推進室並びに下水道強靭化対策官及び流域計画調整官）

第六十一条の四　下水道事業課に、事業マネジメント推進室並びに下水道強靭化対策官及び流域計画調整官それぞれ一人を置く。

2・3　（略）

4　下水道強靭化対策官は、命を受けて、下水道の強靭化に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関する事務をつかさどる。

5　（略）

（国際室、道路経済調査室及び評価室並びに道路事業調整官、海外道路プロジェクト推進官及び道路物流調整官）

第六十八条　企画課に、国際室、道路経済調査室及び評価室並びに道路事業調整官、海外道路プロジェクト推進官及び道路物流調整官それぞれ一人を置く。

2・3　（略）

4　道路経済調査室は、道路に関する経済調査及びこれに関連する基礎調査に関する事務（国際室及び評価室並びに海外道路プロジェクト推進官及び道路物流調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（海洋政策企画調整官及び海洋政策渉外官）

第二十条　海洋政策課に、海洋政策企画調整官及び海洋政策渉外官それぞれ一人を置く。

（新設）

2　海洋政策企画調整官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

（新設）

一　（略）

二　海洋政策課の所掌に係る国際関係事務で二国間に関するものに関する特定事項に関すること。

3　海洋政策渉外官は、海洋政策課の所掌に係る国際協定並びに国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係者との連絡調整に関する事務（海洋政策企画調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（国際展開推進官及び国際連携調整官）

第四十二条の二　国際市場課に、国際展開推進官及び国際連携調整官それぞれ一人を置く。

（新設）

2・3　（略）

（水道計画指導室）

第六十一条の三　水道事業課に、水道計画指導室を置く。

2・3　（略）

（新設）

（事業マネジメント推進室及び流域計画調整官）

第六十一条の四　下水道事業課に、事業マネジメント推進室及び流域計画調整官一人を置く。

2・3　（略）

（新設）

4　（略）

（国際室、道路経済調査室及び評価室並びに道路事業調整官及び海外道路プロジェクト推進官）

第六十八条　企画課に、国際室、道路経済調査室及び評価室並びに道路事業調整官及び海外道路プロジェクト推進官それぞれ一人を置く。

2・3　（略）

4　道路経済調査室は、道路に関する経済調査及びこれに関連する基礎調査に関する事務（国際室、評価室及び海外道路プロジェクト推進官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

5～9　（略）

10　道路物流調整官は、命を受けて、道路に関する経済調査及びこれに関連する基礎調査に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関する事務をつかさどる。

（道路メンテナンス企画室並びに国道事業調整官及び道路技術調整官）

第七十条　国道・技術課に、道路メンテナンス企画室並びに国道事業調整官及び道路技術調整官それぞれ一人を置く。

2～4　（略）

5　道路技術調整官は、命を受けて、道路の整備等に関する事務のうち、技術に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関する事務（環境対策及び交通安全対策に関すること並びに道路交通管理課及び企画課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（海洋利用開発室、海洋・環境企画調整官及び海洋調査センター）

第百十四条　海洋・環境課に、海洋利用開発室、海洋・環境企画調整官一人及び海洋調査センターを置く。

2～4　（略）

5　海洋調査センターは、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号）の規定による調査に関する事務で国土交通省の所掌に属するものをつかさどる。

6　海洋調査センターは、東京都に置く。

7　海洋調査センターに、所長を置く。

（国際企画調整室、航空事業安全監査室、乗員政策室、空港安全室、航空保安対策室及び航空交通安全室並びに安全政策企画官、安全管理推進官、運航基準高度化企画調整官、航空事業安全推進官、運航審査官、外国航空機安全対策調整官、小型航空機安全対策官、航空機検査官、整備審査官、養成企画調整官、航空従事者試験官、空港安全国際調整官、空港運営安全企画調整官、航空保安対策企画調整官、航空保安国際業務推進官、航空保安脅威評価官、航空保安監査官及び交通管制安全監督官）

第百二十四条　安全政策課に、国際企画調整室、航空事業安全監査室、乗員政策室、空港安全室、航空保安対策室及び航空交通安全室並びに安全政策企画官一人、安全管理推進官三人、運航基準高度化企画調整官及び航空事業安全推進官それぞれ一人、運航審査官六人以内、外国航空機安全対策調整官及び小型航空機安全対策官それぞれ一人、航空機検査官十二人以内、整備審査官、養成企画調整官一人、航空従事者試験官十三人以内、空港安全国際調整官、空港運営安全企画調整官、航空保安対策企画調整官、航空保安国際業務推進官、航空保安脅威評価官及び航空保安監査官それぞれ一人並びに交通管制安全監督官六人を置く。

2～11　（略）

12　航空交通安全室は、航空保安業務に係る安全に関する国際的な基準についての企画及び立案、調整並びに当該基準に基づく措置の実施に関する監査及び指導に関する事務をつかさどる。

13　航空交通安全室に、室長を置く。

14～38　（略）

39　交通管制安全監督官は、航空保安業務に係る安全に関する事務の運営に関する実況の監察及びこれに基づく改善事項の調査に関する事務並びに航空法第百三十七条第四項の規定に基づく事務（航空交通安全室の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

5～9　（略）

（新設）

（道路メンテナンス企画室及び国道事業調整官）

第七十条　国道・技術課に、道路メンテナンス企画室及び国道事業調整官一人を置く。

2～4　（略）

（新設）

（海洋利用開発室、海洋・環境企画調整官及び海洋利用調査センター）

第百十四条　海洋・環境課に、海洋利用開発室、海洋・環境企画調整官一人及び海洋利用調査センターを置く。

2～4　（略）

5　海洋利用調査センターは、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）の規定による調査に関する事務で国土交通省の所掌に属するものをつかさどる。

6　海洋利用調査センターは、東京都に置く。

7　海洋利用調査センターに、所長を置く。

（国際企画調整室、航空事業安全監査室、乗員政策室、空港安全室及び航空保安対策室並びに安全政策企画官、安全管理推進官、運航基準高度化企画調整官、航空事業安全推進官、運航審査官、外国航空機安全対策調整官、小型航空機安全対策官、航空機検査官、整備審査官、養成企画調整官、航空従事者試験官、空港安全国際調整官、空港運営安全企画調整官、航空保安対策企画調整官、航空保安国際業務推進官、航空保安脅威評価官、航空保安監査官及び交通管制安全監督官）

第百二十四条　安全政策課に、国際企画調整室、航空事業安全監査室、乗員政策室、空港安全室及び航空保安対策室並びに安全政策企画官一人、安全管理推進官三人、運航基準高度化企画調整官及び航空事業安全推進官それぞれ一人、運航審査官六人以内、外国航空機安全対策調整官及び小型航空機安全対策官それぞれ一人、航空機検査官十二人以内、整備審査官、養成企画調整官一人、航空従事者試験官十三人以内、空港安全国際調整官、空港運営安全企画調整官、航空保安対策企画調整官、航空保安国際業務推進官、航空保安脅威評価官及び航空保安監査官それぞれ一人並びに交通管制安全監督官七人を置く。

2～11　（略）

（新設）

12～36　（略）

37　交通管制安全監督官は、航空保安業務に係る安全に関する事務の運営に関する実況の監察及びこれに基づく改善事項の調査に関する事務並びに航空法第百三十七条第四項の規定に基づく事務を分掌する。

（航空機技術審査室並びに航空機技術基準戦略官、型式証明調整官及び設計審査官）

第百二十七条　航空機安全課に、航空機技術審査室並びに航空機技術基準戦略官及び型式証明調整官それぞれ一人並びに設計審査官を置く。

（削る）

２・３　（略）

４　航空機技術基準戦略官は、命を受けて、航空機及びその装備品の設計又は製造に係る技術上の基準の設定に関する特定事項についての企画及び立案並びに関係行政機関、外国の行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

５～８　（略）

（企画専門官）

第百四十条　国土交通省の本省の局及び課に、企画専門官二百二十五人以内を置く。

２　（略）

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十九号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十四条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十条第四項の規定に基づき、北海道開発局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

北海道開発局組織規則の一部を改正する省令

北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（事業振興部の所掌事務） **第二条**　事業振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～四十三　（略） 四十三の二　特定荷主（物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第四十六条に規定する特定荷主をいう。第三十九条第七号の三において同じ。）の指定、指導及び監督に関すること。 四十四～五十七　（略） （建設産業課の所掌事務） **第三十九条**　建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～七の二　（略） 七の三　特定荷主の指定、指導及び監督に関すること。 七の四　（略） 八～十八　（略）	（事業振興部の所掌事務） **第二条**　事業振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～四十三　（略） （新設） 四十四～五十七　（略） （建設産業課の所掌事務） **第三十九条**　建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～七の二　（略） （新設） 七の三　（略） 八～十八　（略）

（航空機技術審査室並びに航空機技術基準企画室及び航空機技術審査室並びに型式証明調整官及び設計審査官）

第百二十七条　航空機安全課に、航空機技術審査室並びに航空機技術基準企画室及び航空機技術審査室並びに型式証明調整官一人及び設計審査官を置く。

２　航空機技術基準企画室は、航空機及びその装備品の設計又は製造に係る安全及び環境保全に関する技術上の基準の設定に関する企画及び立案並びに関係行政機関、外国の行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

３　航空機技術基準企画室に、室長を置く。

４・５　（略）

（新設）

６～９　（略）

（企画専門官）

第百四十条　国土交通省の本省の局及び課に、企画専門官二百三十人以内を置く。

２　（略）

（港湾計画課の所掌事務）

第六十三条　港湾計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

四　港湾及び航路の保全及び管理に関する事務（促進区域内海域（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十三条第一項に規定する促進区域内海域をいう。以下同じ。）の保全及び管理に関するものに限る。）のうち、海洋環境の保全に関すること。

五　（略）

（農業整備課の所掌事務）

第七十二条　農業整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国が直轄で行う土地改良事業のうちかんがい排水事業の実施に関すること。

二　国が直轄で行う災害復旧事業の実施に関すること（農林水産省の所掌に属するものに限る（水産課及び林野庁の所掌に属するものを除く。））。

（削る）

三　（略）

（農業振興課の所掌事務）

第七十四条　農業振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国が直轄で行う土地改良事業のうち区画整理、干拓及び農用地の造成の事業の実施に関すること。

二　国が直轄で行う土地改良事業のうち農用地及び農業用施設に関する災害防除事業の実施に関すること。

三　国が直轄で行う農地の保全に係る海岸の整備、利用、保全その他の管理に関すること（災害復旧事業を除く。）。

四・五　（略）

（農業振興対策官）

第七十八条の二　農業振興課に、農業振興対策官一人を置く。

2　農業振興対策官は、命を受けて、第七十四条第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事務のうち重要事項に関する事務を処理する。

（開発専門官）

第九十一条　北海道開発局に、開発専門官七十人以内を置く。

2　（略）

（開発建設部の名称、位置及び管轄区域）

第九十二条　開発建設部の名称、位置及び管轄区域は、別表第一のとおりとする。ただし、促進区域内海域に関する事務を分掌する開発建設部の名称及び管轄する海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律第二条第五項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域をいう。以下同じ。）は、別表第二のとおりとする。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○国土交通省令第三十号

国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第六項及び海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第十二条第五項の規定に基づき、並びに同法及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、海上保安庁組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

（港湾計画課の所掌事務）

第六十三条　港湾計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

四　港湾及び航路の保全及び管理に関する事務（促進区域内海域（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十条第一項に規定する促進区域内海域をいう。以下同じ。）の保全及び管理に関するものに限る。）のうち、海洋環境の保全に関すること。

五　（略）

（農業整備課の所掌事務）

第七十二条　農業整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国が直轄で行う土地改良事業の実施に関すること。

二　国が直轄で行う災害復旧事業の実施に関すること。

三　国が直轄で行う農地の保全に係る海岸の整備、利用、保全その他の管理に関すること。

四　（略）

（農業振興課の所掌事務）

第七十四条　農業振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（新設）

（新設）

一・二　（略）

（農業振興対策官）

第七十八条の二　農業振興課に、農業振興対策官一人を置く。

2　農業振興対策官は、命を受けて、第七十四条第二号に掲げる事務のうち重要事項に関する事務を処理する。

（開発専門官）

第九十一条　北海道開発局に、開発専門官五十七人以内を置く。

2　（略）

（開発建設部の名称、位置及び管轄区域）

第九十二条　開発建設部の名称、位置及び管轄区域は、別表第一のとおりとする。ただし、促進区域内海域に関する事務を分掌する開発建設部の名称及び管轄する海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第二条第五項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域をいう。以下同じ。）は、別表第二のとおりとする。

海上保安庁組織規則の一部を改正する省令

海上保安庁組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（海洋情報部に置く課） **第二十四条**　海洋情報部に、次の六課を置く。 企画課 技術・国際課 沿岸調査課 大洋調査課 基盤情報課 航海情報課 （技術・国際課の所掌事務） **第二十六条**　技術・国際課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～五　（略） 六　海洋情報業務に関する国際機関及び外国の政府機関その他の外国の関係者との連絡調整に関すること（基盤情報課の所掌に属するものを除く。）。 （基盤情報課の所掌事務） **第二十九条**　基盤情報課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　海洋情報業務に関する情報及びこれに関連する海洋に関する情報（以下「海洋情報」という。）の収集、整理及び保管に関すること。 二　海象に関する情報の通報その他の海洋情報の提供に関すること（航海情報課の所掌に属するものを除く。）。 三　海洋情報業務に関する国際間の情報の交換に関すること。 （航海情報課の所掌事務） **第三十条**　航海情報課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　（略） 二　水路通報及び航行警報に関すること。 （削る） （削る） （削る） （企画課の所掌事務） **第三十二条**　企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二　（略）	（海洋情報部に置く課） **第二十四条**　海洋情報部に、次の六課を置く。 企画課 技術・国際課 沿岸調査課 大洋調査課 情報管理課 情報利用推進課 （技術・国際課の所掌事務） **第二十六条**　技術・国際課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～五　（略） 六　海洋情報業務に関する国際機関及び外国の政府機関その他の外国の関係者との連絡調整に関すること（情報利用推進課の所掌に属するものを除く。）。 （情報管理課の所掌事務） **第二十九条**　情報管理課は、海洋情報業務に関する情報及びこれに関連する海洋に関する情報の収集、整理及び保管に関する事務をつかさどる。 （新設） （新設） （情報利用推進課の所掌事務） **第三十条**　情報利用推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　（略） 二　水路通報、航行警報及び海象に関する情報の通報に関すること。 三　前二号に掲げるもののほか、海洋情報業務に関する情報及びこれに関連する海洋に関する情報の提供に関すること。 四　海洋情報業務に関する国際間の情報の交換に関すること。 2　国際機関における決議、勧告その他の決定により海洋情報業務に関する国際間の情報の交換に関する事務を行う場合には、情報利用推進課は日本海洋データセンターという名称を、情報利用推進課長は日本海洋データセンター所長という名称を用いることができる。 （企画課の所掌事務） **第三十二条**　企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二　（略）

（削る）

（削る）

（削る）

三　灯台その他の航路標識（レーダー、通信施設その他の施設及びこれらの附属の設備により船舶交通に関する情報の収集及び提供を行う電波標識（以下「船舶通航信号所」という。）を除く。）の運用に関すること。

四・五　（略）

（航行安全課の所掌事務）

第三十二条の二　航行安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　航法及び船舶交通に関する信号に関すること（整備課の所掌に属するものを除く。）。

四・五　（略）

（削る）

六～十　（略）

（安全対策課の所掌事務）

第三十三条　安全対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五　（略）

（削る）

六　（略）

（整備課の所掌事務）

第三十四条　整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）に基づく業務を実施するための管制信号所及び港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）に基づく業務を実施するための信号所（以下「管制信号所等」という。）の建設及び保守に関すること（管制信号所等の整備計画に関するものを除く。）。

二　灯台その他の航路標識の建設及び保守に関すること（航行安全課の所掌に属するものを除く。）。

三　灯台その他の航路標識用及び気象通報業務用の通信施設の建設及び保守に関すること。

四　（略）

五　灯台その他の航路標識の業務用の船舶の整備計画及び運用に関すること（航行安全課の所掌に属するものを除く。）。

（国際業務企画室、航空業務管理室及び運用司令センター並びに海洋監視企画官）

第四十三条　管理課に、国際業務企画室、航空業務管理室及び運用司令センター並びに海洋監視企画官一人を置く。

2　国際業務企画室は、管理課の所掌事務に係る国際機関及び外国の行政機関その他の関係機関との連絡並びに国際協力に関する事務をつかさどる。

三　海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）に基づく業務を実施するための管制信号所及び港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）に基づく業務を実施するための信号所（以下「管制信号所等」という。）の建設及び保守に係る技術の開発に関すること。

四　灯台その他の航路標識の建設及び保守に係る技術の開発に関すること。

五　灯台その他の航路標識用及び気象通報業務用の通信施設の建設及び保守に係る技術の開発に関すること。

六　灯台その他の航路標識（レーダー、通信施設その他の施設及びこれらの附属の設備により船舶交通に関する情報の収集及び提供を行う電波標識（以下「船舶通航信号所」という。）及びディファレンシャル方式によりグローバルポジショニングシステムの位置誤差を補正する電波標識（以下「ディファレンシャルＧＰＳ」という。）を除く。）の運用に関すること。

七・八　（略）

（航行安全課の所掌事務）

第三十二条の二　航行安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　航法及び船舶交通に関する信号に関すること。

四・五　（略）

六　管制信号所等の整備計画に関すること。

七～十一　（略）

（安全対策課の所掌事務）

第三十三条　安全対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五　（略）

六　ディファレンシャルＧＰＳの運用に関すること。

七　（略）

（整備課の所掌事務）

第三十四条　整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　管制信号所等の建設及び保守に関すること（企画課及び航行安全課の所掌に属するものを除く。）。

二　灯台その他の航路標識の建設及び保守に関すること（企画課及び航行安全課の所掌に属するものを除く。）。

三　灯台その他の航路標識用及び気象通報業務用の通信施設の建設及び保守に関すること（企画課の所掌に属するものを除く。）。

四　（略）

五　灯台その他の航路標識の業務用の船舶の整備計画及び運用に関すること。

（航空業務管理室及び運用司令センター並びに海洋監視企画官及び国際業務企画官）

第四十三条　管理課に、航空業務管理室及び運用司令センター並びに海洋監視企画官及び国際業務企画官それぞれ一人を置く。

（新設）

３　国際業務企画室に、室長を置く。
４～８　（略）
（削る）
（海賊対策調整官）
第四十五条　国際刑事課に、海賊対策調整官一人を置く。
２　海賊対策調整官は、国際刑事課の所掌事務に係る海賊行為に関する外国の行政機関その他の関係機関との連絡調整に関する事務をつかさどる。
（削る）
（海洋研究室及び国際業務室並びに海洋情報渉外官、地震調査官及び火山調査官）
第四十九条の二　（略）
２・３　（略）
４　国際業務室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　（略）
二　海洋情報業務に関する国際機関及び外国の政府機関その他の外国の関係者との連絡調整に関すること（海洋情報渉外官及び基盤情報課の所掌に属するものを除く。）。
５　（略）
６　海洋情報渉外官は、命を受けて、海洋情報業務に関する重要事項についての国際機関及び外国の政府機関その他の外国の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。
７・８　（略）
（海洋情報管理室並びに海洋情報分析調整官、大陸棚情報管理官及び海洋空間情報調整官）
第五十一条　基盤情報課に、海洋情報管理室並びに海洋情報分析調整官、大陸棚情報管理官及び海洋空間情報調整官それぞれ一人を置く。
２　海洋情報管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　海洋情報の整理及び保管に関すること（海洋情報分析調整官及び大陸棚情報管理官の所掌に属するものを除く。）。
二　海洋情報業務に関する国際間の情報の交換に関すること。
３　海洋情報管理室に、室長を置く。
４　国際機関における決議、勧告その他の決定により海洋情報業務に関する国際間の情報の交換に関する事務を行う場合には、海洋情報管理室は日本海洋データセンターという名称を、海洋情報管理室長は日本海洋データセンター所長という名称を用いることができる。
５　海洋情報分析調整官は、命を受けて、海洋情報の収集及び分析に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。
６　（略）
７　海洋空間情報調整官は、命を受けて、海洋情報の提供に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。
（水路通報室）
第五十二条　航海情報課に、水路通報室を置く。
２　水路通報室は、水路通報及び航行警報に関する事務をつかさどる。
３　（略）

（新設）
２～６　（略）
７　国際業務企画官は、命を受けて、警備救難部の所掌事務に係る国際関係事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。
（海賊対策室）
第四十五条　国際刑事課に、海賊対策室を置く。
２　海賊対策室は、国際刑事課の所掌事務に係る海賊行為に関する事務及び当該事務に関する外国の行政機関その他の関係機関との連絡調整に関する事務をつかさどる。
３　海賊対策室に、室長を置く。
（海洋研究室及び国際業務室並びに海洋情報渉外官、地震調査官及び火山調査官）
第四十九条の二　（略）
２・３　（略）
４　国際業務室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　（略）
二　海洋情報業務に関する国際機関及び外国の政府機関その他の外国の関係者との連絡調整に関すること（海洋情報渉外官及び情報利用推進課の所掌に属するものを除く。）。
５　（略）
６　海洋情報渉外官は、命を受けて、海洋情報業務に関する重要事項についての国際機関及び外国の政府機関その他の外国の関係者との連絡調整に関する事務（情報利用推進課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
７・８　（略）
（海洋情報管理官、海洋情報分析調整官及び大陸棚情報管理官）
第五十一条　情報管理課に、海洋情報管理官、海洋情報分析調整官及び大陸棚情報管理官それぞれ一人を置く。
２　海洋情報管理官は、命を受けて、海洋情報業務に関する情報及びこれに関する海洋に関する情報の収集、整理及び保管に関する特定事項についての企画及び立案に関する事務（海洋情報分析調整官及び大陸棚情報管理官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
（新設）
（新設）
３　海洋情報分析調整官は、命を受けて、海洋情報業務に関する情報及びこれに関する海洋に関する情報の収集及び分析に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。
４　（略）
（新設）
（水路通報室及び海洋空間情報室）
第五十二条　情報利用推進課に、水路通報室及び海洋空間情報室を置く。
２　水路通報室は、水路通報、航行警報及び海象に関する情報の通報に関する事務をつかさどる。
３　（略）

（削る）

（海上交通企画室及び国際室並びに交通企画調整官）

第五十三条　企画課に、海上交通企画室及び国際室並びに交通企画調整官一人を置く。

2　海上交通企画室は、海上交通業務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（国際室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　（略）

4　国際室は、海上交通業務に係る国際関係事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（削る）

（削る）

（削る）

5　国際室に、室長を置く。

6　（略）

（航行指導室及び交通管理室並びに航行安全企画官）

第五十三条の二　（略）

2　航行指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　航法及び船舶交通に関する信号に関すること（企画及び立案に係るもの並びに整備課及び交通管理室の所掌に属するものを除く。）。

四・五　（略）

3～6　（略）

（首席海難調査官及び海難防止対策官）

第五十四条　安全対策課に、首席海難調査官及び海難防止対策官それぞれ一人を置く。

（削る）

2・3　（略）

（技術開発室及び航路標識企画官）

第五十五条　整備課に、技術開発室及び航路標識企画官一人を置く。

2　技術開発室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　管制信号所等の建設及び保守に係る技術の開発に関すること。

二　灯台その他の航路標識の建設及び保守に係る技術の開発に関すること。

三　灯台その他の航路標識用及び気象通報業務用の通信施設の建設及び保守に係る技術の開発に関すること。

3　技術開発室に、室長を置く。

4　（略）

4　海洋空間情報室は、海洋情報業務に関する情報及びこれに関連する海洋に関する情報の一体的かつ効果的な提供に関する事務（水路通報室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

5　海洋空間情報室に、室長を置く。

（海上交通企画室及び国際・技術開発室並びに交通企画調整官）

第五十三条　企画課に、海上交通企画室及び国際・技術開発室並びに交通企画調整官一人を置く。

2　海上交通企画室は、海上交通業務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（国際・技術開発室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　（略）

4　国際・技術開発室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　海上交通業務に係る国際関係事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関すること。

二　管制信号所等の建設及び保守に係る技術の開発に関すること。

三　灯台その他の航路標識の建設及び保守に係る技術の開発に関すること。

四　灯台その他の航路標識用及び気象通報業務用の通信施設の建設及び保守に係る技術の開発に関すること。

5　国際・技術開発室に、室長を置く。

6　（略）

（航行指導室及び交通管理室並びに航行安全企画官）

第五十三条の二　（略）

2　航行指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　航法及び船舶交通に関する信号に関すること（企画及び立案に係るもの並びに交通管理室の所掌に属するものを除く。）。

四・五　（略）

3～6　（略）

（安全情報提供センター並びに首席海難調査官及び海難防止対策官）

第五十四条　安全対策課に、安全情報提供センター並びに首席海難調査官及び海難防止対策官それぞれ一人を置く。

2　安全情報提供センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一　船舶交通の安全のために必要な事項の通報の実施に関すること（海洋情報部及び航行安全課の所掌に属するものを除く。）。

二　ディファレンシャルＧＰＳの運用の実施に関すること。

三　灯台その他の航路標識の附属の設備による気象の観測及びその通報の実施に関すること。

3　安全情報提供センターに、所長を置く。

4・5　（略）

（航路標識企画官）

第五十五条　整備課に、航路標識企画官一人を置く。

（新設）

2　（略）

（航行安全課の所掌事務）

第九十一条の二　航行安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　航法及び船舶交通に関する信号に関すること（整備課の所掌に属するものを除く。）。

四・五　（略）

（削る）

六～十　（略）

（整備課の所掌事務）

第九十二条　整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　管制信号所等の建設及び保守に関すること（管制信号所等の整備計画に関するものを除く。）。

二～四　（略）

五　灯台その他の航路標識の業務用の船舶の運用に関すること（航行安全課の所掌に属するものを除く。）。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○国土交通省令第三十一号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第六十条、第六十一条第一項、第八十二条の二、第八十三条の二及び第九十五条の三の規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（航空機の航行の安全を確保するための装置） **第百四十五条**　法第六十条の規定により、計器飛行等を行う航空機に装備しなければならない装置は、次の表の飛行の区分に応じ、それぞれ、同表の装置の欄に掲げる装置であつて、同表の数量の欄に掲げる数量以上のものとする。ただし、航空機のあらゆる姿勢を指示することができるジャイロ式姿勢指示器を装備している航空機にあつてはジャイロ式旋回計、自衛隊の使用する航空機及び装備移転航空機（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百七条第一項に規定する装備移転航空機をいう。以下同じ。）のうち国土交通大臣が指定する型式のものにあつては外気温度計、航空運送事業の用に供する最大離陸重量が五千七百キログラムを超える飛行機（同表の規定によりＶＯＲ受信装置を装備しなければならないこととされるものに限る。）以外の航空機にあつては機上ＤＭＥ装置は、装備しなくてもよいものとする。 （表　略） ２　（略） **第百四十七条の二**　法第六十条の規定により、航空運送事業の用に供する飛行機以外の飛行機（自衛隊の使用するもの及び装備移転航空機を除く。）に装備しなければならない装置は、次に掲げる装置とする。 一・二　（略）	（航空機の航行の安全を確保するための装置） **第百四十五条**　法第六十条の規定により、計器飛行等を行う航空機に装備しなければならない装置は、次の表の飛行の区分に応じ、それぞれ、同表の装置の欄に掲げる装置であつて、同表の数量の欄に掲げる数量以上のものとする。ただし、航空機のあらゆる姿勢を指示することができるジャイロ式姿勢指示器を装備している航空機にあつてはジャイロ式旋回計、自衛隊の使用する航空機のうち国土交通大臣が指定する型式のものにあつては外気温度計、航空運送事業の用に供する最大離陸重量が五千七百キログラムを超える飛行機（同表の規定によりＶＯＲ受信装置を装備しなければならないこととされるものに限る。）以外の航空機にあつては機上ＤＭＥ装置は、装備しなくてもよいものとする。 （表　略） ２　（略） **第百四十七条の二**　法第六十条の規定により、航空運送事業の用に供する飛行機以外の飛行機（自衛隊が使用するものを除く。）に装備しなければならない装置は、次に掲げる装置とする。 一・二　（略）

（航空機の運航の状況を記録するための装置）

第百四十九条　法第六十一条第一項の規定により、次の表の航空機の種別の欄に掲げる航空機（自衛隊の使用するものを除く。）に装備し、及び作動させなければならない航空機の運航の状況を記録するための装置は、それぞれ同表の装置の欄に掲げる装置とする。

（表　略）

（航空交通管制圏等における速度の制限）

第百七十九条　（略）

2　前項の規定にかかわらず、自衛隊の使用する航空機又は装備移転航空機であつて同項に規定する速度を超えて飛行することがやむを得ないと認めて国土交通大臣が指定した型式の航空機に係る法第八十二条の二の国土交通省令で定める速度は、国土交通大臣が定める速度とする。ただし、他の航空機の安全に支障を及ぼすおそれがあるときは、この限りでない。

3　（略）

（特別な方式による航行）

第百九十一条の二　（略）

2　前項の規定にかかわらず、次に掲げる航空機が行う前項各号に掲げる航行は、法第八十三条の二の国土交通省令で定める特別な方式による航行に含まれないものとする。

一　（略）

二　前項各号に掲げる航行を行うことについて第百九十一条の四各号に掲げる基準に適合すると防衛大臣が認めた自衛隊の使用する航空機又は装備移転航空機

（法第九十五条の三の国土交通省令で定める航空機）

第百九十八条の十一　法第九十五条の三の国土交通省令で定める航空機は、自衛隊の使用する航空機及び装備移転航空機以外のものとする。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○国土交通省令第三十二号

学校教育法の一部を改正する法律（令和六年法律第五十号）の施行に伴い、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（認定の基準） **第三十二条**　法第二十条第一項の技術上の基準は、次のとおりとする。 一～三　（略） 四　次の表の上欄に掲げる認定業務の区分に応じ、航空法規及び第六号の品質管理制度の運用に関する教育及び訓練を修了した者であつて同表の中欄に掲げる要件を備えるもの又は国土交通大臣がこれと同等以上の能力を有すると認めた者が、同表の下欄に掲げる確認を行う者（以下「確認主任者」という。）として選任されていること。	（認定の基準） **第三十二条**　法第二十条第一項の技術上の基準は、次のとおりとする。 一～三　（略） 四　次の表の上欄に掲げる認定業務の区分に応じ、航空法規及び第六号の品質管理制度の運用に関する教育及び訓練を修了した者であつて同表の中欄に掲げる要件を備えるもの又は国土交通大臣がこれと同等以上の能力を有すると認めた者が、同表の下欄に掲げる確認を行う者（以下「確認主任者」という。）として選任されていること。

認定業務の区分	確認主任者の要件	確認の区分
（略）	（略）	（略）

認定業務の区分	確認主任者の要件	確認の区分
（略）	（略）	（略）

法第二十条第一項第二号に係る認定業務	（略）	（略）
学校教育法による大学、高等専門学校、専修学校、高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校を含む。以下この表において同じ。）又は中等教育学校の工学に関する学科（専修学校にあつては、同法第百二十五条の二第一項に規定する特定専門課程に置かれるものに限る。以下この表において同じ。）において所定の課程を修めて卒業し、かつ、国土交通大臣が定める装備品等の種類に応じて上欄に掲げる認定業務について国土交通大臣が定める期間以上の経験を有すること。	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

五～八　（略）

附　則

この省令は、学校教育法の一部を改正する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

○国土交通省令第三十三号

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第十六条第三項の規定に基づき、公営住宅法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

公営住宅法施行規則の一部を改正する省令

公営住宅法施行規則（昭和二十六年建設省令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（収入申告の方法） **第七条**　法第十六条第一項に規定する入居者からの収入の申告は、次に掲げる事項を記載した書面を提出して行わなければならない。この場合において、当該入居者が既に当該書面を提出して収入の申告を行つたことがあり、事業主体が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下この条において「番号利用法」という。）第九条第二項の規定に基づく条例の規定により当該書面と同一の内容を含む特定個人情報（番号利用法第二条第九項に規定する特定個人情報をいう。次項において同じ。）を利用することができるとき、又は番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書面と同一の内容を含む利用特定個人情報（番号利用法第十九条第八号に規定する利用特定個人情報をいう。次項において同じ。）の提供を受けることができるときは、当該入居者は、当該書面の提出に代えて、その収入を個人番号（番号利用法第二条第五項に規定する個人番号をいう。）の提供による方法により申告することができる。	（収入申告の方法） **第七条**　法第十六条第一項に規定する入居者からの収入の申告は、次に掲げる事項を記載した書面を提出して行わなければならない。
一・二　（略）	一・二　（略）

２　入居者は、当該入居者及び同居者の公営住宅法施行令（以下「令」という。）第一条第三号に規定する所得金額を証する書類のほか、次の各号のいずれかに該当する場合にあつては、それぞれ当該各号に規定する書類を、前項の規定により提出する書面に添付し、又は当該書面の提出の際に提示しなければならない。ただし、事業主体が番号利用法第九条第二項の規定に基づく条例の規定によりこれらの書類（前項の規定により提出する書面を除く。）と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるとき、又は番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該内容が記載された書類は、前項の規定により提出する書面に添付し、又は当該書面の提出の際に提示することを要しない。

一・二　（略）

附　則

（施行期日）

１　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行前にこの省令による改正前の公営住宅法施行規則第七条第一項の規定により書面を提出して収入の申告を行った入居者については、この省令による改正後の公営住宅法施行規則第七条第一項後段の規定は、適用しない。ただし、この省令の施行後、当該入居者が同項前段の規定により新たに書面を提出して収入の申告を行った場合には、この限りでない。

○国土交通省令第三十四号

都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条第三項第二号イ及び同条第二十五項の規定に基づき、都市再生特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

都市再生特別措置法施行規則の一部を改正する省令

都市再生特別措置法施行規則（平成十四年国土交通省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（滞在快適性等向上施設等） **第十一条の二**　法第四十六条第三項第二号イの国土交通省令で定める施設等は、次に掲げるものとする。 一～四　（略） 五　案内板その他これに類するもの 六～十一　（略） 十二　ぶらんこ、滑り台、砂場その他これらに類するもの 十三　便所その他これに類するもの	（滞在快適性等向上施設等） **第十一条の二**　法第四十六条第三項第二号イの国土交通省令で定める施設等は、次に掲げるものとする。 一～四　（略） （新設） 五～十　（略） （新設） （新設）

（一体型滞在快適性等向上事業）

第十一条の三　法第四十六条第三項第二号イの国土交通省令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　前条第一号に掲げる施設等並びにこれらの上に設置される同条第二号、第三号及び第五号から第十三号までに掲げる施設等の整備又は管理に関する事業

三　前条第四号及び第十三号に掲げる施設等の整備又は管理に関する事業であって、当該施設等の壁（当該施設等と一体的に活用されることにより滞在の快適性等の向上に資する公共施設その他これに準ずる施設（以下この号において「滞在快適性等向上公共施設等」という。）に接している階にあり、かつ、滞在快適性等向上公共施設等に面する部分に限る。）の過半について、ガラスその他の透明な素材とすること、構造上開閉できるようにすること又は位置を後退させることにより、滞在快適性等向上区域内の歩行者に対する視覚的又は物理的な開放性を高めるもの

（都市利便増進施設）

第十二条の九　法第四十六条第二十五項の国土交通省令で定める施設等は、次に掲げるものとする。

一～十三　（略）

十四　ぶらんこ、滑り台、砂場その他これらに類するもの

十五　便所その他これに類するもの

十六・十七　（略）

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○防衛省令第九号

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第十七条の六の三第七項の規定に基づき、自衛官等に対する療養の給付等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

防衛大臣　小泉進次郎

自衛官等に対する療養の給付等に関する省令の一部を改正する省令

自衛官等に対する療養の給付等に関する省令（令和六年防衛省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（高額療養費） **第十六条**　［略］ 2～12　［略］ 13　実施機関の長は、自己の管轄区分に属する自衛官等が同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の医療機関から受けた療養に係る令第十七条の六第一項第一号イからニまでのいずれかに掲げるもの又は自己の管轄区分に属する自衛官等が同項第二号に規定する療養について、共済組合の本部（国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）第四条に規定する本部をいう。）の所属所（同条に規定する所属所をいう。以下この項において同じ。）のうち同規則第六条第一項第一号に規定する取引を行う所属所の長に対して別紙様式第七の高額療養費に関する通知書により通知するものとする。 14　［略］	（高額療養費） **第十六条**　［同上］ 2～12　［同上］ 13　実施機関の長は、自己の管轄区分に属する自衛官等が同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の医療機関から受けた療養に係る令第十七条の六第一項第一号イからニまでのいずれかに掲げるもの又は自己の管轄区分に属する自衛官等が同項第二号に規定する療養について当該自衛官等の所属する共済組合支部の長（国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）第四条に規定する支部の長をいう。）に対して別紙様式第七の高額療養費に関する通知書により通知するものとする。 14　［同上］

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別紙様式第七（第十六条関係）

防衛省共済組合　市ヶ谷センター所属所長　殿

（実施機関の長）

高額療養費に関する通知書（　　年　　月分）

次のとおり通知する。

枚中の　　枚目

①本人欄						②被扶養者欄		
番号	所　属	階級	氏　名 （生年月日）	金　額	備　考	氏　名	金　額	備　考
			（　年　月　日）	円			円	
							円	
							円	
			（　年　月　日）	円			円	
							円	
							円	
			（　年　月　日）	円			円	
							円	
							円	

備考

1　この通知書は、自衛官等が療養を受けた月ごとに作成し、電子メールで送信する。

2　自己負担額が21,000円以上のものを入力する。該当者がない場合は「該当者なし」と入力する。

3　金額欄には自己負担額（令第17条の６第１項第２号に規定するなお負担すべき額があった場合は、その費用の額）を入力する。

4　備考欄には令第17条の６第１項第１号以外に該当する場合その適用される条、項及び号の番号を入力する。

5　該当者ごとの診療報酬請求書（写）をＰＤＦ形式で添付して送信する。

6　共済組合からは、被扶養者欄に記入の上電子メールにて返信される。

別紙様式第七（第十六条関係）

防衛省共済組合　支部長　殿

（実施機関の長）

高額療養費に関する通知書（　　年　　月分）

次のとおり通知する。

枚中の　　枚目

①本人欄						②被扶養者欄		
番号	所　属	階級	氏　名 （生年月日）	金　額	備　考	氏　名	金　額	備　考
			（　年　月　日）	円			円	
							円	
							円	
			（　年　月　日）	円			円	
							円	
							円	
			（　年　月　日）	円			円	
							円	
							円	

備考

1　この通知書は、自衛官等が療養を受けた月ごとに作成し、送付する。ただし、書面で行う場合には、３部作成し、うち２部を送付する。

2　自己負担額が21,000円以上のものを入力する。該当者がない場合は「該当者なし」と入力する。

3　金額欄には自己負担額（令第17条の６第１項第２号に規定するなお負担すべき額があった場合は、その費用の額）を入力する。

4　備考欄には令第17条の６第１項第１号以外に該当する場合その適用される条、項及び号の番号を入力する。

5　該当者ごとの診療報酬請求書（写）をＰＤＦ形式で添付して送信する。

6　共済組合からは、被扶養者欄に記入の上返送される。

7　用紙寸法　日本工業規格A列４番

規　則

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）に基づき、人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年三月三十一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一六―〇―八〇

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（補償事務主任者） **第八条**　実施機関の長は、補償及び福祉事業の円滑な実施の観点から内部組織の構成等を勘案して補償事務主任者を置く組織区分を定め、当該組織区分ごとに、それぞれの組織に属する職員のうちから補償事務主任者を指名しなければならない。 ２　（略） （警察官等に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償の特例） **第三十二条**　補償法第二十条の二の人事院規則で定めるものは、皇宮護衛官、海上保安官補、刑事施設の職員、少年院又は少年鑑別所の職員、入国警備官、税関又は沖縄地区税関の職員、麻薬取締官、漁業監督官、内閣府沖縄総合事務局又は国土交通省地方整備局若しくは北海道開発局に所属し、河川又は道路の管理に従事する職員、警察通信職員（人事院が定める職員に限る。）、国土交通省地方整備局に所属し、港湾及び航路の管理又は海洋の汚染の防除に関する業務に従事する職員（人事院が定める職員に限る。）及び国土交通省地方航空局に所属し、消火救難業務に従事する職員（人事院が定める職員に限る。）とし、同条の人事院規則で定める職務は、職員の区分に応じ、次の表に定める職務とする。	（補償事務主任者） **第八条**　実施機関の長は、人事院の定める組織区分（内部組織の構成等により必要があると認める場合にあつては、当該組織区分を細分した組織区分）ごとに、それぞれの組織に属する職員のうちから補償事務主任者を指名しなければならない。 ２　（略） （警察官等に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償の特例） **第三十二条**　補償法第二十条の二の人事院規則で定めるものは、皇宮護衛官、海上保安官補、刑事施設の職員、入国警備官、麻薬取締官、漁業監督官、内閣府沖縄総合事務局又は国土交通省地方整備局若しくは北海道開発局に所属し、河川又は道路の管理に従事する職員、警察通信職員（人事院が定める職員に限る。）及び国土交通省地方航空局に所属し、消火救難業務に従事する職員（人事院が定める職員に限る。）とし、同条の人事院規則で定める職務は、職員の区分に応じ、次の表に定める職務とする。

職員	職務
一・二　（略）	（略）
三　少年院又は少年鑑別所の職員	在院者又は在所者の看守又は護送
四　入国警備官	一　入国、上陸又は在留に関する違反事件の調査 二　収容令書又は退去強制令書の執行 三　入国者収容所、収容場その他の収容施設の警備
五　税関又は沖縄地区税関の職員	関税に関する法令、内国消費税、国際観光旅客税及び貨物割に関する犯則事件の調査
六　麻薬取締官	一　麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号。以下「麻向法」という。）第五十四条第五項に規定する罪に係る事件の捜査 二　麻向法第五十四条第五項に規定する罪に係る犯人又は被疑者の逮捕又は護送 三　麻向法第五十四条第五項に規定する罪に係る勾引状、勾留状又は収容状の執行

職員	職務
一・二　（略）	（略）
三　入国警備官	一　入国、上陸又は在留に関する違反事件の調査 二　収容令書又は退去強制令書の執行 三　入国者収容所、収容場その他の収容施設の警備
四　麻薬取締官	一　麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚醒剤に関する犯罪の捜査 二　麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚醒剤に関する犯罪に係る犯人又は被疑者の逮捕又は護送 三　麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚醒剤に関する犯罪に係る勾引状、勾留状又は収容状の執行

七～九　（略）	（略）
十　国土交通省地方整備局に所属し、港湾及び航路の管理又は海洋の汚染の防除に関する業務に従事する職員（人事院が定める職員に限る。）	一　豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生した場合における港湾又は航路の応急作業 二　天災、危険物の爆発その他の異常事態の発生時における海洋の汚染の防除
十一　国土交通省地方航空局に所属し、消火救難業務に従事する職員（人事院が定める職員に限る。）	空港又はその周辺における次に掲げる職務 一　航空機その他の物件の火災の鎮圧 二　天災、危険物の爆発その他の異常事態の発生時における人命の救助又は被害の防御

（法令等の周知）

第三十四条　（略）

2　実施機関は、補償法及び補償法に基づく規則の要旨、第八条第一項の規定により実施機関の長が指名した補償事務主任者の連絡先並びに第二十四条の規定により実施機関が指定した病院、診療所、薬局又は訪問看護事業者の名称及び所在地を適当な方法によつて職員に周知させなければならない。

附　則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）に基づき、人事院規則一六―三（災害を受けた職員の福祉事業）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年三月三十一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一六―三―五一

人事院規則一六―三（災害を受けた職員の福祉事業）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一六―三（災害を受けた職員の福祉事業）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（奨学援護金の支給）	（奨学援護金の支給）
第十五条　（略）	**第十五条**　（略）
第十六条　奨学援護金の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。	**第十六条**　奨学援護金の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。
一　（略）	一　（略）
二　中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学する者にあつては、一人につき月額二万六千円	二　中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学する者にあつては、一人につき月額二万一千円
三　高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第一学年から第三学年までに限る。）若しくは専修学校の高等課程若しくは一般課程に在学する者又は公共職業能力開発施設における職業訓練を受ける者（人事院が定める者に限る。）若しくは公共職業能力開発施設等に準ずる施設における教育訓練等を受ける者（人事院が定める者に限る。）にあつては、一人につき月額三万三千円	三　高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第一学年から第三学年までに限る。）若しくは専修学校の高等課程若しくは一般課程に在学する者又は公共職業能力開発施設における職業訓練を受ける者（人事院が定める者に限る。）若しくは公共職業能力開発施設等に準ずる施設における教育訓練等を受ける者（人事院が定める者に限る。）にあつては、一人につき月額二万円

五～七　（略）	（略）
八　国土交通省地方航空局に所属し、消火救難業務に従事する職員（人事院が定める職員に限る。）	空港又はその周辺における次に掲げる職務 一　航空機その他の物件の火災の鎮圧 二　天災、危険物の爆発その他の異常事態の発生時における人命の救助又は被害の防禦

（法令等の周知）

第三十四条　（略）

2　実施機関は、補償法及び補償法に基づく規則の要旨並びに第二十四条の規定により実施機関が指定した病院、診療所、薬局又は訪問看護事業者の名称及び所在地を適当な方法によつて職員に周知させなければならない。

四　大学、高等専門学校の第四学年、第五学年若しくは専攻科若しくは専修学校の専門課程若しくは専攻科に在学する者又は公共職業能力開発施設における職業訓練を受ける者（前号に規定する者を除く。）若しくは職業能力開発総合大学校における職業訓練を受ける者若しくは公共職業能力開発施設等に準ずる施設における教育訓練等を受ける者（前号に規定する者を除く。）にあつては、一人につき月額三万九千円

（就労保育援護金の支給）

第十八条　（略）

2　（略）

3　就労保育援護金の額は、保育所等に預けられている者（以下「保育児」という。）一人につき月額一万三千円とする。

4　（略）

附　則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

○国家公安委員会規則第三号

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、警察庁の定員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

国家公安委員会委員長　赤間　二郎

警察庁の定員に関する規則の一部を改正する規則

警察庁の定員に関する規則（昭和四十四年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		
区分	定員	備考
内部部局		
長官官房	七九一人	警察庁長官、次長各一人を含む。うち、二人は、国立国会図書館支部警察庁図書館の定員とする。
生活安全局	一九〇人	
刑事局	三五二人	
組織犯罪対策部	二九六人	組織犯罪対策部の定員を除く。
交通局	一八〇人	
警備局	一七〇人	外事情報部及び警備運用部の定員を除く。
外事情報部	二六三人	
警備運用部	一四〇人	
サイバー警察局	二五九人	
計	二、六四一人	うち、一、四六八人は、警察官とする。

（警察庁の定員）

第一条　警察庁の各内部部局別、各附属機関別及び地方機関の定員は、次のとおりとする。

改正前		
区分	定員	備考
内部部局		
長官官房	七九一人	警察庁長官、次長各一人を含む。うち、二人は、国立国会図書館支部警察庁図書館の定員とする。
生活安全局	一九〇人	
刑事局	三五二人	
組織犯罪対策部	二九六人	組織犯罪対策部の定員を除く。
交通局	一八〇人	
警備局	一七〇人	外事情報部及び警備運用部の定員を除く。
外事情報部	二六三人	
警備運用部	一四〇人	
サイバー警察局	二六〇人	
計	二、六四二人	うち、一、四六八人は、警察官とする。

（警察庁の定員）

第一条　［同上］

［略］		
合　計	八、一二七人	うち、二、三八九人は、警察官とし、八九七人は、皇宮護衛官とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

○内閣府訓令第一号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年内閣府訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

内閣総理大臣　高市　早苗

訓　令

別表

改正後	
担当	職務
［略］	［略］
共生・共助担当	1　主に次に掲げる事務をつかさどること。 ［略］ 2　内閣の重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、当該重要政策に関し行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること（大臣官房、独立公文書管理監及び他の政策統括官の所掌に属するものを除く。）。 ［3～15　略］ 16　公益信託に関すること。
［略］	［略］

別表

改正前	
担当	職務
［同上］	［同上］
共生・共助担当	1　主に次に掲げる事務をつかさどること。 ［同上］ 2　内閣の重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、当該重要政策に関し行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること（独立公文書管理監及び他の政策統括官の所掌に属するものを除く。）。 ［3～15　同上］ ［号を加える。］
［同上］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

［同上］		
合　計	八、一二八人	うち、二、三八九人は、警察官とし、八九七人は、皇宮護衛官とする。

法規的告示

○内閣府告示第十五号

公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和七年法律第六十二号）の施行に伴い、及び公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）第十一条第四項の規定に基づき、公益通報者保護法第十一条第一項及び第二項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

公益通報者保護法第十一条第一項及び第二項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針の一部を改正する告示

公益通報者保護法第十一条第一項及び第二項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（令和三年内閣府告示第百十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第１　はじめに この指針は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）第11条第４項の規定に基づき、同条第１項に規定する公益通報対応業務従事者の定め及び同条第２項に規定する事業者内部における公益通報に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、労働者等に対するその周知その他の必要な措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めたものである。	第１　はじめに この指針は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）第11条第４項の規定に基づき、同条第１項に規定する公益通報対応業務従事者の定め及び同条第２項に規定する事業者内部における公益通報に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めたものである。
第２　用語の説明 「公益通報」とは、法第２条第１項に定める「公益通報」をいい、処分等の権限を有する行政機関やその他外部への通報が公益通報となる場合も含む。 「公益通報者」とは、法第２条第２項に定める「公益通報者」をいい、公益通報をした者をいう。 「内部公益通報」とは、法第３条第１項第１号及び第６条第１項第１号に定める公益通報をいい、通報窓口への通報が公益通報となる場合だけではなく、上司等への報告が公益通報となる場合も含む。 「事業者」とは、法第２条第１項に定める「事業者」をいい、営利の有無を問わず、一定の目的をもってなされる同種の行為の反復継続的遂行を行う法人その他の団体及び事業を行う個人であり、法人格を有しない団体、国・地方公共団体などの公法人も含まれる。 「労働者等」とは、法第２条第１項に定める「労働者等」をいい、その者の同項に定める「役務提供先等」への通報が内部公益通報となり得る者をいう。 「役員」とは、法第２条第１項に定める「役員」をいい、その者の同項に定める「役務提供先等」への通報が内部公益通報となり得る者をいう。 「退職者」とは、労働者等であった者をいい、その者の法第２条第１項に定める「役務提供先等」への通報が内部公益通報となり得る者をいう。 「特定受託業務従事者」とは、法第２条第１項に定める「特定受託業務従事者」をいい、その者の同項に定める「役務提供先等」への通報が内部公益通報となり得る者をいう。 「特定受託業務従事者であった者」とは、「特定受託業務従事者」であった者をいい、その者の法第２条第１項に定める「役務提供先等」への通報が内部公益通報となり得る者（その者の同項に定める「役務提供先」が同項第３号又は第４号に定める事業者である者（労働者等、退職者又は特定受託業務従事者を除く。））をいう。 「労働者及び役員等」とは、労働者等及び役員のほか、法第２条第１項に定める「代理人その他の者」をいう。 「通報対象事実」とは、法第２条第３項に定める「通報対象事実」をいう。 「公益通報対応業務」とは、法第11条第１項に定める「公益通報対応業務」をいい、内部公益通報を受け、並びに当該内部公益通報に係る通報対象事実の調査をし、及びその是正に必要な措置をとる業務をいう。	第２　用語の説明 「公益通報」とは、法第２条第１項に定める「公益通報」をいい、処分等の権限を有する行政機関やその他外部への通報が公益通報となる場合も含む。 「公益通報者」とは、法第２条第２項に定める「公益通報者」をいい、公益通報をした者をいう。 「内部公益通報」とは、法第３条第１号及び第６条第１号に定める公益通報をいい、通報窓口への通報が公益通報となる場合だけではなく、上司等への報告が公益通報となる場合も含む。 「事業者」とは、法第２条第１項に定める「事業者」をいい、営利の有無を問わず、一定の目的をもってなされる同種の行為の反復継続的遂行を行う法人その他の団体及び事業を行う個人であり、法人格を有しない団体、国・地方公共団体などの公法人も含まれる。 「労働者等」とは、法第２条第１項に定める「労働者」及び「派遣労働者」をいい、その者の同項に定める「役務提供先等」への通報が内部公益通報となり得る者をいう。 「役員」とは、法第２条第１項に定める「役員」をいい、その者の同項に定める「役務提供先等」への通報が内部公益通報となり得る者をいう。 「退職者」とは、労働者等であった者をいい、その者の法第２条第１項に定める「役務提供先等」への通報が内部公益通報となり得る者をいう。 「労働者及び役員等」とは、労働者等及び役員のほか、法第２条第１項に定める「代理人その他の者」をいう。 「通報対象事実」とは、法第２条第３項に定める「通報対象事実」をいう。 「公益通報対応業務」とは、法第11条第１項に定める「公益通報対応業務」をいい、内部公益通報を受け、並びに当該内部公益通報に係る通報対象事実の調査をし、及びその是正に必要な措置をとる業務をいう。

「従事者」とは、法第11条第１項に定める「公益通報対応業務従事者」をいう。

「内部公益通報対応体制」とは、法第11条第２項に定める、事業者が内部公益通報に応じ、適切に対応するために整備する体制をいう。

「内部公益通報受付窓口」とは、内部公益通報を部門横断的に受け付ける窓口をいう。

「不利益な取扱い」とは、法第３条第１項、第４条第１項、第５条及び第６条第１項の規定により禁止される行為の総称をいい、公益通報をしたことを理由としてされた、例えば、次に掲げるものが該当する。

・　地位の得喪に関すること（解雇、退職の強要、正社員をパートタイム労働者等の非正規社員とするような労働契約内容の変更の強要、期間を定めて雇用される者について契約の更新をしないこと、あらかじめ契約の更新回数の上限が明示されている場合に当該回数を引き下げること、本採用・再採用の拒否、懲戒解雇、休職、労働者派遣契約の解除、業務委託に係る契約の解除等）

・　人事上の取扱いに関すること（降格、不利益な配置の変更・出向・転籍・長期出張等の命令、昇進・昇格の人事考課において不利益な評価を行うこと、不利益な自宅待機を命ずること、けん責等の懲戒処分、派遣労働者として就業する者について派遣先が当該派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を拒むこと、公益通報者に係る労働者派遣をする事業者に派遣労働者の交代を求めること等）

・　経済待遇上の取扱いに関すること（減給、賞与・一時金・退職金等において不利益な算定を行うこと、業務委託に係る取引の数量の削減、業務委託に係る取引の停止、業務委託に係る報酬の減額、役員報酬の減額等）

・　精神上・生活上の取扱いに関すること（事実上の嫌がらせ等）

「範囲外共有」とは、公益通報者を特定させる事項を必要最小限の範囲を超えて共有する行為をいう。

「通報妨害」とは、法第11条の２第１項に定める、公益通報をしない旨の合意をすることを求めること、公益通報をした場合に不利益な取扱いをすることを告げることその他の行為（以下「通報妨害行為」という。）によって、公益通報を妨げることをいう。

「通報者探索」とは、法第11条の３に定める、公益通報者である旨を明らかにすることを要求することその他の公益通報者を特定することを目的とする行為をいう。

第３　従事者の定め（法第11条第１項関係）

１　［略］

２　事業者は、従事者を定める際には、書面により指定をするなど、従事者の地位に就くこと（それに伴い法第12条に定める守秘義務が課されること及び法第22条に定める罰則の適用対象となり得ることを含む。）が従事者となる者自身に明らかとなる方法により定めなければならない。

第４　内部公益通報対応体制の整備、労働者等に対するその周知その他の必要な措置（法第11条第２項関係）

１　事業者は、部門横断的な公益通報対応業務を行う体制の整備その他の必要な措置として、次の措置をとらなければならない。

⑴　［略］

⑵　組織の長その他幹部からの独立性の確保に関する措置

内部公益通報受付窓口において受け付ける内部公益通報に係る公益通報対応業務に関して、組織の長その他幹部に関係する事案については、これらの者からの独立性を確保する措置をとる。当該内部公益通報以外の公益通報に係る通報対象事実についての調査及び是正等の対応が必要な場合においても、同様の措置をとる。

「従事者」とは、法第11条第１項に定める「公益通報対応業務従事者」をいう。

「内部公益通報対応体制」とは、法第11条第２項に定める、事業者が内部公益通報に応じ、適切に対応するために整備する体制をいう。

「内部公益通報受付窓口」とは、内部公益通報を部門横断的に受け付ける窓口をいう。

「不利益な取扱い」とは、公益通報をしたことを理由として、当該公益通報者に対して行う解雇その他不利益な取扱いをいう。

「範囲外共有」とは、公益通報者を特定させる事項を必要最小限の範囲を超えて共有する行為をいう。

「通報者の探索」とは、公益通報者を特定しようとする行為をいう。

第３　従事者の定め（法第11条第１項関係）

１　［同左］

２　事業者は、従事者を定める際には、書面により指定をするなど、従事者の地位に就くことが従事者となる者自身に明らかとなる方法により定めなければならない。

第４　内部公益通報対応体制の整備その他の必要な措置（法第11条第２項関係）

１　事業者は、部門横断的な公益通報対応業務を行う体制の整備として、次の措置をとらなければならない。

⑴　［同左］

⑵　組織の長その他幹部からの独立性の確保に関する措置

内部公益通報受付窓口において受け付ける内部公益通報に係る公益通報対応業務に関して、組織の長その他幹部に関係する事案については、これらの者からの独立性を確保する措置をとる。

⑶　公益通報対応業務の実施に関する措置

内部公益通報受付窓口において内部公益通報を受け付け、正当な理由がある場合を除いて、必要な調査を実施する。そして、当該調査の結果、通報対象事実に係る法令違反行為が明らかになった場合には、速やかに是正に必要な措置をとる。また、是正に必要な措置をとった後、当該措置が適切に機能しているかを確認し、適切に機能していない場合には、改めて是正に必要な措置をとる。当該内部公益通報以外の公益通報に係る通報対象事実についての調査及び是正等の対応が必要な場合においても、同様の措置をとる。

⑷　公益通報対応業務における利益相反の排除に関する措置

内部公益通報受付窓口において受け付ける内部公益通報に関し行われる公益通報対応業務について、事案に関係する者を公益通報対応業務に関与させない措置をとる。当該内部公益通報以外の公益通報に係る通報対象事実についての調査及び是正等の対応が必要な場合においても、同様の措置をとる。

２　事業者は、公益通報者を保護する体制の整備として、次の措置をとらなければならない。

⑴　［略］

⑵　範囲外共有、通報妨害及び通報者探索の防止に関する措置

イ　［略］

ロ　法第11条の２第１項の規定による正当な理由がある場合を除いて、事業者の労働者及び役員等が通報妨害行為を行うことを防ぐための措置をとる。

ハ　法第11条の３の規定による正当な理由がある場合を除いて、事業者の労働者及び役員等が、通報者探索を行うことを防ぐための措置をとる。

ニ　範囲外共有、通報妨害行為及び通報者探索が行われた場合に、当該行為を行った労働者及び役員等に対して、行為態様、被害の程度、その他情状等の諸般の事情を考慮して、懲戒処分その他適切な措置をとる。

３　事業者は、内部公益通報対応体制を実効的に機能させるための措置として、次の措置をとらなければならない。

［削る。］

⑴　［略］

⑵　記録の保管、見直し・改善及び運用実績の労働者等、特定受託業務従事者及び役員への開示に関する措置

［イ・ロ　略］

ハ　内部公益通報受付窓口に寄せられた内部公益通報に関する運用実績の概要を、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において労働者等、特定受託業務従事者及び役員に開示する。

⑶　公益通報対応業務の実施に関する措置

内部公益通報受付窓口において内部公益通報を受け付け、正当な理由がある場合を除いて、必要な調査を実施する。そして、当該調査の結果、通報対象事実に係る法令違反行為が明らかになった場合には、速やかに是正に必要な措置をとる。また、是正に必要な措置をとった後、当該措置が適切に機能しているかを確認し、適切に機能していない場合には、改めて是正に必要な措置をとる。

⑷　公益通報対応業務における利益相反の排除に関する措置

内部公益通報受付窓口において受け付ける内部公益通報に関し行われる公益通報対応業務について、事案に関係する者を公益通報対応業務に関与させない措置をとる。

２　事業者は、公益通報者を保護する体制の整備として、次の措置をとらなければならない。

⑴　［同左］

⑵　範囲外共有等の防止に関する措置

イ　［同左］

［加える。］

ロ　事業者の労働者及び役員等が、公益通報者を特定した上でなければ必要性の高い調査が実施できないなどのやむを得ない場合を除いて、通報者の探索を行うことを防ぐための措置をとる。

ハ　範囲外共有や通報者の探索が行われた場合に、当該行為を行った労働者及び役員等に対して、行為態様、被害の程度、その他情状等の諸般の事情を考慮して、懲戒処分その他適切な措置をとる。

３　事業者は、内部公益通報対応体制を実効的に機能させるための措置として、次の措置をとらなければならない。

⑴　労働者等及び役員並びに退職者に対する教育・周知に関する措置

イ　法及び内部公益通報対応体制について、労働者等及び役員並びに退職者に対して教育・周知を行う。また、従事者に対しては、公益通報者を特定させる事項の取扱いについて、特に十分に教育を行う。

ロ　労働者等及び役員並びに退職者から寄せられる、内部公益通報対応体制の仕組みや不利益な取扱いに関する質問・相談に対応する。

⑵　［同左］

⑶　記録の保管、見直し・改善、運用実績の労働者等及び役員への開示に関する措置

［イ・ロ　同左］

ハ　内部公益通報受付窓口に寄せられた内部公益通報に関する運用実績の概要を、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において労働者等及び役員に開示する。

(3)　労働者等に対する周知に関する措置等 労働者等、役員、退職者並びに特定受託業務従事者及び特定受託業務従事者であった者に対し、法及び以下の事項（退職者及び特定受託業務従事者であった者については、チを除く。）について周知・啓発を行う。 イ　内部公益通報受付窓口の設置に関する事項並びに連絡先及び連絡方法 ロ　組織の長その他幹部からの独立性の確保に関する措置の内容 ハ　公益通報対応業務の実施に関する措置の内容 ニ　公益通報対応業務における利益相反の排除に関する措置の内容 ホ　不利益な取扱いの防止に関する措置の内容 ヘ　範囲外共有、通報妨害及び通報者探索の防止に関する措置の内容 ト　是正措置等の通知に関する措置の内容 チ　記録の保管、見直し・改善及び運用実績の労働者等、特定受託業務従事者及び役員への開示に関する措置の内容 リ　公益通報に係る通報対象事実についての調査への協力に関する事項	［加える。］
(4)　労働者等からの質問・相談への対応等に関する措置 労働者等、役員、退職者並びに特定受託業務従事者及び特定受託業務従事者であった者から寄せられる、内部公益通報対応体制の仕組みや不利益な取扱いに関する質問・相談に対応する。	［加える。］
(5)　従事者に対する教育に関する措置 従事者に対しては、公益通報対応業務の内容及び公益通報者を特定させる事項の取扱いについて、特に十分に教育を行う。	［加える。］
(6)　［略］	(4)　［同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、公益通報者保護法の一部を改正する法律の施行の日（令和八年十二月一日）から施行する。

○内閣府告示第十六号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第二条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める内閣府令（令和八年内閣府令第十七号）附則第二条の規定に基づき、同条第一項に規定する内閣総理大臣が認める地方公共団体の子ども・子育て支援システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準の経過措置及び同条第二項に規定する内閣総理大臣が認める地方公共団体を次のように定め、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日　　内閣総理大臣　高市　早苗

一　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第二条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める内閣府令（令和八年内閣府令第十七号。以下「府令」という。）附則第二条第一項に規定する内閣総理大臣が認める地方公共団体の子ども・子育て支援システムに係る機能要件の標準は、別表第一のとおりとする。

二　府令附則第二条第一項の規定により、別表第一の左欄に掲げる地方公共団体の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる機能要件の標準に係る子ども・子育て支援システムに関して内閣総理大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の実装区分及び適合基準日並びに様式及び細目（令和八年内閣府告示第二十二号。以下「告示」という。）別表第一の適合基準日は、令和十一年四月一日とする。

三　府令附則第二条第一項に規定する内閣総理大臣が認める地方公共団体の子ども・子育て支援システムに係る帳票要件の標準は、別表第二のとおりとする。

四　府令附則第二条第一項の規定により、別表第二の左欄に掲げる地方公共団体の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる帳票要件の標準に係る告示別表第二の適合基準日は、令和十一年四月一日とする。

五　府令附則第二条第二項に規定する内閣総理大臣が認める地方公共団体は、北海道留寿都村、北海道喜茂別町、北海道京極町、北海道古平町、北海道浦幌町、青森県新郷村、岩手県大槌町、岩手県普代村、岩手県野田村、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県七ヶ宿町、宮城県亘理町、宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、山形県天童市、山形県中山町、山形県西川町、山形県真室川町、福島県大玉村、福島県下郷町、福島県三島町、福島県鮫川村、福島県三春町、茨城県下妻市、茨城県笠間市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県かすみがうら市、茨城県大洗町、茨城県大子町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、栃木県足利市、栃木県栃木市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県矢板市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、栃木県那須町、栃木県那珂川町、群馬県下仁田町、群馬県中之条町、群馬県嬬恋村、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、埼玉県三郷市、埼玉県坂戸市、埼玉県鶴ヶ島市、埼玉県伊奈町、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県滑川町、埼玉県嵐山町、埼玉県小川町、埼玉県川島町、埼玉県吉見町、埼玉県鳩山町、埼玉県ときがわ町、埼玉県横瀬町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県小鹿野町、埼玉県神川町、埼玉県上里町、埼玉県寄居町、埼玉県杉戸町、千葉県袖ケ浦市、千葉県匝瑳市、千葉県横芝光町、神奈川県南足柄市、神奈川県葉山町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県加茂市、山梨県道志村、長野県飯田市、静岡県裾野市、静岡県河津町、静岡県南伊豆町、静岡県松崎町、静岡県西伊豆町、静岡県清水町、静岡県長泉町、大阪府泉南市、大阪府四條畷市、奈良県三宅町、和歌山県海南市、和歌山県新宮市、和歌山県紀美野町、和歌山県古座川町、鳥取県岩美町、鳥取県智頭町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県日野町、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、佐賀県有田町、長崎県諫早市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、熊本県玉東町、山形県鶴岡市、群馬県前橋市、埼玉県上尾市、東京都港区、東京都江東区、神奈川県藤沢市、神奈川県厚木市、静岡県富士宮市、静岡県富士市、長崎県長崎市、大分県大分市、福岡県糸島市、熊本県八代市、熊本県玉名市、宮崎県延岡市、千葉県柏市、千葉県流山市、千葉県印西市、茨城県日立市、茨城県古河市、茨城県石岡市、茨城県常総市、茨城県つくば市、茨城県ひたちなか市、茨城県鹿嶋市、茨城県守谷市、茨城県稲敷市、茨城県神栖市、茨城県行方市、茨城県茨城町、茨城県城里町、茨城県東海村、茨城県阿見町及び茨城県境町とする。

別表第一（第一号関係）

地方公共団体	機能要件の標準
岩手県岩手町、東京都大島町、静岡県湖西市、大阪府交野市	告示別表第１の0280538の項、0280617の項に係る機能要件
福島県郡山市、千葉県富里市、千葉県多古町、東京都昭島市、奈良県生駒市、奈良県高取町	告示別表第１の0280012の項、0280013の項、0280016の項、0280019の項、0280020の項、0280022の項、0280030の項、0280033の項、0280063の項、0280064の項、0280066の項、0280088の項、0280092の項、0280100の項、0280115の項、0280138の項、0280170の項、0280180の項、0280181の項、0280194の項、0280195の項、0280227の項、0280229の項、0280231の項、0280264の項、0280348の項、0280349の項、0280355の項、0280356の項、0280367の項、0280399の項、0280416の項、0280421の項、0280463の項、0280466の項、0280477の項、0280478の項、0280484の項、0280503の項、0280505の項、0280507の項、0280509の項、0280510の項、0280538の項、0280540の項、0280608の項、0280618の項、0280619の項、0280620の項、0280622の項に係る機能要件
北海道留寿都村、北海道喜茂別町、北海道京極町、北海道古平町、北海道浦幌町、青森県新郷村、岩手県大槌町、岩手県普代村、岩手県野田村、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県七ヶ宿町、宮城県亘理町、宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、山形県天童市、山形県中山町、山形県西川町、山形県真室川町、福島県大玉村、福島県下郷町、福島県南会津町、福島県三島町、福島県鮫川村、福島県三春町、茨城県下妻市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県かすみがうら市、茨城県大洗町、茨城県大子町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、栃木県栃木市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県矢板市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県高根沢町、栃木県那須町、栃木県那珂川町、群馬県下仁田町、群馬県中之条町、群馬県嬬恋村、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、埼玉県三郷市、埼玉県坂戸市、埼玉県鶴ヶ島市、埼玉県伊奈町、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県滑川町、埼玉県嵐山町、埼玉県小川町、埼玉県川島町、埼玉県吉見町、埼玉県鳩山町、埼玉県ときがわ町、埼玉県横瀬町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県小鹿野町、埼玉県神川町、埼玉県上里町、埼玉県寄居町、埼玉県杉戸町、千葉県袖ケ浦市、千葉県匝瑳市、千葉県横芝光町、神奈川県南足柄市、神奈川県葉山町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県加茂市、山梨県道志村、長野県飯田市、静岡県裾野市、静岡県河津町、静岡県南伊豆町、静岡県松崎町、静岡県西伊豆町、静岡県清水町、静岡県長泉町、大阪府泉南市、大阪府四條畷市、奈良県三宅町、和歌山県海南市、和歌山県新宮市、和歌山県紀美野町、和歌山県古座川町、鳥取県岩美町、鳥取県智頭町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県日野町、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、佐賀県有田町、長崎県諫早市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、熊本県玉東町、山形県鶴岡市、群馬県前橋市、埼玉県上尾市、東京都港区、東京都江東区、神奈川県藤沢市、神奈川県厚木市、静岡県富士宮市、静岡県富士市、長崎県長崎市、大分県大分市、福岡県糸島市、熊本県八代市、熊本県玉名市、宮崎県延岡市、千葉県柏市、千葉県流山市、千葉県印西市、茨城県日立市、茨城県古河市、茨城県石岡市、茨城県常総市、茨城県つくば市、茨城県ひたちなか市、茨城県鹿嶋市、茨城県守谷市、茨城県稲敷市、茨城県神栖市、茨城県行方市、茨城県茨城町、茨城県城里町、茨城県東海村、茨城県美浦村、茨城県阿見町及び茨城県境町	告示別表第１の0280004の項、0280006の項、0280030の項、0280057の項、0280059の項、0280064の項、0280072の項、0280079の項、0280080の項、0280149の項、0280154の項、0280170の項、0280203の項、0280217の項、0280222の項、0280224の項、0280227の項、0280229の項、0280231の項、0280232の項、0280275の項、0280288の項、0280297の項、0280314の項、0280317の項、0280325の項、0280328の項、0280355の項、0280361の項、0280366の項、0280477の項、0280478の項、0280484の項、0280503の項、0280505の項、0280510の項、0280527の項、0280530の項、0280550の項、0280551の項、0280568の項、0280574の項、0280579の項、0280581の項、0280585の項、0280592の項、0280618の項、0280619の項、0280620の項に係る機能要件
北海道稚内市、青森県三沢市、青森県つがる市、青森県鰺ヶ沢町、青森県深浦町、青森県鶴田町、青森県七戸町、青森県東北町、岩手県滝沢市、岩手県紫波町、岩手県矢巾町、秋田県大仙市、秋田県仙北市、山形県山形市、山形県酒田市、山形県藏王町、秋田県横手市、秋田県潟上市、秋田県大仙市、秋田県仙北市、山形県山形市、山形県酒田市、山	告示別表第１の0280340の項、0280347の項、0280348の項、0280349の項、0280355の項、0280356の項、0280361の項、0280364の項、0280473の項に係る機能要件

形県寒河江市、山形県村山市、山形県山辺町、山形県河北町、山形県金山町、山形県舟形町、山形県大蔵村、山形県鮭川村、山形県戸沢村、福島県白河市、福島県二本松市、福島県南相馬市、福島県国見町、福島県新地町、茨城県牛久市、千葉県佐倉市、東京都八丈町、神奈川県秦野市、新潟県燕市、新潟県胎内市、新潟県湯沢町、岐阜県多治見市、岐阜県美濃加茂市、岐阜県坂祝町、静岡県下田市、静岡県森町、愛知県瀬戸市、愛知県尾張旭市、愛知県高浜市、愛知県武豊町、三重県伊勢市、三重県松阪市、三重県名張市、三重県鳥羽市、三重県熊野市、三重県志摩市、三重県伊賀市、三重県多気町、三重県明和町、三重県玉城町、三重県度会町、三重県大紀町、三重県南伊勢町、三重県紀宝町、大阪府岸和田市、大阪府河内長野市、大阪府大東市、大阪府岬町、兵庫県小野市、兵庫県加西市、兵庫県宍粟市、兵庫県神河町、兵庫県佐用町、奈良県五條市、奈良県宇陀市、奈良県三郷町、奈良県王寺町、奈良県下市町、島根県益田市、島根県大田市、島根県津和野町、岡山県笠岡市、岡山県高梁市、岡山県新見市、岡山県備前市、岡山県里庄町、広島県竹原市、広島県尾道市、広島県府中市、広島県庄原市、広島県海田町、広島県大崎上島町、山口県下松市、山口県光市、山口県柳井市、山口県周南市、山口県阿武町、徳島県阿波市、徳島県佐那河内村、香川県坂出市、愛媛県今治市、愛媛県新居浜市、愛媛県上島町、高知県宿毛市、高知県四万十市、高知県奈半利町、高知県北川村、高知県馬路村、高知県越知町、高知県日高村、高知県大月町、福岡県大牟田市、福岡県行橋市、福岡県豊前市、福岡県大野城市、福岡県福津市、福岡県朝倉市、福岡県筑前町、福岡県東峰村、福岡県香春町、福岡県添田町、福岡県糸田町、福岡県大任町、福岡県赤村、福岡県福智町、福岡県上毛町、長崎県雲仙市、熊本県南阿蘇村、沖縄県南城市、沖縄県本部町、沖縄県読谷村、沖縄県嘉手納町、沖縄県北谷町	
北海道旭川市、東京都青梅市、神奈川県大和市、静岡県伊東市、大阪府柏原市、福岡県春日市、福岡県苅田町、沖縄県那覇市、沖縄県名護市	告示別表第１の0280001の項、0280004の項、0280006の項、0280010の項、0280012の項、0280013の項、0280014の項、0280015の項、0280019の項、0280042の項、0280066の項、0280074の項、0280077の項、0280083の項、0280100の項、0280117の項、0280118の項、0280119の項、0280120の項、0280121の項、0280122の項、0280123の項、0280126の項、0280127の項、0280131の項、0280132の項、0280148の項、0280149の項、0280154の項、0280195の項、0280216の項、0280224の項、0280227の項、0280229の項、0280231の項、0280295の項、0280302の項、0280340の項、0280342の項、0280356の項、0280361の項、0280364の項、0280366の項、0280367の項、0280402の項、0280418の項、0280433の項、0280441の項、0280443の項、0280444の項、0280446の項、0280448の項、0280460の項、0280473の項、0280484の項、0280500の項、0280503の項、0280505の項、0280507の項、0280509の項、0280510の項、0280538の項、0280549の項、0280551の項、0280552の項、0280574の項、0280576の項、0280611の項、0280618の項、0280619の項、0280620の項、0280621の項に係る機能要件
京都府京丹後市、京都府南丹市、京都府井手町、京都府笠置町、京都府和束町、京都府京丹波町、京都府伊根町、京都府与謝野町、長崎県壱岐市、長崎県五島市、熊本県小国町、熊本県嘉島町、鹿児島県阿久根市、鹿児島県西之表市、鹿児島県奄美市、鹿児島県南九州市、鹿児島県三島村、鹿児島県十島村、鹿児島県さつま町、鹿児島県湧水町、鹿児島県大崎町、鹿児島県東串良町、鹿児島県錦江町、鹿児島県南大隅町、鹿児島県中種子町、鹿児島県南種子町、鹿児島県屋久島町、鹿児島県大和村、鹿児島県宇検村、鹿児島県瀬戸内町、鹿児島県龍郷町、鹿児島県喜界町、鹿児島県徳之島町、鹿児島県天城町、鹿児島県伊仙町、鹿児島県和泊町、鹿児島県知名町、鹿児島県与論町	告示別表第１の0280064の項、0280072の項、0280100の項、0280104の項、0280149の項、0280215の項、0280217の項、0280227の項、0280231の項、0280235の項、0280270の項、0280272の項、0280275の項、0280276の項、0280297の項、0280302の項、0280308の項、0280314の項、0280316の項、0280325の項、0280347の項、0280350の項、0280355の項、0280356の項、0280400の項、0280402の項、0280479の項、0280494の項、0280503の項、0280510の項、0280520の項、0280532の項、0280538の項、0280539の項、0280540の項、0280550の項、0280551の項、0280552の項、0280559の項、0280561の項、0280563の項、0280565の項、0280567の項、0280568の項、0280572の項、0280574の項、0280576の項、0280577の項、0280581の項、0280583の項、0280584の項、0280585の項、0280592の項、0280594の項、0280596の項に係る機能要件
北海道小樽市、北海道北見市、北海道網走市、北海道美唄市、北海道紋別市、北海道北斗市、北海道当別町、北海道福島町、北海道八雲町、北海道長万部町、北海道上ノ国町、北海道厚沢部町、北海道乙部町、北海道黒松内町、北海道余市町、北海道由仁町、北海道幌加内町、北海道枝幸町、北海道美幌町、北海道湧別町、北海道滝上町、北海道雄武町、北海道白老町、北海道新ひだか町、北海道音更町、北海道士幌町、北海道釧路町、青森県むつ市、青森県平川市、青森県蓬田村、青森県外ヶ浜町、青森県西目屋村、青森県藤崎町、青森県大鰐町、青森県田舎館村、青森県板柳町、青森県野辺地町、青森県大間町、青森県東通村、青森県佐井村、青森県三戸町、青森県田子町、岩手県花巻市、岩手県久慈市、宮城県白石市、宮城県名取市、宮城県角田市、宮城県多賀城市、宮城県富谷市、宮城県柴田町、宮城県丸森町、宮城県大和町、宮城県涌谷町、宮城県女川町、宮城県南三陸町、秋田県能代市、秋田県鹿角市、秋田県上小阿仁村、秋田県藤里町、秋田県三種町、秋田県八峰町、秋田県五城目町、秋田県八郎潟町、秋田県井川町、秋田県大潟村、秋田県美郷町、秋田県羽後町、秋田県東成瀬村、山形県上山市、山形県長井市、山形県南陽市、山形県朝日町、山形県最上町、山形県高畠町、山形県川西町、山形県白鷹町、山形県三川町、山形県庄内町、山形県遊佐町、福島県相馬市、福島県桑折町、福島県川俣町、福島県広野町、福島県飯舘村、埼玉県行田市、埼玉県飯能市、埼玉県蓮田市、埼玉県白岡市、神奈川県三浦市、神奈川県寒川町、新潟県新発田市、新潟県村上市、石川県七尾市、石川県輪島市、石川県珠洲市、石川県羽咋市、石川県白山市、石川県能美市、石川県野々市市、石川県川北町、石川県津幡町、石川県内灘町、石川県志賀町、石川県宝達志水町、石川県中能登町、石川県穴水町、石川県能登町、山梨県富士吉田市、山梨県都留市、山梨県山梨市、山梨県大月市、山梨県韮崎市、山梨県南アルプス	告示別表第１の0280064の項、0280072の項、0280100の項、0280104の項、0280149の項、0280215の項、0280217の項、0280227の項、0280231の項、0280235の項、0280264の項、0280270の項、0280272の項、0280275の項、0280276の項、0280297の項、0280302の項、0280308の項、0280314の項、0280316の項、0280325の項、0280347の項、0280350の項、0280355の項、0280356の項、0280479の項、0280494の項、0280503の項、0280510の項、0280520の項、0280530の項、0280532の項、0280538の項、0280539の項、0280540の項、0280550の項、0280551の項、0280552の項、0280559の項、0280561の項、0280563の項、0280565の項、0280567の項、0280568の項、0280572の項、0280574の項、0280576の項、0280577の項、0280581の項、0280583の項、0280584の項、0280585の項、0280592の項、0280594の項、0280596の項に係る機能要件

市、山梨県笛吹市、山梨県上野原市、山梨県甲州市、山梨県市川三郷町、山梨県早川町、山梨県身延町、山梨県南部町、山梨県富士川町、山梨県西桂町、山梨県山中湖村、山梨県鳴沢村、山梨県富士河口湖町、長野県軽井沢町、岐阜県垂井町、静岡県磐田市、静岡県掛川市、静岡県藤枝市、静岡県菊川市、愛知県碧南市、愛知県犬山市、愛知県江南市、愛知県清須市、愛知県北名古屋市、愛知県長久手市、愛知県豊山町、愛知県扶桑町、滋賀県彦根市、滋賀県長浜市、滋賀県高島市、滋賀県東近江市、京都府福知山市、京都府舞鶴市、京都府綾部市、京都府宮津市、京都府亀岡市、京都府城陽市、京都府向日市、京都府長岡京市、京都府八幡市、京都府京田辺市、京都府木津川市、京都府大山崎町、京都府久御山町、京都府宇治田原町、京都府精華町、京都府南山城村、大阪府泉大津市、大阪府貝塚市、大阪府門真市、大阪府大阪狭山市、大阪府阪南市、大阪府太子町、兵庫県猪名川町、兵庫県太子町、奈良県大和高田市、奈良県香芝市、奈良県葛城市、奈良県安堵町、奈良県川西町、奈良県田原本町、奈良県上牧町、奈良県広陵町、奈良県河合町、奈良県十津川村、和歌山県有田市、和歌山県御坊市、和歌山県有田川町、和歌山県美浜町、和歌山県由良町、和歌山県印南町、和歌山県上富田町、鳥取県若桜町、島根県浜田市、島根県江津市、島根県川本町、島根県美郷町、島根県邑南町、島根県吉賀町、島根県隠岐の島町、岡山県総社市、岡山県矢掛町、広島県大竹市、広島県廿日市市、広島県江田島市、広島県熊野町、広島県安芸太田町、広島県北広島町、山口県長門市、山口県美祢市、山口県山陽小野田市、山口県周防大島町、山口県和木町、徳島県鳴門市、徳島県三好市、徳島県牟岐町、徳島県美波町、徳島県海陽町、徳島県藍住町、徳島県板野町、徳島県上板町、徳島県つるぎ町、香川県東かがわ市、香川県宇多津町、愛媛県松野町、愛媛県愛南町、高知県土佐市、高知県須崎市、高知県土佐清水市、高知県東洋町、高知県田野町、高知県安田町、高知県芸西村、高知県本山町、高知県大豊町、高知県土佐町、高知県いの町、高知県仁淀川町、高知県中土佐町、高知県椿原町、高知県津野町、高知県四万十町、高知県三原村、高知県黒潮町、福岡県柳川市、福岡県宇美町、福岡県篠栗町、福岡県志免町、福岡県須恵町、福岡県新宮町、福岡県鞍手町、福岡県大木町、福岡県吉富町、長崎県島原市、長崎県対馬市、長崎県長与町、長崎県時津町、熊本県錦町、大分県玖珠町、宮崎県小林市、宮崎県えびの市、宮崎県高原町、宮崎県高鍋町、宮崎県木城町、宮崎県川南町、宮崎県都農町、鹿児島県出水市、鹿児島県垂水市、鹿児島県いちき串木野市、沖縄県糸満市、沖縄県宮古島市、沖縄県恩納村、沖縄県宜野座村、沖縄県中城村、沖縄県伊平屋村、沖縄県伊是名村、沖縄県八重瀬町、沖縄県竹富町、沖縄県与那国町	
山形県鶴岡市、群馬県前橋市、埼玉県上尾市、東京都港区、東京都江東区、神奈川県藤沢市、神奈川県厚木市、静岡県富士宮市、静岡県富士市、長崎県長崎市、大分県大分市	告示別表第１の0280012の項、0280019の項、0280030の項、0280088の項、0280110の項、0280111の項、0280212の項、0280215の項、0280217の項、0280221の項、0280224の項、0280227の項、0280229の項、0280231の項、0280234の項、0280264の項、0280267の項、0280269の項、0280270の項、0280272の項、0280275の項、0280281の項、0280284の項、0280286の項、0280295の項、0280297の項、0280302の項、0280304の項、0280305の項、0280308の項、0280314の項、0280317の項、0280324の項、0280325の項、0280326の項、0280327の項、0280328の項、0280332の項、0280347の項、0280348の項、0280349の項、0280355の項、0280356の項、0280358の項、0280359の項、0280360の項、0280361の項、0280366の項、0280379の項、0280389の項、0280390の項、0280394の項、0280400の項、0280405の項、0280414の項、0280417の項、0280422の項、0280433の項、0280446の項、0280448の項、0280449の項、0280471の項、0280473の項、0280479の項、0280484の項、0280489の項、0280494の項、0280497の項、0280500の項、0280503の項、0280505の項、0280509の項、0280510の項、0280531の項、0280538の項、0280539の項、0280540の項、0280548の項、0280551の項、0280559の項、0280561の項、0280563の項、0280565の項、0280567の項、0280568の項、0280574の項、0280576の項、0280577の項、0280579の項、0280581の項、0280583の項、0280584の項、0280585の項、0280592の項、0280594の項、0280596の項、0280618の項、0280619の項、0280620の項に係る機能要件
福岡県糸島市、熊本県八代市、熊本県玉名市、宮崎県延岡市	告示別表第１の0280012の項、0280013の項、0280019の項、0280046の項、0280079の項、0280088の項、0280092の項、0280118の項、0280119の項、0280120の項、0280121の項、0280122の項、0280123の項、0280134の項、0280154の項、0280176の項、0280203の項、0280229の項、0280231の項、0280235の項、0280272の項、0280288の項、0280302の項、0280314の項、0280319の項、0280355の項、0280372の項、0280417の項、0280422の項、0280441の項、0280443の項、0280456の項、0280484の項、0280510の項、0280551の項、0280568の項、0280608の項、0280611の項、0280617の項、0280618の項、0280619の項、0280620の項に係る機能要件

別表第二（第二号関係）

地方公共団体	帳票要件の標準
福島県郡山市、千葉県富里市、千葉県多古町、東京都昭島市、奈良県生駒市、奈良県高取町	告示別表第２の0280059の項、0280060の項、0280061の項、0280062の項、0280164の項、0280165の項、0280166の項、0280167の項、0280168の項、0280169の項、0280170の項、0280171の項、0280172の項、0280173の項、0280174の項、0280175の項、0280176の項、0280177の項、0280178の項、0280179の項、0280180の項、0280181の項、0280182の項、0280183の項、0280184の項、0280185の項、0280186の項に係る帳票要件

北海道留寿都村、北海道喜茂別町、北海道京極町、北海道古平町、北海道浦幌町、青森県新郷村、岩手県大槌町、岩手県普代村、岩手県野田村、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県七ヶ宿町、宮城県亘理町、宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、山形県天童市、山形県中山町、山形県西川町、山形県真室川町、福島県大玉村、福島県下郷町、福島県南会津町、福島県三島町、福島県鮫川村、福島県三春町、茨城県下妻市、茨城県笠間市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県かすみがうら市、茨城県大洗町、茨城県大子町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、栃木県足利市、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県矢板市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、栃木県那須町、栃木県那珂川町、群馬県下仁田町、群馬県中之条町、群馬県嬬恋村、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、埼玉県三郷市、埼玉県坂戸市、埼玉県鶴ヶ島市、埼玉県伊奈町、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県滑川町、埼玉県嵐山町、埼玉県小川町、埼玉県川島町、埼玉県吉見町、埼玉県鳩山町、埼玉県ときがわ町、埼玉県横瀬町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県小鹿野町、埼玉県神川町、埼玉県上里町、埼玉県寄居町、埼玉県杉戸町、千葉県袖ケ浦市、千葉県匝瑳市、千葉県横芝光町、神奈川県南足柄市、神奈川県葉山町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県加茂市、山梨県道志村、長野県飯田市、静岡県裾野市、静岡県牧之原市、静岡県河津町、静岡県南伊豆町、静岡県松崎町、静岡県西伊豆町、静岡県清水町、静岡県長泉町、大阪府泉南市、大阪府四條畷市、奈良県三宅町、和歌山県海南市、和歌山県新宮市、和歌山県紀美野町、和歌山県古座川町、鳥取県岩美町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町、鳥取県三朝町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、佐賀県有田町、長崎県諫早市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、熊本県玉東町	告示別表第２の0280006の項、0280007の項、0280015の項、0280017の項、0280033の項、0280034の項、0280055の項、0280056の項、0280105の項、0280116の項、0280117の項、0280133の項、0280136の項、0280138の項、0280164の項、0280165の項、0280166の項、0280167の項、0280168の項、0280169の項、0280170の項、0280171の項、0280172の項、0280173の項、0280174の項、0280175の項、0280176の項、0280177の項、0280178の項、0280179の項、0280180の項、0280181の項、0280182の項、0280183の項、0280184の項、0280185の項、0280186の項に係る帳票要件
北海道稚内市、青森県三沢市、青森県つがる市、青森県今別町、青森県鰺ヶ沢町、青森県深浦町、青森県鶴田町、青森県七戸町、青森県東北町、岩手県滝沢市、岩手県紫波町、岩手県矢巾町、宮城県気仙沼市、宮城県蔵王町、秋田県横手市、秋田県潟上市、秋田県大仙市、秋田県仙北市、山形県山形市、山形県酒田市、山形県寒河江市、山形県村山市、山形県山辺町、山形県河北町、山形県金山町、山形県舟形町、山形県大蔵村、山形県鮭川村、山形県戸沢村、福島県白河市、福島県二本松市、福島県南相馬市、福島県国見町、福島県新地町、茨城県牛久市、千葉県佐倉市、東京都八丈町、神奈川県秦野市、新潟県燕市、新潟県胎内市、新潟県湯沢町、岐阜県多治見市、岐阜県美濃加茂市、岐阜県坂祝町、静岡県下田市、静岡県森町、愛知県瀬戸市、愛知県尾張旭市、愛知県高浜市、愛知県武豊町、三重県伊勢市、三重県松阪市、三重県名張市、三重県鳥羽市、三重県熊野市、三重県志摩市、三重県伊賀市、三重県多気町、三重県明和町、三重県玉城町、三重県度会町、三重県大紀町、三重県南伊勢町、三重県紀宝町、大阪府岸和田市、大阪府河内長野市、大阪府大東市、大阪府岬町、兵庫県小野市、兵庫県加西市、兵庫県宍粟市、兵庫県神河町、兵庫県佐用町、奈良県五條市、奈良県宇陀市、奈良県三郷町、奈良県王寺町、奈良県下市町、島根県益田市、島根県大田市、島根県津和野町、岡山県笠岡市、岡山県高梁市、岡山県新見市、岡山県備前市、岡山県里庄町、広島県竹原市、広島県尾道市、広島県府中市、広島県庄原市、広島県海田町、広島県大崎上島町、山口県下松市、山口県光市、山口県柳井市、山口県周南市、山口県阿武町、徳島県阿波市、徳島県佐那河内村、香川県坂出市、愛媛県今治市、愛媛県新居浜市、愛媛県上島町、高知県宿毛市、高知県四万十市、高知県奈半利町、高知県北川村、高知県馬路村、高知県越知町、高知県日高村、高知県大月町、福岡県大牟田市、福岡県行橋市、福岡県豊前市、福岡県大野城市、福岡県福津市、福岡県朝倉市、福岡県筑前町、福岡県東峰村、福岡県香春町、福岡県添田町、福岡県糸田町、福岡県大任町、福岡県赤村、福岡県福智町、福岡県上毛町、長崎県雲仙市、熊本県南阿蘇村、沖縄県南城市、沖縄県本部町、沖縄県読谷村、沖縄県嘉手納町、沖縄県北谷町	告示別表第２の0280164の項、0280165の項、0280166の項、0280167の項、0280168の項、0280169の項、0280170の項、0280171の項、0280172の項、0280173の項、0280174の項、0280175の項、0280176の項、0280177の項、0280178の項、0280179の項、0280180の項、0280181の項、0280182の項、0280183の項、0280184の項、0280185の項、0280186の項に係る帳票要件
北海道旭川市、東京都青梅市、神奈川県大和市、静岡県伊東市、大阪府柏原市、福岡県春日市、福岡県苅田町、沖縄県那覇市、沖縄県名護市	告示別表第２の0280013の項、0280015の項、0280017の項、0280090の項、0280105の項、0280112の項、0280114の項、0280116の項、0280126の項、0280131の項、0280133の項、0280134の項、0280153の項に係る帳票要件
京都府京丹後市、京都府南丹市、京都府井手町、京都府笠置町、京都府和束町、京都府京丹波町、京都府伊根町、京都府与謝野町、長崎県壱岐市、長崎県五島市、熊本県小国町、熊本県嘉島町、鹿児島県阿久根市、鹿児島県西之表市、鹿児島県奄美市、鹿児島県南九州市、鹿児島県三島村、鹿児島県十島村、鹿児島県さつま町、鹿児島県湧水町、鹿児島県大崎町、鹿児島県東串良町、鹿児島県錦江町、鹿児島県南大隅町、鹿児島県中種子町、鹿児島県南種子町、鹿児島県屋久島町、鹿児島県大和村、鹿児島県宇検村、鹿児島県瀬戸内町、鹿児島県龍郷町、鹿児島県喜界町、鹿児島県徳之島町、鹿児島県天城町、鹿児島県伊仙町、鹿児島県和泊町、鹿児島県知名町、鹿児島県与論町	告示別表第２の0280006の項、0280007の項、0280013の項、0280017の項、0280023の項、0280031の項、0280032の項、0280033の項、0280034の項、0280035の項、0280046の項、0280055の項、0280059の項、0280104の項、0280107の項、0280112の項、0280116の項、0280122の項、0280123の項、0280126の項、0280131の項、0280133の項、0280134の項、0280135の項、0280136の項、0280138の項、0280139の項、0280142の項、0280154の項、0280164の項、0280165の項、0280166の項、0280167の項、0280168の項、0280169の項、0280170の項、0280171の項、0280172の項、0280173の項、0280174の項、0280175の項、0280176の項、0280177の項、0280178の項、0280179の項、0280180の項、0280181の項、0280182の項、0280183の項、0280184の項、0280185の項、0280186の項に係る帳票要件
北海道小樽市、北海道北見市、北海道網走市、北海道美唄市、北海道紋別市、北海道北斗市、北海道当別町、北海道福島町、北海道八雲町、北海道長万部町、北海道上ノ国町、北海道厚沢部町、北海道乙部町、北海道黒松内町、北海道余市町、北海道由仁町、北海道幌加内町、北海道枝幸町、北海道美幌町、北海道湧別町、	告示別表第２の0280006の項、0280007の項、0280013の項、0280017の項、0280023の項、0280030の項、0280031の項、0280032の項、0280033の項、0280034の項、0280035の項、0280046の項、0280055の項、0280059の項、0280104の項、0280107の項、0280112の項、

北海道滝上町、北海道雄武町、北海道白老町、北海道新ひだか町、北海道音更町、北海道士幌町、北海道釧路町、青森県むつ市、青森県平川市、青森県蓬田村、青森県外ヶ浜町、青森県西目屋村、青森県藤崎町、青森県大鰐町、青森県田舎館村、青森県板柳町、青森県野辺地町、青森県大間町、青森県東通村、青森県佐井村、青森県三戸町、青森県田子町、岩手県花巻市、岩手県久慈市、宮城県白石市、宮城県名取市、宮城県角田市、宮城県多賀城市、宮城県富谷市、宮城県柴田町、宮城県丸森町、宮城県大和町、宮城県涌谷町、宮城県女川町、宮城県南三陸町、秋田県能代市、秋田県鹿角市、秋田県上小阿仁村、秋田県藤里町、秋田県三種町、秋田県八峰町、秋田県五城目町、秋田県八郎潟町、秋田県井川町、秋田県大潟村、秋田県美郷町、秋田県羽後町、秋田県東成瀬村、山形県上山市、山形県長井市、山形県南陽市、山形県朝日町、山形県最上町、山形県高畠町、山形県川西町、山形県白鷹町、山形県三川町、山形県庄内町、山形県遊佐町、福島県相馬市、福島県桑折町、福島県川俣町、福島県広野町、福島県飯舘村、埼玉県行田市、埼玉県飯能市、埼玉県蓮田市、埼玉県白岡市、神奈川県三浦市、神奈川県寒川町、新潟県新発田市、新潟県村上市、石川県七尾市、石川県輪島市、石川県珠洲市、石川県羽咋市、石川県白山市、石川県能美市、石川県野々市市、石川県川北町、石川県津幡町、石川県内灘町、石川県志賀町、石川県宝達志水町、石川県中能登町、石川県穴水町、石川県能登町、山梨県富士吉田市、山梨県都留市、山梨県山梨市、山梨県大月市、山梨県韮崎市、山梨県南アルプス市、山梨県笛吹市、山梨県上野原市、山梨県甲州市、山梨県市川三郷町、山梨県早川町、山梨県身延町、山梨県南部町、山梨県富士川町、山梨県西桂町、山梨県山中湖村、山梨県鳴沢村、山梨県富士河口湖町、長野県軽井沢町、岐阜県垂井町、静岡県磐田市、静岡県掛川市、静岡県藤枝市、静岡県菊川市、愛知県碧南市、愛知県犬山市、愛知県江南市、愛知県清須市、愛知県北名古屋市、愛知県長久手市、愛知県豊山町、愛知県扶桑町、滋賀県彦根市、滋賀県長浜市、滋賀県高島市、滋賀県東近江市、京都府福知山市、京都府舞鶴市、京都府綾部市、京都府宮津市、京都府亀岡市、京都府城陽市、京都府向日市、京都府長岡京市、京都府八幡市、京都府京田辺市、京都府木津川市、京都府大山崎町、京都府久御山町、京都府宇治田原町、京都府精華町、京都府南山城村、大阪府泉大津市、大阪府貝塚市、大阪府門真市、大阪府大阪狭山市、大阪府阪南市、大阪府太子町、兵庫県猪名川町、兵庫県太子町、奈良県大和高田市、奈良県香芝市、奈良県葛城市、奈良県安堵町、奈良県川西町、奈良県田原本町、奈良県上牧町、奈良県広陵町、奈良県河合町、奈良県十津川村、和歌山県有田市、和歌山県御坊市、和歌山県有田川町、和歌山県美浜町、和歌山県由良町、和歌山県印南町、和歌山県上富田町、鳥取県若桜町、島根県浜田市、島根県江津市、島根県川本町、島根県美郷町、島根県邑南町、島根県吉賀町、島根県隠岐の島町、岡山県総社市、岡山県矢掛町、広島県大竹市、広島県廿日市市、広島県江田島市、広島県熊野町、広島県安芸太田町、広島県北広島町、山口県長門市、山口県美祢市、山口県山陽小野田市、山口県周防大島町、山口県和木町、徳島県鳴門市、徳島県三好市、徳島県牟岐町、徳島県美波町、徳島県海陽町、徳島県藍住町、徳島県板野町、徳島県上板町、徳島県つるぎ町、香川県東かがわ市、香川県宇多津町、愛媛県松野町、愛媛県愛南町、高知県土佐市、高知県須崎市、高知県土佐清水市、高知県東洋町、高知県田野町、高知県安田町、高知県芸西村、高知県本山町、高知県大豊町、高知県土佐町、高知県いの町、高知県仁淀川町、高知県中土佐町、高知県椎原町、高知県津野町、高知県四万十町、高知県三原村、高知県黒潮町、福岡県柳川市、福岡県宇美町、福岡県篠栗町、福岡県志免町、福岡県須恵町、福岡県新宮町、福岡県鞍手町、福岡県大木町、福岡県吉富町、長崎県島原市、長崎県対馬市、長崎県長与町、長崎県時津町、熊本県錦町、大分県玖珠町、宮崎県小林市、宮崎県えびの市、宮崎県高原町、宮崎県高鍋町、宮崎県木城町、宮崎県川南町、宮崎県都農町、鹿児島県出水市、鹿児島県垂水市、鹿児島県いちき串木野市、沖縄県糸満市、沖縄県宮古島市、沖縄県恩納村、沖縄県宜野座村、沖縄県中城村、沖縄県伊平屋村、沖縄県伊是名村、沖縄県八重瀬町、沖縄県竹富町、沖縄県与那国町	0280116の項、0280117の項、0280122の項、0280123の項、0280126の項、0280131の項、0280133の項、0280134の項、0280135の項、0280136の項、0280138の項、0280139の項、0280142の項、0280154の項、0280164の項、0280165の項、0280166の項、0280167の項、0280168の項、0280169の項、0280170の項、0280171の項、0280172の項、0280173の項、0280174の項、0280175の項、0280176の項、0280177の項、0280178の項、0280179の項、0280180の項、0280181の項、0280182の項、0280183の項、0280184の項、0280185の項、0280186の項に係る帳票要件
山形県鶴岡市、群馬県前橋市、埼玉県上尾市、東京都港区、東京都江東区、神奈川県藤沢市、神奈川県厚木市、静岡県富士宮市、静岡県富士市、長崎県長崎市、大分県大分市	告示別表第２の0280001の項、0280002の項、0280003の項、0280006の項、0280007の項、0280008の項、0280011の項、0280013の項、0280015の項、0280017の項、0280019の項、0280020の項、0280023の項、0280025の項、0280030の項、0280031の項、0280033の項、0280034の項、0280035の項、0280036の項、0280039の項、0280041の項、0280042の項、0280044の項、0280046の項、0280053の項、0280055の項、0280056の項、0280057の項、0280059の項、0280061の項、0280062の項、0280067の項、0280068の項、0280069の項、0280077の項、0280078の項、0280079の項、0280082の項、0280083の項、0280084の項、0280085の項、0280088の項、0280090の項、0280091の項、0280099の項、0280101の項、0280102の項、0280104の項、0280105の項、0280107の項、0280109の項、0280112の項、0280114の項、0280116の項、0280119の項、0280120の項、0280122の項、0280123の項、0280131の項、0280133の項、0280134の項、0280135の項、0280136の項、0280138の項、0280139の項、0280142の項、0280164の項、0280165の項、0280166の項、0280167の項、0280168の項、0280169の項、0280170の項、0280171の項、0280172の項、0280173の項、0280174の項、0280175の項、0280176の項、0280177の項、0280178の項、0280179の項、0280180の項、0280181の項、0280182の項、0280183の項、0280184の項、0280185の項、0280186の項に係る帳票要件
福岡県糸島市、熊本県八代市、熊本県玉名市、宮崎県延岡市	告示別表第２の0280023の項、0280025の項、0280035の項、0280042の項、0280044の項、0280046の項、0280047の項、0280056の項、0280117の項、0280118の項、0280119の項に係る帳票要件

○内閣府告示第十七号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第二条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める内閣府令（令和八年内閣府令第十七号）附則第三条の規定に基づき、同条の規定により内閣総理大臣が認める地方公共団体が利用する子ども・子育て支援システム及び内閣総理大臣が定める日を次のように定め、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第二条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める内閣府令（令和八年内閣府令第十七号）附則第三条の規定により内閣総理大臣が認める地方公共団体が利用する子ども・子育て支援システムは、別表の左欄に掲げる地方公共団体の利用する子ども・子育て支援システムとし、同欄に掲げる地方公共団体に係る内閣総理大臣が定める日（以下「適用日」という。）は、それぞれ同表のとおりとする。

別表

地方公共団体	適用日
北海道函館市、北海道千歳市、北海道滝川市、北海道恵庭市、北海道七飯町、北海道鹿部町、北海道江差町、北海道奥尻町、北海道赤井川村、北海道月形町、北海道雨竜町、北海道南富良野町、北海道礼文町、北海道小清水町、北海道豊浦町、青森県青森市、青森県十和田市、青森県中泊町、青森県横浜町、岩手県北上市、埼玉県金ケ崎町、宮城県石巻市、秋田県岩沼市、秋田県大館市、福島県会津美里町、埼玉県草加市、埼玉県入間市、埼玉県新座市、埼玉県久喜市、埼玉県八潮市、埼玉県吉川市、千葉県銚子市、千葉県東金市、千葉県習志野市、千葉県勝浦市、千葉県我孫子市、千葉県君津市、千葉県鴨川市、千葉県山武市、千葉県大網白里市、千葉県九十九里町、千葉県芝山町、千葉県御宿町、東京都中央区、東京都文京区、東京都台東区、東京都練馬区、東京都江戸川区、東京都八王子市、東京都町田市、東京都東村山市、東京都狛江市、東京都日の出町、東京都檜原村、東京都奥多摩町、神奈川県相模原市、神奈川県小田原市、神奈川県伊勢原市、新潟県小千谷市、新潟県糸魚川市、新潟県妙高市、新潟県阿賀野市、新潟県聖籠町、新潟県関川村、富山県小矢部市、石川県小松市、福井県敦賀市、岐阜県瑞浪市、岐阜県羽島市、岐阜県恵那市、岐阜県美濃加茂市、岐阜県土岐市、岐阜県各務原市、岐阜県可児市、岐阜県山県市、岐阜県瑞穂市、岐阜県本巣市、岐阜県郡上市、岐阜県下呂市、岐阜県海津市、岐阜県岐南町、岐阜県笠松町、岐阜県養老町、岐阜県関ケ原町、岐阜県神戸町、岐阜県揖斐川町、岐阜県大野町、岐阜県池田町、岐阜県北方町、岐阜県富加町、岐阜県川辺町、岐阜県七宗町、岐阜県八百津町、岐阜県白川町、岐阜県東白川村、静岡県御前崎市、静岡県吉田町、静岡県川根本町、愛知県名古屋市、愛知県半田市、愛知県豊川市、愛知県安城市、愛知県西尾市、愛知県蒲郡市、愛知県常滑市、愛知県小牧市、愛知県新城市、愛知県知立市、愛知県田原市、愛知県愛西市、愛知県弥富市、愛知県あま市、愛知県大治町、愛知県蟹江町、愛知県飛島村、愛知県阿久比町、愛知県東浦町、愛知県設楽町、愛知県東栄町、三重県桑名市、三重県朝日町、滋賀県近江八幡市、滋賀県草津市、滋賀県守山市、滋賀県栗東市、滋賀県甲賀市、滋賀県野洲市、滋賀県湖南市、京都府宇治市、大阪府高槻市、大阪府藤井寺市、大阪府東大阪市、大阪府能勢町、大阪府忠岡町、大阪府田尻町、兵庫県尼崎市、兵庫県加古川市、兵庫県宝塚市、兵庫県南あわじ市、兵庫県稲美町、兵庫県播磨町、和歌山県みなべ町、和歌山県日高川町、和歌山県串本町、鳥取県米子市、鳥取県境港市、鳥取県琴浦町、鳥取県大山町、鳥取県日南町、鳥取県江府町、島根県安来市、島根県飯南町、岡山県倉敷市、岡山県井原市、岡山県真庭市、岡山県美作市、岡山県鏡野町、岡山県奈義町、岡山県久米南町、岡山県美咲町、広島県呉市、広島県福山市、広島県三次市、広島県安芸高田市、広島県世羅町、山口県宇部市、山口県山口市、山口県防府市、山口県岩国市、徳島県美馬市、徳島県勝浦町、徳島県神山町、徳島県那賀町、徳島県松茂町、香川県丸亀市、香川県善通寺市、香川県琴平町、香川県多度津町、愛媛県伊予市、愛媛県西予市、愛媛県鬼北町、高知県室戸市、高知県安芸市、高知県南国市、高知県香美市、高知県佐川町、福岡県久留米市、福岡県大牟田市、福岡県飯塚市、福岡県田川市、福岡県八女市、福岡県筑後市、福岡県大川市、福岡県小郡市、福岡県宗像市、福岡県古賀市、福岡県苅田町、福岡県みやこ町、福岡県吉富町、福岡県上毛町、福岡県築上町、佐賀県鳥栖市、佐賀県基山町、長崎県対馬市、長崎県壱岐市、長崎県五島市、長崎県西海市、長崎県雲仙市、長崎県南島原市、熊本県荒尾市、熊本県菊池市、熊本県阿蘇市、熊本県天草市、熊本県南関町、長崎県佐々町、長崎県新上五島町、熊本県人吉市、熊本県水俣市、熊本県玉東町、熊本県和水町、熊本県南小国町、熊本県産山村、熊本県西原村、熊本県御船町、熊本県益城町、熊本県甲佐町、熊本県芦北町、熊本県津奈木町、熊本県水上村、熊本県五木村、大分県中津市、大分県日田市、大分県佐伯市、大分県国東市、大分県姫島村、大分県日出町、大分県九重町、宮崎県都城市、宮崎県高千穂町、宮崎県三股町、宮崎県国富町、宮崎県美郷町、宮崎県日之影町、鹿児島県枕崎市、鹿児島県薩摩川内市、鹿児島県日置市、鹿児島県伊佐市、鹿児島県姶良市、沖縄県宜野湾市、沖縄県石垣市、沖縄県浦添市、沖縄県沖縄市、沖縄県うるま市、沖縄県国頭村、沖縄県北中城村、沖縄県西原町、沖縄県南風原町	令和９年４月１日
北海道札幌市、北海道室蘭市、北海道釧路市、北海道帯広市、北海道北見市、北海道岩見沢市、北海道伊達市、北海道訓子府町、北海道壮瞥町、北海道洞爺湖町、北海道大樹町、北海道本別町、青森県八戸市、青森県黒石市、青森県平内町、青森県六ヶ所村、青森県風間浦村、青森県南部町、宮城県塩竈市、宮城県山元町、宮城県大郷町、秋田県湯沢市、秋田県大仙市、山形県米沢市、山形県東根市、福島県福島市、福島県いわき市、福島県古殿町、福島県川内村、福島県浪江町、栃木県宇都宮市、埼玉県川口市、東京都調布市、東京都武蔵村山市、千葉県市原市、千葉県松戸市、東京都大田区、東京都北区、東京都荒川区、東京都板橋区、東京都足立区、東京都稲城市、東京都瑞穂町、神奈川県横須賀市、神奈川県平塚市、神奈川県鎌倉市、新潟県長岡市、新潟県三条市、新潟県見附市、新潟県上越市、新潟県魚沼市、富山県富山市、富山県高岡市、富山県氷見市、富山県滑川市、富山県黒部市、富山県砺波市、富山県南砺市、富山県射水市、富山県舟橋村、富山県上市町、富山県立山町、富山県入善町、富山県朝日町、石川県かほく市、福井県福井市、福井県鯖江市、福井県越前市、福井県池田町、福井県南越前町、福井県越前町、山梨県昭和町、長野県長野市、静岡県浜松市、静岡県焼津市、静岡県函南町、愛知県一宮市、愛知県春日井市、愛知県稲沢市、愛知県大府市、愛知県知多市、愛知県知立市、愛知県豊明市、愛知県みよし市、三重県いなべ市、滋賀県豊郷町、大阪府守口市、大阪府枚方市、大阪府茨木市、大阪府八尾市、愛知県大府市、大阪府泉佐野市、大阪府富田林市、大阪府羽曳野市、大阪府島本町、大阪府河南町、大阪府千早赤阪村、兵庫県明石市、兵庫県西宮市、兵庫県洲本市、兵庫県相生市、兵庫県西脇市、兵庫県高砂市、兵庫県丹波篠山市、兵庫県養父市、兵庫県朝来市、兵庫県加東	令和10年４月１日

市、兵庫県たつの市、兵庫県市川町、兵庫県福崎町、兵庫県上郡町、兵庫県香美町、兵庫県新温泉町、奈良県天理市、奈良県大淀町、和歌山県橋本市、和歌山県那智勝浦町、島根県松江市、広島県東広島市、山口県上関町、山口県田布施町、山口県平生町、徳島県阿南市、香川県三木町、愛媛県松山市、愛媛県四国中央市、高知県高知市、福岡県遠賀町、佐賀県佐賀市、佐賀県唐津市、長崎県西海市、熊本県山鹿市、熊本県宇土市、熊本県合志市、熊本県高森町、熊本県あさぎり町、宮崎県五ヶ瀬町	令和11年４月１日
宮城県仙台市、福島県会津若松市、千葉県千葉市、千葉県八千代市、東京都目黒区、東京都世田谷区、東京都中野区、東京都杉並区、東京都豊島区、東京都葛飾区、神奈川県茅ヶ崎市、新潟県新潟市、長野県松本市、静岡県袋井市、愛知県豊田市、愛知県東海市、愛知県三重県四日市市、三重県鈴鹿市、三重県木曽岬町、三重県東員町、三重県川越町、三重県大台町、三重県紀北町、三重県御浜町、京都府京都市、大阪府豊中市、大阪府吹田市、兵庫県神戸市、兵庫県伊丹市、兵庫県赤穂市、兵庫県川西市、和歌山県田辺市、島根県雲南市、岡山県岡山市、香川県観音寺市、香川県さぬき市、香川県三豊市、香川県綾川町、福岡県北九州市	
北海道夕張市、北海道岩見沢市、岩手県盛岡市、岩手県奥州市、宮城県東松島市、宮城県加美町、福島県須賀川市、栃木県小山市、埼玉県さいたま市、埼玉県狭山市、神奈川県海老名市、神奈川県座間市、愛知県刈谷市、滋賀県日野町、滋賀県竜王町、滋賀県愛荘町、滋賀県甲良町、滋賀県多賀町、大阪府和泉市、兵庫県豊岡市、兵庫県三田市、兵庫県淡路市、鳥取県倉吉市、広島県府中町、熊本県熊本市、大分県別府市	令和12年４月１日
宮城県大河原町、宮城県村田町、秋田県秋田市、千葉県木更津市、神奈川県横浜市、石川県金沢市、静岡県沼津市、大阪府大阪市、大阪府池田市、鳥取県鳥取市、広島県広島市、山口県下関市	令和13年４月１日

○内閣府告示第十八号

災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第三条第一項の規定に基づき、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成二十五年内閣府告示第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（避難所及び応急仮設住宅の供与） **第二条**　法第四条第一項第一号及び第二項の避難所並びに同条第一項第一号の応急仮設住宅の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。 一　避難所 ［イ・ロ　略］ ハ　避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第四条第二項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費）として、一人一日当たり三百七十円以内とすること。 ［ニ～ヘ　略］ 二　応急仮設住宅 応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）、又はその他適切な方法により供与するものであること。 イ　建設型応急住宅 (1)　［略］ (2)　一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、七百二十五万九千円以内とすること。 (3)～(7)　略 ロ　［略］	（避難所及び応急仮設住宅の供与） **第二条**　法第四条第一項第一号及び第二項の避難所並びに同条第一項第一号の応急仮設住宅の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。 一　避難所 ［イ・ロ　同上］ ハ　避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第四条第二項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費）として、一人一日当たり三百六十円以内とすること。 ［ニ～ヘ　同上］ 二　応急仮設住宅 応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）、又はその他適切な方法により供与するものであること。 イ　建設型応急住宅 (1)　［同上］ (2)　一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、七百八万九千円以内とすること。 (3)～(7)　同上 ロ　［同上］

（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）

第三条　法第四条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に定める救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一　炊き出しその他による食品の給与

［イ・ロ　略］

ハ　炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千四百八十円以内とすること。

ニ　［略］

二　［略］

（被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与）

第四条　法第四条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

［一・二　略］

三　生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。この場合においては、季別は、夏季（四月から九月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季（十月から三月までの期間をいう。以下同じ。）とし、災害発生の日をもって決定すること。

イ　住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上一人を増すごとに加算する額
夏季	二万九百円	二万六千九百円	三万九千九百円	四万七千六百円	六万三百円	八千八百円
冬季	三万四千七百円	四万四千八百円	六万二千五百円	七万三千百円	九万二千百円	一万二千七百円

ロ　住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上一人を増すごとに加算する額
夏季	六千九百円	九千二百円	一万三千八百円	一万六千八百円	二万千百円	三千円
冬季	一万千円	一万四千四百円	二万五百円	二万四千三百円	三万七百円	四千円

四　［略］

（被災した住宅の応急修理）

第八条　法第四条第一項第七号の被災した住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一　住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

イ　［略］

（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）

第三条　法第四条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に定める救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一　炊き出しその他による食品の給与

［イ・ロ　同上］

ハ　炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千三百九十円以内とすること。

ニ　［同上］

二　［同上］

（被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与）

第四条　法第四条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

［一・二　同上］

三　生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。この場合においては、季別は、夏季（四月から九月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季（十月から三月までの期間をいう。以下同じ。）とし、災害発生の日をもって決定すること。

イ　住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上一人を増すごとに加算する額
夏季	二万三百円	二万六千百円	三万八千七百円	四万六千二百円	五万八千五百円	八千五百円
冬季	三万三千七百円	四万三千五百円	六万六百円	七万九百円	八万九千三百円	一万二千三百円

ロ　住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上一人を増すごとに加算する額
夏季	六千七百円	八千九百円	一万三千四百円	一万六千三百円	二万五百円	二千九百円
冬季	一万七百円	一万四千円	一万九千九百円	二万三千六百円	二万九千八百円	三千九百円

四　［同上］

（被災した住宅の応急修理）

第八条　法第四条第一項第七号の被災した住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一　住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

イ　［同上］

ロ　住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五万六千四百円以内とすること。

ハ　［略］

二　日常生活に必要な最小限度の部分の修理

イ　［略］

ロ　居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。

(1)　(2)に掲げる世帯以外の世帯　七十五万七千円

(2)　半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯　三十六万七千円

ハ　［略］

（学用品の給与）

第十条　法第四条第一項第九号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

［一・二　略］

三　学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とすること。

イ　［略］

ロ　文房具費及び通学用品費

(1)　小学校児童　一人当たり　五千八百円

(2)　中学校生徒　一人当たり　六千百円

(3)　高等学校等生徒　一人当たり　六千六百円

四　［略］

（埋葬）

第十一条　法第四条第一項第十号の埋葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

［一・二　略］

三　埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人二十三万九千四百円以内、小人十九万千五百円以内とすること。

四　［略］

（死体の捜索及び処理）

第十二条　法第四条第一項第十一号の規定に基づく令第二条第一号の死体の捜索及び処理は、次の各号に掲げる救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一　［略］

二　死体の処理

［イ～ハ　略］

ニ　死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1)　死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり三千八百円以内とすること。

(2)　死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり六千百円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。

(3)　［略］

ホ　［略］

ロ　住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五万三千九百円以内とすること。

ハ　［同上］

二　日常生活に必要な最小限度の部分の修理

イ　［同上］

ロ　居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。

(1)　(2)に掲げる世帯以外の世帯　七十三万九千円

(2)　半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯　三十五万八千円

ハ　［同上］

（学用品の給与）

第十条　法第四条第一項第九号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

［一・二　同上］

三　学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とすること。

イ　［同上］

ロ　文房具費及び通学用品費

(1)　小学校児童　一人当たり　五千五百円

(2)　中学校生徒　一人当たり　五千八百円

(3)　高等学校等生徒　一人当たり　六千三百円

四　［同上］

（埋葬）

第十一条　法第四条第一項第十号の埋葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

［一・二　同上］

三　埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人二十三万二千二百円以内、小人十八万五千七百円以内とすること。

四　［同上］

（死体の捜索及び処理）

第十二条　法第四条第一項第十一号の規定に基づく令第二条第一号の死体の捜索及び処理は、次の各号に掲げる救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一　［同上］

二　死体の処理

［イ～ハ　同上］

ニ　死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1)　死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり三千七百円以内とすること。

(2)　死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり五千九百円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。

(3)　［同上］

ホ　［同上］

（災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去）

第十三条　法第四条第一項第十一号の規定に基づく令第二条第二号の災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一　［略］

二　障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均が十四万八千六百円以内とすること。

三　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去）

第十三条　法第四条第一項第十一号の規定に基づく令第二条第二号の災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一　［同上］

二　障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均が十四万三千九百円以内とすること。

三　［同上］

附　則

この告示は、令和八年四月一日から適用する。

○内閣府告示第十九号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第一条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める内閣府令（令和八年内閣府令第二十五号）第四条及び第五条の規定に基づき、児童手当システムに関して内閣総理大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の実装区分及び適合基準日並びに書面の出力に際し必要な事項を次のように定め、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

児童手当システムに関して内閣総理大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の実装区分及び適合基準日並びに書面の出力に際し必要な事項

（機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日）

第一条　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第一条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める内閣府令（令和八年内閣府令第二十五号。以下「児童手当システム標準化基準」という。）第四条の規定に基づく機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日は、別表第一のとおりとする。

（帳票要件の標準の実装区分及び適合基準日並びに書面の出力に際し必要な事項）

第二条　児童手当システム標準化基準第五条の規定に基づく帳票要件の標準の実装区分及び適合基準日は、別表第二のとおりとし、書面の出力に際し必要な事項は、別表第二及び次の各号に掲げる書面の区分に応じ、当該各号に定める別表のとおりとする。

一　児童手当認定請求書　別表第三
二　児童手当認定請求書（施設等受給者用）　別表第四
三　児童手当関係書類返戻・保留通知書　別表第五
四　不足書類等の提出について　別表第六
五　児童手当関係書類返戻・保留情報　別表第七
六　児童手当認定・認定請求却下通知書　別表第八
七　児童手当認定・認定請求却下通知書（施設等受給者用）　別表第九
八　児童手当における同居父母に係る認定について（通知）　別表第十
九　児童手当父母指定者指定届　別表第十一
十　児童手当額改定認定請求書額改定届　別表第十二
十一　児童手当額改定認定請求書額改定届（施設等受給者用）　別表第十三
十二　児童手当・特例給付額改定・額改定請求却下通知書　別表第十四
十三　児童手当額改定・額改定請求却下通知書　別表第十五
十四　児童手当額改定・額改定請求却下通知書（施設等受給者用）　別表第十六
十五　監護相当・生計費の負担についての確認書　別表第十七
十六　児童手当受給事由消滅届　別表第十八
十七　児童手当受給事由消滅届（施設等受給者用）　別表第十九
十八　児童手当・特例給付支給事由消滅通知書　別表第二十

十九　児童手当支給事由消滅通知書　別表第二十一
二十　児童手当支給事由消滅通知書（施設等受給者用）　別表第二十二
二十一　児童手当・特例給付における父母指定者の受給事由消滅について（通知）　別表第二十三
二十二　児童手当における父母指定者の受給事由消滅について（通知）　別表第二十四
二十三　未支払児童手当請求書　別表第二十五
二十四　未支払児童手当請求書（施設等受給資格者用）　別表第二十六
二十五　未支払児童手当支給決定・請求却下通知書　別表第二十七
二十六　未支払児童手当支給決定・請求却下通知書（施設等受給者用）　別表第二十八
二十七　児童手当氏名・住所等変更届　別表第二十九
二十八　児童手当氏名・住所等変更届（施設等受給者用）　別表第三十
二十九　児童手当・特例給付現況届　別表第三十一
三十　児童手当現況届（施設等受給者用）　別表第三十三
三十一　児童手当現況届の提出について　別表第三十四
三十二　児童手当現況届の提出について（督促）　別表第三十五
三十三　児童手当支払差止通知書　別表第三十六
三十四　児童手当支払差止通知書（施設等受給者用）　別表第三十七
三十五　児童手当・特例給付支払差止解除通知書　別表第三十八
三十六　児童手当支払差止解除通知書　別表第三十九
三十七　児童手当支払差止解除通知書（施設等受給者用）　別表第四十
三十八　児童手当・特例給付継続認定通知書兼支払通知書　別表第四十一
三十九　児童手当継続認定通知書兼支払通知書　別表第四十二
四十　児童手当継続認定通知書（施設等受給者用）　別表第四十三
四十一　児童手当・特例給付認定通知書兼支払通知書（施設等受給者用）　別表第四十四
四十二　児童手当・特例給付に係る学校給食費等の徴収（支払）に係る通知書　別表第四十五
四十三　児童手当・特例給付に係る学校給食費等の徴収（支払）に係る通知書　別表第四十六
四十四　児童手当に係る学校給食費等の徴収（支払）に係る通知書　別表第四十七
四十五　保育料特別徴収通知書　別表第四十八
四十六　児童手当に係る寄附受領証明書　別表第四十九

（別表第一から別表第四十八までは、省略し、その関係書類をこども家庭庁成育局成育環境課に備え置いて縦覧に供するとともに、こども家庭庁のホームページ（https://www.cfa.go.jp/policies/jyouhouseisaku）に掲載する。）

○内閣府告示第二十号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第一条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める内閣府令（令和八年内閣府令第二十五号）附則第二条の規定に基づき、同条第一項に規定する内閣総理大臣が認める地方公共団体の児童手当システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準の経過措置及び同条第二項に規定する内閣総理大臣が認める地方公共団体を次のように定め、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第一条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める内閣府令（令和八年内閣府令第二十五号。以下「府令」という。）附則第二条第一項に規定する内閣総理大臣が認める地方公共団体の児童手当システムに係る機能要件の標準は、別表第一のとおりとする。

二　府令附則第二条第一項の規定により、別表第一の左欄に掲げる地方公共団体の区分に応じ、右欄に掲げる機能要件の標準については、児童手当システムに関して内閣総理大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項（令和八年内閣府告示第十九号。以下「告示」という。）別表第一の適合基準日は、令和十一年四月一日とする。

三　府令附則第二条第一項に規定する内閣総理大臣が認める地方公共団体の児童手当システムに係る帳票要件の標準は、別表第二のとおりとする。

四　府令附則第二条第一項の規定により、別表第二の左欄に掲げる地方公共団体の区分に応じ、右欄に掲げる帳票要件の標準については、告示別表第二の適合基準日は、令和十一年四月一日とする。

五　府令附則第二条第二項に規定する内閣総理大臣が認める地方公共団体は、北海道留寿都村、北海道喜茂別町、北海道京極町、北海道古平町、北海道浦幌町、青森県新郷村、岩手県大槌町、岩手県普代村、岩手県野田村、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県七ヶ宿町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、山形県天童市、山形県中山町、山形県西川町、山形県真室川町、福島県大玉村、福島県下郷町、福島県南会津町、福島県三島町、福島県三春町、茨城県古河市、茨城県石岡市、茨城県結城市、茨城県下妻市、茨城県常総市、茨城県笠間市、茨城県取手市、茨城県つくば市、茨城県ひたちなか市、茨城県守谷市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県稲敷市、茨城県かすみがうら市、茨城県桜川市、茨城県神栖市、茨城県行方市、茨城県鉾田市、茨城県茨城町、茨城県大洗町、茨城県城里町、茨城県東海村、茨城県大子町、茨城県美浦村、茨城県阿見町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、茨城県境町、栃木県足利市、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県矢板市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県須賀川市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、栃木県那須町、栃木県那珂川町、栃木県小山市、茨城県筑西市、茨城県坂東市、茨城県桜川市、茨城県神栖市、茨城県行方市、茨城県鉾田市、茨城県つくばみらい市、茨城県小美玉市、茨城県茨城町、茨城県大洗町、茨城県城里町、茨城県東海村、群馬県桐生市、群馬県伊勢崎市、群馬県太田市、群馬県沼田市、群馬県館林市、群馬県渋川市、群馬県藤岡市、群馬県富岡市、群馬県安中市、群馬県みどり市、埼玉県川越市、埼玉県熊谷市、埼玉県川口市、埼玉県行田市、埼玉県秩父市、埼玉県所沢市、埼玉県飯能市、埼玉県加須市、埼玉県本庄市、埼玉県東松山市、埼玉県春日部市、埼玉県狭山市、埼玉県羽生市、埼玉県鴻巣市、埼玉県深谷市、埼玉県上尾市、埼玉県草加市、埼玉県越谷市、埼玉県蕨市、埼玉県戸田市、埼玉県入間市、埼玉県朝霞市、埼玉県志木市、埼玉県和光市、埼玉県新座市、埼玉県桶川市、埼玉県久喜市、埼玉県北本市、埼玉県八潮市、埼玉県富士見市、埼玉県三郷市、埼玉県蓮田市、埼玉県坂戸市、埼玉県幸手市、埼玉県鶴ヶ島市、埼玉県日高市、埼玉県吉川市、埼玉県ふじみ野市、埼玉県白岡市、埼玉県伊奈町、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県滑川町、埼玉県嵐山町、埼玉県小川町、埼玉県川島町、埼玉県吉見町、埼玉県鳩山町、埼玉県ときがわ町、埼玉県横瀬町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県小鹿野町、埼玉県神川町、埼玉県上里町、埼玉県寄居町、埼玉県杉戸町、埼玉県松伏町、千葉県野田市、千葉県茂原市、千葉県成田市、千葉県佐倉市、千葉県東金市、千葉県旭市、千葉県習志野市、千葉県柏市、千葉県流山市、千葉県八千代市、千葉県我孫子市、千葉県鎌ケ谷市、千葉県君津市、千葉県富津市、千葉県浦安市、千葉県四街道市、千葉県袖ケ浦市、千葉県八街市、千葉県印西市、千葉県白井市、千葉県富里市、千葉県南房総市、千葉県匝瑳市、千葉県香取市、千葉県山武市、千葉県いすみ市、千葉県大網白里市、千葉県酒々井町、千葉県栄町、千葉県神崎町、千葉県多古町、千葉県東庄町、千葉県九十九里町、千葉県芝山町、千葉県横芝光町、千葉県一宮町、千葉県睦沢町、千葉県長生村、千葉県長柄町、千葉県長南町、千葉県大多喜町、千葉県御宿町、千葉県鋸南町、神奈川県葉山町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県湯河原町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県加茂市、山梨県道志村、山梨県小菅村、長野県飯田市、静岡県裾野市、静岡県牧之原市、静岡県河津町、静岡県南伊豆町、静岡県松崎町、静岡県西伊豆町、静岡県長泉町、大阪府泉南市、大阪府四條畷市、奈良県三宅町、和歌山県和歌山市、和歌山県新宮市、和歌山県紀美野町、和歌山県古座川町、鳥取県岩美町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町、鳥取県三朝町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、佐賀県有田町、長崎県諫早市、長崎県平戸市、長崎県松浦市及び熊本県玉東町ヽする。

別表第一（第一号関係）

地方公共団体	機能要件の標準
東京都大島町、静岡県湖西市	告示別表第一の0270062の項、0270055の項、0270058の項、0270059の項に係る機能要件
福島県郡山市、千葉県富里市、千葉県多古町、東京都昭島市、大阪府和泉市、奈良県生駒市、奈良県高取町	告示別表第一の0270329の項、0270431の項、0270432の項、0270434の項、0270437の項に係る機能要件
北海道留寿都村、北海道喜茂別町、北海道京極町、北海道古平町、北海道浦幌町、青森県新郷村、岩手県大槌町、岩手県普代村、岩手県野田村、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県七ヶ宿町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、山形県天童市、山形県中山町、山形県西川町、山形県真室川町、福島県大玉村、福島県下郷町、福島県南会津町、福島県三島町、福島県三春町、茨城県古河市、茨城県石岡市、茨城県結城市、茨城県下妻市、茨城県常総市、茨城県笠間市、茨城県取手市、茨城県つくば市、茨城県ひたちなか市、茨城県守谷市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県稲敷市、茨城県かすみがうら市、茨城県桜川市、茨城県神栖市、茨城県行方市、茨城県鉾田市、茨城県茨城町、茨城県大洗町、茨城県城里町、茨城県東海村、茨城県大子町、茨城県美浦村、茨城県阿見町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、茨城県境町、栃木県足利市、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県矢板市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、栃木県那須町、栃木県那珂川町、群馬県草津町、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、群馬県昭和村、群馬県みなかみ町、群馬県玉村町、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県滑川町、埼玉県嵐山町、埼玉県小川町、埼玉県川島町、埼玉県吉見町、埼玉県鳩山町、埼玉県ときがわ町、埼玉県横瀬町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県小鹿野町、埼玉県神川町、埼玉県上里町、埼玉県寄居町、埼玉県杉戸町、千葉県野田市、千葉県茂原市、千葉県成田市、千葉県佐倉市、千葉県東金市、千葉県旭市、千葉県習志野市、千葉県柏市、千葉県流山市、千葉県八千代市、千葉県我孫子市、千葉県鎌ケ谷市、千葉県君津市、千葉県富津市、千葉県浦安市、千葉県四街道市、千葉県袖ケ浦市、千葉県八街市、千葉県印西市、千葉県白井市、千葉県富里市、千葉県南房総市、千葉県匝瑳市、千葉県香取市、千葉県山武市、千葉県いすみ市、千葉県大網白里市、千葉県酒々井町、千葉県栄町、千葉県神崎町、千葉県多古町、千葉県東庄町、千葉県九十九里町、千葉県芝山町、千葉県横芝光町、千葉県一宮町、千葉県睦沢町、千葉県長生村、千葉県長柄町、千葉県長南町、千葉県大多喜町、千葉県御宿町、千葉県鋸南町、神奈川県葉山町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県湯河原町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県加茂市、山梨県道志村、山梨県小菅村、長野県飯田市、静岡県裾野市、静岡県牧之原市、静岡県河津町、静岡県南伊豆町、静岡県松崎町、静岡県西伊豆町、静岡県長泉町、大阪府泉南市、大阪府四條畷市、奈良県三宅町、和歌山県和歌山市、和歌山県新宮市、和歌山県紀美野町、和歌山県古座川町、鳥取県岩美町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町、鳥取県三朝町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、佐賀県有田町、長崎県諫早市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、熊本県玉東町	告示別表第一の0270009の項、0270016の項、0270020の項、0270025の項、0270032の項、0270039の項、0270041の項、0270055の項、0270056の項、0270057の項、0270058の項、0270060の項、0270062の項、0270066の項、0270069の項、0270072の項、0270074の項、0270076の項、0270078の項、0270079の項に係る機能要件
北海道小樽市、北海道網走市、北海道美唄市、北海道紋別市、北海道北斗市、北海道当別町、北海道福島町、北海道森町、北海道八雲町、北海道上ノ国町、北海道厚沢部町、北海道乙部町、北海道松内町、北海道黒松内町、北海道奈井江町、北海道由仁町、北海道枝幸町、北海道美幌町、北海道湧別町、北海道滝上町、北海道雄武町、北海道白老町、北海道新ひだか町、北海道音更町、北海道士幌町、北海道釧路町、青森県弘前市、青森県むつ市、青森県平川市、青森県蓬田村、青森県外ヶ浜町、青森県西目屋村、青森	

県藤崎町、青森県大鰐町、青森県田舎館村、青森県板柳町、青森県野辺地町、青森県大間町、青森県東通村、青森県佐井村、青森県三戸町、青森県田子町、岩手県花巻市、岩手県久慈市、宮城県白石市、宮城県名取市、宮城県角田市、宮城県多賀城市、宮城県富谷市、宮城県柴田町、宮城県丸森町、宮城県大和町、宮城県涌谷町、宮城県女川町、宮城県南三陸町、秋田県能代市、秋田県鹿角市、秋田県上小阿仁村、秋田県藤里町、秋田県三種町、秋田県八峰町、秋田県五城目町、秋田県八郎潟町、秋田県井川町、秋田県大潟村、秋田県美郷町、秋田県羽後町、秋田県東成瀬村、山形県上山市、山形県長井市、山形県南陽市、山形県朝日町、山形県最上町、山形県高畠町、山形県川西町、山形県白鷹町、山形県三川町、山形県庄内町、山形県遊佐町、福島県相馬市、福島県桑折町、福島県川俣町、福島県広野町、福島県飯舘村、埼玉県行田市、埼玉県飯能市、埼玉県蓮田市、埼玉県白岡市、神奈川県三浦市、神奈川県寒川町、新潟県新発田市、新潟県村上市、石川県七尾市、石川県輪島市、石川県珠洲市、石川県羽咋市、石川県白山市、石川県能美市、石川県野々市市、石川県川北町、石川県津幡町、石川県内灘町、石川県志賀町、石川県宝達志水町、石川県中能登町、石川県穴水町、石川県能登町、山梨県富士吉田市、山梨県都留市、山梨県山梨市、山梨県大月市、山梨県韮崎市、山梨県南アルプス市、山梨県笛吹市、山梨県上野原市、山梨県甲州市、山梨県市川三郷町、山梨県早川町、山梨県身延町、山梨県南部町、山梨県富士川町、山梨県西桂町、山梨県山中湖村、山梨県鳴沢村、山梨県富士河口湖町、長野県軽井沢町、岐阜県垂井町、静岡県磐田市、静岡県掛川市、静岡県藤枝市、静岡県菊川市、愛知県犬山市、愛知県江南市、愛知県清須市、愛知県北名古屋市、愛知県長久手市、愛知県豊山町、愛知県扶桑町、滋賀県彦根市、滋賀県長浜市、滋賀県高島市、滋賀県東近江市、京都府福知山市、京都府舞鶴市、京都府綾部市、京都府宮津市、京都府亀岡市、京都府城陽市、京都府向日市、京都府長岡京市、京都府八幡市、京都府京田辺市、京都府木津川市、京都府大山崎町、京都府久御山町、京都府宇治田原町、京都府精華町、京都府南山城村、大阪府泉大津市、大阪府貝塚市、大阪府柏原市、大阪府門真市、大阪府大阪狭山市、大阪府阪南市、大阪府太子町、兵庫県川西市、兵庫県猪名川町、兵庫県太子町、奈良県大和高田市、奈良県香芝市、奈良県葛城市、奈良県安堵町、奈良県川西町、奈良県田原本町、奈良県曽爾村、奈良県上牧町、奈良県広陵町、奈良県河合町、奈良県十津川村、奈良県川上村、奈良県東吉野村、和歌山県有田市、和歌山県御坊市、和歌山県有田川町、和歌山県美浜町、和歌山県由良町、和歌山県印南町、和歌山県上富田町、鳥取県若桜町、島根県浜田市、島根県江津市、島根県川本町、島根県美郷町、島根県邑南町、島根県吉賀町、島根県隠岐の島町、岡山県総社市、岡山県矢掛町、広島県大竹市、広島県廿日市市、広島県江田島市、広島県熊野町、広島県安芸太田町、広島県北広島町、山口県長門市、山口県美祢市、山口県山陽小野田市、山口県周防大島町、山口県和木町、徳島県鳴門市、徳島県三好市、徳島県牟岐町、徳島県美波町、徳島県海陽町、徳島県藍住町、徳島県板野町、徳島県上板町、徳島県つるぎ町、香川県東かがわ市、香川県宇多津町、愛媛県松野町、愛媛県愛南町、高知県土佐市、高知県須崎市、高知県土佐清水市、高知県東洋町、高知県田野町、高知県安田町、高知県芸西村、高知県本山町、高知県大豊町、高知県土佐町、高知県いの町、高知県仁淀川町、高知県中土佐町、高知県椿原町、高知県津野町、高知県四万十町、高知県三原村、高知県黒潮町、福岡県柳川市、福岡県糸島市、福岡県宇美町、福岡県篠栗町、福岡県志免町、福岡県須恵町、福岡県新宮町、福岡県鞍手町、福岡県大木町、福岡県吉富町、長崎県島原市、長崎県対馬市、長崎県長与町、長崎県時津町、熊本県錦町、大分県玖珠町、宮崎県小林市、宮崎県えびの市、宮崎県高原町、宮崎県高鍋町、宮崎県木城町、宮崎県川南町、宮崎県都農町、鹿児島県出水市、鹿児島県垂水市、鹿児島県いちき串木野市、沖縄県糸満市、沖縄県宮古島市、沖縄県恩納村、沖縄県宜野座村、沖縄県中城村、沖縄県座間味村、沖縄県渡名喜村、沖縄県南大東村、沖縄県北大東村、沖縄県伊平屋村、沖縄県伊是名村、沖縄県八重瀬町、沖縄県竹富町、沖縄県与那国町	告示別表第一の0270008の項、0270068の項、0270143の項、0270148の項、0270152の項、0270202の項、0270234の項、0270245の項、0270255の項、0270262の項、0270275の項、0270320の項、0270323の項に係る機能要件
北海道函館市、北海道旭川市、山形県鶴岡市、福島県福島市、埼玉県上尾市、東京都港区、東京都江東区、東京都品川区、東京都足立区、東京都青梅市、東京都東久留米市、神奈川県藤沢市、神奈川県厚木市、静岡県富士宮市、静岡県富士市、大阪府東大阪市、長崎県長崎市、大分県大分市	告示別表第一の0270005の項、0270008の項、0270107の項、0270108の項、0270217の項、0270249の項、0270329の項、0270336の項、0270346の項、0270347の項、0270348の項、0270396の項、0270400の項、0270409の項、0270419の項、0270422の項、0270431の項、0270433の項、0270439の項、0270441の項、0270443の項、0270451の項に係る機能要件
熊本県八代市、熊本県玉名市	告示別表第一の0270008の項、0270009の項、0270012の項、0270044の項、0270077の項、0270114の項、0270115の項、0270116の項、0270117の項、0270118の項、0270119の項、0270128の項、0270134の項、0270148の項、0270202の項、0270234の項、0270245の項、0270255の項、0270262の項、0270275の項、0270320の項、0270323の項、0270329の項、0270332の項、0270338の項、0270346の項、0270347の項、0270348の項、0270426の項に係る機能要件

別表第二（第三号関係）

地方公共団体	帳票要件の標準
福島県郡山市、千葉県富里市、千葉県多古町、東京都昭島市、大阪府和泉市、奈良県生駒市、奈良県高取町	告示別表第二の0270062の項、0270055の項、0270058の項、0270059の項に係る帳票要件
北海道留寿都村、北海道喜茂別町、北海道京極町、北海道古平町、北海道浦幌町、青森県新郷村、岩手県大槌町、岩手県普代村、岩手県野田村、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県七ヶ宿町、宮城県亘理町、宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、山形県天童市、	

山形県中山町、山形県西川町、山形県真室川町、福島県大玉村、福島県下郷町、福島県南会津町、福島県三島町、福島県鮫川村、福島県三春町、茨城県下妻市、茨城県笠間市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県かすみがうら市、茨城県大洗町、茨城県大子町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、栃木県足利市、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県矢板市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、栃木県那須町、栃木県那珂川町、群馬県下仁田町、群馬県中之条町、群馬県長野原町、群馬県嬬恋村、群馬県草津町、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、埼玉県三郷市、埼玉県坂戸市、埼玉県鶴ヶ島市、埼玉県ふじみ野市、埼玉県伊奈町、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県滑川町、埼玉県嵐山町、埼玉県小川町、埼玉県川島町、埼玉県吉見町、埼玉県鳩山町、埼玉県ときがわ町、埼玉県横瀬町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県小鹿野町、埼玉県神川町、埼玉県上里町、埼玉県寄居町、埼玉県杉戸町、千葉県神ケ浦市、千葉県匝瑳市、千葉県横芝光町、神奈川県南足柄市、神奈川県葉山町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県加茂市、山梨県道志村、山梨県小菅村、長野県飯田市、静岡県裾野市、静岡県牧之原市、静岡県河津町、静岡県南伊豆町、静岡県松崎町、静岡県西伊豆町、静岡県清水町、静岡県長泉町、大阪府泉南市、大阪府四條畷市、奈良県三宅町、和歌山県海南市、和歌山県新宮市、和歌山県紀美野町、和歌山県古座川町、鳥取県岩美町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町、鳥取県三朝町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、佐賀県有田町、長崎県諫早市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、熊本県玉東町	告示別表第二の0270025の項、0270072の項に係る帳票要件
北海道函館市、北海道旭川市、山形県鶴岡市、福島県福島市、埼玉県上尾市、東京都港区、東京都江東区、東京都品川区、東京都足立区、東京都青梅市、東京都東久留米市、神奈川県藤沢市、神奈川県厚木市、静岡県富士宮市、静岡県富士市、大阪府東大阪市、長崎県長崎市、大分県大分市	告示別表第二の0270009の項、0270016の項、0270020の項、0270025の項、0270032の項、0270039の項、0270041の項、0270055の項、0270056の項、0270057の項、0270058の項、0270060の項、0270062の項、0270066の項、0270069の項、0270072の項、0270074の項、0270076の項、0270078の項、0270079の項に係る帳票要件

○内閣府告示第二十一号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁・総務省令で定める事務を定める命令第一条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める内閣府令（令和八年内閣府令第二十五号）附則第三条の規定に基づき、同条の規定により内閣総理大臣が認める地方公共団体が利用する児童手当システム及び内閣総理大臣が定める日を次のように定め、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁・総務省令で定める事務を定める命令第一条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める内閣府令（令和八年内閣府令第二十五号）附則第三条の内閣総理大臣が認める地方公共団体が利用する児童手当システムは、別表の左欄に掲げる地方公共団体の利用する児童手当システムとし、同欄に掲げる地方公共団体に係る内閣総理大臣が定める日（以下「適用日」という。）は、それぞれ同表のとおりとする。

別表

地方公共団体	適用日
北海道北見市、北海道滝川市、北海道恵庭市、北海道七飯町、北海道鹿部町、北海道江差町、北海道奥尻町、北海道赤井川村、北海道月形町、北海道妹背牛町、北海道秩父別町、北海道雨竜町、北海道北竜町、北海道南富良野町、北海道占冠村、北海道礼文町、北海道小清水町、北海道豊浦町、青森県青森市、青森県中泊町、青森県横浜町、青森県おいらせ町、岩手県北上市、岩手県岩手町、岩手県金ケ崎町、宮城県石巻市、秋田県秋田市、秋田県大館市、福島県会津若松市、福島県会津美里町、埼玉県川越市、埼玉県草加市、埼玉県蕨市、埼玉県入間市、埼玉県久喜市、埼玉県八潮市、埼玉県日高市、埼玉県吉川市、千葉県銚子市、千葉県東金市、千葉県旭市、千葉県勝浦市、千葉県鴨川市、千葉県君津市、千葉県山武市、千葉県大網白里市、千葉県九十九里町、千葉県芝山町、千葉県御宿町、東京都文京区、東京都台東区、東京都大田区、東京都板橋区、東京都練馬区、東京都葛飾区、東京都江戸川区、東京都八王子市、東京都町田市、東京都狛江市、東京都瑞穂町、東京都日の出町、東京都檜原村、東京都奥多摩町、神奈川県逗子市、神奈川県大和市、神奈川県伊勢原市、新潟県小千谷市、新潟県糸魚川市、新潟県妙高市、新潟県阿賀野市、新潟県聖籠町、新潟県関川村、富山県小矢部市、石川県小松市、福井県敦賀市、福井県美浜町、福井県高浜町、福井県若狭町、山梨県昭和町、山梨県忍野村、長野県松本市、岐阜県岐阜市、岐阜県大垣市、岐阜県高山市、岐阜県関市、岐阜県中津川市、岐阜県美濃市、岐阜県瑞浪市、岐阜県羽島市、岐阜県恵那市、岐阜県土岐市、岐阜県各務原市、岐阜県可児市、岐阜県山県市、岐阜県瑞穂市、岐阜県飛騨市、岐阜県本巣市、岐阜県郡上市、岐阜県下呂市、岐阜県海津市、岐阜県岐南町、岐阜県笠松町、岐阜県養老町、岐阜県関ケ原町、岐阜県神戸町、岐阜県輪之内町、岐阜県安八町、岐阜県揖斐川町、岐阜県大野町、岐阜県池田町、岐阜県北方町、岐阜県富加町、岐阜県川辺町、岐阜県七宗町、岐阜県八百津町、岐阜県白川町、岐阜県東白川村、岐阜県御嵩町、岐阜県白川村、静岡県静岡市、静岡県御殿場市、静岡県御前崎市、静岡県吉田町、静岡県川根本町、愛知県名古屋市、愛知県岡崎市、愛知県半田市、愛知県豊川市、愛知県安城市、愛知県蒲郡市、愛知県常滑市、愛知県小牧市、愛知県稲沢市、愛知県新城市、愛知県知立市、愛知県岩倉市、愛知県田原市、愛知県愛西市、愛知県弥富市、愛知県あま市、愛知県東郷町、愛知県大治町、愛知県蟹江町、愛知県飛島村、愛知県阿久比町、愛知県東浦町、愛知県美浜町、愛知県設楽町、愛知県東栄町、三重県桑名市、三重県亀山市、三重県朝日町、滋賀県近江八幡市、滋賀県草津市、滋賀県守山市、滋賀県栗東市、滋賀県甲賀市、滋賀県野洲市、滋賀県湖南市、滋賀県米原市、京都府宇治市、大阪府八尾市、大阪府富田林市、大阪府摂津市、大阪府藤井寺市、大阪府能勢町、大阪府忠岡町、大阪府田尻町、兵庫県姫路市、兵庫県加古川市、兵庫県宝塚市、兵庫県三田市、兵庫県南あわじ市、兵庫県稲美町、兵庫県播磨町、奈良県奈良市、奈良県大和郡山市、奈良県桜井市、奈良県平群町、奈良県斑鳩町、奈良県御杖村、奈良県吉野町、和歌山県広川町、和歌山県日高町、和歌山県みなべ町、和歌山県日高川町、和歌山県串本町、鳥取県米子市、鳥取県境港市、鳥取県琴浦町、鳥取県大山町、鳥取県南部町、鳥取県日南町、鳥取県江府町、島根県安来市、島根県飯南町、島根県西ノ島町、島根県知夫村、岡山県倉敷市、岡山県井原市、岡山県真庭市、岡山県美作市、岡山県新庄村、岡山県鏡野町、岡山県奈義町、岡山県久米南町、岡山県美咲町、広島県三原市、広島県三次市、広島県安芸高田市、広島県世羅町、山口県宇部市、山口県山口市、山口県防府市、山口県岩国市、山口県田布施町、山口県平生町、徳島県徳島市、徳島県美馬市、徳島県勝浦町、徳島県石井町、徳島県神山町、徳島県那賀町、徳島県松茂町、徳島県東みよし町、香川県高松市、香川県丸亀市、香川県善通寺市、香川県琴平町、香川県多度津町、香川県まんのう町、愛媛県宇和島市、愛媛県伊予市、愛媛県西予市、愛媛県松前町、愛媛県鬼北町、高知県室戸市、高知県安芸市、高知県南国市、高知県香南市、高知県香美市、高知県佐川町、福岡県久留米市、福岡県直方市、	令和９年４月１日

福岡県飯塚市、福岡県田川市、福岡県八女市、福岡県筑後市、福岡県大川市、福岡県行橋市、福岡県小郡市、福岡県筑紫野市、福岡県春日市、福岡県宗像市、福岡県古賀市、福岡県うきは市、福岡県宮若市、福岡県久山町、福岡県粕屋町、福岡県芦屋町、福岡県遠賀町、福岡県小竹町、福岡県川崎町、福岡県苅田町、福岡県みやこ町、福岡県築上町、佐賀県鳥栖市、佐賀県伊万里市、佐賀県神埼市、佐賀県吉野ヶ里町、佐賀県基山町、佐賀県上峰町、佐賀県みやき町、佐賀県玄海町、佐賀県太良町、長崎県佐世保市、長崎県大村市、長崎県東彼杵町、長崎県川棚町、長崎県波佐見町、長崎県小値賀町、長崎県佐々町、長崎県新上五島町、熊本県人吉市、熊本県荒尾市、熊本県水俣市、熊本県菊池市、熊本県上天草市、熊本県阿蘇市、熊本県天草市、熊本県美里町、熊本県南関町、熊本県長洲町、熊本県和水町、熊本県大津町、熊本県菊陽町、熊本県南小国町、熊本県産山村、熊本県西原村、熊本県御船町、熊本県益城町、熊本県甲佐町、熊本県山都町、熊本県芦北町、熊本県津奈木町、熊本県水上村、熊本県五木村、熊本県山江村、熊本県苓北町、大分県中津市、大分県日田市、大分県佐伯市、大分県臼杵市、大分県津久見市、大分県竹田市、大分県豊後高田市、大分県杵築市、大分県宇佐市、大分県豊後大野市、大分県由布市、大分県国東市、大分県姫島村、大分県日出町、大分県九重町、宮崎県宮崎市、宮崎県都城市、宮崎県延岡市、宮崎県日南市、宮崎県日向市、宮崎県三股町、宮崎県国富町、宮崎県門川町、宮崎県美郷町、宮崎県高千穂町、宮崎県日之影町、鹿児島県鹿屋市、鹿児島県枕崎市、鹿児島県薩摩川内市、鹿児島県日置市、鹿児島県霧島市、鹿児島県伊佐市、鹿児島県姶良市、沖縄県那覇市、沖縄県宜野湾市、沖縄県石垣市、沖縄県浦添市、沖縄県名護市、沖縄県沖縄市、沖縄県うるま市、沖縄県国頭村、沖縄県北中城村、沖縄県西原町、沖縄県南風原町	
北海道札幌市、北海道室蘭市、北海道釧路市、北海道帯広市、北海道苫小牧市、北海道芦別市、北海道江別市、北海道伊達市、北海道訓子府町、北海道壮瞥町、北海道洞爺湖町、北海道大樹町、北海道本別町、青森県八戸市、青森県黒石市、青森県五所川原市、青森県平内町、青森県六戸町、青森県六ヶ所村、青森県風間浦村、青森県南部町、宮城県塩竈市、宮城県岩沼市、宮城県山元町、宮城県大郷町、秋田県湯沢市、秋田県由利本荘市、山形県米沢市、山形県東根市、福島県いわき市、福島県伊達市、福島県古殿町、福島県川内村、福島県双葉町、福島県浪江町、栃木県宇都宮市、埼玉県川口市、埼玉県越谷市、千葉県市川市、千葉県船橋市、千葉県松戸市、千葉県市原市、千葉県浦安市、東京都新宿区、東京都北区、東京都荒川区、東京都調布市、東京都小平市、東京都武蔵村山市、東京都多摩市、東京都稲城市、神奈川県川崎市、神奈川県相模原市、神奈川県横須賀市、神奈川県平塚市、新潟県長岡市、新潟県三条市、新潟県見附市、新潟県上越市、新潟県魚沼市、富山県富山市、富山県高岡市、富山県魚津市、富山県氷見市、富山県滑川市、富山県黒部市、富山県砺波市、富山県南砺市、富山県射水市、富山県舟橋村、富山県上市町、富山県立山町、富山県入善町、富山県朝日町、石川県かほく市、福井県福井市、福井県鯖江市、福井県越前市、福井県池田町、福井県南越前町、福井県越前町、長野県長野市、静岡県浜松市、静岡県熱海市、静岡県伊東市、静岡県焼津市、静岡県函南町、愛知県一宮市、愛知県春日井市、愛知県碧南市、愛知県大府市、愛知県知多市、愛知県豊明市、愛知県日進市、愛知県みよし市、三重県津市、三重県四日市市、三重県いなべ市、滋賀県豊郷町、大阪府高槻市、大阪府守口市、大阪府泉佐野市、大阪府寝屋川市、大阪府羽曳野市、大阪府島本町、大阪府豊能町、大阪府熊取町、大阪府河南町、大阪府千早赤阪村、兵庫県尼崎市、兵庫県西宮市、兵庫県洲本市、兵庫県相生市、兵庫県西脇市、兵庫県高砂市、兵庫県丹波篠山市、兵庫県養父市、兵庫県丹波市、兵庫県朝来市、兵庫県加東市、兵庫県たつの市、兵庫県市川町、兵庫県福崎町、兵庫県上郡町、兵庫県香美町、兵庫県新温泉町、奈良県天理市、奈良県橿原市、奈良県大淀町、和歌山県和歌山市、和歌山県橋本市、和歌山県那智勝浦町、島根県松江市、広島県東広島市、山口県上関町、徳島県阿南市、香川県三木町、愛媛県松山市、愛媛県四国中央市、高知県高知市、佐賀県佐賀市、佐賀県唐津市、長崎県西海市、熊本県山鹿市、熊本県宇土市、熊本県合志市、熊本県高森町、熊本県あさぎり町、宮崎県五ヶ瀬町	令和10年４月１日
宮城県仙台市、千葉県千葉市、千葉県八千代市、東京都中央区、東京都世田谷区、東京都渋谷区、東京都中野区、東京都杉並区、東京都豊島区、神奈川県茅ヶ崎市、愛知県豊橋市、愛知県豊田市、愛知県東海市、三重県鈴鹿市、三重県木曽岬町、三重県東員町、三重県菰野町、三重県川越町、三重県大台町、三重県紀北町、三重県御浜町、滋賀県大津市、京都府京都市、大阪府豊中市、兵庫県神戸市、兵庫県明石市、兵庫県赤穂市、和歌山県田辺市、島根県雲南市、岡山県岡山市、広島県福山市、香川県観音寺市、香川県さぬき市、香川県三豊市、香川県綾川町、福岡県北九州市、福岡県福岡市、熊本県熊本市、鹿児島県鹿児島市	令和11年４月１日
北海道夕張市、北海道岩見沢市、岩手県奥州市、宮城県東松島市、宮城県加美町、福島県須賀川市、栃木県小山市、埼玉県さいたま市、埼玉県新座市、神奈川県小田原市、神奈川県海老名市、神奈川県座間市、愛知県刈谷市、滋賀県日野町、滋賀県竜王町、滋賀県愛荘町、滋賀県甲良町、滋賀県多賀町、大阪府交野市、兵庫県豊岡市、兵庫県淡路市、鳥取県倉吉市、広島県府中町、大分県別府市	令和12年４月１日
宮城県村田町、千葉県木更津市、神奈川県横浜市、神奈川県鎌倉市、石川県金沢市、静岡県沼津市、大阪府大阪市、大阪府池田市、鳥取県鳥取市、広島県広島市、山口県下関市	令和13年４月１日

○内閣府告示第二十二号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁・総務省令で定める事務を定める命令第二条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める内閣府令（令和八年内閣府令第十七号）第四条及び第五条の規定に基づき、子ども・子育て支援システムに関して内閣総理大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準並びに帳票要件の標準の実装区分及び適合基準並びに様式及び細目を次のように定め、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

子ども・子育て支援システムに関して内閣総理大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準並びに帳票要件の標準の実装区分及び適合基準並びに様式及び細目

（機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日）

第一条　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁・総務省令で定める事務を定める命令第二条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める内閣府令（令和八年内閣府令第十七号。以下「子ども・子育て支援システム標準化基準」という。）第四条の規定に基づく機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日は、別表第一のとおりとする。

（帳票要件の標準の実装区分及び適合基準日並びに様式及び細目）

第二条　子ども・子育て支援システム標準化基準第五条の規定に基づく帳票要件の標準の実装区分及び適合基準日並びに様式及び細目は、別表第二及び次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一　教育・保育給付認定決定通知書　様式第一号及び別表第三

二　教育・保育給付認定申請却下通知書　様式第二号及び別表第四

三　教育・保育給付認定決定通知書兼支給認定証　様式第三号及び別表第五

四　教育・保育給付認定延期通知書　様式第四号及び別表第六
五　教育・保育給付認定変更通知書　様式第五号及び別表第七
六　教育・保育給付認定変更通知書兼支給認定証　様式第六号及び別表第八
七　教育・保育給付認定取消通知書　様式第七号及び別表第九
八　現況届　様式第八号及び別表第十
九　施設利用内定通知書　様式第九号及び別表第十一
十　施設利用保留通知書　様式第十号及び別表第十二
十一　施設利用保留証明書　様式第十一号及び別表第十三
十二　契約締結登録者一覧（第十九条の児童向け）　様式第十二号及び別表第十四
十三　保育利用あっせん通知書　様式第十三号及び別表第十五
十四　選考結果一覧　様式第十四号及び別表第十六
十五　入所決定者一覧　様式第十五号及び別表第十七
十六　施設利用承諾通知書　様式第十六号及び別表第十八
十七　在籍証明書　様式第十七号及び別表第十九
十八　保育実施停止通知書　様式第十八号及び別表第二十
十九　保育実施解除通知書　様式第十九号及び別表第二十一
二十　利用者負担額決定通知書　様式第二十号及び別表第二十二
二十一　保育料無償のお知らせ　様式第二十一号及び別表第二十三
二十二　利用者負担額変更通知書　様式第二十二号及び別表第二十四
二十三　利用者負担額減免申請却下通知書　様式第二十三号及び別表第二十五
二十四　利用者負担額減免通知書　様式第二十四号及び別表第二十六
二十五　利用者負担額算定一覧　様式第二十五号及び別表第二十七
二十六　利用承諾兼利用者負担額決定通知書　様式第二十六号及び別表第二十八
二十七　副食費免除通知書　様式第二十七号及び別表第二十九
二十八　副食費免除解除通知書　様式第二十八号及び別表第三十
二十九　支給認定証　様式第二十九号及び別表第三十一
三十　口座振替開始（変更）通知書　様式第三十号及び別表第三十二
三十一　通知書（納付書）　様式第三十一号及び別表第三十三
三十二　口座振替済通知書　様式第三十二号及び別表第三十四
三十三　保育料等納付証明書　様式第三十三号及び別表第三十五
三十四　口座振替不能通知書　様式第三十四号及び別表第三十六
三十五　口座振替不能通知書兼納付書　様式第三十五号及び別表第三十七
三十六　督促状　様式第三十六号及び別表第三十八
三十七　督促状兼納付書　様式第三十七号及び別表第三十九
三十八　催告書　様式第三十八号及び別表第四十
三十九　催告書兼納付書　様式第三十九号及び別表第四十一
四十　保育料等還付・充当通知書　様式第四十号及び別表第四十二
四十一　還付金振込口座確認票　様式第四十一号及び別表第四十三
四十二　分割納付計画書　様式第四十二号及び別表第四十四
四十三　分割納付誓約書　様式第四十三号及び別表第四十五
四十四　納付誓約書　様式第四十四号及び別表第四十六
四十五　滞納明細書　様式第四十五号及び別表第四十七
四十六　施設等利用給付認定決定通知書　様式第四十六号及び別表第四十八
四十七　施設等利用給付認定申請却下通知書　様式第四十七号及び別表第四十九
四十八　施設等利用給付認定延期通知書　様式第四十八号及び別表第五十
四十九　施設等利用給付認定変更通知書　様式第四十九号及び別表第五十一

五十　施設等利用給付認定取消通知書　様式第五十号及び別表第五十二
五十一　現況届　様式第五十一号及び別表第五十三
五十二　施設等利用費支払通知書（償還払い）　様式第五十二号及び別表第五十四
五十三　施設等利用費支払通知書（代理受領）　様式第五十三号及び別表第五十五
五十四　施設等利用費不支給決定通知書　様式第五十四号及び別表第五十六
五十五　延長保育利用承諾通知書　様式第五十五号及び別表第五十七
五十六　延長保育利用保留通知書　様式第五十六号及び別表第五十八
五十七　延長保育料決定通知書　様式第五十七号及び別表第五十九
五十八　延長保育料変更通知書　様式第五十八号及び別表第六十
五十九　延長保育実施解除通知書　様式第五十九号及び別表第六十一
六十　補足給付費交付認定通知書　様式第六十号及び別表第六十二
六十一　補足給付費交付申請却下通知書　様式第六十一号及び別表第六十三
六十二　補足給付費交付決定通知書（償還払い）　様式第六十二号及び別表第六十四
六十三　補足給付費交付決定通知書（代理受領）　様式第六十三号及び別表第六十五
六十四　補足給付費交付認定取消通知書　様式第六十四号及び別表第六十六
六十五　一次選考結果通知書　様式第六十五号及び別表第六十七
六十六　子どものための教育・保育給付支払通知書　様式第六十六号及び別表第六十八
六十七　口座振替開始（変更）通知書（はがき様式）　様式第六十七号及び別表第六十九
六十八　口座振替不能通知書兼納付書（はがき様式）　様式第六十八号及び別表第七十
六十九　督促状兼納付書（はがき様式）　様式第六十九号及び別表第七十一
七十　催告書兼納付書（はがき様式）　様式第七十号及び別表第七十二
七十一　子どものための教育・保育給付請求書（幼稚園）　様式第七十一号及び別表第七十三
七十二　給付請求明細書・在籍児童一覧（幼稚園）　様式第七十二号及び別表第七十四
七十三　子どものための教育・保育給付請求書（保育所）　様式第七十三号及び別表第七十五
七十四　給付請求明細書・在籍児童一覧（保育所）　様式第七十四号及び別表第七十六
七十五　子どものための教育・保育給付請求書（認定こども園）　様式第七十五号及び別表第七十七
七十六　給付請求明細書・在籍児童一覧（認定こども園）（教育）　様式第七十六号及び別表第七十八
七十七　給付請求明細書・在籍児童一覧（認定こども園）（保育）　様式第七十七号及び別表第七十九
七十八　子どものための教育・保育給付請求書（家庭的保育事業）　様式第七十八号及び別表第八十
七十九　給付請求明細書・在籍児童一覧（家庭的保育事業）　様式第七十九号及び別表第八十一
八十　子どものための教育・保育給付請求書（小規模保育事業Ａ型）　様式第八十号及び別表第八十二
八十一　給付請求明細書・在籍児童一覧（小規模保育事業Ａ型）　様式第八十一号及び別表第八十三
八十二　子どものための教育・保育給付請求書（小規模保育事業Ｂ型）　様式第八十二号及び別表第八十四
八十三　給付請求明細書・在籍児童一覧（小規模保育事業Ｂ型）　様式第八十三号及び別表第八十五
八十四　子どものための教育・保育給付請求書（小規模保育事業Ｃ型）　様式第八十四号及び別表第八十六
八十五　給付請求明細書・在籍児童一覧（小規模保育事業Ｃ型）　様式第八十五号及び別表第八十七
八十六　子どものための教育・保育給付請求書（事業所内保育事業（定員十九人以下（小規模保育事業Ａ型基準））　様式第八十六号及び別表第八十八
八十七　給付請求明細書・在籍児童一覧（事業所内保育事業（定員十九人以下（小規模保育事業Ａ型基準））　様式第八十七号及び別表第八十九
八十八　子どものための教育・保育給付請求書（事業所内保育事業（定員十九人以下（小規模保育事業Ｂ型基準））　様式第八十八号及び別表第九十
八十九　給付請求明細書・在籍児童一覧（事業所内保育事業（定員十九人以下（小規模保育事業Ｂ型基準））　様式第八十九号及び別表第九十一
九十　子どものための教育・保育給付請求書（事業所内保育事業（定員二十人以上））　様式第九十号及び別表第九十二
九十一　給付請求明細書・在籍児童一覧（事業所内保育事業（定員二十人以上））　様式第九十一号及び別表第九十三
九十二　子どものための教育・保育給付請求書（居宅訪問型保育事業）　様式第九十二号及び別表第九十四
九十三　給付請求明細書・在籍児童一覧（居宅訪問型保育事業）　様式第九十三号及び別表第九十五
九十四　施設・事業利用終了通知書（保育）　様式第九十四号及び別表第九十六
九十五　副食費支払要否決定通知書　様式第九十五号及び別表第九十七

九十六　契約児童情報変更票（第十九条の児童向け）　様式第九十六号及び別表第九十八
九十七　契約締結登録者一覧（第三十条の児童向け）　様式第九十七号及び別表第九十九
九十八　契約児童情報変更票（第三十条の児童向け）　様式第九十八号及び別表第百

（別表第一から別表第百まで及び様式第一号から様式第九十八号までは、省略し、その関係書類をこども家庭庁成育局保育政策課に備え置いて縦覧に供するとともに、こども家庭庁のホームページ（https://www.cfa.go.jp/policies/jyouhouseisaku）に掲載する。）

○内閣府告示第二十三号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める内閣府令（令和八年内閣府令第二十六号）第四条及び第五条の規定に基づき、児童扶養手当システムに関して内閣総理大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の実装区分及び適合基準日並びに様式及び細目を次のように定め、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

児童扶養手当システムに関して内閣総理大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の実装区分及び適合基準日並びに様式及び細目

（機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日）

第一条　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める内閣府令（令和八年内閣府令第二十六号。以下「児童扶養手当システム標準化基準」という。）第四条の規定に基づく機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日は、別表第一のとおりとする。

（帳票要件の標準の実装区分及び適合基準日並びに様式及び細目）

第二条　児童扶養手当システム標準化基準第五条の規定に基づく帳票要件の標準の実装区分及び適合基準日並びに様式及び細目は、別表第二及び次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一　宛名シール　様式第一号及び別表第三
二　宛名状　様式第二号及び別表第四
三　児童扶養手当証書　様式第三号及び別表第五
四　保留通知書　様式第四号及び別表第六
五　補正命令書　様式第五号及び別表第七
六　児童扶養手当証書等交付について　様式第六号及び別表第八
七　児童扶養手当証書受領書　様式第七号及び別表第九
八　児童扶養手当関係書類提出命令書　様式第八号及び別表第十
九　町村への送付書　様式第九号及び別表第十一
十　児童扶養手当認定通知書　様式第十号及び別表第十二
十一　児童扶養手当認定請求却下通知書　様式第十一号及び別表第十三
十二　児童扶養手当受給資格者台帳　様式第十二号及び別表第十四
十三　児童扶養手当受給資格者名簿　様式第十三号及び別表第十五
十四　児童扶養手当所得状況届　様式第十四号及び別表第十六
十五　児童扶養手当所得状況届提出命令書　様式第十五号及び別表第十七
十六　児童扶養手当所得状況届未提出について（お知らせ）　様式第十六号及び別表第十八
十七　児童扶養手当受給資格者台帳送付依頼書　様式第十七号及び別表第十九
十八　児童扶養手当住所変更（転出・転入）・支払金融機関変更届　様式第十八号及び別表第二十
十九　児童扶養手当額改定通知書　様式第十九号及び別表第二十一
二十　児童扶養手当額改定請求却下通知書　様式第二十号及び別表第二十二
二十一　児童扶養手当受給資格者台帳送付通知書　様式第二十一号及び別表第二十三
二十二　児童扶養手当資格喪失通知書　様式第二十二号及び別表第二十四
二十三　未支払児童扶養手当請求却下通知書　様式第二十三号及び別表第二十五
二十四　児童扶養手当支払通知書　様式第二十四号及び別表第二十六
二十五　児童扶養手当支給停止通知書　様式第二十五号及び別表第二十七
二十六　児童扶養手当支給停止解除通知書　様式第二十六号及び別表第二十八
二十七　児童扶養手当支払差止通知書　様式第二十七号及び別表第二十九
二十八　児童扶養手当支払差止解除通知書　様式第二十八号及び別表第三十

二十九　児童扶養手当障害認定通知書　様式第二十九号及び別表第三十一
三十　児童扶養手当在留期間延長通知書　様式第三十号及び別表第三十二
三十一　児童扶養手当現況届　様式第三十一号及び別表第三十三
三十二　児童扶養手当現況届案内　様式第三十二号及び別表第三十四
三十三　児童扶養手当現況届提出命令書　様式第三十三号及び別表第三十五
三十四　児童扶養手当現況届未提出のお知らせ　様式第三十四号及び別表第三十六
三十五　現況届提出前のおねがい　様式第三十五号及び別表第三十七
三十六　児童扶養手当一部支給停止適用除外通知書　様式第三十六号及び別表第三十八
三十七　児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ　様式第三十七号及び別表第三十九
三十八　児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書　様式第三十八号及び別表第四十
三十九　支払実績調書　様式第三十九号及び別表第四十一
四十　児童扶養手当口座振込依頼書　様式第四十号及び別表第四十二
四十一　児童扶養手当内払調整決定通知書　様式第四十一号及び別表第四十三
四十二　こどもの福祉と保健に関する状況報告　様式第四十二号及び別表第四十四
四十三　執行状況調べ　様式第四十三号及び別表第四十五
四十四　様式第２号　児童扶養手当給付費国庫負担金の交付申請について　様式第四十四号及び別表第四十六
四十五　様式第２号―付表１　児童扶養手当給付費市等分国庫負担金所要額調書　様式第四十五号及び別表第四十七
四十六　様式第２号―付表２　所要額算定基礎　様式第四十六号及び別表第四十八
四十七　様式第３号　児童扶養手当給付費国庫負担金の交付申請について　様式第四十七号及び別表第四十九
四十八　様式第３号―付表１　児童扶養手当給付費都道府県分国庫負担金所要額調書　様式第四十八号及び別表第五十
四十九　様式第３号―付表２　所要額算定基礎　様式第四十九号及び別表第五十一
五十　様式第３号―付表３　児童扶養手当給付費市等分国庫負担金所要額市等別内訳書　様式第五十号及び別表第五十二
五十一　様式第４号　児童扶養手当給付国庫負担金の変更交付申請について　様式第五十一号及び別表第五十三
五十二　様式第４号―付表１　児童扶養手当給付費市等分国庫負担金所要額調書　様式第五十二号及び別表第五十四
五十三　様式第４号―付表２　所要額算定基礎　様式第五十三号及び別表第五十五
五十四　様式第５号　児童扶養手当給付費国庫負担金の変更交付申請について　様式第五十四号及び別表第五十六
五十五　様式第５号―付表１　児童扶養手当給付費都道府県分国庫負担金所要額調書　様式第五十五号及び別表第五十七
五十六　様式第５号―付表２　所要額算定基礎　様式第五十六号及び別表第五十八
五十七　様式第５号―付表３　児童扶養手当給付費市等分国庫負担金所要額市等別内訳書　様式第五十七号及び別表第五十九
五十八　様式第８号　児童扶養手当給付国庫負担金に係る事業実績報告について　様式第五十八号及び別表第六十
五十九　様式第８号―付表１　児童扶養手当給付費負担金精算書　様式第五十九号及び別表第六十一
六十　様式第８号―付表２　対象経費の実支出額及び過年度分支払取消額算定表　様式第六十号及び別表第六十二
六十一　様式第８号―付表３　受給者等の月別状況　様式第六十一号及び別表第六十三
六十二　様式第８号―付表４　支払調整　様式第六十二号及び別表第六十四
六十三　様式第８号―付表５　現年度分支払取消額内訳　様式第六十三号及び別表第六十五
六十四　様式第９号　児童扶養手当給付費国庫負担金に係る事業実績報告について　様式第六十四号及び別表第六十六
六十五　様式第９号―付表１　児童扶養手当給付費負担金精算書（都道府県分）　様式第六十五号及び別表第六十七
六十六　様式第９号―付表２　対象経費の実支出額及び過年度分支払取消額算定表（都道府県分）　様式第六十六号及び別表第六十八
六十七　様式第９号―付表３　受給者等の月別状況（都道府県分）　様式第六十七号及び別表第六十九
六十八　様式第９号―付表４　支払調整（都道府県分）　様式第六十八号及び別表第七十
六十九　様式第９号―付表５　現年度分支払取消額内訳（都道府県分）　様式第六十九号及び別表第七十一
七十　様式第９号―付表６　児童扶養手当給付費市等分国庫負担金所要額市等別内訳書　様式第七十号及び別表第七十二

七十一　様式第９号―付表７　対象経費の実支出額及び過年度分支払取消額算定表（市等分）　様式第七十一号及び別表第七十三
七十二　様式第９号―付表８　受給者等の月別状況（市等分）　様式第七十二号及び別表第七十四
七十三　様式第９号―付表９　支払調整（市等分）　様式第七十三号及び別表第七十五
七十四　様式第９号―付表10　現年度分支払取消額内訳（市等分）　様式第七十四号及び別表第七十六
七十五　障害認定診断書提出案内　様式第七十五号及び別表第七十七
七十六　在留期間延長手続き案内　様式第七十六号及び別表第七十八
七十七　在留期間延長手続きのお知らせ　様式第七十七号及び別表第七十九
七十八　児童扶養手当額変更のお知らせ　様式第七十八号及び別表第八十

（別表第一から別表第八十まで及び様式第一号から様式第七十八号までは、省略し、その関係書類をこども家庭庁支援局家庭福祉課に備え置いて縦覧に供するとともに、こども家庭庁のホームページ（https://www.cfa.go.jp/policies/jyouhouseisaku）に掲載する。）

○内閣府告示第二十四号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める内閣府令（令和八年内閣府令第二十六号）附則第二条の規定に基づき、同条第一項に規定する内閣総理大臣が認める地方公共団体の児童扶養手当システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準の経過措置及び同条第二項に規定する内閣総理大臣が認める地方公共団体を次のように定め、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日　内閣総理大臣　高市　早苗

一　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める内閣府令（令和八年内閣府令第二十六号。以下「府令」という。）附則第二条第一項に規定する内閣総理大臣が認める地方公共団体の児童扶養手当システムに係る機能要件の標準は、別表第一のとおりとする。

二　府令附則第二条第一項の規定により、別表第一の左欄に掲げる地方公共団体の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる機能要件の標準に係る児童扶養手当システムに関して内閣総理大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の実装区分及び適合基準日並びに様式及び細目（令和八年内閣府告示第二十三号。以下「告示」という。）別表第一の適合基準日は、令和十一年四月一日とする。

三　府令附則第二条第一項に規定する内閣総理大臣が認める地方公共団体の児童扶養手当システムに係る帳票要件の標準は、別表第二のとおりとする。

四　府令附則第二条第一項の規定により、別表第二の左欄に掲げる地方公共団体の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる帳票要件の標準に係る告示別表第二の適合基準日は、令和十一年四月一日とする。

五　府令附則第二条第二項に規定する内閣総理大臣が認める地方公共団体は、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、山形県天童市、山形県中山町、茨城県日立市、茨城県土浦市、茨城県古河市、茨城県石岡市、茨城県結城市、茨城県下妻市、茨城県笠間市、茨城県つくば市、茨城県ひたちなか市、茨城県守谷市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県かすみがうら市、茨城県桜川市、茨城県神栖市、茨城県行方市、栃木県足利市、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県矢板市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、埼玉県三郷市、埼玉県坂戸市、埼玉県鶴ヶ島市、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県小川町、埼玉県横瀬町、千葉県館山市、千葉県野田市、千葉県茂原市、千葉県成田市、千葉県柏市、千葉県流山市、千葉県鎌ケ谷市、千葉県富津市、千葉県四街道市、千葉県袖ケ浦市、千葉県印西市、千葉県白井市、千葉県南房総市、千葉県匝瑳市、千葉県香取市、千葉県いすみ市、神奈川県大井町、神奈川県松田町、新潟県加茂市、長野県飯田市、静岡県裾野市、静岡県牧之原市、大阪府泉南市、大阪府四條畷市、和歌山県海南市、和歌山県新宮市、鳥取県岩美町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町、鳥取県三朝町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、長崎県諫早市、長崎県平戸市及び長崎県松浦市とする。

別表第一（第一号関係）

地方公共団体	機能要件の標準
神奈川県綾瀬市、静岡県湖西市	告示別表第一の0200126の項、0200130の項の機能要件の欄に掲げる機能要件
北海道旭川市、青森県五所川原市、福島県郡山市、千葉県富里市、東京都昭島市、大阪府和泉市、奈良県生駒市	告示別表第一の0200014の項、0200021の項、0200022の項、0200033の項、0200115の項、0200145の項、0200148の項、0200156の項、0200157の項、0200169の項、0200174の項、0200175の項、0200182の項、0200210の項、0200232の項、0200254の項、0200259の項、0200267の項、0200292の項、0200348の項、0200365の項、0200379の項、0200380の項、0200390の項、0200399の項、0200405の項、0200409の項、0200413の項、0200418の項、0200422の項、0200426の項、0200428の項、0200432の項、0200437の項、0200443の項、0200461の項、0200466の項、0200468の項、0200470の項、0200477の項、0200480の項、0200481の項、0200484の項、0200486の項、0200488の項、0200490の項、0200493の項に係る機能要件

宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、山形県天童市、山形県中山町、茨城県下妻市、茨城県笠間市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県かすみがうら市、栃木県足利市、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県矢板市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、埼玉県三郷市、埼玉県坂戸市、埼玉県鶴ヶ島市、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県小川町、埼玉県横瀬町、千葉県袖ケ浦市、千葉県匝瑳市、神奈川県大井町、神奈川県松田町、新潟県加茂市、長野県飯田市、静岡県裾野市、静岡県牧之原市、大阪府泉南市、大阪府四條畷市、和歌山県海南市、和歌山県新宮市、鳥取県岩美町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町、鳥取県三朝町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、長崎県諫早市、長崎県平戸市、長崎県松浦市	告示別表第一の0200002の項、0200042の項、0200142の項、0200154の項、0200161の項、0200164の項、0200173の項、0200178の項、0200201の項、0200220の項、0200246の項、0200259の項、0200264の項、0200267の項、0200278の項、0200281の項、0200282の項、0200288の項、0200300の項、0200304の項、0200348の項、0200373の項、0200478の項、0200486の項、0200490の項、0200492の項、0200493の項、0200496の項に係る機能要件
北海道三笠市、北海道中富良野町	告示別表第一の0200162の項、0200164の項、0200169の項、0200187の項、0200196の項、0200255の項、0200267の項、0200277の項、0200285の項、0200310の項に係る機能要件
北海道函館市、山形県鶴岡市、福島県福島市、埼玉県上尾市、東京都港区、東京都江東区、東京都品川区、東京都足立区、東京都青梅市、東京都東久留米市、神奈川県藤沢市、神奈川県厚木市、静岡県富士宮市、静岡県富士市、大阪府東大阪市、長崎県長崎市、大分県大分市	告示別表第一の0200099の項、0200123の項、0200127の項、0200135の項、0200161の項、0200162の項、0200164の項、0200165の項、0200169の項、0200173の項、0200186の項、0200187の項、0200196の項、0200209の項、0200220の項、0200236の項、0200237の項、0200244の項、0200255の項、0200267の項、0200268の項、0200277の項、0200285の項、0200304の項、0200310の項、0200332の項、0200340の項、0200348の項、0200373の項、0200411の項、0200430の項、0200450の項、0200451の項、0200474の項、0200477の項、0200486の項、0200488の項、0200490の項、0200492の項、0200493の項、0200496の項に係る機能要件
長崎県壱岐市、長崎県五島市、熊本県八代市、熊本県玉名市、宮崎県延岡市、鹿児島県阿久根市、鹿児島県西之表市、鹿児島県奄美市、鹿児島県南九州市、鹿児島県三島村、鹿児島県十島村、鹿児島県屋久島町、鹿児島県大和村	告示別表第一の0200036の項、0200117の項、0200129の項、0200155の項、0200173の項、0200342の項、0200348の項、0200369の項、0200373の項に係る機能要件
愛知県長久手市、岡山県矢掛町、徳島県鳴門市、徳島県小松島市、徳島県吉野川市、徳島県佐那河内村、徳島県板野町、大分県津久見市	告示別表第一の0200007の項、0200008の項、0200350の項、0200373の項に係る機能要件

別表第二（第二条関係）

地方公共団体	帳票要件の標準
北海道旭川市、青森県五所川原市、福島県郡山市、千葉県富里市、東京都昭島市、大阪府和泉市、奈良県生駒市	告示別表第二の0200018の項、0200031の項、0200033の項、0200034の項に係る帳票要件
宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、山形県天童市、山形県中山町、茨城県下妻市、茨城県笠間市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県かすみがうら市、栃木県足利市、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県矢板市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、埼玉県三郷市、埼玉県坂戸市、埼玉県鶴ヶ島市、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県小川町、埼玉県横瀬町、千葉県袖ケ浦市、千葉県匝瑳市、神奈川県大井町、神奈川県松田町、新潟県加茂市、長野県飯田市、静岡県裾野市、静岡県牧之原市、大阪府泉南市、大阪府四條畷市、和歌山県海南市、和歌山県新宮市、鳥取県岩美町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町、鳥取県三朝町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、長崎県諫早市、長崎県平戸市、長崎県松浦市	告示別表第二の0200012の項、0200015の項、0200024の項、0200031の項、0200033の項、0200034の項に係る帳票要件
北海道三笠市、北海道中富良野町	告示別表第二の0200011の項、0200015の項、0200018の項、0200020の項、0200029の項、0200033の項、0200034の項、0200037の項、0200042の項に係る帳票要件
北海道函館市、山形県鶴岡市、福島県福島市、埼玉県上尾市、東京都港区、東京都江東区、東京都品川区、東京都足立区、東京都青梅市、東京都東久留米市、神奈川県藤沢市、神奈川県厚木市、静岡県富士宮市、静岡県富士市、大阪府東大阪市、長崎県長崎市、大分県大分市	告示別表第二の0200011の項、0200012の項、0200015の項、0200018の項、0200020の項、0200022の項、0200024の項、0200025の項、0200026の項、0200029の項、0200033の項、0200034の項、0200037の項に係る帳票要件
長崎県壱岐市、長崎県五島市、熊本県八代市、熊本県玉名市、宮崎県延岡市、鹿児島県阿久根市、鹿児島県西之表市、鹿児島県奄美市、鹿児島県南九州市、鹿児島県三島村、鹿児島県十島村、鹿児島県屋久島町、鹿児島県大和村	告示別表第二の0200012の項に係る帳票要件

○内閣府告示第二十五号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める内閣府令（令和八年内閣府令第二十六号）附則第三条の規定に基づき、同条の規定により内閣総理大臣が認める地方公共団体が利用する児童扶養手当システム及び内閣総理大臣が定める日を次のように定め、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める内閣府令附則第三条の内閣総理大臣が認める地方公共団体が利用する児童扶養手当システムは、別表の左欄に掲げる地方公共団体の利用する児童扶養手当システムとし、同欄に掲げる地方公共団体に係る内閣総理大臣が定める同令を適用する日（以下「適用日」という。）は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

別表

地方公共団体	適用日
北海道北見市、北海道滝川市、北海道恵庭市、青森県青森市、宮城県石巻市、秋田県秋田市、秋田県大館市、埼玉県川越市、埼玉県草加市、埼玉県蕨市、埼玉県入間市、埼玉県新座市、埼玉県久喜市、埼玉県八潮市、埼玉県日高市、埼玉県吉川市、千葉県銚子市、千葉県東金市、千葉県旭市、千葉県勝浦市、千葉県鴨川市、千葉県君津市、千葉県山武市、千葉県大網白里市、千葉県九十九里町、千葉県芝山町、東京都文京区、東京都台東区、東京都大田区、東京都杉並区、東京都板橋区、東京都練馬区、東京都葛飾区、東京都江戸川区、東京都八王子市、東京都町田市、神奈川県、神奈川県逗子市、神奈川県大和市、神奈川県伊勢原市、新潟県小千谷市、新潟県糸魚川市、新潟県妙高市、新潟県阿賀野市、富山県小矢部市、石川県小松市、福井県、福井県敦賀市、長野県松本市、岐阜県岐阜市、岐阜県大垣市、岐阜県高山市、岐阜県関市、岐阜県中津川市、岐阜県美濃市、岐阜県瑞浪市、岐阜県羽島市、岐阜県恵那市、岐阜県土岐市、岐阜県各務原市、岐阜県可児市、岐阜県山県市、岐阜県瑞穂市、岐阜県飛騨市、岐阜県本巣市、岐阜県郡上市、岐阜県下呂市、岐阜県海津市、岐阜県川辺町、静岡県静岡市、愛知県、愛知県名古屋市、愛知県岡崎市、愛知県半田市、愛知県豊川市、愛知県安城市、愛知県蒲郡市、愛知県常滑市、愛知県小牧市、愛知県新城市、愛知県知立市、愛知県高浜市、愛知県岩倉市、愛知県田原市、愛知県愛西市、愛知県北名古屋市、愛知県弥富市、愛知県あま市、愛知県東郷町、三重県桑名市、三重県亀山市、滋賀県近江八幡市、滋賀県草津市、滋賀県守山市、滋賀県栗東市、滋賀県甲賀市、滋賀県野洲市、滋賀県湖南市、滋賀県米原市、京都府宇治市、大阪府、大阪府富田林市、大阪府摂津市、大阪府藤井寺市、大阪府田尻町、兵庫県、兵庫県姫路市、兵庫県加古川市、兵庫県宝塚市、兵庫県三田市、兵庫県南あわじ市、奈良県奈良市、奈良県大和郡山市、奈良県桜井市、和歌山県広川町、和歌山県日高町、和歌山県串本町、鳥取県米子市、鳥取県境港市、鳥取県琴浦町、鳥取県大山町、鳥取県南部町、鳥取県日南町、鳥取県江府町、島根県安来市、島根県飯南町、島根県西ノ島町、岡山県倉敷市、岡山県井原市、岡山県真庭市、岡山県美作市、岡山県新庄村、広島県三原市、広島県三次市、広島県安芸高田市、広島県世羅町、山口県、山口県宇部市、山口県山口市、山口県防府市、山口県岩国市、徳島県徳島市、徳島県美馬市、徳島県石井町、徳島県神山町、香川県高松市、香川県丸亀市、香川県善通寺市、香川県まんのう町、愛媛県宇和島市、愛媛県伊予市、愛媛県西予市、高知県室戸市、高知県安芸市、高知県南国市、高知県香南市、高知県香美市、福岡県久留米市、福岡県直方市、福岡県飯塚市、福岡県田川市、福岡県八女市、福岡県筑後市、福岡県大川市、福岡県小郡市、福岡県筑紫野市、福岡県春日市、福岡県宗像市、福岡県古賀市、福岡県うきは市、福岡県宮若市、福岡県粕屋町、福岡県小竹町、佐賀県鳥栖市、佐賀県伊万里市、佐賀県神埼市、佐賀県太良町、長崎県佐世保市、長崎県大村市、長崎県小値賀町、熊本県人吉市、熊本県荒尾市、熊本県水俣市、熊本県菊池市、熊本県上天草市、熊本県阿蘇市、熊本県天草市、熊本県長洲町、熊本県菊陽町、熊本県御船町、熊本県益城町、大分県中津市、大分県日田市、大分県佐伯市、大分県臼杵市、大分県竹田市、大分県豊後高田市、大分県杵築市、大分県宇佐市、大分県豊後大野市、大分県由布市、大分県国東市、大分県日出町、宮崎県宮崎市、宮崎県都城市、宮崎県日南市、宮崎県日向市、鹿児島県鹿屋市、鹿児島県枕崎市、鹿児島県薩摩川内市、鹿児島県日置市、鹿児島県霧島市、鹿児島県伊佐市、鹿児島県姶良市、沖縄県那覇市、沖縄県宜野湾市、沖縄県石垣市、沖縄県浦添市、沖縄県名護市、沖縄県沖縄市、沖縄県うるま市、沖縄県国頭村、沖縄県北中城村、沖縄県西原町、沖縄県南風原町	令和９年４月１日
北海道札幌市、北海道室蘭市、北海道釧路市、北海道帯広市、北海道苫小牧市、北海道芦別市、北海道江別市、北海道伊達市、青森県八戸市、青森県黒石市、宮城県塩竈市、宮城県岩沼市、秋田県湯沢市、秋田県由利本荘市、山形県米沢市、山形県東根市、福島県いわき市、福島県伊達市、栃木県宇都宮市、埼玉県川口市、埼玉県越谷市、千葉県市川市、千葉県船橋市、千葉県松戸市、千葉県市原市、千葉県浦安市、東京都新宿区、東京都北区、東京都荒川区、東京都調布市、東京都小平市、東京都狛江市、東京都武蔵村山市、東京都多摩市、東京都稲城市、神奈川県川崎市、神奈川県相模原市、神奈川県横須賀市、神奈川県平塚市、神奈川県鎌倉市、新潟県、新潟県長岡市、新潟県三条市、新潟県見附市、新潟県上越市、新潟県魚沼市、富山県、富山県富山市、富山県高岡市、富山県魚津市、富山県氷見市、富山県滑川市、富山県黒部市、富山県砺波市、富山県南砺市、富山県射水市、石川県加賀市、石川県かほく市、福井県福井市、福井県小浜市、福井県大野市、福井県勝山市、福井県鯖江市、福井県あわら市、福井県越前市、福井県坂井市、長野県、長野県長野市、静岡県、静岡県浜松市、静岡県熱海市、静岡県三島市、静岡県伊東市、静岡県焼津市、静岡県伊豆市、静岡県御前崎市、静岡県伊豆の国市、愛知県一宮市、愛知県春日井市、愛知県碧南市、愛知県稲沢市、愛知県大府市、愛知県知多市、愛知県豊明市、愛知県日進市、愛知県みよし市、三重県津市、三重県四日市市、三重県いなべ市、大阪府豊中市、大阪府高槻市、大阪府守口市、大阪府泉佐野市、大阪府寝屋川市、大阪府羽曳野市、大阪府島本町、兵庫県尼崎市、兵庫県西宮市、兵庫県洲本市、兵庫県相生市、兵庫県西脇市、兵庫県高砂市、兵庫県丹波篠山市、兵庫県養父市、兵庫県丹波市、兵庫県朝来市、兵庫県加東市、兵庫県たつの市、奈良県天理市、奈良県橿原市、和歌山県和歌山市、和歌山県橋本市、鳥取県、島根県松江市、広島県東広島市、徳島県阿南市、愛媛県、愛媛県松山市、愛媛県四国中央市、高知県高知市、佐賀県佐賀市、佐賀県唐津市、長崎県、長崎県西海市、熊本県山鹿市、熊本県宇土市、熊本県合志市、宮崎県、沖縄県	令和10年４月１日
宮城県仙台市、山形県、福島県会津若松市、千葉県千葉市、千葉県八千代市、東京都中央区、東京都世田谷区、東京都渋谷区、東京都中野区、東京都豊島区、神奈川県茅ヶ崎市、石川県、静岡県島田市、静岡県袋井市、愛知県豊橋市、愛知県豊田市、愛知県東海市、三重県鈴鹿市、滋賀県大津市、京都府京都市、兵庫県神戸市、兵庫県明石市、兵庫県赤穂市、和歌山県田辺市、島根県雲南市、広島県福山市、徳島県、香川県観音寺市、香川県さぬき市、香川県三豊市、高知県、福岡県北九州市、福岡県福岡市、熊本県熊本市、大分県、鹿児島県鹿児島市	令和11年４月１日
北海道夕張市、北海道岩見沢市、岩手県、岩手県奥州市、宮城県、宮城県東松島市、秋田県、福島県、福島県須賀川市、茨城県、栃木県、栃木県小山市、埼玉県さいたま市、神奈川県小田原市、神奈川県海老名市、神奈川県座間市、山梨県、岐阜県、愛知県刈谷市、滋賀県、京都府、大阪府交野市、兵庫県豊岡市、兵庫県淡路市、鳥取県倉吉市、岡山県、広島県府中町、大分県別府市	令和12年４月１日
千葉県木更津市、神奈川県横浜市、石川県金沢市、静岡県沼津市、大阪府大阪市、大阪府池田市、奈良県、鳥取県鳥取市、広島県広島市、山口県下関市、鹿児島県	令和13年４月１日

○内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、防衛省、告示第一号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十条の四第二項及び第三項に規定する主務大臣の証明及び認定に関する手続を定める件（昭和六十三年十二月総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省、自治省告示第三号）は、廃止する。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
法務大臣　平口　洋
外務大臣　茂木　敏充
財務大臣　片山さつき
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　石原　宏高
防衛大臣　小泉進次郎

附　則

（施行期日）

1　この告示は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第百五十一号）附則第二十一条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の租税特別措置法施行令第四十条の四第三項に規定する主務大臣の認定に関する手続については、この告示による廃止前の告示（以下「旧告示」という。）第三項及び第四項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧告示第三項中「租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第七十条第三項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第五十四条第二項」と、「租税特別措置法施行令（以下「旧租税特別措置法施行令」という。）」と、「主務大臣の」とあるのは「主務大臣（同項に規定する主務大臣をいう。以下同じ。）の」と、旧告示第四項中「租税特別措置法施行令」とあるのは「旧効力租税特別措置法施行令」と、旧告示別記様式三及び別記様式四中「租税特別措置法施行令」とあるのは「旧効力租税特別措置法施行令」とする。

○内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、告示第一号

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第二十三条の三第二項に規定する設立団体等の証明に関する手続を定める件（昭和六十三年十二月総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省、自治省告示第二号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十条の四第一号の三若しくは第四号又は租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百六十一号）附則第五十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の租税特別措置法施行令（以下「旧租税特別措置法施行令」という。）第四十条の三第一項第三号に掲げる法人であることにつき租税特別措置法施行規則第二十三条の三第二項に規定する設立団体若しくは所轄庁又は租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年財務省令第三十号）附則第三十条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の租税特別措置法施行規則第二十三条の三第四項に規定する主務官庁（以下「設立団体等」という。）の証明を受けようとする法人は、別記様式一による申請書に、次に掲げる書類（第二号から第四号までに掲げる書類については、当該法人の主たる目的とする業務に係る事項を他の業務に	1　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十条の三第一号の三若しくは第四号又は租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百六十一号）附則第五十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の租税特別措置法施行令（以下「旧租税特別措置法施行令」という。）第四十条の三第一項第三号に掲げる法人であることにつき租税特別措置法施行規則第二十三条の三第二項に規定する設立団体若しくは所轄庁又は租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年財務省令第三十号）附則第三十条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の租税特別措置法施行規則第二十三条の三第四項に規定する主務官庁（以下「設立団体等」という。）の証明を受けようとする法人は、別記様式一による申請書に、次に掲げる書類（第二号から第四号までに掲げる書類については、当該法人の主たる目的とする業務に係る事項を他の業務に

係る事項と区分して記載するものとする。）を添付し、これを設立団体等に提出しなければならない。ただし、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人で学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校のみを設置するものについては、寄附行為のみを添付するものとする。

一～四　［略］

五　その他当該法人が租税特別措置法施行令第四十条の四第一号の三若しくは第四号又は旧租税特別措置法施行令第四十条の三第一項第三号に掲げる法人に該当する旨を説明する書類

2　設立団体等は、前項の申請書を提出した法人が租税特別措置法施行令第四十条の四第一号の三若しくは第四号又は旧租税特別措置法施行令第四十条の三第一項第三号に掲げる法人であると認めたときは、別記様式二による証明書を当該法人に交付するものとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別記様式一及び別記様式二中「租税特別措置法施行令第40条の３第１号の３」を「租税特別措置法施行令第40条の４」に改める。

○内閣府・財務省告示第二号

沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第五号の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件（平成二十年内閣府・財務省告示第七号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

財務大臣　片山さつき

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号。以下「公庫法」という。）第十九条第一項第五号に規定する主務大臣が定めるものは、次に掲げる資金とする。 一　特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金（当該資金を調達するために新たに発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。以下同じ。）を応募その他の方法により取得するための資金を含む。）は、次に掲げる資金とする。 ［1～9　略］ 10　次に掲げる者に対する資金であって、地域への経済波及効果の高い中小企業者の事業活動の促進、地域における中小企業者の雇用及び地方創生に資する取組の促進等を通じ地域経済の活性化を図るためのもの ［(1)～(3)　略］ ［削る。］ (4)～(7)　［略］ ［11～29　略］	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号。以下「公庫法」という。）第十九条第一項第五号に規定する主務大臣が定めるものは、次に掲げる資金とする。 一　特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金（当該資金を調達するために新たに発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。以下同じ。）を応募その他の方法により取得するための資金を含む。）は、次に掲げる資金とする。 ［1～9　同上］ 10　次に掲げる者に対する資金であって、地域への経済波及効果の高い中小企業者の事業活動の促進、地域における中小企業者の雇用及び地方創生に資する取組の促進等を通じ地域経済の活性化を図るためのもの ［(1)～(3)　同上］ (4)　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）に規定する避難指示・解除区域が所在する市町村において、新たに雇用を行う者又は雇用調整助成金等に係る実施計画の届出が受理された者 (5)～(8)　［同上］ ［11～29　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○厚生労働省・内閣府告示第一号

消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第十四条の四第一項及び第二項の規定に基づき、消費税法施行令第十四条の四の規定に基づき内閣総理大臣及び厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理（平成三年厚生省告示第百三十号）の一部を次の表のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗
厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表第一　視覚障害者用ポータブルレコーダー（第二十一号関係）

製品名（品番）	販　売　元	販売元の住所又は所在地
（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）
（略）	（略）	（略）

別表第二　視覚障害者用読書器（第二十八号の三関係）

製品名（品番）	販　売　元	販売元の住所又は所在地
（削る）	（削る）	（削る）
（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）
（削る）	（削る）	（削る）
（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）
（削る）	（削る）	（削る）
（削る）	（削る）	（削る）
（削る）	（削る）	（削る）
（略）	（略）	（略）

改正前

別表第一　視覚障害者用ポータブルレコーダー（第二十一号関係）

製品名（品番）	販　売　元	販売元の住所又は所在地
（略）	（略）	（略）
Ｅｎｖｏｙ　Ｃｏｎｎｅｃｔ	株式会社システムギアビジョン	兵庫県宝塚市高司一丁目６番11号
（略）	（略）	（略）

別表第二　視覚障害者用読書器（第二十八号の三関係）

製品名（品番）	販　売　元	販売元の住所又は所在地
ＯｒＣａｍ　ＭｙＲｅａｄｅｒ　２	ケージーエス株式会社	埼玉県比企郡小川町小川1004
（略）	（略）	（略）
ルッキープラス	株式会社システムギアビジョン	兵庫県宝塚市高司一丁目６番11号
コンパクト　５ＨＤ	株式会社システムギアビジョン	兵庫県宝塚市高司一丁目６番11号
（略）	（略）	（略）
コンパクト　７ＨＤ	株式会社システムギアビジョン	兵庫県宝塚市高司一丁目６番11号
ズーマックス　スノー	株式会社システムギアビジョン	兵庫県宝塚市高司一丁目６番11号
クリアビュープラス　ＨＤ　22型　ＬＣＤ　モニタモデル	株式会社システムギアビジョン	兵庫県宝塚市高司一丁目６番11号
コンパクトミニ	株式会社システムギアビジョン	兵庫県宝塚市高司一丁目６番11号
（略）	（略）	（略）

（削る）	（削る）	（削る）
（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）
（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）
アイビジョンデジタル・Ａ４書面・即時読み上げ・軽量・携帯型	アイネットワーク有限会社	東京都日野市西平山五丁目23番地の12
（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）
（削る）	（削る）	（削る）
（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）
（略）	（略）	（略）
エキスプロ５	株式会社よむべえ	東京都台東区浅草橋一丁目35番７号
（削る）	（削る）	（削る）
（削る）	（削る）	（削る）
よむべえスマイルＹＳ－3100	株式会社よむべえ	東京都台東区浅草橋一丁目35番７号
快速よむべえ一体モデルＹＫ－3100－Ｓ	株式会社よむべえ	東京都台東区浅草橋一丁目35番７号
快速よむべえ読み上げモデルＹＫ－3100	株式会社よむべえ	東京都台東区浅草橋一丁目35番７号
快速よむべえ拡大モデルＹＫ－3100－Ｄ21	株式会社よむべえ	東京都台東区浅草橋一丁目35番７号

ビズム　イーケア　3.5	株式会社システムギアビジョン	兵庫県宝塚市高司一丁目６番11号
（略）	（略）	（略）
アイビジョンデジタル見る・書く・軽い・テレビ画面型	アイネットワーク有限会社	東京都日野市西平山五丁目23番地の12
（略）	（略）	（略）
アイビジョンデジタル聞く・見る・21型	アイネットワーク有限会社	東京都日野市西平山五丁目23番地の12
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
オニキス	有限会社エクストラ	静岡県静岡市清水区草薙１丁目19番11号
サファイア	有限会社エクストラ	静岡県静岡市清水区草薙１丁目19番11号
（略）	（略）	（略）
トパーズ	有限会社エクストラ	静岡県静岡市清水区草薙１丁目19番11号
（略）	（略）	（略）
エキスプロ５	株式会社アメディア	東京都練馬区豊玉上一丁目15番６号第10秋山ビル１階
エキスプロ８	株式会社アメディア	東京都練馬区豊玉上一丁目15番６号第10秋山ビル１階
ハンドズーム	株式会社アメディア	東京都練馬区豊玉上一丁目15番６号第10秋山ビル１階
よむべえスマイルＹＳ－3100	株式会社アメディア	東京都練馬区豊玉上一丁目15番６号第10秋山ビル１階
快速よむべえ一体モデルＹＫ－3100－Ｓ	株式会社アメディア	東京都練馬区豊玉上一丁目15番６号第10秋山ビル１階
快速よむべえ読み上げモデルＹＫ－3100	株式会社アメディア	東京都練馬区豊玉上一丁目15番６号第10秋山ビル１階
快速よむべえ拡大モデルＹＫ－3100－Ｄ21	株式会社アメディア	東京都練馬区豊玉上一丁目15番６号第10秋山ビル１階

よむべえミニ	株式会社よむべえ	東京都台東区浅草橋一丁目35番７号
快速よむべえらくらく一体モデル	株式会社よむべえ	東京都台東区浅草橋一丁目35番７号
快速よむべえらくらく読み上げモデル	株式会社よむべえ	東京都台東区浅草橋一丁目35番７号
（略）	（略）	（略）

別表第二の二　視覚障害者用音声ＩＣタグレコーダー（第二十八号の七関係）

製品名（品番）	販　売　元	販売元の住所又は所在地
（略）	（略）	（略）
Ｃ―Ｂｌｉｎｄ　Ｒｅａｄｅｒ	（略）	（略）
Ｇ―Ｂｌｉｎｄ　Ｒｅａｄｅｒ	株式会社ＦＩＣＰ	東京都世田谷区喜多見８―12―18コスモパレス401
Ｇ―Ｓｐｅａｋ４	株式会社ＦＩＣＰ	東京都世田谷区喜多見８―12―18コスモパレス401
Ｇ―Ｓｐｅａｋ６	株式会社ＦＩＣＰ	東京都世田谷区喜多見８―12―18コスモパレス401
ペニートーク	株式会社よむべえ	東京都台東区浅草橋一丁目35番７号
ペニートークプラス	株式会社よむべえ	東京都台東区浅草橋一丁目35番７号

別表第三　聴覚障害者用屋内信号装置（第二十九号関係）

製品名（品番）	販　売　元	販売元の住所又は所在地
（略）	（略）	（略）
ベルマンビジットシステム	（略）	（略）
ベルマンビジットシステム	株式会社デフデバイス	大阪府寝屋川市萱島東二丁目13番29号
セントラルアラート	（略）	（略）
セントラルアラート	トータルデフサポート株式会社	東京都中央区銀座一丁目12番４号Ｎ＆ＥＢＬＤ．７階
（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）

よむべえミニ	株式会社アメディア	東京都練馬区豊玉上一丁目15番６号第10秋山ビル１階
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）

別表第二の二　視覚障害者用音声ＩＣタグレコーダー（第二十八号の七関係）

製品名（品番）	販　売　元	販売元の住所又は所在地
（略）	（略）	（略）
Ｃ―Ｂｌｉｎｄ　Ｒｅａｄｅｒ	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
ペニートーク	株式会社アメディア	東京都練馬区豊玉上一丁目15番６号第10秋山ビル１階
ペニートークプラス	株式会社アメディア	東京都練馬区豊玉上一丁目15番６号第10秋山ビル１階

別表第三　聴覚障害者用屋内信号装置（第二十九号関係）

製品名（品番）	販　売　元	販売元の住所又は所在地
（略）	（略）	（略）
ベルマンビジットシステム	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
セントラルアラート	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
双方向シルウォッチ	株式会社東京信友	埼玉県入間市東藤沢１―３―25

（略）	（略）	（略）
シルウォッチシステムセットR0702セット	（略）	（略）
双方向シルウォッチシステム	株式会社東京信友	埼玉県入間市東藤沢１―３―25
（削る）	（削る）	（削る）
（削る）	（削る）	（削る）
（削る）	（削る）	（削る）
（削る）	（削る）	（削る）
（削る）	（削る）	（削る）
（略）	（略）	（略）
リンクシステム	トータルデフサポート株式会社	東京都中央区銀座一丁目12番４号Ｎ＆ＥＢＬＤ．７階

別表第四　重度障害者用意思伝達装置（第三十三号関係）

製品名（品番）	販　売　元	販売元の住所又は所在地
（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）
（削る）	（削る）	（削る）
ｍｉｙａｓｕｋｕ　Ｅｙｅ ＣｏｎＳＷ―Ａ	株式会社ユニコーン	広島県広島市安佐北区可部南一丁目27番20号
ｍｉｙａｓｕｋｕ　Ｅｙｅ ＣｏｎＳＷ―Ｅ	株式会社ユニコーン	広島県広島市安佐北区可部南一丁目27番20号
ｍｉｙａｓｕｋｕ　Ｅｙｅ ＣｏｎＳＷ―Ｆ	株式会社ユニコーン	広島県広島市安佐北区可部南一丁目27番20号
ｍｉｙａｓｕｋｕ　Ｅｙｅ ＣｏｎＳＷ―Ｓ	株式会社ユニコーン	広島県広島市安佐北区可部南一丁目27番20号

（略）	（略）	（略）
シルウォッチシステムセットR0702セット	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
フラッシュライトスタンダードセット	株式会社エスケープランニング	千葉県松戸市松飛台535番地１白鵬ビル１階
フラッシュライトスタンダードプラスセット	株式会社エスケープランニング	千葉県松戸市松飛台535番地１白鵬ビル１階
フラッシュライトファミリーセット	株式会社エスケープランニング	千葉県松戸市松飛台535番地１白鵬ビル１階
フラッシュライトシンプルセット	株式会社エスケープランニング	千葉県松戸市松飛台535番地１白鵬ビル１階
フラッシュライトシンプルプラスセット	株式会社エスケープランニング	千葉県松戸市松飛台535番地１白鵬ビル１階
（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）

別表第四　重度障害者用意思伝達装置（第三十三号関係）

製品名（品番）	販　売　元	販売元の住所又は所在地
（略）	（略）	（略）
ｍｉｙａｓｕｋｕ　Ｅｙｅ ＣｏｎＳＷ―ＴＢ	株式会社ユニコーン	広島県広島市安佐北区可部南一丁目27番20号
ｍｉｙａｓｕｋｕ　Ｅｙｅ ＣｏｎＳＷ―ＴＣ	株式会社ユニコーン	広島県広島市安佐北区可部南一丁目27番20号
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）

（削る）	（削る）	（削る）
（削る）	（削る）	（削る）
（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）
（略）	（略）	（略）
Ｅａｓｙ　Ｃｏｎｎｅｃｔ	株式会社アップイット	東京都中央区銀座一丁目22番11号銀座大竹ビジデンス２階

別表第五　携帯用会話補助装置（第三十三号の二関係）

製品名（品番）	販　売　元	販売元の住所又は所在地
（削る）	（削る）	（削る）
（略）	（略）	（略）

別表第七　視覚障害者用ワードプロセッサー（第三十六号関係）

製品名（品番）	販　売　元	販売元の住所又は所在地
（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）
（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）
（削る）	（削る）	（削る）
（削る）	（削る）	（削る）
（略）	（略）	（略）
ブレイルエモーション40	（略）	（略）
ブレイルセンスセブン日本語版	有限会社エクストラ	静岡県静岡市清水区草薙一丁目19番11号

ｅｅｙｅｓ	株式会社オレンジアーチ	東京都足立区千住一丁目４番１号東京芸術センター10階
ｅｅｙｅｓＭｉｎｉ	株式会社オレンジアーチ	東京都足立区千住一丁目４番１号東京芸術センター10階
（略）	（略）	（略）
ｅｅｙｅｓＭｉｎｉ／Ｓ３	株式会社オレンジアーチ	東京都足立区千住一丁目４番１号東京芸術センター10階
（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）

別表第五　携帯用会話補助装置（第三十三号の二関係）

製品名（品番）	販　売　元	販売元の住所又は所在地
Ｖｏｉｃｅ　Ｃａｒｒｙ　ＰＥＣＨＡＲＡ	パシフィックサプライ株式会社	大阪府大阪市北区天神橋一丁目18番18号
（略）	（略）	（略）

別表第七　視覚障害者用ワードプロセッサー（第三十六号関係）

製品名（品番）	販　売　元	販売元の住所又は所在地
（略）	（略）	（略）
ブレイルメモスマート　40	ケージーエス株式会社	埼玉県比企郡小川町小川1004
（略）	（略）	（略）
ブレイルセンス日本語版	有限会社エクストラ	静岡県静岡市清水区草薙一丁目19番11号
ボイスセンス	有限会社エクストラ	静岡県静岡市清水区草薙一丁目19番11号
ブレイルセンスプラス日本語版	有限会社エクストラ	静岡県静岡市清水区草薙一丁目19番11号
（略）	（略）	（略）
ブレイルエモーション40	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）

ブレイルセンスセブンプロ日本語版	有限会社エクストラ	静岡県静岡市清水区草薙一丁目19番11号
ブレイルセンスセブンベーシック日本語版	有限会社エクストラ	静岡県静岡市清水区草薙一丁目19番11号
（削る）	（削る）	（削る）
（削る）	（削る）	（削る）
（削る）	（削る）	（削る）
（略）	（略）	（略）
清華ｍｉｎｉ16Ｐｌｕｓ	株式会社日本テレソフト	東京都杉並区桃井二丁目１番３号

（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
オービット20標準パック	株式会社アメディア	東京都練馬区豊玉上一丁目15番６号第10秋山ビル１階
清華ｍｉｎｉＰｌｕｓ	株式会社日本テレソフト	東京都杉並区桃井二丁目１番３号
清華ｍｉｎｉ24Ｐｌｕｓ	株式会社日本テレソフト	東京都杉並区桃井二丁目１番３号
（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）

○金融庁告示第十一号

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第一条第三項の規定に基づき、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成二十一年金融庁告示第七十号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第一条第三項に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準は、公益財団法人財務会計基準機構（平成十三年七月二十六日に財団法人財務会計基準機構という名称で設立された法人をいう。）が設置した企業会計基準委員会において作成が行われた企業会計の基準であって、令和七年十月十六日までに企業会計基準委員会の名において公表が行われた別表に掲げるものとする。	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第一条第三項に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準は、公益財団法人財務会計基準機構（平成十三年七月二十六日に財団法人財務会計基準機構という名称で設立された法人をいう。）が設置した企業会計基準委員会において作成が行われた企業会計の基準であって、令和六年九月十三日までに企業会計基準委員会の名において公表が行われた別表に掲げるものとする。
別表	**別表**

号数	表題
［略］	
［項を削る。］	
［略］	
企業会計基準第37号	期中財務諸表に関する会計基準
企業会計基準第38号	「中間連結財務諸表等の作成基準」の一部改正

号数	表題
［同左］	
企業会計基準第33号	中間財務諸表に関する会計基準
［同左］	

［項を加える。］

［項を加える。］

企業会計基準第39号	「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」の一部改正（その３）	［項を加える。］
企業会計基準第40号	「税効果会計に係る会計基準」の一部改正（その２）	［項を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。		

○金融庁告示第十二号

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第一条第三項の規定に基づき、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成二十一年金融庁告示第六十九号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
（一般に公正妥当な企業会計の基準） **第一条**　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「規則」という。）第一条第三項に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準は、公益財団法人財務会計基準機構（平成十三年七月二十六日に財団法人財務会計基準機構という名称で設立された法人をいう。）が設置した企業会計基準委員会において作成が行われた企業会計の基準であって、令和七年十月十六日までに企業会計基準委員会の名において公表が行われた別表一に掲げるものとする。	（一般に公正妥当な企業会計の基準） **第一条**　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「規則」という。）第一条第三項に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準は、公益財団法人財務会計基準機構（平成十三年七月二十六日に財団法人財務会計基準機構という名称で設立された法人をいう。）が設置した企業会計基準委員会において作成が行われた企業会計の基準であって、令和六年九月十三日までに企業会計基準委員会の名において公表が行われた別表一に掲げるものとする。
別表一（第一条関係）	**別表一**（第一条関係）

号数	表題
［略］	
［項を削る。］	
［略］	
企業会計基準第37号	期中財務諸表に関する会計基準
企業会計基準第38号	「中間連結財務諸表等の作成基準」の一部改正
企業会計基準第39号	「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」の一部改正（その３）
企業会計基準第40号	「税効果会計に係る会計基準」の一部改正（その２）

号数	表題
［同左］	
企業会計基準第33号	中間財務諸表に関する会計基準
［同左］	
［項を加える。］	
［項を加える。］	
［項を加える。］	
［項を加える。］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○こども家庭庁告示第五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第二項第一号（同法第二十一条の五の十三第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二十四条の二第二項第一号（同法第二十四条の二十四第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第二十四条の二十六第二項の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

こども家庭庁長官　渡辺由美子

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示

（児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第一条　児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表 障害児通所給付費等単位数表 第１　児童発達支援 １　児童発達支援給付費（１日につき） ［イ～ホ　略］ ［注１～11　略］ 12　令和８年６月１日以降新規に指定を受けた児童発達支援事業所（主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所、別にこども家庭庁長官が定める地域に所在する指定児童発達支援事業所及び都道府県知事が地域に特に必要であるとして指定する事業所であることが客観的に明らかであるものを除く。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、所定単位数に代えて、イ及びロに掲げる単位数の1000分の988に相当する単位数を算定する。ただし、次の⑴及び⑵に該当する場合は、当該月において所定単位数を算定する。 ⑴　医療的ケア区分１から３までに該当する児童発達支援給付費を１日以上算定している障害児である場合 ⑵　当該月において次に掲げるいずれかの加算を１日以上算定している障害児である場合 ㈠　８の２の強度行動障害児支援加算 ㈡　８の４のイの人工内耳装用児支援加算(I) ㈢　８の４のロの人工内耳装用児支援加算(II) ㈣　８の５の視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算 ［２～12の５　略］ 13　福祉・介護職員等処遇改善加算 注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った基準該当児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。）が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(I)イ　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の152に相当する単位数 ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(I)ロ　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の158に相当する単位数	**別表** 障害児通所給付費等単位数表 第１　児童発達支援 １　児童発達支援給付費（１日につき） ［イ～ホ　同左］ ［注１～11　同左］ ［加える。］ ［２～12の５　同左］ 13　福祉・介護職員等処遇改善加算 注１　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った基準該当児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注２において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(I)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の131に相当する単位数 ［加える。］

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の149に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の155に相当する単位数

ホ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の139に相当する単位数

ヘ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の117に相当する単位数

［削る。］

第２　［略］

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の128に相当する単位数

［加える。］

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数

２　令和７年３月31日までの間、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数

⑵　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数

⑶　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数

⑷　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数

⑸　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数

⑹　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

⑺　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数

⑻　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数

⑼　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数

⑽　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

⑾　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数

⑿　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数

⒀　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数

⒁　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数

第２　［同左］

第３　放課後等デイサービス

１　放課後等デイサービス給付費（１日につき）

［イ～ニ　略］

［注１～10　略］

11　令和８年６月１日以降新規に指定を受けた放課後等デイサービス事業所（主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所、別にこども家庭庁長官が定める地域に所在する指定放課後等デイサービス事業所及び都道府県知事が地域に特に必要であるとして指定する事業所であることが客観的に明らかであるものを除く。）が、障害児に対し、指定放課後等デイサービスを行った場合に、所定単位数に代えて、イに掲げる単位数の1000分の982に相当する単位数を算定する。ただし、次の⑴及び⑵に該当する場合は、当該月において所定単位数を算定する。

⑴　医療的ケア区分１から３までに該当する放課後等デイサービス給付費を１日以上算定している障害児である場合

⑵　当該月において次に掲げるいずれかの加算を１日以上算定している障害児である場合

㈠　６の２のイの強度行動障害児支援加算(I)

㈡　６の２のロの強度行動障害児支援加算(II)

㈢　６の４の人工内耳装用児支援加算

㈣　６の５の視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算

［２～10の５　略］

11　福祉・介護職員等処遇改善加算

注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った基準該当放課後等デイサービス事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。）が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(I)イ　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の155に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(I)ロ　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の161に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(II)イ　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の152に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(II)ロ　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の158に相当する単位数

ホ　福祉・介護職員等処遇改善加算(III)　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の142に相当する単位数

ヘ　福祉・介護職員等処遇改善加算(IV)　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の119に相当する単位数

第３　放課後等デイサービス

１　放課後等デイサービス給付費（１日につき）

［イ～ニ　同左］

［注１～10　同左］

［加える。］

［２～10の５　同左］

11　福祉・介護職員等処遇改善加算

注１　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った基準該当放課後等デイサービス事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注２において同じ。）が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(I)　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の134に相当する単位数

［加える。］

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(II)　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の131に相当する単位数

［加える。］

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(III)　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(IV)　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数

［削る。］

第４　居宅訪問型児童発達支援

［１～３　略］

４　福祉・介護職員等処遇改善加算

注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定居宅訪問型児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研

２　令和７年３月31日までの間、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑴　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の114に相当する単位数

⑵　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑵　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数

⑶　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑶　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数

⑷　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑷　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数

⑸　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑸　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の91に相当する単位数

⑹　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑹　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の88に相当する単位数

⑺　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑺　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の84に相当する単位数

⑻　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑻　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数

⑼　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑼　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

⑽　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑽　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数

⑾　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑾　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の78に相当する単位数

⑿　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑿　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数

⒀　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒀　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の71に相当する単位数

⒁　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒁　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数

第４　居宅訪問型児童発達支援

［１～３　同左］

４　福祉・介護職員等処遇改善加算

注１　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定居宅訪問型児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は

究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。）が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　１から３までにより算定した単位数の1000分の150に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　１から３までにより算定した単位数の1000分の156に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から３までにより算定した単位数の1000分の139に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から３までにより算定した単位数の1000分の117に相当する単位数

［削る。］

第５　保育所等訪問支援

［１～２　略］

３　福祉・介護職員等処遇改善加算

注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定保育所等訪問支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注２において同じ。）が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　１から３までにより算定した単位数の1000分の129に相当する単位数

［加える。］

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から３までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から３までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数

２　令和７年３月31日までの間、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　１から３までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数

⑵　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　１から３までにより算定した単位数の1000分の107に相当する単位数

⑶　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)　１から３までにより算定した単位数の1000分の87に相当する単位数

⑷　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)　１から３までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

⑸　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)　１から３までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数

⑹　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)　１から３までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数

⑺　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)　１から３までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数

⑻　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)　１から３までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数

⑼　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)　１から３までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数

第５　保育所等訪問支援

［１～２　同左］

３　福祉・介護職員等処遇改善加算

注１　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定保育所等訪問支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研

法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。）が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(I)イ　１から２までにより算定した単位数の1000分の150に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(I)ロ　１から２までにより算定した単位数の1000分の156に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(III)　１から２までにより算定した単位数の1000分の139に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(IV)　１から２までにより算定した単位数の1000分の117に相当する単位数

［削る。］

別表２

経過的障害児通所給付費等単位数表

第１　旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において難聴児に対し行われる児童発達支援

［１～18　略］

究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注２において同じ。）が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(I)　１から２までにより算定した単位数の1000分の129に相当する単位数

［加える。］

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(III)　１から２までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(IV)　１から２までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数

２　令和７年３月31日までの間、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1)　１から２までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数

(2)　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2)　１から２までにより算定した単位数の1000分の107に相当する単位数

(3)　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5)　１から２までにより算定した単位数の1000分の87に相当する単位数

(4)　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7)　１から２までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

(5)　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8)　１から２までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数

(6)　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10)　１から２までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数

(7)　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11)　１から２までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数

(8)　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13)　１から２までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数

(9)　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14)　１から２までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数

別表２

経過的障害児通所給付費等単位数表

第１　旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において難聴児に対し行われる児童発達支援

［１～18　同左］

19　福祉・介護職員等処遇改善加算

注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として難聴児指定児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　１から18までにより算定した単位数の1000分の152に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　１から18までにより算定した単位数の1000分の158に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　１から18までにより算定した単位数の1000分の149に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　１から18までにより算定した単位数の1000分の155に相当する単位数

ホ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から18までにより算定した単位数の1000分の139に相当する単位数

ヘ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から18までにより算定した単位数の1000分の117に相当する単位数

［削る。］

19　福祉・介護職員等処遇改善加算

注１　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として難聴児指定児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注２において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　１から18までにより算定した単位数の1000分の131に相当する単位数

［加える。］

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　１から18までにより算定した単位数の1000分の128に相当する単位数

［加える。］

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から18までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から18までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数

２　令和７年３月31日までの間、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　１から18までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数

⑵　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　１から18までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数

⑶　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)　１から18までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数

⑷　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)　１から18までにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数

⑸　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)　１から18までにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数

⑹　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)　１から18までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

⑺　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)　１から18までにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数

⑻　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)　１から18までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数

⑼　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)　１から18までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数

第２　旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し行われる児童発達支援

［１～18　略］

19　福祉・介護職員等処遇改善加算

注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　１から18までにより算定した単位数の1000分の152に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　１から18までにより算定した単位数の1000分の158に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　１から18までにより算定した単位数の1000分の149に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　１から18までにより算定した単位数の1000分の155に相当する単位数

ホ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から18までにより算定した単位数の1000分の139に相当する単位数

ヘ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から18までにより算定した単位数の1000分の117に相当する単位数

［削る。］

⑽　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑽　１から18までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

⑾　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑾　１から18までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数

⑿　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑿　１から18までにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数

⒀　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒀　１から18までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数

⒁　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒁　１から18までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数

第２　旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し行われる児童発達支援

［１～18　同左］

19　福祉・介護職員等処遇改善加算

注１　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注２において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　１から18までにより算定した単位数の1000分の131に相当する単位数

［加える。］

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　１から18までにより算定した単位数の1000分の128に相当する単位数

［加える。］

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から18までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から18までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数

２　令和７年３月31日までの間、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑴　１から18までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数

⑵　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑵　１から18までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数

第３　旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において肢体不自由児又は重症心身障害児に対し行われる児童発達支援

［１～17　略］

18　福祉・介護職員等処遇改善加算

注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧指定医療型児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　１から17までにより算定した単位数の1000分の197に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　１から17までにより算定した単位数の1000分の203に相当する単位数

⑶　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)　１から18までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数

⑷　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)　１から18までにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数

⑸　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)　１から18までにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数

⑹　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)　１から18までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

⑺　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)　１から18までにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数

⑻　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)　１から18までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数

⑼　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)　１から18までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数

⑽　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)　１から18までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

⑾　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)　１から18までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数

⑿　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)　１から18までにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数

⒀　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)　１から18までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数

⒁　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)　１から18までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数

第３　旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において肢体不自由児又は重症心身障害児に対し行われる児童発達支援

［１～17　同左］

18　福祉・介護職員等処遇改善加算

注１　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧指定医療型児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注２において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　１から17までにより算定した単位数の1000分の176に相当する単位数

［加える。］

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　１から17までにより算定した単位数の1000分の194に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　１から17までにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数

ホ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から17までにより算定した単位数の1000分の184に相当する単位数

ヘ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から17までにより算定した単位数の1000分の150に相当する単位数

［削る。］

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　１から17までにより算定した単位数の1000分の173に相当する単位数

［加える。］

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から17までにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から17までにより算定した単位数の1000分の129に相当する単位数

２　令和７年３月31日までの間、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　１から17までにより算定した単位数の1000分の156に相当する単位数

(2)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　１から17までにより算定した単位数の1000分の142に相当する単位数

(3)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)　１から17までにより算定した単位数の1000分の153に相当する単位数

(4)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)　１から17までにより算定した単位数の1000分の139に相当する単位数

(5)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)　１から17までにより算定した単位数の1000分の122に相当する単位数

(6)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)　１から17までにより算定した単位数の1000分の119に相当する単位数

(7)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)　１から17までにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数

(8)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)　１から17までにより算定した単位数の1000分の143に相当する単位数

(9)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)　１から17までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数

(10)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)　１から17までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

(11)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)　１から17までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数

(12)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)　１から17までにより算定した単位数の1000分の78に相当する単位数

(13)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)　１から17までにより算定した単位数の1000分の88に相当する単位数

(14)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)　１から17までにより算定した単位数の1000分の68に相当する単位数

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第二条　児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表 障害児入所給付費単位数表 第１　福祉型障害児入所施設 ［１～９の３　略］ 10　福祉・介護職員等処遇改善加算 注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定福祉型障害児入所施設（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　１から９の３までにより算定した単位数の1000分の305に相当する単位数 ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　１から９の３までにより算定した単位数の1000分の320に相当する単位数 ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　１から９の３までにより算定した単位数の1000分の301に相当する単位数 ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　１から９の３までにより算定した単位数の1000分の316に相当する単位数 ホ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から９の３までにより算定した単位数の1000分の262に相当する単位数 ヘ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から９の３までにより算定した単位数の1000分の235に相当する単位数 ［削る。］	**別表** 障害児入所給付費単位数表 第１　福祉型障害児入所施設 ［１～９の３　同左］ 10　福祉・介護職員等処遇改善加算 注１　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定福祉型障害児入所施設（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注２において同じ。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　１から９の３までにより算定した単位数の1000分の211に相当する単位数 ［加える。］ ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　１から９の３までにより算定した単位数の1000分の207に相当する単位数 ［加える。］ ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から９の３までにより算定した単位数の1000分の168に相当する単位数 ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から９の３までにより算定した単位数の1000分の141に相当する単位数 ２　令和７年３月31日までの間、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設（注１の加算を算定しているものを除く。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　１から９の３までにより算定した単位数の1000分の173に相当する単位数 (2)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　１から９の３までにより算定した単位数の1000分の184に相当する単位数

第２　医療型障害児入所施設

［１～５　略］

６　福祉・介護職員等処遇改善加算

注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定医療型障害児入所施設（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(I)イ　１から５までにより算定した単位数の1000分の285に相当する単位数

(3)　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3)　１から９の３までにより算定した単位数の1000分の169に相当する単位数

(4)　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4)　１から９の３までにより算定した単位数の1000分の180に相当する単位数

(5)　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5)　１から９の３までにより算定した単位数の1000分の146に相当する単位数

(6)　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6)　１から９の３までにより算定した単位数の1000分の142に相当する単位数

(7)　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7)　１から９の３までにより算定した単位数の1000分の152に相当する単位数

(8)　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8)　１から９の３までにより算定した単位数の1000分の130に相当する単位数

(9)　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9)　１から９の３までにより算定した単位数の1000分の148に相当する単位数

(10)　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10)　１から９の３までにより算定した単位数の1000分の114に相当する単位数

(11)　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11)　１から９の３までにより算定した単位数の1000分の103に相当する単位数

(12)　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12)　１から９の３までにより算定した単位数の1000分の110に相当する単位数

(13)　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13)　１から９の３までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数

(14)　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14)　１から９の３までにより算定した単位数の1000分の71に相当する単位数

第２　医療型障害児入所施設

［１～５　同左］

６　福祉・介護職員等処遇改善加算

注１　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定医療型障害児入所施設（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注２において同じ。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(I)　１から５までにより算定した単位数の1000分の191に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　１から５までにより算定した単位数の1000分の300に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　１から５までにより算定した単位数の1000分の281に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　１から５までにより算定した単位数の1000分の296に相当する単位数

ホ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から５までにより算定した単位数の1000分の242に相当する単位数

ヘ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から５までにより算定した単位数の1000分の221に相当する単位数

［削る。］

［加える。］

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　１から５までにより算定した単位数の1000分の187に相当する単位数

［加える。］

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から５までにより算定した単位数の1000分の148に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から５までにより算定した単位数の1000分の127に相当する単位数

２　令和７年３月31日までの間、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設（注１の加算を算定しているものを除く。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　１から５までにより算定した単位数の1000分の153に相当する単位数

(2)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　１から５までにより算定した単位数の1000分の170に相当する単位数

(3)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)　１から５までにより算定した単位数の1000分の149に相当する単位数

(4)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)　１から５までにより算定した単位数の1000分の166に相当する単位数

(5)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)　１から５までにより算定した単位数の1000分の132に相当する単位数

(6)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)　１から５までにより算定した単位数の1000分の128に相当する単位数

(7)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)　１から５までにより算定した単位数の1000分の144に相当する単位数

(8)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)　１から５までにより算定した単位数の1000分の110に相当する単位数

(9)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)　１から５までにより算定した単位数の1000分の140に相当する単位数

(10)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)　１から５までにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数

(11)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅶ11)　1から5までにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数 (12)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅶ12)　1から5までにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数 (13)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅶ13)　1から5までにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数 (14)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅶ14)　1から5までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数	
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第三条　児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
別表 障害児相談支援給付費単位数表 ［1～18　略］ 19　福祉・介護職員等処遇改善加算 注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定障害児相談支援を行った場合は、1から18までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数を所定単位数に加算する。	**別表** 障害児相談支援給付費単位数表 ［1～18　同左］ ［加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、令和八年六月一日から適用する。

○こども家庭庁告示第六号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十九条第一項の規定に基づき、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百三十号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日　　こども家庭庁長官　渡辺由美子

第一号イ⑵中「発達障害者支援センター」の下に「、高次脳機能障害者支援法（令和七年法律第九十六号）第十九条第一項に規定する高次脳機能障害者支援センター」を加える。

○こども家庭庁告示第七号

一時保護施設の設備及び運営に関する基準第二十条第四項の規定に基づきこども家庭庁長官が指定する者（令和六年こども家庭庁告示第七号）の一部を次のように改正し、告示の日から適用する。

令和八年三月三十一日　　こども家庭庁長官　渡辺由美子

表中国立武蔵野学院附属人材育成センターの項の次に次のように加える。

子どもの虹情報研修センター	神奈川県横浜市戸塚区汲沢町九八三番地

○こども家庭庁厚生労働省告示第四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第八十七条第一項及び児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十三条の十九第一項の規定に基づき、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成二十九年厚生労働省告示第百十六号）の全部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

こども家庭庁長官　渡辺由美子

厚生労働大臣　上野賢一郎

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針

我が国の障害保健福祉施策においては、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）が、基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（以下「共生社会」という。）の実現に寄与することを目指して、制度を整備してきた。

これまで、平成十八年度の障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）の施行により、市町村及び都道府県に対して障害福祉計画（市町村障害福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画をいう。以下同じ。）及び都道府県障害福祉計画（障害者総合支援法第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の作成を義務付け、またその後、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十五号）の施行により、市町村及び都道府県に対して障害児福祉計画（市町村障害児福祉計画（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画をいう。以下同じ。）及び都道府県障害児福祉計画（同法第三十三条の二十二第一項に規定する都道府県障害児福祉計画をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の作成を義務付け、サービスの提供体制を計画的に整備する仕組みを構築した上で、この指針により障害福祉計画及び障害児福祉計画（以下「障害福祉計画等」という。）の作成又は変更に当たって即すべき事項について定めてきた。

この指針は、障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨並びに障害者権利条約及び障害者の権利に関する委員会の総括所見における勧告の趣旨等を踏まえ、障害者等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和十一年度末の目標を設定するとともに、令和九年度から令和十一年度までの第八期障害福祉計画及び第四期障害児福祉計画の作成又は変更に当たって即すべき事項を定め、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業（障害者総合支援法第七十七条に規定する市町村の地域生活支援事業及び障害者総合支援法第七十八条に規定する都道府県の地域生活支援事業をいう。以下同じ。）（以下「障害福祉サービス等」という。）並びに障害児通所支援（児童福祉法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援をいう。以下同じ。）、障害児入所支援（同法第七条第二項に規定する障害児入所支援をいう。以下同じ。）及び障害児相談支援（同法第六条の二の二第六項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）（以下「障害児通所支援等」という。）を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的とするものである。

第一　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

一　基本的理念

市町村及び都道府県は、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画等を作成する必要がある。

1　障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進める。

2　市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう市町村を実施主体の基本とする。また、障害福祉サービスの対象となる障害者等の範囲を身体障害者、知的障害者及び精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む。以下同じ。）並びに難病患者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める特殊の疾病（平成二十七年厚生労働省告示第二百九十二号）に掲げる疾病による障害の程度が、当該障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度である者をいう。以下同じ。）であって十八歳以上のもの並びに障害児とし、サービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じて引き続き障害福祉サービスの均てん化を図る。また、発達障害者及び高次脳機能障害者については、従来から精神障害者に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象となっているところであり、引き続きその旨の周知を図る。さらに、難病患者等についても、引き続き障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図るため、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）に基づき特定医療費の支給認定を行う都道府県や難病患者等の相談に応じる難病相談支援センター等において、それぞれの業務を通じて難病患者等本人に対して必要な情報提供を行う等の取組により、障害福祉サービスの活用が促されるようにする。また、各地方公共団体が策定する障害福祉計画等においても、難病患者等が障害者総合支援法に基づく給付の対象となっていることを踏まえ、難病患者等への支援を明確化し、計画を策定するに当たっては、難病患者等や難病相談支援センター等の専門機関の意見を踏まえる。

3　入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院をいう。以下同じ。）から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、ＮＰＯ等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める。

特に、入所等から地域生活への移行については、適切に意思決定支援を行いつつ地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を整備する必要があり、例えば、医療的ケアが必要な者や強度行動障害の状態にある者などの重度障害者であっても、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保する。

また、市町村は、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホーム（障害者総合支援法第五条第十八項に規定する共同生活援助（以下「共同生活援助」という。）を行う住居をいう。以下同じ。）への入居等の体験の機会及び場の提供、短期入所（同条第八項に規定する短期入所をいう。以下同じ。）の利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能を有する地域生活支援拠点等（障害者総合支援法第七十七条第四項に規定する地域生活支援拠点等をいう。以下同じ。）を整備する必要がある。その際、障害者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据えて、障害種別にかかわらず、これらの機能を更に強化する必要がある。

こうした拠点等の機能強化に当たっては、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行う必要がある。なお、地域生活支援拠点等の整備・運営に当たっては、地域生活支援拠点等と基幹相談支援センター（障害者総合支援法第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センターをいう。以下同じ。）のそれぞれの役割を踏まえた効果的な連携を確保する必要がある。

さらに、精神病床（病院の病床のうち、精神疾患を有する者を入院させるためのものをいう。以下同じ。）における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。以下同じ。）や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進が必要である。これを踏まえ、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。以下同じ。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める。

また、地域の支援体制を構築する上では、強度行動障害の状態にある者や高次脳機能障害を有する児者、医療的ケアが必要な児者、重症心身障害児者、発達障害児者、盲重複障害児者、ろう重複障害児者など、様々な障害特性に応じた支援体制の構築が重要である。そうした地域のきめ細かいニーズを踏まえた上で、サービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成等を図ることが必要である。

こうした体制を構築する上では、地域のニーズに応じて提供体制や支援体制を構築していくことが重要であり、例えば、中山間・人口減少地域においては、共生型サービスや基準該当障害福祉サービス、多機能型、従たる事業所等の現行制度の活用等も図りつつ、サービス提供体制を維持・確保していくことが重要である。

4　地域共生社会の実現に向けた取組

人口減少や単身世帯の増加、特に障害福祉分野では、障害者の重度化・高齢化や親なき後の生活など家族が抱える課題は複雑化・複合化している中で、地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、地域の実情に応じた包括的な支援体制の整備や推進に取り組む。その際、市町村は地域福祉計画（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画及び同法第百八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画をいう。以下同じ。）や同法第百六条の五第一項に規定する重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、福祉分野を超えた連携や地域との協働を進め、より一層の体制整備を進める。例えば、次に掲げる支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の活用も含めて検討することなどが考えられる。

㈠　属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応し、又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援

㈡　㈠の相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援

㈢　ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援

5　障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児支援を行うに当たっては、障害児本人の意見の尊重及び最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要である。このため、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援については市町村を、障害児入所支援については都道府県を実施主体の基本とし、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、都道府県の適切な支援等を通じて引き続き障害児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図る。

また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図る。

さらに、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加や包容（以下「インクルージョン」という。）を推進する。

加えて、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」という。）が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築する。

こうしたサービス提供体制の整備等については、個別の状況に応じて、関係者や障害者等本人が参画して行う議論を踏まえた上で、市町村及び都道府県が定める障害保健福祉圏域（以下「圏域」という。）ごとの整備の在り方を障害福祉計画等に位置付け、計画的に推進する。

6　障害者の社会参加を支える取組定着

障害者の地域における社会参加を促進するためには、障害者の多様なニーズを踏まえて支援すべきである。その際、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域で生き生きと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指すことが重要である。

特に、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成三十年法律第四十七号）を踏まえ、文化行政担当等の関係部局との連携を図りつつ、合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意しながら、障害者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図る。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第四十九号）を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進する。

さらに、障害者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和四年法律第五十号）、手話に関する施策の推進に関する法律（令和七年法律第七十八号）等を踏まえ、デジタル担当や情報通信担当、産業政策担当等の関係部局との連携を図りつつ、行政情報のアクセシビリティの向上を進めるとともに、障害特性に配慮した意思疎通支援従事者の派遣、支援人材の持続可能なサービス提供体制の構築を見据えた幅広い年齢層の支援者の養成、意思疎通支援者を養成する指導者の確保等に向けた研修受講の促進、障害当事者によるＩＣＴ活用等の促進を図る。

二　障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障害福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、一の基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、目標を設定し、計画的な整備を行う。

1　全国で必要とされる訪問系サービスの保障

訪問系サービス（居宅介護（障害者総合支援法第五条第二項に規定する居宅介護をいう。以下同じ。）、重度訪問介護（同条第三項に規定する重度訪問介護をいう。以下同じ。）、同行援護（同条第四項に規定する同行援護をいう。以下同じ。）、行動援護（同条第五項に規定する行動援護をいう。以下同じ。）及び重度障害者等包括支援（同条第九項に規定する重度障害者等包括支援をいう。以下同じ。）の充実を図り、全国どこでも必要な訪問系サービスを保障する。

2　希望する障害者等への日中活動系サービス等の保障

希望する障害者等に日中活動系サービス等（療養介護（障害者総合支援法第五条第六項に規定する療養介護をいう。以下同じ。）、生活介護（同条第七項に規定する生活介護をいう。以下同じ。）、短期入所、自立訓練（同条第十二項に規定する自立訓練をいう。以下同じ。）、就労選択支援（同条第十三項に規定する就労選択支援をいう。以下同じ。）、就労移行支援（同条第十四項に規定する就労移行支援をいう。以下同じ。）、就労継続支援（同条第十五項に規定する就労継続支援をいう。以下同じ。）、就労定着支援（同条第十六項に規定する就労定着支援をいう。以下同じ。）及び地域活動支援センター（同条第二十八項に規定する地域活動支援センターをいう。）で提供されるサービスをいう。以下同じ。）を保障する。

3　グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助（障害者総合支援法第五条第十七項に規定する自立生活援助をいう。以下同じ。）、地域移行支援（同条第二十一項に規定する地域移行支援をいう。以下同じ。）及び地域定着支援（同条第二十二項に規定する地域定着支援をいう。以下同じ。）、自立訓練等の推進により、入所等から地域生活への移行の促進、安定した地域生活の継続を進める。

障害者が希望する一人暮らし等を実現するため、これらのサービスと居住支援法人（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号。以下「住宅セーフティネット法」という。）第五十九条第一項に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。）との連携を推進する。また、住宅部局とともに、居住支援協議会（住宅セーフティネット法第八十一条第一項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会をいう。）に参画することを通じて、居住サポート住宅（住宅セーフティネット法第四十条第二項第二号に規定する居住安定援助賃貸住宅をいう。）等も活用し、希望する障害者への一人暮らし等に向けた支援等の充実を図る必要がある。

なお、入所等から地域生活への移行を進めるに当たっては、重度障害者や、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた精神保健医療福祉体制の基盤整備等を一層推進することにより地域移行が図られる精神障害者についての必要なサービス量を見込む等、適切に管内の支援に係るニーズの把握に努める必要がある。

また、必要な訪問系サービスや日中活動系サービス等を保障することによって、障害者等の地域における生活の維持及び継続が図られるようにする。

さらに、一の3に掲げる体制の整備による地域生活への移行の支援及び地域生活支援の機能を更に強化するため、地域生活支援拠点等に拠点コーディネーターを配置して、地域の支援ニーズの把握、社会資源の活用、人材の確保及び養成、関係機関の連携等を進めることで、地域における効果的な支援体制を構築する。

なお、障害者支援施設（障害者総合支援法第五条第十一項に規定する障害者支援施設をいう。以下同じ。）を地域生活支援拠点等とする際には、当該障害者支援施設については、小規模化等を進めるとともに、地域における関係機関との連携により、施設入所者の地域生活への移行、地域との交流機会の確保、地域の障害者等に対する支援を行うことなど、地域に開かれたものとすることが必要である。また、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の整備を行う場合には、個々の機関が有機的な連携の下に障害者等に対する支援を確保していることが必要である。

4　福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業（就労移行支援を行う事業をいう。以下同じ。）、就労定着支援事業（就労定着支援を行う事業をいう。以下同じ。）等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進める。

5　強度行動障害の状態にある者及び難病患者等に対する支援体制の充実

強度行動障害の状態にある者及び難病患者等に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、管内の支援ニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や専門的人材の育成、地域資源の開発等を行う。このうち、強度行動障害については、行動上の課題が起きにくい環境を整える等の予防的観点からの支援や関わりが必要である。このため、地域の関係機関との連携を強化しつつ、標準的な支援を行える支援者の育成に努める。

特に、障害福祉サービス等を提供する事業所で適切なマネジメントを行い中心的な役割を果たす人材（中核的人材）の養成・配置を促進するとともに、高度な専門性を持って地域を支援する広域的支援人材による集中的支援の実施体制を確保する。

強度行動障害の状態にある者のニーズ把握に当たっては、障害支援区分認定調査の行動関連項目の点数の集計や行動関連項目の点数が特に高い者の状況把握に努める等により専門的な支援を必要とする者を把握することに加え、アンケート調査等を通して課題の把握を行うことが重要である。また、管内の基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等と連携してサービスにつながっていない在宅の者や入院中の者の状況を把握することが重要である。

難病患者等については、多様な症状や障害等その特性に配慮しながら、難病相談支援センター、公共職業安定所、医療機関等の専門機関と連携し、障害福祉サービスの利用も含む支援体制を整備することが重要である。

6　高次脳機能障害者に対する支援

㈠　高次脳機能障害者への相談支援体制等の充実

高次脳機能障害者が可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう都道府県及び指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）は、地域の実情を踏まえつつ、高次脳機能障害者支援センター（高次脳機能障害者支援法（令和七年法律第九十六号）第十九条第一項に規定する高次脳機能障害者支援センターをいう。以下同じ。）の設置や支援コーディネーターの配置等を適切に進めることが重要である。また、これらの高次脳機能障害者に対する支援については、別表第一の八に掲げる事項を指標として設定して取り組むことが適当である。

㈡　専門的な医療機関の確保

高次脳機能障害者に対する適切な支援を行うため、都道府県及び指定都市は、専門的に高次脳機能障害の診断、治療、リハビリテーション等を行うことができる医療機関を確保することが重要である。

㈢　高次脳機能障害者支援地域協議会の設置

都道府県及び指定都市は、地域における高次脳機能障害者等の課題について情報共有を図るとともに、支援体制の整備状況や高次脳機能障害者支援センターの活動状況等について検証し、地域の実情に応じた体制整備について協議を行う高次脳機能障害者支援地域協議会（高次脳機能障害者支援法第二十五条第一項に規定する高次脳機能障害者支援地域協議会をいう。以下同じ。）を設置し、活用することが重要であり、別表第一の八に掲げる事項を指標として設定して取り組むことが適当である。

地域の実情に応じた体制整備を検討する際には、管内の支援ニーズの把握が必要となるが、障害支援区分認定調査等に加え、高次脳機能障害者支援地域協議会に参加する地域の関係機関の連携により支援ニーズを把握することが重要である。

㈣　高次脳機能障害者及び家族等への支援

高次脳機能障害は外形上判断しづらく、周囲による理解が必ずしも十分でないこと等を踏まえ、当事者同士の支え合いであるピアサポートをはじめ、当事者やその家族等がお互いに支え合う取組を支援することが望ましい。また、地域の相談支援機関や障害福祉サービス事業所等、障害児通所支援等を提供する事業所との連携を図り、高次脳機能障害者及びその家族等への支援を行うことが重要である。

なお、支援に当たっては、医療（リハビリテーションを含む。）、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、その意思決定の支援に配慮しつつ、医療機関における医療の提供から地域での生活支援を経て社会参加の支援に至るまで、切れ目なく行われることが重要であることに留意すること。

7　依存症対策の推進

アルコール、薬物及びギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。）をはじめとする依存症対策については、依存症に対する誤解及び偏見を解消するための関係職員に対する研修の実施及び幅広い普及啓発、相談機関及び医療機関の周知及び整備並びに自助グループ等の当事者団体を活用した回復支援が重要であり、地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症である者等及びその家族に対する支援を行う必要がある。

三　相談支援に関する基本的考え方

1　相談支援体制の充実・強化

㈠　相談支援体制の構築と関係機関との連携

障害者等、とりわけ、重度の障害者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、相談支援体制の構築が不可欠である。その際、関係機関との連携により、障害種別にかかわらず対応できるようにすること、利用者と同じ目線で支援することが不安の解消に資する観点から、ピアサポートを行えるようにすることが重要である。

また、相談支援事業者等は、障害者等（頼れる身寄りがいない者も含む。）及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、家族への支援も含め、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる等の対応が必要であり、行政機関その他関係機関との連携に努めることが必要である。特に、医療との連携が必ずしも進んでいないため、障害者等の生活面に配慮した医療の提供、医療の視点も踏まえた総合的なケアマネジメントの実施といった観点から、より一層の取組が重要である。精神障害者及び精神保健に課題を抱える者並びにその家族に対しても、子育て、介護、生活困窮等の包括的な支援が確保されるよう、市町村において相談に応じ、必要な支援を実施できる体制を整えることが重要である。市町村が体制整備に取り組む際には都道府県による協力や支援が求められるため、都道府県と市町村は日頃から相談支援業務に関して連携することが必要である。

㈡　相談支援の提供体制の確保

障害福祉サービスの利用に当たって作成されるサービス等利用計画（障害者総合支援法第五条第二十三項に規定するサービス等利用計画をいう。以下同じ。）については、まずは、支給決定に先立ち必ず作成されるよう体制を確保し、維持することが重要である。その上で、個別のサービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の状態像や希望を勘案し、連続性及び一貫性を持った障害福祉サービス、地域相談支援（障害者総合支援法第五条第十九項に規定する地域相談支援をいう。）等が提供されるよう総合的な調整を行うとともに、利用者の生活状況を定期的に確認の上、必要に応じた見直しを行わなければならない。

このため、都道府県及び市町村は、その前提として、相談支援に対するニーズ及び相談支援事業者等の実態把握を行うとともに、福祉に関する各般の問題について障害者等からの相談に応じる体制の整備に加えて、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成支援、個別事例における専門的な指導や助言を行うことが必要である。

これらの取組を効果的に進めるため、市町村においては、地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターを設置し、地域における相談支援体制の充実・強化を図る必要がある。特に小規模自治体における基幹相談支援センターの設置率が低い等の状況があることから、都道府県においては、複数市町村による共同設置を促したり、調整したりすることが望ましい。

加えて、基幹相談支援センター、指定特定相談支援事業者（障害者総合支援法第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。以下同じ。）及び指定障害児相談支援事業者（児童福祉法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。以下同じ。）において地域の相談支援従事者の育成等を担う人材である主任相談支援専門員を計画的に確保するとともに、有効に活用することが重要である。

㈢　のぞまないセルフプランの解消

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。）第十二条の五に規定するサービス等利用計画案及び児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第十八条の十五に規定する障害児支援利用計画案（以下「セルフプラン」という。）については、都道府県及び市町村が計画相談支援（障害者総合支援法第五条第十九項に規定する計画相談支援をいう。以下同じ。）等の体制整備に向けた努力をしないまま安易に介護給付費等に係る支給決定の申請者をセルフプランに誘導するようなことは厳に慎むべきである。

このため、都道府県及び市町村においてセルフプランに関する分析等を行いながら、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて、のぞまないセルフプラン（身近な地域に指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者がない場合にやむを得ず作成されるセルフプランをいう。以下同じ。）の解消に向けた相談支援体制を確保する必要がある。

2　地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

相談支援体制の構築が進むことに伴い、障害者支援施設の入所者へのサービス等利用計画の作成や当該計画の実施状況の把握（利用者についての継続的な評価を含む。）を行うことを通じて、地域生活への移行のための支援に係るニーズが顕在化することも考えられることから、障害者支援施設等（障害者支援施設、のぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）、児童福祉施設（児童福祉法第七条第一項の児童福祉施設をいう。）又は療養介護を行う病院をいう。以下同じ。）に入所又は精神科病院に入院している障害者等の数等を勘案した上で、計画的に地域移行支援に係るサービスの提供体制の確保を図る必要がある。

さらに、障害者支援施設等又は精神科病院から地域生活へ移行した後の地域への定着はもとより、現に地域で生活している障害者等がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域移行支援と併せて、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図っていくことが重要である。

3　発達障害者等に対する支援

㈠　発達障害者等への相談支援体制等の充実

発達障害者又は発達障害児（以下「発達障害者等」という。）が可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう、都道府県及び指定都市は、地域の実情を踏まえつつ、発達障害者支援センター（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターをいう。以下同じ。）の複数設置や発達障害者地域支援マネジャーの配置等を適切に進めることが重要である。また、これらの発達障害者等に対する支援については、市町村等での対応が困難な事例（強度行動障害やひきこもり等）に対し発達障害者支援センターや発達障害者地域支援マネジャーが助言することなど、別表第一の七に掲げる事項を指標として設定して取り組むことが適当である。

㈡　発達障害者等及び家族等への支援体制の確保

発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、各市町村において、保護者等がこどもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害者等及びその家族等に対する支援体制を構築することが重要である。そのためには、これらの支援プログラム等の実施者を地域で計画的に養成することが重要である。

また、発達障害者等に対して適切な支援を行うためには、発達障害を早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保するなど、診断待機解消に向けた取組を進めることが重要である。

㈢　発達障害者支援地域協議会の設置

都道府県及び指定都市は、地域における発達障害者等の課題について情報共有を図るとともに、支援体制の整備状況や発達障害者支援センターの活動状況等について検証し、地域の実情に応じた体制整備について協議を行う発達障害者支援地域協議会（発達障害者支援法第十九条の二第一項に規定する発達障害者支援地域協議会をいう。）を設置し、活用することも重要である。

4　協議会の活性化

障害者等への支援体制の整備を図るため、都道府県及び市町村は、協議会（障害者総合支援法第八十九条の三第一項に規定する協議会をいう。以下同じ。）の活性化を図ることが重要であり、その活性化に向けては、基幹相談支援センターと行政が十分に協力・連携しながら協議会の事務局機能を担うことが効果的である。また、協議会の運営に当たっては、個別事例の検討等を通じて抽出された課題を踏まえ、地域の支援体制の整備を図るといった取組を継続することが重要である。多様な障害種別の当事者等が協議会の委員になることが協議会の活性化にも資するため、委員の選定に当たって検討すること。

都道府県及び市町村においては、それぞれが設置する協議会を相互に連携させ、都道府県内の各地域の取組を共有することや、課題によっては広域で支援体制を確保すること等が必要である。障害者等が安心して地域に住むことができるよう、協議会と居住支援協議会との連携に努めることも求められる。

また、発達障害者等や重症心身障害児者、医療的ケア児、高次脳機能障害者及び難病患者等への支援体制の整備が重要な課題となってきていることを踏まえ、都道府県及び指定都市が設置する協議会においては、発達障害者支援センターや医療的ケア児支援センター（医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和三年法律第八十一号）第十四条第一項に規定する医療的ケア児支援センターをいう。以下同じ。）、高次脳機能障害者支援センター、難病相談支援センター等の専門機関との連携を確保することが必要である。これらの支援体制の整備について検討を行うに当たっては、都道府県（発達障害者等に関する事案にあっては指定都市を含む。）が設置する協議会において、当該専門機関の出席を求め、協力を得ることが望ましい。

なお、複数の分野にまたがる議題について検討する場合等は、関係する複数の協議会を合同で開催すること等により、効果的な運営の確保を図ることも重要である。

四　障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障害児については、こども基本法（令和四年法律第七十七号）第三条第二号において、全てのこどもについて、適切に養育されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障される旨が規定されていること並びに同条第三号において、全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保される旨が規定されていること並びにこども大綱（令和五年十二月二十二日閣議決定）において、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すとされていることに加え、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二条第二項において、子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない旨が規定されていること並びに同法に基づく教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要である。

1　重層的な地域支援体制の構築

乳幼児期・学童期・思春期の障害児及びその家族に対する支援について、障害児通所支援等における障害児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備が必要である。

児童発達支援センター（児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターをいう。以下同じ。）については、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として位置付け、障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、障害児通所支援の体制整備を図ることが重要であり、次に掲げる児童発達支援センターの中核的な支援機能を踏まえ、市町村においては、点在する地域資源を重ね合わせた重層的な支援体制を整備することが必要である。

㈠　幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能

㈡　地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能

㈢　地域のインクルージョン推進の中核としての機能

㈣　地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能

重層的な支援体制の整備に当たっては、障害福祉主管部局等が中心となって、関係機関の連携の下で、障害のあるこどもや家族に対して、身近な地域で四つの中核的な支援機能を提供できる地域の支援体制を整備し、それを機能させることが重要である。支援体制の整備に当たっては、児童発達支援センターが四つの中核的な支援機能を包括的に有し、各機能を発揮していく中核拠点型のほか、児童発達支援センターを未設置の場合や、児童発達支援センターと事業所が連携して地域の支援体制を構築している場合等においては、その地域の実情に応じ、児童発達支援センター以外の事業所が中心となって、児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において面的整備型により整備を進めることも可能である。

また、都道府県は、広域的な調整の観点から、管内の市町村が取り組む支援体制の整備に積極的に関与していくことが必要である。

地域における重層的な支援体制の整備に当たっては、母子保健、子育て支援、教育、当事者等を含む関係機関等が参画するこどもの専門部会を協議会の下に設置し、地域の課題や支援に係る資源の状況等を踏まえながら、関係機関等の有機的な連携の下で進めていくことが重要である。

また、障害児入所施設についても同様に、専門的機能の強化を図った上で、地域において、虐待を受けた障害児等への対応を含め、様々なニーズに対応する機関としての役割を担う必要がある。その際、できる限り良好な家庭的環境において、継続的で安定した愛着関係の中での育ちを保障する観点から、ケア単位の小規模化を推進するとともに、地域との交流機会の確保や地域の障害児に対する支援を行うこと等、施設が地域に開かれたものとすることが必要である。加えて、短期入所や親子入所等の実施体制の整備に努める必要がある。

これらの障害児通所支援及び障害児入所支援は、障害児支援の両輪として、相互に連携しながら進める必要があるため、都道府県は、障害児通所支援の広域的な調整及び障害児入所支援の体制整備の双方の観点から一体的な方針を策定することが必要である。

さらに、障害児通所支援や障害児入所支援から障害福祉サービスへ円滑に支援の移行が図られるよう、都道府県と市町村は緊密な連携を図る必要がある。とりわけ、障害児入所支援については、入所している児童が十八歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう、都道府県及び指定都市は支援に携わる市町村、児童相談所、障害児入所施設、相談支援事業所等の関係機関と連携し、移行調整の責任主体として「協議の場」を設けて移行調整を進めていく必要があるほか、管内の移行状況を把握し、移行先として必要な地域資源について中長期的な見通しの下、障害福祉計画等へ反映させていく必要がある。あわせて、障害児入所施設の今後の施設の在り方に関する方針を把握し、地域資源の中で障害児入所施設としての受け皿が十分であるか「協議の場」等において議論を行う必要がある。

加えて、障害児通所支援事業所及び障害児入所施設（以下「障害児通所支援事業所等」という。）は、障害児に対し、質の高い専門的な発達支援を行う機関であることから、常に支援の質の向上と支援内容の適正化を図る必要があるとともに、安全の確保を図るための取組を進める必要がある。

2　保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障害児通所支援の体制整備に当たっては、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の子育て支援施策との緊密な連携を図ることが重要である。

また、障害児の早期の発見及び支援並びに健全な育成を進めるため、母子保健施策や小児慢性特定疾病施策との緊密な連携を図るとともに、都道府県及び市町村の障害児支援を担当する部局においては、それぞれの子育て支援担当部局や保健医療担当部局との連携体制を確保することが必要である。あわせて、市町村に設置されるこども家庭センター（児童福祉法第十条の二第二項に規定するこども家庭センターをいう。以下同じ。）と連携した支援体制を構築していくことも必要である。

さらに、障害児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め、学校、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、就労移行支援等の障害福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携を図るとともに、都道府県及び市町村の障害児支援を担当する部局においては、教育委員会等との連携体制を確保することが必要である。

放課後等デイサービス（児童福祉法第六条の二の二第三項に規定する放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）等の障害児通所支援の実施に当たっては、学校の空き教室の活用等、関連施策との緊密な連携の促進に資する実施形態を検討することが必要である。

難聴児の支援に当たっても、保育、保健医療、教育、当事者等を含む関係機関等との連携は極めて重要であり、都道府県又は必要に応じて指定都市においては、児童発達支援センターや特別支援学校（聴覚障害）等を活用した、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保を進めるとともに、新生児聴覚検査から療育等につなげる体制整備のための協議会の設置や新生児聴覚検査から療育等に至るまでの支援を遅滞なく円滑に実施するための手引書の作成を進め、難聴児及びその家族への切れ目のない支援の充実を図ることが必要である。

3　地域社会への参加・インクルージョンの推進

地域共生社会の実現・推進の観点から、年少期からのインクルージョンを推進し、障害の有無にかかわらず、様々な遊び等を通じて共に過ごし、それぞれのこどもが互いに学び合う経験を持てるようにしていく必要がある。

このため、各都道府県及び各市町村において、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置し、地域におけるインクルージョン推進に向けて、現状・課題の把握を行いながら、取組を進めることが必要である。また、市町村において、別表第一の六に掲げる事項の必要な量を見込む際には、インクルージョン推進の観点から、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、幼稚園、小学校及び特別支援学校等（以下「保育所等」という。）の受入れの体制の整備状況を踏まえることが必要である。その際、市町村においても、こうした協議の場も活用しながら、障害児支援施策と子ども・子育て施策の双方から重層的に取り組むことが重要である。

児童発達支援センターは、地域におけるインクルージョン推進の中核機関として、保育所等に対し、障害児及び家族の支援に関する専門的支援や助言を行う機能が求められている。

インクルージョンを推進する観点から、児童発達支援センターをはじめとする障害児通所支援事業所等が、保育所等訪問支援（児童福祉法第六条の二の二第五項に規定する保育所等訪問支援をいう。以下同じ。）等を活用し、保育所等の育ちの場において連携・協力しながら支援を行う体制を構築していくことが必要である。

4　特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

(一)　重症心身障害児及び医療的ケア児に対する支援体制の充実

重症心身障害児が身近な地域にある児童発達支援（児童福祉法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。）や放課後等デイサービス等を受けられるように、地域における重症心身障害児の人数やニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図る。ニーズの把握に当たっては、管内の障害児入所施設をはじめとして在宅サービスも含む重症心身障害児の支援体制の現状を併せて把握することが必要である。

医療的ケア児についても、身近な地域で必要な支援が受けられるように、地域における医療的ケア児の人数やニーズを把握するとともに、障害児支援等の充実を図る。ニーズの把握に当たっては、管内の短期入所事業所をはじめとした医療的ケア児の支援体制の現状を併せて把握することが必要である。

また、重症心身障害児及び医療的ケア児が利用する短期入所の実施体制の確保に当たっては、重症心身障害児及び医療的ケア児とその家族が安心して豊かな生活を送ることができるよう、家庭環境等を十分に踏まえた支援や家族のニーズの把握が必要である。ニーズが多様化している状況を踏まえ、協議会等を活用して短期入所の役割や在り方について検討し、地域において計画的に短期入所が運営されることが必要である。

さらに、心身の状況に応じた保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を受けることができるよう、保健所、病院・診療所、訪問看護ステーション、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、保育所、学校等の関係者が連携を図るための協議の場を設けること等により、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築することが重要である。なお、この場においては、障害児の支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるよう、協議していくことが必要である。

加えて、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律を踏まえ、都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、地域における医療的ケア児等の支援ニーズを把握した上で、医療的ケア児等に対する総合的な支援体制を推進する必要がある。医療的ケア児支援センターには医療的ケア児等の支援を総合調整する医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、情報の提供、助言その他の支援を行うほか、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修等の業務や連絡調整を行うこととする。

市町村においては、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員、保健師、訪問看護師等の配置を促進することが必要である。このコーディネーターは、医療的ケア児等が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児等に対する支援のための地域づくりを推進するといった役割を担う必要がある。

具体的には、新生児集中治療室に入院中から退院後の在宅生活を見据え、医療的ケア児とその家族の状況を踏まえた退院支援、医療的ケア児が日常生活上必要とする医療的ケアの状況を踏まえた上で、個々の発達段階に応じた発達支援を行うとともに、家族支援を含めた医療的ケア児の「育ち」や「暮らし」の支援に当たって、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の多職種が協働できるよう支援の調整を図り、医療的ケア児とその家族が抱える課題解決に向けた個別支援を行うほか、地域で医療的ケア児の育ちを保障するため、協議の場を活用した社会資源の開発・改善を行う等の役割が求められる。

このため、コーディネーターについては、医療的ケア児等に関するコーディネーターを養成する研修を修了するとともに、必要に応じ相談支援従事者初任者研修を受講することが望ましい。なお、市町村単独での配置が困難な場合には、圏域での配置であっても差し支えない。

㈡　強度行動障害の状態にある児に対する支援体制の充実

強度行動障害の状態にある児に対して、障害児通所支援等において適切な支援ができるよう、管内の支援ニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や専門的人材の育成、地域資源の開発等を行い、地域の関係機関との連携を図りつつ支援体制の整備を図る必要がある。

特に、障害児通所支援等を提供する事業所で適切なマネジメントを行い中心的な役割を果たす人材の配置を促進するとともに、高度な専門性を持って地域を支援する広域的支援人材による集中的支援の実施体制を確保する。

強度行動障害の状態にある児のニーズ把握に当たっては、管内の特別支援学校や障害福祉サービス事業者等とも連携して、強度行動障害判定基準表（こども家庭庁長官が定める児童等（平成二十四年厚生労働省告示第二百七十号）第一号の七に定める表をいう。以下この㈡において同じ。）の点数の集計や強度行動障害判定基準表の点数が特に高い障害児の状況把握に努める等により専門的な支援を必要とする者を把握することに加え、アンケート調査等を通して課題の把握を行うことが重要である。また、障害児入所施設において特に支援が必要な者の把握を行い、都道府県（指定都市を含む。）が中心となって円滑な成人サービスへの移行支援を行うことが重要である。

強度行動障害の状態にある児とその家族が地域で安心して暮らすことができるようにするためには、幼児期からの個々のこどもの特性と家族の状況に応じた適切な関わりが重要であることから、乳幼児健診等において把握したこどもの状態等を踏まえ、必要に応じてこどもと家族を適切な支援につなげるとともに、母子保健施策や子育て支援施策等と連携しながら、家族を孤立させずに支えるための方策を講じていくことも必要である。

㈢　虐待を受けた障害児に対する支援体制の整備

虐待を受けた障害児に対しては、障害児入所施設において小規模なグループによる支援や心理的ケアを提供することにより、障害児の状況等に応じたきめ細かな支援を行うよう努めることが必要である。

5　障害児相談支援等の提供体制の確保

障害児相談支援は、障害の疑いがある段階から障害児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うに当たって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っている。このため、障害者に対する相談支援と同様に、障害児相談支援についても質の確保及びその向上を図りながら、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて、のぞまないセルフプランの解消に向けた支援の提供体制の構築を図る必要がある。

また、「気付き」の段階を含めた多様な障害児及びその家族を支援する観点から、各市町村において、児童発達支援センター等が中心となって、障害児及びその家族が障害児相談支援を利用していない場合も含めた伴走的な相談支援の体制の確保を図ることが重要である。その際、各市町村においては、より包括的な支援を行う観点から、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携を図るとともに、各市町村に設置されるこども家庭センターや基幹相談支援センターのほか、各都道府県、指定都市及び児童相談所設置市に設置される児童家庭支援センター（児童福祉法第四十四条の二第一項に規定する児童家庭支援センターをいう。）等の関係機関とも緊密な連携体制の構築を図ることが重要である。

6　障害児支援における人材育成の推進

全国どの地域においても質の高い障害児支援の提供が図られるよう、障害児支援人材の育成を進めることが重要である。国の令和九年度以降の本格実施に向けた障害児支援に係る研修の内容等も踏まえながら、都道府県及び指定都市においては、地域の実情に応じた創意工夫の下での研修づくりとその計画的な実施を進めるとともに、市町村においては、地域の児童発達支援センターをはじめとする障害児通所支援事業所、障害児入所施設及び障害児相談支援事業所並びに障害のあるこどもやその家族を支援する関係機関等と連携を図りながら、地域における学び合いを促進するためのネットワークづくりを進めることが重要である。

五　障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上に関する基本的考え方

1　障害福祉人材の確保・定着

労働力人口の減少が見込まれる一方、障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図る必要がある。そのため、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行う。また、障害福祉分野の職員の賃金は改善してきたものの、他産業とはまだ差があること等も踏まえ、処遇改善等による職場環境の整備や、障害福祉現場におけるハラスメント対策等を推進する。

また、令和六年度に創設された相談支援員の活用、社会福祉士又は精神保健福祉士の養成機関等と特定相談支援事業所（障害者総合支援法第五十一条の二十第一項に規定する特定相談支援事業所をいう。）との連携の促進等を通じて、相談支援を担う人材の確保を図ることも重要である。

2　当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

支援者一人一人が力を発揮しつつ、協働して、質の高い障害福祉サービスを効率的かつ効果的に提供する観点から、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上の取組を一層充実する必要がある。そのため、介護テクノロジーの導入促進、手続負担の軽減、事業者間の連携・協働化等の取組により、間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上を推進することが重要である。

なお、障害福祉における生産性向上とは、支援者一人一人の力を引き出し、チームでその力を利用者に届けることで、新たな価値を生み出すことをいう。

第二　障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、令和十一年度を目標年度とする障害福祉計画等において必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、次に掲げる事項に係る目標（以下「成果目標」という。）を設定することが適当である。また、これらの成果目標を達成するため、活動指標（別表第一の上欄に掲げる事項ごとの、成果目標を達成するために必要な量等をいう。以下同じ。）を計画に見込むことが適当である。なお、市町村及び都道府県においては、成果目標及び活動指標に加えて、独自に目標及び指標を設定することができるものとする。

一　福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和七年度末時点の福祉施設に入所している障害者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数について様々なデータを活用しながら把握し、その上で、令和十一年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。その際、福祉施設においては、地域移行等意向確認等に関する指針（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十二号）第二十四条の三第一項に規定する地域移行等意向確認等に関する指針をいう。以下同じ。）に従い、必要な意思決定支援が行われ、施設入所者の地域生活への移行等に関し、本人の意思が確認されていることが重要である。このため、全ての施設入所者の地域生活移行に関する意向について、その支障となっている要因や必要とする支援を含めて把握し、適切に意思決定支援を行いつつ確認すること（この点について市町村は協議の場において共有すること。）、施設入所者が地域生活に移行する上で必要な支援等について施設の担当職員等が地域生活支援拠点等の関係機関と連携して検討すること、施設の老朽化等による改築時にはその定員を見直してグループホームやショートステイの整備を併せて行うことを基本とすること等の取組を推進することが求められることを考慮する。また、相談支援専門員、サービス管理責任者が把握している入所者の地域生活の希望や心身の状況等も参考にしつつ見込むことも重要である。当該目標値の設定に当たっては、

令和七年度末時点の施設入所者数の六パーセント以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに併せて令和十一年度末の施設入所者数を令和七年度末時点の施設入所者数から五パーセント以上削減することを基本とする。なお、令和八年度末において、障害福祉計画で定めた令和八年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和十一年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

施設入所者数の設定のうち、新たに施設へ入所する者を見込むに当たっては、グループホーム等での対応が困難な者であるなど、真に施設入所支援（障害者総合支援法第五条第十項に規定する施設入所支援をいう。以下同じ。）が必要な場合等について、市町村、関係者により協議の上、その結果を踏まえて設定すべきものであることに留意する必要がある。また、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号。以下「整備法」という。）による改正前の児童福祉法に規定する指定知的障害児施設等（以下「旧指定施設等」という。）に入所していた者（十八歳以上の者に限る。）であって、整備法による改正後の障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の指定を受けた当該旧指定施設等に引き続き入所しているもの（以下「継続入所者」という。）の数を除いて設定するものとする。

加えて、障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会が令和七年九月二十四日に取りまとめた「障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に関するこれまでの議論のまとめ」における障害者支援施設に求められる役割・機能、あるべき姿の①利用者の意思・希望の尊重（本人の意思・希望が尊重される意思決定支援の推進等）、②地域移行を支援する機能（地域と連携した動機付け支援や地域移行の意向確認等）、③地域生活を支えるセーフティネット機能（緊急時や災害時における地域の拠点としての活用等）、④入所者への専門的支援や生活環境の向上（強度行動障害の状態にある者や医療的ケアが必要な者などへの専門的支援、居室の個室化、ユニット化、日中活動の場と住まいの場との分離等）に取り組むことが求められることに留意する。

特に、地域移行等意向確認等に関する指針に従い、本人の意思が適切に確認されることが重要であり、別表第一の十一に掲げる活動指標を明確にし、積極的に取組を推進することが重要である。

なお、障害者支援施設の整備に当たっては、設定する施設入所者数の削減割合の目標値の達成に向けて整合するものであることが求められる。また、居室は個室を基本とし、生活環境の向上に向けた取組を進めていく。

さらに、別表第一の四の施設入所支援に掲げる活動指標により、居室の個室化等の状況を把握し、取組を推進することが望ましい。

二　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療、福祉、住まい、就労その他の適切な支援が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、市町村及び都道府県と保健・医療・福祉関係者や地域住民などが連携して精神保健医療福祉体制の基盤整備及び差別や偏見のない社会の実現に向けた取組を推進することにより、精神障害者や精神保健に課題を抱える者が地域の一員として安心して自分らしく生活することが可能となり、精神障害者の地域移行や定着も可能となる。そのため、別表第一の九に掲げる活動指標を明確にし、各項の取組を積極的に推進することが必要である。こうした取組により、精神障害者の地域生活支援の充実及び精神病床からの退院の促進を図ることとし、精神障害者（精神病床への入院後一年以内に退院した者に限る。１において同じ。）の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数、精神病床における一年以上長期入院患者数（六十五歳以上の一年以上長期入院患者数、六十五歳未満の一年以上長期入院患者数、七十五歳以上の一年以上長期入院患者数、四十歳以上の一年以上長期入院患者のうち認知症である者の数）、退院患者の精神病床への三十日以上の再入院率（退院後九十日時点の再入院率、退院後百八十日時点の再入院率、退院後三百六十五日時点の再入院率）、心のサポーター数及び住民のこころの状態に関する目標値を次に掲げるとおり設定することとする。

また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標の達成に当たっては、地域の医療サービスに係る体制の整備が重要であることから、特に医療計画（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画をいう。以下同じ。）との関係に留意すること。

なお、地域の支援体制を構築する上では、第一の一の基本的理念に掲げるように、様々な障害特性に応じた支援体制の構築が重要であることや、家族が抱える課題は複雑化・複合化していること等にも留意すること。

１　精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するためには、地域における精神保健医療福祉体制の基盤を整備する必要があることから、当該整備状況を評価する指標として、精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における生活日数の平均に関する令和十一年度における目標値を設定する。

当該目標値の設定に当たっては、精神障害者の精神病床からの退院後一年以内の地域における生活日数の平均を三百十九・三日以上とすることを基本とする。なお、当該目標値の設定時点で精神障害者の精神病床からの退院後一年以内の地域における生活日数の平均が三百十九・三日以上である場合は、当該目標値の設定時点における精神障害者の精神病床からの退院後一年以内の地域における平均生活日数以上とすることを基本とする。

２　精神病床における一年以上長期入院患者数（六十五歳以上、六十五歳未満、七十五歳以上、四十歳以上の認知症である者）

地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、一年以上長期入院患者のうち一定数は地域生活への移行が可能になることから、別表第四の一の項に掲げる式により算定した令和十一年度末の精神病床における六十五歳以上の一年以上長期入院患者数及び令和十一年度末の精神病床における七十五歳以上の一年以上長期入院患者数、同表の二の項に掲げる式により算定した令和十一年度末の精神病床における六十五歳未満の一年以上長期入院患者数並びに同表の一の項及び二の項に掲げる式により算定した四十歳以上の一年以上長期入院患者のうち認知症であるものの数を、目標値として設定する。

３　退院患者の精神病床への三十日以上の再入院率（退院後九十日時点、退院後百八十日時点、退院後三百六十五日時点）

地域における保健、医療、福祉の連携支援体制の強化、相談支援体制の構築や障害福祉サービス等の整備等の地域の基盤が整備されることによって、退院患者の再入院率の改善が可能になることを踏まえて、精神科病院を退院した精神障害者の再入院に関する目標値として、退院後九十日時点の三十日以上の再入院率、退院後百八十日時点の三十日以上の再入院率、退院後三百六十五日時点の三十日以上の再入院率に関する令和十一年度における目標値を設定する。

目標値の設定に当たっては、退院後九十日時点の再入院率については十・三パーセント以下とし、退院後百八十日時点の再入院率については十七・四パーセント以下とし、退院後三百六十五日時点の再入院率については二十五・七パーセント以下とすることを基本とする。なお、当該目標値の設定時点で退院患者の精神病床への三十日以上の再入院率について、退院後九十日時点が十・三パーセント以下、退院後百八十日時点の再入院率が十七・四パーセント以下、退院後三百六十五日時点の再入院率が二十五・七パーセント以下である場合は、当該目標値の設定時点における退院患者の精神病床への三十日以上の再入院率以下とすることを基本とする。

４　心のサポーター数

精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるためには地域住民への普及啓発を進めることが重要であることから、差別や偏見を持つことなく、正しい知識と理解に基づき、家族などの身近な人に対して、傾聴を中心とした支援を行う心のサポーターの数を、目標値として設定する。

目標値の設定に当たっては、令和十五年度末までに心のサポーター数が百万人となるよう、都道府県の将来人口を勘案し、目標値を設定することを基本とする。

５　住民のこころの状態（Ｋ６）

地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備の状況を評価及び検討するため、住民の心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を把握することが望ましい。

住民の心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度の把握に当たっては、Ｋ６という尺度を活用し、評価することを基本とする。

三

福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和十一年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、令和六年度の一般就労への移行実績の一・三一倍以上とすることを基本とする。この際、就労移行支援事業、就労継続支援Ａ型事業（就労継続支援Ａ型（規則第六条の十第一号の就労継続支援Ａ型をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）及び就労継続支援Ｂ型事業（就労継続支援Ｂ型（同条第二号の就労継続支援Ｂ型をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和十一年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定めることとする。

具体的には、就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和六年度の一般就労への移行実績の一・一四倍以上とすることを基本とする。さらに、事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が五割以上の事業所を全体の五割以上とすることを基本とする。また、就労継続支援については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であること等に鑑み、就労継続支援Ａ型事業については令和六年度の一般就労への移行実績のおおむね一・五二倍以上、就労継続支援Ｂ型事業についてはおおむね一・六七倍以上を目指すこととする。

また、障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率（過去六年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に四十二月以上七十八月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合をいう。以下同じ。）に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、令和六年度の実績の一・四七倍以上とすることを基本とする。

さらに、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が七割以上の事業所を全体の二割五分以上とすることを基本とする。

令和七年十月より、本人の自立に向けた一般就労への移行を含め、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援事業（就労選択支援を行う事業をいう。以下同じ。）が開始された。この就労選択支援の障害種別にかかわらない積極的な利用を促すため、就労選択支援を提供できるよう体制確保に努めるとともに、就労選択支援においては地域との連携が重要であることから、協議会の設置圏域ごとに就労選択支援事業所を一事業所以上設置することを基本とする。

加えて、都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。

また、就労選択支援の施行に伴い、就労継続支援Ｂ型は、令和七年十月より、「就労選択支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者」が利用対象となった（就労経験がある者等は就労選択支援を経ずに就労継続支援Ｂ型の利用が可能である。）。また、令和九年四月より、支援体制の整備状況を踏まえつつ、新たに就労継続支援Ａ型を利用する場合や就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する場合においても「就労選択支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者」が利用対象となる。就労選択支援の積極的な利用を促すため、令和十一年度の就労選択支援を利用する障害者の数を八万二千人以上とする。

なお、一般就労に移行する者の数に係る目標値の設定に当たり、令和八年度末において、障害福祉計画で定めた令和八年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和十一年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

これらの目標値を達成するため、市町村及び都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の産業・労働担当部局、教育委員会等の教育担当部局、都道府県労働局等の関係機関との連携体制を整備することが必要である。その際、都道府県ごとに、就労支援の関係者からなる障害者雇用支援合同会議を設け、障害福祉計画の目標値の達成に向けた取組の推進等、統一的に施策を進めていくことが考えられる。なお、将来的には、圏域ごとに同様の取組を行うことが望ましい。

また、これらに加えて、就労支援について、障害保健福祉施策と労働施策の双方から重層的に取り組むため、都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局及び都道府県労働局と連携して、別表第一の一に掲げる事項を令和十一年度の活動指標として設定して取り組むことが適当である。

なお、一般就労中における就労系障害福祉サービスの一時的な利用についても、支援の必要性に応じて適切に利用されるよう取り組むことが必要である。この際、就労移行支援、就労継続支援及び就労定着支援の提供体制の動向や障害者雇用に係る求人の状況といった、地域における障害者の就労支援に関する状況を把握し、関係機関等と共有した上で、連携した取組を推進することが望ましい。

また、離職者や特別支援学校等の卒業者に対する就職の支援、障害者に対して一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図ること等、障害者雇用全体についての取組を併せて進めることが望ましい。この際、大学（四年制大学のほか、短期大学、大学院及び高等専門学校を含む。）在学中の学生についても、早期に専門的な就労支援を利用することが、その後の就職活動を円滑に進める上で効果的である場合もあることから、都道府県等においては、関係機関等と連携して取り組むことのほか、就労移行支援について、標準利用期間（二年間）を超えて支給決定を行う場合や複数回利用希望があった場合に、個々の対象者の状況を勘案して判断されるよう適切に取り組むことが望ましい。あわせて、重度障害者については、就労やその希望に関する状況、職場や通勤における支援ニーズを把握した上で、雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業の的確な実施について検討を行い、必要な支援体制を整えることが必要である。

さらに、直ちに一般就労に移行することが難しい場合においても、適性に応じて能力を発揮し、地域において自立した生活を実現するため、就労継続支援事業における工賃等の向上を引き続き図っていくことが望ましい。このため、都道府県が工賃の向上に関する計画を作成した場合は、目標工賃等の概要について都道府県障害福祉計画上に記載し、周知を図ることが適当である。この際、あわせて、就労継続支援事業等における農福連携の取組が進むよう、農福連携に関する理解を図るとともに、各事業所に対する支援を進めることが望ましい。

加えて、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成二十四年法律第五十号）において、都道府県及び市町村は障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成することとされており、障害福祉計画においては、当該方針との整合性を図りながら、官公需に係る障害者就労施設等の受注機会の拡大や調達目標金額等について記載し、就労継続支援事業における工賃等の向上の取組と一体的に取組を進めることが望ましい。

なお、今後ますます進む高齢化を見据え、高齢障害者の社会参加や就労に関する多様なニーズに対応するため、就労継続支援Ｂ型事業等による適切な支援を実施するとともに、高齢障害者のニーズに応じて、他のサービスや事業に適切につなぐことができる体制の構築を進めることが望ましい。

四　障害児支援の提供体制の整備等

１　重層的な地域支援体制の構築及び障害児の地域社会への参加・インクルージョンの推進

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和十一年度末までに、各市町村において、次に掲げる児童発達支援センターの中核的な支援機能を確保することを基本とする。

㈠　幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能

㈡　地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能

㈢　地域のインクルージョン推進の中核としての機能

㈣　地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能

なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。また、地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制の確保であっても差し支えない。その際、都道府県は、広域的な調整の観点から、管内の市町村が取り組む支援体制の整備に積極的に関与していくことが必要である。

児童発達支援センターの中核的な支援機能のうち、地域のインクルージョン推進の中核としての機能を確保する際には、保育所等における障害児の受入れの体制の整備状況を踏まえた上で、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、インクルージョンを推進する体制を構築することを基本とする。

また、インクルージョン推進のため、令和十一年度末までに、各都道府県及び各市町村において、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

２　難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援を受けられるように、難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針作成に関する検討会が令和四年二月二十五日に取りまとめた「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」に基づき、都道府県は、難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を策定する。当該計画を障害児福祉計画に盛り込む場合には、当該基本方針における基本的な取組及び地域の実情に応じた取組について明記する。

その際、令和十一年度末までに、各都道府県、また必要に応じて指定都市において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等を活用し、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制の構築に向けた取組を進めることを基本とする。

３　主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保等

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、令和十一年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所（児童発達支援を行う事業所をいう。以下同じ。）及び放課後等デイサービス事業所（放課後等デイサービスを行う事業所をいう。）を各市町村に少なくとも一箇所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。また、地域の実情により主に重症心身障害児を受け入れる体制を整備した児童発達支援センターをはじめとする障害児通所支援事業所等の確保であっても差し支えない。

４　医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、令和十一年度末までに、各都道府県において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

５　障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置

障害児入所施設に入所している児童が十八歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、令和十一年度末までに各都道府県及び各指定都市において、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。

６　障害児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保

障害児相談支援については、障害者に対する相談支援と同様に、質の確保及びその向上を図りながら、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて、のぞまないセルフプランの解消に向けた支援の提供体制の構築を図りつつ、地域における多様な障害児及びその家族を支援する観点から、令和十一年度末までに、各市町村又は圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携体制を確保した上で、障害児相談支援を利用していない場合も含め、障害児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保することを基本とする。

７　強度行動障害の状態にある児の支援のための体制の整備

強度行動障害の状態にある児の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和十一年度末までに、各都道府県、また必要に応じて指定都市において、強度行動障害の状態にある児に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

五　地域生活支援の充実

障害者の地域生活への移行支援及び地域生活支援を充実させるため、令和十一年度末までに、各市町村は、地域生活支援拠点等を整備し（複数市町村による共同整備を含む。）、当該市町村の全ての日常生活圏域を支援の対象とすることを基本とする。

また、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を更に進める観点から、これらの地域生活支援拠点等に拠点コーディネーターを配置すること、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者を配置すること並びに年一回以上、支援の実績等を踏まえた運用状況（地域生活支援拠点等の各機能が果たされているかの状況）を検証及び検討することを基本とする。

強度行動障害の状態にある者の支援ニーズを把握し、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であることから、令和十一年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害の状態にある者について、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備することを基本とする。

六　相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため、令和十一年度末までに、全ての市町村において、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等及び協議会の設置・整備を行った上で、これらを連携させること、基幹相談支援センターが別表第一の十に掲げる地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保すること、基幹相談支援センターが協議会の運営に関与すること等により、個別事例の検討を通じて地域における障害者の支援体制の整備に取り組む体制を確保することを基本とする。

また、都道府県及び市町村においてセルフプランに関する分析等を行うとともに、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて相談支援体制の充実・強化等を図ることにより、令和十一年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロにすることを基本とする。

七　障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

障害福祉人材の確保・定着を図ることは重要であり、都道府県は、管内市町村と連携しつつ、地域のニーズを踏まえて計画的に専門人材を養成する必要がある。このため、都道府県において、相談支援専門員、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者等の養成に向けた研修を実施することとする。また、障害福祉サービス等の提供に当たっては、意思決定支援の適切な実施が重要であり、都道府県において、障害福祉サービス事業者、相談支援事業者等に対する「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」（平成二十九年三月三十一日付け障発〇三三一第十五号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別添。以下「意思決定支援ガイドライン」という。）の普及啓発に取り組むとともに、相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に対する意思決定支援ガイドライン等を活用した研修を実施することを基本とする。障害当事者が研修講師として参画したり、研修内容の企画に関わったりすること等も考えられる。

加えて、各事業所における当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上の取組を推進するため、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画二〇二五年改訂版」（令和七年六月十三日閣議決定）及び「省力化投資促進プラン―障害福祉―」（令和七年六月十三日厚生労働省）を踏まえ、各都道府県においては人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口を設置することを基本とする。また、各都道府県において、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上やこれを通じた職場環境改善及び経営改善支援に向けた関係者の連携を図る協議会を設置し、ワンストップ窓口との連携を図ることを基本とする。

八　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要である。そのため、都道府県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。また、障害者自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要となる。

そこで、これらの取組を通じて利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和十一年度末までに、別表第一の十三に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

また、利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスの選択や、事業者が提供するサービスの質の向上に資するよう、障害福祉サービス等情報公表制度（障害者総合支援法第七十六条の三の規定に基づき都道府県知事等が事業所の報告内容を公表する制度をいう。以下同じ。）において、各事業所の情報が適切に公表されることが重要である。このため、各都道府県、政令市又は中核市における管内事業所の情報の公表率及び更新率を百パーセントとすることを基本とする。

第三　計画の作成に関する事項

一　計画の作成に関する基本的事項

1　作成に当たって留意すべき基本的事項

第一の一の基本的理念を踏まえるとともに、第二に定める成果目標の達成に向けて実効性のあるものとするため、次に掲げる点に配慮して作成を進めることが適当である。

㈠　障害者等の参加

障害福祉計画等の作成に当たっては、サービスを利用する障害者等のニーズの把握に努めるほか、多様な状況にある障害者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めることが必要である。

㈡　地域社会の理解の促進

グループホーム等の設置等サービスの基盤整備に当たっては、障害及び障害者等に対する地域社会の理解が不可欠であり、障害福祉計画等の作成に当たっては、協議会を活用するとともに、障害者等をはじめ、地域住民、企業等の参加を幅広く求めるほか、啓発・広報活動を積極的に進める。

㈢　総合的な取組

障害福祉計画等の作成に当たっては、障害者総合支援法及び児童福祉法の基本理念を踏まえ、自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児支援について保健、医療、介護、児童福祉、教育、文化芸術、雇用等の関係機関と連携しながら総合的に取り組むものとなることが必要である。

計画の作成のための体制の整備

障害福祉計画等の作成に当たっては、障害者等をはじめ幅広い関係者の参加を求めて意見の集約の場を設けるとともに、①市町村及び都道府県の関係部局相互間の連携、②市町村、都道府県相互間の連携を図るための体制の整備を図ることが必要である。

㈠　作成委員会等の開催

障害福祉計画等を地域の実情に即した実効性のある内容のものとするためには、サービスを利用する障害者等をはじめ、事業者、雇用、保健、介護、児童福祉、教育、医療等の幅広い関係者の意見を反映することが必要である。このため、こうした幅広い分野の関係者から構成される障害福祉計画等作成委員会（以下「作成委員会」という。）等意見集約の場を設けることが考えられる。この場合において、障害者総合支援法第八十八条第九項及び第八十九条第八項並びに児童福祉法第三十三条の二十第九項及び第三十三条の二十二第七項においては、協議会を設置している場合には、その意見を聴くよう努めなければならないとされていることから、協議会を活用することも考えられる。また、障害者総合支援法第八十八条第十項及び第八十九条第九項並びに児童福祉法第三十三条の二十第十項及び第三十三条の二十二第八項においては、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第三十六条第一項及び第四項の合議制の機関を設置している場合には、その意見を聴かなければならないとされていることから、当該機関を活用することも考えられる。

2

㈡　市町村及び都道府県の関係部局相互間の連携

障害福祉計画等の作成に当たっては、介護保険担当部局、子育て支援や母子保健等の児童福祉担当部局、労働担当部局、保健医療担当部局、地域振興担当部局、住宅政策担当部局、デジタル担当部局、情報通信担当部局、文化行政担当部局等の関係部局及び教育委員会等の教育担当部局並びに都道府県労働局等の関係機関と連携して作業に取り組む体制を整備し、協力して作成することが必要である。

㈢　市町村と都道府県との間の連携

市町村は、住民に最も身近な基礎的な自治体として、障害福祉サービス等（都道府県の地域生活支援事業に係る部分を除く。）並びに障害児通所支援及び障害児相談支援の実施に関して、また、都道府県は、障害児入所支援の実施に関して、一義的な責任を負っている。これに伴って、都道府県は、市町村の方針を尊重しつつ、市町村の行う事業が適正かつ円滑に実施されるよう、市町村に対する支援を行うことが求められる。特に、障害福祉サービス並びに障害児通所支援及び障害児入所支援を提供するための福祉施設の整備等に関しては、広域的調整を図る役割を有している。

このため、障害福祉計画等の作成に当たっては、市町村と都道府県との間で密接な連携を図ることが必要であり、市町村は、都道府県による広域的調整との整合性を図るため、都道府県と意見を交換することが必要である。また、都道府県は、地域の実情に応じた障害福祉サービス並びに障害児通所支援及び障害児入所支援の提供体制の整備を進める観点から、都道府県としての基本的考え方を示すとともに、圏域を単位として広域的な調整を進めるために、関係市町村との協議の場を設ける等、適切な支援を行うことが望ましい。

3　障害者等のサービスの利用実態及びニーズの把握

障害福祉サービス並びに障害児通所支援及び障害児入所支援の必要な量を見込む等の際は、利用者が真に必要とする質の高いサービスの提供を行うため、地域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握しつつニーズを把握することが必要である。

指定障害福祉サービス事業者等の指定については、関係市町村長が都道府県知事に対し障害福祉計画又は障害児福祉計画との調整を図る見地からの意見を申し出ること、都道府県はその意見を勘案して指定に必要な条件を付すことができるとされており、きめ細かい地域ニーズに応じたサービス提供体制の確保のため、都道府県及び市町村においては、本制度を積極的に活用することが重要である。このため、都道府県においては、管内市町村に対し、事業者の指定時に通知を求めるかの照会を明示的に行うとともに、市町村においては、都道府県に対する通知の求めや意見の申出について積極的に実施することが望ましい。また、意見を申し出る際は、障害福祉計画等の記載が根拠となることから、本制度の活用を念頭に、障害者等のニーズを的確に把握し、計画に位置付けることが重要である。また、政令市及び中核市においても、障害福祉計画等との調整を図る見地から、事業者指定に当たり必要な条件を付すことができるため、同様に、必要なニーズを計画に位置付けることが重要である。

その上で、障害福祉サービス等の提供体制が地域のニーズに対して過剰なものとならないよう、特定障害福祉サービス（障害者総合支援法第三十六条第二項に規定する特定障害福祉サービスをいう。以下同じ。）及び特定障害児通所支援（児童福祉法第二十一条の五の十五第二項に規定する特定障害児通所支援をいう。以下同じ。）に係る事業者の指定に当たっては、都道府県等は、当該サービスの量が、障害福祉計画等において定める必要な量に既に達している等、障害福祉計画等の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、事業者の指定をしないことができることとされている。特に、別表第五の一の項に掲げる要件に該当する市町村における事業者の指定に当たっては、都道府県等は、当該規定を踏まえた対応が必要である。ただし、地域の実情を踏まえ、強度行動障害の状態にある児者や高次脳機能障害を有する児者、医療的ケアを必要とする児者等の重度障害児者等の個別ニーズを勘案し、必要な場合には、当該個別ニーズへの対応の必要性や当該サービスの重度障害児者等の利用者数の見込みを障害福祉計画等に定める等により、当該個別ニーズに対応する事業者を指定する等の運用が望ましい。その際、市町村においては、当該ニーズに関する意見の申出を積極的に実施することとする。

障害者等のサービスの利用実態やニーズの把握を踏まえた、障害福祉計画等の策定に当たっては、障害福祉等関連情報等の利用やロジックモデル等のツールの活用、各地方公共団体において実施しているＥＢＰＭやＰＤＣＡに関する取組等、実効的な計画の策定を行うよう努めることが必要である。また、指標に係る目標との乖離が生じた場合には、利用実態等を踏まえながら、検証することが望ましい。

加えて、障害者等が可能な限りその身近な地域において必要な支援を受けられる環境を整備する観点から、地域の実情に応じて、市町村内のよりきめ細かな地域単位でのニーズや、医療的ケアを必要とする者や重度の障害者等のニーズについても把握することが望ましい。

このため、現在のサービスの利用実態について分析を行うとともに、地域の実情に応じ、アンケート、ヒアリング等によるニーズ調査等を行うことが適当である。なお、ニーズ調査等については、郵送によるアンケート、障害種別・年齢別に対象者を選択してのヒアリング、障害者関係団体からのヒアリング等様々な方法が考えられるが、地域の実情、作業日程等を勘案しつつ、適切な方法により実施することが考えられる。

4　障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備

都道府県及び市町村は、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズについて、障害児通所支援等を利用する障害児の保護者に調査を行う等により把握し、都道府県及び市町村において利用ニーズを満たせる定量的な目標を示した上で、子ども・子育て支援等の利用を希望する障害児が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障害児の受入れの体制整備を行うものとする。

5　区域の設定

都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画（以下「都道府県障害福祉計画等」という。）においては、指定障害福祉サービス（障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。）、指定地域相談支援（障害者総合支援法第五十一条の十四第一項に規定する指定地域相談支援をいう。以下同じ。）、指定計画相談支援（障害者総合支援法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）、指定通所支援（児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）及び指定障害児相談支援（同法第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。以下同じ。）の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域（障害者総合支援法第八十九条第二項第二号及び児童福祉法第三十三条の二十二第二項第二号に規定する都道府県が定める区域をいう。別表第二の三㈠の項⑤及び別表第四を除き、以下同じ。）を定めるものとされており、各都道府県は、他のサービスとの連携を図る観点から、圏域を標準として当該区域を定めることが必要である。

6　住民の意見の反映

障害福祉計画等を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者等を含む地域住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めることが必要である。この場合、作成委員会等の設置に際して、公募その他の適切な方法による地域住民の参画、インターネット等の活用によるパブリックコメントの実施、公聴会（タウンミーティング）の開催、アンケートの実施等様々な手段により実施することが考えられる。

7　他の計画等との関係

障害福祉計画等は、障害者計画（障害者基本法第十一条第二項に規定する都道府県障害者計画及び同条第三項に規定する市町村障害者計画をいう。）、地域福祉計画、地域医療構想（医療法第三十条の三の三第一項に規定する地域医療構想をいう。）及び医療計画、介護保険事業計画（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画及び同法第百十八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画をいう。）、子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画及び同法第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画をいう。）、賃貸住宅供給促進計画（住宅セーフティネット法第五条第一項に規定する都道府県賃貸住宅供給促進計画及び住宅セーフティネット法第六条第一項に規定する市町村賃貸住宅供給促進計画をいう。）その他の法律の規定による計画等であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものとすることが必要である。

8　定期的な調査、分析及び評価並びに必要な措置

障害福祉計画等に盛り込んだ事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、障害福祉計画等を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

そのため、成果目標及び活動指標については、少なくとも年一回は実績を把握し、障害者施策及び障害児施策並びに関連施策の動向も踏まえながら、障害福祉計画等の中間評価として分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、障害福祉計画等の変更、事業の見直し等の措置を講じることが適当である。中間評価の際には、協議会、合議制の機関等の意見を聴くとともに、その結果について公表するよう努めることが望ましい。

これに加え、活動指標については、より高い頻度で障害種別ごとに実績を把握し、設定した見込量等の達成状況等の分析及び評価を行うことが望ましい。

二　市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項

市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画（以下「市町村障害福祉計画等」という。）においては、別表第二の二の項に掲げる事項、同表の三の項中各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援（以下「指定障害福祉サービス等」という。）及び指定通所支援又は指定障害児相談支援（以下「指定通所支援等」という。）の種類ごとの必要な量の見込みに関する事項並びに同表の四の項に掲げる事項は定めなければならない事項とし、同表の三の項中各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策に関する事項並びに同表の五の項に掲げる事項は定めるよう努めなければならない事項とし、同表の一の項に掲げる事項、同表の六の項に掲げる事項及び同表の七の項に掲げる事項は盛り込むことが望ましい事項とする。また、次に掲げる点を考慮して作成を進めることが適当である。

1　障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項

障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制を確保するため、第二に即して成果目標を設定する。また、当該成果目標については、これまでの取組を更に推進するものとなるよう、障害福祉計画の実績及び地域の実情を踏まえて設定することが適当である。

2　各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

㈠　各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み

令和十一年度までの各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定める。

その際には、別表第一を参考としつつ、現在の利用実績等に関する分析、障害者等のサービスの利用に関する意向、心身の状況等を勘案しつつ、地域の実情を踏まえて設定することが適当である。特に、別表第五の一の項に掲げる要件に該当する市町村においては、特定障害福祉サービス及び特定障害児通所支援の種類ごとの必要な量の見込みを定めるに当たっては、次に掲げる方法により設定することを基本とする。

(1)　同表の二の項に掲げる算定方法

(2)　地域の具体的なニーズ調査を踏まえ、市町村障害福祉計画等において、(1)と異なる算定方法をその必要性及び根拠を添えて示す場合には、当該算定方法

また、指定障害福祉サービスのうち生活介護、就労継続支援Ｂ型及び施設入所支援の必要な量の見込みについては、継続入所者の数を除いて設定するものとし、指定通所支援等の必要な量の見込みについては、保育所等における障害児の受入れの体制の整備状況を踏まえた上で、設定するものとする。

さらに、指定障害福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込みの設定に当たっては、障害児通所支援や障害児入所支援から障害福祉サービスへ円滑に支援の移行を図ることを考慮しながら設定することが必要である。

特に、障害児入所支援から障害福祉サービスへの支援の移行に当たっては、市町村は都道府県、学校、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等の関係機関と連携しながら、障害児が指定障害児入所施設等（児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等をいう。以下同じ。）へ入所した後から、退所後の支援を見据え、十八歳以降の支援の在り方について、適切な時期に必要な協議が行われるよう体制整備を図っていくことが必要である。

㈡　指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の事業を行う者の確保に関する方策を定める。

この場合において、指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の事業を行う意向を有する事業者の把握に努めた上で、広く情報提供を行う等により多様な事業者の参入を促進するための工夫を図ることが適当である。

特に、訪問系サービス及び指定通所支援については、障害者等の地域生活を支える基本事業であるため、各市町村において事業を実施する事業所を最低一箇所確保できるよう努める必要がある。また、指定通所支援等については、指定通所支援等の事業を行う者に対して、障害児に対する質の高い専門的な発達支援を行うことを徹底した上で、事業者の確保に努めることが必要である。さらに、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の事業を行う事業所についてもその確保に努める必要がある。なお、小規模町村等において、訪問系サービスや指定通所支援を行う事業所を確保できない場合は、介護保険制度における訪問介護事業所や居宅介護支援事業所に対して、障害者総合支援法に基づく居宅介護事業所としての指定を取るよう促すことや、共生型サービスの指定制度を周知することなどの工夫が必要である。加えて、障害者等が地域で安心して暮らしていくためには、介護者が病気等になったとき等に対応できる短期入所サービスの充実を図っていくことが重要であり、医療型短期入所をはじめとした指定短期入所事業所の確保に努める必要がある。

㈢　地域生活支援拠点等の機能の充実

地域生活支援拠点等の機能の充実については、地域レベルでの取組の基礎とするため、障害者等の高齢化・重度化や「親なき後」を見据え、課題に応じてどのような機能をどの程度備えるべきかについて、障害福祉サービスや相談支援等のニーズ、既存の障害福祉サービスや相談支援等の整備状況、基幹相談支援センターの設置状況等、地域の実情に応じて、地域生活支援拠点等として目指すべき姿を検討することが求められる。

このため、地域生活支援拠点等を運用していく中で明らかになった課題、例えば、現状の地域生活支援拠点等だけでは対応が困難な地域や障害種別、障害特性等については、協議会等を活用することで情報を共有し、機能を補完する方策の検討や関係者への研修の実施等を通じて、地域生活支援拠点等が地域のニーズや課題に応えられているか、機能の水準や充足状況は十分であるかについて継続的に検証及び検討を行うことで、障害者やその家族等の生活を地域全体で支える体制を構築する必要がある。当該検証及び検討に当たっては、地域生活支援拠点等に関与する全ての機関及び人材の有機的な連携を図ることを意識するとともに、都道府県障害福祉計画とも調和が保たれたものとすることが必要である。

㈣　圏域単位を標準とした指定障害福祉サービス及び指定通所支援の見通し並びに計画的な基盤整備の方策

施設入所者の地域生活への移行や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、障害児支援の提供体制の整備その他地域における課題を踏まえ、これらの課題への対応が立ち後れている市町村においては、必要となる指定障害福祉サービス及び指定通所支援の基盤整備を着実に行うために都道府県との協働により計画的に指定障害福祉サービス及び指定通所支援の基盤整備を行うことが必要である。

このため、このような市町村においては、都道府県が三の2の㈣によりサービスの種類及び量の見通し並びに整備計画を作成する際には、協働により作成作業を行うとともに、当該整備計画等において関連する内容を市町村障害福祉計画等に反映することが必要である。

3

市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項

市町村の地域生活支援事業の実施に関して、第二に定める成果目標の達成に資するよう地域の実情に応じて、次の事項を定める。

㈠　実施する事業の内容

㈡　各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み

㈢　各事業の見込量の確保のための方策

㈣　その他実施に必要な事項

4　関係機関との連携に関する事項

㈠　指定障害福祉サービス等及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項

第二に定める成果目標の達成に向けて、障害保健福祉の観点からのみならず、医療、教育、雇用等の分野を超えた総合的な取組が不可欠であり、医療機関、教育機関、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関と連携することが必要である。

㈡　指定通所支援等の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項

第二に定める成果目標の達成に向けて、障害保健福祉の観点からのみならず、保健、医療、児童福祉、教育等の分野を超えた総合的な取組が不可欠であり、医療機関、教育機関その他の関係機関と連携することが必要である。

三　都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項

都道府県障害福祉計画等においては、別表第三の三の項に掲げる事項、同表の四の項中各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込みに関する事項、同表の六の項に掲げる事項並びに同表の七の項に掲げる事項は定めなければならない事項とし、同表の四の項中各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策に関する事項、同表の八の項に掲げる事項並びに同表の九の項に掲げる事項は定めるよう努めなければならない事項とし、同表の一の項に掲げる事項、同表の二の項に掲げる事項、同表の五の項に掲げる事項、同表の十の項に掲げる事項及び同表の十一の項に掲げる事項は盛り込むことが望ましい事項とする。また、次に掲げる点を考慮して作成を進めることが適当である。

1　障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項

障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の提供体制を確保するため、第二に即して成果目標を設定する。また、成果目標については、これまでの取組を更に推進するものとなるよう、障害福祉計画の実績及び地域の実情を踏まえて設定することが適当である。

2　区域ごとの各年度の指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み並びにその見込量の確保のための方策

㈠　各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み

区域ごとに令和十一年度までの各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定める。

その際には、市町村障害福祉計画等における数値を区域ごとに集計したものを基本として、これを更に都道府県全域で集計した結果が、都道府県障害福祉計画等における見込みの数値と整合性がとれるよう、また特に精神障害に関しては、医療計画における基準病床数算定式で算定された病床数等と整合性がとれるようにするとともに、退院先の市町村において必要なサービスが確保されるよう、都道府県は、市町村と調整することが必要である。また、指定障害福祉サービスのうち生活介護、就労継続支援Ｂ型及び施設入所支援の必要な量の見込みについては、継続入所者の数を除いて設定するものとする。

なお、都道府県においては、市町村ごとの障害福祉計画における福祉施設入所者の地域生活への移行に関する目標値を踏まえ、特に障害者支援施設の改築・改修に当たっては、管内市町村における施設の空き定員や真に施設入所支援が必要な者の状況も考慮し、地域のニーズに応じた小規模化を含む定員の見直しに向けて調整することが望ましい。

また、障害者総合支援法及び整備法による改正後の児童福祉法施行以前に、障害福祉サービス又は障害児通所支援が未実施であった市町村におけるサービスの確保や、指定地域相談支援若しくは指定計画相談支援又は指定障害児相談支援等の確保に留意することが必要である。

㈡　指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の事業を行う者の確保に関する方策を定める。

この場合において、指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の事業を行う意向を有する事業者の把握に努めた上で、広く情報提供を行う等により多様な事業者の参入を促進するなどの工夫を図ることが適当である。

ただし、指定通所支援等については、指定通所支援等の事業を行う者に対して、障害児に対する質の高い専門的な発達支援を行うことを徹底した上で、事業者の確保に努めることが必要である。

㈢　地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた市町村支援等

地域生活支援拠点等の機能の充実については、都道府県は二の2の㈢における検証及び検討の際に、都道府県内の市町村を包括する広域的な見地から、施設入所支援の利用者数の見込み等を集約するとともに、各市町村から地域生活支援拠点等の運営に関する検証及び検討状況等の聞き取りを行い、市町村障害福祉計画との調整を図るものとする。また、都道府県は、市町村における地域生活支援拠点等の整備（複数市町村における共同整備を含む。）に当たって必要な支援を行うとともに、地域生活支援拠点等の機能の充実に資するよう、運営に関する研修会等の開催や管内市町村における好事例の紹介、現状や課題の共有等、必要な支援を継続的に行う必要がある。

㈣　圏域単位を標準とした指定障害福祉サービス及び指定通所支援の見通し並びに計画的な基盤整備の方策

施設入所者の地域生活への移行や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、障害児通所支援の地域支援体制の整備その他地域における課題を踏まえ、これらの課題への対応が立ち後れている地域においては、必要となる指定障害福祉サービス及び指定通所支援の基盤整備を着実に行うために都道府県と市町村が協働により計画的に指定障害福祉サービス及び指定通所支援の基盤整備を行うことが必要である。

このため、このような地域においては、圏域単位を標準として、地域における課題を整理した上で、令和十一年度において障害者等の支援に必要となる指定障害福祉サービス及び指定通所支援の種類及び量の見通しを明らかにすることが必要である。加えて、当該見通しを達成するために新たに必要となる指定障害福祉サービス及び指定通所支援を実施する事業所数（訪問系サービスを実施する事業所数を除く。以下同じ。）を見込むとともに、年次ごとの事業所の整備計画（以下「整備計画」という。）を作成することが必要である。なお、サービスの種類及び量の見通し並びに整備計画の作成に当たっては、別表第三に掲げる事項に留意しつつ作成することが必要である。また、作成された整備計画等の内容は、関係する市町村障害福祉計画等に反映し、都道府県と市町村が一体的に取り組むことが必要である。

3　各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数

令和十一年度までの各年度における指定障害者支援施設（障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数については、別表第一を参考としつつ、設定することが適当である。なお、それらの必要入所定員総数については、継続入所者の数を除いて設定するものとする。

また、指定障害児入所施設等の必要入所定員総数については、障害児入所支援から障害福祉サービスへ円滑に支援の移行を図ることを考慮しながら設定することが必要である。

このため、都道府県は市町村と連携し、障害児入所施設や障害福祉サービス事業所等と協力しながら、指定障害児入所施設等に入所が必要な障害児のニーズを把握し、地域の実情を踏まえて設定するとともに、障害児が指定障害児入所施設等へ入所した後から、退所後の支援を見据え、連絡調整を図っていくことが必要である。

4　指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等に従事する者の確保又は資質の向上並びに指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置

指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等並びに指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の施設障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス等支援」という。）の提供に当たって基本となるのは人材であり、国、都道府県、市町村及び指定障害福祉サービス等支援の事業者は、指定障害福祉サービス等支援に係る人材の養成、提供されるサービスに対する第三者による評価等を総合的に推進することが重要である。

㈠　サービスの提供に係る人材の研修

人材の養成については、サービス提供に係る責任者及び専門職員の養成のみならず、サービス提供に直接必要な担い手の確保を含め、指定障害福祉サービス等支援に係る人材を質量ともに確保することが重要である。

障害者総合支援法及び児童福祉法の下では、サービス提供に係る専門職員として、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者及び相談支援専門員を、指定障害福祉サービス、指定通所支援、指定障害児入所支援、指定地域相談支援、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の事業者ごとに配置することとしており、都道府県は、これらの者に対して、サービス管理責任者養成研修や、児童発達支援管理責任者研修、相談支援従事者研修等を十分に実施することが必要である。また、サービスの直接の担い手である居宅介護従事者の養成等についても、障害者等の特性に応じた支援を提供可能な人材を確保できるよう、居宅介護職員初任者研修に加え、重度訪問介護従業者養成研修や、同行援護従業者養成研修、行動援護従業者養成研修等を十分に実施することが必要である。障害児支援人材の育成については、全国どの地域においても質の高い障害児支援の提供が図られるよう、都道府県において、第一の四の６に掲げる取組を進めることが重要である。

行動障害を有する障害者等に対し、その特性の理解に基づいて適切な支援を行うため、施設従事者、居宅介護従事者等が知識や支援手法を修得可能となる専門的な研修を実施することが必要である。

さらに、利用者と同じ目線に立って相談・助言等を行うピアサポーターについて、ピアサポートの質を確保する観点から、都道府県において障害者ピアサポート研修を実施することが必要である。

また、精神障害者の特性に応じた適切な支援が実施できるよう、保健所、精神保健福祉センター（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第六条第一項の精神保健福祉センターをいう。以下同じ。）、高次脳機能障害者支援センター等との連携による専門分野別の研修等、地域の実情に応じた研修に取り組むことが望ましい。また、罪を犯した障害者等の特性に応じた適切な支援についても、保健所、精神保健福祉センター、地域生活定着支援センター等との連携による専門分野別の研修等地域の実情に応じた研修に取り組むことが望ましい。

都道府県は、それぞれの研修をサービス種別ごとに計画的に実施し、指定障害福祉サービス等支援に係る人材の確保又は資質の向上に関する総合的な施策に取り組むことが必要である。このため、都道府県は、研修の実施方法、実施回数等を定めた研修計画を作成するとともに、研修受講者の記録の管理等を行うことが必要である。なお、相談支援専門員に向けた研修を行うに当たっては、難病患者等や重症心身障害児者、医療的ケア児等の特性に応じた適切な支援についても十分に理解が図られるようなものとすることが重要である。さらに、適切な支援の提供が障害者等の自立及び社会参加に資することも踏まえ、地域生活支援事業における障害者相談支援事業及び介護給付費等の支給決定事務に係る業務を適切かつ主体的に実施するため、市町村職員に対して相談支援従事者研修の受講を促すことが望ましい。

また、医療的ケアを必要とする障害者等に対する支援体制の充実を図るため、喀痰（かくたん）吸引等の業務を行うことができる人材の育成に努めることが必要である。

さらに、都道府県は、教育委員会等の教育担当部局と連携し、例えば、学校訪問を行い障害福祉に係る仕事を紹介する等により、若年層における障害福祉サービスに係る理解を促進する取組や、都道府県福祉人材センター（社会福祉法第九十三条第一項に規定する都道府県福祉人材センターをいう。）と連携し、福祉人材の無料職業紹介を行う等の取組を通じ、障害福祉サービス等支援に係る人材の確保を支援することが望ましい。

㈡　指定障害福祉サービス等支援の質の確保・向上

障害福祉サービス事業への新規参入が増加する中、不適切な事業運営を行う事業所をなくし、サービスの質の確保・向上を図ることが重要である。

指定障害福祉サービス等支援の質の向上のための方策として、事業者から提供されるサービスについて、第三者による評価を行うことも考えられる。社会福祉法第七十八条第一項において、社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならないこととされているところであり、都道府県は、事業者の求めに応じて、適切な第三者評価が実施できるような体制の整備を行い、第三者評価の制度を積極的に活用するよう支援することが望ましい。

就労系障害福祉サービスの質の確保についても、指定就労継続支援事業所の新規指定や運営状況の把握に関するガイドラインを踏まえ、適切な事業運営の確保に向けて取り組むことが必要である。

また、サービスの質の確保・向上に取り組むに当たっては、事業者自ら運営を適正にしていく取組が重要である。例えば、障害者支援施設及び共同生活援助については、事業運営の透明性の確保の観点から地域連携推進会議の開催が義務付けられているため、その確実な履行を求める、共同生活援助については、運営や支援内容に関する最低限の基準を示したガイドラインを踏まえ、支援の質の向上に努めることを求めるなど、サービスごとの特性を踏まえた適切な取組が推進されるよう、事業者に対する必要な周知等を行うことが必要である。

また、障害福祉サービス等情報公表制度の活用により、障害福祉サービス等又は障害者児通所支援等を利用する障害者等が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図ることが重要である。このため、都道府県においては、事業者に対して制度の周知を図るとともに、より多くの利用者や相談支援専門員等が当該制度を活用できるよう、利活用しやすい仕組みづくりや普及及び啓発に向けた取組を実施していくことが必要である。こうした取組等により、各事業者における確実な報告を促すとともに、指定更新時には事業者から適切に報告がなされているか確認を行うことが必要である。

さらに、障害福祉サービス等に係る国民の現状・実態の理解の促進や、必要なサービスの利用機会の確保等の観点から、令和七年度より、事業者の経営情報についても収集を行い、グルーピングした分析結果を公表する制度が創設されたところであり、適切に制度の運用に取り組むことが必要である。

加えて、障害福祉サービス等の質の確保のためには、「指定障害福祉サービス事業者等指導指針」（平成二十六年一月二十三日付け障発〇一二三第二号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別添一）、「指定障害福祉サービス事業者等監査指針」（同通知別添二）等に基づく、指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する運営指導・監査の適正な実施が必要である。また、運営指導・監査を行う都道府県等の職員の育成・研修等も重要である。

5　都道府県の地域生活支援事業の実施に関する事項

都道府県の地域生活支援事業の実施に関して、第二に定める成果目標の達成に資するよう地域の実情に応じて、次の事項を定める。

㈠　実施する事業の内容

㈡　各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み

㈢　各事業の見込量の確保のための方策

㈣　その他実施に必要な事項

6　関係機関との連携に関する事項

㈠　区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項

第二に定める成果目標の達成に向けて、障害保健福祉の観点からのみならず、医療、教育、雇用等の分野を超えた総合的な取組が不可欠であり、医療機関、教育機関、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関と連携することが必要である。

㈡　区域ごとの指定通所支援の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項

第二に定める成果目標の達成に向けて、障害保健福祉の観点からのみならず、保健、医療、児童福祉、保育、教育等の分野を超えた総合的な取組が不可欠であり、医療機関、教育機関その他の関係機関と連携することが必要である。

四　その他

1　計画の作成の時期

第八期障害福祉計画及び第四期障害児福祉計画は、令和九年度から令和十一年度までの三年間における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の量の見込み等について定めるものである。

2　計画の期間

障害福祉計画等は、三年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定を可能とする。ただし、国がこの指針を改定した時点において、都道府県及び市町村が報酬改定や制度改正の動向、地域の状況の変化、他の行政計画の見直し等を踏まえて、支給実績、障害福祉に関するニーズ、事業者の状況等について調査、分析及び評価を行い、その結果として算出されたサービス見込量と既存のサービス見込量について乖離が生じた場合は、サービス見込量の変更について三年を一期として必ず計画に反映させるとともに、新しい指針を踏まえた成果目標及び活動指標との乖離が生じた時等必要がある場合には計画期間の途中であっても見直しを行う。

3　計画の公表

市町村は、市町村障害福祉計画等を作成するときは、二の2の㈠に掲げる事項については、あらかじめ都道府県の意見を聴くこととし、併せて、その他の事項についても、都道府県と市町村が一体的に取り組むことができるよう都道府県と調整を行うことが望ましい。また、市町村障害福祉計画等を定めた際には、遅滞なく、公表するとともに、これを都道府県知事に提出することが必要である。

都道府県は、都道府県障害福祉計画等を作成したときは、遅滞なく、公表するとともに、これを厚生労働大臣に提出することが必要である。

4　その他

㈠　各都道府県が定める圏域に留意した上で、市町村が作成する障害福祉計画等については、共同策定が可能である。

㈡　サービスの見込量以外の活動指標については、地方公共団体の実情に応じて任意に定めることが可能である。

第四　その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

一　障害者等に対する虐待の防止

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号。以下「障害者虐待防止法」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）等を踏まえ、指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止委員会の設置、従業者に対する研修の実施、虐待の防止に関する担当者の配置等の措置を講じなければならない。

都道府県及び市町村においては、近年の通報・相談件数の増加等を踏まえ、事実確認調査の徹底と虐待対応体制の整備、重篤事例等の検証について、より一層の推進を図ることが重要である。

また、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室、こども家庭庁支援局障害児支援課作成）に沿って、都道府県障害者権利擁護センター（障害者虐待防止法第三十六条第一項の都道府県障害者権利擁護センターをいう。）、市町村障害者虐待防止センター（障害者虐待防止法第三十二条第一項の市町村障害者虐待防止センターをいう。）を中心として、福祉事務所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者及び障害児団体、学校、警察、法務局、司法関係者、民生委員、児童委員、人権擁護委員等から成るネットワークの活用、障害者等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組むとともに、それらの体制や取組については、定期的に検証を行い、必要に応じてマニュアルの見直し等を行うことが重要である。

地域の実情に応じて高齢者や児童の虐待防止に対する取組を行う機関とも連携しながら、効果的な体制を構築することが望ましい。さらに、学校、保育所等、医療機関における障害者を含む虐待防止の取組を推進するため、市町村と関係機関・部署との連携を図るとともに、学校、保育所等、医療機関の管理者等に対して都道府県の実施する障害者虐待防止研修への受講を促す等、より一層の連携を進めていく必要がある。

なお、市町村においては、引き続き、住民等からの虐待に関する通報があった場合に、速やかに障害者等の安全の確認や虐待の事実確認を行うとともに、市町村障害者虐待対応協力者（障害者虐待防止法第九条第一項に規定する市町村障害者虐待対応協力者をいう。）と協議の上、今後の援助方針や支援者の役割を決定する体制を取ることが必要である。特に、初動対応の方針決定や虐待の認定を判断する場面に管理職が必ず参加し、組織的な判断及び対応を行うべきことに留意する必要がある。

また、次に掲げる点に配慮し、障害者等に対する虐待事案を効果的に防止することが必要である。

1　相談支援専門員及びサービス管理責任者等による虐待事案の未然防止及び早期発見

都道府県及び市町村においては、虐待事案を未然に防止する観点から、相談支援専門員、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者等に対し、常日頃から虐待防止に関する高い意識を持ち、障害者等及びその養護者の支援に当たること、虐待と疑われる事案を発見した場合には速やかに通報することを求める必要がある。

また、指定障害福祉サービス事業所等及び指定障害児通所支援事業所等の設置者・管理者に対し、障害者等虐待防止研修受講や虐待防止委員会の設置、従業者への研修の実施、虐待防止担当者の配置を徹底することや、地域交流やボランティア等の受入れを通じて地域に開かれた事業運営を行うこと等について、各種研修や指導監査などあらゆる機会を通じて指導助言を継続的に行うことが重要である。特に、継続サービス利用支援（障害者総合支援法第五条第二十四項に規定する継続サービス利用支援をいう。）により、居宅や施設等への訪問を通じて障害者等やその世帯の状況等を把握することが可能であることに鑑み、相談支援事業者に対し、訪問による相談支援の機会等を通じた虐待の早期発見及び市町村との連携の重要性について周知を図る必要がある。

2　一時保護に必要な居室の確保

市町村においては、虐待を受けた障害者等の保護及び自立支援を図るため、一時保護に必要な居室を確保する観点から地域生活支援拠点等を活用するとともに、都道府県においては、必要に応じて、一時保護のために必要な居室の確保について市町村域を超えた広域的な調整を行うこととする。

3　指定障害児入所支援の従業者への研修

指定障害児入所支援については、児童福祉法に基づき、被措置児童等虐待対応が図られるとともに、指定障害福祉サービス事業所等及び指定通所支援事業所等と同様に、入所児童に対する人権の擁護、虐待の防止等の対応が求められており、設置者・管理者に対し、障害者等虐待防止研修受講や虐待防止委員会の設置、従業者への研修の実施、虐待防止担当者の配置を徹底することが必要である。

4　権利擁護の取組

障害者等の権利擁護の取組については、障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる利用者に対して支援を行うとともに、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行い、当該制度の利用を促進する必要がある。また、これらの取組を行うに当たっては、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第二十九号）を踏まえ、各市町村において作成に努めることとされている市町村成年後見制度利用促進基本計画との整合性が保たれるようにすることが望ましい。

5　精神障害者に対する虐待の防止

精神科病院における虐待防止に向けた取組を一層推進するため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）により、令和六年四月から、業務従事者等への研修や患者への相談体制の整備等が管理者に義務付けられたことや、業務従事者による虐待を発見した者に通報が義務付けられたこと等を踏まえ、都道府県においては、業務従事者等による通報の受理体制の整備、監督権限等の適切な行使や措置等の公表が求められる。

二　意思決定支援の促進

都道府県及び市町村は、指導監査等の機会を通じて、意思決定支援ガイドラインを踏まえた意思決定支援の取組状況やサービス担当者会議・個別支援会議における本人の同席等の状況を確認すること等により、障害福祉サービス等事業所における意思決定支援をより一層推進する必要がある。

さらに、市町村は、結婚、出産、子育てを含め、どのような暮らしを送るかは障害者本人が決めることを前提として、希望する生活の実現に向けた支援を行うため、障害福祉や母子保健、児童福祉の関係機関における各施策の連携に取り組むことが重要である。

三　障害者の文化芸術活動、スポーツ等による社会参加等の促進

障害者の文化芸術活動支援による社会参加等の促進に関しては、都道府県による障害者の文化芸術活動を支援するセンター及び広域的な支援を行うセンターにおける次の支援を推進する。

㈠　文化芸術活動に関する相談支援

㈡　文化芸術活動を支援する人材の育成

㈢　関係者のネットワークづくり

㈣　文化芸術活動に参加する機会の創出

㈤　障害者の文化芸術活動の情報収集及び発信

㈥　その他地域の実情等を踏まえ実施すべき障害者の文化芸術活動に関する支援等

また、障害者のスポーツによる社会参加等の促進に関しては、スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第二条第五項において、スポーツは、障害者をはじめとする全ての国民が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度その他の事由に応じ必要な配慮をしつつ、共生社会の実現に資することを旨として、推進されなければならないとされていることを踏まえ、スポーツを通じて社会参画するとともに、健康増進に資するよう、障害者のスポーツ実施環境の整備等により、スポーツを通じた共生社会の実現を目指すことが重要である。その際、学校部活動の地域展開等が進められていることも踏まえ、地域の実情等に応じて、教育、スポーツ、文化を担当する部局や障害保健福祉担当部局等の関係部局が連携することが望ましい。このほか、都道府県及び市区町村においては、地域の実情を踏まえつつ、障害者の社会参加に資する交流、余暇活動・体力増強に資するための活動などの取組を実施することが必要である。

四　障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進

第一の一の6における障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進に関しては、都道府県・市区町村において、障害特性（聴覚、言語機能、音声機能、視覚、盲ろう、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体障害や難病等）に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障害当事者によるＩＣＴ活用等の促進を図るため、次のような取組を実施することが必要である。

㈠　障害特性に配慮した意思疎通支援（手話通訳、要約筆記、代筆・代読、触手話や指点字等）のニーズを把握するための調査等

㈡　ニーズに対応した支援の実施及び若年層を含む幅広い年齢層の人材確保に必要な意思疎通支援者の養成

㈢　指導者養成研修の受講

㈣　意思疎通支援者の派遣及び設置を実施するための体制づくり（都道府県による広域派遣や派遣調整等を含む。）

㈤　遠隔地や緊急時等に対応するためのＩＣＴ機器等の利活用及び障害当事者に対するＩＣＴ機器の利用支援

五　障害を理由とする差別の解消の推進

共生社会を実現するためには、日常生活や社会生活における障害者等の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要であり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）では、障害者等に対する不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供を差別と規定するとともに、対象となる障害者等は、いわゆる障害者手帳の所持者に限られるものではないこととしている。

都道府県及び市町村は、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るための啓発活動などを行う必要があるとともに、指定障害福祉サービス等支援を行う事業者をはじめとする福祉分野の事業者は、障害を理由とする差別を解消するための取組を行うに当たり、厚生労働省が作成した「障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン～福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針～」（令和六年三月厚生労働大臣決定）を踏まえ、必要かつ合理的な配慮などについて、具体的場面や状況に応じて柔軟に対応することが期待される。

六　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援等を提供する事業所においては、地域共生社会の考え方に基づき、地域に開かれた施設となるべきというこれまでの方向性を堅持し、平常時からの地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取組を進めることが重要であり、都道府県及び市町村はその支援を行うことが必要である。また、それらの取組の際には、日常的な地域とのつながりが発災時における障害者等の安全確保につながるとともに、発災時には、障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援等を提供する事業所が福祉避難所として地域の安全提供の拠点となることも踏まえる必要がある。このため、「第一次国土強靭化実施中期計画」（令和七年六月六日閣議決定）に基づく施設・事業所等の耐災害性の強化を早

急に進め、施設・事業所等の防災対策を進める必要がある。また、災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和七年法律第五十一号）を踏まえ、災害時に障害者等の要配慮者への障害福祉サービスが適切に提供されるよう、避難行動要支援者名簿の作成や福祉避難所の指定等の取組について、障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援等を提供する事業所が地方公共団体の防災部局や職能団体等と連携を図って取り組むことが望ましい。

さらに、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を利用する障害者等が安心して生活できるように、権利擁護の視点を含めた職員への研修を充実することや、本人の意思に反した異性介助が行われることがないよう、サービス管理責任者や相談支援専門員等が本人の意向を把握し、本人の意思や人格を尊重したサービス提供体制を整備すること、職員が過重な労働負担等により精神的に孤立することなく、生き生きと障害者等への支援に従事できるようにするため、職員の処遇改善等により職場環境の改善を進めていくことが必要である。

別表第一

一　福祉施設から一般就労への移行等

事　項	内　容
障害者に対する職業訓練の受講	都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局及び都道府県労働局と連携して、福祉施設から一般就労への移行を促進するため、令和十一年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者が職業訓練を受講することができるよう、受講者数の見込みを設定する。
一般就労に向けた福祉施設から公共職業安定所への誘導	都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、就労移行支援事業者等と公共職業安定所との円滑な連携を促し、令和十一年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、一般就労を希望する者が公共職業安定所の支援を受けることができるよう、福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数の見込みを設定する。
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導	都道府県の労働担当部局及び障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、福祉施設から一般就労に移行した者を支援するため、令和十一年度において、福祉施設から一般就労へ移行する利用者のうち、就労定着支援事業の利用実績に基づく成果目標等を踏まえつつ、地域に十分な数の就労定着支援事業所がない場合等、地域の実情に応じて障害者就業・生活支援センターによる支援が必要な場合には、地域の支援機関と十分に協議の上で、障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数の見込みを設定する。 ただし、障害者就業・生活支援センターについては、障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会が令和三年六月八日にとりまとめた「障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会報告書」において、今後、就業支援・生活支援双方における基幹型としての機能も担う地域の拠点とこととして地域の支援ネットワークの強化、充実を図っていくことも求められる」とされたことを踏まえ、いわゆる基幹型の取組を行っている場合は、地域の実情に応じて、活動指標を設定しないこととしてもよい。
公共職業安定所における福祉施設利用者の支援	都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、就労移行支援事業者等と公共職業安定所との円滑な連携を促すとともに、就労移行支援事業者等が適切かつ必要な就労支援を利用者に対して行い、令和十一年度において、福祉施設の利用者のうち、一般就労を希望する者が公共職業安定所の支援を受けて就職に結びつくよう、公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数の見込みを設定する。

二　居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

居宅介護	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活へ移行後に居宅介護の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
重度訪問介護	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活へ移行後に重度訪問介護の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
同行援護	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
行動援護	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活へ移行後の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
重度障害者等包括支援	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活へ移行後の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

三　生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型、就労定着支援、療養介護、短期入所（福祉型）、短期入所（医療型）

生活介護	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活へ移行後に生活介護の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。 さらに、当該利用者数のうち、強度行動障害の状態にある者や高次脳機能障害を有する者、医療的ケアを必要とする者等の重度障害者について個別に利用者数の見込みを設定するよう努めること。
自立訓練（機能訓練）（規則第六条の七第一号の自立訓練（機能訓練）をいう。）	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
自立訓練（生活訓練）（規則第六条の七第二号の自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活へ移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

就労選択支援	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、特別支援学校卒業者数、就労移行支援、就労継続支援Ａ型又は就労継続支援Ｂ型を新たに利用する者の数、就労移行支援、就労継続支援Ａ型又は就労継続支援Ｂ型を現に利用している者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
就労移行支援	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行者数、福祉施設から一般就労への移行者の数、特別支援学校卒業者、復職を希望する休職者、就労移行支援の対象者と見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
就労継続支援Ａ型	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労継続支援Ａ型の利用が見込まれる者の数、就労継続支援Ａ型の利用量及び地域の一般就労への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
就労継続支援Ｂ型	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行後に就労継続支援Ｂ型の利用が見込まれる者の数、就労継続支援Ｂ型の一般就労への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。 設定に当たっては、区域内の就労継続支援Ｂ型事業所における工賃（事業所が、利用者に対して、事業収入から事業に必要な経費を控除して支払う金額をいう。）の平均額について、区域ごとの目標水準を設定することが望ましい。
療養介護	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
就労定着支援	現に利用している者の数、障害者等のニーズ等を勘案して、現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、就労移行支援、就労継続支援Ａ型又は就労継続支援Ｂ型を現に利用している者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
短期入所（福祉型、医療型）	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。 さらに、当該利用者数のうち、強度行動障害の状態にある者や高次脳機能障害を有する者、医療的ケアを必要とする者等の重度障害者について個別に利用者数の見込みを設定するよう努めること。
四　自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援、地域生活支援拠点等	
自立生活援助	現に利用している者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
共同生活援助	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数、一人暮らしや家庭から退所する者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。 さらに、当該利用者数のうち、強度行動障害の状態にある者や高次脳機能障害を有する者、医療的ケアを必要とする者等の重度障害者について個別に利用者数の見込みを設定するよう努めること。
施設入所支援	令和七年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な者の利用といった、真に必要と判断される数（施設への入所を新たに希望する者についた上で計画期間中にては、特にニーズや環境等を十分確認した施設入所支援が必要と判断される数）を加えた数を勘案して、利用者数の見込みを設定する。 当該利用者数の見込みの設定に当たっては、障害者支援施設に求められる機能を勘案し、令和十一年度末において、令和七年度末時点の施設入所者数の五パーセント以上を削減することとし、令和八年度末において、障害福祉計画で定めた令和十一年度末までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和十一年度末における施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とすることを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい。
地域生活支援拠点等	地域生活支援拠点等の設置箇所数と、拠点コーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた、地域生活支援拠点等の各機能がされているかについての検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数を設定する。
五　相談支援	
計画相談支援	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に計画相談支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
地域移行支援	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。 設定に当たっては、入所又は入院前の居住地を有する市町村が対象者数の見込みを設定する。
地域定着支援	現に利用している家族による支援を受けられない障害者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、単身世帯である障害者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

六　障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援等

児童発達支援	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、重症心身障害児等のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後に児童発達支援の利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
放課後等デイサービス	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、重症心身障害児等のニーズ、放課後児童健全育成事業、小・中学校等での障害児の受入又は利用状況、入所施設から退所した後に放課後等デイサービスの利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
保育所等訪問支援	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、重症心身障害児等のニーズ、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等での障害児の受入又は利用状況、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
居宅訪問型児童発達支援	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。
障害児相談支援	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。
都道府県における医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数	医療的ケア児支援センターにおいて、医療的ケア児等の支援を総合調整するために必要となる配置人数の見込みを設定する。
市町村における医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	地域における医療的ケア児等の数の見込みを設定する。

七　発達障害者等に対する支援

発達障害者支援地域協議会の開催	地域の支援体制の課題の把握及び対応についての検討を行うために必要な開催回数の見込みを設定する。
発達障害者支援センターによる相談支援	現状の相談件数、発達障害者等のニーズのうち、市町村等での対応が困難であり発達障害者支援センターによる相談支援が真に必要と判断される数を勘案して、相談件数の見込みを設定する。
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言	現状の助言件数、発達障害者等のニーズのうち、市町村等での対応が困難な事例（強度行動障害やひきこもり等）に対する発達障害者支援センター又は発達障害者地域支援マネジャーの助言を必要とする数を勘案して、助言件数の見込みを設定する。
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発	現状の研修及び啓発状況を勘案し、個々の発達障害の特性に関する理解が図られるために必要な研修、啓発件数の見込みを設定する。
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）	現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、プログラムの実施者数（支援者）の見込みを設定する。
ペアレントメンターの人数	現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する。
ピアサポートの活動への参加人数	現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、数の見込みを設定する。

八　高次脳機能障害者に対する支援

高次脳機能障害者支援センターの設置箇所数	高次脳機能障害者支援センターの設置箇所数の見込みを設定する。
高次脳機能障害者支援地域協議会の開催回数	地域の支援体制の課題の把握及び対応についての検討を行うために必要な開催回数の見込みを設定する。
高次脳機能障害者支援センターにおける支援コーディネーターの配置人数	高次脳機能障害者支援センターにおける支援コーディネーターの配置人数の見込みを設定する。
高次脳機能障害者支援センターにおける相談支援	高次脳機能障害者等のニーズのうち、市町村等での対応が困難であり高次脳機能障害者支援センターによる相談支援が真に必要と判断される数を勘案して、相談件数の見込みを設定する。
高次脳機能障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発	現状の研修及び啓発状況を勘案し、個々の高次脳機能障害者の特性に関する理解が図られるために必要な研修、啓発件数の見込みを設定する。

九　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定する。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び活動状況の把握・評価	都道府県、障害福祉圏域、市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するための協議の場における目標設定並びに活動状況の把握及び評価の見込みを設定する。
心のサポーター養成研修実施回数	心のサポーターの養成のための心のサポーター養成研修の一年間の実施回数の見込みを設定する。

精神保健福祉相談員講習会等の実施回数	精神障害者及び精神保健に課題を抱える者に対する相談及び援助の充実を図るための精神保健福祉相談員講習会等の精神保健福祉に関する研修の実施回数の見込みを設定する。
精神障害者の地域移行支援	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
精神障害者の地域定着支援	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
精神障害者の共同生活援助	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
精神障害者の自立生活援助	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
精神障害者の自立訓練（生活訓練）	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
精神障害者の短期入所	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
精神病床における退院患者の退院後の行き先	都道府県において、入院中の精神障害者が地域生活を送るための基盤整備内容を検討するために必要となる、精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数の見込みを設定する。

十　相談支援体制の充実・強化のための取組

都道府県における相談支援の体制整備の取組	都道府県における、アドバイザー（相談支援体制整備等に関する助言・調整を行う者）の地域の実情に応じた配置の有無の見込みを設定する。 都道府県が市町村等に対して実施する相談支援体制に関する研修等の開催回数の見込みを設定する。
基幹相談支援センターによる市町村の相談支援体制の強化	基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みを設定する。 基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所（管内の全ての相談支援事業所に占める割合）、取組例：基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言、地域の相談支援機関や医療、教育機関等との連携強化の取組、個別事例の支援内容の検証等） 基幹相談支援センターによる協議会の運営への関与の有無の見込みを設定する。
協議会における個別事例の検討を通じた、地域における課題解決に向けた取組	協議会の実施回数、専門部会の設置数及び実施回数の見込みを設定する。 個別事例の検討を通じて抽出された課題を踏まえ、地域における障害者の支援体制の整備等について、協議会の議題とした数の見込みを設定する。

十一　福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行支援	障害者支援施設の地域移行等意向確認担当者による、地域生活への移行に向けた入所者全員への支援の回数

十二　障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

計画的な人材養成の推進	都道府県による相談支援専門員研修（初任者・現任・主任）及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修（基礎・実践・更新）修了者数の見込みについて定める。 都道府県による相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数の見込みを設定する。
ワンストップ窓口の活用	都道府県ごとに設置されたワンストップ窓口において、障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上に関する支援を利用した事業所数の見込みを設定する。
福祉・介護職員等処遇改善加算の取得	指定権者ごとに福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合の見込みを設定する。

十三　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

障害福祉サービス等に係る研修その他の研修の活用	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定する。
指導監査結果の関係市町村との共有	都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数の見込みを設定する。

別表第二

事項	内容
一　市町村障害福祉計画等の基本的理念等	市町村障害福祉計画等に係る法令の根拠、趣旨、基本的理念、目的及び特色等を定めること。
二　提供体制の確保に係る目標 ㈠　障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標	障害者について、施設入所者の地域生活への移行、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等が有する機能の充実、福祉施設の利用者の一般就労への移行等を進めるため、この基本指針に即して、地域の実情に応じて、令和十一年度における成果目標を設定すること。
㈡　障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標	障害児支援の体制整備を推進するため、この基本指針に即して、地域の実情に応じて、令和十一年度における成果目標を設定すること。

三　支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策	
㈠　各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策	①　別表第一を参考として、⑤の令和十一年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健・医療福祉体制の実情を踏まえて、令和十一年度までの各年度における市町村ごとの指定障害福祉サービス等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定めること。 ②　指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策を定めること。 ③　各地域の個別の状況に応じた地域生活支援拠点等の整備及び機能強化の方策を定めること。 ④　圏域単位を標準とした指定障害福祉サービスの見通し及び計画的な基盤整備の方策を定めること。 ⑤　当該市町村が属する都道府県が別表第四の三の項に掲げる式により算定した、当該都道府県の区域（地方自治法第五条第一項の区域をいう。以下この⑤及び別表第四において同じ。）における令和十一年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を勘案して当該市町村の区域における令和十一年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を定めること。
㈡　各年度における指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策	①　別表第一を参考として、令和十一年度までの各年度における市町村ごとの指定通所支援等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定めること。 ②　指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策を定めること。 ③　圏域単位を標準とした指定通所支援の見通し及び計画的な基盤整備の方策を定めること。
四　市町村の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項	市町村が実施する地域生活支援事業について、第二に定める成果目標の達成に資するよう地域の実情に応じて、次の事項を定めること。 ①　実施する事業の内容 ②　各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み ③　各年度の見込量の確保のための方策 ④　その他実施に必要な事項
五　関係機関との連携に関する事項	
㈠　指定障害福祉サービス等及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項	市町村の障害保健福祉部局と医療機関、教育機関、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携方法等を定めること。
㈡　指定通所支援等の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項	市町村の障害保健福祉部局と医療機関、教育機関、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連携方法等を定めること。
六　市町村障害福祉計画等の期間	市町村障害福祉計画等の期間を定めること。
七　市町村障害福祉計画等の達成状況の点検及び評価	各年度における市町村障害福祉計画等の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。

別表第三

事項	内容
一　都道府県障害福祉計画等の基本的な理念等	都道府県障害福祉計画等に係る法令の根拠、趣旨、基本的理念、目的及び特色等を定めること。
二　区域の設定	指定障害福祉サービス等又は指定通所支援等の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域を定めた場合に、その趣旨、内容等を定めること。
三　提供体制の確保に係る目標	
㈠　障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標	障害者について、施設入所者の地域生活への移行、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等が有する機能の充実、福祉施設の利用者の一般就労への移行等を進めるため、この基本指針に即して、地域の実情に応じて、令和十一年度における成果目標を設定すること。 特に福祉施設の利用者の一般就労への移行等の数値目標を達成するため、労働担当部局、教育委員会等の教育担当部局、都道府県労働局等の関係機関と連携して、次に掲げる事項について障害者雇用の推進に関する活動指標を設定して、実現に向けた取組を定めること。 ①　就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行 ②　障害者に対する職業訓練の受講 ③　一般就労に向けた福祉施設から公共職業安定所への誘導 ④　職場定着に向けた福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導 ⑤　公共職業安定所における福祉施設利用者の支援
㈡　障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標	障害児支援の体制整備を進めるため、この基本指針に即して、地域の実情に応じて、令和十一年度における障害児通所支援等の提供体制の確保について成果目標を設定すること。
四　支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策	
㈠　各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策	①　市町村障害福祉計画を基礎として、④の令和十一年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健・医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を勘案しながら、地域の実情を踏まえて、令和十一年度までの各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの実施及び関する考え方及び必要な量の見込みについて、区域及び都道府県全域で定めること。

	②　指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策を定めること。 ③　市町村障害福祉計画を基礎として、地域生活支援拠点等の整備及び機能強化の方策について、圏域及び都道府県全域で定めること。 ④　別表第四の三の項に掲げる式により算定した、令和十一年度末の長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を定めること。
五　圏域単位を標準とした指定障害福祉サービス及び指定通所支援の見通し及び計画的な基盤整備の方策	(一)　各年度における指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策 ①　市町村障害児福祉計画を基礎として、令和十一年度までの各年度における指定通所支援等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みについて、区域及び都道府県全域で定めること。 ②　指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策を定めること。 ①　障害福祉サービス及び障害児通所支援の利用状況や供給体制について、国民健康保険団体連合会へ委託する自立支援給付の支払に関するデータの分析等により的確に把握すること。 ②　障害者等のニーズを踏まえ、必要な住まい、訪問系サービス、日中活動の拠点及び障害児支援の提供体制が適切に整備されているかという視点から課題を整理すること。 ③　①及び②を踏まえ、障害者等の支援に必要となる指定障害福祉サービス及び障害児通所支援の種類及び量の見通しを作成すること。加えて、当該見通しを達成するために新たに必要となる指定障害福祉サービス及び障害児通所支援を実施する事業所数を見込むとともに、年度ごとの事業所の整備計画を作成すること。
六　各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数	令和十一年度までの各年度における指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数を定めること。
七　都道府県の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項	都道府県が実施する地域生活支援事業について、第二に定める成果目標の達成に資するよう地域の実情に応じて、次の事項を定めること。 ①　実施する事業の内容 ②　各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み ③　各事業の見込量の確保のための方策 ④　その他実施に必要な事項
八　指定障害福祉サービス等支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置	指定障害福祉サービス等支援に従事する者及び相談支援専門員等の確保又は資質の向上のために実施する措置に関する事項を定めること。
九　関係機関との連携に関する事項	(一)　区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項 (二)　区域ごとの指定通所支援の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項
十　都道府県障害福祉計画等の期間	都道府県障害福祉計画等の期間を定めること。
十一　都道府県障害福祉計画等の達成状況の点検及び評価	都道府県障害福祉計画等の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。

別表第四

項	式
一	$\Sigma(A_1) \times (1-X_1) + \Sigma(A_2) \times (1-X_2)$
二	$\Sigma(B_1) \times (1-X_1) + \Sigma(B_2) \times (1-X_2)$
三	（C）－（（一の項に掲げる式により算定した患者数）＋（二の項に掲げる式により算定した患者数））

備考

この表における式において、A_1、A_2、B_1、B_2、C、X_1、X_2は、それぞれ次の値を表すものとする。

A_1　精神病床における入院期間が１年以上である65歳以上の入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者（認知症である者を除く。）の令和11年における年齢階級別の推計患者数

A_2　精神病床における入院期間が１年以上である65歳以上の入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者（認知症である者に限る。）の令和11年における年齢階級別の推計患者数

B_1　精神病床における入院期間が１年以上である65歳未満の入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者（認知症である者を除く。）の令和11年における年齢階級別の推計患者数

B_2　精神病床における入院期間が１年以上である65歳未満の入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者（認知症である者に限る。）の令和11年における年齢階級別の推計患者数

C　令和５年における精神病床における入院期間が１年以上である入院患者数

X_1　精神病床における入院期間が１年以上である入院患者（認知症である者を除く。）について、各都道府県の令和11年の人口当たりの慢性期の推定入院患者数（認知症である者を除く。以下「a」という。）と、令和５年時点で人口当たりの慢性期の入院患者数（認知症である者を除く。）が少ない県の水準（以下「b」という。）を比較し、aがbを下回っている場合は０、上回っている場合はその差分を計算の上、差分が各都道府県の令和11年の人口当たりの慢性期の推定入院患者数の２割未満の場合は、差分の半分、差が２割以上の場合は0.1をそれぞれ標準とし、さらに各都道府県において０を下回らない範囲で標準より0.02より小さい値を加えた又は減じた都道府県知事が定める値

X_2　精神病床における入院期間が１年以上である入院患者（認知症である者に限る。）について、各都道府県の令和11年の人口当たりの慢性期の推定入院患者数（認知症である者に限る。以下「c」という。）と、令和５年時点で人口当たりの慢性期の入院患者数（認知症である者に限る。）が少ない県の水準（以下「d」という。）を比較し、cがdを下回っている場合は０、上回っている場合はその差分を計算の上、差分が各都道府県の令和11年の人口当たりの慢性期の推定入院患者数の２割未満の場合は、差分の半分、差が２割以上の場合は0.1をそれぞれ標準とし、さらに各都道府県において０を下回らない範囲で標準より0.02より小さい値を加えた又は減じた都道府県知事が定める値

別表第五

項	要件及び方法
一	⑴　全部過疎市町村（※１）ではないこと かつ ⑵　当該サービスの、人口（※２）に占めるサービス利用者割合が、⑴を満たす市町村の上位25％の範囲内であること
二	当該市町村における当該サービスの利用者数の伸び率（※３）が、全国の当該サービスの利用者数の伸び率を上回る場合は、当該市町村における当該サービスの令和９年度から令和11年度までの見込みについては、当該市町村における当該サービスの令和８年度の見込みと全国の当該サービスの利用者数の伸び率を用いて定める（※４）。

備考

１　全部過疎市町村については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第19号）に基づく過疎地域のうち、いわゆる過疎区分が全部過疎である市町村とする。

２　人口については、特定障害福祉サービスの場合は、18歳以上の人口とし、特定障害児通所支援の場合は、18歳未満の人口とする。

３　利用者数の伸び率については、令和５年度から令和７年度までの幾何平均を用いる。

４　この方法による場合は、全国の当該サービスの利用者数の伸び率が正の値であるときに限る。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和九年四月一日から適用する。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

２　次に掲げる告示の別表中「（平成29年厚生労働省告示第116号）別表第一のニ」を「（令和８年厚生労働省・こども家庭庁告示第４号）別表第一の九」に改める。

一　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）

二　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十四号）

○こども家庭庁厚生労働省告示第五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）その他の関係法令の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

こども家庭庁長官　渡辺由美子

厚生労働大臣　上野賢一郎

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第一条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表 介護給付費等単位数表 第１～第５　（略） 第６　生活介護 １～13　（略） 13の２　就労移行支援体制加算 イ～チ　（略） 注　指定生活介護事業所等における指定生活介護等を受けた後就労（第13の１の注２に規定する指定就労継続支援Ａ型事業所等への移行を除く。以下この注において同じ。）し、就労を継続している期間が６月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定生活介護事業所等において指定生活介護等を受けた場合にあっては、当該指定生活介護等を受けた後、就労を継続している期間が６月に達した者）（過去３年間において、指定生活介護事業所等その他の事業所において既	**別表** 介護給付費等単位数表 第１～第５　（略） 第６　生活介護 １～13　（略） 13の２　就労移行支援体制加算 イ～チ　（略） 注　指定生活介護事業所等における指定生活介護等を受けた後就労（第13の１の注２に規定する指定就労継続支援Ａ型事業所等への移行を除く。以下この注において同じ。）し、就労を継続している期間が６月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定生活介護事業所等において指定生活介護等を受けた場合にあっては、当該指定生活介護等を受けた後、就労を継続している期間が６月に達した者）（過去３年間において、当該指定生活介護事業所等において既に当該者の

に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、市町村長が適当と認める者に限る。以下この注において「就労定着者」という。）が前年度において１人以上いるものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、１日につき当該指定生活介護等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数（当該年度の前年度の９月30日時点における当該指定生活介護事業所等の定員数を上限とする。）を乗じて得た単位数を加算する。

13の３～14　（略）

第７～第９　（略）

第10　自立訓練（機能訓練）

１～８の２　（略）

８の３　就労移行支援体制加算

イ～ホ　（略）

注　指定自立訓練（機能訓練）事業所等における指定自立訓練（機能訓練）等を受けた後就労（第13の１の注２に規定する指定就労継続支援Ａ型事業所等への移行を除く。以下この注において同じ。）し、就労を継続している期間が６月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等において指定自立訓練（機能訓練）等を受けた場合にあっては、当該指定自立訓練（機能訓練）等を受けた後、就労を継続している期間が６月に達した者）（過去３年間において、指定自立訓練（機能訓練）事業所等その他の事業所において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、市町村長が適当と認める者に限る。以下この注において「就労定着者」という。）が前年度において１人以上いるものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、１日につき当該指定自立訓練（機能訓練）等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数（当該年度の前年度の９月30日時点における当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等の定員数を上限とする。）を乗じて得た単位数を加算する。

８の４～９　（略）

第11　自立訓練（生活訓練）

１～12の２　（略）

12の３　就労移行支援体制加算

イ～ホ　（略）

注　指定自立訓練（生活訓練）事業所等における指定自立訓練（生活訓練）等を受けた後就労（第13の１の注２に規定する指定就労継続支援Ａ型事業所等への移行を除く。以下この注において同じ。）し、就労を継続している期間が６月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、指定自立訓練（生活訓練）事業所等において指定自立訓練（生活訓練）等を受けた場合にあっては、当該指定自立訓練（生活訓練）等を受けた後、就労を継続している期間が６月に達した者）（過去３年

就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る。以下この注において「就労定着者」という。）が前年度において１人以上いるものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、１日につき当該指定生活介護等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

13の３～14　（略）

第７～第９　（略）

第10　自立訓練（機能訓練）

１～８の２　（略）

８の３　就労移行支援体制加算

イ～ホ　（略）

注　指定自立訓練（機能訓練）事業所等における指定自立訓練（機能訓練）等を受けた後就労（第13の１の注２に規定する指定就労継続支援Ａ型事業所等への移行を除く。以下この注において同じ。）し、就労を継続している期間が６月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等において指定自立訓練（機能訓練）等を受けた場合にあっては、当該指定自立訓練（機能訓練）等を受けた後、就労を継続している期間が６月に達した者）（過去３年間において、当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る。以下この注において「就労定着者」という。）が前年度において１人以上いるものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、１日につき当該指定自立訓練（機能訓練）等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

８の４～９　（略）

第11　自立訓練（生活訓練）

１～12の２　（略）

12の３　就労移行支援体制加算

イ～ホ　（略）

注　指定自立訓練（生活訓練）事業所等における指定自立訓練（生活訓練）等を受けた後就労（第13の１の注２に規定する指定就労継続支援Ａ型事業所等への移行を除く。以下この注において同じ。）し、就労を継続している期間が６月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、指定自立訓練（生活訓練）事業所等において指定自立訓練（生活訓練）等を受けた場合にあっては、当該指定自立訓練（生活訓練）等を受けた後、就労を継続している期間が６月に達した者）（過去３年

間において、指定自立訓練（生活訓練）事業所等その他の事業所において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、市町村長が適当と認める者に限る。以下この注において「就労定着者」という。）が前年度において１人以上いるものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、１日につき当該指定自立訓練（生活訓練）等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数（当該年度の前年度の９月30日時点における当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の定員数を上限とする。）を乗じて得た単位数を加算する。

12の４～13　（略）

第11の２・第12　（略）

第13　就労継続支援Ａ型

１～２の２　（略）

３　就労移行支援体制加算

イ・ロ　（略）

注１　イについては、１のイの就労継続支援Ａ型サービス費(Ⅰ)が算定されている指定就労継続支援Ａ型事業所等において、指定就労継続支援Ａ型事業所等における指定就労継続支援Ａ型等を受けた後就労（指定就労継続支援Ａ型事業所等への移行を除く。以下この注１において同じ。）し、就労を継続している期間が６月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定就労継続支援Ａ型事業所等において指定就労継続支援Ａ型等を受けた場合にあっては、当該指定就労継続支援Ａ型等を受けた後、就労を継続している期間が６月に達した者）（過去３年間において、指定就労継続支援Ａ型事業所等その他の事業所において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、市町村長が適当と認める者に限る。以下この３において「就労定着者」という。）が前年度において１人以上いるものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労継続支援Ａ型事業所等において、指定就労継続支援Ａ型等を行った場合に、１日につき当該指定就労継続支援Ａ型等を行った日の属する年度の利用定員及び評価点に応じた所定単位数に就労定着者の数（当該年度の前年度の９月30日時点における当該指定就労継続支援Ａ型事業所等の定員数を上限とする。注２において同じ。）を乗じて得た単位数を加算する。

２　（略）

３の２～15　（略）

第14　就労継続支援Ｂ型

１～２の２　（略）

３　就労移行支援体制加算

イ～ニ　（略）

注１　イについては、１のイの就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅰ)又はロの就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅱ)を算定している指定就労継続支援Ｂ型事業所等であって、指定就労継続支援Ｂ型事業所等における指定就労継続支援Ｂ型等を受けた後就労（指定就労継続支

間において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る。以下この注において「就労定着者」という。）が前年度において１人以上いるものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、１日につき当該指定自立訓練（生活訓練）等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

12の４～13　（略）

第11の２・第12　（略）

第13　就労継続支援Ａ型

１～２の２　（略）

３　就労移行支援体制加算

イ・ロ　（略）

注１　イについては、１のイの就労継続支援Ａ型サービス費(Ⅰ)が算定されている指定就労継続支援Ａ型事業所等において、指定就労継続支援Ａ型事業所等における指定就労継続支援Ａ型等を受けた後就労（指定就労継続支援Ａ型事業所等への移行を除く。以下この注１において同じ。）し、就労を継続している期間が６月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定就労継続支援Ａ型事業所等において指定就労継続支援Ａ型等を受けた場合にあっては、当該指定就労継続支援Ａ型等を受けた後、就労を継続している期間が６月に達した者）（過去３年間において、当該指定就労継続支援Ａ型事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る。以下この３において「就労定着者」という。）が前年度において１人以上いるものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労継続支援Ａ型事業所等において、指定就労継続支援Ａ型等を行った場合に、１日につき当該指定就労継続支援Ａ型等を行った日の属する年度の利用定員及び評価点に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

２　（略）

３の２～15　（略）

第14　就労継続支援Ｂ型

１～２の２　（略）

３　就労移行支援体制加算

イ～ニ　（略）

注１　イについては、１のイの就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅰ)又はロの就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅱ)を算定している指定就労継続支援Ｂ型事業所等であって、指定就労継続支援Ｂ型事業所等における指定就労継続支援Ｂ型等を受けた後就労（指定就労継続支

援Ａ型事業所等への移行を除く。以下この注１において同じ。）し、就労を継続している期間が６月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定就労継続支援Ｂ型事業所等において指定就労継続支援Ｂ型等を受けた場合にあっては、当該指定就労継続支援Ｂ型等を受けた後、就労を継続している期間が６月に達した者）（過去３年間において、指定就労継続支援Ｂ型事業所等その他の事業所において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、市町村長が適当と認める者に限る。以下この３において「就労定着者」という。）が前年度において１人以上いるものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労継続支援Ｂ型事業所等において、指定就労継続支援Ｂ型等を行った場合に、１日につき当該指定就労継続支援Ｂ型等を行った日の属する年度の利用定員及び平均工賃月額に応じた所定単位数に就労定着者の数（当該年度の前年度の９月30日時点における当該指定就労継続支援Ｂ型事業所等の定員数を上限とする。以下この３において同じ。）を乗じて得た単位数を加算する。	援Ａ型事業所等への移行を除く。以下この注１において同じ。）し、就労を継続している期間が６月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定就労継続支援Ｂ型事業所等において指定就労継続支援Ｂ型等を受けた場合にあっては、当該指定就労継続支援Ｂ型等を受けた後、就労を継続している期間が６月に達した者）（過去３年間において、当該指定就労継続支援Ｂ型事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る。以下この３において「就労定着者」という。）が前年度において１人以上いるものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労継続支援Ｂ型事業所等において、指定就労継続支援Ｂ型等を行った場合に、１日につき当該指定就労継続支援Ｂ型等を行った日の属する年度の利用定員及び平均工賃月額に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。
２～４　（略）	２～４　（略）
３の２～17　（略）	３の２～17　（略）
第14の２～第15　（略）	第14の２～第15　（略）

第二条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表	**別表**
介護給付費等単位数表	介護給付費等単位数表
第１　居宅介護	第１　居宅介護
１～４の２　（略）	１～４の２　（略）
５　福祉・介護職員等処遇改善加算	５　福祉・介護職員等処遇改善加算
注　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定居宅介護事業所等（国、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第１号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	注１　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定居宅介護事業所等（国、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第１号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注２において同じ。）が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(I)イ　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の446に相当する単位数	イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(I)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の417に相当する単位数
ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(I)ロ　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の456に相当する単位数	（新設）

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の441に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の431に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の441に相当する単位数

ホ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の376に相当する単位数

ヘ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の302に相当する単位数

（削る）

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の402に相当する単位数

（新設）

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の347に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の273に相当する単位数

２　令和７年３月31日までの間、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市長村長に届け出た指定居宅介護事業所等（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の372に相当する単位数

(2)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の343に相当する単位数

(3)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の357に相当する単位数

(4)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の328に相当する単位数

(5)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の298に相当する単位数

(6)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の283に相当する単位数

(7)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の254に相当する単位数

(8)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の302に相当する単位数

(9)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の239に相当する単位数

(10)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の209に相当する単位数

(11)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の228に相当する単位数

(12)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の194に相当する単位数

(13)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の184に相当する単位数

第２　重度訪問介護

１～５の３　（略）

６　福祉・介護職員等処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定重度訪問介護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の372に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の382に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の357に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の367に相当する単位数

ホ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の302に相当する単位数

ヘ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の248に相当する単位数

（削る）

⑭　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑭　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の139に相当する単位数

第２　重度訪問介護

１～５の３　（略）

６　福祉・介護職員等処遇改善加算

注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定重度訪問介護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注２において同じ。）が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の343に相当する単位数

（新設）

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の328に相当する単位数

（新設）

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の273に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の219に相当する単位数

２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑴　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の298に相当する単位数

⑵　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑵　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の289に相当する単位数

⑶　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑶　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の283に相当する単位数

⑷　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑷　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の274に相当する単位数

⑸　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑸　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の244に相当する単位数

⑹　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6)　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の229に相当する単位数
⑺　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7)　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の224に相当する単位数
⑻　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8)　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の228に相当する単位数
⑼　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9)　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の209に相当する単位数
⑽　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10)　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の179に相当する単位数
⑾　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11)　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の174に相当する単位数
⑿　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12)　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の164に相当する単位数
⒀　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13)　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の154に相当する単位数
⒁　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14)　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数

第３　同行援護

１～４　（略）

５　福祉・介護職員等処遇改善加算

注１　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定同行援護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注２において同じ。）が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(I)　１から４までにより算定した単位数の1000分の417に相当する単位数

（新設）

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(II)　１から４までにより算定した単位数の1000分の402に相当する単位数

（新設）

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(III)　１から４までにより算定した単位数の1000分の347に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(IV)　１から４までにより算定した単位数の1000分の273に相当する単位数

第３　同行援護

１～４　（略）

５　福祉・介護職員等処遇改善加算

注　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定同行援護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(I)イ　１から４までにより算定した単位数の1000分の446に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(I)ロ　１から４までにより算定した単位数の1000分の456に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(II)イ　１から４までにより算定した単位数の1000分の431に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(II)ロ　１から４までにより算定した単位数の1000分の441に相当する単位数

ホ　福祉・介護職員等処遇改善加算(III)　１から４までにより算定した単位数の1000分の376に相当する単位数

ヘ　福祉・介護職員等処遇改善加算(IV)　１から４までにより算定した単位数の1000分の302に相当する単位数

（削る）

第４　行動援護

１～４の２　（略）

５　福祉・介護職員等処遇改善加算

注　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定行動援護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、

２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　１から４までにより算定した単位数の1000分の372に相当する単位数

⑵　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　１から４までにより算定した単位数の1000分の343に相当する単位数

⑶　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)　１から４までにより算定した単位数の1000分の357に相当する単位数

⑷　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)　１から４までにより算定した単位数の1000分の328に相当する単位数

⑸　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)　１から４までにより算定した単位数の1000分の298に相当する単位数

⑹　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)　１から４までにより算定した単位数の1000分の283に相当する単位数

⑺　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)　１から４までにより算定した単位数の1000分の254に相当する単位数

⑻　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)　１から４までにより算定した単位数の1000分の302に相当する単位数

⑼　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)　１から４までにより算定した単位数の1000分の239に相当する単位数

⑽　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)　１から４までにより算定した単位数の1000分の209に相当する単位数

⑾　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)　１から４までにより算定した単位数の1000分の228に相当する単位数

⑿　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)　１から４までにより算定した単位数の1000分の194に相当する単位数

⒀　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)　１から４までにより算定した単位数の1000分の184に相当する単位数

⒁　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)　１から４までにより算定した単位数の1000分の139に相当する単位数

第４　行動援護

１～４の２　（略）

５　福祉・介護職員等処遇改善加算

注１　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定行動援護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注２において

指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の411に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の421に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の396に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の406に相当する単位数

ホ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の341に相当する単位数

ヘ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の277に相当する単位数

（削る）

同じ。）が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の382に相当する単位数

（新設）

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の367に相当する単位数

（新設）

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の312に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の248に相当する単位数

２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の337に相当する単位数

(2)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の318に相当する単位数

(3)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の322に相当する単位数

(4)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の303に相当する単位数

(5)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の273に相当する単位数

(6)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の258に相当する単位数

(7)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の240に相当する単位数

(8)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の267に相当する単位数

(9)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の225に相当する単位数

(10)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の195に相当する単位数

第５　療養介護

１～５の２　（略）

６　福祉・介護職員等処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定療養介護事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の164に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の171に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の162に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の169に相当する単位数

ホ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の143に相当する単位数

ヘ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の126に相当する単位数

（削る）

⑾　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑾　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の203に相当する単位数

⑿　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑿　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の180に相当する単位数

⒀　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒀　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の170に相当する単位数

⒁　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒁　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の125に相当する単位数

第５　療養介護

１～５の２　（略）

６　福祉・介護職員等処遇改善加算

注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定療養介護事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注２において同じ。）が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数

（新設）

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の135に相当する単位数

（新設）

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の116に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の99に相当する単位数

２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑴　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数

⑵　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑵　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の120に相当する単位数

⑶　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3)　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の107に相当する単位数

⑷　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4)　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数

⑸　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5)　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の92に相当する単位数

⑹　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6)　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数

⑺　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7)　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の99に相当する単位数

⑻　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8)　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の88に相当する単位数

⑼　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9)　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の97に相当する単位数

⑽　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10)　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の71に相当する単位数

⑾　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11)　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の71に相当する単位数

⑿　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12)　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数

⒀　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13)　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の78に相当する単位数

⒁　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14)　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数

第６　生活介護

１～13の８　（略）

14　福祉・介護職員等処遇改善加算

注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注２において同じ。）が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(I)　１から13の８までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の101に相当する単位数）

（新設）

第６　生活介護

１～13の８　（略）

14　福祉・介護職員等処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(I)イ　１から13の８までにより算定した単位数の1000分の93に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の113に相当する単位数）

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(I)ロ　１から13の８までにより算定した単位数の1000分の97に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の117に相当する単位数）

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　１から13の８までにより算定した単位数の1000分の92に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　１から13の８までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数

ホ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から13の８までにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の96に相当する単位数）

ヘ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から13の８までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の79に相当する単位数）

（削る）

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　１から13の８までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数

（新設）

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から13の８までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の84に相当する単位数）

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から13の８までにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の67に相当する単位数）

２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　１から13の８までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の90に相当する単位数）

(2)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　１から13の８までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の84に相当する単位数）

(3)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)　１から13の８までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数

(4)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)　１から13の８までにより算定した単位数の1000分の68に相当する単位数

(5)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)　１から13の８までにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の73に相当する単位数）

(6)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)　１から13の８までにより算定した単位数の1000分の57に相当する単位数

(7)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)　１から13の８までにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の65に相当する単位数）

(8)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)　１から13の８までにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の73に相当する単位数）

(9)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)　１から13の８までにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数

(10)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)　１から13の８までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の54に相当する単位数）

第７　短期入所

１～13の３　（略）

14　福祉・介護職員等処遇改善加算

注　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　１から13の３までにより算定した単位数の1000分の186に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　１から13の３までにより算定した単位数の1000分の193に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から13の３までにより算定した単位数の1000分の165に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から13の３までにより算定した単位数の1000分の142に相当する単位数

（削る）

⑾　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑾　１から13の８までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の56に相当する単位数）

⑿　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑿　１から13の８までにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数

⒀　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒀　１から13の８までにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の48に相当する単位数）

⒁　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒁　１から13の８までにより算定した単位数の1000分の30に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の37に相当する単位数）

第７　短期入所

１～13の３　（略）

14　福祉・介護職員等処遇改善加算

注１　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注２において同じ。）が、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　１から13の３までにより算定した単位数の1000分の159に相当する単位数

（新設）

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から13の３までにより算定した単位数の1000分の138に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から13の３までにより算定した単位数の1000分の115に相当する単位数

２　令和７年３月31日までの間、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑴　１から13の３までにより算定した単位数の1000分の131に相当する単位数

⑵　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑵　１から13の３までにより算定した単位数の1000分の136に相当する単位数

第８　重度障害者等包括支援

１～２の９　（略）

３　福祉・介護職員等処遇改善加算

注　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定重度障害者等包括支援事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　１から２の９までにより算定した単位数の1000分の252に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　１から２の９までにより算定した単位数の1000分の262に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から２の９までにより算定した単位数の1000分の191に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から２の９までにより算定した単位数の1000分の167に相当する単位数

（削る）

(3)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)　１から13の３までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数

(4)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)　１から13の３までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数

(5)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)　１から13の３までにより算定した単位数の1000分の110に相当する単位数

(6)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)　１から13の３までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数

(7)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)　１から13の３までにより算定した単位数の1000分の87に相当する単位数

(8)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)　１から13の３までにより算定した単位数の1000分の87に相当する単位数

(9)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)　１から13の３までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

第８　重度障害者等包括支援

１～２の９　（略）

３　福祉・介護職員等処遇改善加算

注１　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定重度障害者等包括支援事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注２において同じ。）が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　１から２の９までにより算定した単位数の1000分の223に相当する単位数

（新設）

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から２の９までにより算定した単位数の1000分の162に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から２の９までにより算定した単位数の1000分の138に相当する単位数

２　令和７年３月31日までの間、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　１から２の９までにより算定した単位数の1000分の178に相当する単位数

第９　施設入所支援

１～13の６　（略）

14　福祉・介護職員等処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定障害者支援施設等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　１から13の６までにより算定した単位数の1000分の186に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　１から13の６までにより算定した単位数の1000分の193に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から13の６までにより算定した単位数の1000分の165に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から13の６までにより算定した単位数の1000分の142に相当する単位数

（削る）

(2)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　１から２の９までにより算定した単位数の1000分の199に相当する単位数

(3)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)　１から２の９までにより算定した単位数の1000分の154に相当する単位数

(4)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)　１から２の９までにより算定した単位数の1000分の170に相当する単位数

(5)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)　１から２の９までにより算定した単位数の1000分の117に相当する単位数

(6)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)　１から２の９までにより算定した単位数の1000分の125に相当する単位数

(7)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)　１から２の９までにより算定した単位数の1000分の93に相当する単位数

(8)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)　１から２の９までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数

(9)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)　１から２の９までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数

第９　施設入所支援

１～13の６　（略）

14　福祉・介護職員等処遇改善加算

注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定障害者支援施設等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注２において同じ。）が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　１から13の６までにより算定した単位数の1000分の159に相当する単位数

（新設）

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から13の６までにより算定した単位数の1000分の138に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から13の６までにより算定した単位数の1000分の115に相当する単位数

２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　１から13の６までにより算定した単位数の1000分の131に相当する単位数

第10　自立訓練（機能訓練）

１～８の５　（略）

９　福祉・介護職員等処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定自立訓練（機能訓練）事業所等、基準該当自立訓練（機能訓練）事業所又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等、基準該当自立訓練（機能訓練）又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　１から８の５までにより算定した単位数の1000分の164に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の151に相当する単位数）

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　１から８の５までにより算定した単位数の1000分の171に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の158に相当する単位数）

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　１から８の５までにより算定した単位数の1000分の160に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　１から８の５までにより算定した単位数の1000分の167に相当する単位数

ホ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から８の５までにより算定した単位数の1000分の124に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の125に相当する単位数）

(2)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　１から13の６までにより算定した単位数の1000分の136に相当する単位数

(3)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)　１から13の６までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数

(4)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)　１から13の６までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数

(5)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)　１から13の６までにより算定した単位数の1000分の110に相当する単位数

(6)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)　１から13の６までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数

(7)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)　１から13の６までにより算定した単位数の1000分の87に相当する単位数

(8)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)　１から13の６までにより算定した単位数の1000分の87に相当する単位数

(9)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)　１から13の６までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

第10　自立訓練（機能訓練）

１～８の５　（略）

９　福祉・介護職員等処遇改善加算

注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定自立訓練（機能訓練）事業所等、基準該当自立訓練（機能訓練）事業所又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注２において同じ。）が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等、基準該当自立訓練（機能訓練）又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　１から８の５までにより算定した単位数の1000分の138に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の125に相当する単位数）

（新設）

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　１から８の５までにより算定した単位数の1000分の134に相当する単位数

（新設）

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から８の５までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の99に相当する単位数）

ヘ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から８の５までにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の107に相当する単位数）

（削る）

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から８の５までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の81に相当する単位数）

２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等、基準該当自立訓練（機能訓練）事業所又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等、基準該当自立訓練（機能訓練）又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑴　１から８の５までにより算定した単位数の1000分の120に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の107に相当する単位数）

⑵　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑵　１から８の５までにより算定した単位数の1000分の120に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の107に相当する単位数）

⑶　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑶　１から８の５までにより算定した単位数の1000分の116に相当する単位数

⑷　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑷　１から８の５までにより算定した単位数の1000分の116に相当する単位数

⑸　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑸　１から８の５までにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の89に相当する単位数）

⑹　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑹　１から８の５までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数

⑺　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑺　１から８の５までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の85に相当する単位数）

⑻　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑻　１から８の５までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の81に相当する単位数）

⑼　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑼　１から８の５までにより算定した単位数の1000分の94に相当する単位数

⑽　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑽　１から８の５までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の67に相当する単位数）

⑾　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑾　１から８の５までにより算定した単位数の1000分の62に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の63に相当する単位数）

第11　自立訓練（生活訓練）

１～12の５　（略）

13　福祉・介護職員等処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の164に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の151に相当する単位数）

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の171に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の158に相当する単位数）

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の160に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の167に相当する単位数

ホ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の124に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の125に相当する単位数）

ヘ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の107に相当する単位数）

（削る）

(12)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)　１から８の５までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数

(13)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)　１から８の５までにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の59に相当する単位数）

(14)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)　１から８の５までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の41に相当する単位数）

第11　自立訓練（生活訓練）

１～12の５　（略）

13　福祉・介護職員等処遇改善加算

注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注２において同じ。）が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の138に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の125に相当する単位数）

（新設）

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の134に相当する単位数

（新設）

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の99に相当する単位数）

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の81に相当する単位数）

２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

第11の２　就労選択支援

１～10　（略）

⑴　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の120に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の107に相当する単位数）

⑵　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の120に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の107に相当する単位数）

⑶　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の116に相当する単位数

⑷　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の116に相当する単位数

⑸　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の89に相当する単位数）

⑹　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数

⑺　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の85に相当する単位数）

⑻　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の81に相当する単位数）

⑼　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の94に相当する単位数

⑽　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の67に相当する単位数）

⑾　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の62に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の63に相当する単位数）

⑿　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数

⒀　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の59に相当する単位数）

⒁　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の41に相当する単位数）

第11の２　就労選択支援

１～10　（略）

11　福祉・介護職員等処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労選択支援事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定就労選択支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　１から10までにより算定した単位数の1000分の115に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　１から10までにより算定した単位数の1000分の119に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　１から10までにより算定した単位数の1000分の113に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　１から10までにより算定した単位数の1000分の117に相当する単位数

ホ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から10までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数

ヘ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から10までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

第12　就労移行支援

１～15の７　（略）

16　福祉・介護職員等処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労移行支援事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の115に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の119に相当する単位数）

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の119に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の123に相当する単位数）

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の113に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の117に相当する単位数

ホ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の101に相当する単位数）

11　福祉・介護職員等処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労選択支援事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定就労選択支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　１から10までにより算定した単位数の1000分の103に相当する単位数

（新設）

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　１から10までにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数

（新設）

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から10までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から10までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数

第12　就労移行支援

１～15の７　（略）

16　福祉・介護職員等処遇改善加算

注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労移行支援事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注２において同じ。）が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の103に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の107に相当する単位数）

（新設）

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数

（新設）

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の89に相当する単位数）

ヘ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の83に相当する単位数）

（削る）

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の71に相当する単位数）

2　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の94に相当する単位数）

(2)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の89に相当する単位数）

(3)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の88に相当する単位数

(4)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の84に相当する単位数

(5)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の76に相当する単位数）

(6)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の71に相当する単位数

(7)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の67に相当する単位数）

(8)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の76に相当する単位数）

(9)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

(10)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の52に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の54に相当する単位数）

(11)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の58に相当する単位数）

(12)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数

第13　就労継続支援Ａ型

１～14の５　（略）

15　福祉・介護職員等処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労継続支援Ａ型事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定就労継続支援Ａ型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　１から14の５までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の117に相当する単位数）

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　１から14の５までにより算定した単位数の1000分の112に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の121に相当する単位数）

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　１から14の５までにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　１から14の５までにより算定した単位数の1000分の110に相当する単位数

ホ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から14の５までにより算定した単位数の1000分の91に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の99に相当する単位数）

ヘ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から14の５までにより算定した単位数の1000分の75に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の81に相当する単位数）

（削る）

(13)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の48に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の49に相当する単位数）

(14)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の36に相当する単位数）

第13　就労継続支援Ａ型

１～14の５　（略）

15　福祉・介護職員等処遇改善加算

注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労継続支援Ａ型事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注２において同じ。）が、利用者に対し、指定就労継続支援Ａ型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　１から14の５までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の105に相当する単位数）

（新設）

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　１から14の５までにより算定した単位数の1000分の94に相当する単位数

（新設）

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から14の５までにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の87に相当する単位数）

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から14の５までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の69に相当する単位数）

２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援Ａ型事業所等（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定就労継続支援Ａ型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　１から14の５までにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の92に相当する単位数）

第14　就労継続支援Ｂ型
　1　就労継続支援Ｂ型サービス費（１日につき）
　　イ　就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅰ)
　　(1)　利用定員が20人以下
　　　㈠　平均工賃月額が４万８千円以上の場合　837単位
　　　㈡　平均工賃月額が４万５千円以上４万８千円未満の場合　812単位
　　　㈢　平均工賃月額が３万８千円以上４万５千円未満の場合　805単位
　　(2)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　１から14の５までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の87に相当する単位数）
　　(3)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)　１から14の５までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
　　(4)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)　１から14の５までにより算定した単位数の1000分の78に相当する単位数
　　(5)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)　１から14の５までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の74に相当する単位数）
　　(6)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)　１から14の５までにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数
　　(7)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)　１から14の５までにより算定した単位数の1000分の62に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の66に相当する単位数）
　　(8)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)　１から14の５までにより算定した単位数の1000分の66に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の74に相当する単位数）
　　(9)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)　１から14の５までにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
　　(10)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)　１から14の５までにより算定した単位数の1000分の49に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の53に相当する単位数）
　　(11)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)　１から14の５までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の56に相当する単位数）
　　(12)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)　１から14の５までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数
　　(13)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)　１から14の５までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の48に相当する単位数）
　　(14)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)　１から14の５までにより算定した単位数の1000分の32に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の35に相当する単位数）

第14　就労継続支援Ｂ型
　1　就労継続支援Ｂ型サービス費（１日につき）
　　イ　就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅰ)
　　(1)　利用定員が20人以下
　　　㈠　平均工賃月額が４万５千円以上の場合　837単位
　　　（新設）
　　　㈡　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満の場合　805単位

㈣　平均工賃月額が３万５千円以上３万８千円未満の場合	781単位
㈤　平均工賃月額が３万３千円以上３万５千円未満の場合	758単位
㈥　平均工賃月額が３万円以上３万３千円未満の場合	738単位
㈦　平均工賃月額が２万８千円以上３万円未満の場合	738単位
㈧　平均工賃月額が２万５千円以上２万８千円未満の場合	726単位
㈨　平均工賃月額が２万３千円以上２万５千円未満の場合	726単位
㈩　平均工賃月額が２万円以上２万３千円未満の場合	705単位
（十一）　平均工賃月額が１万８千円以上２万円未満の場合	703単位
（十二）　平均工賃月額が１万５千円以上１万８千円未満の場合	682単位
（十三）・（十四）　（略）	
⑵　利用定員が21人以上40人以下	
㈠　平均工賃月額が４万８千円以上の場合	746単位
㈡　平均工賃月額が４万５千円以上４万８千円未満の場合	724単位
㈢　平均工賃月額が３万８千円以上４万５千円未満の場合	717単位
㈣　平均工賃月額が３万５千円以上３万８千円未満の場合	696単位
㈤　平均工賃月額が３万３千円以上３万５千円未満の場合	676単位
㈥　平均工賃月額が３万円以上３万３千円未満の場合	660単位
㈦　平均工賃月額が２万８千円以上３万円未満の場合	660単位
㈧　平均工賃月額が２万５千円以上２万８千円未満の場合	641単位
㈨　平均工賃月額が２万３千円以上２万５千円未満の場合	637単位
㈩　平均工賃月額が２万円以上２万３千円未満の場合	624単位
（十一）　平均工賃月額が１万８千円以上２万円未満の場合	624単位
（十二）　平均工賃月額が１万５千円以上１万８千円未満の場合	606単位
（十三）・（十四）　（略）	
⑶　利用定員が41人以上60人以下	
㈠　平均工賃月額が４万８千円以上の場合	700単位
㈡　平均工賃月額が４万５千円以上４万８千円未満の場合	679単位
㈢　平均工賃月額が３万８千円以上４万５千円未満の場合	674単位
㈣　平均工賃月額が３万５千円以上３万８千円未満の場合	654単位
㈤　平均工賃月額が３万３千円以上３万５千円未満の場合	636単位
㈥　平均工賃月額が３万円以上３万３千円未満の場合	620単位
㈦　平均工賃月額が２万８千円以上３万円未満の場合	620単位
㈧　平均工賃月額が２万５千円以上２万８千円未満の場合	602単位
㈨　平均工賃月額が２万３千円以上２万５千円未満の場合	600単位
㈩　平均工賃月額が２万円以上２万３千円未満の場合	586単位
（十一）　平均工賃月額が１万８千円以上２万円未満の場合	586単位
（十二）　平均工賃月額が１万５千円以上１万８千円未満の場合	569単位
（十三）・（十四）　（略）	
⑷　利用定員が61人以上80人以下	
㈠　平均工賃月額が４万８千円以上の場合	688単位
㈡　平均工賃月額が４万５千円以上４万８千円未満の場合	668単位
㈢　平均工賃月額が３万８千円以上４万５千円未満の場合	662単位

（新設）	
㈢　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満の場合	758単位
（新設）	
㈣　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合	738単位
（新設）	
㈤　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合	726単位
（新設）	
㈥　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満の場合	703単位
（新設）	
㈦・㈧　（略）	
⑵　利用定員が21人以上40人以下	
㈠　平均工賃月額が４万５千円以上の場合	746単位
（新設）	
㈡　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満の場合	717単位
（新設）	
㈢　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満の場合	676単位
（新設）	
㈣　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合	660単位
（新設）	
㈤　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合	637単位
（新設）	
㈥　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満の場合	624単位
（新設）	
㈦・㈧　（略）	
⑶　利用定員が41人以上60人以下	
㈠　平均工賃月額が４万５千円以上の場合	700単位
（新設）	
㈡　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満の場合	674単位
（新設）	
㈢　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満の場合	636単位
（新設）	
㈣　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合	620単位
（新設）	
㈤　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合	600単位
（新設）	
㈥　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満の場合	586単位
（新設）	
㈦・㈧　（略）	
⑷　利用定員が61人以上80人以下	
㈠　平均工賃月額が４万５千円以上の場合	688単位
（新設）	
㈡　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満の場合	662単位

㈣　平均工賃月額が３万５千円以上３万８千円未満の場合	643単位
㈤　平均工賃月額が３万３千円以上３万５千円未満の場合	625単位
㈥　平均工賃月額が３万円以上３万３千円未満の場合	609単位
㈦　平均工賃月額が２万８千円以上３万円未満の場合	609単位
㈧　平均工賃月額が２万５千円以上２万８千円未満の場合	591単位
㈨　平均工賃月額が２万３千円以上２万５千円未満の場合	589単位
㈩　平均工賃月額が２万円以上２万３千円未満の場合	575単位
（十一）　平均工賃月額が１万８千円以上２万円未満の場合	575単位
（十二）　平均工賃月額が１万５千円以上１万８千円未満の場合	558単位
（十三）・（十四）　（略）	
(5)　利用定員が81人以上	
㈠　平均工賃月額が４万８千円以上の場合	666単位
㈡　平均工賃月額が４万５千円以上４万８千円未満の場合	647単位
㈢　平均工賃月額が３万８千円以上４万５千円未満の場合	640単位
㈣　平均工賃月額が３万５千円以上３万８千円未満の場合	621単位
㈤　平均工賃月額が３万３千円以上３万５千円未満の場合	605単位
㈥　平均工賃月額が３万円以上３万３千円未満の場合	590単位
㈦　平均工賃月額が２万８千円以上３万円未満の場合	590単位
㈧　平均工賃月額が２万５千円以上２万８千円未満の場合	573単位
㈨　平均工賃月額が２万３千円以上２万５千円未満の場合	570単位
㈩　平均工賃月額が２万円以上２万３千円未満の場合	557単位
（十一）　平均工賃月額が１万８千円以上２万円未満の場合	557単位
（十二）　平均工賃月額が１万５千円以上１万８千円未満の場合	541単位
（十三）・（十四）　（略）	
ロ　就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅱ)	
(1)　利用定員が20人以下	
㈠　平均工賃月額が４万８千円以上の場合	748単位
㈡　平均工賃月額が４万５千円以上４万８千円未満の場合	726単位
㈢　平均工賃月額が３万８千円以上４万５千円未満の場合	716単位
㈣　平均工賃月額が３万５千円以上３万８千円未満の場合	695単位
㈤　平均工賃月額が３万３千円以上３万５千円未満の場合	669単位
㈥　平均工賃月額が３万円以上３万３千円未満の場合	649単位
㈦　平均工賃月額が２万８千円以上３万円未満の場合	649単位
㈧　平均工賃月額が２万５千円以上２万８千円未満の場合	637単位
㈨　平均工賃月額が２万３千円以上２万５千円未満の場合	637単位
㈩　平均工賃月額が２万円以上２万３千円未満の場合	618単位
（十一）　平均工賃月額が１万８千円以上２万円未満の場合	614単位
（十二）　平均工賃月額が１万５千円以上１万８千円未満の場合	596単位
（十三）・（十四）　（略）	

（新設）	
㈢　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満の場合	625単位
（新設）	
㈣　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合	609単位
（新設）	
㈤　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合	589単位
（新設）	
㈥　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満の場合	575単位
（新設）	
㈦・㈧　（略）	
(5)　利用定員が81人以上	
㈠　平均工賃月額が４万５千円以上の場合	666単位
（新設）	
㈡　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満の場合	640単位
（新設）	
㈢　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満の場合	605単位
（新設）	
㈣　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合	590単位
（新設）	
㈤　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合	570単位
（新設）	
㈥　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満の場合	557単位
（新設）	
㈦・㈧　（略）	
ロ　就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅱ)	
(1)　利用定員が20人以下	
㈠　平均工賃月額が４万５千円以上の場合	748単位
（新設）	
㈡　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満の場合	716単位
（新設）	
㈢　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満の場合	669単位
（新設）	
㈣　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合	649単位
（新設）	
㈤　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合	637単位
（新設）	
㈥　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満の場合	614単位
（新設）	
㈦・㈧　（略）	

⑵　利用定員が21人以上40人以下	
㈠　平均工賃月額が４万８千円以上の場合	666単位
㈡　平均工賃月額が４万５千円以上４万８千円未満の場合	647単位
㈢　平均工賃月額が３万８千円以上４万５千円未満の場合	637単位
㈣　平均工賃月額が３万５千円以上３万８千円未満の場合	618単位
㈤　平均工賃月額が３万３千円以上３万５千円未満の場合	596単位
㈥　平均工賃月額が３万円以上３万３千円未満の場合	580単位
㈦　平均工賃月額が２万８千円以上３万円未満の場合	580単位
㈧　平均工賃月額が２万５千円以上２万８千円未満の場合	563単位
㈨　平均工賃月額が２万３千円以上２万５千円未満の場合	557単位
㈩　平均工賃月額が２万円以上２万３千円未満の場合	544単位
（十一）　平均工賃月額が１万８千円以上２万円未満の場合	544単位
（十二）　平均工賃月額が１万５千円以上１万８千円未満の場合	528単位
（十三）・（十四）　（略）	
⑶　利用定員が41人以上60人以下	
㈠　平均工賃月額が４万８千円以上の場合	625単位
㈡　平均工賃月額が４万５千円以上４万８千円未満の場合	607単位
㈢　平均工賃月額が３万８千円以上４万５千円未満の場合	599単位
㈣　平均工賃月額が３万５千円以上３万８千円未満の場合	582単位
㈤　平均工賃月額が３万３千円以上３万５千円未満の場合	561単位
㈥　平均工賃月額が３万円以上３万３千円未満の場合	545単位
㈦　平均工賃月額が２万８千円以上３万円未満の場合	545単位
㈧　平均工賃月額が２万５千円以上２万８千円未満の場合	529単位
㈨　平均工賃月額が２万３千円以上２万５千円未満の場合	525単位
㈩　平均工賃月額が２万円以上２万３千円未満の場合	511単位
（十一）　平均工賃月額が１万８千円以上２万円未満の場合	511単位
（十二）　平均工賃月額が１万５千円以上１万８千円未満の場合	496単位
（十三）・（十四）　（略）	
⑷　利用定員が61人以上80人以下	
㈠　平均工賃月額が４万８千円以上の場合	614単位
㈡　平均工賃月額が４万５千円以上４万８千円未満の場合	596単位
㈢　平均工賃月額が３万８千円以上４万５千円未満の場合	588単位
㈣　平均工賃月額が３万５千円以上３万８千円未満の場合	571単位
㈤　平均工賃月額が３万３千円以上３万５千円未満の場合	551単位
㈥　平均工賃月額が３万円以上３万３千円未満の場合	535単位
㈦　平均工賃月額が２万８千円以上３万円未満の場合	535単位
㈧　平均工賃月額が２万５千円以上２万８千円未満の場合	519単位
㈨　平均工賃月額が２万３千円以上２万５千円未満の場合	515単位
㈩　平均工賃月額が２万円以上２万３千円未満の場合	501単位
（十一）　平均工賃月額が１万８千円以上２万円未満の場合	501単位
（十二）　平均工賃月額が１万５千円以上１万８千円未満の場合	486単位
（十三）・（十四）　（略）	

⑵　利用定員が21人以上40人以下	
㈠　平均工賃月額が４万５千円以上の場合	666単位
（新設）	
㈡　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満の場合	637単位
（新設）	
㈢　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満の場合	596単位
（新設）	
㈣　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合	580単位
（新設）	
㈤　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合	557単位
（新設）	
㈥　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満の場合	544単位
（新設）	
㈦・㈧　（略）	
⑶　利用定員が41人以上60人以下	
㈠　平均工賃月額が４万５千円以上の場合	625単位
（新設）	
㈡　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満の場合	599単位
（新設）	
㈢　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満の場合	561単位
（新設）	
㈣　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合	545単位
（新設）	
㈤　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合	525単位
（新設）	
㈥　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満の場合	511単位
（新設）	
㈦・㈧　（略）	
⑷　利用定員が61人以上80人以下	
㈠　平均工賃月額が４万５千円以上の場合	614単位
（新設）	
㈡　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満の場合	588単位
（新設）	
㈢　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満の場合	551単位
（新設）	
㈣　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合	535単位
（新設）	
㈤　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合	515単位
（新設）	
㈥　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満の場合	501単位
（新設）	
㈦・㈧　（略）	

(5)　利用定員が81人以上	
㈠　平均工賃月額が４万８千円以上の場合	594単位
㈡　平均工賃月額が４万５千円以上４万８千円未満の場合	577単位
㈢　平均工賃月額が３万８千円以上４万５千円未満の場合	568単位
㈣　平均工賃月額が３万５千円以上３万８千円未満の場合	551単位
㈤　平均工賃月額が３万３千円以上３万５千円未満の場合	533単位
㈥　平均工賃月額が３万円以上３万３千円未満の場合	518単位
㈦　平均工賃月額が２万８千円以上３万円未満の場合	518単位
㈧　平均工賃月額が２万５千円以上２万８千円未満の場合	503単位
㈨　平均工賃月額が２万３千円以上２万５千円未満の場合	498単位
㈩　平均工賃月額が２万円以上２万３千円未満の場合	485単位
（十一）　平均工賃月額が１万８千円以上２万円未満の場合	485単位
（十二）　平均工賃月額が１万５千円以上１万８千円未満の場合	471単位
（十三）・（十四）　（略）	
ハ　就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅲ)	
(1)　利用定員が20人以下	
㈠　平均工賃月額が４万８千円以上の場合	682単位
㈡　平均工賃月額が４万５千円以上４万８千円未満の場合	662単位
㈢　平均工賃月額が３万８千円以上４万５千円未満の場合	653単位
㈣　平均工賃月額が３万５千円以上３万８千円未満の場合	634単位
㈤　平均工賃月額が３万３千円以上３万５千円未満の場合	611単位
㈥　平均工賃月額が３万円以上３万３千円未満の場合	594単位
㈦　平均工賃月額が２万８千円以上３万円未満の場合	594単位
㈧　平均工賃月額が２万５千円以上２万８千円未満の場合	577単位
㈨　平均工賃月額が２万３千円以上２万５千円未満の場合	572単位
㈩　平均工賃月額が２万円以上２万３千円未満の場合	557単位
（十一）　平均工賃月額が１万８千円以上２万円未満の場合	557単位
（十二）　平均工賃月額が１万５千円以上１万８千円未満の場合	541単位
（十三）・（十四）　（略）	
(2)　利用定員が21人以上40人以下	
㈠　平均工賃月額が４万８千円以上の場合	609単位
㈡　平均工賃月額が４万５千円以上４万８千円未満の場合	591単位
㈢　平均工賃月額が３万８千円以上４万５千円未満の場合	584単位
㈣　平均工賃月額が３万５千円以上３万８千円未満の場合	567単位
㈤　平均工賃月額が３万３千円以上３万５千円未満の場合	547単位
㈥　平均工賃月額が３万円以上３万３千円未満の場合	532単位
㈦　平均工賃月額が２万８千円以上３万円未満の場合	532単位
㈧　平均工賃月額が２万５千円以上２万８千円未満の場合	517単位
㈨　平均工賃月額が２万３千円以上２万５千円未満の場合	511単位
㈩　平均工賃月額が２万円以上２万３千円未満の場合	497単位

(5)　利用定員が81人以上	
㈠　平均工賃月額が４万５千円以上の場合	594単位
（新設）	
㈡　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満の場合	568単位
（新設）	
㈢　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満の場合	533単位
（新設）	
㈣　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合	518単位
（新設）	
㈤　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合	498単位
（新設）	
㈥　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満の場合	485単位
（新設）	
㈦・㈧　（略）	
ハ　就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅲ)	
(1)　利用定員が20人以下	
㈠　平均工賃月額が４万５千円以上の場合	682単位
（新設）	
㈡　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満の場合	653単位
（新設）	
㈢　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満の場合	611単位
（新設）	
㈣　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合	594単位
（新設）	
㈤　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合	572単位
（新設）	
㈥　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満の場合	557単位
（新設）	
㈦・㈧　（略）	
(2)　利用定員が21人以上40人以下	
㈠　平均工賃月額が４万５千円以上の場合	609単位
（新設）	
㈡　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満の場合	584単位
（新設）	
㈢　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満の場合	547単位
（新設）	
㈣　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合	532単位
（新設）	
㈤　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合	511単位
（新設）	

（十一）　平均工賃月額が１万８千円以上２万円未満の場合	497単位
（十二）　平均工賃月額が１万５千円以上１万８千円未満の場合	483単位
（十三）・（十四）　（略）	
⑶　利用定員が41人以上60人以下	
㈠　平均工賃月額が４万８千円以上の場合	564単位
㈡　平均工賃月額が４万５千円以上４万８千円未満の場合	548単位
㈢　平均工賃月額が３万８千円以上４万５千円未満の場合	541単位
㈣　平均工賃月額が３万５千円以上３万８千円未満の場合	525単位
㈤　平均工賃月額が３万３千円以上３万５千円未満の場合	508単位
㈥　平均工賃月額が３万円以上３万３千円未満の場合	493単位
㈦　平均工賃月額が２万８千円以上３万円未満の場合	493単位
㈧　平均工賃月額が２万５千円以上２万８千円未満の場合	479単位
㈨　平均工賃月額が２万３千円以上２万５千円未満の場合	474単位
㈩　平均工賃月額が２万円以上２万３千円未満の場合	461単位
（十一）　平均工賃月額が１万８千円以上２万円未満の場合	461単位
（十二）　平均工賃月額が１万５千円以上１万８千円未満の場合	448単位
（十三）・（十四）　（略）	
⑷　利用定員が61人以上80人以下	
㈠　平均工賃月額が４万８千円以上の場合	554単位
㈡　平均工賃月額が４万５千円以上４万８千円未満の場合	538単位
㈢　平均工賃月額が３万８千円以上４万５千円未満の場合	530単位
㈣　平均工賃月額が３万５千円以上３万８千円未満の場合	515単位
㈤　平均工賃月額が３万３千円以上３万５千円未満の場合	498単位
㈥　平均工賃月額が３万円以上３万３千円未満の場合	484単位
㈦　平均工賃月額が２万８千円以上３万円未満の場合	483単位
㈧　平均工賃月額が２万５千円以上２万８千円未満の場合	469単位
㈨　平均工賃月額が２万３千円以上２万５千円未満の場合	465単位
㈩　平均工賃月額が２万円以上２万３千円未満の場合	452単位
（十一）　平均工賃月額が１万８千円以上２万円未満の場合	452単位
（十二）　平均工賃月額が１万５千円以上１万８千円未満の場合	439単位
（十三）・（十四）　（略）	
⑸　利用定員が81人以上	
㈠　平均工賃月額が４万８千円以上の場合	535単位
㈡　平均工賃月額が４万５千円以上４万８千円未満の場合	519単位
㈢　平均工賃月額が３万８千円以上４万５千円未満の場合	512単位
㈣　平均工賃月額が３万５千円以上３万８千円未満の場合	497単位
㈤　平均工賃月額が３万３千円以上３万５千円未満の場合	480単位
㈥　平均工賃月額が３万円以上３万３千円未満の場合	467単位
㈦　平均工賃月額が２万８千円以上３万円未満の場合	467単位
㈧　平均工賃月額が２万５千円以上２万８千円未満の場合	453単位
㈨　平均工賃月額が２万３千円以上２万５千円未満の場合	449単位

㈥　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満の場合	497単位
（新設）	
㈦・㈧　（略）	
⑶　利用定員が41人以上60人以下	
㈠　平均工賃月額が４万５千円以上の場合	564単位
（新設）	
㈡　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満の場合	541単位
（新設）	
㈢　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満の場合	508単位
（新設）	
㈣　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合	493単位
（新設）	
㈤　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合	474単位
（新設）	
㈥　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満の場合	461単位
（新設）	
㈦・㈧　（略）	
⑷　利用定員が61人以上80人以下	
㈠　平均工賃月額が４万５千円以上の場合	554単位
（新設）	
㈡　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満の場合	530単位
（新設）	
㈢　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満の場合	498単位
（新設）	
㈣　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合	483単位
（新設）	
㈤　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合	465単位
（新設）	
㈥　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満の場合	452単位
（新設）	
㈦・㈧　（略）	
⑸　利用定員が81人以上	
㈠　平均工賃月額が４万５千円以上の場合	535単位
（新設）	
㈡　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満の場合	512単位
（新設）	
㈢　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満の場合	480単位
（新設）	
㈣　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合	467単位
（新設）	
㈤　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合	449単位

㈩　平均工賃月額が２万円以上２万３千円未満の場合	437単位
（十一）　平均工賃月額が１万８千円以上２万円未満の場合	437単位
（十二）　平均工賃月額が１万５千円以上１万８千円未満の場合	424単位
（十三）・（十四）　（略）	

ニ～ト　（略）

注１　（略）

２　イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労継続支援Ｂ型事業所（指定障害福祉サービス基準第198条に規定する指定就労継続支援Ｂ型の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）又は指定障害者支援施設（以下この注２から注７まで及び注17において「特定指定就労継続支援Ｂ型事業所等」という。）において、指定就労継続支援Ｂ型等を行った場合に、利用定員及び平均工賃月額に応じ、１日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援Ｂ型事業所等の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

３～16　（略）

17　令和８年６月１日以降新規に指定を受けた特定指定就労継続支援Ｂ型事業所等（別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所並びに都道府県知事が地域に特に必要であるとして指定する事業所であることが客観的に明らかであるものを除く。）が、利用者に対し、指定就労継続支援Ｂ型等を行った場合は、所定単位数に代えて、イからハまでに掲げる単位数の1000分の984に相当する単位数を算定する。ただし、次の⑴又は⑵に該当する場合は、当該月において所定単位数を算定する。

⑴　当該月において次に掲げるいずれかの加算を１日以上算定している事業所である場合

㈠　２の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

㈡　２の２の高次脳機能障害者支援体制加算

⑵　当該月において10のニの医療連携体制加算㈣を１日以上算定している利用者である場合

２～16の４　（略）

17　福祉・介護職員等処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労継続支援Ｂ型事業所等又は基準該当就労継続支援Ｂ型事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定就労継続支援Ｂ型等又は基準該当就労継続支援Ｂ型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の105に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の116に相当する単位数）

（新設）

㈥　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満の場合	437単位

（新設）

㈦・㈧　（略）

ニ～ト　（略）

注１　（略）

２　イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労継続支援Ｂ型事業所（指定障害福祉サービス基準第198条に規定する指定就労継続支援Ｂ型の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）又は指定障害者支援施設（以下この注２から注７までにおいて「特定指定就労継続支援Ｂ型事業所等」という。）において、指定就労継続支援Ｂ型等を行った場合に、利用定員及び平均工賃月額に応じ、１日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援Ｂ型事業所等の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

３～16　（略）

（新設）

２～16の４　（略）

17　福祉・介護職員等処遇改善加算

注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労継続支援Ｂ型事業所等又は基準該当就労継続支援Ｂ型事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注２において同じ。）が、利用者に対し、指定就労継続支援Ｂ型等又は基準該当就労継続支援Ｂ型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の93に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の104に相当する単位数）

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の120に相当する単位数）

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の103に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の107に相当する単位数

ホ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の88に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の98に相当する単位数）

ヘ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の81に相当する単位数）

（削る）

（新設）

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の91に相当する単位数

（新設）

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の86に相当する単位数）

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の62に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の69に相当する単位数）

２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所等又は基準該当就労継続支援Ｂ型事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定就労継続支援Ｂ型等又は基準該当就労継続支援Ｂ型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の91に相当する単位数）

(2)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の87に相当する単位数）

(3)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の78に相当する単位数

(4)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の77に相当する単位数

(5)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の66に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の74に相当する単位数）

(6)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数

(7)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の66に相当する単位数）

第14の２　就労定着支援

１～６　（略）

７　福祉・介護職員等処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労定着支援事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定就労定着支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　１から６までにより算定した単位数の1000分の115に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　１から６までにより算定した単位数の1000分の119に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から６までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から６までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

（削る）

(8)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の73に相当する単位数）

(9)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

(10)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の48に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の53に相当する単位数）

(11)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の49に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の56に相当する単位数）

(12)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の46に相当する単位数

(13)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の48に相当する単位数）

(14)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の35に相当する単位数）

第14の２　就労定着支援

１～６　（略）

７　福祉・介護職員等処遇改善加算

注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労定着支援事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注２において同じ。）が、利用者に対し、指定就労定着支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　１から６までにより算定した単位数の1000分の103に相当する単位数

（新設）

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から６までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から６までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数

２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労定着支援事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定就労定着支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　１から６までにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数

第14の３　自立生活援助

１～10　（略）

11　福祉・介護職員等処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定自立生活援助事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定自立生活援助を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　１から10までにより算定した単位数の1000分の115に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　１から10までにより算定した単位数の1000分の119に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　１から10までにより算定した単位数の1000分の113に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　１から10までにより算定した単位数の1000分の117に相当する単位数

ホ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から10までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数

ヘ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から10までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

(2)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　１から６までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

(3)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)　１から６までにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数

(4)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)　１から６までにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数

(5)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)　１から６までにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数

(6)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)　１から６までにより算定した単位数の1000分の52に相当する単位数

(7)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)　１から６までにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数

(8)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)　１から６までにより算定した単位数の1000分の48に相当する単位数

(9)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)　１から６までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数

第14の３　自立生活援助

１～10　（略）

11　福祉・介護職員等処遇改善加算

注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定自立生活援助事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注２において同じ。）が、利用者に対し、指定自立生活援助を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　１から10までにより算定した単位数の1000分の103に相当する単位数

（新設）

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　１から10までにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数

（新設）

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から10までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から10までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数

（削る）

第15　共同生活援助

１　共同生活援助サービス費（１日につき）

イ・ロ　（略）

注１～９　（略）

10　令和８年６月１日以降新規に指定を受けた指定共同生活援助事業所（別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所並びに都道府県知事が地域に特に必要であるとして指定する事業所であることが客観的に明らかであるものを除

２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定自立生活援助を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　１から10までにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数

⑵　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　１から10までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

⑶　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)　１から10までにより算定した単位数の1000分の88に相当する単位数

⑷　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)　１から10までにより算定した単位数の1000分の84に相当する単位数

⑸　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)　１から10までにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数

⑹　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)　１から10までにより算定した単位数の1000分の71に相当する単位数

⑺　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)　１から10までにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数

⑻　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)　１から10までにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数

⑼　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)　１から10までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

⑽　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)　１から10までにより算定した単位数の1000分の52に相当する単位数

⑾　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)　１から10までにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数

⑿　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)　１から10までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数

⒀　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)　１から10までにより算定した単位数の1000分の48に相当する単位数

⒁　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)　１から10までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数

第15　共同生活援助

１　共同生活援助サービス費（１日につき）

イ・ロ　（略）

注１～９　（略）

（新設）

く。）が、利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合は、所定単位数に代えて、イ又はロに掲げる単位数の1000分の972に相当する単位数を算定する。ただし、次の⑴又は⑵に該当する場合は、当該月において所定単位数を算定する。

⑴　当該月において次に掲げるいずれかの加算を１日以上算定している事業所である場合

㈠　１の４の２の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

㈡　１の４の４の高次脳機能障害者支援体制加算

⑵　当該月において次に掲げるいずれかの加算を１日以上算定している利用者である場合

㈠　１の６の重度障害者支援加算

㈡　１の７の医療的ケア対応支援加算

㈢　７のニの医療連携体制加算Ⅳ

１の２　日中サービス支援型共同生活援助サービス費（１日につき）

イ・ロ　（略）

注１～12　（略）

13　令和８年６月１日以降新規に指定を受けた日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所並びに都道府県知事が地域に特に必要であるとして指定する事業所であることが客観的に明らかであるものを除く。）が、利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は、所定単位数に代えて、イ又はロに掲げる単位数の1000分の972に相当する単位数を算定する。ただし、次の⑴又は⑵に該当する場合は、当該月において所定単位数を算定する。

⑴　当該月において次に掲げるいずれかの加算を１日以上算定している事業所である場合

㈠　１の４の２の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

㈡　１の４の４の高次脳機能障害者支援体制加算

⑵　当該月において次に掲げるいずれかの加算を１日以上算定している利用者である場合

㈠　１の６の重度障害者支援加算

㈡　１の７の医療的ケア対応支援加算

㈢　７のニの医療連携体制加算Ⅳ

１の２の２～８の３　（略）

９　福祉・介護職員等処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定共同生活援助事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑴イ

⑴　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３まで（１の２、１の２の２、１の２の４、１の３及び１の５の２を除く。以下この９において同じ。）により算定した単位数の1000分の163に相当する単位数

１の２　日中サービス支援型共同生活援助サービス費（１日につき）

イ・ロ　（略）

注１～12　（略）

（新設）

１の２の２～８の３　（略）

９　福祉・介護職員等処遇改善加算

注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定共同生活援助事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注２において同じ。）が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)

⑴　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３まで（１の２、１の２の２、１の２の４、１の３及び１の５の２を除く。以下この９において同じ。）により算定した単位数の1000分の147に相当する単位数

⑵　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３まで（１の２の２から１の３まで、１の４の５から１の５まで、１の８及び８を除く。以下この９において同じ。）により算定した単位数の1000分の163に相当する単位数

⑶　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３まで（１の２の３、１の５の２、１の６、６の３及び６の４を除く。以下この９において同じ。）により算定した単位数の1000分の227に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ

⑴　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の169に相当する単位数

⑵　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の169に相当する単位数

⑶　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の233に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ

⑴　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の160に相当する単位数

⑵　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の160に相当する単位数

⑶　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の224に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ

⑴　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の166に相当する単位数

⑵　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の166に相当する単位数

⑶　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の230に相当する単位数

ホ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)

⑴　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の144に相当する単位数

⑵　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の144に相当する単位数

⑶　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の208に相当する単位数

ヘ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)

⑴　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数

⑵　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数

⑶　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の168に相当する単位数

⑵　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３まで（１の２の２から１の３まで、１の４の５から１の５まで、１の８及び８を除く。以下この９において同じ。）により算定した単位数の1000分の147に相当する単位数

⑶　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３まで（１の２の３、１の５の２、１の６、６の３及び６の４を除く。以下この９において同じ。）により算定した単位数の1000分の211に相当する単位数

（新設）

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)

⑴　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の144に相当する単位数

⑵　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の144に相当する単位数

⑶　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の208に相当する単位数

（新設）

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)

⑴　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の128に相当する単位数

⑵　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の128に相当する単位数

⑶　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の192に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)

⑴　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の105に相当する単位数

⑵　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の105に相当する単位数

⑶　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の152に相当する単位数

（削る）

２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)

(1)　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数

(2)　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数

(3)　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の185に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)

(1)　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の124に相当する単位数

(2)　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の124に相当する単位数

(3)　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の171に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)

(1)　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数

(2)　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数

(3)　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の182に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)

(1)　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数

(2)　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数

(3)　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の168に相当する単位数

ホ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)

(1)　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数

(2)　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数

(3)　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の145に相当する単位数

ヘ　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6)

(1)　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の95に相当する単位数

(2)　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の95に相当する単位数

(3)　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の142に相当する単位数

ト　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7)

(1)　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数

(2)　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数

(3)　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の122に相当する単位数

チ　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8)

(1)　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数

(2)　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数

(3)　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の166に相当する単位数

リ　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9)

(1)　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の93に相当する単位数

(2)　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の93に相当する単位数

(3)　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の119に相当する単位数

ヌ　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10)

(1)　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数

(2)　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数

(3)　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数

ル　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11)

(1)　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数

（こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等の一部改正）

第三条　こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正前	改正後
一　（略）	一　（略）
二　令第五十二条第三項第一号イに基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準は、イ及びロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ及びロに掲げる単位数を三月から翌年二月までを一年度とする当該年度に属する各月ごとに算定し当該各月ごとに算定した単位数を合計した数に、十円にハ及びニに定める割合を乗じて得た額を乗じて得た額を合計した額とする。 イ　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者　(1)から(9)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(9)までに掲げる単位数に当該単位数に百分の十五を乗じて得た数を合計した単位数 (1)　重度障害者等包括支援に係る支給決定（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第十九条第一項に規定する支給決定をいう。以下同じ。）を受けた者　次の㈠又は㈡に掲げる者の区分に応じ、それぞれ㈠又は㈡に掲げる単位数 ㈠　㈡に掲げる者以外のもの　九六、八七〇単位	一　（略） 二　令第五十二条第三項第一号イに基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準は、イ及びロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ及びロに掲げる単位数を三月から翌年二月までを一年度とする当該年度に属する各月ごとに算定し当該各月ごとに算定した単位数を合計した数に、十円にハ及びニに定める割合を乗じて得た額を乗じて得た額を合計した額とする。 イ　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者　(1)から(9)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(9)までに掲げる単位数に当該単位数に百分の十五を乗じて得た数を合計した単位数 (1)　重度障害者等包括支援に係る支給決定（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第十九条第一項に規定する支給決定をいう。以下同じ。）を受けた者　次の㈠又は㈡に掲げる者の区分に応じ、それぞれ㈠又は㈡に掲げる単位数 ㈠　㈡に掲げる者以外のもの　九六、四八〇単位
(2)　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数 (3)　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　1の2の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の126に相当する単位数	(2)　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数 (3)　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　1の2の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の126に相当する単位数
ヌ　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) (1)　指定共同生活援助事業所の場合　1から8の3までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数 (2)　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数 (3)　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　1の2の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の93に相当する単位数	ヌ　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) (1)　指定共同生活援助事業所の場合　1から8の3までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数 (2)　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数 (3)　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　1の2の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の93に相当する単位数
ワ　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) (1)　指定共同生活援助事業所の場合　1から8の3までにより算定した単位数の1000分の77に相当する単位数 (2)　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の77に相当する単位数 (3)　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　1の2の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の103に相当する単位数	ワ　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) (1)　指定共同生活援助事業所の場合　1から8の3までにより算定した単位数の1000分の77に相当する単位数 (2)　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の77に相当する単位数 (3)　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　1の2の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の103に相当する単位数
カ　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) (1)　指定共同生活援助事業所の場合　1から8の3までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数 (2)　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数 (3)　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　1の2の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の77に相当する単位数	カ　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) (1)　指定共同生活援助事業所の場合　1から8の3までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数 (2)　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数 (3)　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　1の2の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の77に相当する単位数

(二)　六十五歳以上の者又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第三項第二号に掲げる者に該当する者（以下「介護保険給付対象者」と総称する。）　六七、九五〇単位

(2)　前号に掲げる者であって、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けたもの　次の(一)及び(二)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)及び(二)に掲げる単位数

(一)　(二)に掲げる者以外のもの　七五、八七〇単位

(二)　介護保険給付対象者　四六、四六〇単位

(3)　重度訪問介護に係る支給決定を受けた者（(2)に掲げる者を除く。）　次の(一)から(四)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(四)までに掲げる単位数

(一)　(二)から(四)までに掲げる者以外のもの　次のａからｄまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれａからｄまでに掲げる単位数

ａ　区分六（障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令（平成二十六年厚生労働省令第五号。以下「区分命令」という。）第一条第七号に掲げる区分六をいう。以下同じ。）に該当する者　六三、〇四〇単位

ｂ　区分五（区分命令第一条第六号に掲げる区分五をいう。以下同じ。）に該当する者　三六、八五〇単位

ｃ　区分四（区分命令第一条第五号に掲げる区分四をいう。以下同じ。）に該当する者　二九、四〇〇単位

ｄ　区分三（区分命令第一条第四号に掲げる区分三をいう。以下同じ。）に該当する者　二三、四八〇単位

(二)　介護保険給付対象者（(三)及び(四)に掲げる者を除く。）　次のａからｄまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれａからｄまでに掲げる単位数

ａ　区分六に該当する者　二三、一三〇単位

ｂ　区分五に該当する者　一五、四三〇単位

ｃ　区分四に該当する者　一四、七八〇単位

ｄ　区分三に該当する者　一四、一〇〇単位

(三)　介護給付費等単位数表の第６の１の生活介護サービス費、介護給付費等単位数表の第10の１の機能訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第11の１の生活訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第11の２の１の就労選択支援サービス費、介護給付費等単位数表の第12の１の就労移行支援サービス費、介護給付費等単位数表の第13の１の就労継続支援Ａ型サービス費又は介護給付費等単位数表の第14の１の就労継続支援Ｂ型サービス費（以下「生活介護サービス費等」という。）を算定される者（(四)に掲げる者を除く。）次のａからｅまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれａからｅまでに掲げる単位数

ａ　区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの　二九、一九〇単位

ｂ　区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの　二一、一四〇単位

ｃ　区分五又は区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者であるもの　一七、七八〇単位

ｄ　区分四に該当する者　一六、五〇〇単位

ｅ　区分三に該当する者　一二、七六〇単位

(二)　六十五歳以上の者又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第三項第二号に掲げる者に該当する者（以下「介護保険給付対象者」と総称する。）　六七、六八〇単位

(2)　前号に掲げる者であって、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けたもの　次の(一)及び(二)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)及び(二)に掲げる単位数

(一)　(二)に掲げる者以外のもの　七四、三一〇単位

(二)　介護保険給付対象者　四五、五一〇単位

(3)　重度訪問介護に係る支給決定を受けた者（(2)に掲げる者を除く。）　次の(一)から(四)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(四)までに掲げる単位数

(一)　(二)から(四)までに掲げる者以外のもの　次のａからｄまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれａからｄまでに掲げる単位数

ａ　区分六（障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令（平成二十六年厚生労働省令第五号。以下「区分命令」という。）第一条第七号に掲げる区分六をいう。以下同じ。）に該当する者　六二、〇五〇単位

ｂ　区分五（区分命令第一条第六号に掲げる区分五をいう。以下同じ。）に該当する者　三六、二七〇単位

ｃ　区分四（区分命令第一条第五号に掲げる区分四をいう。以下同じ。）に該当する者　二八、九四〇単位

ｄ　区分三（区分命令第一条第四号に掲げる区分三をいう。以下同じ。）に該当する者　二三、一一〇単位

(二)　介護保険給付対象者（(三)及び(四)に掲げる者を除く。）　次のａからｄまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれａからｄまでに掲げる単位数

ａ　区分六に該当する者　二二、九一〇単位

ｂ　区分五に該当する者　一五、二九〇単位

ｃ　区分四に該当する者　一四、六二〇単位

ｄ　区分三に該当する者　一三、九二〇単位

(三)　介護給付費等単位数表の第６の１の生活介護サービス費、介護給付費等単位数表の第10の１の機能訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第11の１の生活訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第11の２の１の就労選択支援サービス費、介護給付費等単位数表の第12の１の就労移行支援サービス費、介護給付費等単位数表の第13の１の就労継続支援Ａ型サービス費又は介護給付費等単位数表の第14の１の就労継続支援Ｂ型サービス費（以下「生活介護サービス費等」という。）を算定される者（(四)に掲げる者を除く。）次のａからｅまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれａからｅまでに掲げる単位数

ａ　区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの　二八、七三〇単位

ｂ　区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの　二〇、八一〇単位

ｃ　区分五又は区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者であるもの　一七、六一〇単位

ｄ　区分四に該当する者　一六、二四〇単位

ｅ　区分三に該当する者　一二、五六〇単位

(四) 介護給付費等単位数表の第15の1の共同生活援助サービス費（以下「共同生活援助サービス費」という。）又は介護給付費等単位数表の第15の1の2の日中サービス支援型共同生活援助サービス費（以下「日中サービス支援型共同生活援助サービス費」という。）を算定される者（(7)及び(8)に掲げる者を除く。）次のaからcまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからcまでに掲げる単位数

a　b及びcに掲げる者以外のもの	四、三三〇単位

b　指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であって、共同生活援助サービス費の注2又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注3若しくは注4に掲げる単位数を算定されるもの（cに掲げる者を除く。）次のiからiiiまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれiからiiiまでに掲げる単位数

i　区分六に該当する者	一七、八八〇単位
ii　区分五に該当する者	一一、三〇〇単位
iii　区分四に該当する者	八、八〇〇単位

c　指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であって、共同生活援助サービス費の注2又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注3若しくは注4に掲げる単位数を算定される者のうち介護保険給付対象者であるもの

	四、三三〇単位

(4) 行動援護に係る支給決定を受けた者（(2)及び(3)に掲げる者を除く。）次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数

(一) (二)及び(三)に掲げる者以外のもの　次のaからeまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからeまでに掲げる単位数

a　区分六に該当する者	三七、五一〇単位
b　区分五に該当する者	二八、八六〇単位
c　区分四に該当する者	二一、七〇〇単位
d　区分三に該当する者	一六、一〇〇単位
e　障害児	二〇、四九〇単位

(二) 生活介護サービス費等を算定される者（(三)に掲げる者を除く。）次のaからeまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからeまでに掲げる単位数

a　区分六に該当する者	二四、四八〇単位
b　区分五に該当する者	二〇、三一〇単位
c　区分四に該当する者	一六、〇〇〇単位
d　区分三に該当する者	一二、二八〇単位
e　障害児	二〇、四九〇単位

(三) 共同生活援助サービス費又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費を算定される者（(7)及び(8)に掲げる者を除く。）

	二、六六〇単位

(5) 居宅介護に係る支給決定を受けた者（(2)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる者を除く。）次の(一)から(四)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(四)までに掲げる単位数

(一) (二)及び(三)に掲げる者以外のもの（介護保険給付対象者を除く。）次のaからgまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからgまでに掲げる単位数

a　区分六に該当する者	二九、四一〇単位
b　区分五に該当する者	二一、四二〇単位
c　区分四に該当する者	一四、六二〇単位

(四) 介護給付費等単位数表の第15の1の共同生活援助サービス費（以下「共同生活援助サービス費」という。）又は介護給付費等単位数表の第15の1の2の日中サービス支援型共同生活援助サービス費（以下「日中サービス支援型共同生活援助サービス費」という。）を算定される者（(7)及び(8)に掲げる者を除く。）次のaからcまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからcまでに掲げる単位数

a　b及びcに掲げる者以外のもの	四、二六〇単位

b　指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であって、共同生活援助サービス費の注2又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注3若しくは注4に掲げる単位数を算定されるもの（cに掲げる者を除く。）次のiからiiiまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれiからiiiまでに掲げる単位数

i　区分六に該当する者	一七、六〇〇単位
ii　区分五に該当する者	一一、一二〇単位
iii　区分四に該当する者	八、六六〇単位

c　指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であって、共同生活援助サービス費の注2又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注3若しくは注4に掲げる単位数を算定される者のうち介護保険給付対象者であるもの

	四、二六〇単位

(4) 行動援護に係る支給決定を受けた者（(2)及び(3)に掲げる者を除く。）次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数

(一) (二)及び(三)に掲げる者以外のもの　次のaからeまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからeまでに掲げる単位数

a　区分六に該当する者	三六、五二〇単位
b　区分五に該当する者	二八、一〇〇単位
c　区分四に該当する者	二一、一三〇単位
d　区分三に該当する者	一五、六八〇単位
e　障害児	一九、九五〇単位

(二) 生活介護サービス費等を算定される者（(三)に掲げる者を除く。）次のaからeまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからeまでに掲げる単位数

a　区分六に該当する者	二三、八四〇単位
b　区分五に該当する者	一九、七八〇単位
c　区分四に該当する者	一五、五八〇単位
d　区分三に該当する者	一一、九六〇単位
e　障害児	一九、九五〇単位

(三) 共同生活援助サービス費又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費を算定される者（(7)及び(8)に掲げる者を除く。）

	二、五九〇単位

(5) 居宅介護に係る支給決定を受けた者（(2)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる者を除く。）次の(一)から(四)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(四)までに掲げる単位数

(一) (二)及び(三)に掲げる者以外のもの（介護保険給付対象者を除く。）次のaからgまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからgまでに掲げる単位数

a　区分六に該当する者	二八、八〇〇単位
b　区分五に該当する者	二〇、九八〇単位
c　区分四に該当する者	一四、三二〇単位

ｄ　区分三に該当する者　九、三八〇単位
ｅ　区分二（区分命令第一条第三号に掲げる区分二をいう。以下同じ。）に該当する者　七、四二〇単位
ｆ　区分一（区分命令第一条第二号に掲げる区分一をいう。以下同じ。）に該当する者　六、五五〇単位
ｇ　障害児　一三、五五〇単位

㈡　介護給付費等単位数表第１の１の居宅介護サービス費のイ及びハを算定される者（㈢に掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）　次のａからｇまでに掲げる区分に応じ、それぞれａからｇまでに掲げる単位数

ａ　区分六に該当する者　二六、〇四〇単位
ｂ　区分五に該当する者　一八、一〇〇単位
ｃ　区分四に該当する者　一一、三〇〇単位
ｄ　区分三に該当する者　六、〇一〇単位
ｅ　区分二に該当する者　四、〇九〇単位
ｆ　区分一に該当する者　三、一七〇単位
ｇ　障害児　一〇、一六〇単位

㈢　生活介護サービス費等を算定される者のうち区分六に該当するもの（介護保険給付対象者を除く。）　二二、九二〇単位

㈣　介護保険給付対象者　次のａ又はｂに掲げる者の区分に応じ、それぞれａ又はｂに掲げる単位数

ａ　区分六に該当する者　一、八五〇単位
ｂ　区分五に該当する者　一、一二〇単位

(6)　居宅介護に係る支給決定を受けた者（介護給付費等単位数表第１の１の居宅介護サービス費のロ、ニ及びホを算定される者（(2)から(4)まで、(7)及び(8)に掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。）に限る。）であって、共同生活援助サービス費のイ若しくはロの共同生活援助サービス費、日中サービス支援型共同生活援助サービス費のイ若しくはロ、日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注２若しくは注６又は介護給付費等単位数表の第15の１の２の２の外部サービス利用型共同生活援助サービス費を算定されるもの　二、五〇〇単位

(7)　居宅介護に係る支給決定を受けた者（(2)に掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であって、共同生活援助サービス費の注２又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注３若しくは注４に掲げる単位数を算定されるもの　次の㈠から㈢までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ㈠から㈢までに掲げる単位数

㈠　介護給付費等単位数表第２の１の重度訪問介護サービス費の注１に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの　次のａからｃまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれａからｃまでに掲げる単位数

ａ　区分六に該当する者　一四、〇五〇単位
ｂ　区分五に該当する者　一〇、二一〇単位
ｃ　区分四に該当する者　七、九八〇単位

ｄ　区分三に該当する者　九、一九〇単位
ｅ　区分二（区分命令第一条第三号に掲げる区分二をいう。以下同じ。）に該当する者　七、二七〇単位
ｆ　区分一（区分命令第一条第二号に掲げる区分一をいう。以下同じ。）に該当する者　六、四一〇単位
ｇ　障害児　一三、二七〇単位

㈡　介護給付費等単位数表第１の１の居宅介護サービス費のイ及びハを算定される者（㈢に掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）　次のａからｇまでに掲げる区分に応じ、それぞれａからｇまでに掲げる単位数

ａ　区分六に該当する者　二五、五〇〇単位
ｂ　区分五に該当する者　一七、七三〇単位
ｃ　区分四に該当する者　一一、〇七〇単位
ｄ　区分三に該当する者　五、八九〇単位
ｅ　区分二に該当する者　四、〇一〇単位
ｆ　区分一に該当する者　三、一〇〇単位
ｇ　障害児　九、九五〇単位

㈢　生活介護サービス費等を算定される者のうち区分六に該当するもの（介護保険給付対象者を除く。）　二二、四五〇単位

㈣　介護保険給付対象者　次のａ又はｂに掲げる者の区分に応じ、それぞれａ又はｂに掲げる単位数

ａ　区分六に該当する者　一、八一〇単位
ｂ　区分五に該当する者　一、一〇〇単位

(6)　居宅介護に係る支給決定を受けた者（介護給付費等単位数表第１の１の居宅介護サービス費のロ、ニ及びホを算定される者（(2)から(4)まで、(7)及び(8)に掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。）に限る。）であって、共同生活援助サービス費のイ若しくはロの共同生活援助サービス費、日中サービス支援型共同生活援助サービス費のイ若しくはロ、日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注２若しくは注６又は介護給付費等単位数表の第15の１の２の２の外部サービス利用型共同生活援助サービス費を算定される者　二、四五〇単位

(7)　居宅介護に係る支給決定を受けた者（(2)に掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であって、共同生活援助サービス費の注２又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注３若しくは注４に掲げる単位数を算定されるもの　次の㈠から㈢までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ㈠から㈢までに掲げる単位数

㈠　介護給付費等単位数表第２の１の重度訪問介護サービス費の注１に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの　次のａからｃまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれａからｃまでに掲げる単位数

ａ　区分六に該当する者　一三、七六〇単位
ｂ　区分五に該当する者　一〇、〇〇〇単位
ｃ　区分四に該当する者　七、八二〇単位

（こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準の一部改正）

第四条　こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第五百四十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一　（略）	一　（略）
二　介護給付費等単位数表第1の5の注のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準	二　介護給付費等単位数表第1の5の注1及び注2のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準
イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
(1)　福祉・介護職員その他の職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。	(1)　福祉・介護職員その他の職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
(一)　（略）	(一)　（略）
(二)　当該指定居宅介護事業所等において、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士（児童福祉法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下この(二)において「改	(二)　当該指定居宅介護事業所等において、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士（児童福祉法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下この(二)において「改

(二)　介護給付費等単位数表の第3の1の同行援護サービス費注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの　三、六三〇単位
(三)　介護給付費等単位数表の第4の1の行動援護サービス費の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの（一）に掲げる者を除く。）　次のaからcまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからcまでに掲げる単位数
a　区分六に該当する者　一二、四一〇単位
b　区分五に該当する者　八、五五〇単位
c　区分四に該当する者　六、二七〇単位
(8)　居宅介護に係る支給決定を受けた者（2）に掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第二項の規定の適用を受ける利用者であって、共同生活援助サービス費の注2又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注3若しくは注4に掲げる単位数を算定されるもの　次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数
(一)　区分六に該当する者　九、八九〇単位
(二)　区分五に該当する者　六、〇七〇単位
(三)　区分四に該当する者　三、八三〇単位
(9)　同行援護に係る支給決定を受けた者（2）から(8)までに掲げる者のうち次の(一)及び(二)に掲げる単位数以上の単位数が定められている障害福祉サービス費を算定されるものを除く。）　次の(一)及び(二)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)及び(二)に掲げる単位数
(一)　(二)に掲げる者以外のもの　一四、六七〇単位
(二)　共同生活援助サービス費又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費を算定される者（(7)及び(8)に掲げる者を除く。）　四、〇二〇単位
ロ～ニ　（略）

(二)　介護給付費等単位数表の第3の1の同行援護サービス費注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの　三、五五〇単位
(三)　介護給付費等単位数表の第4の1の行動援護サービス費の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの（一）に掲げる者を除く。）　次のaからcまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからcまでに掲げる単位数
a　区分六に該当する者　一二、一五〇単位
b　区分五に該当する者　八、三七〇単位
c　区分四に該当する者　六、一四〇単位
(8)　居宅介護に係る支給決定を受けた者（2）に掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第二項の規定の適用を受ける利用者であって、共同生活援助サービス費の注2又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注3若しくは注4に掲げる単位数を算定されるもの　次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数
(一)　区分六に該当する者　九、六九〇単位
(二)　区分五に該当する者　五、九四〇単位
(三)　区分四に該当する者　三、七五〇単位
(9)　同行援護に係る支給決定を受けた者（2）から(8)までに掲げる者のうち次の(一)及び(二)に掲げる単位数以上の単位数が定められている障害福祉サービス費を算定されるものを除く。）　次の(一)及び(二)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)及び(二)に掲げる単位数
(一)　(二)に掲げる者以外のもの　一三、八七〇単位
(二)　共同生活援助サービス費又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費を算定される者（(7)及び(8)に掲げる者を除く。）　三、八〇〇単位
ロ～ニ　（略）

正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下この㈡において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であった区域内にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る児童福祉法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であった区域に係る改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士）のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であって、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもののうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額四百六十万円以上であること。ただし、(2)の福祉・介護職員等処遇改善計画書に基づく取組数が一定以上の場合はこの限りでないこと。

(2)～(10)　（略）

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(I)ロ

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　イの(1)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(2)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

㈠　イの(2)の福祉・介護職員等処遇改善計画書において、情報端末の導入等の生産性向上に係る取組を行っていること。

㈡　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百二十八条第一号イに規定する社会福祉連携推進法人（以下「連携推進法人」という。）に所属していること。

(3)　当該指定居宅介護事業所等が仮に福祉・介護職員等処遇改善加算(II)ロを算定した場合に算定することが見込まれる額の二分の一以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(II)イ

イの(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(II)ロ

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　イの(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(2)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

㈠　イの(2)の福祉・介護職員等処遇改善計画書において、情報端末の導入等の生産性向上に係る取組を行っていること。

㈡　連携推進法人に所属していること。

(3)　当該指定居宅介護事業所等が仮に福祉・介護職員等処遇改善加算(II)ロを算定した場合に算定することが見込まれる額の二分の一以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。

ホ・ヘ　（略）

（削る）

正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下この㈡において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であった区域内にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る児童福祉法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であった区域に係る改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士）のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であって、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもののうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。

(2)～(10)　（略）

（新設）

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(III)

イの(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

（新設）

ハ・ニ　（略）

ホ　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和六年こども家庭庁・厚生労働省告

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

示第三号）による改正前の介護給付費等単位数表（以下「旧介護給付費等単位数表」という。）の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　イの(1)の(二)及び(2)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ヘ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

(2)　イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ト　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　イの(1)の(二)及び(2)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

チ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

(2)　イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

リ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ヌ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

（削る）

（削る）

（削る）

ル　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

(2)　イの(1)の(二)、(2)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b　aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b　aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

ヲ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　イの(1)（(一)及び(二)に係る部分を除く。）及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ワ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

(2)　イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b　aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b　aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

（削る）

（削る）

（削る）

カ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　イの(1)の㈡、(2)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

㈠　次に掲げる要件の全てに適合すること。

ａ　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

㈡　次に掲げる要件の全てに適合すること。

ａ　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

ｂ　ａについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

ヨ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　イの(1)（㈠及び㈡に係る部分を除く。）、(2)から(6)まで、(7)の㈠から㈣まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

タ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　イの(1)の㈡、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

㈠　次に掲げる要件の全てに適合すること。

ａ　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

㈡　次に掲げる要件の全てに適合すること。

ａ　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

ｂ　ａについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

（削る）

三～五　（略）

六　介護給付費等単位数表第２の６の注の厚生労働大臣が定める基準

（略）

七～九　（略）

十　介護給付費等単位数表第３の５の注のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

（略）

十一～十三　（略）

レ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)を届け出ていないこと。

(2)　イの(1)(一)及び(二)に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b　aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b　aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

ソ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　イの(1)(一)及び(二)に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b　aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b　aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

三～五　（略）

六　介護給付費等単位数表第２の６の注１及び注２の厚生労働大臣が定める基準

（略）

七～九　（略）

十　介護給付費等単位数表第３の５の注１及び注２のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

（略）

十一～十三　（略）

十四　介護給付費等単位数表第4の5の注のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

（略）

十五・十六　（略）

十六の二　介護給付費等単位数表第5の6の注の厚生労働大臣が定める基準

（略）

十七・十八　（略）

十八の二　介護給付費等単位数表第6の14の注の厚生労働大臣が定める基準

（略）

十九　（略）

二十　介護給付費等単位数表第7の14の注のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(I)イ

第二号イの(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(I)ロ

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　第二号イの(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(2)　第二号ロの(2)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(3)　第二号ロの(3)に掲げる基準に適合すること。

ハ・ニ　（略）

（削る）

（削る）

（削る）

十四　介護給付費等単位数表第4の5の注1及び注2のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

（略）

十五・十六　（略）

十六の二　介護給付費等単位数表第5の6の注1及び注2の厚生労働大臣が定める基準

（略）

十七・十八　（略）

十八の二　介護給付費等単位数表第6の14の注1及び注2の厚生労働大臣が定める基準

（略）

十九　（略）

二十　介護給付費等単位数表第7の14の注1及び注2のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(I)

第二号イの(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

（新設）

ロ・ハ　（略）

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(II)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算(I)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　イの(1)の(二)及び(2)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ホ　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(II)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

(2)　イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ヘ　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(II)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

（削る）

（削る）

（削る）

ト　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

(2)　イの(1)の㈡、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

㈠　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b　aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

㈡　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b　aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

チ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　イの(1)（㈠及び㈡に係る部分を除く。）及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

リ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　イの(1)の㈡、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

㈠　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b　aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

㈡　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b　aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

（削る）

（削る）

（削る）

ヌ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　イの(1)(一)及び(二)に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ル　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算を届け出ていないこと。

(2)　イの(1)(一)及び(二)に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b　aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b　aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

ヲ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　イの(1)(一)及び(二)に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b　aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b　aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域の一部改正）

第五条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域（平成二十一年厚生労働省告示第百七十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表第１の１の居宅介護サービス費の注13、第２の	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表第１の１の居宅介護サービス費の注13、第２の

二十一・二十二　（略）
二十三　介護給付費等単位数表第８の３の注のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準
（略）
二十四・二十五　（略）
二十五の二　介護給付費等単位数表第９の14の注の厚生労働大臣が定める基準
（略）
二十六・二十七　（略）
二十七の二　介護給付費等単位数表第10の９の注の厚生労働大臣が定める基準
（略）
二十八～二十九の二　（略）
三十　介護給付費等単位数表第11の13の注の厚生労働大臣が定める基準
（略）
三十一～三十二の二　（略）
三十三　介護給付費等単位数表第12の16の注の厚生労働大臣が定める基準
（略）
三十四・三十五　（略）
三十五の二　介護給付費等単位数表第13の15の注の厚生労働大臣が定める基準
（略）
三十六・三十七　（略）
三十七の二　介護給付費等単位数表第14の17の注の厚生労働大臣が定める基準
（略）
三十八　（略）
三十八の二　介護給付費等単位数表第14の２の７の注の厚生労働大臣が定める基準
（略）
三十九・三十九の二　（略）
三十九の三　介護給付費等単位数表第14の３の11の注の厚生労働大臣が定める基準
（略）
四十～四十の三　（略）
四十一　介護給付費等単位数表第15の９の注の厚生労働大臣が定める基準
（略）

二十一・二十二　（略）
二十三　介護給付費等単位数表第８の３の注１及び注２のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準
（略）
二十四・二十五　（略）
二十五の二　介護給付費等単位数表第９の14の注１及び注２の厚生労働大臣が定める基準
（略）
二十六・二十七　（略）
二十七の二　介護給付費等単位数表第10の９の注１及び注２の厚生労働大臣が定める基準
（略）
二十八～二十九の二　（略）
三十　介護給付費等単位数表第11の13の注１及び注２の厚生労働大臣が定める基準
（略）
三十一～三十二の二　（略）
三十三　介護給付費等単位数表第12の16の注１及び注２の厚生労働大臣が定める基準
（略）
三十四・三十五　（略）
三十五の二　介護給付費等単位数表第13の15の注１及び注２の厚生労働大臣が定める基準
（略）
三十六・三十七　（略）
三十七の二　介護給付費等単位数表第14の17の注１及び注２の厚生労働大臣が定める基準
（略）
三十八　（略）
三十八の二　介護給付費等単位数表第14の２の７の注１及び注２の厚生労働大臣が定める基準
（略）
三十九・三十九の二　（略）
三十九の三　介護給付費等単位数表第14の３の11の注１及び注２の厚生労働大臣が定める基準
（略）
四十～四十の三　（略）
四十一　介護給付費等単位数表第15の９の注１及び注２の厚生労働大臣が定める基準
（略）

改正後	改正前
1の重度訪問介護サービス費の注10、第3の1の同行援護サービス費の注8、第4の1の行動援護サービス費の注7、第8の1の重度障害者等包括支援サービス費の注4、第10の1の機能訓練サービス費の注4の2、第11の1の生活訓練サービス費の注6の2、第14の1の就労継続支援B型サービス費の注17、第14の2の1の就労定着支援サービス費の注8、第14の3の1の自立生活援助サービス費の注12若しくは第15の1の共同生活援助サービス費の注10若しくは1の2の日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注13、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十号）第二号イ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十四号）別表地域相談支援給付費単位数表第1の1の地域移行支援サービス費の注3若しくは第2の1の地域定着支援サービス費の注4又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号）別表計画相談支援給付費単位数表1の計画相談支援費の注12の規定に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。 一～十　（略）	1の重度訪問介護サービス費の注10、第3の1の同行援護サービス費の注8、第4の1の行動援護サービス費の注7、第8の1の重度障害者等包括支援サービス費の注4、第10の1の機能訓練サービス費の注4の2、第11の1の生活訓練サービス費の注6の2、第14の2の1の就労定着支援サービス費の注8若しくは第14の3の1の自立生活援助サービス費の注12、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十号）第二号イ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十四号）別表地域相談支援給付費単位数表第1の1の地域移行支援サービス費の注3若しくは第2の1の地域定着支援サービス費の注4又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号）別表計画相談支援給付費単位数表1の計画相談支援費の注12の規定に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。 一～十　（略）

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第六条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表 計画相談支援給付費単位数表 1～5　（略） 6　退院・退所加算　300単位 注　障害者支援施設、のぞみの園（法第5条第1項に規定するのぞみの園をいう。以下同じ。）、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）、生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第2項に規定する救護施設若しくは同条第3項に規定する更生施設（以下「障害者支援施設等」という。）に入所していた計画相談支援対象障害者等、病院等に入院していた計画相談支援対象障害者等、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第3条に規定する刑事施設、少年院法（平成26年法律第58号）第3条に規定する少年院若しくは更生保護事業法（平成7年法律第86号）第2条第7項に規定する更生保護施設（以下「刑事施設等」という。）に収容されていた計画相談支援対象障害者等又は法務省設置法（平成11年法律第93号）第15条に規定する保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは更生保護法（平成19年法律第88号）第62条第3項若しくは第85条第3項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第62条第2項の救護若しくは同法第85条第1項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設（更生保護施設を除く。以下「宿泊施設等」という。）に宿泊していた計画相談支援対象障害者等が退院、退所等をし、障害福祉サービス又は地域相談支援（以下「障害福祉サービス等」という。）を利用する場合において、	**別表** 計画相談支援給付費単位数表 1～5　（略） 6　退院・退所加算　300単位 注　障害者支援施設、のぞみの園（法第5条第1項に規定するのぞみの園をいう。）、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）、生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第2項に規定する救護施設若しくは同条第3項に規定する更生施設（以下「障害者支援施設等」という。）に入所していた計画相談支援対象障害者等、病院等に入院していた計画相談支援対象障害者等、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第3条に規定する刑事施設、少年院法（平成26年法律第58号）第3条に規定する少年院若しくは更生保護事業法（平成7年法律第86号）第2条第7項に規定する更生保護施設（以下「刑事施設等」という。）に収容されていた計画相談支援対象障害者等又は法務省設置法（平成11年法律第93号）第15条に規定する保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは更生保護法（平成19年法律第88号）第62条第3項若しくは第85条第3項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第62条第2項の救護若しくは同法第85条第1項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設（更生保護施設を除く。以下「宿泊施設等」という。）に宿泊していた計画相談支援対象障害者等が退院、退所等をし、障害福祉サービス又は地域相談支援（以下「障害福祉サービス等」という。）を利用する場合において、当該計

当該計画相談支援対象障害者等の退院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス等の利用に関する調整を行った場合（同一の計画相談支援対象障害者等について、当該障害福祉サービス等の利用開始月に調整を行う場合に限る。）には、入所、入院、収容又は宿泊の期間中につき３回を限度として所定単位数を加算する（３の初回加算を算定する場合を除く。）。	当該計画相談支援対象障害者等の退院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス等の利用に関する調整を行った場合（同一の計画相談支援対象障害者等について、当該障害福祉サービス等の利用開始月に調整を行う場合に限る。）には、入所、入院、収容又は宿泊の期間中につき３回を限度として所定単位数を加算する（３の初回加算を算定する場合を除く。）。
7～18　（略）	7～18　（略）
19　福祉・介護職員等処遇改善加算	（新設）
注　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市町村長に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定特定相談支援事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定計画相談支援を行った場合は、１から18までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数を所定単位数に加算する。	

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準の一部改正）

第七条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準（平成二十七年厚生労働省告示第百八十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一～十二　（略）	一～十二　（略）
十三　算定告示別表の19の注のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準	（新設）
イ　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	
(1)　当該指定特定相談支援事業所等の職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）について、賃金改善に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。	
(2)　当該指定特定相談支援事業所等において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該指定特定相談支援事業所等の職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。	
(3)　福祉・介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該指定特定相談支援事業所等の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。	
(4)　当該指定特定相談支援事業所等において、事業年度ごとに当該指定特定相談支援事業所等の職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。	

(5)　算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

(6)　当該指定特定相談支援事業所等において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。）の納付が適正に行われていること。

(7)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一)　職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

(二)　(一)の要件について書面をもって作成し、全ての職員に周知していること。

(三)　職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

(四)　(三)について、全ての職員に周知していること。

(8)　(2)の届出に係る計画の期間中に実施する当該指定特定相談支援事業所等の職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該指定特定相談支援事業所等の職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。

ロ　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一)　イの(2)の福祉・介護職員等処遇改善計画書において、情報端末の導入等の生産性向上に係る取組を行っていること。

(二)　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百二十八条第一号イに規定する社会福祉連携推進法人に所属していること。

(2)　当該指定特定相談支援事業所等が仮に福祉・介護職員等処遇改善加算を算定した場合に算定することが見込まれる額の二分の一以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。

附　則

（適用期日）

第一条　この告示は、令和八年六月一日から適用する。ただし、第一条の規定は、令和八年四月一日から施行する。

（就労継続支援Ｂ型サービス費に係る経過措置）

第二条　第二条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表（以下「旧介護給付費等単位数表」という。）第14の1の就労継続支援Ｂ型サービス費の算定を受けたことがある事業所又は施設（以下「事業所等」という。）であって、令和六年度における旧介護給付費等単位数表第14の1に掲げる区分（以下「区分」という。）（令和六年度に旧介護給付費等単位数表第14の1の注9により平均工賃月額が一万円未満の場合とみなして所定単位数を算定していた事業所等については令和七年度における区分とし、令和六年四月以降に旧介護給付費等単位数表第14の1の注9ただし書により指定を受けた日から六月間における平均工賃月額に応じて所定単位数を算定していた事業所等については当該算定を開始した月における区分とする。）が令和五年度における区分と同じである事業所等又は令和五年度における区分より低下している事業所等における就労継続支援Ｂ型サービス費の算定については、なお従前の例によることができる。

○こども家庭庁厚生労働省告示第六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）第五十条第一項第四号、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十二号）第四条第一項第一号イ(3)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十四号）第十二条第一項第五号及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十七号）第十一条第一項第二号イ(3)の規定に基づき、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成十八年厚生労働省告示第五百四十四号）の一部を次の表のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日

こども家庭庁長官　渡辺由美子
厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第五十条第一項第四号に規定する指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第四条第一項第一号イ(3)に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十七号。以下「障害者支援施設基準」という。）第十二条第一項第五号に規定する障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十七号。以下「障害者支援施設基準」という。）第十一条第一項第二号イ(3)に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（以下「サービス管理責任者」と総称する。） イ　サービス管理責任者は、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助の提供に係る管理を行う次の(1)及び(2)に定める要件を満たす者とする。 (1)　次の㈠及び㈡の期間が通算して五年以上である者、㈢の期間が通算して八年以上である者又は㈠から㈢までの期間が通算して三年以上かつ㈣の期間が通算して三年以上である者（以下「実務経験者」という。）であること。 ㈠　次のａからｆまでに掲げる者が、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務（以下「相談支援の業務」という。）その他これに準ずる業務に従事した期間 ａ　（略） ｂ　児童福祉法第十二条第一項に規定する児童相談所、身体障害者福祉法第十一条第二項に規定する身体障害者更生相談所、法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第五十条の二第一項に規定する精神障害者社会復帰施設、知的障害者福祉法第十二条第二項に規定する知的障害者更生相談所、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条第一項に規定する福祉に関する事務所、発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第十四条第一項に規定する発達障害者支援センター、高次脳機能障害者支援法（令和七年法律第九十六号）第十九条第一項に規定する高次脳機能障害者支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者 ｃ～ｆ　（略） ㈡～㈣　（略） (2)　（略） ロ～ト　（略） 二・三　（略）	一　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第五十条第一項第四号に規定する指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第四条第一項第一号イ(3)に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十七号。以下「障害者支援施設基準」という。）第十二条第一項第五号に規定する障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十七号。以下「障害者支援施設基準」という。）第十一条第一項第二号イ(3)に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（以下「サービス管理責任者」と総称する。） イ　サービス管理責任者は、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助の提供に係る管理を行う次の(1)及び(2)に定める要件を満たす者とする。 (1)　次の㈠及び㈡の期間が通算して五年以上である者、㈢の期間が通算して八年以上である者又は㈠から㈢までの期間が通算して三年以上かつ㈣の期間が通算して三年以上である者（以下「実務経験者」という。）であること。 ㈠　次のａからｆまでに掲げる者が、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務（以下「相談支援の業務」という。）その他これに準ずる業務に従事した期間 ａ　（略） ｂ　児童福祉法第十二条第一項に規定する児童相談所、身体障害者福祉法第十一条第二項に規定する身体障害者更生相談所、法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第五十条の二第一項に規定する精神障害者社会復帰施設、知的障害者福祉法第十二条第二項に規定する知的障害者更生相談所、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条第一項に規定する福祉に関する事務所、発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者 ｃ～ｆ　（略） ㈡～㈣　（略） (2)　（略） ロ～ト　（略） 二・三　（略）

こども家庭庁
厚生労働省告示第七号

学校教育法の一部を改正する法律（令和六年法律第五十号）の施行に伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の一部を次の表のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日

こども家庭庁長官　渡辺由美子
厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表 介護給付費等単位数表 第１～第11の２　（略） 第12　就労移行支援 １　就労移行支援サービス費（１日につき） イ・ロ　（略） 注１・２　（略） ３　イについては、指定就労移行支援事業所（指定障害福祉サービス基準第175条第１項に規定する指定就労移行支援事業所をいい、認定指定就労移行支援事業所（指定障害福祉サービス基準第176条第１項に規定する認定指定就労移行支援事業所をいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）又は指定障害者支援施設等（認定指定障害者支援施設（指定障害者支援施設基準第４条第１項第４号ロに規定する認定指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）を除く。以下この注３及び注４の２並びに２において同じ。）において、指定就労移行支援等を行った場合に、当該指定就労移行支援等を行った日の属する年度の利用定員及び都道府県知事に届け出た就労定着者の割合（当該年度の前年度又は前々年度において、当該指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設等における指定就労移行支援等を受けた後就労（第13の１の注２に規定する指定就労継続支援Ａ型事業所等への移行を除く。）し、就労を継続している期間が６月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設等において指定就労移行支援等を受けた場合にあっては、当該指定就労移行支援等を受けた後、就労を継続している期間が６月に達した者）の合計数を当該前年度及び当該前々年度の当該指定就労移行支援事業所又は当該指定障害者支援施設等の利用定員の合計数で除して得た割合をいう。ただし、注４及び注４の３並びに12（認定指定就労移行支援事業所又は認定指定障害者支援施設（以下「認定指定就労移行支援事業所等」という。）の場合に限る。）においては、認定指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、当該指定就労移行支援等を行った日の属する年度の前年度において、当該指定就労移行支援等を受けた後就労し、就労を継続している期間が６月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知	**別表** 介護給付費等単位数表 第１～第11の２　（略） 第12　就労移行支援 １　就労移行支援サービス費（１日につき） イ・ロ　（略） 注１・２　（略） ３　イについては、指定就労移行支援事業所（指定障害福祉サービス基準第175条第１項に規定する指定就労移行支援事業所をいい、認定指定就労移行支援事業所（指定障害福祉サービス基準第176条第１項に規定する認定指定就労移行支援事業所をいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）又は指定障害者支援施設等（認定指定障害者支援施設（指定障害者支援施設基準第４条第１項第４号ロに規定する認定指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）を除く。以下この注３及び注４の２並びに２において同じ。）において、指定就労移行支援等を行った場合に、当該指定就労移行支援等を行った日の属する年度の利用定員及び都道府県知事に届け出た就労定着者の割合（当該年度の前年度又は前々年度において、当該指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設等における指定就労移行支援等を受けた後就労（第13の１の注２に規定する指定就労継続支援Ａ型事業所等への移行を除く。）し、就労を継続している期間が６月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設等において指定就労移行支援等を受けた場合にあっては、当該指定就労移行支援等を受けた後、就労を継続している期間が６月に達した者）の合計数を当該前年度及び当該前々年度の当該指定就労移行支援事業所又は当該指定障害者支援施設等の利用定員の合計数で除して得た割合をいう。ただし、注４及び注４の３並びに12（認定指定就労移行支援事業所又は認定指定障害者支援施設（以下「認定指定就労移行支援事業所等」という。）の場合に限る。）においては、認定指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、当該指定就労移行支援等を行った日の属する年度の前年度において、当該指定就労移行支援等を受けた後就労し、就労を継続している期間が６月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知

識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該認定指定就労移行支援事業所等において指定就労移行支援等を受けた場合にあっては、当該指定就労移行支援等を受けた後、就労を継続している期間が６月に達した者）の数を当該前年度の当該認定指定就労移行支援事業所等の最終学年の生徒等の定員数で除して得た割合をいう。以下同じ。）に応じ、１日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

４～10　（略）

２～16　（略）

第13～第15　（略）

○総務省告示第百二十五号

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）第六条の二第一項の規定に基づき、平成十八年総務省告示第五百三号（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第六条の二第一項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第六条の二第一項の総務大臣が定める金額は、次の表の上欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金　額
常時介護を要する状態	［一　略］	［略］
	二　一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が九万七百九十円以下であるときに限る。）	月額九万七百九十円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）
随時介護を要する状態	［一　略］	［略］
	二　一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が四万五千四百円以下であるときに限る。）	月額四万五千四百円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）

改　正　前

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第六条の二第一項の総務大臣が定める金額は、次の表の上欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金　額
［同上］	［一　同上］	［同上］
	二　一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が八万五千四百九十円以下であるときに限る。）	月額八万五千四百九十円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）
［同上］	［一　同上］	［同上］
	二　一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が四万二千七百円以下であるときに限る。）	月額四万二千七百円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の規定は、令和八年四月一日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

○総務省告示第百二十六号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第五条第二項の規定による平均給与額等を定める省令（昭和六十二年自治省令第三十一号）第三条第一項の規定に基づき、平成三年自治省告示第七十四号（外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第五条第二項の規定による平均給与額等を定める省令第三条第一項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分	率	補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分	率
昭和六十三年四月一日から平成元年三月三十一日まで	一・四〇	［同上］	一・三五
平成元年四月一日から平成二年三月三十一日まで	一・三六	［同上］	一・三一
平成二年四月一日から平成三年三月三十一日まで	一・三〇	［同上］	一・二六
平成三年四月一日から平成四年三月三十一日まで	一・二六	［同上］	一・二一
平成四年四月一日から平成五年三月三十一日まで	一・二一	［同上］	一・一七
平成五年四月一日から平成六年三月三十一日まで	一・一八	［同上］	一・一四
平成六年四月一日から平成七年三月三十一日まで	一・一六	［同上］	一・一二
平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで	一・一四	［同上］	一・一〇
平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで	一・一二	［同上］	一・〇八
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで	一・一〇	［同上］	一・〇六
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日まで	一・〇八	［同上］	一・〇四
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日まで	一・〇六	［同上］	一・〇二
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日まで	一・〇五	［同上］	一・〇一
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで	一・〇五	［同上］	一・〇一
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	一・〇七	［同上］	一・〇三
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	一・〇八	［同上］	一・〇四
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	一・〇八	［同上］	一・〇五
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	一・〇九	［同上］	一・〇五
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	一・〇九	［同上］	一・〇五
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	一・〇八	［同上］	一・〇五

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	一・〇八
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	一・〇九
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	一・〇九
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	一・〇九
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	一・〇九
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	一・〇九
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	一・〇九
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	一・〇八
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	一・〇八
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	一・〇八
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	一・〇八
平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで	一・〇八
令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで	一・〇八
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで	一・〇八
令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで	一・〇八
令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで	一・〇六
令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで	一・〇四

備考　表中の［　］の記載は注記である。

［同上］	一・〇五
［同上］	一・〇五
［同上］	一・〇五
［同上］	一・〇五
［同上］	一・〇五
［同上］	一・〇五
［同上］	一・〇五
［同上］	一・〇四
［同上］	一・〇四
［同上］	一・〇四
［同上］	一・〇四
［同上］	一・〇四
［同上］	一・〇四
［同上］	一・〇四
［同上］	一・〇四
令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで	一・〇三

附　則

1　この告示は、令和八年四月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、令和八年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

○総務省告示第百二十七号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第二条第九項及び地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）第三条第四項の規定に基づき、平成四年自治省告示第五十七号（地方公務員災害補償法第二条第九項及び地方公務員災害補償法施行規則第三条第四項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	
期間の区分	率
昭和六十年六月三十日以前	一・五八
昭和六十年七月一日から昭和六十一年三月三十一日まで	一・五〇

改正前	
期間の区分	率
［同上］	一・五三
［同上］	一・四五

昭和六十一年四月一日から昭和六十二年三月三十一日まで	一・四六	一・四一
昭和六十二年四月一日から昭和六十三年三月三十一日まで	一・四四	一・三九
昭和六十三年四月一日から平成元年三月三十一日まで	一・四〇	一・三五
平成元年四月一日から平成二年三月三十一日まで	一・三六	一・三一
平成二年四月一日から平成三年三月三十一日まで	一・三〇	一・二六
平成三年四月一日から平成四年三月三十一日まで	一・二六	一・二一
平成四年四月一日から平成五年三月三十一日まで	一・二一	一・一七
平成五年四月一日から平成六年三月三十一日まで	一・一八	一・一四
平成六年四月一日から平成七年三月三十一日まで	一・一六	一・一二
平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで	一・一四	一・一〇
平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで	一・一二	一・〇八
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで	一・一〇	一・〇六
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日まで	一・〇八	一・〇四
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日まで	一・〇六	一・〇二
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日まで	一・〇五	一・〇一
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで	一・〇五	一・〇一
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	一・〇七	一・〇三
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	一・〇八	一・〇五
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	一・〇八	一・〇五
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	一・〇九	一・〇五
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	一・〇九	一・〇五
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	一・〇八	一・〇五
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	一・〇八	一・〇五
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	一・〇九	一・〇五
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	一・〇九	一・〇五
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	一・〇九	一・〇五
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	一・〇九	一・〇五
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	一・〇九	一・〇五
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	一・〇九	一・〇五
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	一・〇八	一・〇五

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	一・〇八
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	一・〇八
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	一・〇八
平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで	一・〇八
令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで	一・〇八
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで	一・〇八
令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで	一・〇八
令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで	一・〇六
令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで	一・〇四

備考　表中の［　］の記載は注記である。

［同上］	一・〇四
［同上］	一・〇四
［同上］	一・〇四
［同上］	一・〇四
［同上］	一・〇四
［同上］	一・〇四
［同上］	一・〇四
令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで	一・〇三
［同上］	一・〇四

附　則

1　この告示は、令和八年四月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、令和八年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

○総務省告示第百二十八号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第二条第十一項及び第十三項の規定に基づき、平成四年自治省告示第五十八号（地方公務員災害補償法第二条第十一項及び第十三項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		
年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	五、七九九円	一四、五九七円
二十歳以上二十五歳未満	六、二六〇円	一四、五九七円
二十五歳以上三十歳未満	六、八七四円	一六、一九一円
三十歳以上三十五歳未満	七、一五七円	一九、六一〇円
三十五歳以上四十歳未満	七、五三四円	二二、四九九円
四十歳以上四十五歳未満	七、六九七円	二四、〇八四円
四十五歳以上五十歳未満	八、〇〇七円	二六、二三八円
五十歳以上五十五歳未満	七、八二一円	二六、八六八円
五十五歳以上六十歳未満	七、五三六円	二七、九四九円
六十歳以上六十五歳未満	六、四五〇円	二三、二三七円

改正前		
年齢階層	最低限度額	最高限度額
［同上］	五、四九九円	一三、九七五円
［同上］	六、一四三円	一三、九七五円
［同上］	六、七〇三円	一五、二三七円
［同上］	七、〇二三円	一八、〇一六円
［同上］	七、三二六円	二〇、八六四円
［同上］	七、五七六円	二二、五六四円
［同上］	七、七六六円	二三、六六六円
［同上］	七、七一一円	二五、三五四円
［同上］	七、三四八円	二六、一八七円
［同上］	六、一九二円	二二、六九四円

六十五歳以上七十歳未満	四、四〇〇円	一七、七五五円	［同上］
七十歳以上	四、四〇〇円	一四、五九七円	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

1　この告示は、令和八年四月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、令和八年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

○総務省告示第百二十九号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第三十六条第二項第二号並びに地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）附則第三条の三第一項及び第二項並びに附則第五条の規定に基づき、平成四年自治省告示第五十九号（地方公務員災害補償法第三十六条第二項第二号並びに地方公務員災害補償法施行規則附則第三条の三第一項及び第二項並びに附則第五条の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

別表第一

改正後		改正前	
年度の区分	率	年度の区分	率
平成三年四月一日から平成四年三月三十一日まで	一・三〇	［同上］	一・二六
平成四年四月一日から平成五年三月三十一日まで	一・二六	［同上］	一・二一
平成五年四月一日から平成六年三月三十一日まで	一・二一	［同上］	一・一七
平成六年四月一日から平成七年三月三十一日まで	一・一八	［同上］	一・一四
平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで	一・一六	［同上］	一・一二
平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで	一・一四	［同上］	一・一〇
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで	一・一二	［同上］	一・〇八
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日まで	一・一〇	［同上］	一・〇六
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日まで	一・〇八	［同上］	一・〇四
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日まで	一・〇六	［同上］	一・〇二
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで	一・〇五	［同上］	一・〇一
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	一・〇五	［同上］	一・〇一
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	一・〇七	［同上］	一・〇三
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	一・〇八	［同上］	一・〇四
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	一・〇八	［同上］	一・〇五
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	一・〇九	［同上］	一・〇五

別表第二

年度の区分	率
平成三年四月一日から平成四年三月三十一日まで	一・二六
平成四年四月一日から平成五年三月三十一日まで	一・二一
平成五年四月一日から平成六年三月三十一日まで	一・一八
平成六年四月一日から平成七年三月三十一日まで	一・一六
平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで	一・一四
平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで	一・一二
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで	一・一〇
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日まで	一・〇八
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日まで	一・〇八
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日まで	一・〇九
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで	一・〇九
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	一・〇九
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	一・〇九
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	一・〇九
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	一・〇九
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	一・〇八
平成十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	一・〇八
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	一・〇八
平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで	一・〇八
令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで	一・〇八
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで	一・〇八
令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで	一・〇八
令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで	一・〇八
令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで	一・〇六
令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで	一・〇四

別表第二

年度の区分	率
［同上］	一・二一
［同上］	一・一七
［同上］	一・一四
［同上］	一・一二
［同上］	一・一〇
［同上］	一・〇八
［同上］	一・〇六
［同上］	一・〇四
［同上］	一・〇四
［同上］	一・〇四
［同上］	一・〇四
［同上］	一・〇四
［同上］	一・〇四
［同上］	一・〇五
［同上］	一・〇五
［同上］	一・〇五

平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日まで	一・〇六
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日まで	一・〇五
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで	一・〇五
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	一・〇七
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	一・〇八
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	一・〇八
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	一・〇九
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	一・〇九
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	一・〇八
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	一・〇八
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	一・〇九
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	一・〇九
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	一・〇九
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	一・〇九
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	一・〇九
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	一・〇九
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	一・〇八
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	一・〇八
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	一・〇八
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	一・〇八
平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで	一・〇八
令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで	一・〇八
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで	一・〇八
令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで	一・〇八
令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで	一・〇六
令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで	一・〇四
令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで	一・〇〇

［同上］	一・〇二
［同上］	一・〇一
［同上］	一・〇一
［同上］	一・〇三
［同上］	一・〇四
［同上］	一・〇五
［同上］	一・〇五
［同上］	一・〇五
［同上］	一・〇五
［同上］	一・〇五
［同上］	一・〇五
［同上］	一・〇五
［同上］	一・〇五
［同上］	一・〇五
［同上］	一・〇四
［同上］	一・〇四
［同上］	一・〇四

附　則

１　この告示は、令和八年四月一日から施行する。

２　この告示による改正後の規定は、令和八年四月一日以後に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金及び障害補償年金差額一時金について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金及び障害補償年金差額一時金については、なお従前の例による。

○総務省告示第百三十号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第三十条の二第一項の規定に基づき、平成八年自治省告示第九十五号（地方公務員災害補償法第三十条の二第一項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前			
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	［一　略］	［略］	［同上］	［一　同上］	［同上］
	二　一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が九万七百九十円以下であるときに限る。）	月額九万七百九十円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）		二　一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が八万五千四百九十円以下であるときに限る。）	月額八万五千四百九十円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）
随時介護を要する状態	［一　略］	［略］	［同上］	［一　同上］	［同上］
	二　一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が四万五千四百円以下であるときに限る。）	月額四万五千四百円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）		二　一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が四万二千七百円以下であるときに限る。）	月額四万二千七百円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

１　この告示は、令和八年四月一日から施行する。

２　この告示による改正後の規定は、令和八年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

○総務省告示第百三十一号

地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）第三条第七項の規定に基づき、平成三十一年総務省告示第百六十五号（地方公務員災害補償法施行規則第三条第七項の規定に基づき総務大臣の定める額を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分	額	補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分	額
［略］	［略］	［同上］	［同上］
令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで	四千二百円	令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで	四千二百円
令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで	四千四百円		
備考　表中の［　］の記載は注記である。			

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○総務省告示第百三十二号

地方独立行政法人法施行規則（平成十六年総務省令第五十一号）第三条第三項の規定に基づき、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成十六年総務省告示第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第１章　地方独立行政法人（公営企業型を除く。）に適用される会計基準及び注解	**第１章**　地方独立行政法人（公営企業型を除く。）に適用される会計基準及び注解
［第１～第７　略］	［第１～第７　同左］
第２節　概念	**第２節**　概念
［第８～第11　略］	［第８～第11　同左］
第12　投資その他の資産	第12　投資その他の資産
［１　略］	［１　同左］
２　次に掲げる資産は、投資その他の資産に属するものとする。	２　次に掲げる資産は、投資その他の資産に属するものとする。
⑴　投資有価証券。ただし、関係会社（「第111　連結の範囲」及び「第121　関連会社等に対する持分法の適用」において定める特定関連会社及び関連会社をいう。以下同じ。）の有価証券を除く	⑴　投資有価証券。ただし、関係会社（「第110　連結の範囲」及び「第120　関連会社等に対する持分法の適用」において定める特定関連会社及び関連会社をいう。以下同じ。）の有価証券を除く
［⑵・⑶　略］	［⑵・⑶　同左］
⑷　長期貸付金。ただし、役員、職員（公立大学法人については「教職員」とする。以下同じ。）又は関係法人（「第109　連結財務諸表の作成目的」において定める関係法人をいう。以下同じ。）に対する長期貸付金を除く。	⑷　長期貸付金。ただし、役員、職員（公立大学法人については「教職員」とする。以下同じ。）又は関係法人（「第108　連結財務諸表の作成目的」において定める関係法人をいう。以下同じ。）に対する長期貸付金を除く。
［⑸～⑼　略］	［⑸～⑼　同左］
⑽　退職給付引当金見返（「第90　退職給付に係る会計処理」により計上される退職給付引当金見返をいう。以下同じ。公立大学法人を除く。）	⑽　退職給付引当金見返（「第89　退職給付に係る会計処理」により計上される退職給付引当金見返をいう。以下同じ。公立大学法人を除く。）
［⑾　略］	［⑾　同左］
第13　流動資産	第13　流動資産
次に掲げる資産は、流動資産に属するものとする。（注８）	次に掲げる資産は、流動資産に属するものとする。（注８）
［⑴～⑭　略］	［⑴～⑭　同左］

⑮　賞与引当金見返（「第89　賞与引当金に係る会計処理」により計上される賞与引当金見返をいう。以下同じ。）（公立大学法人を除く。）

［⑯　略］

［＜注９＞　略］

［第14～第19　略］

第20　行政コストの定義（公立大学法人を除く。）

［１・２　略］

［＜注13＞　略］

＜注14＞その他行政コストについて

［１　略］

２　その他行政コストに含まれる取引は、以下のとおり。

［(1)・(2)　略］

(3)　「第92　資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る減価償却相当額及び利息費用相当額

［(4)・(5)　略］

(6)　「第98　出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に伴う譲渡取引に係る会計処理」を行うことによる資本剰余金の減額又は増額

［３　略］

第21　費用の定義

［略］

＜注15＞公立大学法人の費用の定義から除かれる事例について

資本取引として公立大学法人の費用から除外されるものの例は、以下のとおり。

［(1)～(3)　略］

(4)　「第92　資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る減価償却相当額及び利息費用相当額

(5)　「第88　特定の有価証券の会計処理」を行うこととされた有価証券に係る投資事業有限責任組合損失相当額、評価損相当額又は売却損相当額

第22　収益の定義

［略］

＜注16＞公立大学法人の収益の定義から除かれる事例について

資本取引として公立大学法人の収益から除外されるものの例は、以下のとおり。

(1)　「第87　特定の資産に係る費用相当額の会計処理」を行うこととされた償却資産の売却、交換又は除去等に直接起因する資産の増加又は負債の減少（又は両者の組合せ）

(2)　「第88　特定の有価証券の会計処理」を行うこととされた有価証券に係る投資事業有限責任組合利益相当額、財務収益相当額又は売却益相当額

［第23・第24　略］

第３節　認識及び測定

「第25～第30　略］

⑮　賞与引当金見返（「第88　賞与引当金に係る会計処理」により計上される賞与引当金見返をいう。以下同じ。）（公立大学法人を除く。）

［⑯　同左］

［＜注９＞　同左］

［第14～第19　同左］

第20　行政コストの定義（公立大学法人を除く。）

［１・２　同左］

［＜注13＞　同左］

＜注14＞その他行政コストについて

［１　同左］

２　その他行政コストに含まれる取引は、以下のとおり。

［(1)・(2)　同左］

(3)　「第91　資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る減価償却相当額及び利息費用相当額

［(4)・(5)　同左］

(6)　「第97　出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に伴う譲渡取引に係る会計処理」を行うことによる資本剰余金の減額又は増額

［３　同左］

第21　費用の定義

［同左］

＜注15＞公立大学法人の費用の定義から除かれる事例について

資本取引として公立大学法人の費用から除外されるものの例は、以下のとおり。

［(1)～(3)　同左］

(4)　「第91　資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る減価償却相当額及び利息費用相当額

［新設］

第22　収益の定義

［同左］

＜注16＞公立大学法人の収益の定義から除かれる事例について

資本取引として公立大学法人の収益から除外されるものの例として、「第87　特定の資産に係る費用相当額の会計処理」を行うこととされた償却資産の売却、交換又は除去等に直接起因する資産の増加又は負債の減少（又は両者の組合せ）がある。

［新設］

［新設］

［第23・第24　同左］

第３節　認識及び測定

「第25～第30　同左］

第31　有価証券の評価基準及び評価方法

［１　略］

２　有価証券は、地方独立行政法人が保有する目的により、次のように区分し、評価差額等について処理した上、それぞれ区分ごとの評価額をもって貸借対照表価額としなければならない。

［⑴・⑵　略］

⑶　関係会社株式

関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、当該会社の財務諸表を基礎とした純資産額に持分割合を乗じて算定した額が取得原価よりも下落した場合には、当該算定額をもって貸借対照表価額とし、「第88　特定の有価証券の会計処理」を行うこととされた有価証券を除き、評価差額は当期の費用として処理するとともに、翌期首に取得原価に洗い替えなければならない。

⑷　その他の関係会社有価証券（公立大学法人に限る。）

投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第３条第１項に規定する投資事業有限責任組合契約に基づき取得した有価証券は投資事業有限責任組合の財産の持分相当額をもって貸借対照表価額とし、投資事業有限責任組合の業務の執行により獲得した損益の持分相当額は、「第88　特定の有価証券の会計処理」を行うこととされた有価証券を除き、当期の損益として計上する。ただし、有限責任の特約がある場合にはその範囲内で損益を認識する。

投資事業有限責任組合が、その他有価証券の評価差額を計上している場合には、その持分相当額を純資産の部にその他有価証券の評価差額として計上し、他の剰余金と区分しなければならない。

⑸　その他有価証券

売買目的有価証券並びに満期保有目的の債券並びに関係会社株式及びその他の関係会社有価証券以外の有価証券（以下「その他有価証券」という。）は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額はその全額を純資産の部に計上し、翌期首に取得原価に洗い替えなければならない。なお、純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額については、純資産の部に計上される他の剰余金と区分して記載しなければならない。(注24)

［３　略］

［＜注24＞・＜注25＞　略］

＜注26＞満期保有目的の債券とその他有価証券との区分

１　その他有価証券とは、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、関係会社株式及びその他の関係会社有価証券以外の有価証券であり、長期的な時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券や、政策的な目的から保有する有価証券が含まれることになる。

［２　略］

［＜注27＞　略］

［第32～第47　略］

第５節　貸借対照表

［第48～第51　略］

第52　資産の表示項目

［１・２　略］

第31　有価証券の評価基準及び評価方法

［１　同左］

２　有価証券は、地方独立行政法人が保有する目的により、次のように区分し、評価差額等について処理した上、それぞれ区分ごとの評価額をもって貸借対照表価額としなければならない。

［⑴・⑵　同左］

⑶　関係会社株式

関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、当該会社の財務諸表を基礎とした純資産額に持分割合を乗じて算定した額が取得原価よりも下落した場合には、当該算定額をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の費用として処理するとともに、翌期首に取得原価に洗い替えなければならない。

［新設］

⑷　その他有価証券

売買目的有価証券、満期保有目的の債券及び関係会社株式以外の有価証券（以下「その他有価証券」という。）は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額はその全額を純資産の部に計上し、翌期首に取得原価に洗い替えなければならない。なお、純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額については、純資産の部に計上される他の剰余金と区分して記載しなければならない。(注24)

［３　同左］

［＜注24＞・＜注25＞　同左］

＜注26＞満期保有目的の債券とその他有価証券との区分

１　その他有価証券とは、売買目的有価証券、満期保有目的の債券及び関係会社株式以外の有価証券であり、長期的な時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券や、政策的な目的から保有する有価証券が含まれることになる。

［２　同左］

［＜注27＞　同左］

［第32～第47　同左］

第５節　貸借対照表

［第48～第51　同左］

第52　資産の表示項目

［１・２　同左］

3　投資その他の資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。

［(1)・(2)　略］

(3)　その他の関係会社有価証券（公立大学法人に限る。）

［(4)～(10)　略］

［4　略］

［第53・第54　略］

第55　純資産の表示項目

［1～3　略］

4　公立大学法人においては、資本剰余金について資本剰余金の総額を表示するとともに、「第87　特定の資産に係る費用相当額の会計処理」を行うこととされた償却資産の減価償却相当額の累計額又は減損損失相当額の累計額、「第88　特定の有価証券の会計処理」を行うこととされた有価証券の有価証券損益相当額の累計額（確定）又は有価証券損益相当額の累計額（その他）及び「第92　資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る減価償却相当額の累計額及び利息費用相当額の累計額を、それぞれ減価償却相当累計額又は減損損失相当累計額、有価証券損益相当累計額（確定）又は有価証券損益相当累計額（その他）、利息費用相当累計額及び除売却差額相当累計額として加算又は控除して表示しなければならない。

［5　略］

第56　貸借対照表の様式

［1　略］

2　公立大学法人の貸借対照表の標準的な様式は、1にかかわらず、次のとおりとする。

貸　借　対　照　表

（○○年３月31日）

資産の部		
［Ⅰ・Ⅱ　略］		
負債の部		
［Ⅰ・Ⅱ　略］		
純資産の部		
［Ⅰ　略］		
Ⅱ　資本剰余金		
資本剰余金	×××	
減価償却相当累計額（－）	－×××	
減損損失相当累計額（－）	－×××	
有価証券損益相当累計額（確定）(±)	±×××	
有価証券損益相当累計額（その他）(±)	±×××	
利息費用相当累計額（－）	－×××	
除売却差額相当累計額（－）	－×××	
資本剰余金合計		×××
［Ⅲ・Ⅳ　略］		

［第57～第65　略］

第８節　純資産変動計算書

［第66　略］

3　投資その他の資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。

［(1)・(2)　同左］

(3)　その他の関係会社有価証券

［(4)～(10)　同左］

［4　同左］

［第53・第54　同左］

第55　純資産の表示項目

［1～3　同左］

4　公立大学法人においては、資本剰余金について資本剰余金の総額を表示するとともに、「第87　特定の資産に係る費用相当額の会計処理」を行うこととされた償却資産の減価償却相当額の累計額又は減損損失相当額の累計額、「第91　資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る減価償却相当額の累計額及び利息費用相当額の累計額を、それぞれ減価償却相当累計額又は減損損失相当累計額及び利息費用相当累計額及び除売却差額相当累計額として加算又は控除して表示しなければならない。

［5　同左］

第56　貸借対照表の様式

［1　同左］

2　公立大学法人の貸借対照表の標準的な様式は、1にかかわらず、次のとおりとする。

貸　借　対　照　表

（○○年３月31日）

資産の部		
［Ⅰ・Ⅱ　同左］		
負債の部		
［Ⅰ・Ⅱ　同左］		
純資産の部		
［Ⅰ　同左］		
Ⅱ　資本剰余金		
資本剰余金	×××	
減価償却相当累計額（－）	－×××	
減損損失相当累計額（－）	－×××	
利息費用相当累計額（－）	－×××	
除売却差額相当累計額（－）	－×××	
資本剰余金合計		×××
［Ⅲ・Ⅳ　同左］		

［第57～第65　同左］

第８節　純資産変動計算書

［第66　同左］

第67　純資産変動計算書の様式

純資産変動計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。

純　資　産　変　動　計　算　書

（○○年４月１日～○○年３月31日）

	Ⅰ　資本金			Ⅱ　資本剰余金								Ⅲ　利益剰余金（又は繰越欠損金）					Ⅳ　評価・換算差額等			純資産合計	
				※公立大学法人以外の地方独立行政法人においては、その他行政コスト累計額を含む。																	
	設立団体出資金	その他地方公共団体出資金	資本金合計	資本剰余金	減価償却相当累計額（一）	減損相当累計額（一）	有価証券損益相当累計額（ニ）	有価証券損益相当累計額（その他）（±）	利息費用相当累計額（一）	承継資産に係る費用相当累計額（一）	除売却差額相当累計額（一）	資本剰余金合計	前中期目標期間繰越積立金	（何）積立金	積立金	当期未処分利益（又は当期未処理損失）	うち当期総利益（又は当期総損失）	利益剰余金（又は繰越欠損金）合計	その他有価証券評価差額金	・・・	評価・換算差額等合計
当期首残高																					
当期変動額																					
Ⅰ　資本金の当期変動額																					
出資金の受入																					
出資等に係る不要財産の出資等団体への納付による減資																					
Ⅱ　資本剰余金の当期変動額																					
固定資産の取得																					
固定資産の除売却																					
減価償却																					
固定資産の減損																					
時の経過による資産除去債務の増加																					
資産除去債務の履行に伴う取り崩し																					
承継資産の使用等																					
出資等に係る不要財産の出資等団体への納付																					
有価証券に係る確定損益																					
有価証券に係る評価損益																					
・・・																					
その他の資本剰余金の当期変動額（純額）																					
Ⅲ　利益剰余金（又は繰越欠損金）の当期変動額																					
（１）　利益の処分又は損失の処理																					
前中期目標期間からの繰越し																					
利益処分による積立																					
利益処分（又は損失処理）による取り崩し																					
設立団体等納付金の納付																					
・・・																					
（２）　その他																					
当期純利益（又は当期純損失）																					
前中期目標期間繰越積立金取崩額																					
目的積立金取崩額																					
・・・																					
その他の利益剰余金の当期変動額（純額）																					
Ⅳ　評価・換算差額等の当期変動額（純額）																					
当期変動額合計																					
当期末残高																					

［第68～第76　略］

第11節　附属明細書及び注記

第77　附属明細書

地方独立行政法人は、貸借対照表、行政コスト計算書（公立大学法人を除く。）及び損益計算書等の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。（注51）

⑴　固定資産の取得及び処分、減価償却費（「第87　特定の資産に係る費用相当額の会計処理」及び「第92　資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による減価償却相当額も含む。）並びに減損損失の明細

［⑵～⑵4　略］

［＜注51＞　略］

第78　注記

［１　略］

２　重要な会計方針に係る注記事項は、まとめて記載するものとする。その他の注記事項についても、重要な会計方針の注記の次に記載することができる。ただし、公立大学法人において、資本剰余金を減額したコスト等に関する注記及び科学研究費助成事業等に関する注記については、損益計算書の次に記載するものとする。（注53）（注54）（注55）（注56）（注57）（注58）（注59）（注60）（注61）

［＜注52＞～＜注56＞　略］

第67　純資産変動計算書の様式

純資産変動計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。

純　資　産　変　動　計　算　書

（○○年４月１日～○○年３月31日）

	Ⅰ　資本金		Ⅱ　資本剰余金									Ⅲ　利益剰余金（又は繰越欠損金）						Ⅳ　評価・換算差額等			純資産合計
	政府出資金	資本金合計	資本剰余金	減価償却相当累計額（一）	減損損失相当累計額（一）	有価証券損益相当累計額（純定）（±）	有価証券損益相当累計額（その他）（±）	利息費用相当累計額（一）	除売却差額相当累計額（一）	民間出えん金	資本剰余金合計	前中期目標期間繰越積立金	（何）積立金	積立金	当期未処分利益（又は当期未処理損失）	うち当期総利益（又は当期総損失）	利益剰余金（又は繰越欠損金）合計	その他有価証券評価差額金	・・・	評価・換算差額等合計	
当期首残高																					
当期変動額																					
Ⅰ　資本金の当期変動額																					
出資金の受入																					
土地の譲渡に伴う大学改革支援・学位授与機構への納付による減資																					
Ⅱ　資本剰余金の当期変動額																					
固定資産の取得																					
固定資産の除売却																					
減価償却																					
固定資産の減損																					
時の経過による資産除去債務の増加																					
資産除去債務の履行に伴う取り崩し																					
土地の譲渡に伴う大学改革支援・学位授与機構への納付等																					
有価証券に係る確定損益																					
有価証券に係る評価損益																					
出えん金の受入																					
・・・																					
その他の資本剰余金の当期変動額（純額）																					
Ⅲ　利益剰余金（又は繰越欠損金）の当期変動額																					
（１）　利益の処分又は損失の処理																					
前中期目標期間からの繰越し																					
利益処分による積立																					
利益処分（又は損失処理）による取り崩し																					
国庫納付金の納付																					
・・・																					
（２）　その他																					
当期純利益（又は当期純損失）																					
前中期目標期間繰越積立金取崩額																					
目的積立金取崩額																					
・・・																					
その他の利益剰余金の当期変動額（純額）																					
Ⅳ　評価・換算差額等の当期変動額（純額）																					
当期変動額合計																					
当期末残高																					

［第68～第76　同左］

第11節　附属明細書及び注記

第77　附属明細書

地方独立行政法人は、貸借対照表、行政コスト計算書（公立大学法人を除く。）及び損益計算書等の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。（注51）

⑴　固定資産の取得及び処分、減価償却費（「第87　特定の資産に係る費用相当額の会計処理」及び「第91　資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による減価償却相当額も含む。）並びに減損損失の明細

［⑵～⑵4　同左］

［＜注51＞　同左］

第78　注記

［１　同左］

２　重要な会計方針に係る注記事項は、まとめて記載するものとする。その他の注記事項についても、重要な会計方針の注記の次に記載することができる。ただし、公立大学法人において、資本剰余金を減額したコスト等に関する注記及び科学研究費助成事業等に関する注記については、損益計算書の次に記載するものとする。（注53）（注54）（注55）（注56）（注57）（注58）（注59）（注60）

［＜注52＞～＜注56＞　同左］

＜注57＞産業競争力強化法第21条に基づく出資に関する注記

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第21条の規定に基づき、公立大学法人が必要な資金の出資を行い取得する有価証券について、設立団体の長による指定を受けた場合には、当該有価証券を発行する特定研究成果活用支援事業者が認定特定研究成果活用支援事業計画に沿って実施する特定研究成果活用支援事業の概要、当該特定研究成果活用支援事業を実施する法人の財務状況及び投資事業有限責任組合の活動状況について注記するものとする。

＜注58＞資本剰余金を減額したコスト等に関する注記（公立大学法人等に限る。）

当期総利益に、次に掲げる項目を加減した金額を注記するものとする。

［(1)　略］

(2)　「第88　特定の有価証券の会計処理」を行うこととされた有価証券の投資事業有限責任組合損益相当額、評価損相当額、財務収益相当額又は売却損益相当額

(3)　「第89　賞与引当金に係る会計処理」により、引当金を計上しないこととされた場合の賞与増加見積額

(4)　「第90　退職給付に係る会計処理」により、引当金を計上しないこととされた場合の退職給付の増加見積額

(5)　［略］

(6)　「第92　資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る減価償却相当額及び利息費用相当額

(7)　固定資産の除売却に関連して資本剰余金を増減した除売却差額相当額。＜注70＞の譲渡取引により生じた譲渡差額及び譲渡取引にかかる費用を含む。

(8)　［略］

＜注59＞　［略］

＜注60＞　［略］

＜注61＞機会費用計算の注記について

公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコストの注記には、次の事項を注記しなければならない。

［(1)～(3)　略］

なお、機会費用の計算に当たっては、一定の仮定計算を行うものとする。

［(1)　略］

(2)　地方公共団体出資等の機会費用は、資本金のうち地方公共団体出資金に「第79　運営費交付金等の会計処理」、「第80　施設費の会計処理」及び「第81　補助金等の会計処理」による会計処理を行った結果資本剰余金に計上された額を加算し、「第87　特定の資産の減価に係る会計処理」による減価償却相当累計額（目的積立金を財源として取得した償却資産に係る減価償却相当累計額を除く。）及び減損損失相当累計額（目的積立金を財源として取得した償却資産に係る減損損失相当累計額を除く。）、「第88　特定の有価証券の会計処理」による有価証券損益相当累計額（確定）及び有価証券損益相当累計額（その他）（目的積立金を財源として取得した有価証券に係る有価証券損益相当累計額（確定）及び有価証券損益相当累計額（その他）を除く。）並びに「第92　資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による減価償却相当累計額及び利息費用相当累計額（目的積立金を財源として取得した償却資産の資産除去債務に係る減価償却相当累計額及び利

［新設］

＜注57＞資本剰余金を減額したコスト等に関する注記（公立大学法人等に限る。）

当期総利益に、次に掲げる項目を加減した金額を注記するものとする。

［(1)　同左］

［新設］

(2)　「第88　賞与引当金に係る会計処理」により、引当金を計上しないこととされた場合の賞与増加見積額

(3)　「第89　退職給付に係る会計処理」により、引当金を計上しないこととされた場合の退職給付の増加見積額

(4)　［同左］

(5)　「第91　資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る減価償却相当額及び利息費用相当額

(6)　固定資産の除売却に関連して資本剰余金を増減した除売却差額相当額。＜注69＞の譲渡取引により生じた譲渡差額及び譲渡取引にかかる費用を含む。

(7)　［同左］

＜注58＞　［同左］

＜注59＞　［同左］

＜注60＞　機会費用計算の注記について

公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコストの注記には、次の事項を注記しなければならない。

［(1)～(3)　同左］

なお、機会費用の計算に当たっては、一定の仮定計算を行うものとする。

［(1)　同左］

(2)　地方公共団体出資等の機会費用は、資本金のうち地方公共団体出資金に「第79　運営費交付金等の会計処理」、「第80　施設費の会計処理」及び「第81　補助金等の会計処理」による会計処理を行った結果資本剰余金に計上された額を加算し、「第87　特定の資産の減価に係る会計処理」による減価償却相当累計額（目的積立金を財源として取得した償却資産に係る減価償却相当累計額を除く。）及び減損損失相当累計額（目的積立金を財源として取得した償却資産に係る減損損失相当累計額を除く。）及び「第91　資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による減価償却相当累計額及び利息費用相当累計額（目的積立金を財源として取得した償却資産の資産除去債務に係る減価償却相当累計額及び利息費用相当累計額を除く。）を控除した地方公共団体出資等の純額に一定の利率を乗じて計算する。一定利率については、国債の利回り等を参考にしつつ、簡明な数値を用いることとし、その計算方法を注記する。

息費用相当累計額を除く。）を控除した地方公共団体出資等の純額に一定の利率を乗じて計算する。一定利率については、国債の利回り等を参考にしつつ、簡明な数値を用いることとし、その計算方法を注記する。

［(3)　略］

第12節　地方独立行政法人固有の会計処理

第79　運営費交付金の会計処理

［1・2　略］

3　公立大学法人以外の地方独立行政法人は、収益化単位の業務及び管理部門の活動と運営費交付金の対応関係を明確にする必要がある。(注62)

［4～6　略］

7　地方独立行政法人が固定資産等を取得した際、その取得額のうち運営費交付金（公立大学法人については、運営費交付金又は授業料）に対応する額については、次のように処理するものとする。

［(1)　略］

(2)　取得固定資産等が運営費交付金（公立大学法人については、運営費交付金又は当該年度に係る授業料）により支出されたと合理的に特定できない場合においては、相当とする金額を運営費交付金債務（公立大学法人については、運営費交付金債務又は授業料債務）から収益に振り替える。(注63)

［8　略］

＜注62＞　［略］

＜注63＞　［略］

第80　施設費の会計処理

［1　略］

2　施設費によって固定資産を取得した場合は、当該資産が非償却資産であるとき又は当該資産の減価償却について「第87　特定の資産に係る費用相当額の会計処理」に定める処理が行われることとされたときは、当該固定資産の取得費に相当する額を、預り施設費から資本剰余金に振り替えなければならない。(注64)

＜注64＞　［略］

第81　補助金等の会計処理

［1～3　略］

4　補助金等を財源の全部又は一部として固定資産等を取得したときは、次のように処理するものとする。(注65)

［(1)・(2)　略］

＜注65＞　［略］

第82　事後に財源措置が行われる特定の費用に係る会計処理

［1　略］

2　後年度において財源措置することとされている特定の費用は、地方独立行政法人が負担した特定の費用について、事後に財源措置を行うこと及び財源措置を行う費用の範囲、時期、方法等が、例えば中期計画等又は年度計画で明らかにされていなければならない。(注66)

［3　略］

＜注66＞　［略］

［(3)　同左］

第12節　地方独立行政法人固有の会計処理

第79　運営費交付金の会計処理

［1・2　同左］

3　公立大学法人以外の地方独立行政法人は、収益化単位の業務及び管理部門の活動と運営費交付金の対応関係を明確にする必要がある。(注61)

［4～6　同左］

7　地方独立行政法人が固定資産等を取得した際、その取得額のうち運営費交付金（公立大学法人については、運営費交付金又は授業料）に対応する額については、次のように処理するものとする。

［(1)　同左］

(2)　取得固定資産等が運営費交付金（公立大学法人については、運営費交付金又は当該年度に係る授業料）により支出されたと合理的に特定できない場合においては、相当とする金額を運営費交付金債務（公立大学法人については、運営費交付金債務又は授業料債務）から収益に振り替える。(注62)

［8　同左］

＜注61＞　［同左］

＜注62＞　［同左］

第80　施設費の会計処理

［1　同左］

2　施設費によって固定資産を取得した場合は、当該資産が非償却資産であるとき又は当該資産の減価償却について「第87　特定の資産に係る費用相当額の会計処理」に定める処理が行われることとされたときは、当該固定資産の取得費に相当する額を、預り施設費から資本剰余金に振り替えなければならない。(注63)

＜注63＞　［同左］

第81　補助金等の会計処理

［1～3　同左］

4　補助金等を財源の全部又は一部として固定資産等を取得したときは、次のように処理するものとする。(注64)

［(1)・(2)　同左］

＜注64＞　［同左］

第82　事後に財源措置が行われる特定の費用に係る会計処理

［1　同左］

2　後年度において財源措置することとされている特定の費用は、地方独立行政法人が負担した特定の費用について、事後に財源措置を行うこと及び財源措置を行う費用の範囲、時期、方法等が、例えば中期計画等又は年度計画で明らかにされていなければならない。(注65)

［3　同左］

＜注65＞　［同左］

第83　寄附金の会計処理

1　地方独立行政法人が受領した寄附金については、次により処理するものとする。(注67)

　寄附者がその使途を特定した場合又は寄附者が使途を特定していなくとも地方独立行政法人が使用に先立ってあらかじめ計画的に使途を特定した場合において、寄附金を受領した時点では寄附金債務として負債に計上し、当該使途に充てるための費用が発生した時点で当該費用に相当する額を寄附金債務から収益に振り替えなければならない。

2　前項の寄附金によって固定資産を取得した場合は、次のように処理するものとする。

［⑴　略］

⑵　公立大学法人以外の地方独立行政法人においては、当該資産が非償却資産であって、上記⑴に該当しないとき及び当該資産が償却資産であるときは、その金額を寄附金債務から別の負債項目である資産見返寄附金に振り替える。償却資産の場合は毎事業年度、減価償却相当額を取り崩して、資産見返寄附金戻入として収益に振り替える。公立大学法人においては、その金額を寄附金債務から寄附金収益に振り替える。(注68)

［3　略］

＜注67＞　［略］

＜注68＞　［略］

第84　サービスの提供等による収益の会計処理

1　顧客との契約から生じた取引については、約束したサービス等の顧客への移転を当該サービス等と交換に地方独立行政法人が権利を得ると見込む対価の額で描写するように、収益を認識することを原則とする。顧客とは、対価と交換に地方独立行政法人の通常の業務活動により生じたアウトプットであるサービス等を得るために当該地方独立行政法人と契約した当事者をいい、地方独立行政法人に対して対価を支払い、サービス等を直接的に受益する者が該当する。また、契約とは、法的な強制力のある権利及び義務を生じさせる複数の当事者間における取決めをいう。(注69)

［2　略］

＜注69＞　［略］

［第85・第86　略］

第87　特定の資産に係る費用相当額の会計処理

1　地方独立行政法人が保有する償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産については、当該資産の減価償却相当額は、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとする。(注70)

2　地方独立行政法人が取得した有形固定資産及び無形固定資産を除く承継資産のうち、その費用相当額に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産については、当該資産の費用相当額は、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとする。(注70)

＜注70＞　［略］

第88　特定の有価証券の会計処理

　設立団体の長は、産業競争力強化法第21条の規定に基づき公立大学法人が特定研究成果活用支援事業の実施に必要な資金を出資することにより取得しようとしている有価証券についてその評価損益、財務収益及び売却損益を損益計算書に計上しないことが必要と認められる場合には当該有価証券を指定することができる。当該有価証券に係る損益相当額は、損益計算上の費用及び収益には計上せず、資本剰余金を増減することとする。(注71)

第83　寄附金の会計処理

1　地方独立行政法人が受領した寄附金については、次により処理するものとする。(注66)

　寄附者がその使途を特定した場合又は寄附者が使途を特定していなくとも地方独立行政法人が使用に先立ってあらかじめ計画的に使途を特定した場合において、寄附金を受領した時点では寄附金債務として負債に計上し、当該使途に充てるための費用が発生した時点で当該費用に相当する額を寄附金債務から収益に振り替えなければならない。

2　前項の寄附金によって固定資産を取得した場合は、次のように処理するものとする。

［⑴　同左］

⑵　公立大学法人以外の地方独立行政法人においては、当該資産が非償却資産であって、上記⑴に該当しないとき及び当該資産が償却資産であるときは、その金額を寄附金債務から別の負債項目である資産見返寄附金に振り替える。償却資産の場合は毎事業年度、減価償却相当額を取り崩して、資産見返寄附金戻入として収益に振り替える。公立大学法人においては、その金額を寄附金債務から寄附金収益に振り替える。(注67)

［3　同左］

＜注66＞　［同左］

＜注67＞　［同左］

第84　サービスの提供等による収益の会計処理

1　顧客との契約から生じた取引については、約束したサービス等の顧客への移転を当該サービス等と交換に地方独立行政法人が権利を得ると見込む対価の額で描写するように、収益を認識することを原則とする。顧客とは、対価と交換に地方独立行政法人の通常の業務活動により生じたアウトプットであるサービス等を得るために当該地方独立行政法人と契約した当事者をいい、地方独立行政法人に対して対価を支払い、サービス等を直接的に受益する者が該当する。また、契約とは、法的な強制力のある権利及び義務を生じさせる複数の当事者間における取決めをいう。(注68)

［2　同左］

＜注68＞　［同左］

［第85・第86　同左］

第87　特定の資産に係る費用相当額の会計処理

1　地方独立行政法人が保有する償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産については、当該資産の減価償却相当額は、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとする。(注69)

2　地方独立行政法人が取得した有形固定資産及び無形固定資産を除く承継資産のうち、その費用相当額に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産については、当該資産の費用相当額は、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとする。(注69)

＜注69＞　［同左］

［新設］

＜注71＞特定の有価証券の会計処理について

1　本会計処理は、産業競争力強化法第21条に基づき、公立大学法人が必要な資金の出資を行い取得する有価証券に係るものである。

2　産業競争力強化法においては、公立大学法人の技術に関する研究成果を、その事業活動において活用する者に対し、資金供給その他の支援を実施しようとする者は、特定研究成果活用支援事業計画を文部科学大臣及び経済産業大臣に提出して、その計画が適当である旨の認定を受けることができる。

公立大学法人は、この認定を受けた特定研究成果活用支援事業者に対して、設立団体の長による認可を受けた上で、必要な資金の出資並びに人的及び技術的援助の業務を行うこととなる。

3　このように、特定研究成果活用支援事業者に係る有価証券を公立大学法人が取得するに当たっては、文部科学大臣及び経済産業大臣による特定研究成果活用支援事業計画の認定、設立団体の長による出資の認可を経て行うものであり公立大学法人の判断のみで実施できるものではない。

4　また、認定特定研究成果活用支援事業計画に従って実施する特定研究成果活用支援事業を実施する認定特定研究成果活用支援事業者に対し行われる出資は、公立大学法人の財務状況に与える影響が大きく、適切な会計処理を行うことを通じて、利害関係者や住民に対し、公立大学法人の教育研究に係る財務情報を適切に開示する必要がある。

5　このため、会計処理としてはこの有価証券に係る投資事業有限責任組合損益に相当する額、評価損に相当する額、財務収益に相当する額及び売却損益に相当する額については、公立大学法人の損益計算には含まれないものとする。

6　具体的には、取得資産の内容等を勘案すれば、公立大学法人の会計上の財産的基礎の増加又は減少と考えるべきことから、公立大学法人の資本剰余金を直接増減することによって処理するものとする。この取扱いは、取得時までに別途特定された有価証券に限り行うものとする。

7　貸借対照表の資本剰余金の区分においては、「第88　特定の有価証券の会計処理」の規定に基づく有価証券損益相当累計額（確定）及び有価証券損益相当累計額（その他）を表示しなければならない。これは、公立大学法人の会計上の財産的基礎の増減の程度を表示し、当該有価証券に係る情報提供の機能を果たすことになる。

第89～第91　［略］

第92　資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理

地方独立行政法人が保有する有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用等（「第37　資産除去債務に係る会計処理」において定める資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額をいう。以下同じ。）のうち、当該費用に対応すべき収益の獲得が予定されていないものとして特定された除去費用等については、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとする。(注72)

＜注72＞　［略］

第93・第94　［略］

第95　中期目標の期間の最後の事業年度（申請等関係事務処理法人は毎事業年度）の利益処分

地方独立行政法人の中期目標の期間の最後の事業年度（申請等関係事務処理法人は毎事業年度）においては、当期未処分利益は、積立金として整理しなければならない。目的積立金及び前中期目標等期間繰越積立金が残っている場合は、積立金に振り替えなければならない。(注73)

＜注73＞　［略］

第88～第90　［同左］

第91　資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理

地方独立行政法人が保有する有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用等（「第37　資産除去債務に係る会計処理」において定める資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額をいう。以下同じ。）のうち、当該費用に対応すべき収益の獲得が予定されていないものとして特定された除去費用等については、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとする。(注70)

＜注70＞　［同左］

第92・第93　［同左］

第94　中期目標の期間の最後の事業年度（申請等関係事務処理法人は毎事業年度）の利益処分

地方独立行政法人の中期目標の期間の最後の事業年度（申請等関係事務処理法人は毎事業年度）においては、当期未処分利益は、積立金として整理しなければならない。目的積立金及び前中期目標等期間繰越積立金が残っている場合は、積立金に振り替えなければならない。(注71)

＜注71＞　［同左］

第96　［略］

第97　出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に伴う資本金等の減少に係る会計処理

1　地方独立行政法人が法第42条の２の規定により出資等に係る不要財産の出資等団体への納付をした場合において、当該納付に係る出資等に係る不要財産が地方公共団体からの出資に係るものであるときは、当該地方独立行政法人は、当該地方独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る出資等に係る不要財産に係る部分として設立団体の長が定める金額により資本金を減少するものとする。(注74)

2　地方独立行政法人が法第42条の２の規定により出資等に係る不要財産の出資等団体への納付をした場合において、当該納付に係る出資等に係る不要財産の取得時に資本剰余金が計上されているときは、当該地方独立行政法人は、当該地方独立行政法人の資本剰余金のうち当該納付に係る出資等に係る不要財産に係る部分の金額を資本剰余金から減少するものとする。(注74)

＜注74＞　［略］

第98　出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に伴う譲渡取引に係る会計処理

1　地方独立行政法人が法第42条の２の規定に基づいて行う出資等に係る不要財産の譲渡取引のうち、設立団体の長が必要なものとして指定した譲渡取引については、当該譲渡取引により生じた譲渡差額を損益計算上の損益には計上せず、資本剰余金を減額又は増額するものとする。(注75)(注76)

2　設立団体の長が指定した譲渡取引に係る出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に要した費用のうち、設立団体の長が出資等団体への納付額から控除を認める費用については、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとする。(注76)

＜注75＞　［略］

＜注76＞　［略］

第13節　区分経理の会計処理

第99　［略］

第100　法人単位財務諸表の体系及び様式

1　法人単位財務諸表の体系は、次のとおりである。(注77)

［(1)～(6)　略］

［2　略］

＜注77＞　［略］

第101　法人単位財務諸表作成の基準

法人単位財務諸表は、全ての勘定別財務諸表を合算するほか、次により作成しなければならない。

(1)　法人単位貸借対照表及び法人単位損益計算書においては、勘定相互間の債権と債務及び勘定相互間の損益取引に係る費用と収益とを相殺消去し、申請等関係事務処理法人としての資産、負債及び純資産の額並びに費用、収益及び損益の額を示さなければならない。(注78)

［(2)～(3)　略］

＜注78＞　［略］

第95　［同左］

第96　出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に伴う資本金等の減少に係る会計処理

1　地方独立行政法人が法第42条の２の規定により出資等に係る不要財産の出資等団体への納付をした場合において、当該納付に係る出資等に係る不要財産が地方公共団体からの出資に係るものであるときは、当該地方独立行政法人は、当該地方独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る出資等に係る不要財産に係る部分として設立団体の長が定める金額により資本金を減少するものとする。(注72)

2　地方独立行政法人が法第42条の２の規定により出資等に係る不要財産の出資等団体への納付をした場合において、当該納付に係る出資等に係る不要財産の取得時に資本剰余金が計上されているときは、当該地方独立行政法人は、当該地方独立行政法人の資本剰余金のうち当該納付に係る出資等に係る不要財産に係る部分の金額を資本剰余金から減少するものとする。(注72)

＜注72＞　［同左］

第97　出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に伴う譲渡取引に係る会計処理

1　地方独立行政法人が法第42条の２の規定に基づいて行う出資等に係る不要財産の譲渡取引のうち、設立団体の長が必要なものとして指定した譲渡取引については、当該譲渡取引により生じた譲渡差額を損益計算上の損益には計上せず、資本剰余金を減額又は増額するものとする。(注73)(注74)

2　設立団体の長が指定した譲渡取引に係る出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に要した費用のうち、設立団体の長が出資等団体への納付額から控除を認める費用については、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとする。(注74)

＜注73＞　［同左］

＜注74＞　［同左］

第13節　区分経理の会計処理

第98　［同左］

第99　法人単位財務諸表の体系及び様式

1　法人単位財務諸表の体系は、次のとおりである。(注75)

［(1)～(6)　同左］

［2　同左］

＜注75＞　［同左］

第100　法人単位財務諸表作成の基準

法人単位財務諸表は、全ての勘定別財務諸表を合算するほか、次により作成しなければならない。

(1)　法人単位貸借対照表及び法人単位損益計算書においては、勘定相互間の債権と債務及び勘定相互間の損益取引に係る費用と収益とを相殺消去し、申請等関係事務処理法人としての資産、負債及び純資産の額並びに費用、収益及び損益の額を示さなければならない。(注76)

［(2)～(3)　同左］

＜注76＞　［同左］

第102　共通経費等配賦の原則

［1　略］

2　各勘定に直接賦課することが困難な共通経費については、合理的な配賦基準に従って配賦しなければならない。また、配賦基準は、毎期継続して適用する必要があり、みだりに変更してはならない。なお、配賦基準を変更した場合は、その内容、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容を注記しなければならない。(注79)

＜注79＞　［略］

第103　財務諸表の開示方法等

［1～3　略］

4　法人単位財務諸表には、「第77　附属明細書」に定めるもののほか、次の事項を明らかにした法人単位附属明細書を添付しなければならない。(注80)

［(1)～(5)　略］

＜注80＞　［略］

第104　設立団体が二以上である地方独立行政法人における区分経理の原則

法第123条第２項に基づく設立団体の協議により、法第34条及び第35条第１項に規定する設立団体の規則を定め、設立団体ごとに区分して経理することとした設立団体が二以上である地方独立行政法人においては、第99、第100、第101、第102及び第103並びに注解77、78、79及び80に準じて会計処理並びに注記を行う。

第14節　設立団体の数の変更に伴う会計処理

第105　［略］

第106　設立団体の数の減少に係る会計処理

設立団体の数を減少させる定款の変更を行う場合において、地方独立行政法人の財産の処分を必要とするときに、出資等に係る不要財産として、定款変更により設立団体とならなくなる団体（以下「脱退設立団体」という。）への納付を行った場合には、第97及び第98に準じて会計処理を行う。

第107　設立団体の数の減少に係る注記事項

設立団体の数を減少させる定款の変更を行った場合、定款の変更の効力が生じた年度において、脱退設立団体の名称、脱退した主な理由及び脱退した日を注記する。ただし、第106により出資等に係る不要財産の納付を行った場合には、これに加え、注解74に準じて注記を行う。

第108　重要な後発事象等の注記

貸借対照表日後、監査報告書日までの間に設立団体の数の変更に係る定款の変更の効力が生じた場合又は貸借対照表日後、監査報告書日までの間に設立団体の数の変更に係る法第８条第２項の議決が行われた場合には、重要な後発事象として第105又は第107に準じて注記を行う。

また、当事業年度中に設立団体の数の変更に係る法第８条第２項の議決が行われたが、貸借対照表日までに当該定款の変更の効力が生じていない場合（ただし、重要な後発事象に該当する場合を除く。）についても、これらに準じて注記を行う。

第15節　連結財務諸表

第１款　連結財務諸表の作成目的及び一般原則

第109　連結財務諸表の作成目的

連結財務諸表は、地方独立行政法人とその出資先の会社等（以下「関係法人」という。）を公的な資金が供給されている一つの会計主体として捉え、地方独立行政法人が関係法人集団（地方独立行政法人及び関係法人の集団をいう。以下同じ。）の財政状態及び運営状況を総合的に報告するために作成するものである。(注81)

＜注81＞　［略］

第101　共通経費等配賦の原則

［1　同左］

2　各勘定に直接賦課することが困難な共通経費については、合理的な配賦基準に従って配賦しなければならない。また、配賦基準は、毎期継続して適用する必要があり、みだりに変更してはならない。なお、配賦基準を変更した場合は、その内容、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容を注記しなければならない。(注77)

＜注77＞　［同左］

第102　財務諸表の開示方法等

［1～3　同左］

4　法人単位財務諸表には、「第77　附属明細書」に定めるもののほか、次の事項を明らかにした法人単位附属明細書を添付しなければならない。(注78)

［(1)～(5)　同左］

＜注78＞　［同左］

第103　設立団体が二以上である地方独立行政法人における区分経理の原則

法第123条第２項に基づく設立団体の協議により、法第34条及び第35条第１項に規定設立団体の規則を定め、設立団体ごとに区分して経理することとした設立団体が二以上である地方独立行政法人においては、第98、第99、第100、第101及び第102並びに注解75、76、77及び78に準じて会計処理並びに注記を行う。

第14節　設立団体の数の変更に伴う会計処理

第104　［同左］

第105　設立団体の数の減少に係る会計処理

設立団体の数を減少させる定款の変更を行う場合において、地方独立行政法人の財産の処分を必要とするときに、出資等に係る不要財産として、定款変更により設立団体とならなくなる団体（以下「脱退設立団体」という。）への納付を行った場合には、第96及び第97に準じて会計処理を行う。

第106　設立団体の数の減少に係る注記事項

設立団体の数を減少させる定款の変更を行った場合、定款の変更の効力が生じた年度において、脱退設立団体の名称、脱退した主な理由及び脱退した日を注記する。ただし、第105により出資等に係る不要財産の納付を行った場合には、これに加え、注解72に準じて注記を行う。

第107　重要な後発事象等の注記

貸借対照表日後、監査報告書日までの間に設立団体の数の変更に係る定款の変更の効力が生じた場合又は貸借対照表日後、監査報告書日までの間に設立団体の数の変更に係る法第８条第２項の議決が行われた場合には、重要な後発事象として第104又は第106に準じて注記を行う。

また、当事業年度中に設立団体の数の変更に係る法第８条第２項の議決が行われたが、貸借対照表日までに当該定款の変更の効力が生じていない場合（ただし、重要な後発事象に該当する場合を除く。）についても、これらに準じて注記を行う。

第15節　連結財務諸表

第１款　連結財務諸表の作成目的及び一般原則

第108　連結財務諸表の作成目的

連結財務諸表は、地方独立行政法人とその出資先の会社等（以下「関係法人」という。）を公的な資金が供給されている一つの会計主体として捉え、地方独立行政法人が関係法人集団（地方独立行政法人及び関係法人の集団をいう。以下同じ。）の財政状態及び運営状況を総合的に報告するために作成するものである。(注79)

＜注79＞　［同左］

第110　連結財務諸表一般原則

［１・２　略］

３　地方独立行政法人の会計は、連結財務諸表によって、住民その他の利害関係者に対し必要な会計情報を明瞭に表示し、関係法人集団の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。(注82)

［４　略］

＜注82＞　［略］

第111　連結の範囲

１　地方独立行政法人は、原則として全ての特定関連会社を連結の範囲に含めなければならない。(注83)

［２～３　略］

＜注83＞連結の範囲からの除外について

特定関連会社であって、その資産、収益等を考慮して、連結の範囲から除いても関係法人集団の財政状態、運営状況及び公的資金の使用状況等に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものは、連結の範囲に含めないことができる。

第112　連結決算日

［１　略］

２　特定関連会社の決算日が連結決算日と異なる場合には、特定関連会社は、連結決算日に正規の決算に準ずる合理的な手続により決算を行わなければならない。(注84)

＜注84＞　［略］

第113　会計処理の原則及び手続

１　同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、地方独立行政法人及び関係会社が採用する会計処理の原則及び手続は、「第12節　地方独立行政法人固有の会計処理」に定めるものを除き、原則として地方独立行政法人の会計処理に統一しなければならない。(注85)

２　設立団体の長による指定を受けた有価証券を発行する会社等に係る収益及び費用については、この章の規定に基づき算出した額は、連結損益計算上の費用及び収益には計上せず、連結貸借対照表の資本剰余金を増減することとする。

３　［略］

＜注85＞　［略］

第114　［略］

第２款　連結貸借対照表の作成基準

第115　［略］

第116　特定関連会社の資産及び負債の評価

１　連結貸借対照表の作成に当たっては、特定関連会社に該当することとなった日において、特定関連会社の資産及び負債の全てを、特定関連会社に該当することとなった日の時価により評価しなければならない。(注86)

［２　略］

＜注86＞　［略］

第109　連結財務諸表一般原則

［１・２　同左］

３　地方独立行政法人の会計は、連結財務諸表によって、住民その他の利害関係者に対し必要な会計情報を明瞭に表示し、関係法人集団の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。(注80)

［４　同左］

＜注80＞　［同左］

第110　連結の範囲

１　地方独立行政法人は、原則として全ての特定関連会社を連結の範囲に含めなければならない。(注81)

［２～３　同左］

＜注81＞連結の範囲からの除外について

特定関連会社であって、その資産、収益等を考慮して、連結の範囲から除いても関係法人集団の財政状態、運営状況及び公的資金の使用状況等に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものは、連結の範囲に含めないことができる。

第111　連結決算日

［１　同左］

２　特定関連会社の決算日が連結決算日と異なる場合には、特定関連会社は、連結決算日に正規の決算に準ずる合理的な手続により決算を行わなければならない。(注82)

＜注82＞　［同左］

第112　会計処理の原則及び手続

１　同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、地方独立行政法人及び関係会社が採用する会計処理の原則及び手続は、「第12節　地方独立行政法人固有の会計処理」に定めるものを除き、原則として地方独立行政法人の会計処理に統一しなければならない。(注83)

［新設］

２　［同左］

＜注83＞　［同左］

第113　［同左］

第２款　連結貸借対照表の作成基準

第114　［略］

第115　特定関連会社の資産及び負債の評価

１　連結貸借対照表の作成に当たっては、特定関連会社に該当することとなった日において、特定関連会社の資産及び負債の全てを、特定関連会社に該当することとなった日の時価により評価しなければならない。(注84)

［２　同左］

＜注84＞　［同左］

第117　［略］
第118　非支配株主持分
［1　略］
2　特定関連会社の欠損のうち、当該特定関連会社に係る非支配株主持分に割り当てられる額が、当該非支配株主の負担すべき額を超える場合には、当該超過額については、当該特定関連会社との関係を勘案して処理するものとする。(注87)
＜注87＞　［略］
第119・第120　［略］
第121　関連会社等に対する持分法の適用
1　連結の範囲に含めない特定関連会社及び関連会社に対する出資については、原則として持分法を適用しなければならない。(注88)
［2～4　略］
＜注88＞　［略］
第122　表示区分
［1　略］
2　有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動資産、繰延資産、固定負債及び流動負債は一定の基準に従い、その性質を示す適切な名称を付した科目に明瞭に分類して記載するものとする。(注89)
＜注89＞　［略］
第３款　連結損益計算書の作成基準
第123～第130　［略］
第６款　関連公益法人等の扱い
第131　関連公益法人等の情報開示
関連公益法人等については、地方独立行政法人との出えん、人事、資金、技術、取引等の関係を「第７款　連結財務諸表の附属明細書、連結セグメント情報及び注記」に定めるところにより開示するものとする。(注90)
＜注90＞　［略］
第132　関連公益法人等の範囲
1　関連公益法人等とは、地方独立行政法人が出えん、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、財務及び事業運営の方針決定に対して重要な影響を与えることができるか又は地方独立行政法人との取引を通じて公的な資金が供給されており、地方独立行政法人の財務情報として、重要な関係を有する当該公益法人等をいう。(注91)
［2～4　略］
＜注91＞　［略］
第７款　連結財務諸表の附属明細書、連結セグメント情報及び注記
第133　［略］
第134　連結セグメント情報の開示
［1　略］
2　開示すべき情報は、連結法人の事業収益、事業損益及び当該セグメントに属する資産総額その他の財務情報とする。(注92)
＜注92＞　［略］

第116　［同左］
第117　非支配株主持分
［1　同左］
2　特定関連会社の欠損のうち、当該特定関連会社に係る非支配株主持分に割り当てられる額が、当該非支配株主の負担すべき額を超える場合には、当該超過額については、当該特定関連会社との関係を勘案して処理するものとする。(注85)
＜注85＞　［同左］
第118・第119　［同左］
第120　関連会社等に対する持分法の適用
1　連結の範囲に含めない特定関連会社及び関連会社に対する出資については、原則として持分法を適用しなければならない。(注86)
［2～4　同左］
＜注86＞　［同左］
第121　表示区分
［1　同左］
2　有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動資産、繰延資産、固定負債及び流動負債は一定の基準に従い、その性質を示す適切な名称を付した科目に明瞭に分類して記載するものとする。(注87)
＜注87＞　［同左］
第３款　連結損益計算書の作成基準
第122～第129　［同左］
第６款　関連公益法人等の扱い
第130　関連公益法人等の情報開示
関連公益法人等については、地方独立行政法人との出えん、人事、資金、技術、取引等の関係を「第７款　連結財務諸表の附属明細書、連結セグメント情報及び注記」に定めるところにより開示するものとする。(注88)
＜注88＞　［同左］
第131　関連公益法人等の範囲
1　関連公益法人等とは、地方独立行政法人が出えん、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、財務及び事業運営の方針決定に対して重要な影響を与えることができるか又は地方独立行政法人との取引を通じて公的な資金が供給されており、地方独立行政法人の財務情報として、重要な関係を有する当該公益法人等をいう。(注89)
［2～4　同左］
＜注89＞　［同左］
第７款　連結財務諸表の附属明細書、連結セグメント情報及び注記
第132　［同左］
第133　連結セグメント情報の開示
［1　同左］
2　開示すべき情報は、連結法人の事業収益、事業損益及び当該セグメントに属する資産総額その他の財務情報とする。(注90)
＜注90＞　［同左］

第135　連結財務諸表の注記

　連結財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。

[(1)～(3)　略]

(4)　産業競争力強化法に基づく出資事業に関する事項

　産業競争力強化法第21条の規定に基づき、公立大学法人が必要な資金の出資を行い取得する有価証券について、設立団体の長による指定を受けた場合には、当該有価証券を発行する特定研究成果活用支援事業者が認定特定研究成果活用支援事業計画に沿って実施する特定研究成果活用支援事業の概要、当該特定研究成果活用支援事業を実施する法人の財務状況及び投資事業有限責任組合の活用状況

(5)　[略]

第136～第140　[略]

第141　重要な後発事象等の注記

　貸借対照表日後、監査報告書日までの間に合併が完了した場合又は貸借対照表日後、監査報告書日までの間に法第108条第１項各号又は法第112条第１項各号に掲げる事項が協議により定められた場合には、重要な後発事象として第138の(1)又は第140の(1)に準じて注記を行う。

　また、当事業年度中に法第108条第１項各号又は法第112条第１項各号に掲げる事項が協議により定められたが、貸借対照表日までに合併が完了していない場合（ただし、重要な後発事象に該当する場合を除く。）についても、これらに準じて注記を行う。

附　則

　この告示は、公布の日から施行し、令和七年四月１日以後に開始する事業年度に係る会計から適用する。

○総務省告示第百三十二号

　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）附則第七十三条第二項及び第三項の規定に基づき、昭和四十八年自治省告示第七十二号（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方公共団体等が負担する追加費用に関する件）の一部を次のように改正し、令和八年四月１日から施行する。

　令和八年三月三十一日

総務大臣　林　芳正

　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号。以下「施行法」という。）第三条の五並びに第九十六条第１項及び第二項並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「一元化法」という。）附則第七十五条第１号の規定により、令和八年度以後の各年度における追加費用として、地方公共団体、地方公務員共済組合（以下「地共済組合」という。）、全国市町村職員共済組合連合会又は地方公務員共済組合連合会が負担すべき金額は、一元化法附則第七十五条の二第１項に規定する地方の組合の経過的長期給付（以下「地方の組合の経過的長期給付」という。）に係る追加費用以外の追加費用として、地方公共団体が負担すべき金額については、当該年度の四月１日における当該地方公共団体の職員である地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。以下「法」という。）における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額（法第四十三条第１項に規定する標準報酬の月額をいう。以下同じ。）の総額、当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人（法第三条第四項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員である法における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額の総額（当該特定地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該特定地方独立行政法人の職員である法における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額の総額に	地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号。以下「施行法」という。）第三条の五並びに第九十六条第１項及び第二項並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「一元化法」という。）附則第七十五条第１号の規定により、令和七年度以後の各年度における追加費用として、地方公共団体、地方公務員共済組合（以下「地共済組合」という。）、全国市町村職員共済組合連合会又は地方公務員共済組合連合会が負担すべき金額は、一元化法附則第七十五条の二第１項に規定する地方の組合の経過的長期給付（以下「地方の組合の経過的長期給付」という。）に係る追加費用以外の追加費用として、地方公共団体が負担すべき金額については、当該年度の四月１日における当該地方公共団体の職員である地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。以下「法」という。）における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額（法第四十三条第１項に規定する標準報酬の月額をいう。以下同じ。）の総額、当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人（法第三条第四項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員である法における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額の総額（当該特定地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該特定地方独立行政法人の職員である法における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額の総額に

第134　連結財務諸表の注記

　連結財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。

[(1)～(3)　同左]

[新設]

(4)　[同左]

第135～第139　[同左]

第140　重要な後発事象等の注記

　貸借対照表日後、監査報告書日までの間に合併が完了した場合又は貸借対照表日後、監査報告書日までの間に法第108条第１項各号又は法第112条第１項各号に掲げる事項が協議により定められた場合には、重要な後発事象として第137の(1)又は第139の(1)に準じて注記を行う。

　また、当事業年度中に法第108条第１項各号又は法第112条第１項各号に掲げる事項が協議により定められたが、貸借対照表日までに合併が完了していない場合（ただし、重要な後発事象に該当する場合を除く。）についても、これらに準じて注記を行う。

当該地方公共団体が当該特定地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額。以下同じ。）、当該地方公共団体が設立した職員引継一般地方独立行政法人（法第百四十一条の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員である法における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額の総額（当該職員引継一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該職員引継一般地方独立行政法人の職員である法における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額の総額に当該地方公共団体が当該職員引継一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額。以下同じ。）、当該地方公共団体が設立した定款変更一般地方独立行政法人（法第百四十一条の三に規定する定款変更一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員である法における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額の総額（当該定款変更一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該定款変更一般地方独立行政法人の職員である法における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額の総額に当該地方公共団体が当該定款変更一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額。以下同じ。）及び当該地方公共団体が設立した職員引継等合併一般地方独立行政法人（法第百四十一条の四に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員である法における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額の総額（当該職員引継等合併一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該職員引継等合併一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額。以下同じ。）の合計額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た厚生年金保険給付等追加費用率を乗じて得た額。以下同じ。）の職員である法における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額の総額（当該職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員である法における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額の総額に当該地方公共団体が

ある法における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額の総額及び当該地方公共団体が設立した職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員である法における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額の総額の合計額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として、地共済組合が負担すべき金額は、当該年度の四月一日における当該地共済組合の組合役職員である法における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として、全国市町村職員共済組合連合会が負担すべき金額は、当該年度の四月一日における全国市町村職員共済組合連合会の連合会役職員である法における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として、地方公務員共済組合連合会が負担すべき金額は、当該年度の四月一日における地方公務員共済組合連合会の連合会役職員である法における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額の総額の合計額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率を乗じて得た金額とする。

［Ⅰ・Ⅱ　略］

別表第１　厚生年金保険給付等追加費用率

地共済組合の区分	厚生年金保険給付等追加費用率
地方職員共済組合	11.6/1000
公立学校共済組合 義務教育職員	16.1/1000
公立学校共済組合 その他教職員	10.9/1000
警察共済組合	6.0/1000
東京都職員共済組合	9.3/1000
指定都市職員共済組合	6.7/1000
市町村職員共済組合	
都市職員共済組合	

別表第２　経過的長期給付追加費用率

地共済組合の区分	経過的長期給付追加費用率
地方職員共済組合	1.0/1000

ある法における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額の総額及び当該地方公共団体が設立した職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員である法における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額の総額の合計額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として、地共済組合が負担すべき金額は、当該年度の四月一日における当該地共済組合の組合役職員である法における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として、全国市町村職員共済組合連合会が負担すべき金額は、当該年度の四月一日における全国市町村職員共済組合連合会の連合会役職員である法における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として、地方公務員共済組合連合会が負担すべき金額は、当該年度の四月一日における地方公務員共済組合連合会の連合会役職員である法における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額の総額の合計額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率を乗じて得た金額とする。

［Ⅰ・Ⅱ　同左］

別表第１　厚生年金保険給付等追加費用率

地共済組合の区分	厚生年金保険給付等追加費用率
地方職員共済組合	12.3/1000
公立学校共済組合 義務教育職員	19.5/1000
公立学校共済組合 その他教職員	13.9/1000
警察共済組合	10.1/1000
東京都職員共済組合	10.3/1000
指定都市職員共済組合	9.0/1000
市町村職員共済組合	
都市職員共済組合	

別表第２　経過的長期給付追加費用率

地共済組合の区分	経過的長期給付追加費用率
地方職員共済組合	0.8/1000

公立学校共済組合	義務教育職員	2.1/1000
	その他教職員	1.1/1000
警察共済組合		0.9/1000
東京都職員共済組合		1.1/1000
指定都市職員共済組合		
市町村職員共済組合		1.1/1000
都市職員共済組合		

公立学校共済組合	義務教育職員	2.2/1000
	その他教職員	1.4/1000
警察共済組合		0.9/1000
東京都職員共済組合		1.2/1000
指定都市職員共済組合		
市町村職員共済組合		1.1/1000
都市職員共済組合		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○総務省告示第百三十四号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）附則第七十五条の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第百二十七号（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により団体等が負担する追加費用に関する件）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月三十一日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）第九十三条第二項（同項に規定する施行日以後の団体共済組合員期間等として年金額の計算の基礎となるものに対応する年金額の増加に要する費用に係る部分を除く。）及び第三項並びに同法第九十七条において準用する同法第九十六条第一項及び第二項並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「一元化法」という。）附則第七十五条第一号の規定により、令和八年度以後の各年度における追加費用として、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。以下「法」という。）第百四十四条の三第一項に規定する団体が負担すべき金額は、一元化法附則第七十五条の二第一項に規定する地方の組合の経過的長期給付（以下「地方の組合の経過的長期給付」という。）に係る追加費用以外の追加費用として負担すべき金額については、当該年度の四月一日における当該団体の法第百四十四条の三第三項に規定する団体組合員の標準報酬月額（法第四十三条第一項に規定する標準報酬の月額をいう。以下同じ。）の総額に十二を乗じて得た額に千分の一・四を乗じて得た金額とすることとし、地方職員共済組合が負担すべき金額は、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用以外の追加費用として負担すべき金額については、当該年度の四月一日における地方職員共済組合の団体組合員（法第百四十四条の十九の規定によりみなして適用する法第百四十四条の三第三項に規定する団体組合員をいう。以下同じ。）の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に千分の六・四を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として負担すべき金額については、当該年度の四月一日における地方職員共済組合の団体組合員の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に千分の一・四を乗じて得た金額とすることとする。	地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）第九十三条第二項（同項に規定する施行日以後の団体共済組合員期間等として年金額の計算の基礎となるものに対応する年金額の増加に要する費用に係る部分を除く。）及び第三項並びに同法第九十七条において準用する同法第九十六条第一項及び第二項並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「一元化法」という。）附則第七十五条第一号の規定により、令和七年度以後の各年度における追加費用として、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。以下「法」という。）第百四十四条の三第一項に規定する団体が負担すべき金額は、一元化法附則第七十五条の二第一項に規定する地方の組合の経過的長期給付（以下「地方の組合の経過的長期給付」という。）に係る追加費用以外の追加費用として負担すべき金額については、当該年度の四月一日における当該団体の法第百四十四条の三第三項に規定する団体組合員の標準報酬月額（法第四十三条第一項に規定する標準報酬の月額をいう。以下同じ。）の総額に十二を乗じて得た額に千分の七・六を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として負担すべき金額については、当該年度の四月一日における地方職員共済組合の団体組合員の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に千分の〇・四を乗じて得た金額とすることとする。

○総務省告示第百三十五号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十九条第三項の規定に基づき、平成七年自治省告示第六十八号（地方公務員等共済組合法施行令第二十九条第三項の規定により地方公共団体が負担すべき金額に関する件）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月三十一日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十九条第三項の規定により地方公共団体が令和八年度以降の各年度の各月において負担すべき金額は、次の各号に掲げる地方公務員共済組合（以下「組合」という。）の区分に応じ、当該年度の各月における当該組合の地方公共団体の職員である組合員の同条第一項に規定する標準報酬等合計額の総額と当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人の職員である組合員の同条第一項に規定する標準報酬等合計額の総額（当該特定地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該特定地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬等合計額の総額に当該地方公共団体が当該特定地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額）との合計額に、当該各号に定める率を乗じて得た金額とする。 一　地方職員共済組合　千分の〇・八五 二　公立学校共済組合　千分の一・一二 三　警察共済組合　千分の〇・六五 四　東京都職員共済組合　千分の〇・九四 五　指定都市職員共済組合　千分の〇・八二 六　市町村職員共済組合　千分の〇・八二 七　都市職員共済組合　千分の〇・八二	地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十九条第三項の規定により地方公共団体が令和七年度以降の各年度の各月において負担すべき金額は、次の各号に掲げる地方公務員共済組合（以下「組合」という。）の区分に応じ、当該年度の各月における当該組合の地方公共団体の職員である組合員の同条第一項に規定する標準報酬等合計額の総額と当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人の職員である組合員の同条第一項に規定する標準報酬等合計額の総額（当該特定地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該特定地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬等合計額の総額に当該地方公共団体が当該特定地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額）との合計額に、当該各号に定める率を乗じて得た金額とする。 一　地方職員共済組合　千分の〇・九一 二　公立学校共済組合　千分の一・三二 三　警察共済組合　千分の〇・六一 四　東京都職員共済組合　千分の一・〇四 五　指定都市職員共済組合　千分の〇・八七 六　市町村職員共済組合　千分の〇・八七 七　都市職員共済組合　千分の〇・八七

○総務省告示第百三十六号

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）附則第十四条の三第一項第二号に規定する総務大臣が定める基準を次のように定め、令和八年四月一日から施行する。

なお、令和七年総務省告示第百二十七号（地方公務員等共済組合法附則第十四条の三第一項第二号に規定する総務大臣が定める基準を定める件）は、令和八年三月三十一日限り、廃止する。

令和八年三月三十一日

総務大臣　林　芳正

標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に係る率　千分の五十・五

○総務省告示第百三十七号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）附則第三十条の二の五第一項及び第二項第二号に規定する総務大臣が定める率を次のように定め、令和八年四月一日から施行する。

なお、令和二年総務省告示第九十八号（地方公務員等共済組合法施行令附則第三十条の二の五第一項及び第二項第二号に規定する総務大臣が定める率を定める件）は、令和八年三月三十一日限り、廃止する。

令和八年三月三十一日

総務大臣　林　芳正

千分の〇・〇五

○総務省告示第百三十八号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第四条の三第二項の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第百四号（電気通信事業法第十二条の二第四項第二号ロの電気通信設備を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
次に掲げる電気通信設備であって、別表の上欄に掲げる区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの ［一～七　略］	［同上］ ［一～七　同上］

別表

区域	電気通信事業者
［略］	［略］
石川県	株式会社オプテージ
	金沢ケーブル株式会社
［略］	［略］
三重県	中部テレコミュニケーション株式会社
	株式会社オプテージ
	株式会社シー・ティー・ワイ
［略］	［略］
鳥取県	株式会社中海テレビ放送
	日本海ケーブルネットワーク株式会社
［略］	［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別表

区域	電気通信事業者
［同上］	［同上］
石川県	株式会社オプテージ
［同上］	［同上］
三重県	中部テレコミュニケーション株式会社
	株式会社オプテージ
［同上］	［同上］
鳥取県	株式会社中海テレビ放送
［同上］	［同上］

○法務省告示第二十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号及び法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動の項の下欄第七号並びに特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第五号）第一条第一項第七号、第二条第一項第十三号及び同条第二項第七号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき特定の産業上の分野を定める件の一部を改正する件を次のように定める。

令和八年三月三十一日

法務大臣　平口　洋

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき特定の産業上の分野を定める件の一部を改正する件

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき特定の産業上の分野を定める件（平成三十一年法務省告示第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第一条　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号並びに特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第五号）第一条第一項第七号、第二条第一項第十三号及び第二項第八号に規定する告示で定める特定の産業上の分野は、次のとおりとする。	**第一条**　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号並びに特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第五号）第一条第一項第七号、第二条第一項第十三号及び第二項第七号に規定する告示で定める特定の産業上の分野は、次のとおりとする。
［一・二　略］	［一・二　同上］
三　リネンサプライ分野	［号を加える。］
四～十一　［略］	三～十　［同上］
十二　物流倉庫分野	［号を加える。］
十三～十八　［略］	十一～十六　［同上］
十九　資源循環分野	［号を加える。］

第二条　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動の項の下欄第六号に規定する告示で定める特定の産業上の分野は、前条第二号、第四号から第九号まで又は第十三号から第十六号までに掲げる分野とする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定（「第二項第七号」を「第二項第八号」に改める部分に限る。）及び第二条の改正規定（「第七号」を「第六号」に改める部分に限る。）は、令和九年四月一日から施行する。

○法務省告示第二十八号

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令（平成二十六年法務省令第三十七号）第一条第一項各号の表の特別加算の項の中欄イ及びロの規定に基づき、平成二十六年法務省告示第五百七十八号（出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の規定に基づき法務大臣が定める法律の規定等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

法務大臣　平口　洋

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第二（第一条関係） 1　内閣府関係 ［一～五　略］ 2　総務省関係 ［一～四　略］ ［号を削る。］ 五・六　［略］ 3　文部科学省関係 ［一～二十五　略］ 二十六　北極域研究強化プロジェクト ［二十七～七十三　略］ 4　厚生労働省関係 ［一～十一　略］ 5　農林水産省関係 ［一～五　略］ 六　みどりの食料システム戦略実現技術開発・社会実装促進事業 七　スマート農業技術開発・供給加速化対策 ［八～十　略］ 十一　スマート農業技術活用促進総合対策 ［十二～十六　略］ 十七　アグリテック系スタートアップ重点化支援対策 ［十八　略］	**別表第二**（第一条関係） 1　内閣府関係 ［一～五　同上］ 2　総務省関係 ［一～四　同上］ 五　Ｂｅｙｏｎｄ　５Ｇ研究開発促進事業 六・七　［同上］ 3　文部科学省関係 ［一～二十五　同上］ 二十六　北極域研究加速プロジェクト ［二十七～七十三　同上］ 4　厚生労働省関係 ［一～十一　同上］ 5　農林水産省関係 ［一～五　同上］ 六　農林水産研究の推進（委託プロジェクト研究） 七　スマート農業技術の開発・実証・実装プロジェクト ［八～十　同上］ 十一　スマート農業の総合推進対策 ［十二～十六　同上］ 十七　アグリ・スタートアップ創出強化対策 ［十八　同上］

6　経済産業省関係

［一～四　略］

［号を削る。］

五・六　［略］

［号を削る。］

［七～十三　略］

十四　太陽光発電大量導入への課題解決に向けた技術開発事業

［号を削る。］

十五　［略］

十六　カーボンリサイクル・次世代火力発電の技術開発等事業

十七　［略］

［号を削る。］

十八～二十四　［略］

二十五　次世代型医療機器開発等促進事業

二十六　［略］

［号を削る。］

二十七　医工連携グローバル展開事業

［号を削る。］

二十八・二十九　［略］

［号を削る。］

三十～三十六　［略］

［号を削る。］

三十七・三十八　［略］

［号を削る。］

三十九・四十　［略］

四十一　ＧＸ分野のディープテック・スタートアップに対する実用化研究開発・量産化実証支援事業

四十二・四十三　［略］

四十四　次世代燃料の生産・利用技術開発等事業

四十五　水素利用拡大に向けた共通基盤強化のための研究開発事業

四十六　航空機向け革新複合材共通基盤技術開発事業

四十七　ディープテック・スタートアップの起業・経営人材確保等支援事業

四十八　ディープテック・スタートアップへの事業開発支援事業

四十九　次世代エッジＡＩ半導体研究開発事業

五十　半導体設計・製造基盤整備事業

五十一　ＧＸ分野のディープテック・スタートアップへの事業開発支援事業

五十二　ＧＸ分野の大企業等のスタートアップ連携・調達加速化事業

6　経済産業省関係

［一～四　同上］

五　宇宙太陽光発電における無線送受電技術の高効率化に向けた研究開発事業委託費

六・七　［同上］

八　石油資源を遠隔探知するためのハイパースペクトルセンサの研究開発事業費

［九～十五　同上］

十六　太陽光発電の導入可能量拡大等に向けた技術開発事業

十七　化石燃料のゼロ・エミッション化に向けた持続可能な航空燃料（ＳＡＦ：Ｓｕｓｔａｉｎａｂｌｅ　Ａｖｉａｔｉｏｎ　Ｆｕｅｌ）・燃料アンモニア生産・利用技術開発事業

十八　［同上］

十九　カーボンリサイクル・次世代火力発電の技術開発事業

二十　［同上］

二十一　ＩｏＴ社会実現に向けた次世代人工知能・センシング等中核技術開発

二十二～二十八　［同上］

二十九　医療機器等における先進的研究開発・開発体制強靱化事業

三十　［同上］

三十一　エネルギー・環境分野における革新的技術の国際共同研究開発

三十二　医工連携イノベーション推進事業

三十三　水素社会実現に向けた革新的燃料電池技術等の活用のための研究開発事業

三十四・三十五　［同上］

三十六　次世代複合材創製技術開発事業

三十七～四十三　［同上］

四十四　産業ＤＸのためのデジタルインフラ整備事業

四十五　プラスチック有効利用高度化事業

四十六・四十七　［同上］

四十八　チップレット設計基盤構築に向けた技術開発事業

四十九・五十　［同上］

五十一　ＧＸ分野のディープテック・スタートアップ支援事業

五十二・五十三　［同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

7	環境省関係
［一・二　略］	
8	内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省関係　［略］
9	文部科学省・経済産業省関係　［略］
10	復興庁・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省関係　［略］
11	内閣府・総務省・文部科学省・経済産業省関係　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

7	環境省関係
［一・二　同上］	
8	内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省関係　［同上］
9	文部科学省・経済産業省関係　［同上］
10	復興庁・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省関係　［同上］
11	内閣府・総務省・文部科学省・経済産業省関係　［同上］

○法務省告示第二十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二十四年法務省告示第百二十六号）及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件第二条の表の下欄に掲げる活動を指定されて在留する者等の在留手続の取扱いに関する指針（平成二十四年法務省告示第百二十七号）を廃止する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

法務大臣　平口　洋

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二十四年法務省告示第百二十六号）及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件第二条の表の下欄に掲げる活動を指定されて在留する者等の在留手続の取扱いに関する指針（平成二十四年法務省告示第百二十七号）を廃止する告示

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二十四年法務省告示第百二十六号）及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件第二条の表の下欄に掲げる活動を指定されて在留する者等の在留手続の取扱いに関する指針（平成二十四年法務省告示第百二十七号）を廃止する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

法務大臣　平口　洋

（施行期日）

この告示は、公布の日から適用する。

○法務省・厚生労働省告示第一号

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（令和七年法務省・厚生労働省令第四号）第十三条第二項第四号ただし書、同項第九号、第十五条第一項第十三号、同条第二項第二号、第十八条第九号、第十九条第三項、第二十二条第八号、第二十三条第一項第七号、第三十九条第一項第五号、第四十四条第二項、第四十五条第五号、第六十七条第一号及び第二十号並びに第七十条第一項第九号の規定に基づき、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野を定める件を次のように定める。

令和八年三月三十一日

法務大臣　平口　洋

厚生労働大臣　上野賢一郎

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野を定める件

第一条　外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十三条第二項第四号ただし書の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野は、工業製品製造業分野とする。

第二条　規則第十三条第二項第九号の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野は、次のとおりとする。

一　介護分野
二　工業製品製造業分野
三　建設分野
四　造船・舶用工業分野
五　自動車整備分野
六　宿泊分野
七　鉄道分野
八　物流倉庫分野
九　農業分野
十　飲食料品製造業分野
十一　林業分野
十二　資源循環分野

第三条　規則第十五条第一項第十三号の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野は、次のとおりとする。

一　介護分野
二　ビルクリーニング分野
三　リネンサプライ分野
四　工業製品製造業分野
五　建設分野
六　造船・舶用工業分野
七　自動車整備分野
八　宿泊分野
九　鉄道分野
十　物流倉庫分野
十一　農業分野
十二　漁業分野
十三　飲食料品製造業分野
十四　外食業分野
十五　林業分野
十六　木材産業分野
十七　資源循環分野

第四条　規則第十五条第二項第二号の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野は、次のとおりとする。

一　介護分野
二　ビルクリーニング分野
三　リネンサプライ分野
四　工業製品製造業分野
五　自動車整備分野
六　飲食料品製造業分野
七　木材産業分野

第五条　規則第十八条第九号の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野は、次のとおりとする。

一　建設分野
二　農業分野
三　漁業分野

第六条　規則第十九条第三項の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野は、次のとおりとする。

一　介護分野
二　建設分野
三　林業分野

第七条　規則第二十二条第八号の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野は、次のとおりとする。

一　農業分野
二　漁業分野

第八条　規則第二十三条第一項第七号の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野は、次のとおりとする。

一　農業分野
二　漁業分野

第九条　規則第三十九条第一項第五号の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野は、林業分野とする。

第十条　規則第四十四条第二項の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野は、次のとおりとする。

一　介護分野
二　漁業分野

第十一条　規則第四十五条第五号の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野は、漁業分野とする。

第十二条　規則第六十七条第一号の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野は、漁業分野とする。

第十三条　規則第六十七条第二十号の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野は、次のとおりとする。

一　介護分野
二　工業製品製造業分野
三　自動車整備分野
四　物流倉庫分野
五　漁業分野

第十四条　規則第七十条第一項第九号の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野は、漁業分野とする。

附　則

この告示は、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号）の施行の日（令和九年四月一日）から適用する。

○法務省厚生労働省告示第二号

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第二十四条第一項（同法第三十一条第五項において準用する場合を含む。）及び第二十九条第四項（同法第三十一条第五項及び第三十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、外国人育成就労機構に、次に掲げる事務の全部を行わせることとしたので、同法第二十四条第七項（同法第三十一条第五項において準用する場合を含む。）及び第二十九条第五項（同法第三十一条第五項及び第三十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

令和八年三月三十一日

法務大臣　平口　洋
厚生労働大臣　上野賢一郎

一　外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（以下「法」という。）第二十四条第一項（法第三十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する事実関係の調査
二　法第二十九条第四項（法第三十一条第五項及び第三十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する許可証の交付又は再交付に係る事務

○法務省厚生労働省告示第三号

出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号）の施行に伴い、並びに外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第二十七条第二項の規定により適用する職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四十八条の規定に基づき、及び外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律を実施するため、監理団体及び団体監理型実習実施者等が労働条件等の明示、求人等に関する情報の的確な表示、団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の取扱い等に関して適切に対処するための指針（平成二十九年法務省厚生労働省告示第二号）の全部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

法務大臣　平口　洋
厚生労働大臣　上野賢一郎

監理支援機関及び監理型育成就労実施者等が労働条件等の明示、求人等に関する情報の的確な表示、監理型育成就労実施者等及び監理型育成就労外国人等の個人情報の取扱い等に関して適切に対処するための指針

第一　趣旨

この指針は、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号。以下「法」という。）第二十七条第二項の規定により適用する職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第五条の三から第五条の五まで及び第三十三条の五に定める事項等に関し、監理支援機関及び監理型育成就労実施者等（監理型育成就労実施者又は監理型育成就労を行わせようとする者をいう。以下同じ。）が適切に対処するために必要な事項について定めたものである。

また、法第四十三条の規定により監理支援機関が講ずべき措置に関する必要な事項と併せて、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の遵守等についても定めたものである。

第二　法第二十七条第二項の規定により適用する職業安定法第五条の三に関する事項（労働条件等の明示）

一　監理支援機関による労働条件等の明示

㈠　監理支援機関は、法第二十七条第二項の規定により適用する職業安定法第五条の三第一項の規定に基づき、監理型育成就労外国人等（監理型育成就労外国人又は監理型育成就労の対象となろうとする外国人をいう。以下同じ。）に対し、従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件（以下「従事すべき業務の内容等」という。）を可能な限り速やかに明示しなければならないこと。

㈡　監理型育成就労実施者等は求人の申込みに当たり監理支援機関に対し、法第二十七条第二項の規定により適用する職業安定法第五条の三第二項の規定に基づき、従事すべき業務の内容等を明示しなければならないこと。

㈢　監理支援機関及び監理型育成就労実施者等は、㈠又は㈡により従事すべき業務の内容等を明示するに当たっては、次に掲げるところによらなければならないこと。

イ　明示する従事すべき業務の内容等は、虚偽又は誇大な内容としないこと。

ロ　労働時間に関しては、始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日等について明示すること。

ハ　賃金に関しては、賃金形態（月給、日給、時給等の区分をいう。第三の二㈡において同じ。）、基本給、定額的に支払われる手当、通勤手当、昇給に関する事項等について明示すること。また、一定時間分の時間外労働、休日労働及び深夜労働に対する割増賃金を定額で支払うこととする労働契約を締結する仕組みを採用する場合は、名称のいかんにかかわらず、一定時間分の時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して定額で支払われる割増賃金（以下このハ及び第三の二㈡において「固定残業代」という。）に係る計算方法（固定残業代の算定の基礎として設定する労働時間数（以下このハにおいて「固定残業時間」という。）及び金額を明らかにするものに限る。）、固定残業代を除外した基本給の額、固定残業時間を超える時間分の時間外労働、休日労働及び深夜労働に対する割増賃金を追加で支払うこと等を明示すること。

㈣　監理支援機関及び監理型育成就労実施者等は、㈠又は㈡により従事すべき業務の内容等を明示するに当たっては、次に掲げるところによるべきであること。

イ　原則として、監理型育成就労外国人等と最初に接触する時点までに従事すべき業務の内容等を明示すること。なお、㈢ハ後段に係る内容の明示については、特に留意すること。

ロ　従事すべき業務の内容等の事項の一部をやむを得ず別途明示することとするときは、その旨を併せて明示すること。

㈤　監理支援機関及び監理型育成就労実施者等は、㈠又は㈡により従事すべき業務の内容等を明示するに当たっては、次に掲げる事項に配慮すること。

イ　監理型育成就労外国人等に具体的に理解されるものとなるよう、従事すべき業務の内容等の水準、範囲等を可能な限り限定すること。

ロ　監理型育成就労外国人等が従事すべき業務の内容に関しては、職場環境を含め、可能な限り具体的かつ詳細に明示すること。

ハ　明示する従事すべき業務の内容等が労働契約を含む育成就労に係る契約締結時の従事すべき業務の内容等と異なることとなる可能性がある場合は、その旨を併せて明示するとともに、従事すべき業務の内容等が既に明示した内容と異なることとなった場合には、当該明示を受けた監理型育成就労外国人等に速やかに知らせること。

二　監理型育成就労実施者等による労働条件等の変更等に係る明示

㈠　監理型育成就労実施者等は、法第二十七条第二項の規定により適用する職業安定法第五条の三第三項の規定に基づき、監理型育成就労外国人等と労働契約を締結しようとする場合であって、これらの者に対して法第二十七条第二項の規定により適用する職業安定法第五条の三第一項の規定により明示された従事すべき業務の内容等（以下この二において「第一項明示」という。）を変更し、特定し、削除し、又は第一項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加するときは、当該契約の相手方となろうとする者に対し、当該変更し、特定し、削除し、又は追加する従事すべき業務の内容等（㈢において「変更内容等」という。）を明示しなければならないこと。

㈡　法第二十七条第二項の規定により適用する職業安定法第五条の三第一項の規定に基づく明示について、一㈣ロにより、従事すべき業務の内容等の事項の一部（以下この㈡において「当初明示事項」という。）が明示され、別途、当初明示事項以外の従事すべき業務の内容等の事項が明示された場合は、当初明示事項を第一項明示として取り扱うこと。

㈢　監理型育成就労実施者等は、㈠の明示を行うに当たっては、監理型育成就労外国人等が変更内容等を十分に理解することができるよう、適切な明示方法をとらなければならないこと。その際、次のイの方法によることが望ましいが、次のロなどの方法によることも可能であること。

イ　第一項明示と変更内容等とを対照することができる書面を交付すること。

ロ　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十五条第一項の規定に基づき交付される書面（労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第五条第四項第一号の規定に基づき送信されるファクシミリの記録又は同項第二号の規定に基づき送信される電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の記録を含む。）において、変更内容等に下線を引き、若しくは着色し、又は変更内容等を注記すること。なお、第一項明示の一部の事項を削除する場合にあっては、削除される前の当該従事すべき業務の内容等も併せて記載すること。

㈣　監理型育成就労外国人等は、締結しようとする労働契約に係る従事すべき業務の内容等の調整が終了した後、当該労働契約を締結するかどうか監理型育成就労外国人等が考える時間が確保されるよう、可能な限り速やかに㈠の明示を行うこと。また、㈠の明示を受けた監理型育成就労外国人等から、第一項明示を変更し、特定し、削除し、又は第一項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加する理由等について質問された場合には、適切に説明すること。

㈤　第一項明示は、そのまま労働契約の内容となることが期待されているものであること。また、第一項明示を安易に変更し、削除し、又は第一項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加してはならないこと。

㈥　学校卒業見込者等（青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第十三条第一項に規定する学校卒業見込者等をいう。以下この㈥において同じ。）については、特に配慮が必要であることから、第一項明示を変更し、削除し、又は第一項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加すること（一㈣ロにより、従事すべき業務の内容等の一部をやむを得ず別途明示することとした場合において、当該別途明示することとされた事項を追加することを除く。）は不適切であること。また、原則として、学校卒業見込者等を労働させ、賃金を支払う旨を約し、又は通知するまでに、法第二十七条第二項の規定により適用する職業安定法第五条の三第一項及び㈠の明示が書面により行われるべきであること。

㈦　法第二十七条第二項の規定により適用する職業安定法第五条の三第一項の規定に基づく明示が同法の規定に抵触するものであった場合、㈠の明示を行ったとしても、同項の規定に基づく明示が適切であったとみなされるものではないこと。

㈧　監理型育成就労実施者等は、第一項明示を変更し、削除し、又は第一項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加した場合は、求人票等の内容を検証し、修正等を行うべきであること。

第三　法第二十七条第二項の規定により適用する職業安定法第五条の四に関する事項（求人等に関する情報の的確な表示）

一　提供する求人等に関する情報の内容

監理支援機関は、広告等により求人等に関する情報を提供するに当たっては、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（令和七年法務省・厚生労働省令第四号）第四十八条第三項各号に掲げる事項並びに第二の一㈢ロ及びハにより明示することとされた事項を可能な限り当該情報に含めることが望ましいこと。

二　誤解を生じさせる表示の禁止

監理支援機関は、広告等により求人等に関する情報を提供するに当たっては、監理型育成就労外国人等に誤解を生じさせることのないよう、次に掲げる事項に留意すること。

㈠　関係会社を有する監理型育成就労実施者等が監理型育成就労外国人等の募集を行う場合、監理型育成就労外国人等を雇用する予定の監理型育成就労実施者等を明確にし、当該関係会社と混同されることのないよう表示しなければならないこと。

㈡　賃金等（賃金形態、基本給、定額的に支払われる手当、通勤手当、昇給、固定残業代等に関する事項をいう。以下同じ。）について、実際の賃金等よりも高額であるかのように表示してはならないこと。

㈢　職種又は業種について、実際の業務の内容と著しく乖離する名称を用いてはならないこと。

三　求人等に関する情報を正確かつ最新の内容に保つための措置

監理支援機関は、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則第四十九条第三項第三号イ及びロに掲げる措置を可能な限りいずれも講ずることが望ましいこと。

第四　法第二十七条第二項の規定により適用する職業安定法第三十三条の五に関する事項（監理支援機関の責務）等

一　監理支援機関における求人の申込みの受理に関する事項

㈠　監理支援機関は、原則として、監理型育成就労実施者等に対し、求人の申込みが法第二十七条第二項の規定により適用する職業安定法第五条の六第一項各号のいずれかに該当するか否かを申告させるべきこと。

㈡　監理支援機関は、求人の申込みが法第二十七条第二項の規定により適用する職業安定法第五条の六第一項各号のいずれかに該当することを知った場合は、当該求人の申込みを受理しないことが望ましいこと。

二　監理型育成就労外国人等の能力に適合する職業の紹介の推進

監理支援機関は、監理型育成就労外国人等の能力に適合した育成就労に係る職業紹介を行うことができるよう、監理型育成就労外国人等の能力の的確な把握に努めるとともに、その業務の範囲内において、可能な限り幅広い求人の確保に努めること。

三　監理型育成就労外国人等又は監理型育成就労実施者等からの苦情の適切な処理

監理支援機関は、主務大臣の機関、外国人育成就労機構、他の監理支援機関その他関係者と連携を図りつつ、当該事業に係る監理型育成就労外国人等又は監理型育成就労実施者等からの苦情（あっせんを行った後の苦情を含む。）を迅速、適切に処理するための体制の整備及び改善向上に努めること。

四　監理支援事業に係る適正な許可の取得

㈠　監理型育成就労実施者等に紹介するため監理型育成就労外国人等を探索した上当該監理型育成就労外国人等に就職するよう勧奨し、これに応じて求職の申込みをした者をあっせんするいわゆるスカウト行為を事業として行う場合は、監理支援機関の許可を取得する必要があること。また、いわゆるアウトプレースメント業のうち、教育訓練、相談、助言等のみならず、育成就労に係る職業紹介を行う事業は監理支援事業に該当するものであり、当該事業を行うためには、監理支援機関の許可を取得する必要があること。

㈡　次のいずれかに該当する行為を事業として行う場合は、当該者の判断が電子情報処理組織により自動的に行われているかどうかにかかわらず、監理支援機関の許可を取得する必要があること。また、宣伝広告の内容、監理型育成就労実施者等又は監理型育成就労外国人等との間の契約内容等の実態から判断して、監理型育成就労実施者等に監理型育成就労外国人等を、又は監理型育成就労外国人等に監理型育成就労実施者等をあっせんする行為を事業として行うものであり、募集情報等提供事業はその一部として行われているものである場合には、全体として監理支援事業に該当するものであり、当該事業を行うためには、監理支援機関の許可を取得する必要があること。

イ　監理型育成就労外国人等に関する情報又は求人に関する情報について、当該者の判断により選別した提供相手に対してのみ提供を行い、又は当該者の判断により選別した情報のみ提供を行うこと。

ロ　監理型育成就労外国人等に関する情報又は求人に関する情報の内容について、当該者の判断により提供相手となる監理型育成就労実施者等又は監理型育成就労外国人等に応じて加工し、提供を行うこと。

ハ　監理型育成就労外国人等と監理型育成就労実施者等との間の意思疎通を当該者を介して中継する場合に、当該者の判断により当該意思疎通に加工を行うこと。

五　適正な宣伝広告等に関する事項

㈠　監理支援事業に関する宣伝広告の実施に当たっては、職業安定法第五条の四第一項及び第三項並びに不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）の趣旨に鑑みて、不当に監理型育成就労実施者等又は監理型育成就労外国人等を誘引し、合理的な選択を阻害するおそれがある不当な表示をしてはならないこと。

㈡　求職の申込みの勧奨については、監理型育成就労外国人等が希望する地域においてその能力に適合する職業に就くことができるよう、監理支援事業の質を向上させ、これを訴求することによって行うべきものであり、監理支援機関が監理型育成就労外国人等に金銭等を提供することによって行うことは好ましくないこと。

第五　法第二十七条第二項の規定により適用する職業安定法第五条の五に関する事項及び法第四十三条に関する事項（監理型育成就労実施者等及び監理型育成就労外国人等の個人情報の取扱い）

一　個人情報の収集、保管及び使用

㈠　監理支援機関及び監理型育成就労実施者等は、法第二十七条第二項の規定により適用する職業安定法第五条の五第一項の規定によりその業務の目的を明らかにするに当たっては、個人情報（監理型育成就労外国人等の個人情報をいう。㈡において同じ。）がどのような目的で収集され、保管され、又は使用されるのか、監理型育成就労外国人等が一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に明示すること。

㈡　監理支援機関及び監理型育成就労実施者等は、その業務の目的の達成に必要な範囲内（監理支援機関が、監理支援事業に関し、個人情報を使用する場合にあっては、監理支援事業の目的の達成に必要な範囲内）で、当該目的を明らかにして個人情報を収集することとし、次に掲げる個人情報を収集してはならないこと。ただし、特別な職業上の必要性が存在することその他当該目的の達成に必要不可欠であって、収集目的を示して本人から収集する場合はこの限りでないこと。

イ　人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項

ロ　思想及び信条

ハ　労働組合への加入状況

㈢　監理支援機関及び監理型育成就労実施者等は、個人情報（監理支援機関にあっては監理型育成就労実施者等及び監理型育成就労外国人等の個人情報をいい、監理型育成就労実施者等にあっては、監理型育成就労外国人等の個人情報をいう。以下この㈢から㈤まで及び二において同じ。）を収集する際には、本人から直接収集し、本人の同意の下で本人以外の者から収集し、又は本人により公開されている個人情報を収集する等の手段であって、適法かつ公正なものによらなければならないこと。

(四) 個人情報の保管又は使用は、収集目的の範囲に限られること。ただし、他の保管若しくは使用の目的を示して本人の同意を得た場合又は他の法律に定めのある場合はこの限りでないこと。

(五) 監理支援機関及び監理型育成就労実施者等は、法第二十七条第二項の規定により適用する職業安定法第五条の五、法第四十三条又は(二)から(四)までの監理型育成就労外国人等本人の同意を得る際には、次に掲げるところによらなければならないこと。

イ　同意を求める事項について、監理型育成就労外国人等が適切な判断を行うことができるよう、可能な限り具体的かつ詳細に明示すること。

ロ　業務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を収集し、保管し、又は使用することに対する同意を、育成就労に係る職業紹介の条件としないこと。

ハ　監理型育成就労外国人等の自由な意思に基づき、本人により明確に表示された同意であること。

二　個人情報の適正な管理

(一) 監理支援機関及び監理型育成就労実施者等は、その保管又は使用に係る個人情報に関し、次の事項に係る措置を講ずるとともに、監理型育成就労実施者等及び監理型育成就労外国人等からの求めに応じ、当該措置の内容を説明しなければならないこと。

イ　個人情報を目的に応じ必要な範囲において正確かつ最新のものに保つための措置

ロ　個人情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するための措置

ハ　正当な権限を有しない者による個人情報へのアクセスを防止するための措置

ニ　収集目的に照らして保管する必要がなくなった個人情報を破棄又は削除するための措置

○出入国在留管理庁・厚生労働省告示第一号

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第八条の三第一項（同法第十七条第二項、第十九条第五項、第二十一条第二項、第二十七条第三項、第三十二条第五項、第三十三条第二項、第三十四条第二項及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。）及び第十二条第一項の規定に基づき、外国人育成就労機構に、次に掲げる事務の全部を行わせることとしたので、同法第八条の三第四項（同法第十七条第二項、第十九条第五項、第二十一条第二項、第二十七条第三項、第三十三条第二項、第三十四条第二項及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。）及び第十二条第七項の規定に基づき公示する。

令和八年三月三十一日

出入国在留管理庁長官　丸山　秀治

厚生労働大臣　上野賢一郎

一　外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（以下「法」という。）第八条の三第一項（法第十七条第二項、第十九条第五項、第二十一条第二項、第二十七条第三項、第三十二条第五項、第三十三条第二項、第三十四条第二項及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。）に規定する申出、届出、報告書、監査報告書又は事業報告書の受理及び当該報告書、監査報告書又は事業報告書の保管に係る事務

二　法第十二条第一項に規定する認定事務

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五十二号）の施行に伴い、及び資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第三条第一項の規定に基づき、平成十八年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第一号（資源の有効な利用の促進に関する基本方針）の一部を次の表のように改正し、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月三十一日

財務大臣　片山さつき

厚生労働大臣　上野賢一郎

農林水産大臣　鈴木　憲和

経済産業大臣　赤澤　亮正

国土交通大臣　金子　恭之

環境大臣　石原　宏高

(二) 監理支援機関及び監理型育成就労実施者等が、監理型育成就労実施者等及び監理型育成就労外国人等の秘密に該当する個人情報を知り得た場合には、当該個人情報が正当な理由なく他人に知られることのないよう、厳重な管理を行わなければならないこと。

(三) 監理支援機関は、次に掲げる事項を含む個人情報の適正管理に関する規程を作成し、これを遵守しなければならないこと。

イ　個人情報を取り扱うことができる者の範囲に関する事項

ロ　個人情報を取り扱う者に対する研修等教育訓練に関する事項

ハ　本人から求められた場合の個人情報の開示又は訂正（削除を含む。以下同じ。）の取扱いに関する事項

ニ　個人情報の取扱いに関する苦情の処理に関する事項

(四) 監理支援機関は、本人が個人情報の開示又は訂正の求めをしたことを理由として、当該本人に対して不利益な取扱いをしてはならないこと。

三　個人情報の保護に関する法律の遵守等

一及び二に定めるもののほか、監理支援機関及び監理型育成就労実施者等は、個人情報の保護に関する法律第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者（以下「個人情報取扱事業者」という。）に該当する場合には、同法第四章第二節に規定する義務を遵守しなければならないこと。また、個人情報取扱事業者に該当しない場合であっても、個人情報取扱事業者に準じて、個人情報の適正な取扱いの確保に努めること。

附　則

この告示は、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和九年四月一日）から適用する。

改正後

資源の有効な利用の促進に関する基本方針

主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国においては、近年の国民経済の発展に伴う生産及び消費の拡大、国民のライフスタイルの変化等を背景に、資源が大量に使用されていることにより、使用済物品等及び副産物が大量に発生し、その相当部分が廃棄されており、かつ、再生資源及び再生部品の相当部分が利用されずに廃棄されている。また、廃棄物等による環境への負荷の増大が、将来の発展の基盤である環境を損なうおそれについて広く認識されている。

このような状況に鑑み、有限な資源の有効利用を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、事業者、建設工事の発注者、消費者、国及び地方公共団体のそれぞれが応分の社会的責任を分担しつつ、相互の幅広い協力体制の下で、業種又は製品若しくは副産物の種類ごとに、具体的かつきめ細かな対策を推進し、もって国民経済の健全な発展に寄与することが不可欠である。

本基本方針は、このような認識の下に、使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用による資源の有効な利用（以下「資源の有効な利用」という。）を総合的かつ計画的に推進するため、必要な事項を定めるものである。

一　原材料等の使用の合理化に関する目標

1　製品の種類ごとの目標

(1)　自動車に用いられる鉄、非鉄金属その他の原材料等の使用の合理化を図るため、自動車を製造する事業者（以下「自動車製造事業者」という。）は、自動車の製造に当たって、シャシ用部品等について小型の又は軽量な部品又は部材（以下「部品等」という。）の採用に努めること。また、これらを実施するための社内体制を整備するとともに、必要な技術の向上に努めること。

(2)　（略）

(3)　ユニット形エアコンディショナ、テレビ受像機、電子レンジ、衣類乾燥機、電気冷蔵庫及び電気洗濯機（以下「家電製品」という。）に用いられる鉄、プラスチックその他の原材料等の使用の合理化を図るため、家電製品を製造する事業者（以下「家電製品製造事業者」という。）は、家電製品の製造に当たって、筐体等について小型の又は軽量な部品等の採用に努めること。また、これらを実施するための社内体制を整備するとともに、必要な技術の向上に努めること。

自ら輸入した家電製品を販売する事業者（以下「家電製品輸入販売事業者」という。）は、家電製品の販売に当たって、筐体等について小型の又は軽量な部品等の採用がなされた家電製品を輸入販売することに努めること。また、これらを実施するための社内体制を整備するとともに、必要な知識の向上に努めること。

家電製品（ユニット形エアコンディショナ、テレビ受像機、電気冷蔵庫及び電気洗濯機に限る。以下「特定家電製品」という。）を修理する事業者（以下「特定家電製品修理事業者」という。）は、特定家電製品の修理に当たって、小型の又は軽量な部品等の採用に努めること。また、これらを実施するための社内体制を整備するとともに、必要な技術の向上に努めること。

特定家電製品を賃貸する事業者（以下「特定家電製品賃貸事業者」という。）は、特定家電製品の賃貸に当たって、筐体等について小型の又は軽量な部品等の採用がなされた特定家電製品を賃貸することに努めること。また、これらを実施するための社内体制を整備するとともに、必要な知識の向上に努めること。

改正前

資源の有効な利用の促進に関する基本方針

主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国においては、近年の国民経済の発展に伴う生産及び消費の拡大、国民のライフスタイルの変化等を背景に、資源が大量に使用されていることにより、使用済物品等及び副産物が大量に発生し、その相当部分が廃棄されており、かつ、再生資源及び再生部品の相当部分が利用されずに廃棄されている。また、廃棄物等による環境への負荷の増大が、将来の発展の基盤である環境を損なうおそれについて広く認識されている。

このような状況にかんがみ、有限な資源の有効利用を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、事業者、建設工事の発注者、消費者、国及び地方公共団体のそれぞれが応分の社会的責任を分担しつつ、相互の幅広い協力体制の下で、業種又は製品若しくは副産物の種類ごとに、具体的かつきめ細かな対策を推進し、もって国民経済の健全な発展に寄与することが不可欠である。

本基本方針は、このような認識の下に、使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用による資源の有効な利用（以下「資源の有効な利用」という。）を総合的かつ計画的に推進するため、必要な事項を定めるものである。

一　原材料等の使用の合理化に関する目標

1　製品の種類ごとの目標

(1)　自動車に用いられる鉄、非鉄金属その他の原材料等の使用の合理化を図るため、自動車を製造する事業者は、自動車の製造に当たって、シャシ用部品等について小型の又は軽量な部品又は部材（以下「部品等」という。）の採用に努めること。また、これらを実施するための社内体制を整備するとともに、必要な技術の向上に努めること。

(2)　(3)　（略）

ユニット形エアコンディショナ、テレビ受像機、電子レンジ、衣類乾燥機、電気冷蔵庫及び電気洗濯機（以下「家電製品」という。）に用いられる鉄、プラスチックその他の原材料等の使用の合理化を図るため、家電製品を製造する事業者（以下「家電製品製造事業者」という。）は、家電製品の製造に当たって、筐体等について小型の又は軽量な部品等の採用に努めること。また、これらを実施するための社内体制を整備するとともに、必要な技術の向上に努めること。

自ら輸入した家電製品を販売する事業者（以下「家電製品輸入販売事業者」という。）は、家電製品の販売に当たって、筐体等について小型の又は軽量な部品等の採用がなされた家電製品を輸入販売することに努めること。また、これらを実施するための社内体制を整備するとともに、必要な知識の向上に努めること。

（傍線部分は改正部分）

(4)　（略）

(5)　金属製の収納家具、金属製の棚等の金属製家具に用いられる鉄、木材その他の原材料等の使用の合理化を図るため、金属製家具を製造する事業者（以下「金属製家具製造事業者」という。）は、金属製家具の製造に当たって、軽量な部品等の採用に努めること。また、これらを実施するための社内体制を整備するとともに、必要な技術の向上に努めること。

　金属製家具を修理する事業者（以下「金属製家具修理事業者」という。）は、金属製家具の修理に当たって、軽量な部品等の採用に努めること。また、これらを実施するための社内体制を整備するとともに、必要な技術の向上に努めること。

　金属製家具を賃貸する事業者（以下「金属製家具賃貸事業者」という。）は、金属製家具の賃貸に当たって、軽量な部品等の採用がなされた金属製家具を賃貸することに努めること。また、これらを実施するための社内体制を整備するとともに、必要な知識の向上に努めること。

(6)　（略）

2　（略）

二　再生資源及び再生部品の利用に関する目標

(1)　古紙その他の紙製品に係る再生資源

①　古紙は製紙原料として利用することが可能であることに鑑み、紙製造業に属する事業者（以下「紙製造事業者」という。）は、紙の製造における古紙の利用の拡大に努めること。その際、印刷用紙、情報用紙及び包装用紙の原料に占める古紙の割合が低いことその他の紙の種類ごとに異なる古紙の利用の状況を勘案すること。このため、紙製造事業者は、古紙の利用のために必要な設備の整備及び技術の向上を図ること。

②・③　（略）

④　使用済紙製容器包装は製紙原料、古紙再生ボード等の原材料等として利用することが可能であることに鑑み、紙製容器を製造する事業者及び紙製容器包装を使用している事業者は、使用済紙製容器包装の再生資源としての利用を図るため、分別回収を容易にするための識別表示を行うことに努めること。

(2)　ガラス容器に係る再生資源

①　カレットは、ガラス容器の原料として利用することが可能であることに鑑み、ガラス容器製造業に属する事業者（以下「ガラス容器製造事業者」という。）は、ガラス容器の製造におけるカレットの利用の拡大に努めること。このため、ガラス容器製造事業者は、カレット処理における効率的な異物除去設備の整備等により、カレットの品質の向上を図ること。また、ガラス容器詰め飲料製造業に属する事業者等ガラス容器の需要者は、カレットを利用したガラス容器の使用の促進に協力すること。

②・③　（略）

(3)　複写機に係る再生部品

　使用済複写機の駆動装置、露光装置等は複写機の部品として利用することが可能であることに鑑み、複写機を製造する事業者（以下「複写機製造事業者」という。）は、複写機の製造における再生部品の利用の拡大に努めること。このため、複写機製造事業者は、複写機の製造に当たって、再生部品としての利用が可能な原材料の使用及び製品構造の工夫に努めると

(4)　（略）

(5)　金属製の収納家具、金属製の棚等の金属製家具に用いられる鉄、木材その他の原材料等の使用の合理化を図るため、金属製家具を製造する事業者は、金属製家具の製造に当たって、軽量な部品等の採用に努めること。また、これらを実施するための社内体制を整備するとともに、必要な技術の向上に努めること。

(6)　（略）

2　（略）

二　再生資源及び再生部品の利用に関する目標

(1)　古紙その他の紙製品に係る再生資源

①　古紙は製紙原料として利用することが可能であることにかんがみ、紙製造業に属する事業者（以下「紙製造事業者」という。）は、紙の製造における古紙の利用の拡大に努めること。その際、印刷用紙、情報用紙及び包装用紙の原料に占める古紙の割合が低いことその他の紙の種類ごとに異なる古紙の利用の状況を勘案すること。このため、紙製造事業者は、古紙の利用のために必要な設備の整備及び技術の向上を図ること。

②・③　（略）

④　使用済紙製容器包装は製紙原料、古紙再生ボード等の原材料等として利用することが可能であることにかんがみ、紙製容器を製造する事業者及び紙製容器包装を使用している事業者は、使用済紙製容器包装の再生資源としての利用を図るため、分別回収を容易にするための識別表示を行うことに努めること。

(2)　ガラス容器に係る再生資源

①　カレットは、ガラス容器の原料として利用することが可能であることにかんがみ、ガラス容器製造業に属する事業者（以下「ガラス容器製造事業者」という。）は、ガラス容器の製造におけるカレットの利用の拡大に努めること。このため、ガラス容器製造事業者は、カレット処理における効率的な異物除去設備の整備等により、カレットの品質の向上を図ること。また、ガラス容器詰め飲料製造業に属する事業者等ガラス容器の需要者は、カレットを利用したガラス容器の使用の促進に協力すること。

②・③　（略）

(3)　複写機に係る再生部品

　使用済複写機の駆動装置、露光装置等は複写機の部品として利用することが可能であることにかんがみ、複写機を製造する事業者（以下「複写機製造事業者」という。）は、複写機の製造における再生部品の利用の拡大に努めること。このため、複写機製造事業者は、複写機の製造に当たって、再生部品としての利用が可能な原材料の使用及び製品構造の工夫に努め

ともに、使用済複写機からの再生部品の効率的な取り出し、再生部品の検査、洗浄等に係る技術の向上により、再生部品の利用に努めること。また、これらを実施するための社内体制を整備すること。

自ら輸入した複写機を販売する事業者は、複写機の販売に当たって、再生部品としての利用が可能な原材料の使用及び製品構造の工夫がなされた複写機を輸入販売することに努めること。また、これらを実施するための社内体制を整備するとともに、必要な知識の向上に努めること。

複写機を修理する事業者は、複写機の修理に当たって、再生部品としての利用が可能な部品等の採用に努めるとともに、使用済複写機からの再生部品の効率的な取り出し、再生部品の検査、洗浄等に係る技術の向上により、再生部品の利用に努めること。また、これらを実施するための社内体制を整備するとともに、必要な技術の向上に努めること。

複写機を賃貸する事業者は、複写機の賃貸に当たって、再生部品としての利用が可能な原材料の使用及び製品構造の工夫がなされた複写機を賃貸することに努めること。また、これらを実施するための社内体制を整備するとともに、必要な知識の向上に努めること。

(4)　(略)

(5)　自動車に係る再生資源及び再生部品

①　自動車に用いられる鉄、非鉄金属、プラスチック等を分別し、及びエンジン、バンパー等を取り出し、これらの再生資源及び再生部品としての利用の促進を図る観点から、自動車製造事業者は、自動車の製造に当たって、再生資源又は再生部品としての利用が可能な原材料の使用及び製品構造の工夫に努めること。また、これらを実施するための社内体制を整備するとともに、必要な技術の向上に努めること。

自動車を修理する事業者（以下「自動車修理事業者」という。）は、自動車の修理に当たって、再生資源又は再生部品としての利用が可能な部品等の使用、交換済みの部品等の分別等に努めること。また、これらを実施するための社内体制を整備するとともに、必要な技術の向上に努めること。

②　自動車に用いられる原材料として脱炭素化再生資源の利用の促進を図る観点から、自動車製造事業者は、自動車の製造に当たって、再生プラスチックの利用に努めること。また、これを実施するための社内体制を整備するとともに、必要な技術の向上に努めること。

自ら輸入した自動車を販売する事業者は、自動車の販売に当たって、再生プラスチックの利用がなされた自動車を輸入販売することに努めること。また、これを実施するための社内体制を整備するとともに、必要な知識の向上に努めること。

(6)　(略)

(7)　家電製品に係る再生資源

①　家電製品に用いられる鉄、非鉄金属、プラスチック等を分別し、これらの再生資源としての利用の促進を図る観点から、家電製品製造事業者は、家電製品の製造に当たって、再生資源としての利用が可能な原材料の使用及び製品構造の工夫に努めること。また、これらを実施するための社内体制を整備するとともに、必要な技術の向上に努めること。

ともに、使用済複写機からの再生部品の効率的な取り出し、再生部品の検査、洗浄等に係る技術の向上により、再生部品の利用に努めること。また、これらを実施するための社内体制を整備すること。

自ら輸入した複写機を販売する事業者は、複写機の販売に当たって、再生部品としての利用が可能な原材料の使用及び製品構造の工夫がなされた複写機を輸入販売することに努めること。また、これらを実施するための社内体制を整備するとともに、必要な知識の向上に努めること。

(4)　(略)

(5)　自動車に係る再生資源及び再生部品

自動車に用いられる鉄、非鉄金属、プラスチック等を分別し、及びエンジン、バンパー等を取り出し、これらの再生資源及び再生部品としての利用の促進を図る観点から、自動車を製造する事業者は、自動車の製造に当たって、再生資源又は再生部品としての利用が可能な原材料の使用及び製品構造の工夫に努めること。また、自動車を修理する事業者は、自動車を修理する際、再生資源又は再生部品としての利用が可能な部品等の使用、交換済みの部品等の分別等に努めること。製造事業者及び修理事業者は、これらを実施するための社内体制を整備するとともに、必要な技術の向上に努めること。

（新設）

(6)　(略)

(7)　家電製品に係る再生資源

家電製品に用いられる鉄、非鉄金属、プラスチック等を分別し、これらの再生資源としての利用の促進を図る観点から、家電製品製造事業者は、家電製品の製造に当たって、再生資源としての利用が可能な原材料の使用及び製品構造の工夫に努めること。また、これらを実施するための社内体制を整備するとともに、必要な技術の向上に努めること。

家電製品輸入販売事業者は、家電製品の販売に当たって、再生資源としての利用が可能な原材料の使用及び製品構造の工夫がなされた製品を輸入販売することに努めること。また、これらを実施するための社内体制を整備するとともに、必要な知識の向上に努めること。

家電製品製造事業者及び家電製品輸入販売事業者は、部品等に含有される特定物質について、その種類及び含有率の把握その他の措置により当該物質を管理し、その情報の提供に努めること。また、これらを実施するための社内体制を整備すること。さらに、家電製品製造事業者に部品等を供給する事業者は、家電製品製造事業者が行う部品等に含有される特定物質の種類及び含有率に関する情報の提供に協力すること。

②　特定家電製品に用いられる原材料として脱炭素化再生資源の利用の促進を図る観点から、特定家電製品を製造する事業者は、特定家電製品の製造に当たって、再生プラスチックの利用に努めること。また、これを実施するための社内体制を整備するとともに、必要な技術の向上に努めること。

自ら輸入した特定家電製品を販売する事業者は、特定家電製品の販売に当たって、再生プラスチックの利用がなされた特定家電製品を輸入販売することに努めること。また、これを実施するための社内体制を整備するとともに、必要な知識の向上に努めること。

(8)　(9)　（略）

金属製家具に係る再生資源

金属製の収納家具、金属製の棚等の金属製家具に用いられる鉄、木材等を分別し、これらの再生資源としての利用の促進を図る観点から、金属製家具製造事業者は、金属製家具の製造に当たって、再生資源としての利用が可能な原材料の使用及び製品構造の工夫に努めること。また、これらを実施するための社内体制を整備するとともに、必要な技術の向上に努めること。

(10)　(11)　（略）

密閉形蓄電池に係る再生資源

①　密閉形蓄電池に用いられる鉄、鉛、ニッケル、コバルト、カドミウム等の再生資源としての利用の促進を図る観点から、密閉形蓄電池を使用する機器を製造する事業者は、密閉形蓄電池の取り外しが容易な構造の採用その他の構造の工夫、当該機器が密閉形蓄電池を使用する機器である旨その他再生資源の利用の促進に係る事項の機器等への表示等に努めること。また、これらを実施するための社内体制を整備するとともに、必要な技術の向上に努めること。

密閉形蓄電池を使用する機器を製造する事業者及び密閉形蓄電池を使用する機器を自ら輸入して販売する事業者は、使用済密閉形蓄電池の再生資源としての利用の促進を図るため、使用済密閉形蓄電池（使用済密閉形蓄電池を容易に取り外すことが困難な電源装置、携帯電話用装置又は加熱式たばこデバイスにあっては、それぞれ使用済電源装置、使用済携帯電話用装置又は使用済加熱式たばこデバイス。以下この①及び④において同じ。）の回収を行う拠点の整備その他の措置を講ずることにより、使用済密閉形蓄電池の自主回収に努めること。

②　（略）

③　密閉形蓄電池を再生資源として利用する事業者等は、使用済密閉形蓄電池の再生資源としての利用の促進を図るため、再生された鉄、鉛、ニッケル、コバルト、カドミウム等の品質の向上のための技術開発、これに資する設備の整備等を推進するとともに、使用済密閉形蓄電池に係る再生資源の安定的引取体制の整備を図ること。

④　（略）

家電製品輸入販売事業者は、家電製品の販売に当たって、再生資源としての利用が可能な原材料の使用及び製品構造の工夫がなされた製品を輸入販売することに努めること。また、これらを実施するための社内体制を整備するとともに、必要な知識の向上に努めること。

家電製品製造事業者及び家電製品輸入販売事業者は、部品等に含有される特定物質について、その種類及び含有率の把握その他の措置により当該物質を管理し、その情報の提供に努めること。また、これらを実施するための社内体制を整備すること。さらに、家電製品製造事業者に部品等を供給する事業者は、家電製品製造事業者が行う部品等に含有される特定物質の種類及び含有率に関する情報の提供に協力すること。

（新設）

(8)　(9)　（略）

金属製家具に係る再生資源

金属製の収納家具、金属製の棚等の金属製家具に用いられる鉄、木材等を分別し、これらの再生資源としての利用の促進を図る観点から、金属製家具を製造する事業者は、金属製家具の製造に当たって、再生資源としての利用が可能な原材料の使用及び製品構造の工夫に努めること。また、これらを実施するための社内体制を整備するとともに、必要な技術の向上に努めること。

(10)　(11)　（略）

密閉形蓄電池に係る再生資源

①　密閉形蓄電池に用いられる鉄、鉛、ニッケル、コバルト、カドミウム等の再生資源としての利用の促進を図る観点から、密閉形蓄電池を使用する機器を製造する事業者は、密閉形蓄電池の取り外しが容易な構造の採用その他の構造の工夫、当該機器が密閉形蓄電池を使用する機器である旨その他再生資源の利用の促進に係る事項の機器等への表示等に努めること。また、これらを実施するための社内体制を整備するとともに、必要な技術の向上に努めること。さらに、使用済密閉形蓄電池の再生資源としての利用の促進を図るため、密閉形蓄電池を使用する機器を製造する事業者及び密閉形蓄電池を使用する機器を自ら輸入して販売する事業者は、使用済密閉形蓄電池の回収を行う拠点の整備その他の措置を講ずることにより、使用済密閉形蓄電池の自主回収に努めること。

②　（略）

③　密閉形蓄電池を再生資源として利用する事業者等は、使用済密閉形蓄電池の再生資源としての利用の促進を図るため、再生された鉄、鉛、ニッケル、コバルト、カドミウム等の品質の向上のための技術開発、これに資する設備の整備等を推進するとともに、使用済密閉形蓄電池に係る再生資源の安定的引取り体制の整備を図ること。

④　（略）

⑿　飲料用金属缶に係る再生資源

①　飲料用金属缶（スチール缶及びアルミニウム缶をいう。以下同じ。）は、再生地金の生産に必要なエネルギーが鉱石から地金を生産する場合に比べて低い等、再生資源としての利用に適した特性を有していること等に鑑み、飲料用金属缶を製造する事業者、金属缶に飲料を充塡する事業者及び飲料が充塡された金属缶であって自ら輸入したものを販売する事業者は、スチール缶とアルミニウム缶の識別表示、タブが本体から分離しない構造の採用等により、飲料用金属缶の再生資源としての利用の促進に努めること。特にアルミニウム缶については、他の物質が混入した場合に再生資源としての利用が著しく困難になるため、飲料用金属缶を製造する事業者等は、それぞれの役割に応じ、普及・啓発等による分別回収の促進に努めること。

②　飲料用金属缶を再生資源として利用する事業者等は、使用された金属缶の再生資源としての利用の促進を図るため、再生地金の品質の向上のための技術開発、これに資する設備の整備、再生資源としての利用に適した素材の開発等を推進するとともに、スチール缶に係る再生資源の安定的引取体制の整備を図ること。

③　金属缶に充塡された飲料を販売する事業者はその事業形態に応じ、店舗等における材質ごとの分別回収の促進により、また、消費者は事業者の取組への協力等を通じ、それぞれ飲料用金属缶の回収の促進に努めること。その際、消費者及び金属缶に充塡された飲料を販売する事業者は、異物を混入しないで飲料用金属缶を排出するよう努めること。また、国及び地方公共団体は、これら回収を促進するよう普及・啓発を行うこと。

⒀　プラスチック

①　（略）

②　プラスチック製容器包装を製造する事業者（その事業の用に供するためにプラスチック製容器包装の製造を発注する事業者を含む。）は、脱炭素化再生資源の利用の促進を図るため、プラスチック製容器包装の製造（その事業の用に供するために発注して製造することを含む。）に当たって、再生プラスチックの利用に努めること。また、これを実施するための社内体制を整備するとともに、必要な技術の向上に努めること。

プラスチック製容器包装に入れられ、又はプラスチック製容器包装で包まれた商品であって、自ら輸入したものを販売する事業者（外国において自ら当該プラスチック製容器包装を製造する者若しくはその製造を発注する者又はこれらの者に直接若しくは間接に当該プラスチック製容器包装の素材、構造、自己商標の使用等に関する指示を行う者に限る。）は、プラスチック製容器包装の販売に当たって、再生プラスチックの利用がなされたプラスチック製容器包装を輸入販売することに努めること。また、これを実施するための社内体制を整備するとともに、必要な知識の向上に努めること。

③　使用済硬質塩化ビニル製の管又は管継手は、硬質塩化ビニル製の管又は管継手の原料として利用することが可能であることに鑑み、硬質塩化ビニル製の管又は管継手の製造業に属する事業者は、硬質塩化ビニル製の管又は管継手の製造に当たって、使用済硬質塩化ビニル製の管又は管継手の利用の拡大に努めること。

硬質塩化ビニル製の管、雨どい及び窓枠並びに塩化ビニル製の床材及び壁紙（以下「塩化ビニル製建設資材」という。）を製造する事業者及び自ら輸入した塩化ビニル製建設資材を販売する事業者は、これらの分別回収を促進するため、材質表示を行うことに努めること。

⒁～⒇　（略）

⑿　飲料用金属缶に係る再生資源

①　飲料用金属缶（スチール缶及びアルミニウム缶をいう。以下同じ。）は、再生地金の生産に必要なエネルギーが鉱石から地金を生産する場合に比べて低い等、再生資源としての利用に適した特性を有していること等にかんがみ、飲料用金属缶を製造する事業者若しくは金属缶に飲料を充てんする事業者又は飲料が充てんされた金属缶であって自ら輸入したものを販売する事業者は、スチール缶とアルミニウム缶の識別表示、タブが本体から分離しない構造の採用等により、飲料用金属缶の再生資源としての利用の促進に努めること。特にアルミニウム缶については、他の物質が混入した場合に再生資源としての利用が著しく困難になるため、飲料用金属缶を製造する事業者等は、それぞれの役割に応じ、普及・啓発等による分別回収の促進に努めること。

②　飲料用金属缶を再生資源として利用する事業者等は、使用された金属缶の再生資源としての利用の促進を図るため、再生地金の品質の向上のための技術開発、これに資する設備の整備、再生資源としての利用に適した素材の開発等を推進するとともに、スチール缶に係る再生資源の安定的引取り体制の整備を図ること。

③　消費者及び金属缶に充てんされた飲料を販売する事業者は、異物を混入しないで飲料用金属缶を排出するよう努めること。金属缶に充てんされた飲料を販売する事業者はその事業形態に応じ、店舗等における材質ごとの分別回収の促進により、また、消費者は事業者の取組への協力等を通じ、それぞれ飲料用金属缶の回収の促進に努めること。国及び地方公共団体は、これら回収を促進するよう普及・啓発を行うこと。

⒀　プラスチック

①　（略）

（新設）

②　使用済硬質塩化ビニル製の管又は管継手は、硬質塩化ビニル製の管又は管継手の原料として利用することが可能であることにかんがみ、硬質塩化ビニル製の管又は管継手の製造業に属する事業者は、硬質塩化ビニル製の管又は管継手の製造に当たって、使用済硬質塩化ビニル製の管又は管継手の利用の拡大に努めること。また、硬質塩化ビニル製の管、雨どい及び窓枠並びに塩化ビニル製の床材及び壁紙（以下「塩化ビニル製建設資材」という。）を製造する事業者及び自ら輸入した塩化ビニル製建設資材を販売する事業者は、これらの分別回収を促進するため、材質表示を行うことに努めること。

⒁～⒇　（略）

三　製品の長期間の使用の促進に関する事項

(1)　自動車の長期間の使用を図るため、自動車製造事業者は、耐久性の高いゴム製の部品等の長期間の使用が可能な部品等の採用及び修理の容易化に努めること。

(2)　自動車修理事業者は、必要な技術の向上に努めること。

(3)　家電製品の長期間の使用を図るため、家電製品製造事業者は、長期間の使用が可能な部品等の採用、基板その他の部品等を異なる機種の部品等と共通の部品等にすることによる修理の容易化及び消費者に対する修理の機会の確保に努めること。

家電製品輸入販売事業者は、長期間の使用が可能な部品等の採用、基板その他の部品等を異なる機種の部品等と共通の部品等にすることによる修理の容易化がなされた家電製品を輸入販売することに努めること。

特定家電製品修理事業者は、長期間の使用が可能な部品等の採用に努めること。

特定家電製品賃貸事業者は、長期間の使用が可能な部品等の採用、基板その他の部品等を異なる機種の部品等と共通の部品等にすることによる修理の容易化がなされた特定家電製品を賃貸することに努めること。

(4)　（略）

(5)　金属製の収納家具、金属製の棚等の金属製家具の長期間の使用を図るため、金属製家具製造事業者は、長期間の使用が可能な部品等の採用、修理の容易化及び消費者に対する修理の機会の確保に努めること。

金属製家具修理事業者は、長期間の使用が可能な部品等の採用に努めること。

金属製家具賃貸事業者は、長期間の使用が可能な部品等の採用、修理の容易化がなされた金属製家具を賃貸することに努めること。

(6)　（略）

四　環境の保全に資するものとしての資源の有効な利用の促進の意義に関する知識の普及に係る事項

資源の有効な利用を促進することは、経済活動における資源エネルギー投入量の節減、廃棄物の発生の抑制及び散乱の防止、環境汚染物質の発生の抑制等を通じて、全体として人間の活動に起因する環境への負荷を低減させ、経済社会活動を変革し、環境保全型社会を形成していく意義を有する。

資源の有効な利用の促進のためには、広範な国民の協力が必要であることに鑑み、国及び地方公共団体は、環境の保全に資するものとしての資源の有効な利用の促進の意義に関する知識について、広く国民への普及・啓発を図ること。具体的には、教育、広報活動等を通じて、資源の有効な利用の促進が環境の保全に資することについて国民の理解を深めるとともに、その実施について国民の協力を求めること。また、国及び地方公共団体は、環境の保全に資するものとしての資源の有効な利用の促進の意義に関し、国民への情報提供に努めること。

五　当事者ごとの目標

資源の有効な利用は、事業者、発注者、消費者、国及び地方公共団体がそれぞれの立場から相互に協力しつつ、次のように推進するものとする。その際、事業者は、資源の有効な利用に係る各過程において、関連法令を遵守し、環境の汚染を引き起こさないよう十分配慮し、環境の保全が一層図られるよう努めることとする。

(1)　事業者は、資源の有効な利用の促進が廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資することに鑑み、その事業に係る製品が長期間使用されることを促進し、及びその事業活動において容器包装の使用の合理化その他の原材料等の使用の合理化を行うことに努めるとともに、製品

三　製品の長期間の使用の促進に関する事項

(1)　自動車の長期間の使用を図るため、自動車を製造する事業者は、耐久性の高いゴム製の部品等の長期間の使用が可能な部品等の採用及び修理の容易化に努めること。また、自動車を修理する事業者は、必要な技術の向上に努めること。

(2)　（略）

(3)　家電製品の長期間の使用を図るため、家電製品製造事業者は、長期間の使用が可能な部品等の採用、基板その他の部品等を異なる機種の部品等と共通の部品等にすることによる修理の容易化及び消費者に対する修理の機会の確保に努めること。

家電製品輸入販売事業者は、長期間の使用が可能な部品等の採用、基盤その他の部品等を異なる機種の部品等と共通の部品等にすることによる修理の容易化がなされた家電製品を輸入販売することに努めること。

(4)　（略）

(5)　金属製の収納家具、金属製の棚等の金属製家具の長期間の使用を図るため、金属製家具を製造する事業者は、長期間の使用が可能な部品等の採用、修理の容易化及び消費者に対する修理の機会の確保に努めること。

(6)　（略）

四　環境の保全に資するものとしての資源の有効な利用の促進の意義に関する知識の普及に係る事項

資源の有効な利用を促進することは、経済活動における資源エネルギー投入量の節減、廃棄物の発生の抑制及び散乱の防止、環境汚染物質の発生の抑制等を通じて、全体として人間の活動に起因する環境への負荷を低減させ、経済社会活動を変革し、環境保全型社会を形成していく意義を有する。

資源の有効な利用の促進のためには、広範な国民の協力が必要であることにかんがみ、国及び地方公共団体は、環境の保全に資するものとしての資源の有効な利用の促進の意義に関する知識について、広く国民への普及・啓発を図ること。具体的には、教育、広報活動等を通じて、資源の有効な利用の促進が環境の保全に資することについて国民の理解を深めるとともに、その実施について国民の協力を求めること。また、国及び地方公共団体は、環境の保全に資するものとしての資源の有効な利用の促進の意義に関し、国民への情報提供に努めること。

五　当事者ごとの目標

資源の有効な利用は、事業者、発注者、消費者、国及び地方公共団体がそれぞれの立場から相互に協力しつつ、次のように推進するものとする。その際、事業者は、資源の有効な利用に係る各過程において、関連法令を遵守し、環境の汚染を引き起こさないよう十分配慮し、環境の保全が一層図られるよう努めることとする。

(1)　事業者は、資源の有効な利用の促進が廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資することにかんがみ、その事業に係る製品が長期間使用されることを促進し、及びその事業活動において容器包装の使用の合理化その他の原材料等の使用の合理化を行うことに努めるとともに、

の製造、加工、修理若しくは販売又はエネルギーの供給に伴う副産物については、技術開発、規格の統一等を通じてその用途の拡大に努め、用途に応じた規格・仕様への加工等を通じて、その利用を促進すること。また、事業者は、消費者に対する必要な情報提供、普及・啓発、技術開発等を通じて再生資源又は再生部品を用いた製品及び認定資源有効利用・脱炭素化促進製品の需要を拡大するよう努めるとともに、その事業活動において再生資源又は再生部品を原材料等として一層利用し、再生資源又は再生部品を用いた製品及び認定資源有効利用・脱炭素化促進製品の供給を拡大するよう努めること。

(2)・(3)　（略）

(4)　脱炭素成長型投資事業者その他の事業者は、脱炭素化再生資源の有効な利用の促進等により脱炭素化を図るため、技術開発等を通じて脱炭素化再生資源を製造し、又はその事業活動において脱炭素化再生資源を原材料として一層利用し、脱炭素化再生資源を利用した製品の供給を拡大するよう努めること。

(5)　資源の有効な利用の促進のためには、製品の設計の段階において対策を講じることが適当であることに鑑み、事業者は、資源有効利用・脱炭素化促進設計指針に即して、適切な材料、製品構造及び製法の選定に努めること。

(6)・(7)　（略）

(8)　消費者は、自らが循環型社会の形成に重要な役割を担っていることを十分認識し、製品をなるべく長期間使用するとともに、容器包装の使用の合理化に努めること。また、再生資源又は再生部品を用いた製品及び認定資源有効利用・脱炭素化促進製品の使用に努めるとともに、分別回収その他の取組に協力すること。

(9)　（略）

(10)　国は、資源の有効な利用の促進のための施策を総合的かつ計画的に実施すること。その際、関係行政機関の連携を密にするとともに、地方公共団体と連携すること。国は、事業者による自主回収及び再資源化を促進することに努めるとともに、自ら再生資源又は再生部品を用いた製品及び認定資源有効利用・脱炭素化促進製品の使用に努めること。また、必要な資金の確保、建設工事等に係る基準の整備、資源の有効な利用の促進の意義に関する知識の普及、科学技術の振興等に努めること。さらに、必要な調査統計の整備及び国民に対する情報の提供に努めること。

地方公共団体は、地域の実情に即し、積極的に資源の有効な利用を促進するよう努めること。なお、地方公共団体は、事業者による使用済製品の引取りに著しい支障をきたす事態が生ずるおそれがあると認めるときは、国に対し、その旨を申し出ることができる。

国及び地方公共団体は、資源の有効な利用に当たり環境保全上留意すべき事項について、的確かつ具体的な情報を提供するよう努めること。

製品の製造、加工、修理若しくは販売又はエネルギーの供給に伴う副産物については、技術開発、規格の統一等を通じてその用途の拡大に努め、用途に応じた規格・仕様への加工等を通じて、その利用を促進すること。また、事業者は、消費者に対する必要な情報提供、普及・啓発、技術開発等を通じて再生資源又は再生部品を用いた製品の需要を拡大するよう努めるとともに、その事業活動において再生資源又は再生部品を原材料等として一層利用し、再生資源又は再生部品を用いた製品の供給を拡大するよう努めること。

(2)・(3)　（略）

（新設）

(4)　資源の有効な利用の促進のためには、製品の設計の段階において対策を講じることが適当であることにかんがみ、事業者は、適切な材料、製品構造及び製法の選定に努めること。

(5)・(6)　（略）

(7)　消費者は、自らが循環型社会の形成に重要な役割を担っていることを十分認識し、製品をなるべく長期間使用するとともに、容器包装の使用の合理化に努めること。また、再生資源又は再生部品を用いた製品の使用に努めるとともに、分別回収その他の取組に協力すること。

(8)　（略）

(9)　国は、資源の有効な利用の促進のための施策を総合的かつ計画的に実施すること。その際、関係行政機関の連携を密にするとともに、地方公共団体と連携すること。国は、事業者による自主回収及び再資源化を促進することに努めるとともに、自ら再生資源又は再生部品を用いた製品の使用に努めること。また、必要な資金の確保、建設工事等に係る基準の整備、資源の有効な利用の促進の意義に関する知識の普及、科学技術の振興等に努めること。さらに、必要な調査統計の整備及び国民に対する情報の提供に努めること。

地方公共団体は、地域の実情に即し、積極的に資源の有効な利用を促進するよう努めること。なお、地方公共団体は、事業者による使用済製品の引取りに著しい支障をきたす事態が生ずるおそれがあると認めるときは、国に対し、その旨を申し出ることができる。

国及び地方公共団体は、資源の有効な利用に当たり環境保全上留意すべき事項について、的確かつ具体的な情報を提供するよう努めること。

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、告示第十号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第七条第一項の規定に基づき、令和八年度以降の五年間についての分別基準適合物の再商品化に関する計画を次のように定めたので、同条第三項の規定に基づき公表し、令和八年四月一日から適用する。

なお、令和五年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第九号（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七条第一項の規定に基づく令和五年度以降の五年間についての分別基準適合物の再商品化に関する計画を定める件）は、令和八年三月三十一日限り、廃止する。

令和八年三月三十一日

財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　石原　宏高

一　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第一号。以下「規則」という。）第四条第一号に定める分別基準適合物（以下「無色のガラス製容器に係る分別基準適合物」という。）

1　各年度において再商品化がされる量の見込み

令和八年度から令和十二年度までの各年度において再商品化がされる無色のガラス製容器に係る分別基準適合物の量は、次の表の上欄に掲げる年度ごとに同表の下欄に掲げるとおりと見込まれる。

年度（令和）	再商品化がされる無色のガラス製容器に係る分別基準適合物の量の見込み（単位　千トン）
八	一四四
九	一四四
十	一四四
十一	一四四
十二	一四四

2　再商品化をするための施設の設置に関する事項

無色のガラス製容器に係る分別基準適合物の再商品化をするための施設は、別表第一の所在地の欄に掲げる都道府県に、令和七年九月三十日現在、設置されている。

3　再商品化の具体的方策に関する事項

無色のガラス製容器に係る分別基準適合物は、カレットを得るための施設（以下「カレット化施設」という。）において、破砕、洗浄、異物の除去その他の処理をし、カレットを得ることにより再商品化がされる。当該カレットは、ガラス製容器をはじめとするガラス製品、ガラス繊維、窯業製品、土木建築材等の原材料として利用されるほか、製品としてそのまま利用される。

4　その他再商品化の実施に関し重要な事項

無色のガラス製容器に係る分別基準適合物の再商品化により得られた物の需要拡大を推進するものとする。

二　規則第四条第二号に定める分別基準適合物（以下「茶色のガラス製容器に係る分別基準適合物」という。）

1　各年度において再商品化がされる量の見込み

令和八年度から令和十二年度までの各年度において再商品化がされる茶色のガラス製容器に係る分別基準適合物の量は、次の表の上欄に掲げる年度ごとに同表の下欄に掲げるとおりと見込まれる。

年度（令和）	再商品化がされる茶色のガラス製容器に係る分別基準適合物の量の見込み（単位　千トン）
八	一五三
九	一五三
十	一五三
十一	一五三
十二	一五三

2　再商品化をするための施設の設置に関する事項

茶色のガラス製容器に係る分別基準適合物の再商品化をするための施設は、別表第一の所在地の欄に掲げる都道府県に、令和七年九月三十日現在、設置されている。

3　再商品化の具体的方策に関する事項

茶色のガラス製容器に係る分別基準適合物は、カレット化施設において、破砕、洗浄、異物の除去その他の処理をし、カレットを得ることにより再商品化がされる。当該カレットは、ガラス製容器をはじめとするガラス製品、ガラス繊維、窯業製品、土木建築材等の原材料として利用されるほか、製品としてそのまま利用される。

4　その他再商品化の実施に関し重要な事項

茶色のガラス製容器に係る分別基準適合物の再商品化により得られた物の需要拡大を推進するものとする。

三　規則第四条第三号に定める分別基準適合物（以下「その他の色のガラス製容器に係る分別基準適合物」という。）

1　各年度において再商品化がされる量の見込み

令和八年度から令和十二年度までの各年度において再商品化がされるその他の色のガラス製容器に係る分別基準適合物の量は、次の表の上欄に掲げる年度ごとに同表の下欄に掲げるとおりと見込まれる。

年度（令和）	再商品化がされるその他の色のガラス製容器に係る分別基準適合物の量の見込み（単位　千トン）
八	一八五
九	一八六
十	一八八
十一	一八九
十二	一九二

2　再商品化をするための施設の設置に関する事項

その他の色のガラス製容器に係る分別基準適合物の再商品化をするための施設は、別表第一の所在地の欄に掲げる都道府県に、令和七年九月三十日現在、設置されている。

3　再商品化の具体的方策に関する事項

その他の色のガラス製容器に係る分別基準適合物は、カレット化施設において、破砕、洗浄、異物の除去その他の処理をし、カレットを得ることにより再商品化がされる。当該カレットは、ガラス製容器をはじめとするガラス製品、ガラス繊維、窯業製品、土木建築材等の原材料として利用されるほか、製品としてそのまま利用される。

4　その他再商品化の実施に関し重要な事項

その他の色のガラス製容器に係る分別基準適合物の再商品化により得られた物の需要拡大を推進するものとする。

四　規則第四条第四号に定める分別基準適合物（以下「紙製容器包装に係る分別基準適合物」という。）

1　各年度において再商品化がされる量の見込み

令和八年度から令和十二年度までの各年度において再商品化がされる紙製容器包装に係る分別基準適合物の量は、次の表の上欄に掲げる年度ごとに同表の下欄に掲げるとおりと見込まれる。

年度（令和）	再商品化がされる紙製容器包装に係る分別基準適合物の量の見込み（単位　千トン）
八	三六五
九	三六五
十	三六五
十一	三六五
十二	三六五

2　再商品化をするための施設の設置に関する事項

紙製容器包装に係る分別基準適合物の再商品化をするための施設は、別表第二から別表第四までの所在地の欄に掲げる都道府県に、令和七年九月三十日現在、設置されている。

3　再商品化の具体的方策に関する事項

紙製容器包装に係る分別基準適合物は、次により再商品化がされる。

(1)　製紙原料等を得るための施設において、異物の除去及び選別をし、製紙原料等を得ることにより再商品化がされる。当該製紙原料等は、紙、板紙又はパルプモールドの原材料として利用される。

また、当該製紙原料等を除いた選別後の分別基準適合物については、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令（平成七年政令第四百十一号。以下「令」という。）第一条第一号に掲げる燃料として利用される製品（以下「固形燃料又はフラフ燃料」という。）を得るための施設において、圧縮、破砕その他の処理をし、固形燃料又はフラフ燃料を得ることにより再商品化がされる。

(2)　古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破砕解繊物等を得るための施設において、異物の除去及び選別をした後、古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破砕解繊物等の原材料として利用できる選別後の分別基準適合物については、古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破砕解繊物等を得るための施設において、破砕、成形加工その他の処理をし、古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破砕解繊物等を得ることにより再商品化がされる。

また、当該古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破砕解繊物等の原材料を除いた選別後の分別基準適合物については、固形燃料又はフラフ燃料を得るための施設において、圧縮、破砕その他の処理をし、固形燃料又はフラフ燃料を得ることにより再商品化がされる。

(3)　製紙原料等を得るための施設において、異物の除去及び選別をし、製紙原料等を得ることにより再商品化がされる。当該製紙原料等は、紙、板紙又はパルプモールドの原材料として利用される。

また、当該製紙原料等を除いた選別後の分別基準適合物のうち、古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破砕解繊物等の原材料として利用できるものについては、古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破砕解繊物等を得るための施設において、破砕、成形加工その他の処理をし、古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破砕解繊物等を得ることにより再商品化がされる。

さらに、当該古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破砕解繊物等の原材料を除いた選別後の分別基準適合物については、固形燃料又はフラフ燃料を得るための施設において、圧縮、破砕その他の処理をし、固形燃料又はフラフ燃料を得ることにより再商品化がされる。

4　その他再商品化の実施に関し重要な事項

紙製容器包装に係る分別基準適合物の再商品化により得られた物の需要拡大を推進するものとする。

五　規則第四条第五号に定める分別基準適合物（以下「ペットボトルに係る分別基準適合物」という。）

1　各年度において再商品化がされる量の見込み

令和八年度から令和十二年度までの各年度において再商品化がされるペットボトルに係る分別基準適合物の量は、次の表の上欄に掲げる年度ごとに同表の下欄に掲げるとおりと見込まれる。

年度（令和）	再商品化がされるペットボトルに係る分別基準適合物の量の見込み（単位　千トン）
八	八一三
九	八一三
十	八一三
十一	八一四
十二	八一四

2　再商品化をするための施設の設置に関する事項

ペットボトルに係る分別基準適合物の再商品化をするための施設は、別表第五の所在地の欄に掲げる都道府県に、令和七年九月三十日現在、設置されている。

3　再商品化の具体的方策に関する事項

ペットボトルに係る分別基準適合物は、次により再商品化がされる。

(1)　フレーク又はペレット等のプラスチック原料を得るための施設において、異物の除去、洗浄、破砕その他の処理をし、フレーク又はペレット等のプラスチック原料を得ることにより再商品化がされる。当該プラスチック原料は、プラスチック製品、繊維製品等の原材料として利用される。

(2)　ペットボトル等の原料となるポリエステル原料（ビス(二―ヒドロキシエチル)テレフタレート、テレフタル酸ジメチル、テレフタル酸等をいう。以下同じ。）を得るための施設において、異物の除去、洗浄、破砕、解重合、精製、重合その他の処理をし、ペットボトル等の原料となるポリエステル原料を得ることにより再商品化がされる。当該ポリエステル原料は、ペットボトルその他のプラスチック製品、繊維製品等の原材料として利用される。

4　その他再商品化の実施に関し重要な事項

ペットボトルに係る分別基準適合物の再商品化により得られた物の需要拡大を推進するものとする。

六　規則第四条第六号に定める分別基準適合物（以下「プラスチック製容器包装に係る分別基準適合物」という。）

1　各年度において再商品化がされる量の見込み

令和八年度から令和十二年度までの各年度において再商品化がされるプラスチック製容器包装に係る分別基準適合物の量は、次の表の上欄に掲げる年度ごとに同表の下欄に掲げるとおりと見込まれる。

年度（令和）	再商品化がされるプラスチック製容器包装に係る分別基準適合物の量の見込み（単位　千トン）
八	一、三九七
九	一、四六五
十	一、四九三
十一	一、四八五
十二	一、四八一

2　再商品化をするための施設の設置に関する事項

プラスチック製容器包装に係る分別基準適合物の再商品化をするための施設は、別表第六から別表第十一までの所在地の欄に掲げる都道府県に、令和七年九月三十日現在、設置されている。

3　再商品化の具体的方策に関する事項

プラスチック製容器包装に係る分別基準適合物は、次により再商品化がされる。

(1)　減容顆粒品又はインゴットを得るための施設において、白色の発泡スチロール製食品用トレイに係る分別基準適合物に対し、異物の除去、破砕その他の処理をし、減容顆粒品又はインゴットを得ることにより再商品化がされる。当該減容顆粒品及びインゴットは、ペレットを得るために利用され、当該ペレットは、発泡スチロール製食品用トレイその他のプラスチック製品等の原材料として利用される。

(2)　減容顆粒品又はインゴットを得ることなくペレットを得るための施設において、白色の発泡スチロール製食品用トレイに係る分別基準適合物に対し、異物の除去、破砕その他の処理をし、減容顆粒品又はインゴットを得ることなくペレットを得ることにより再商品化がされる。当該ペレットは、発泡スチロール製食品用トレイその他のプラスチック製品等の原材料として利用される。

(3)　ペレット等のプラスチック原料を得るための施設において、異物の除去、洗浄、破砕その他の処理をし、ペレット等のプラスチック原料を得ることにより再商品化がされる。当該プラスチック原料は、プラスチック製品等の原材料として利用される。

(4)　高炉で用いる還元剤を得るための施設において、異物の除去、破砕、脱塩素、検査、分級その他の処理をし、高炉で用いる還元剤を得ることにより再商品化がされる。当該還元剤は、高炉において鉄鉱石を還元するために利用される。

(5)　コークス炉で用いる原料炭の代替物を得るための施設において、異物の除去、破砕、脱塩素、検査、分級その他の処理をし、コークス炉で用いる原料炭の代替物を得ることにより再商品化がされる。当該原料炭の代替物は、コークス炉においてコークス、炭化水素油並びに水素及び一酸化炭素を主成分とするガスの原材料として利用される。

(6)　炭化水素油を得るための施設において、異物の除去、破砕、脱塩素、熱分解、精製その他の処理をし、炭化水素油を得ることにより再商品化がされる。当該炭化水素油は、化学工業等において原材料又は燃料として利用される。

(7)　水素及び一酸化炭素を主成分とするガスを得るための施設において、異物の除去、破砕、熱分解、改質、精製その他の処理をし、水素及び一酸化炭素を主成分とするガスを得ることにより再商品化がされる。当該ガスは、化学工業等において原材料又は燃料として利用される。

(8)　令第一条第二号に掲げる燃料として利用される製品を得るための施設において、異物の除去、圧縮、破砕その他の処理をし、当該製品を得ることにより再商品化がされる。

4　その他再商品化の実施に関し重要な事項

プラスチック製容器包装に係る分別基準適合物の再商品化により得られた物の需要拡大を推進するものとする。

別表第一

所在地	施設の種別
北海道（五か所） 青森県 岩手県 山形県 福島県（二か所） 茨城県（二か所） 群馬県 埼玉県（三か所） 千葉県（二か所） 東京都 神奈川県（三か所） 新潟県 富山県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県（二か所） 三重県	カレット化施設

別表第二

所在地	施設の種別
北海道（八か所） 青森県 宮城県（二か所） 埼玉県（三か所） 千葉県（三か所） 東京都（三か所） 神奈川県（三か所） 新潟県 富山県（四か所） 石川県 岐阜県（二か所） 愛知県（五か所） 三重県 大阪府 広島県 山口県 佐賀県 長崎県（三か所） 熊本県 鹿児島県	製紙原料等を得るための施設又は古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破砕解繊物等を得るための施設
滋賀県 大阪府（四か所） 兵庫県（四か所） 岡山県 広島県 山口県 徳島県 愛媛県（二か所） 高知県 福岡県（五か所） 長崎県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県（三か所）	

別表第三

所在地	施設の種別
北海道（四か所） 岩手県 宮城県 茨城県（二か所） 埼玉県 神奈川県（二か所） 新潟県 三重県 大阪府 広島県 熊本県（二か所）	固形燃料を得るための施設

別表第四

所在地	施設の種別
北海道	古紙破砕解繊物を得るための施設

別表第五

所在地	施設の種別
北海道（三か所） 青森県 岩手県 宮城県（四か所） 福島県（二か所） 茨城県（三か所） 栃木県 埼玉県（三か所） 千葉県（三か所） 東京都（三か所） 神奈川県 富山県 石川県 長野県（二か所） 岐阜県 愛知県 三重県（二か所） 大阪府	フレーク又はペレット等のプラスチック原料を得るための施設

別表第六

所在地	施設の種別
北海道 山形県 茨城県 東京都 新潟県 岐阜県 兵庫県 広島県 佐賀県	滅容顆粒品若しくはインゴットを得るための施設又は滅容顆粒品若しくはインゴットを得ることなくペレットを得るための施設
兵庫県 岡山県 広島県（二か所） 福岡県（二か所） 佐賀県 熊本県（三か所） 宮崎県 沖縄県（二か所）	

別表第七

所在地	施設の種別
北海道（二か所） 青森県 宮城県 秋田県（三か所） 福島県（二か所） 茨城県 埼玉県 千葉県（三か所） 東京都 神奈川県（二か所） 新潟県 富山県 福井県 長野県 岐阜県（二か所） 静岡県	ペレット等のプラスチック原料を得るための施設

別表第八

所在地	施設の種別
広島県	高炉で用いる還元剤を得るための施設
愛知県 三重県 滋賀県 大阪府（五か所） 鳥取県 広島県（三か所） 山口県 徳島県（二か所） 香川県 高知県 熊本県	

別表第九

所在地	施設の種別
北海道 千葉県 神奈川県（二か所） 愛知県 福岡県 大分県	コークス炉で用いる原料炭の代替物を得るための施設

別表第十

所在地	施設の種別
神奈川県	水素及び一酸化炭素を主成分とするガスを得るための施設

別表第十一

所在地	施設の種別
茨城県 埼玉県 東京都 新潟県 三重県 熊本県	令第一条第二号に掲げる燃料として利用される製品を得るための施設

○財務省・農林水産省告示第十号

森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律（令和七年法律第四十八号）の施行に伴い、並びに株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条及び別表第五第三号の規定に基づき、平成二十年財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）及び平成二十年財務省・農林水産省告示第三十六号（株式会社日本政策金融公庫法別表第一第八号の下欄に掲げる資金を指定する等の件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

財務大臣　片山さつき
農林水産大臣　鈴木　憲和

第一　平成二十年財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
三　法別表第五第三号の1に掲げる資金（同号の1の主務大臣の定める要件に適合する者に貸し付けられる資金に限る。）のうち、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要とするもの又は森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第四十六条に規定する構想適合事業者が同法第五十二条第三項に規定する権利集積配分一括計画の定めるところによる所有権の移転（その対象が人工林又は天然林改良林であるものに限る。）を受けるのに必要とするものについては、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。	三　法別表第五第三号の1に掲げる資金（同号の1の主務大臣の定める要件に適合する者に貸し付けられる資金に限る。）のうち、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要とするものについては、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。
（略）	（略）

第二　平成二十年財務省・農林水産省告示第三十六号（株式会社日本政策金融公庫法別表第一第八号の下欄に掲げる資金を指定する等の件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
二十二　法別表第五第三号の主務大臣の定める要件は、次のいずれかに該当することとする。 1　次に掲げる要件に適合する者であること。 ア　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十一条第五項の規定に基づき、同条第一項に規定する森林経営計画（森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第三十九条第二項第二号に規定する特定広葉樹育成施業森林（以下「特定広葉樹育成施業森林」という。）をその対象とするものを除く。）につき市町村の長（同法第十九条の規定の適用がある場合には、都道府県知事又は農林水産大臣）の認定を受けていること。	二十二　法別表第五第三号の主務大臣の定める要件は次のとおりとする。 1　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十一条第五項の規定に基づき、同条第一項に規定する森林経営計画（森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第三十九条第二項第二号に規定する特定広葉樹育成施業森林（以下「特定広葉樹育成施業森林」という。）をその対象とするものを除く。）につき市町村の長（同法第十九条の規定の適用がある場合には、都道府県知事又は農林水産大臣）の認定を受けていること。 （新設）

イ　林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第三項の規定に基づき同条第一項に規定する林業経営改善計画につき都道府県知事の認定を受けていること。

2　森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第五十二条第三項の規定に基づき同条第一項の規定により公告された権利集積配分一括計画の定めるところによる所有権の移転（その対象が人工林又は天然林改良林であるものに限る。）を受けることとされており、かつ、法別表第五第三号の1に掲げる資金（当該所有権の移転を受けるのに要するものに限る。）の貸付けを受けようとする者であること。

（新設）

2　林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第三項の規定に基づき同条第一項に規定する林業経営改善計画につき都道府県知事の認定を受けていること。

附　則

この告示は、森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

○財務省・経済産業省告示第二号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、株式会社日本政策金融公庫が定める特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものを次のように定め、令和八年四月一日から適用する。

なお、株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものを定める件の一部を改正する告示（令和七年財務省・経済産業省告示第九号）は、同日をもって廃止する。

令和八年三月三十一日

財務大臣　片山さつき
経済産業大臣　赤澤　亮正

株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものは、次の表の中欄に掲げる中小企業者に対して、それぞれ同表の下欄に定める目的に従って貸付けが行われる長期の資金とする。

一	高い成長性が見込まれる新たな事業を行う者	我が国の産業活動の活力を維持し、持続的な経済成長及び雇用の創出に資するため、新しい技術の活用、特色ある財・サービスの提供等により市場を創出・開拓し、高い成長性が見込まれる中小企業者を支援すること。
二	ベンチャーキャピタル等からの出資等を受けて事業の成長を図る者	我が国の経済成長及び社会課題の解決を先導することが見込まれるスタートアップの成長を支援すること。
三	女性、若年者又は高齢者であり、かつ、新規開業を行う者	女性、若年者及び高齢者の視点を活かした事業を促進すること。
四	廃業歴等を有する個人又は廃業歴等を有する経営者が営む法人であり、かつ、新規開業を行う者	一旦事業に失敗した起業家の経営者としての資質や事業の見込み等を評価することにより、再起を図る上で困難な状況に直面している者の再挑戦を支援すること。
五	1　中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）の規定により経営革新計画の承認を受けた者 2　中小企業等経営強化法に基づく中小企業等の経営強化に関する基本方針（令和三年厚生労働省、経済産業省告示第一号）に定める新事業活動を行う者であって、経営の向上が認められる者として一定以上の付加価値額の伸びが見込まれるもの	中小企業の新たな事業活動を促進するため、中小企業の経営革新等を支援すること。
六	1　経営革新又は異分野の中小企業と連携した新事業分野の開拓等により市場の創出・開拓（新規開業を行う場合を含む。）を行おうとする者であって、中小企業等経営強化法に定める認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けているもの 2　「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」を適用する予定の者 3　独立行政法人中小企業基盤整備機構その他の関係機関による伴走型支援を受けて経営課題の解決を図る者 4　取引金融機関の支援を受けて経営者保証の免除に向けた計画を策定し、経営改革に取り組む者	認定経営革新等支援機関による指導及び助言を通じた経営革新若しくは異分野の中小企業と連携した新事業分野の開拓等「中小企業の会計に関する基本要領」若しくは「中小企業の会計に関する指針」に従った会計処理を行う中小企業の経営力や資金調達力の強化又は関係機関による支援を受けた経営課題の解決等を支援すること。
七	1　卸売業、小売業、飲食サービス業、サービス業及び不動産賃貸業（中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）に定める者に限る。）のいずれかの事業を営む者 2　卸売業、小売業、飲食サービス業及びサービス業のいずれかの事業を営む者を構成員とする事業協同組合等	中小商業者・サービス業者・運輸業者等の経営の近代化及び流通機構の合理化並びに空き店舗等の解消を図ること。

3　中心市街地の活性化に関する法律の規定により特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定を受けた者 4　輸送、荷役、保管、荷さばき、流通加工その他の物資の流通に係る業務を行う者又はこれらの者を構成員とする事業協同組合等 5　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）に規定する旅客自動車運送事業を経営する者又は当該事業を経営する者を構成員とする事業協同組合等	八 1　情報技術の普及及び変化に対応するための情報化投資を行う者 2　中小企業等経営強化法の規定により情報処理支援機関の認定を受けた者	九 1　経済の構造的変化等に適応するために海外展開を行う者又は海外展開事業の再編を行う者 2　海外における経済の構造的変化等に適応するために海外展開事業の再編を行う者 3　海外直接投資に係る海外展開事業の業況悪化等により、本邦内における事業活動が影響を受けている者	十 1　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号。以下「過疎法」という。）に規定する過疎地域において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者 2　半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）に規定する半島振興対策実施地域において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者 3　離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）に規定する離島振興対策実施地域において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者 4　奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）に規定する奄美群島において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者 5　小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）に規定する小笠原諸島において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者 6　山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）に規定する振興山村において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者 7　豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）に規定する特別豪雪地帯において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者 8　過疎法に規定する過疎地域を市町村数で百分の三十以上含む広域市町村圏内の非過疎市町村であって、過疎地域に隣接している非過疎地域市町村において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者 9　農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和四十六年法律第百十二号）に規定する産業導入地区において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者	中小企業における情報技術の普及及び変化に関連した事業環境の変化に対応するための情報技術の活用の促進を図ること。	経済の構造的変化等に適応するために中小企業が行う海外の地域における事業の開始、海外展開事業の再編等を支援すること。	地域への経済波及効果の高い中小企業者の事業活動の促進、地域における中小企業者の雇用及び地方創生に資する取組の促進等を通じ地域経済の活性化を図ること。

10　1から9まで以外の地域において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者 11　地域再生法（平成十七年法律第二十四号）に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた者 12　地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）の規定により都道府県知事の承認を受けた承認地域経済牽引事業計画に従って事業を行う者 13　本社を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）に規定する特別区から地方に移転する者又は店舗・事務所等を地方に新設若しくは増設する者 14　まち・ひと・しごと創生法（平成二十六年法律第百三十六号）の規定により策定された都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略又は市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略により、地方創生に資する事業として地方公共団体が認めた事業を行う者	十一 1　経済的若しくは社会的に有用な事業を承継する者又は事業の承継を計画する者 2　安定的な経営権の確保により事業の継続を図る者	十二 卸売業、小売業、飲食サービス業及びサービス業のいずれかの事業を営む者又は当該者を構成員とする事業協同組合等であって、観光に関する事業を行うもの	十三 1　非正規雇用労働者の処遇改善に取り組む者 2　事業場内最低賃金の引上げに取り組む者 3　従業員の長時間労働の是正に取り組む者 4　次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）の規定により一般事業主行動計画を策定し都道府県労働局長へ届け出ている者及び同法の規定により認定を受けた者 5　青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）の規定により認定を受けた者 6　障害者の雇用又は障害者に対する合理的配慮の提供に取り組む者 7　外国人労働者の雇用管理の改善に取り組む者 8　健康経営優良法人の認定を受けている者 9　雇用する従業員のリスキリングに取り組む者
	地域経済の産業活動の維持・発展のために、事業の譲渡、株式の譲渡、合併等により経済的又は社会的に有用な事業や企業を承継・集約する中小企業者及び事業を承継・集約される中小企業者の資金調達の円滑化を支援すること。	観光産業等の生産性向上及び観光消費の底上げを通じた日本経済の活性化を図ること。	非正規雇用労働者の処遇改善への取組や長時間労働の是正等の働き方改革を実現するため、業務効率向上・生産性向上を図る設備導入や非正規雇用労働者の賃上げ・正社員化、多様な人材の活用促進等を図ること。

十四	装備品製造等基盤事業者認定要綱（令和五年防衛省訓令第八十八号）第三条の規定により認定を受けた者	我が国における装備品等の製造等の基盤を担う中小企業者を支援すること。
十五	国際連合の持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の推進に資する事業に取り組む者	国際連合の持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の推進を図る中小企業者を支援すること。
十六	省力化投資に取り組む者	人手不足等の事業環境の変化に対応するため、省力化投資に取り組む中小企業者を支援すること。
十七	１　受託中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）の規定により振興事業計画の承認を受けた中小受託事業者等及び委託事業者 ２　受託中小企業振興法の規定により特定連携事業計画の認定を受けた特定中小受託事業者並びに当該認定に係る特定連携事業を共同で行う特定会社及び共同事業者 ３　取引先に対する支払条件の改善に取り組む者 ４　委託事業者の生産拠点の閉鎖若しくは縮小、発注内容の見直し又は脱炭素化の取組の要請に伴い、自らの取引環境の改善に取り組む者 ５　「パートナーシップ構築宣言」を行っている者	受託中小企業の振興を図るため、価格転嫁及び取引適正化に取り組む中小企業者を支援すること。
十八	１　非化石エネルギーを導入するために必要な設備を設置する者 ２　省エネルギーに資する施設等を取得し、省エネルギーを推進する者 ３　公害防止を図る者 ４　再生資源の有効利用等を図る者 ５　グリーントランスフォーメーションに取り組む者	中小企業における非化石エネルギーの導入、省エネルギーの促進、公害防止、再生資源の有効利用等及びグリーントランスフォーメーションの取組により環境対策の促進を図ること。
十九	自ら策定した事業継続計画等に基づき、防災に資する施設等の整備を行う者	中小企業による、災害等発生時の事業継続の観点からの防災に資する施設等の整備を支援すること。
二十	社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に、売上の減少等業況悪化を来している者であって、中長期的には業況が回復し、かつ、発展することが見込まれるもの	社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に、売上の減少等業況悪化を来している中小企業者であって、中長期的にはその業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を図ること。
二十一	金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに困難を来している者であって、中長期的には資金繰りが改善し経営が安定することが見込まれるもの	金融機関との取引状況の変化により、資金繰りに困難を来している中小企業者の経営安定を支援すること。
二十二	関連企業の倒産により、経営に困難を来している者	関連企業の倒産により経営に困難を来している中小企業者の経営の安定を支援すること。

二十三	１　民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続開始の申立て等を行った者であって、認可決定前のもの ２　受けた民事再生法等に基づく再生計画等の認可等を沿って私的整理を行う者 ３　経営改善、経営再建等に取り組む必要が生じている者であって、自助努力により企業再建が見込まれるもの	地域経済の産業活力維持のため、技術力等から見て経済的又は社会的に有用である事業の再生、経営改善及び経営再建等に取り組む必要が生じている中小企業者を支援すること。
二十四	１　災害により被害を受けた者（次号から第二十七号までに該当する者を除く。） ２　１に掲げる者（中小企業者以外の者を含む。）と直接の取引関係にある者	災害により被害を受けた中小企業者及び災害により被害を受けた者（中小企業者以外の者を含む。）と直接の取引関係にある者（中小企業者に限る。）の事業の復旧を促進し、被災地域の復興に資すること。
二十五	大規模な災害等により被害を受けた者及び大規模な災害、感染症等に起因する影響を受けた者（次号及び第二十七号に該当する者を除く。）	大規模な災害等により被害を受けた中小企業者及び大規模な災害、感染症等に起因する影響を受けた中小企業者の事業の復旧又は発展を促進し、被災地域等の復興に資すること。
二十六	東日本大震災により被害を受けた者及び東日本大震災に起因する影響を受けた者	東日本大震災により被害を受けた中小企業者及び東日本大震災に起因する影響を受けた中小企業者の事業の復旧を促進し、被災地域等の復興に資すること。
二十七	令和二年七月豪雨により被害を受けた者及び令和二年七月豪雨に起因する影響を受けた者	令和二年七月豪雨により被害を受けた中小企業者及び令和二年七月豪雨に起因する影響を受けた中小企業者の事業の復旧を促進し、被災地域等の復興に資すること。
二十八	創業、新規事業への取組又は企業再建等の局面にある者であって、地域の企業立地の維持・促進に資する事業を行うもの	創業、新規事業への取組又は企業再建等の局面にある中小企業者であって、地域の企業立地の維持・促進に資する事業を行うもののうち、地域経済の維持・促進に資する事業を行うものに対して、貸付金の償還順位を他の債権に劣後させる等の特例を設けることにより、当該企業の財務体質を強化するとともに、金融検査上自己資本と見なし得る資本性資金を通じて、民間金融機関から供給される資金を円滑化し、もって、地域経済の活性化を図ること。
二十九	シンジケートローンでの調達が見込まれる者であって、地域の企業立地の維持・促進に資する事業を行うもの	地域経済の維持・促進に資する事業を行うものに対してシンジケートローンを用いて資金を供給することを通じて、民間金融機関から円滑化し、もって、地域経済の活性化を図ること。
三十	証券化の手法を用いて無担保による資金を調達しようとする者	証券化の手法を用いて中小企業に対する担保に依存しない資金供給の円滑化及び証券化市場の育成を図ること。

○文部科学省告示第六十九号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第八条の規定に基づき、博物館の設置及び運営上の望ましい基準（平成二十三年文部科学省告示第百六十五号）の全部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

文部科学大臣　松本　洋平

博物館の設置及び運営上の望ましい基準

（趣旨）

第一条　この基準は、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。）第八条の規定に基づく博物館の設置及び運営上の望ましい基準であり、博物館の健全な発達を図ることを目的とする。

2　博物館は、博物館資料（法第二条第四項に規定する博物館資料をいう。以下同じ。）がわが国と郷土の歴史、文化等の正しい理解に必要な貴重な財産であり、かつ、後代の国民に継承することが将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、この基準に基づき、その事業の水準の維持及び向上並びに活動の充実及び発展を図り、もって教育、学術及び文化の発展並びに地域の活性化に貢献するとともに、当該博物館の設置の目的及び使命を達成するよう努めるものとする。

（博物館の設置等）

第二条　博物館の設置者は、その設置する博物館の持続的で健全な運営を通して当該博物館の設置の目的及び使命を達成することができるよう、当該博物館の事業の実施、職員の確保及び処遇の改善、施設及び設備等の維持、充実及び活用等に必要な資金等の確保、条例、定款その他の規程の見直しその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2　博物館の設置者は、その設置する博物館が次条から第十七条までに掲げる事項を実施するに当たり、当該博物館に対する支援や協力その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3　都道府県は、博物館を設置し、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等多様な分野にわたる資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）を扱うよう努めるものとする。

4　市町村（特別区を含む。第十五条第一項及び第二項において同じ。）は、その規模及び能力に応じて、単独で又は他の地方公共団体等と共同して、博物館を設置するよう努めるものとする。

5　博物館を設置する地方公共団体が、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定や、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第十六条の規定による公共施設等運営権の設定など、民間事業者との連携による施設の運営管理を行う場合には、当該博物館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保並びに事業の水準の維持及び向上を図ることができるよう、運営管理期間や実施体制、事業者の自主性と創意工夫に基づく取組を推進するための諸条件等について十分な検討を行い、民間事業者との緊密な連携の下に、この基準に定められた事項の実施に努めるものとする。

（博物館の経営）

第三条　博物館は、その設置の目的及び使命を達成するため、当該博物館における博物館資料の収集、保管（育成及び現地保存を含む。以下同じ。）及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。以下同じ。）並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針（以下「基本的運営方針」という。）を踏まえ、適切に資源を配分するとともに、当該博物館の活動の充実及び発展に向けた新たな支援や資金等の確保に努めるものとする。

2　博物館は、外部の専門性を有する者の知見も活用しつつ、当該博物館の利用者の拡大とその満足度の向上に努めるとともに、多様な支援者や協力者の拡大に努めるものとする。

3　公立博物館（法第二条第二項に規定する公立博物館をいう。）が、法第二十六条ただし書の規定に基づきその維持運営に必要な入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収する場合には、博物館の健全な発達を図り、もって国民の教育、学術及び文化の発展に寄与するとの法の目的も踏まえ、一般公衆が利用しやすいように配慮するとともに、博物館資料の展示や説明等の工夫や様態に応じて対価を柔軟かつ効果的に設定するものとする。

4　博物館は、基礎的な運営資金を確保した上で、寄附、会費等の外部資金の獲得や、施設利用料、広告収入、資産運用等の効果的な収益事業の推進等により、当該博物館の収入の多角化とその拡大を図るよう努めるものとする。

5　博物館は、国際的な状況や海外博物館の動向を踏まえ、国際的な視野に立った経営の改善に向けた工夫に努めるものとする。

（基本的運営方針及び計画）

第四条　博物館は、基本的運営方針の策定及び公表に当たっては、当該博物館の設置の目的及び使命を明確に示し、かつ、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第十七条第二項に規定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画及び文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）第七条の二第一項に規定する文化芸術の推進に関する計画等を踏まえるとともに、地域住民及び社会の要請に十分応えるものとなるよう留意するものとする。

2　博物館は、基本的運営方針を踏まえ、博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を実施するほか、当該博物館の設置の目的及び使命を達成するために必要な法第三条第一項各号に掲げる事業を適切に実施するよう努めるものとする。

3　博物館は、地域や社会の状況の変化に対応し、基本的運営方針の見直しを適切に行うよう努めるものとする。

4　博物館は、基本的運営方針を踏まえ、複数事業年度にわたる中期計画及び事業年度ごとの事業計画を策定し、公表するとともに、その運営状況の評価に係る適切な指標を設定するよう努めるものとする。

（運営の状況に関する点検及び評価等）

第五条　博物館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、前条第四項の中期計画及び事業計画の達成状況、当該博物館の活動の成果その他の運営の状況について、自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。

2　博物館は、前項の点検及び評価のほか、当該博物館の運営体制の整備の状況に応じ、博物館協議会の活用その他の方法により、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、当該博物館の事業に関して学識経験のある者、当該博物館の利用者及び支援者、地域住民その他の多様な関係者（第六条第二項において「多様な関係者」という。）による評価を行うよう努めるものとする。

3　博物館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該博物館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4　博物館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットの利用その他の方法により、積極的に公表するよう努めるものとする。

（資料の収集、保管等）

第六条　博物館は、当該博物館における博物館資料の収集及び管理の方針の策定に当たっては、博物館資料をできる限り良好かつ安全な状態で将来の世代に継承することが重要であることに鑑み、基本的運営方針を踏まえ、資料の所在等の調査研究及び資料に係る学術研究の状況並びに資料の重要性及び展示上の効果等を考慮して、必要な数の体系的な収集及び保管が可能となるよう留意するものとする。

その際、保管のための施設及び設備の確保に係る長期的な見通しに立ち、所蔵する博物館資料のみならず館外に所在する資料の状況を踏まえるよう努めるものとする。

２　博物館は、博物館資料の将来的な整備及び発展的な活用に向け、当該博物館における博物館資料の収集及び管理の方針を踏まえ、寄贈、寄託、借用、購入等による博物館資料の充実や、博物館資料の再評価に基づく交換、譲渡、貸与、返却、廃棄等を含めた博物館資料の管理の在り方について検討するよう努めるものとする。その際、博物館資料の再評価に基づく交換、譲渡、返却、廃棄等について検討する場合には、多様な関係者の意見を聴きつつ、手続の透明性を確保して長期的かつ総合的な見地から行うとともに、特に博物館資料の廃棄について検討する場合には、他の手段を検討した上で、なおやむを得ないと認められるときにおいて、慎重に行うものとする。

３　博物館は、資料の収集若しくは保管が困難な場合、展示のために教育的配慮が必要な場合又は館外への貸出し若しくは持出しが困難な場合には、必要に応じて当該資料を複製、模造若しくは模写した資料を収集し、又は製作し、当該博物館の内外で活用するものとする。

４　博物館は、博物館資料に係るデジタルアーカイブを作成することにより、その所蔵する博物館資料の安定的な保存、効率的な管理及び積極的な活用の促進に努めるものとする。その際、博物館資料の利用の拡大のため、外部のデータベース等との連携に努めるものとする。

５　博物館は、前二項の業務の実施に当たっては、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令に規定する権利を十分に理解した上で、これを侵害することのないようにするものとする。

６　博物館は、博物館資料に関する図書、文献、調査資料その他必要な情報（第八項において「図書等」という。）の収集、保管及び活用に努めるものとする。

７　博物館は、その所蔵する博物館資料の適切な管理のため、その来歴や展示の実績等を記録するとともに、環境の変化や虫菌害等による劣化やき損に対する予防措置、博物館資料の定期的な点検、補修及び更新等の適切な実施に努めるものとする。

８　博物館は、当該博物館が休止又は廃止となる場合その他の従前の事業を継続できない場合には、その所蔵する博物館資料及び図書等の他の博物館への譲渡その他の方法により、当該博物館資料及び図書等が適切に保管、活用されるよう努めるものとする。また、休止又は廃止に備え、他の博物館、公民館、図書館、文化会館、劇場、音楽堂等の社会教育施設及び文化施設その他これらに類する施設、社会教育及び文化関係団体、関係行政機関、社会教育及び文化に関する事業を行う法人、民間事業者等（以下「他の博物館等」という。）との間における目録の共有その他の連携に努めるものとする。

（展示等）

第七条　博物館は、博物館資料の展示に当たっては、基本的運営方針を踏まえるとともに、利用者や地域住民等の視点に立ち、当該博物館の実施する事業及び関連する学術研究等に対する利用者や地域住民等の関心を高め、当該博物館資料に関する知識を普及するとともに、博物館資料の価値やその収集、保管、調査研究の意義について利用者や地域住民等の理解を深めるよう、次に掲げる事項に留意するものとする。

一　確実な情報及び研究に基づく正確な資料を用いること。

二　所蔵資料に加え、他の博物館等から借り受けた資料等を用いるとともに、博物館資料の特性に応じた展示を行うこと。

三　展示の効果を上げるため、図書、音声、映像、情報通信技術等を活用し、体験的な展示や双方向性のある展示を行うこと。

四　利用者の来館状況や利用者に対するアンケートの結果、利用者の行動の観察等に基づき、展示の改善を図ること。

五　常設の展示について、展示の水準の維持及び向上や資料保全等の観点から、必要に応じて内容の見直しや更新を行うこと。

六　特別の展示について、必要に応じて他の博物館等と連携し、合同展や巡回展等の展示を企画すること。

七　子供とその保護者、若者、高齢者、障害者、日本語を理解できない者等、多様な利用者の関心及び特性に沿った展示や解説等を行うこと。

八　当該博物館への来館が困難な者に向け、その困難の内容及び程度に応じ、適切な方法による博物館資料の展示や解説等を行うこと。

（調査研究）

第八条　博物館は、博物館資料の収集、保管及び展示等の活動を効果的に行うため、基本的運営方針に基づき、学術研究の進展や動向を踏まえ、博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究、博物館資料の保管及び展示等の方法に関する技術的研究、博物館の活動の充実及び発展のための専門的な調査研究その他の調査研究の充実を図るよう努めるものとする。

２　前項の調査研究を実施するに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

一　資料の貸借、職員の交流、刊行物及び情報の交換等により、国内外の博物館や研究機関等との相互の連携を強化すること。

二　調査研究の成果を論文や報告書等により公表すること。

三　前号の成果を博物館資料の収集、保管及び展示等の活動に反映すること。

３　博物館は、当該博物館外の研究者又は他の研究機関等が行う調査研究について、当該博物館の利用その他の協力を求められた場合には、可能な限りその便宜を図るように努めるものとする。

（学習機会の提供及び創造的活動への支援）

第九条　博物館は、利用者や地域住民等の学習活動及び創造的活動に資するため、次に掲げる業務を実施するよう努めるものとする。

一　実施する事業の内容又は博物館資料等に関する案内書、パンフレット、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成するとともに、これらをインターネットの利用その他の方法により広く閲覧に供し、頒布すること。

二　博物館資料に関する各種の講演会、研究会、体験活動その他の催しの開催及びその援助、公民館、図書館、文化会館、劇場、音楽堂等の社会教育施設及び文化施設、学校、商業施設等における館外展示の実施等の方法により学習の機会を広く提供すること。

三　利用者や地域住民等に対し、博物館資料についての解説や講演会等の企画若しくは実施に係る業務の補助又は博物館資料の調査若しくは整理その他の活動の機会を広く提供すること。
四　デジタルアーカイブの公開や二次利用の条件を明示したオープンデータ化等により学習活動及び創造的活動等の環境を整備すること。
五　学校教育及び社会教育における博物館資料の利用その他博物館の利用に関し、学校の教職員及び社会教育指導者に対して適切な利用方法に関する助言その他の協力を行うこと。
六　利用者からの求めに応じ、博物館資料に係る説明又は助言を行うこと。

2　博物館は、前項各号の業務を実施するに当たっては、子供とその保護者、若者、妊娠中の者、高齢者、障害者、日本語を理解できない者その他特に配慮を必要とする者の円滑な利用が可能となるよう努めるものとする。

（情報発信、広報等）

第十条　博物館は、当該博物館の活動の価値及び魅力について広く一般公衆に共有を図るとともに、その利用者、地域住民その他の関係者との間で望ましい関係を構築するため、その活動についての情報発信及び広報の実施に努めるものとする。

2　博物館は、前項の業務を実施するに当たっては、インターネットの利用その他の方法により、一般公衆に広く認知されるような工夫に努めるものとする。

3　博物館は、第一項の業務を実施するに当たっては、当該博物館の特性を踏まえつつ、我が国の文化に対する国際的な評価やその所蔵する博物館資料に対する海外からの関心に配慮し、博物館資料についての多言語による情報提供に努めるものとする。

（利用者に対応したサービスの提供）

第十一条　博物館は、子供とその保護者、若者、妊娠中の者、高齢者、障害者、日本語を理解できない者その他特に配慮を必要とする者が当該博物館を円滑に利用できるよう、介助を行う者の配置による支援、館内におけるベビーカーや車椅子の貸与、外国語による案内や解説等の作成及び頒布、インターネットの利用その他の方法による情報提供等のサービスの提供に努めるものとする。

2　博物館は、その特性を踏まえつつ、当該博物館の実施する事業及び関連する学術研究、文化芸術等に対する子供及び若者の関心と理解を深めるため、子供及び若者向けの案内や解説等の作成及び頒布その他のサービスの提供に努めるものとする。

3　博物館は、その特性を踏まえつつ、利用者や地域住民等の利便性の向上及び快適性の確保を図るため、物品販売や飲食等の利用者や地域住民等向けサービスの提供や、多様な会場利用を含む施設及び設備の活用の促進に努めるものとする。

（学校、家庭及び地域社会との連携等）

第十二条　博物館は、事業を実施するに当たっては、学校、家庭及び地域社会との連携を図るものとし、その際、他の博物館等との効果的な連携及び協力により、活動の充実及び発展に努めるものとする。

2　博物館は、他の博物館等との連携及び協力により、地域のまちづくりや産業の活性化に加え、コミュニティの衰退や孤立化等の社会的包摂に係る課題、人口減少、過疎化、高齢化、環境問題等の地域が抱える様々な課題に、当該博物館やその所在する地域の特性に応じて取り組むよう努めるものとする。

（開館日等）

第十三条　博物館は、開館日及び開館時間の設定に当たっては、利用者の要望、地域の実情、博物館資料の特性、展示の更新に係る所要日数等を勘案し、日曜日その他の一般の休日、早朝又は夜間における開館、定期的な無料開館その他の方法により、当該博物館の持続的で健全な運営に留意しつつ、利用者の利用の拡大を図るよう努めるものとする。

（職員）

第十四条　法第四条第一項の規定に基づき博物館に置く館長については、博物館の経営及び当該博物館の事業に関する識見並びに基本的運営方針に基づきその活動の充実及び発展を図るために必要な能力を有する者をもって充てるよう努めるものとする。

2　博物館に、法第四条第三項の規定に基づき、基本的運営方針に基づきその活動の充実及び発展を図るために必要な数の学芸員を置くとともに、当該博物館の事業に関する知識及び技能を有する者をもって充て、その雇用の安定に努めるものとする。

3　博物館に、法第四条第五項の規定に基づき、基本的運営方針に基づきその活動の充実及び発展を図るために必要な数の学芸員補並びに事務及び技能的業務に従事する職員を置き、当該博物館の事業に関する知識及び技能を有する者をもって充て、その雇用の安定に努めるものとする。

4　博物館は、基本的運営方針に基づき、その事業を効率的かつ効果的に実施するため、各職員の専門的な能力が適切に培われるとともに、専門的な能力を有する職員が適切に各業務を担当する者として配置されるよう努めるものとする。

5　博物館は、各業務の分担の在り方、専任の職員の配置の在り方、効果的な複数の業務の兼務の在り方、人材養成の在り方、処遇の在り方等について適宜、適切な見直しを行い、その運営体制の整備と業務の改善に努めるものとする。

6　博物館は、渉外、広報、デジタル化、資金調達、危機管理等の専門性を有する多様な人材及びこれらの人材や関係機関と連携して地域が抱える様々な課題に取り組む人材を実情に応じて確保し、又は活用するよう努めるものとする。

（人材の養成及び研修）

第十五条　都道府県及び市町村の教育委員会は、域内の博物館の振興に向け、博物館の館長、学芸員、学芸員補その他の職員の能力及び資質の向上を図るために、研修の実施に努めるものとする。

2　博物館は、その職員が様々な業務を行うことを考慮し、人材の養成及び研修を実施するとともに、国、都道府県若しくは市町村の教育委員会又は他の博物館等が主催する研修その他必要な研修、他の博物館等の職員との知見や技術の共有に資する相互の交流、学会や現地調査その他の調査研究活動等にその職員を積極的に参加させるよう努めるものとする。

3　博物館は、その職員に、当該博物館の事業に係る条約及び法令並びに当該博物館が自ら策定又は選択する倫理規程及び行動規範等を周知するよう努めるものとする。

4　博物館は、大学等と連携し、実習や見学等を希望する学芸員養成課程の学生を積極的に受け入れるなど、学芸員の養成に努めるものとする。

（施設及び設備）

第十六条　博物館は、その施設及び設備について博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号）第二十一条各号に掲げる基準を満たすとともに、次の各号に掲げる施設及び設備その他の当該博物館の活動の充実及び発展のために必要な施設及び設備を備えるよう努めるものとする。

一　耐火、耐震、防虫、防菌、防水、防塵、防音、温度及び湿度の調節、日光の遮断又は調節、通風の調節並びに汚損、破壊及び盗難の防止その他のその所蔵する博物館資料を適切に保管するために必要な施設及び設備

二　研究室、実験室、工作室、図書室その他の利用者や地域住民等の学習活動及び創造的活動を促進するために必要な施設及び設備

三　地域住民等の博物館への日常的な来館も促進するよう、利用者間の交流や情報交換、自習等を行うために必要な施設及び設備

四　休憩用の部屋や椅子、物品販売施設、飲食施設その他の利用者や地域住民等が博物館における鑑賞及び利用の体験を充実するために必要な施設及び設備

五　音声による解説を行うことができる機器、傾斜路、点字及び外国語による表示、授乳施設その他の子供とその保護者、若者、妊娠中の者、高齢者、障害者、日本語を理解できない者その他特に配慮を必要とする者の円滑な利用に資するために必要な施設及び設備

六　コンピュータ、サーバ、インターネットの通信環境その他のその所蔵する博物館資料の電磁的記録を作成し、公開するために必要な施設及び設備

七　避難灯、防火壁その他の災害時に利用者及び職員の安全を確保し、博物館資料を保全するために必要な施設及び設備

八　自家発電装置、館外収蔵庫その他の大規模災害時においてもその所蔵する博物館資料を適切に保管するために必要な施設及び設備

２　博物館は、施設及び設備の整備及び更新に当たっては、環境負荷の軽減、長寿命化、老朽化への対応等に留意するものとする。

３　博物館は、他の博物館等と連携し、施設及び設備の共用や相互利用を図るなど、必要な施設及び設備を実情に応じて確保するよう努めるものとする。

（危機管理等）

第十七条　博物館は、事故、破壊、盗難、災害、感染症のまん延、情報漏えいその他非常の事態による被害を防止するため、博物館資料や当該博物館の立地、館種等の特性を考慮しつつ、危機管理に関する計画及び手引書の作成及び周知、関係機関と連携した研修及び訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるよう努めるものとする。

２　博物館は、情報セキュリティ対策を講じるとともに、デジタルアーカイブを含む電磁的記録の作成及び公開、目録の共有、館外におけるデータの保存等による情報の保全に努めるものとする。

３　博物館は、事故や災害等が発生した場合には、速やかな避難誘導を行うとともに、必要に応じて、入場制限や立入禁止等の措置をとるものとする。

４　博物館は、大規模災害その他非常の事態が生じた場合には、当該博物館の規模及び特性を踏まえ、職員の派遣や資料の保全等、可能な範囲で被害を受けた他の博物館への支援及び協力に努めるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、公布の日から施行する。

（私立博物館における青少年に対する学習機会の充実に関する基準の廃止）

２　私立博物館における青少年に対する学習機会の充実に関する基準（平成九年文部省告示第五十四号）は、廃止する。

○文部科学省告示第七十号

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）第十一条第一項の規定に基づき、公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針及び公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本計画の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

文部科学大臣　松本　洋平

公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針及び公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本計画の一部を改正する告示

（公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針の一部改正）

第一条　公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針（平成十八年文部科学省告示第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
公立の義務教育諸学校等施設（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号。以下「法」という。）第十一条第一項に規定する義務教育諸学校等施設をいう。以下同じ。）は、児童生徒等の学習・生活の場であり、公教育を支える基本的施設である。また、地域のコミュニティの拠点として生涯にわたる学習、文化、スポーツ等の活動の場として利用される身近な公共施設であるとともに、災害発生時には地域の避難所としての役割を果たす多機能かつ重要な施設となっている。	公立の義務教育諸学校等施設（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（以下「法」という。）第十一条第一項に規定する義務教育諸学校等施設をいう。以下同じ。）は、児童生徒等の学習・生活の場であり、公教育を支える基本的施設となっている。また、地域のコミュニティの拠点として生涯にわたる学習、文化、スポーツなどの活動の場として利用される身近な公共施設であるとともに、災害発生時には地域の避難所としての役割を果たす多機能かつ重要な施設となっている。

このような公立の義務教育諸学校等施設の役割を踏まえ、児童生徒等の安全を守り、安心で機能的かつ豊かな教育環境を確保するとともに地域住民の安全と安心の確保に資するため、地方公共団体の創意工夫を生かしながら公立の義務教育諸学校等施設の整備を着実に進めていく必要がある。

この基本方針は、このような認識の下に、公立の義務教育諸学校等施設の整備を推進するため、公立の義務教育諸学校等施設の整備の目標に関する事項その他の公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する重要事項を定めるものである。

一　背景

公立の義務教育諸学校等施設については、その多くが昭和四十年代後半から五十年代にかけての児童生徒急増期に建設されたものであり、現在、一斉に更新時期を迎えている。具体的には、建築後四十年以上を経過した校舎等が保有面積の約六割を占めるなど老朽化が極めて深刻な状況にあり、老朽化した施設では、外壁の落下や構造体の強度低下等の安全面の不具合や各種機能面の不具合が生じ、児童生徒等の生命の安全を脅かしかねない重大な事故が発生する危険性が高い。こうした状況を踏まえ、老朽化対策の強化が喫緊の課題となっている。

防災対策の観点では、公立の義務教育諸学校等施設については、構造体の耐震化や吊り天井等の落下防止対策は概ね完了しているものの、構造体の耐震化等が未完了である施設も存在することから、当該施設の耐震化を進めることが必要である。また、吊り天井以外の非構造部材の耐震対策の実施率は七割程度であるため、非構造部材の耐震点検・耐震対策の更なる加速化が求められている。

また、近年、自然災害が激甚化・頻発化していることや国内の夏の平均気温が上昇傾向にあることから、公立の義務教育諸学校等施設については、熱中症対策も含めて地域の避難所や防災拠点としての機能を強化することも必要である。

こうした中で、「第１次国土強靱化実施中期計画」（令和七年六月六日閣議決定）においては、学校施設の安全確保、教育活動等の早期再開、避難所等としての役割を果たすための耐災害性強化が重点的に推進すべき施策として位置づけられた。引き続き、地方公共団体が策定する国土強靱化地域計画も踏まえ、他の防災・減災等のための施策とも整合性のある施設整備を推進することが求められている。

教育の質の確保の観点では、新しい時代の学びとして個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実に向け、多様な教育活動や少人数による指導、一人一台端末を含むデジタル学習基盤の活用に必要となる施設整備が求められている。また、児童生徒の教育条件の改善に向け、急速に進行する少子化等を踏まえ、学校施設の適正規模・適正配置の検討を行うことや、地域コミュニティの拠点として学校と他の公共施設との複合化・共用化等を進めることも重要となる。

さらに、現在、多様な特性等を有する児童生徒が主体的・対話的で深い学びを実現できるよう、中央教育審議会において次期学習指導要領に向けた検討が進められていることにも留意する必要がある。

このような状況を踏まえた上で、地方公共団体が地域の実情等に応じ、整備内容の性質を踏まえつつ、ＰＦＩ等の手法により民間資金等を活用することも検討するなど、主体的に公立の義務教育諸学校等施設の計画的な整備を推進することが必要である。

このような公立の義務教育諸学校等施設の役割を踏まえ、児童生徒等の安全を守り、安心で機能的かつ豊かな教育環境を確保するとともに地域住民の安全と安心の確保に資することを目的として、地方公共団体の創意工夫を活かしながら公立の義務教育諸学校等施設の整備を着実に進めていく必要がある。

この基本方針は、このような認識の下に、公立の義務教育諸学校等施設の整備を推進するため、公立の義務教育諸学校等施設の整備の目標に関する事項その他公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する重要事項を定めるものである。

一　背景

公立の義務教育諸学校等施設については、昭和四十年代後半から五十年代にかけての児童生徒急増期に建設された大量の校舎等が一斉に更新時期を迎え、建築後二十五年以上を経過した校舎等が保有面積の約八割を占めるなど老朽化が極めて深刻であり、対策の強化が喫緊の課題となっている。老朽施設においては、外壁の落下や構造体の強度低下等の安全面の不具合や各種機能面の不具合が生じ、児童生徒等の生命の安全を脅かしかねない重大な事故が発生する危険性が高い。また、台風や豪雨等の自然災害の激甚化・頻発化や、新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症の発生等から児童生徒等の生命と健康を守ることも大きな課題である。このため、老朽化対策とともに、災害時に地域の避難所として利用されることも踏まえた防災機能の強化や衛生環境の改善についても図りながら、安全・安心な教育環境を確保することが不可欠である。

公立の義務教育諸学校等施設における構造体の耐震化や吊り天井（照明器具、バスケットゴール等高所に設置されたものを含む。以下同じ。）の耐震対策は概ね完了した状況となっている。しかしながら、これらの対策が未だに完了していない施設が一部に残っており、一刻も早く完了させることが引き続き喫緊の課題であるほか、吊り天井以外の非構造部材の耐震対策の実施率は五割程度にとどまっており、速やかに対策を講じることが求められる。

老朽化対策や防災機能の強化、耐震対策等の整備は、国土強靱化の観点からも重要であることから、各地方公共団体が策定する国土強靱化地域計画に基づいて、他の防災・減災等のための施策とも整合性のある取組が求められる。

さらに、近年の公立の義務教育諸学校等施設については、多様な教育活動に柔軟に対応できるスペースの確保、少人数による指導や一人一台端末環境を支える教室環境の整備を図るとともに、障害のある児童生徒等も安心して学習・生活することができるようにするためのバリアフリー化、トイレ環境の改善や空気調和設備の設置、地球温暖化等の環境問題に対応するためのエコスクール化等の社会的要請にも応えていくことが重要である。

なお、効率的・効果的な施設整備を実現するためには、ＰＦＩ等の手法により民間資金等を活用することも有効であり、整備内容の性質を踏まえつつ、積極的に検討することが必要である。

このような状況を踏まえた上で、各地方公共団体が地域の実情等に応じ、主体的に公立の義務教育諸学校等施設の整備の計画的な推進を図る必要がある。

二　公立の義務教育諸学校等施設の整備の目標に関する事項

地方公共団体において、厳しい財政状況の中で中長期的な維持管理・更新等に係る総費用の縮減や予算の平準化を図りながら、着実に老朽化対策を実施し、施設の機能維持や安全性を確保するため、学校施設の長寿命化計画（以下「個別施設計画」という。）を策定することが必要である。

この個別施設計画の策定は学校施設環境改善交付金の採択に当たっての要件となっており、当初の策定目標年度を令和二年度としていた。現在では概ね全ての地方公共団体において策定されているものの、学校施設を取り巻く状況の変化や児童生徒数の将来推計等を踏まえ、統廃合も含む学校の適正規模・適正配置や他の公共施設との複合化・共用化の方針等を考慮しつつ、個別施設計画の不断の充実・見直しを行っていくことが求められる。

加えて、学校種ごとに策定された「学校施設整備指針」等を踏まえ、特に、次に掲げる事項に留意し、公立の義務教育諸学校等施設の整備を進めることが重要である。

1　老朽化対策を図る整備

老朽化対策については、膨大な整備需要が見込まれる中、安全性を最優先として、公共施設等総合管理計画等も踏まえつつ、個別施設計画に基づき、施設の長期的な使用を図るための改修（以下「長寿命化改良」という。）を計画的に進めることが重要である。

建築後四十年以上が経過し、老朽化した施設の更新に当たっては、将来の財政状況を見通しつつ総費用の縮減や予算の平準化を図るため、従来の改築中心の整備から長寿命化改良への移行を加速させ、長寿命化改良が合理的ではない場合（例えば、施設の劣化状況、経済効率性又は立地環境等の要因から長寿命化改良に適さない場合等）は改築とするなど、整備手法を工夫しながら効率的・効果的に整備を進めることが重要である。加えて、建築後又は長寿命化改良の実施後二十年以上を経過した施設については、予防改修を積極的に実施することにより、将来の老朽化に計画的に備えることも重要である。

また、施設の劣化や損傷は短い期間で発生するため、法令等に基づく定期点検や必要な修繕を着実に行うなど、常に適切な維持管理に努めることも求められる。

二　公立の義務教育諸学校等施設の整備の目標に関する事項

地方公共団体は、学校種別ごとに策定された「学校施設整備指針」等を踏まえ、特に、次に掲げる事項に留意し、公立の義務教育諸学校等施設の整備を進めることが重要である。

1　老朽化対策を図る整備

老朽化対策については、今後十五年間で膨大な整備需要が見込まれる中、安全性を最優先として、学校の適正規模・適正配置の考え方を踏まえた学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）に基づき、公共施設等総合管理計画等も踏まえつつ、施設の長期的な使用を図るための改修（以下「長寿命化改良」という。）を計画的に進めることが重要である。また、施設の劣化や損傷は短い期間で発生するため、法令等に基づく定期点検や必要な修繕を着実に行うなど、常に適切な維持管理に努めることが求められる。

建築後四十年以上を経過した老朽施設の更新に当たっては、将来の財政状況を見通しつつ経費の縮減や整備量の平準化を図るため、従来の改築中心の整備から長寿命化改良への移行を加速させ、長寿命化改良が合理的ではない場合（施設の劣化の状況、経済効率性又は立地環境等の要因から長寿命化改良に適さない場合等）には改築とするなど、整備手法を工夫して効率的・効果的に整備を進めることが重要である。加えて、建築後又は長寿命化改良の実施後二十年以上を経過した施設については、予防改修を積極的に実施することにより、計画的・戦略的に将来の老朽化に備えることも重要である。

また、長寿命化改良の実施に当たっては、単に数十年前の建設当初の状態に戻すのではなく、近年の多様な教育活動や少人数による指導、一人一台端末環境の下での情報通信技術の活用等に対応できるよう教育環境の質的向上を図るとともに、現代の社会的要請に応じた整備を行うことが必要である。

さらに、公立の義務教育諸学校等施設と他の公共施設（社会教育施設や福祉施設等）との複合化・共用化等による整備を行うことは、児童生徒等の学習活動の充実に加え、地域の実態に応じた公的ストックの最適化や地域のコミュニティの拠点形成の観点からも有効である。学校の適正規模・適正配置の考え方を踏まえ、地方公共団体内の分野横断的な検討体制を構築して教育環境の向上とコストの最適化を図りつつ、単一の公立の義務教育諸学校等施設の老朽化対策のみにとどまらない幅広い視点からの整備が必要である。

2　安全・安心な教育環境の確保を図る整備

近年、自然災害が激甚化・頻発化しており、児童生徒が安心して学びを継続することができ、災害の発生時には避難所として国民の生命を守ることができるようにするためにも、公立の義務教育諸学校等施設について次の整備を図り、安全・安心な環境を確保することが重要である。

なお、これらの施設整備に当たっては、公立学校の施設整備のための予算のみならず、整備の内容に応じて防災関連予算等の関係行政分野の予算を活用しながら整備していくことが効果的となる。

㈠　耐震性の確保

児童生徒等と地域住民の生命の安全を確保するために、構造体の耐震化や吊り天井等の落下防止対策が完了していない全ての公立の義務教育諸学校等施設について、速やかに耐震性の確保に取り組むことが必要である。また、天井材や内・外装材等の非構造部材の耐震対策についても早急に対策を講じることが求められる。

㈡　防災機能の強化

公立の義務教育諸学校等施設は、災害発生時には地域の避難所としての役割を果たすことから、児童生徒等だけでなく、地域住民の生命の安全を確保するとともに、災害発生時に誰もが安心して避難生活を送ることができるようにするため、地域防災計画や国土強靱化地域計画を踏まえ、バリアフリー化やトイレの洋式化、空気調和設備、非常用電源、貯水槽、井戸及び備蓄倉庫等の整備を行うことにより、防災機能の一層の強化を図ることが重要である。

「第1次国土強靱化実施中期計画」において、避難所となる公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校前期課程のバリアフリー化の整備完了率、トイレの洋式化の整備完了率を令和十二年度までに百パーセントにすることを目標としていることも踏まえて、整備に取り組むことが求められる。

また、津波による被害が発生する可能性がある地域においては、児童生徒等の避難経路を確保する等の工夫をする必要がある。

㈢　空気調和設備の整備

現在、公立の義務教育諸学校等施設の空気調和設備の整備状況について、普通教室は概ね設置が完了している一方で、特別教室は約七割、屋内運動場は約二割の設置に留まっている。

熱中症対策の観点も踏まえ、未整備となっている普通教室や特別教室も含めた空気調和設備の整備を早急に行うことが求められるが、自然災害が激甚化・頻発化する中で、屋内運動場が災害時に避難所として活用されることも踏まえると、屋内運動場への空気調和設備の整備は喫緊の課題であり、断熱性の確保も含めた整備を加速化していく必要がある。

「第1次国土強靱化実施中期計画」において、避難所となる公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程の屋内運動場における空気調和設備の設置率を令和十七年度までに百パーセントにすることを目標としていることも踏まえて整備に取り組むことが求められる。

2　新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

近年は、令和元年東日本台風や令和二年七月豪雨をはじめ自然災害が激甚化・頻発化しており、地域の避難所、防災拠点としての公立の義務教育諸学校等施設の役割はますます重要となっている。また、令和二年には新型コロナウイルス感染症の流行の拡大により、長期にわたって全国の学校において臨時休業が行われるなど、児童生徒等の学びの保障に大きな影響を与える事態となった。

このような災害や感染症等の発生時においても児童生徒等が不安なく学びを継続することができるようにするため、公立の義務教育諸学校等施設について以下の整備を図り、安全・安心な教育環境を確保することが不可欠である。

なお、これらの施設整備に当たっては、学校施設予算のみならず、整備の内容に応じて防災関連予算等の関係行政分野の予算を活用しながら整備していくことが適当である。

㈠　耐震性の確保

児童生徒等と地域住民の生命の安全を確保するために、構造体の耐震化や吊り天井の耐震対策が完了していない全ての公立の義務教育諸学校等施設について、速やかに耐震性の確保に取り組むことが必要である。また、天井材や内・外装材等の非構造部材の耐震対策にも万全を期することが重要である。

㈡　防災機能の強化

公立の義務教育諸学校等施設は、災害発生時には地域の避難所としての役割を果たすことから、児童生徒等と地域住民の生命の安全を確保するとともに、災害発生時に誰もが安心して避難生活を送ることができるようにするため、地域防災計画を踏まえ、バリアフリー化、トイレ、空気調和設備、非常用電源、貯水槽、井戸、備蓄倉庫等を整備することにより、防災機能の一層の強化を図ることが重要である。また、津波による被害が発生する可能性がある地域においては、児童生徒等の避難経路を確保する等の工夫をする必要がある。

［新設］

(四)　バリアフリー化

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）において、公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程の施設について、一定規模以上の新築又は増築を行う際には、同法第十四条第一項の政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（以下「建築物移動等円滑化基準」という。）への適合義務が課されるとともに、既存の施設についても建築物移動等円滑化基準への適合の努力義務が課されている。また、令和七年六月に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百二十一号）が施行され、建築物移動等円滑化基準において、原則、車椅子使用者用のトイレを各階に設置することが、公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程について、一定規模以上の新築又は増築を行う際には適合義務、既存の施設については努力義務とされた。

国においては、令和十二年度までの早期に、バリアフリートイレについて避難所に指定されている全ての学校に整備すること、段差解消のためのスロープ等について全ての学校に整備すること及びエレベーターについて円滑な移動等に配慮を要する児童生徒等が在籍する全ての学校に整備することを国としての整備目標としている。また、整備目標の達成に向けた取組を推進し、バリアフリー化の整備内容の質を担保するため、原則全ての学校設置者において、令和十二年度までに、バリアフリー化に関する整備計画や方針が策定されること、令和十二年度時点で学校設置者が新築・改築及び大規模改修の整備を検討するに当たって、高齢者、障害者等の意見を聞くこと等による当事者参画を実施していること又は実施予定であることを取組目標としている。

こうした状況も踏まえ、新築又は増築の際はもとより、既存の施設についても早期のバリアフリー化を図ることが重要である。

(五)　衛生環境の改善

感染症対策も踏まえ、細菌やウイルスが飛散しにくい洋式・乾式のトイレの整備や、床を乾いた状態で使用するドライシステム等による学校給食施設の整備等、公立の義務教育諸学校等施設における衛生環境を改善することが重要である。

［削る］

(六)　防犯対策など安全性の確保を図る整備

公立の義務教育諸学校等施設については、学校に不審者が侵入するなどの事件が発生していることに鑑み、不審者侵入の防止等、児童生徒等を犯罪から守るための防犯対策に配慮した施設整備を図る必要がある。

また、学校施設等におけるアスベスト等使用実態調査によりアスベストの使用が明らかになった施設のアスベスト対策等も含め、児童生徒等の安全対策には万全を期することが求められている。

(三)　バリアフリー化

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）及び同法施行令（平成十八年政令第三百七十九号）が改正され（令和三年四月施行）、公立の小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程について、一定規模以上の新築等を行う際には、移動等円滑化基準への適合義務が課されるとともに、既存の施設についても同基準への適合の努力義務が課されることとなった。このため、令和七年度までに、車椅子使用者用トイレについては避難所に指定されている全ての学校に整備すること、スロープ等による段差解消については全ての学校に整備すること及びエレベーターについては円滑な移動等に配慮を要する児童生徒等が在籍する全ての学校に整備することを国としての目標とする。

このことを踏まえ、障害のある児童生徒等への対応とともに、災害発生時の地域の避難所としての機能を有することも踏まえて、公立の義務教育諸学校等施設を誰もが利用しやすい施設とするため、各地方公共団体においてもバリアフリー化の整備目標を反映した整備計画を策定し、新築等の際はもとより、既存の施設についても車椅子使用者用トイレやスロープ、エレベーターの設置等のバリアフリー化の整備を計画的に進めることが重要である。

(四)　衛生環境の改善

感染症対策も踏まえ、細菌やウイルスが飛散しにくい洋式・乾式のトイレの整備や床を乾いた状態で使用するドライシステム等の学校給食施設の整備等、公立の義務教育諸学校等施設における衛生環境を改善することが重要である。

(五)　空気調和設備の整備

平成三十年度第一次補正予算の措置等により、公立の義務教育諸学校等施設の普通教室における空気調和設備の整備率は九割を超えており、今後は特別教室への設置を進めていくことが重要である。また、屋内運動場についても、断熱性の確保等の技術的な課題を踏まえた上で設置を進めていくことが必要である。

(六)　防犯対策など安全性の確保を図る整備

公立の義務教育諸学校等施設については、学校に不審者が侵入するなどの事件に鑑み、不審者侵入の防止など児童生徒等を犯罪から守るための防犯対策に配慮した施設整備を図る必要がある。

また、学校施設等におけるアスベスト等使用実態調査によりアスベストの使用が明らかになった施設のアスベスト対策や、衛生管理の充実強化など、児童生徒等の安全対策には万全を期する必要がある。

3　教室不足の解消等を図る整備

社会的、自然的要因による児童生徒数の増加等に伴い、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の教室等に不足が生じる場合、小学校、中学校及び義務教育学校を適正な規模にするために統合する場合又は障害のある児童生徒等が学校生活を送る際に施設面に課題がある場合等においては、義務教育の機会均等を図るために必要な教育環境となるよう施設を整備することが重要である。なお、公立の中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程の学級編制の標準が段階的に引き下げられることを踏まえた教室の確保等も重要である。これらの対応に当たっては、新築又は増築のみならず、既存施設を活用するなど、多様な手法を検討することも有効となる。

特別支援学校においては、在籍する児童生徒等の数の増加に伴い、適正な教育環境を提供するための教室の確保が困難な状況が生じている。特別支援学校への受入れが想定される児童生徒等の数の将来推計を把握し、教室の確保のための計画を策定、更新した上で、令和九年度までの「集中取組期間」において、新増築整備のみならず、他の公立の義務教育諸学校等施設における余裕教室等の既存施設を活用し、適正な教育環境を提供することも重要である。

4　教育環境の質的な向上を図る整備

公立の義務教育諸学校等施設については、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実に向け、多様な教育活動に柔軟に対応できるスペースの確保や、一人一台端末を含めたデジタル学習基盤を十分に活用するための基礎として校内通信ネットワーク等の教育環境の整備が必要である。また、多様な特性等を有する児童生徒が主体的・対話的で深い学びを実現できるよう、現在中央教育審議会で審議中の次期学習指導要領における教育内容・教育方法等も踏まえることが重要となる。また、「教育振興基本計画」（令和五年六月十六日閣議決定）等において設置目標が掲げられている、いわゆる学びの多様化学校（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部科学省令第十一号）第五十六条（同令第七十九条、第七十九条の六第一項及び第二項並びに第百八条第一項において準用する場合を含む。）に基づき、学校生活への適応が困難であるため相当の期間小学校等を欠席し引き続き欠席すると認められる児童生徒等を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する学校）やいわゆる夜間中学（夜間その他特別な時間において授業を行う学校）についても、その設置に必要な施設整備を進めていく必要がある。

また、社会教育施設や福祉施設等の公共施設との複合化・共用化等による整備を行うことは、コミュニケーションや創造性を誘発する空間を生み出すことにもつながるものであり、また、公的施設等の適正化の観点からも有効である。そのため、地方公共団体における分野横断的な検討体制を構築し、単一の公立の義務教育諸学校等施設整備に留まらない幅広い視点から整備を検討することが重要である。

そのほか、環境との共生や木材の積極的な活用、太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの導入等の様々な社会的要請を踏まえ、エコスクールの整備等を図ることも重要である。

3　教室不足の解消等を図る整備

公立の義務教育諸学校等施設については、社会的、自然的要因による児童生徒数の増加等に伴い、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の教室等に不足が生じる場合、小学校、中学校及び義務教育学校を適正な規模にするために統合する場合又は障害のある児童生徒等が学校生活を送る際に施設面に課題があるなどの場合には、教室数等について、必要な水準を安定的に確保することが重要である。また、公立の小学校及び義務教育学校の前期課程の学級編制の標準が段階的に引き下げられることを踏まえた教室数等の確保も重要である。これらの際、新増築整備のみならず、既存施設を大規模改修して活用するなど、多様な手法を検討することも有効である。

特別支援学校においては、在籍する児童生徒等の数の増加に伴い、適正な教育環境を保障するための教室の確保が困難な状況が生じている。特別支援学校への受入れが想定される児童生徒等の数の将来推計を把握して教室の確保のための計画を策定、更新した上で、令和六年度までの「集中取組期間」において、新増築整備のみならず、他の公立の義務教育諸学校等施設における余裕教室等の既存施設を活用した整備を図るなどの手法を用いることも重要である。

4　教育環境の質的な向上を図る整備

公立の義務教育諸学校等施設については、学習指導要領の改訂及び情報通信技術の活用等の教育内容・教育方法等の変化や、地域との連携、環境との共生、木材の積極的な活用、太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの導入等の様々な社会的要請を踏まえ、これに適切に対応するために教育環境の質的な向上を図ることが必要である。特に、再生可能エネルギーの活用は、社会全体で目指すべき脱炭素社会の実現に寄与するものであることから、積極的に導入していくことが重要である。

また、一人一台端末環境を支える教室環境の整備を図る上では、校内通信ネットワークの整備が重要であるとともに、情報端末の充電保管庫の整備が有効である。

5　施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備 (一)　産業教育施設 産業教育施設については、我が国における産業・経済の発展の基礎となる産業教育を行い、産業・経済の発展を担う専門的職業人を育成する重要な役割を果たしていることから、実験実習のために必要な施設を計画的に整備し、産業教育の振興を図っていくことが必要である。 (二)　幼稚園等施設 幼稚園等（法第十一条第一項に規定する幼稚園等をいう。以下同じ。）の施設については、幼稚園設置基準（昭和三十一年文部省令第三十二号）の改正により令和八年度から一学級の幼児数が原則三十五人以下から三十人以下に引き下げられることも踏まえ、幼児期にふさわしい発達を促すことに留意し、質の高い幼児教育の機会が提供されるよう、施設整備を進めていく必要がある。その際には、従来の幼児教育の機能に加え、必要に応じて、保育・子育て支援を総合的に提供できる施設の整備を推進することが重要である。 (三)　学校給食施設 学校給食施設については、学校給食における食中毒の発生を防ぎ、食の安全を確保するため、学校給食衛生管理基準（平成二十一年文部科学省告示第六十四号）を踏まえ、汚染作業区域と非汚染作業区域を部屋単位で区分するとともに、床を乾いた状態で使用するドライシステムによる整備やその内部を適切な温度・湿度に保つための空気調和設備の整備を推進することが重要である。 (四)　スポーツ施設 スポーツ施設については、施設の老朽化等を背景として施設数が減少する等、地域におけるスポーツ環境を持続的に整備することが一層困難になると予想される中で、部活動の地域展開等の推進、児童生徒の運動時間の確保、武道の安全かつ円滑な実施、地域住民への適切なスポーツ機会の提供等に対応するため、各地域の中核となるスポーツ施設や学校体育施設について計画的に整備していくことが必要である。その際、気候変動への対応や環境負荷の低減に配慮するとともに、高齢者や障害者を含む誰もが気軽に利用できる施設の整備を推進することや、部活動の地域展開に伴う地域クラブ活動等における利用も想定して、学校体育施設における動線の確保やスマートロックの導入等の出入口の整備等を行うことが重要である。また、地域の防災拠点としての役割を踏まえ、スポーツ施設の耐震化や空気調和設備の整備等による防災機能の強化を進めることが重要である。さらに、地域のスポーツ施設と学校体育施設が連携し、効率的な利用を図ることや、地域の実態に応じて民間施設を含めた地域のスポーツ施設を学校教育活動で使用すること、学校体育施設を集約し、地域のスポーツ施設と共用化することも重要である。 三　［略］ 備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	5　施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備 (一)　産業教育施設 産業教育施設については、我が国の産業経済の発展の基礎となる産業教育を行い、産業経済の発展を担う専門的職業人を育成する重要な役割を果たしていることから、実験実習のために必要な施設を計画的に整備し、産業教育の振興を図っていくことが必要である。 (二)　幼稚園等施設 幼稚園等（法第十一条第一項に規定する幼稚園等をいう。以下同じ。）の施設については、幼児期にふさわしい発達を促すことに留意し、質の高い幼児教育の機会が提供されるように整備を進めていく必要がある。その際には、従来の幼児教育の機能に加え、必要に応じて、保育・子育て支援を総合的に提供できる施設の整備を推進することが重要である。 (三)　学校給食施設 学校給食施設については、学校給食における食中毒の発生を防ぎ、食の安全を確保するため、学校給食衛生管理基準（平成二十一年文部科学省告示第六十四号）を踏まえ、汚染作業区域と非汚染作業区域を部屋単位で区分するとともに、床を乾いた状態で使用するドライシステム等による調理施設の整備やその内部における空気調和設備の設置を推進することが重要である。 (四)　スポーツ施設 スポーツ施設については、施設の老朽化等を背景として施設数が減少する等、地域におけるスポーツ環境を持続的に整備することが一層困難になると予想される中で、児童生徒の体力の低下等の問題、中学校学習指導要領等において必修とされている武道の安全かつ円滑な実施、地域住民への適切なスポーツ機会の提供等に対応するため、各地域の中核となるスポーツ施設や学校におけるスポーツ施設について計画的に整備していくことが必要である。その際、地域の防災拠点としての役割も踏まえ、地域のスポーツ施設と学校におけるスポーツ施設の双方が連携し、互いに効率的な利用ができるようにすることが重要であるとともに、地域の実態に応じて民間施設を含めた地域のスポーツ施設を学校教育活動で使用することや、老朽化した複数の学校のスポーツ施設を集約し、地域のスポーツ施設と共用化することも有効である。 三　［同上］

（公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本計画の一部改正）

第二条　公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本計画（平成十八年文部科学省告示第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

この基本計画は、公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針（平成十八年文部科学省告示第六十一号。以下「施設整備基本方針」という。）に基づき、地方公共団体が交付金（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号。以下「法」という。）第十二条第一項に規定する交付金をいう。以下同じ。）を有効に活用し、児童生徒等の安全を守り、安心で豊かな教育環境を整備するために、公立の義務教育諸学校等施設（法第十一条第一項に規定する義務教育諸学校等施設をいう。以下同じ。）に係る安全性の向上等を図るために必要な改築、改造事業について定めるものである。

交付金の交付を受けようとする地方公共団体は、この基本計画に即して、施設整備計画（法第十二条第二項に規定する施設整備計画をいう。以下同じ。）を作成し、遅滞なくこれを公表する必要がある。

なお、この基本計画は、施設整備基本方針の変更等に伴い、必要に応じて見直しを行うこととする。

一　施設整備計画の作成に関する基本的事項

施設整備計画の作成に際しては、公立の義務教育諸学校等施設の老朽化状況等の適切な実態把握の下、地域特性等を活かした学校づくりを進めるため、以下に定める事項に沿って、地方公共団体の自主性及び創意工夫を生かして作成することが必要である。

1　施設整備計画の目標の設定

［略］

(一)　［略］

(二)　安全・安心な教育環境の確保を図る整備

(三)～(五)　［略］

2　施設整備計画の目標の達成のために必要な事業

［略］

(一)　［略］

(二)　安全・安心な教育環境の確保を図る整備

(1)・(2)　［略］

(3)　空気調和設備の整備

ア　空気調和設備の設置に関する事業

(4)　バリアフリー化

ア　バリアフリー化を図るための改造事業

(5)　衛生環境の改善

ア　トイレ環境の改善を図るための改造事業

［削る］

(6)　［略］

(三)　［略］

改正前

この基本計画は、公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針（平成十八年文部科学省告示第六十一号。以下「施設整備基本方針」という。）に基づき、地方公共団体が交付金（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（以下「法」という。）第十二条第一項に規定する交付金をいう。以下同じ。）を有効に活用し、児童生徒等の安全を守り、安心で豊かな教育環境を整備するために、公立の義務教育諸学校等施設（法第十一条第一項に規定する義務教育諸学校等施設をいう。以下同じ。）に係る安全性の向上等を図るために必要な改築、改造事業について定めるものである。

交付金の交付を受けようとする地方公共団体は、この基本計画に即して、施設整備計画（法第十二条第二項に規定する施設整備計画をいう。以下同じ。）を作成し、遅滞なくこれを公表する必要がある。

なお、この基本計画は、施設整備基本方針の変更等に伴い、必要に応じて見直しを行うこととする。

一　施設整備計画の作成に関する基本的事項

施設整備計画の作成に際しては、公立の義務教育諸学校等施設の老朽化状況等の適切な実態把握の下、地域特性等を活かした学校づくりを進めるため、以下に定める事項に沿って、地方公共団体の自主性及び創意工夫を活かして作成することが必要である。

1　施設整備計画の目標の設定

［同上］

(一)　［同上］

(二)　新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

(三)～(五)　［同上］

2　施設整備計画の目標の達成のために必要な事業

［同上］

(一)　［同上］

(二)　新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

(1)・(2)　［同上］

［新設］

(3)　バリアフリー化

ア　バリアフリー化を図るための改造事業

(4)　衛生環境の改善

ア　トイレ環境の改善を図るための改造事業

(5)　空気調和設備の整備

ア　空気調和設備の設置に関する事業

(6)　［同上］

(三)　［同上］

㈣　教育環境の質的な向上を図る整備 (1)・(2)　［略］ (3)　学校教育法施行規則（昭和二十二年文部科学省令第十一号）第五十六条（同令第七十九条、第七十九条の六第一項及び第二項並びに第百八条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、学校生活への適応が困難であるため相当の期間小学校等を欠席し引き続き欠席すると認められる児童生徒等を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する学校（いわゆる学びの多様化学校）又は、夜間その他特別な時間において授業を行う学校（いわゆる夜間中学）の用に供するための既存施設の改造事業 (4)　屋外空間を様々な体験活動の場として活用するための屋外教育環境施設の整備に関する事業 (5)　太陽光発電設備の導入などの環境を考慮した学校施設の整備に関する事業 (6)　校内通信ネットワークの整備等に関する事業 ㈤　施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備 (1)・(2)　［略］ (3)　学級数の増加等により必要となる幼稚園等（法第十一条第一項に規定する幼稚園等をいう。）の施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第十項の規定による公示がされたものの施設を除く。）の新増築事業 (4)～(8)　［略］ ㈥　［略］ ３～５　［略］ 二　［略］	㈣　教育環境の質的な向上を図る整備 (1)・(2)　［同上］ ［新設］ (3)　屋外空間を様々な体験活動の場として活用するための屋外教育環境施設の整備に関する事業 (4)　太陽光発電設備の導入などの環境を考慮した学校施設の整備に関する事業 (5)　校内通信ネットワークや情報端末の充電保管庫の整備に関する事業 ㈤　施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備 (1)・(2)　［同上］ (3)　学級数の増加等により必要となる幼稚園等（法第十一条第一項に規定する幼稚園等をいう。）の施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第十一項の規定による公示がされたものの施設を除く。）の新増築事業 (4)～(8)　［同上］ ㈥　［同上］ ３～５　［同上］ 二　［同上］

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○文部科学省厚生労働省告示第三号

高次脳機能障害者支援法（令和七年法律第九十六号）の施行に伴い、及び公認心理師法施行規則（平成二十九年文部科学省厚生労働省令第三号）第三条第三項の規定に基づき、公認心理師法施行規則第三条第三項の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める施設（平成二十九年文部科学省厚生労働省告示第五号）の一部を次の表のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日

文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
公認心理師法施行規則（平成二十九年文部科学省厚生労働省令第三号）第三条第三項の規定に基づき、文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める施設は、次のとおりとする。 一～二十三　（略） 二十四　高次脳機能障害者支援法（令和七年法律第九十六号）に規定する高次脳機能障害者支援センター 二十五　（略）	公認心理師法施行規則（平成二十九年文部科学省厚生労働省令第三号）第三条第三項の規定に基づき、文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める施設は、次のとおりとする。 一～二十三　（略） （新設） 二十四　（略）

○文部科学省経済産業省告示第一号

発電用施設周辺地域整備法施行令（昭和四十九年政令第二百九十三号）第八条第三項並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第七条並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の規定を実施するため、平成二十八年文部科学省経済産業省告示第二号（電源立地地域対策交付金交付規則）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月三十一日

文部科学大臣　松本　洋平
経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後				改正前			
第五条　発電の用に供する施設の設置が見込まれる一の地点に対して交付することができる毎会計年度の交付金の交付限度額は、次の表の施設の欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の期間の欄に掲げる期間において、同表の措置の欄に掲げる措置に要する費用に充てるときは、同表の金額の欄に掲げる金額とする。				**第五条**　発電の用に供する施設の設置が見込まれる一の地点に対して交付することができる毎会計年度の交付金の交付限度額は、次の表の施設の欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の期間の欄に掲げる期間において、同表の措置の欄に掲げる措置に要する費用に充てるときは、同表の金額の欄に掲げる金額とする。			
施設	期間	措置	金額	施設	期間	措置	金額
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
特定放射性廃棄物の最終処分施設（整備法施行令第三条第十三号に掲げる施設をいう。以下同じ。）	L	第三条第一項第一号及び第九号（特に必要と認められる場合は、同項第一号及び第六号から第十一号まで）	毎会計年度二億一千万円。ただし、最終処分法第二条第九項に掲げる第二種特定放射性廃棄物のみを対象として文献調査を実施した場合は、毎会計年度一億四千万円。（令和八年度までに文献調査（最終処分法第二条第九項に掲げる第二種特定放射性廃棄物のみを対象としたものを除く。）が開始された場合に限り毎会計年度十億円。ただし、期間Lの交付金の交付額を合計した金額が二十億円を超えないものとする。）	特定放射性廃棄物の最終処分施設（整備法施行令第三条第十三号に掲げる施設をいう。以下同じ。）	L	第三条第一項第一号及び第九号（特に必要と認められる場合は、同項第一号及び第六号から第十一号まで）	毎会計年度二億一千万円。ただし、最終処分法第二条第九項に掲げる第二種特定放射性廃棄物のみを対象として文献調査を実施した場合は、毎会計年度一億四千万円。（令和六年度までに文献調査（最終処分法第二条第九項に掲げる第二種特定放射性廃棄物のみを対象としたものを除く。）が開始された場合に限り毎会計年度十億円。ただし、期間Lの交付金の交付額を合計した金額が二十億円を超えないものとする。）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（備考）　（略）				（備考）　（略）			

○厚生労働省告示第百三十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の十四第三項の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する告示

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第一条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表 地域相談支援給付費単位数表 第１　地域移行支援 １～７　（略） ８　福祉・介護職員等処遇改善加算 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定地域移行支援事業所（国、のぞみの園（法第５条第１項に規定するのぞみの園をいう。以下同じ。）又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定地域移行支援を行った場合は、１から７までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数を所定単位数に加算する。 第２　地域定着支援 １～５　（略） ６　福祉・介護職員等処遇改善加算 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定地域定着支援事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定地域定着支援を行った場合は、１から５までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数を所定単位数に加算する。	**別表** 地域相談支援給付費単位数表 第１　地域移行支援 １～７　（略） （新設） 第２　地域定着支援 １～５　（略） （新設）

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部改正）

第二条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成三十年厚生労働省告示第百十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一～二の二　（略） 三　算定告示別表第１の１の２のピアサポート体制加算を算定すべき指定地域移行支援事業所の基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ　障害者ピアサポート研修修了者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表	一～二の二　（略） 三　算定告示別表第１の１の２のピアサポート体制加算を算定すべき指定地域移行支援事業所の基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ　障害者ピアサポート研修修了者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表

第10の１の３の注の(1)に規定する障害者ピアサポート研修修了者をいう。）であって、次の(1)及び(2)に掲げるものを指定地域移行支援事業所の従業者としてそれぞれ常勤換算方法で○・五以上配置していること。

(1)　法第四条第一項に規定する障害者（以下この(1)及びロにおいて単に「障害者」という。）又は障害者であったと都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）が認める者

(2)　（略）

ロ・ハ　（略）

四～六　（略）

六の二　算定告示別表第１の８の厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　当該指定地域移行支援事業所等の職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）について、賃金改善に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(2)　当該指定地域移行支援事業所等において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該指定地域移行支援事業所等の職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

(3)　福祉・介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該指定地域移行支援事業所等の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4)　当該指定地域移行支援事業所等において、事業年度ごとに当該指定地域移行支援事業所等の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5)　算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

(6)　当該指定地域移行支援事業所等において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。）の納付が適正に行われていること。

(7)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一)　職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

(二)　(一)の要件について書面をもって作成し、全ての職員に周知していること。

(三)　職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

(四)　(三)について、全ての職員に周知していること。

第10の１の３の注の(1)に規定する障害者ピアサポート研修修了者をいう。）であって、次の(1)及び(2)に掲げるものを指定地域移行支援事業所の従業者としてそれぞれ常勤換算方法で○・五以上配置していること。

(1)　法第四条第一項に規定する障害者（以下この(1)及びロにおいて単に「障害者」という。）又は障害者であったと都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市の市長）が認める者

(2)　（略）

ロ・ハ　（略）

四～六　（新設）

(8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する当該指定地域移行支援事業所等の職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該指定地域移行支援事業所等の職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。 ロ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (一) イの(2)の福祉・介護職員等処遇改善計画書において、情報端末の導入等の生産性向上に係る取組を行っていること。 (二) 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百二十八条第一号イに規定する社会福祉連携推進法人に所属していること。 (2) 当該指定地域移行支援事業所等が仮に福祉・介護職員等処遇改善加算を算定した場合に算定することが見込まれる額の二分の一以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。 七～八　（略） 九 算定告示別表第2の6の厚生労働大臣が定める基準 第六号の二の規定を準用する。	（新設） 七～八　（略）

附　則

この告示は、令和八年六月一日から適用する。

○厚生労働省告示第百三十一号

建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三条第一項の規定に基づき、建設雇用改善計画を次のように策定したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

建設雇用改善計画（第十一次）

Ⅰ　計画の基本的考え方

1　計画の背景と課題

⑴　計画策定の趣旨

建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号。以下「建設雇用改善法」という。）の目的である建設労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上並びに福祉の増進を図るための施策等を円滑かつ効率的に実施していくためには、建設労働者の雇用等の動向を基礎に、建設労働対策の総合的、中長期的な施策の方針、基準等を明らかにすることにより、その実施機関等に行政運営上適正な指針を示すことが必要である。

また、建設労働対策の実行を期するためには、事業主、業界団体等の関係者の自覚と協力が不可欠であり、これら関係者に対しても、建設労働対策の目的、方針、基準等を示す必要がある。

このため関係行政機関及び事業主、業界団体等が建設労働対策を推進していく上での指針となるよう、本計画を策定する。

⑵　経済・雇用情勢等の状況

我が国経済は、2024年（令和６年）には名目ＧＤＰが初めて600兆円を超えるとともに、2025年（令和７年）の春季労使交渉における賃上げ率は、33年ぶりの高さとなった2024年（令和６年）を更に上回る堅調な結果となる等、近年にはない明るい動きが続いている。一方、個人消費については、食料品等身近な品目の物価上昇が続く中で、賃金・所得に比して回復力が弱いものにとどまっている。コロナ禍の2020年（令和２年）５月を谷とする現在の景気回復は、戦後３番目の長さに達し、成熟化した状態にあることを踏まえると、何らかの負のショックを機に景気の局面が変化する可能性には十分警戒が必要である。

このような経済状況の下、建設経済の現状を見ると、建設投資額は1992年度（平成４年度）の84兆円をピークに減少基調となり、2010年度（平成22年度）には1992年度（平成４年度）の半分程度にまで減少した。その後、東日本大震災からの復興等により回復傾向となっている。

また、雇用情勢は、2024年（令和６年）の実績を見ると、完全失業率の改善がみられたほか、女性・高齢者を中心に労働参加が進み、労働力人口、就業者数、雇用者数が過去最高となった。有効求人倍率はほぼ横ばいであったが、人手不足感の更なる高まりがみられ、大企業、中堅企業及び中小企業で人手不足感が強いものとなっている。

このような雇用情勢の下、建設労働者の現状を見ると、コロナ禍が住環境への意識変化やＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）・業務効率化の必要性の明確化につながる契機となった一方、現在においても技術者や技能労働者等、建設関連職種の有効求人倍率は高止まりしており、担い手の確保が課題である。また、建設業の労働力の年齢構成を見ると、他産業に比べて高年齢層（60歳以上）の割合が高い一方、若年層（15～29歳）の割合が低く、さらに、他産業に比べて新規学校卒業就職者の入職が少なく、定着が悪い状況は深刻化しており、将来の建設業の一層の担い手不足への懸念は依然として変わっていない。

⑶　建設産業における役割と課題

こうした中、建設産業は、社会資本の整備の担い手であると同時に、地域経済・雇用を支え、災害時には、最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手として、国民生活や社会経済を支える大きな役割を担う。そのためには、持続可能な建設産業の構築が不可欠であるが、今後、熟練技能を有する多くの高年齢層の労働者のリタイアが見込まれる中、若年者等の入職が進まなければ将来的に技能労働者が不足することから、その確保・育成及び技能継承は極めて重要な課題となっている。

特に、若年労働者の確保・育成の観点からは、建設産業で働く若年労働者がライフステージに応じた生活設計ができるよう、他産業と比較して遜色ない就労環境を確保することが重要であり、建設業の新４Ｋ（給与がよい・休暇がとれる・希望がもてる＋かっこいい）を実現するため、事業主が時間外労働の上限規制等に対応し、労働時間の適正化等による働き方改革や賃金引上げ等による処遇改善、現場管理の効率化等による生産性向上に総合的に取り組むととも

に、職業能力開発に主体的かつ積極的に取り組むことが肝要である。社会が大きな変化に直面する中で、事業主が雇用管理の改善等に取り組むためには、建設キャリアアップシステム（以下「ＣＣＵＳ」という。）を活用し、若い世代がキャリアパスの見通しを持てるよう、国や業界団体等の関係機関が連携し、処遇改善等に向けた更なる施策を展開し、建設労働者にとって「魅力ある職場づくり」を推進していく必要がある。

また、従来より我が国の建設産業においては、受注生産、個別生産、屋外生産、移動生産、総合生産といった特性があるほか、重層下請構造、中小零細企業の割合が高い等の特徴がある。加えて、過去の長期にわたる建設投資の減少による競争の激化に伴うダンピング受注やその就労形態への影響等が指摘されている。これらを背景として、不明確な雇用関係、労働災害の多発、労働条件の改善や労働福祉の立ち後れ、適切な職業能力開発の機会の不足等の問題が存在しており、近年、これらの問題について改善の取組が進んでいるものの、引き続き、適切な対応について、国土交通省をはじめとする関係省庁と連携を図り、今後も万全を期していく必要がある。

他方、人口減少や少子高齢化による労働力の大幅な減少等が建設産業の持続的な発展へもたらす影響を軽減するには、労働の質を高めることや良質な雇用機会を確保することが必要であるが、そのためには、個々の労働者が生涯を通じて能力開発を行い、その能力を高めることとあわせて、そうして労働者が高めた能力を最大限発揮できる環境を整備することが重要な課題となる。また、将来的に建設産業を活性化していくためには、国際競争力の強化や、外国人を単なる労働力としてではなく、建設業を担う人材の一員として適切に受け入れ、育成・定着させていく視点も重要である。

⑷　施策の最重点事項

以上を踏まえ、本計画においては、「次世代を担う若者が夢を描き安心して働ける魅力ある職場づくりの推進」を課題とし、次の事項を最重点事項として、Ⅲの施策を推進していくこととする。

ア　若年者等への建設業の魅力発信、入職・定着促進による担い手の確保・育成

建設業で働くことの魅力を発信し、若年者の入職及び定着の促進を図るとともに、女性、高年齢者及び外国人が活躍できる就労環境の整備等を図り、担い手の確保・育成に取り組むこと。

イ　魅力ある労働環境づくりに向けた基盤整備

建設労働者の職業生活の全期間を通じた職業の安定を図りつつ、建設雇用改善法等に基づく適切な建設労働者の雇用を推進し、建設労働者にとって魅力ある労働環境づくりを図ること。

ウ　職業能力開発の促進、技能継承

建設労働を取り巻く環境の変化も踏まえ、事業主、事業主団体等が行う職業能力開発の支援や公的職業訓練を推進し、建設労働者の職業能力の開発や向上を促進するとともに、技能の継承を図ること。

2　計画の期間

この計画の期間は、2026年度（令和８年度）から2030年度（令和12年度）までとする。ただし、今後の建設産業や建設業に係る施策の動向等を踏まえ、必要な場合は計画の改正を行うものとする。

Ⅱ　建設雇用等の動向

1　建設経済の動向

⑴　2025年度（令和７年度）の建設投資は、名目では前年度比3.2％増の75兆5,700億円となる見通しである。また、実質（2015年度（平成27年度）基準）では同0.6％増の57兆2,875億円となる見通しであり、ピークの1990年度（平成２年度）から35.8％の減少と見込まれている。

建設投資の動向を見ると、名目では、1984年度（昭和59年度）以降、主に民間投資の増加により前年度比プラスで推移し、1992年度（平成４年度）には約84兆円に達した。その後は減少傾向となり、2010年度（平成22年度）には約42兆円とピーク時の半分まで減少したが、2015年度（平成27年度）に持ち直して以降は東日本大震災からの復興需要、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催、国土強靱化の取組等により増加傾向にあり、2025年度（令和７年度）も引き続き増加となる見通しである。

国内総生産（名目）に占める建設投資（名目）の割合も、1986年（昭和61年）以降では1990年度（平成２年度）の18.0％をピークに低下しており、2010年度（平成22年度）は8.4％まで低下したが、その後は景気の回復や東日本大震災からの復興等による需要で、回復傾向にあり、2025年度（令和７年度）は12.0％となる見通しである。

⑵　また、建設業許可業者数は、2024年度（令和６年度）末現在で483,700業者となっており、建設業許可業者数が最も多かった1999年度（平成11年度）末時点と比較すると19.5％の減少となっている。

⑶　2026年度（令和８年度）から2030年度（令和12年度）までを対象とする第１次国土強靱化実施中期計画（令和７年６月６日閣議決定）が策定されたこと等から、今後も防災・減災、国土強靱化の推進等による建設需要が見込まれるところである。

2　建設労働者の動向

⑴　建設業の就業者数は、1990年度（平成２年度）以降の建設投資（実質）の減少の中でも増加を続けていたが、1997年（平成９年）の685万人（全産業に占める割合は10.4％）をピークに減少に転じ、2010年（平成22年）には498万人となり、その後は同水準で推移している。2024年（令和６年）には477万人（全産業に占める割合は7.03％）となり、ピークの1997年（平成９年）と比較して30.4％の減少となっている。

また、建設業の技能労働者の就業者数は、1997年（平成９年）の455万人をピークに減少しており、2024年（令和６年）には300万人となっている。

⑵　建設業の雇用者数も同様の傾向を示しており、1997年（平成９年）の563万人（全産業に占める割合は10.4％）をピークに減少していたが、2010年（平成22年）の405万人（全産業に占める割合は7.4％）以降横ばいとなり、2024年（令和６年）には394万人となっている（全産業に占める割合は6.4％）。

⑶　建設業における雇用者のうち、日雇労働者（雇用契約期間が１か月未満の者）の占める割合は、2024年（令和６年）で０％となっており、全産業の0.18％より低い割合となっている。

⑷　建設業の雇用者を事業所規模別に見ると、30人未満規模の事業所に雇用されている者の割合は2024年（令和６年）で58.6％（全産業では24.9％）となっており、比較的小規模な事業所に雇用されている者の割合が高い状態である。

また、建設業の従業者規模をみると、職別工事業（設備工事業を除く）の82.1％が１～９人の事業所であり、特に板金・金物工事業では68.9％、石工・れんが・タイル・ブロック工事業では68.4％、床・内装工事業では67.6％が１～４人の事業所となっている。

⑸　若年者の入離職の状況については、新規学校卒業就職者に占める建設業の就職者割合は、1996年（平成８年）の8.4％をピークに下降傾向を示し、2009年（平成21年）には4.0％、実数においても1996年（平成８年）の半分以下の２万９千人となった。その後増加に転じ、2024年（令和６年）にはそれぞれ5.4％、３万８千人となっている。しかしながら、就業者全体に占める建設業の就業者割合は7.0％であることから、新規学校卒業就職者の建設業への入職は少ないということができる。

新規高等学校卒業者の入職３年後の離職率については、1985年（昭和60年）以降では、1992年（平成４年）３月卒業者の39.4％を底に、2003年（平成15年）３月卒業者では57.4％と高い水準となった。その後は一時低下傾向となったものの、2022年（令和４年）３月卒業者については41.4％となっている。全産業と比較しても、1992年（平成４年）３月卒業者については同水準であったものが、2022年（令和４年）３月卒業者については全産業より3.5ポイント高い状況にある。

⑹　建設業の就業者に占める若年層（15～29歳）の割合は、1988年（昭和63年）の14.8％を底に上昇を続け、1997年（平成９年）には22.0％となった。その後下降に転じたが、2024年（令和６年）には11.7％と回復傾向となっている。ただし、全産業の16.9％に比べると低くなっている。

⑺　建設労働者の高齢化の状況について、建設業の就業者に占める高年齢層（60歳以上）の割合は、1978年（昭和53年）以降上昇傾向にあり、2024年（令和６年）には25.8％となった。全産業の22.0％に比べ高齢化が進展している。

また、2024年（令和６年）における建設労働者の平均年齢は45.3歳であり、全産業の44.1歳と比べるとやや高くなっている。職種別に見ると、建設躯体工事従事者が43.0歳、大工が40.6歳、配管従事者が45.6歳、その他の建設従事者が42.4歳、電気工事従事者が43.4歳、土木従事者、鉄道線路工事従事者が46.0歳と、職種によって平均年齢のばらつきが見られる。

⑻　女性の就労状況について、建設業の就業者に占める女性の割合は、1985年（昭和60年）以降では1991年（平成３年）の16.7％をピークに低下し、2010年（平成22年）から2012年（平成24年）までの13.9％を底に回復傾向となり、2024年（令和６年）には18.2％まで増加している。しかしながら、2024年（令和６年）の全産業45.5％に比べるとかなり低くなっている。

また、建設業の技能労働者に占める女性の割合は2024年（令和６年）には3.6％となっている。

⑼　建設分野における外国人材の受入状況については、2025年（令和７年）で20.6万人となっており、2019年（令和元年）の9.3万人から約２倍となっている。在留資格別では、技能実習生は12.0万人、特定技能外国人は2.7万人となっている。

3　建設労働者の需給動向

⑴　建設業関連職種の職業別有効求人倍率について、2024年度（令和６年度）は、建築・土木・測量技術者は5.58倍、建設躯体工事以外の建設従事者は4.59倍、電気工事従事者が3.30倍、土木作業従事者が6.10倍と、全産業の1.25倍と比べて高い倍率を示しているほか、建設躯体工事従事者については8.56倍と、特に高い倍率を示している。

⑵　建設労働者の過不足状況については、全体的には2009年（平成21年）から2011年（平成23年）前半までは過剰傾向にあったが、2011年（平成23年）後半以降は不足とする企業が多くなっている。部門別に見ると、2011年（平成23年）後半以降は、ほぼ全ての部門で不足の状況となっているが、専門・技術や技能工の部門で特に不足感が高くなっている。

4　建設労働者の労働条件等の動向

⑴　労働時間の状況を見ると、1997年（平成９年）４月１日からの週40時間労働制の全面適用を経て、建設業の事業所規模５人以上の事業所における１人当たりの年間総実労働時間は、1998年（平成10年）に2,009時間となったが、その後増加し、2017年（平成29年）には2,063時間となった。

それ以降は減少に転じており、2024年（令和６年）の年間総実労働時間は1,938時間となっているものの、全産業の1,643時間と比べると長時間である傾向は変わらない。

⑵　週休制の導入状況を見ると、建設業の企業規模30人以上の企業において、完全週休２日制を導入している割合は、2024年（令和６年）では45.9％と、2019年（令和元年）の27.0％と比較すると普及は進んでいるものの、全産業の56.7％と比べると普及が遅れており、土日連続全休制による現場閉所の割合が低いものと考えられる。

また、年次有給休暇の状況については、全産業における2024年（令和６年）の付与日数は16.9日である一方、建設業では17.8日と僅かながら全産業よりも多くなっている。取得日数については、全産業が11日、建設業が10.8日と同程度であることに対し、取得率は全産業が65.3％、建設業が60.7％と全産業を下回っている。

⑶　建設業における賃金水準について、2024年（令和６年）では、企業規模10人以上の事業所の全従業員で約565万円、企業規模５人以上９人以下の事業所の全従業員で約446万円と試算される。

なお、全産業の企業規模10人以上の事業所における2024年（令和６年）の全従業員の年間の給与額を試算すると、その額は約527万円である。

⑷　労働災害の状況を見ると、建設業における、労働災害による休業４日以上の死傷者数は1978年（昭和53年）以降概ね減少を続けている。死亡災害は1985年（昭和60年）から年間1,000人前後で横ばいで推移していたが、1997年（平成９年）以降は減少傾向に転じ、2024年（令和６年）には232人となった。また、全産業に占める割合は、死傷者数で10.2％、死亡者数で31.1％であり、建設業における労働災害は他の業種と比べて重篤な災害となる傾向を示している。

⑸　建設業における雇用保険の適用事業所数は、2024年度（令和６年度）で436,288事業所となっており、全産業における構成比は18.3％で最も多くなっている。また、2019年度（令和元年度）の適用事業所数412,515事業所から5.8％の増加となっている。

5　職業能力開発の動向

⑴　建設業におけるＯＦＦ－ＪＴ（業務命令に基づき、通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練（研修））の実施状況を見ると、正社員に対して「ＯＦＦ－ＪＴを実施した」と回答した事業所は、2024年度（令和６年度）には85.2％となっており、全産業の実施率の71.6％より高い状況である。

また、建設業における計画的なＯＪＴ（日常の業務に就きながら行われる教育訓練）の実施状況を見ると、正社員に対して「計画的なＯＪＴを実施した」と回答した事業所は、2024年度（令和６年度）には64.2％となっており、全産業の実施率の61.1％より高い状況である。

⑵　建設業における人材育成に関する問題点の状況を見ると、人材育成に「問題がある」と回答した事業所は、2024年度（令和６年度）には85.7％となっており、全産業の79.9％より高い状況である。問題点の内訳については、複数回答で「人材を育成しても辞めてしまう」が61.4％で最も多く、「指導する人材が不足している」が54.4％で続いている。

⑶　2024年度（令和６年度）における技能検定受検申請者数のうち建設関連の申請者数は112,643人（合格者数64,228人）となっており、2019年度（令和元年度）の106,811人（合格者数64,395人）から5.5％の増加となっている。また、等級別の受検申請者数の内訳を見ると、技能実習生を対象とした等級（随時２級、随時３級及び基礎級）の受検申請者数は70,150人（2019年度（令和元年度）の58,068人から20.8％の増加）、それ以外の等級は42,493人（2019年度（令和元年度）の48,743人から12.8％の減少）となっている。

Ⅲ　雇用の改善等を図るために講じようとする施策に関する基本的事項

建設労働者の雇用改善を進めるに当たっては、高齢化の進行等を背景に、将来的に技能労働者が不足することから、若年労働者等の確保・育成に向けた取組を進めることが必要である。

また、建設産業に関しては、依然として雇用関係が不明確、他産業と比べて長時間労働、技能労働者が低賃金である等労働条件の改善や労働福祉が立ち後れており、さらに職業能力開発が十分に行われていない等の問題があることから、これらの改善を図っていくことが必要である。

このため、建設労働者の職業生活の安定にも十分に配慮した上で、前述の建設雇用等の動向を踏まえ、若年労働者等の確保・育成、建設労働者の雇用改善、労働福祉の増進、職業能力の開発及び向上、ＣＣＵＳの活用促進等雇用の改善を一層促進することにより、建設労働者にとって魅力ある職場とするため、次の施策を積極的に推進する。

1　若年者等への建設業の魅力発信、入職・定着促進による担い手の確保・育成

⑴　若年労働者の確保・育成

技能労働者については、他産業に比べて高齢化が進展しており、入職者は減少傾向にある。今後、熟練技能を有する高年齢層の労働者が大量に離職するとともに、このまま若年者等の入職が進まなければ、技能労働者が将来的に不足することから、若年労働者の確保・育成が極めて重要な課題となっている。

ア　建設労働に対する理解の促進、建設業の魅力の発信

㋐　若年労働者の確保の観点から、建設業が社会的に評価され、イメージアップにつながるよう、建設業が社会資本の整備の担い手であること、災害時には最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手として多大な役割を果たしており、地域に不可欠な産業であることといった、国民一般の建設労働に対する正しい理解を促進するための取組を推進する事業主、事業主団体等に対して支援を行う等、建設業に対する理解の促進に向けて、官民一体となって取り組む。

(イ)　若年者に建設業の役割やその魅力を伝え、建設業で働くことに対する意識や関心を高めるため、建設産業人材確保・育成推進協議会に設置された「若年者入職促進タスクフォース」等を活用した、業界と小学校、中学校、高等学校等の教育機関や関係行政機関等との連携の強化を通じ、現場見学会、職場体験、インターンシップ、実践的な技術研修等のキャリア教育や、進路指導、職業指導等に取り組む。

イ　建設業の魅力の発信から入職・定着支援

建設業においては、若年労働者等の確保・育成、技能継承が極めて重要な課題である中、入職から定着までを同時に促進するため、若年者等に対して建設業の役割や魅力を伝え、理解を促進するための啓発活動を行った上で、入職者の技能向上を図るための育成及び定着のためのフォローアップ等を熱心に行う事業主に対する支援を行う。

ウ　若年労働者、女性労働者及び外国人労働者とのコミュニケーションスキルの向上

建設現場における技能労働者の年代ギャップによるコミュニケーション不足や技能指導方法等の違いが、若年労働者の職場環境への適応や技能・ノウハウの習得がうまくいかない一因となっていることから、若年労働者と円滑なコミュニケーションをとりながら働くための職場環境づくりのスキル向上について、事業主に対して支援を行うとともに、若年労働者を育成する職場風土の醸成を行う事業主、事業主団体等に対して支援を行う。また、建設産業においては、女性労働者や外国人労働者を含む多様な人材が活躍していることを踏まえると、性別に係るアンコンシャス・バイアスの解消やハラスメントの防止、言語や文化の違いによる誤解や摩擦といった課題への対応の観点から、円滑なコミュニケーションを取りながら働くための職場環境づくりのスキル等を習得・向上していくことも重要であり、同様に支援を行う。

エ　教育訓練の充実、キャリアパスの提示

建設業で働く若年労働者がライフステージに応じた職業生活設計を行うためには、処遇改善をはじめとした雇用管理の改善や技能労働者のキャリア形成に資する適切な資格の取得、それに向けた教育訓練と、取得した技能に見合った処遇等を関連づけた望ましいキャリアパスを提示することが必要であることから、教育訓練の充実やキャリアパスの提示を行う事業主、事業主団体等に対して支援を行う。

⑵　女性労働者の活躍・定着の促進

建設産業においては、他産業と比較して、女性労働者の活躍・定着が進んでいないことから、建設業で働く全ての女性が働きやすく、また働き続けられることや、女性が建設業への入職を選択できることに資する就労環境整備が課題であり、さらに、各種制度を活用するための理解促進が重要である。

あわせて、結婚、出産、育児等、全ての人のライフステージを尊重した柔軟な働き方を実現することも不可欠である。

ア　就労環境の整備

(ア)　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）が改正され、2025年（令和７年）４月１日及び同年10月１日に段階的に施行されたことを踏まえ、仕事と育児・介護を両立しやすい職場づくりの取組が企業にとっても優秀な人材の確保・育成・定着につながること等について、周知等を図っていく。

(イ)　全ての人が働きやすく働きがいのある、魅力ある産業を目指した意識改革や、現場で働く女性労働者の就労環境をハード（快適なトイレ等）・ソフト両面から整備する取組の裾野拡大、女性労働者のキャリアアップ、継続勤務を促進するとともに、作業方法や安全対策の配慮等女性労働者の活躍の促進について検討する事業主、事業主団体等や、男女別のトイレや更衣室の整備等により職場環境の改善を行う事業主に対して支援を行う。

(ウ)　男女ともに仕事と育児を両立できるようにするため、男性の育児休業取得促進や、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の導入促進等に取り組むことにより、共働き・共育てを推進する。

(エ)　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）について一層の周知・指導等を行うことにより、男女の均等な雇用機会を確保するとともに、職場におけるセクシュアルハラスメント防止等のための雇用管理上の措置義務を徹底させること等を通じて、職場への受入体制の整備を促進する。

(オ)　妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いについては、女性労働者の尊厳を傷つけ、継続就業を妨げるものであることから、事業主に対する積極的な報告徴収、指導等を行う。

イ　女性の入職促進

女性をはじめとする多様な人材の参画は、現場に多様な価値観や創意工夫をもたらし、建設産業全体の活力につながると考えられることから、企業における女性の活躍状況等の情報提供、作業方法の改善、作業装備の軽装化による女性の職域拡大等の女性労働者の活躍を推進するための取組の支援等を通じて、建設産業における女性の入職を促進する。また、建設業で働く女性労働者が増加する中で、事業主が円滑なコミュニケーションを取りながら働くための職場環境づくりのスキル等を向上していくことも重要であることから、事業主への支援を推進する。

ウ　女性の活躍推進

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）では、常時雇用する労働者の数が101人以上の事業主に対して、女性の活躍に関する状況把握・課題分析に基づいた行動計画の策定及び情報公表を義務付けており、同法の周知・啓発、着実な施行や、2025年（令和７年）３月に官民で策定された「建設産業における女性活躍・定着促進に向けた実行計画」に基づく取組を通じて、建設産業における女性の活躍を推進する。また、坑内労働における女性の就業については、科学的な知見も踏まえた女性の健康上への影響等様々な面で整理が必要であることを踏まえ、国土交通省との連携を図る。

⑶　高年齢労働者の活躍の促進

少子高齢化の進展や技能労働者の高齢化が進む中で、働く意欲のある高年齢労働者がその能力・経験を十分に活かし技能の継承を行う等、いつまでも活躍できるよう、引き続き環境整備を図っていくことが重要となっている。

ア　高年齢者雇用安定法の周知

(ア)　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）における定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による65歳までの雇用確保措置（義務）の適正な実施について、事業主への一層の周知・指導を徹底する。

(イ)　また、70歳までの就業確保措置（努力義務）については、事業主において制度の導入が進むよう周知を徹底するとともに、適正に運用されるよう助言、指導等を行う。

イ　ハローワークの生涯現役支援窓口におけるマッチング支援

高年齢求職者の多様な就労経験やニーズを踏まえた、職業生活の再設計に係る支援を行うほか、その希望する職種と求人のニーズも踏まえながら、求人開拓や雇用情報提供、マッチングの強化等、総合的な就労支援を実施する。

ウ　雇用管理に関する支援

(ア)　高年齢労働者の特性や健康、体力等に対応した就労環境の整備及び高年齢労働者が有する高度な熟練技能の継承を図るため、その特性に配慮した作業方法の見直し、適正な配置、柔軟な勤務形態、安全衛生対策、職業能力開発等、高年齢労働者の活用について検討する事業主に対して支援を行う。

(イ)　高年齢労働者の健康や体力、多様な就労ニーズを的確に把握しつつ、適切な雇用管理が行われるよう、事業主に対する啓発・指導を行う。

⑷　外国人労働者の適正な受入れ・育成

出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和６年法律第60号）により、人手不足分野における人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が創設（2027年（令和９年）４月１日運用開始予定）された。

外国人労働者の育成と確保においては、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針」（令和７年３月11日閣議決定）や、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針（令和８年１月23日閣議決定）別紙５（建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針）に基づき、外国人労働者を単なる労働力としてではなく、人材として適切に受け入れ、中長期的な視点に立った育成・定着に向けた取組を建設業界が一丸となって推進していくことが重要である。

ア　技能実習生・育成就労外国人への対応

㋐　建設分野においては、これまでも人材育成を通じた技能移転による国際貢献を目的に多数の技能実習生を受け入れているが、2027年（令和９年）４月の育成就労制度の運用開始後は、育成就労外国人の受入れを開始することから、技能実習生及び育成就労外国人の適正な受入れのための取組が重要である。

技能実習生については、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）に基づき、育成就労外国人については、改正後の同法（外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成28年法律第89号））に基づき、技能実習及び育成就労の適正な実施並びに技能実習生及び育成就労外国人の保護を図るため、受入企業が、両法のほか、労働関係法令等を遵守し、技能実習・育成就労を行わせる環境の整備に努めるよう、周知・指導を徹底する。

㋑　育成就労制度においては、３年間の就労を通じて、技能及び日本語能力の修得に向けて計画的な育成を行うことが求められ、育成就労実施者は育成就労外国人ごとに適切に育成就労計画を策定する必要がある。また、計画的な人材育成を行う観点からは、育成就労は３年間を通じて同一の育成就労実施者の下で行われることが効果的であり望ましいことも踏まえ、育成就労実施者においては、育成ターゲット（育成就労外国人が日本で働きながら目指すべき姿）を見据えた中長期的なキャリアパス、その過程で求められる技能修得や資格取得等について、育成就労外国人との共通理解を深めることが必要である。

㋒　資格や経験のキャリアと合わせて、賃金の上昇についても見える化を図るとともに、ＣＣＵＳの能力評価基準に従って賃金の中長期的な見通しを示し、これと合わせた育成を行うことで、着実なキャリアアップを目指していくことも必要である。また、育成就労制度の運用開始に向けて、国土交通省において、育成就労外国人及び特定技能外国人の計画的かつ的確な育成・評価を行うための指針となる「育成・キャリア形成プログラム」を建設分野でも定めることとしており、こうしたものを活用しながら、中長期的な観点も含めた育成就労外国人の効果的な育成・キャリア形成を促進していくこととしている。

㋓　育成就労実施者が策定する「育成就労計画」の認定基準として、月給制の導入、建設業許可、ＣＣＵＳへの登録等を求めるほか、加入が義務化される分野別協議会の参画により、適正な受け入れ体制を構築することが必要となる。

イ　特定技能外国人の適正な受入れ

国土交通省では適正な就労環境を確保するための建設分野特有の措置として、受入企業が策定する計画の認定、審査を行う仕組みを設けており、受入企業に対し、同一技能・同一賃金や技能習熟に応じた昇給、建設業許可、ＣＣＵＳへの登録等を認定基準として求めるほか、適正就労管理の観点から、就労開始後においても巡回指導の対応をこれまで以上に強化し、就労環境の確認を行うこととしており、これら取組の徹底を図る。

また、ルールに従わない企業に対する受入計画認定の取消しのほか、必要なペナルティを設け、適正な受入れに向け厳格化を図る。

ウ　定着に向けた取組

外国人労働者に対しては定着に向けた取組が必要であることから、その対応として、職場内における外国人労働者との円滑なコミュニケーション等が図られるための支援の検討が必要である。

また、中長期的なキャリアパスを考慮した場合、生活基盤の整備が必要であるほか、特定技能２号に移行後の家族帯同への配慮も必要であることから、外国人労働者に対する生活者としての支援や、地域社会との共生に向けた取組、日本語教育の充実等の官民一体となった取組を行うことが必要である。

エ　適切な雇用管理に向けた取組

日本人労働者と同様、雇用管理の改善が重要であり、適正な労働条件及び安全衛生の確保等を図るためには、外国人を雇用する事業主が、外国人労働者の雇用管理の改善等に関して講ずべき措置を適切に実施することが重要である。

㋐　ハローワーク等において、事業主に対し、外国人雇用状況届出制度や外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（平成19年厚生労働省告示第276号）の周知等、雇用管理の改善に向けた助言・指導を実施し、外国人労働者の職場定着を支援する。

㋑　労働基準監督署等において、労働基準関係法令の遵守に向けた相談・指導を行い、外国人労働者の適正な労働条件及び安全衛生の確保を図る。

⑸　ハローワークにおける支援

ハローワークは都道府県内の各地域に拠点を有していることが強みであり、これらを最大限に活かして、管内企業のことを最もよく理解している地域密着型の公的機関を目指してマッチングを推進していく。

ア　建設躯体工事従事者をはじめとした建設関連職種の有効求人倍率が高水準で推移していることから、未充足求人のフォローアップ、求職者への建設関連職種に関する求人の情報提供、就職面接会の開催等により若年者等の求職者のマッチング支援を行う。

イ　特に、建設業を含めた雇用吸収力の高い分野へのマッチング支援を行うハローワークの「人材確保対策コーナー」において、求人者に対する求人充足に向けた助言・指導、求職者に対する担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介、業界団体との連携による事業所見学会、就職面接会等を実施する。

２　魅力ある労働環境づくりに向けた基盤整備

⑴　安定就労の確保

建設産業においては、依然として重層下請構造が存在し、雇用関係や労働条件が不明確である等の問題が課題となっている中、2024年（令和６年）６月、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和６年法律第49号。以下この項、⑵及び５⑴において「改正法」という。）が成立し、2025年（令和７年）12月に全面施行された。

改正法により、発注者・受注者双方に対して「工期ダンピング（著しく短い工期）の禁止」が明確化されたところであり、重層下請構造が生み出す無理な工期や長時間労働への歯止めが期待されている。また、中央建設業審議会において決定された「労務費に関する基準」（令和７年12月２日中央建設業審議会決定）において位置づけられる、通常必要と認められる労務費等の額（以下「適正な労務費等の額」という。）を著しく下回る見積り・契約締結が禁止されることとなり、労務費を原資とした過度な重層下請構造を是正する効果も期待される。

一方で、法定福利費の支払を始めとした雇用に伴う雇用主としての責任逃れを目的とした、実態が雇用労働者である技能者の一人親方化が進むことは、技能者の処遇低下のみならず、法定福利費等を適切に支払っていない企業ほど競争上優位となって公正・健全な競争環境の阻害をも招くこととなり、是正を進める必要がある。

さらに、形式的には請負であっても実態として労働者派遣となっているいわゆる偽装請負も課題となっており、併せて是正を進める必要がある。

ア　雇用関係の明確化

⑺　建設労働者の雇入れの主体及び雇用契約の内容等を明確にするよう、雇入通知書の交付等による労働条件の明示について、ハローワーク、労働基準監督署等の関係機関が連携を密にし、適切に指導及び監督並びに周知を行う。

⑴　日雇労働者等の建設労働者に対する雇入通知書の交付等の徹底を図るため、元請事業主による下請事業主に対する指導及び援助を促進する。

イ　いわゆる一人親方の適正化

⑺　いわゆる一人親方については、現状把握を行った上で、形式的に個人事業者であっても実態が雇用労働者である場合には、労働関係法令の適用があることについて、引き続き周知・啓発を行い、関係機関との連携を図りながら現状把握に基づいた効果的な対応を図る。

⑴　適正な賃金の支払、社会保険の加入等の雇用主としての責任を逃れるために、本来雇用されるべき技能者を、社会保険の適用除外であるいわゆる一人親方とする規制逃れの発生が懸念されるため、定期的な実態把握を行い、適切に業界への情報提供を行う。

ウ　業務請負等の適正化

⑺　建設業務の実施に当たり建設労働者募集及び請負が適正に行われるよう、建設雇用改善法等の遵守に向け、適切に指導及び監督を行う。

⑴　形式的には請負であっても実態として労働者派遣となっているいわゆる偽装請負の状態がある場合には、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第４条第１項第２号違反となるものであり、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（昭和61年労働省告示第37号）の周知を図るとともに、厳正に指導及び監督を行う。

また、労働力需給調整機能を持つ、建設雇用改善法第６章の建設業務労働者就業機会確保事業の適正な活用を引き続き促進する。

エ　不安定な雇用形態の労働者に対する対応

臨時・日雇労働、季節労働といった不安定な雇用形態の労働者の雇用の安定を図るため、都道府県労働局及びハローワークにおける就労支援や季節労働者の通年雇用化の促進により、安定就労の実現を推進する。

⑵　働き方改革の推進

建設業における労働時間については、2018年（平成30年）から減少に転じているものの、依然として他産業と比較して年間の総実労働時間が長い状況にあり、年次有給休暇の年間取得日数は全産業よりも僅かに下回っている。また、完全週休２日制の普及は進んでいるものの、全産業と比較すると遅れている。

このように、建設業の労働条件の改善は引き続き課題があり、官民一体となって、その働き方改革を強力に推進することが重要である。

ア　働き方改革の基本的取組

⑺　建設業の働き方改革に向けては、民間も含めた発注者の理解と協力が必要であり、「工期に関する基準」（令和２年７月20日中央建設業審議会決定（最終改定令和６年３月27日）等に関し、その趣旨も含め、業界全般への理解・浸透を図る。また、改正法による改正後の建設業法（昭和24年法律第100号。以下「改正建設業法」という。）に基づき、資材価格高騰によるしわ寄せ防止等の新たなルールの実効性確保のため、周知活動や建設Ｇメンによる監視強化に取り組む。

⑴　働き方改革の推進は、後述の長時間労働の抑制等や、完全週休２日制の普及等の環境整備につながるほか、働き方改革を通じ、建設産業が魅力的な産業として将来にわたって担い手を確保していくとの考えの下、官民一体となって取り組む。

⑼　働き方改革の推進に当たり、適切な賃金水準を維持するため、事業主は、業務効率化の推進や業務分担による労働時間の再配分等を行うことにより生産性向上に取り組む。

⑸　建設業界の労働生産性の抜本的向上とイノベーションの促進を目指す「建設ＤＸ」の取組により、労働環境の改善や働き方改革を官民一体となって推進し、建設産業が魅力的な産業となった姿を若年者に的確に発信することにより、将来にわたって担い手を確保していく。

イ　長時間労働の抑制等

⑺　長時間労働の抑制等については、労働者の心身の健康の保持のみならず、ワーク・ライフ・バランスの確保や若年者等の入職及び定着の促進の観点からも、技術者や技能労働者の職種ごとの就労実態に留意しながら、労使が具体的な目標設定の下に取り組むべき事項として指導を行うとともに、各都道府県に設置する働き方改革推進支援センターの訪問・オンラインコンサルティング等を活用し、労働時間の実態が改善されるよう取り組む。さらに、建設業・ドライバー・医師の働き方改革総合サイト「はたらきかたススメ」等を活用した情報発信に取り組む。

⑴　特に、脳・心臓疾患の発症との関連性が強い長時間にわたる過重労働が発生しないよう、事業主は労働者の労働時間の適正な把握及び管理の在り方についての必要な改善に取り組む。

⑼　労働基準監督署において長時間労働が疑われる事業場への監督指導を徹底するとともに、働き方改革推進支援センターの個別相談等を活用し、長時間労働が改善されるよう取り組む。

⑸　2019年（平成31年）４月から導入が努力義務となった勤務間インターバル制度については、長時間労働の抑制のみならず、労働者の健康確保及び労働災害の防止にも資するものであるため、本制度の導入に向けた取組を推進する。

⑽　長時間労働の改善を実現するため、改正建設業法の規定により、受注者側の工期ダンピングの禁止が明確化されたことも踏まえつつ、現場技術者専任義務の合理化やＩＣＴを活用した生産性の向上に官民一体となって取り組む。

ウ　完全週休２日制の普及、休暇の取得促進

⑺　建設産業における完全週休２日制の普及は進んでいるものの、天候や納期の問題により全産業と比較するとその普及は遅れているところである。完全週休２日制の導入は働き方改革の一環として、労働者の健康確保やワーク・ライフ・バランス向上につながり、結果として入職促進に資するものであり、引き続き、その導入を働きかけることが重要である。このため、公共工事において完全週休２日制（４週８休）の導入を推進するとともに、民間工事においても導入の働きかけを実施する。また、年次有給休暇の取得については、労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づく年５日の年次有給休暇の確実な取得の周知・履行確保、計画的付与制度の活用等による取得率の向上を図る。

⑴　土日連続全休制による現場閉所（４週８閉所）を実現するために不可欠な適正工期の確保については、改正建設業法の規定による「工期ダンピングの禁止」の明確化を踏まえ、土日連続全休制の４週８閉所を前提とした工期設定の徹底を強力に進めるために、官民一体となって取り組む。

エ　１年単位の変形労働時間制の適切な活用

屋外の作業が中心となる建設業においては、猛暑、降雪等の自然的要因によって、特定の時期に十分な作業時間の確保が見込まれず、その分他の時期に工事が集中した結果、時間外労働の上限規制の遵守が難しくなってしまうといった事例も認められる。季節によって業務の繁閑がある場合には、１年単位の変形労働時間制を活用することが有効であるため、同制度の適切な活用について、事業主、事業主団体等への周知や支援に引き続き取り組む。

⑶　賃金の改善

建設産業においては、若年者が入職・定着しない要因の一つに賃金水準の低さがあり、働き方改革の推進とともに、若年労働者等の担い手確保・育成のためにも、賃金水準の改善や安定した収入を目指した継続的な取組が必要となっている。

このことから、改正建設業法においては、事業主に労働者の知識、技能その他能力の評価に基づく適正な賃金支払等の処遇確保の努力義務を課すとともに、技能者を雇用する事業主が、請負契約の中で適正な労務費（賃金の原資）を確保できるよう、「労務費に関する基準」が作成・勧告され、当該基準において位置づけられる適正な労務費等の額を著しく下回る見積り・契約締結を禁止する等の新たなルール等が設けられた。

「労務費に関する基準」においては、技能者の処遇を他産業並以上とすることを目指し、技能者に支払われるべき適正な賃金として、公共工事設計労務単価が技能者の経験・技能に応じた賃金として支払われた場合に考えられるＣＣＵＳレベル別年収が位置づけられるとともに、建設工事の請負契約における適正な労務費として公共工事設計労務単価を計算の基礎として算出された額が位置づけられたことを踏まえ、その実効性確保に向け、適切な雇用契約・請負契約の締結、労務費等の内訳を明示した見積書の提出・尊重、ＣＣＵＳの能力評価の拡大、ＣＣＵＳレベル別年収の支払等、新たな商習慣の定着に向け、行政として施策を講じるとともに、発注者・受注者がそれぞれの立場において担う役割を果たす必要がある。

あわせて、賃金の原資である労務費に加え、法定福利費を始めとした雇用に伴う必要経費の確保や月給制の下での直接雇用を進める等、技能者の総合的な処遇改善を推進する必要がある。

⑷　労働・社会保険、建設業退職金共済制度の加入促進

建設産業においては、これまで実施した諸施策により、労働保険及び社会保険の加入率は企業単位でほぼ100％となっているところである。

また、建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）については、適正な運営の確保及びいわゆる一人親方を含めた一層の加入促進が必要である。

改正建設業法において、労務費に加え法定福利費の事業主負担分及び建退共制度の掛金についても内訳を明示して確保すべき経費とされたことも踏まえつつ、これら制度の健全な運用、費用負担の公平等の観点から、加入促進に取り組む。

ア　労働保険の適用促進及び労災保険の特別加入の周知

労働保険の適用促進については、関係行政機関等と連携し、未手続事業の確実な把握、文書及び個別訪問による手続指導等により未手続事業の解消に取り組む。また、労災保険制度におけるいわゆる一人親方等の特別加入制度の周知を徹底する。

イ　社会保険の適用促進

社会保険の適用促進については、関係機関と連携し、未適用事業所の確実な把握、文書及び個別訪問による加入指導等により未適用事業所の解消に取り組む。

ウ　建退共制度の加入促進

㋐　建設業における退職金制度の整備を図るため、建退共制度の適正な運営の確保に向けた、適切な掛金納付や電子ポイント方式に関する事業主の理解を進めるとともに、関係機関等の協力を得ながら加入促進対策を効果的に実施し、同制度への加入を一層促進する。

㋑　いわゆる一人親方についても建退共制度への加入について周知・啓発を図る。

⑸　労働災害の防止

建設産業における労働災害については、休業４日以上の死傷災害、死亡災害とも減少傾向にあるものの、死亡災害件数は他産業に比して多く、また、労働災害が重篤になる傾向もある。

このため、労働災害防止計画等を踏まえ、建設業労働災害防止協会等の関係団体と連携し、総合的な労働災害防止対策を推進することが重要である。

また、改正建設業法において、労務費に加え安全衛生経費についても内訳を明示して確保すべき経費とされたことも踏まえつつ、安全衛生対策項目の確認表、標準見積書の活用促進等、建設業者が適切な労働災害防止対策を講じるための費用の確保に向けた施策を講じる必要がある。

さらに、元方事業者に実施が義務づけられている作業場所の巡視については、一定の場合にデジタル技術を活用して遠隔で実施できることを通知により示した。今後、実態把握を行うとともに、好事例の周知等を行うことにより、デジタル技術の活用の推進を通じた建設現場における安全衛生管理の一層の向上を図る。

ア　墜落・転落災害の防止

㋐　屋根等からの墜落・転落防止のためのマニュアル周知を図るとともに、引き続き、墜落・転落災害の防止を徹底するための指導に取り組む。

㋑　「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」（「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の策定について」（平成24年２月９日付け基安発0209第２号（最終改正令和５年３月14日）別紙）別添で示す、「より安全な措置」等の一層の普及を図る。

イ　個人事業者等への安全衛生対策の推進

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和７年法律第33号）による改正後の労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「改正労働安全衛生法」という。）においては、建設現場の統括管理の対象に個人事業者等を追加すること、個人事業者等自身に危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講を義務付けること等が規定されたところであり、これらの内容について周知徹底することにより、建設現場の安全水準の向上を図る。

ウ　高年齢労働者の労働災害の防止

改正労働安全衛生法においては、高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理等の必要な措置を講ずることを事業者の努力義務とし、厚生労働大臣がその適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を公表するとされたことから、当該指針に基づく取組を推進する。

エ　外国人労働者の労働災害の防止

外国人労働者を雇用する事業場における安全衛生教育の実施、外国人労働者が視覚的に理解できる危険表示の普及定着、健康管理の実施等の徹底を図るとともに、引き続き、外国人労働者に分かりやすい方法で安全衛生教育が実施できるよう、外国語教材の活用を推進する。

オ　石綿による健康障害の防止

石綿が用いられている建築物の解体や改修工事の増加が予測される中、石綿による労働者の健康障害を防止するため、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）に基づく石綿ばく露防止対策の取組状況の把握、費用や工期等の面での発注者の配慮、有資格者による石綿使用の有無に関する事前調査の実施、事前調査結果に基づく適切な作業の実施等の石綿ばく露防止対策の徹底を図る。

カ　健康確保対策の推進

改正労働安全衛生法において、労働者数50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施が義務化され、今後施行されることを踏まえ、ストレスチェックの実施を含めた労働者のメンタルヘルス対策に一層取り組むとともに、引き続き、健康管理等に係る措置の実施を推進する。

⑹　猛暑への対応

近年、夏期を中心に気温の高い日が続く中、建設現場をはじめとする職場における熱中症による労働災害は増加傾向にあり、2024年（令和６年）における熱中症による休業４日以上の死傷災害は、1,257人（令和６年「職場における熱中症による死傷災害の発生状況」（確定値））と調査開始以来最多となっている。特に死亡災害については、令和４年から令和６年の３年連続で30人以上となる等、その対策が喫緊の課題となっている。建設労働者については、屋外や空調の整備が不完全な屋内で長時間作業を行う特殊性から熱中症対策の徹底は非常に重要である。

ア　熱中症対策

㋐　労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和７年厚生労働省令第57号）による労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）の改正により、熱中症による重篤化の防止のため、事業者に対し、早期発見のための体制整備、重篤化を防止するための措置の実施手順の作成及び関係作業者への周知が新たに義務付けられたことから、これらの周知徹底を図る。

㋑　エビデンスに基づいた熱中症の予防対策の充実を図る。

㋒　熱中症予防に関しては発注者も一定の責任・役割を有していることを踏まえ、発注者に対し、元請事業者や下請事業者に対する安全な労働環境を提供するための配慮や、無理のない工期の設定に取り組むよう働きかける。

イ　１年単位の変形労働時間制の活用

猛暑による厳しい労働環境を避けるための対応として、１年単位の変形労働時間制を活用し、猛暑の期間に休日を多く設ける、他の期間よりも短い労働時間を設定するといった方法も考えられるため、同制度の適切な活用について、事業主、事業主団体等への周知や支援に引き続き取り組む。

また、こうした労働時間の設定を行うに当たっては、発注者の理解も重要であることから、発注者側の理解を促進する。

3　職業能力開発の促進、技能継承

⑴　事業主、事業主団体等の行う職業能力開発の促進

労働者に対して事業主が必要な教育訓練を行うことは、各々の事業主の責務であるとともに、労働者の職業生活を通じた職業の安定及び地位の向上を図る観点からも重要である。

中長期的に見ても、新技術への対応、作業内容の変化等に対応するためには、全ての労働者に対する不断のスキル向上の取組が重要であり、若年労働者をはじめとした技能労働者の確保、次代を担う労働者への技能継承、生産性向上にも資する多能工化の推進等、様々な観点から、その重要性は一層高まっている。

特に、中小事業主では個別に教育訓練等を行いにくい状況にあり、業界が行う教育訓練等の取組の支援が重要となっている。

ア　認定職業訓練をはじめとする在職者訓練の実施

㋐　建設労働者の育成・確保に重要な役割を果たしている認定職業訓練は、事業主、事業主団体等が自社や業界の人材育成を目的として実施するものであり、短期的な教育訓練である技能実習とあわせて引き続き支援を行う。また、広域的な教育訓練を支援する観点から、職業訓練開発校である富士教育訓練センター等で実施する教育訓練を引き続き支援するとともに、業界としての体系的な教育訓練のあり方に関する議論が深化するよう、建設産業人材確保・育成推進協議会等を活用して官民の関係機関の連携を強化する。

㋑　事業所内教育訓練の実施体制の整備が困難な中小事業主及びその事業主団体の自主的な教育訓練を促すため、地域の職業能力開発のための総合的センターとして公共職業能力開発施設等を活用し、職業訓練指導員の派遣、施設使用の便宜の提供等を行う。

㋒　様々な労働者が集団として作業を進めている建設現場の実態に即した実践的な技能の向上等を図る観点から、建設現場における業務を通じた教育訓練を活用するとともに、公共職業訓練を活用し、地域や業界の人材ニーズ等に基づき、建設労働者に係る職業訓練を実施する。

㋓　主に新規学卒者が対象となるＯＪＴとＯＦＦ－ＪＴを効果的に組み合わせた雇用型訓練の実施について、訓練に要した費用の一部助成を行い、ニーズに対応した即戦力になるよう実践的な知識と能力を有する技能労働者の育成を支援する。あわせて、建設機械等の運転技能に加えパソコンスキルや企業実習を組み合わせた総合的な技能を習得する訓練を公的職業訓練において実施する。

イ　技能労働者のキャリア形成に向けた支援

㋐　一人ひとりの労働者の希望、適性や能力に応じたスキルアップを支援し、若年労働者等に魅力ある職場づくりを通じた入職や定着を図る観点から、建設業における技能労働者のキャリア形成に向けた適切な資格の取得、それに向けての教育訓練と、取得した技能に見合った処遇等とを関連づけた望ましいキャリアパスについて検討し、建設業を目指す若年者等に提示する取組を実施する事業主、事業主団体等に対して支援を行う。あわせて、技能労働者のキャリアパスの見える化のための処遇改善を行う事業主に対する支援を行う。

㋑　労働者の職業能力が企業内のみならず、広く社会一般において適正に評価されるよう、技能検定制度や職業能力評価の仕組みに加え、現場人材のスキル評価に資する団体等検定制度の活用の促進等を図ることにより、職業能力の見える化を推進する。

ウ　情報技術を活用した能力開発

設計、事務及び管理部門はもとより、建設現場部門においても、工程や品質管理等多様な場面で情報技術の活用が進みつつあること、また、職業能力開発を効率的に行う観点からその活用が有効な場合があると考えられることから、情報技術の活用能力を高めるとともに、それを活用した職業能力開発を推進する。

エ　生産性向上、多能工化に資する職業訓練の実施

他産業に比べて低い労働生産性や人手不足を改善するため、生産性を向上させ、労働時間の短縮や賃金等の処遇の改善につなげる一方策として、一人の技能労働者が受け持つ仕事を増やす、多能工化にも資する職業訓練を推進するとともに、中小企業等の生産性向上に向けた人材育成について、企業の人材育成に関する相談支援から、課題に合わせた人材育成プランの提案、職業訓練の実施まで、必要な支援を推進する。

⑵　労働者の自発的な職業能力開発の促進

建設労働者に対する職業能力開発は、各々の事業主が責任をもって行う必要があるが、建設労働を取り巻く環境が変化する中で、一人ひとりの労働者が自己の技術・技能をより一層向上させるためには、労働者が自発的に職業能力開発を行うことも重要であり、企業任せにするのではなく、若年期から自身の職業能力開発の必要性を継続的に意識しながら、時代のニーズに即したリ・スキリングやスキルアップを図っていく必要がある。

これを支援するため、国や企業においては、労働者がキャリアコンサルティング等を通じて定期的に自身の能力開発の目標や身に付けるべき知識・能力・スキルを確認することができる機会を整備することが重要である。

ア　キャリアコンサルティング機会の確保

キャリア形成・リスキリング支援センターにおける企業へのセルフ・キャリアドックの導入支援や、労働者がジョブ・カードを活用しながら、夜間・休日、オンラインを含め、必要な時にキャリアコンサルティングを受けることができる機会の確保のための支援を推進する。

イ　自律的・主体的な学びの支援

雇用保険被保険者等が、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講・修了した場合に、受講費用の一部を支給する「教育訓練給付金」及び、雇用保険被保険者が教育訓練を受けるための休暇を取得した場合に、賃金の一定割合を支給する「教育訓練休暇給付金」により、労働者の自発的・主体的な学び直しを支援する。あわせて、一定の要件（雇用保険被保険者でない等）を満たす者が自発的に教育訓練を受講する場合、教育訓練費用と教育訓練期間中の生活費を融資する「リ・スキリング等教育訓練支援融資」の活用を促進する。

⑶　建設業を担う人材に対する職業訓練の実施

建設業に在職する労働者に対する能力開発のほか、担い手確保・育成の観点からは、将来、建設業を担う人材に対する職業訓練を継続的に実施することも重要である。

このため、在職する労働者に加え、建設業で働いてみたいという離職者等に対する支援を実施する。

⑷　熟練技能の維持・継承及び活用

建設業における技能労働者については、高齢化が進む一方で入職者が減少しており、今後、熟練技能を有する高年齢層の労働者が大量に離職する中で、このまま若年者等の入職が進まなければ、将来的に技能労働者が不足し、これまで建設業を支えてきた熟練技能の維持・継承及び活用が困難な状況となる。

また、若年者を中心とした技能離れが建設産業の将来に深刻な影響を及ぼすことが危惧されるため、2028年技能五輪国際大会の日本開催等を契機として、国民一人ひとりの、技能の重要性及び必要性の理解を促進し、技能尊重気運の醸成、建設産業の活動の基礎となる技能者の育成を図ることが重要である。

ア　技能継承の促進

㋐　基幹技能者の確保・育成・活用、技能検定制度の着実な実施、特に若年者に対する積極的な受検勧奨を推進する。

㋑　ものづくりマイスター制度を通じた、若年技能者への技能継承及び地域における技能振興の取組を推進するとともに、若年者ものづくり競技大会の開催を通じた若年者のものづくり分野への積極的な誘導を推進する。

㋒　技能五輪全国大会、技能グランプリ等各種技能競技大会の実施や、技能五輪国際大会への選手派遣支援、技能者に対する各種表彰により、技能の魅力や重要性の啓発、技能の一層の向上を推進する。

㋓　児童・生徒やその親に対しては、技能やものづくりの関心を深めるため、都道府県等が設置する公共職業能力開発施設、業界団体、教育機関等関係機関との連携により、多くの人が気軽に参加できる技能体験イベントを開催する等、技能やものづくりの魅力に触れる機会を作る。

イ　若年者に対する技能指導

高年齢労働者が若年者へ建設技能を指導する方法に関する訓練を行う事業主、事業主団体等に対して支援を行う。

⑸　デジタル人材の育成

社会全体のＤＸが加速化している中、こうした変革の推進に必要なデジタル人材の確保は、様々な現場における生産性の向上につなげていくためにも、幅広い業種で重要となっている。

建設産業においても、更なる人口減少が予測されるなか、国民生活や経済活動の基盤となるインフラの整備・維持管理を将来にわたって持続的に実施するため、今後も、建設現場におけるデジタル技術の活用による省力化や生産性の向上、働き方改革を加速化する必要があり、そのためのデジタル人材の育成がより一層重要となっている。

このことから、建設現場におけるデジタル技術の活用に対応できる人材を育成するため、ＤＸを含む技術革新、産業構造の変化等に対応する職業訓練を推進する。

４　ＣＣＵＳの活用促進

⑴　業界インフラとしてのＣＣＵＳの活用促進

国土交通省と業界団体が推進するＣＣＵＳは、同システムに技能者登録されている建設技能者の就業履歴や保有資格を業界横断的に蓄積し、適正な評価につなげる仕組みである。これまでの普及促進に向けた取組により、登録者数も一定数に達しているが、就業履歴の蓄積等、運用面では未だ改善の余地がある状況であることから、「ＣＣＵＳ利用拡大に向けた３か年計画」（令和６年７月公表）に基づくＣＣＵＳの取得メリットの拡大や、改正建設業法に基づく取組と一体となった活用の促進に向けた取組をより一層加速化し、強力に推進することが重要である。

また、「業界共通のインフラ」としての位置づけを確立していくためにも、登録が進んでいない分野等における普及拡大やＣＣＵＳの利便性の向上に向け、引き続き取組を進めることが必要である。

ア　更なる普及拡大

ＣＣＵＳの効果を最大限発揮するためには、ＣＣＵＳの土台となる技能者・事業者双方の登録が必要であることから、全ての対象者が登録されるよう、登録が進んでいない分野等に対し、ＣＣＵＳ登録のメリットを伝えながら、登録に向けた周知・啓発に取り組む。

イ　利便性向上

ＣＣＵＳのスマホアプリ（建キャリ）からマイナポータルを経由した「国家資格等情報連携・活用システム」との連携により、資格者情報の閲覧を推進する。また、労働安全衛生法の規定により携行義務のある免許証や技能講習修了証等については、「国家資格等情報連携・活用システム」との情報連携によるオンライン・デジタル化が2025年度（令和７年度）に開始されたところであり、今後は、その運用状況や資格証明の電子化・高度化の技術動向を踏まえつつ、労働安全衛生法上の資格者証と認めるための条件について検討を進める。

⑵　ＣＣＵＳによる処遇改善の推進

ＣＣＵＳのメリットの拡大に向けては、建設技能者について、経験・技能に応じた適切な処遇の改善が行われることが必要であり、その取組を推進し、担い手の確保や賃金改善につなげていくことが重要である。特に改正建設業法において、労働者の知識、技能その他能力の評価に基づく適正な賃金支払等の処遇確保が事業主の努力義務とされたことにより、ＣＣＵＳによる能力評価及び処遇改善の位置付けが大幅に強化されたことに留意が必要である。

ア　担い手確保・育成の推進

担い手不足に課題がある建設業においては、建設業を支える優秀な担い手を確保・育成することが必要であることから、若い世代が建設技能労働者として入職し、経験・技能を重ねていけるよう、ＣＣＵＳの活用によって将来の処遇のキャリアパスを明示し、キャリアに応じた技能レベルや賃金の支払について、目指すべき具体的なイメージを業界全体で共有することにより、誰もが将来像を描ける「求職者に選ばれる産業」を目指し、魅力的な職場環境づくりに取り組む必要がある。

イ　賃金改善

他の産業との比較でみると、建設業は依然として年収水準が低く不安定との印象が強いことから、ＣＣＵＳの技能レベルに応じたレベル別年収として、目標値と標準値の２つの水準の値を設定し、適正な賃金として目標値以上の支払を推奨するとともに、標準値を下回る支払状況の事業者については、請負契約において労務費ダンピングの恐れがないか重点的に確認すること、さらに「労務費に関する基準」を踏まえた労務費の確保・行き渡りを図ることにより、その適切な支払を促していくことが重要である。

ウ　建退共制度との連携

ＣＣＵＳと建退共制度の連携強化を進めることにより、確実な掛金納付・退職金支給、事務負担の軽減等を図ることが重要であるとの認識のもと、2025年（令和７年）10月より、ＣＣＵＳに蓄積される就業履歴情報と建退共制度の自動連携を可能としたところである。さらに、建設技能者のＣＣＵＳの技能レベル等に応じた処遇改善に資するよう、元請事業主や事業主が掛金を上乗せできる複数掛金制度の導入等の制度のあり方についても引き続き検討を進め、退職金額の水準の向上及びＣＣＵＳ・建退共制度双方の登録推進を図る。あわせて、建退共制度の掛金納付の電子化を推進するとともに、一層の加入促進及び適正履行の確保を図る。

エ　社会保険加入確認の促進

労働者単位での社会保険加入確認に当たっては、2025年（令和７年）12月に改訂された「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」（平成24年７月４日付け国土建第136号・国土建整第73号国土交通省土地・建設産業局建設業課長及び建設市場整備課長連名通知別添（最終改正令和７年12月10日））に基づき、各作業員の保険加入状況の確認を行う際には、ＣＣＵＳの登録情報を活用し、同システムの閲覧画面等において作業員名簿を確認するよう周知・徹底する。

⑶　能力評価制度の活用促進

建設技能者の技能と経験を活用して、客観的な評価を実施する「建設技能者の能力評価制度」の活用によって、技能・経験に応じた適切な処遇につながることが期待されるため、能力評価の基礎となる、現場等での就業履歴等の蓄積に向けた取組を加速化し、更なる活用に向けて促進を図る。

また、「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」や「専門工事業の施工能力等の見える化制度」の運用等、事業者が市場で選ばれる仕組みを強化するための検討が必要である。

⑷　助成金によるＣＣＵＳの活用促進

建設業における入職促進や賃金の改善等の雇用管理に極めて有用なＣＣＵＳについては、業界全体で幅広い活用を促すことが重要であることから、その効果が最大限発揮されるよう、事業主及び事業主団体のニーズ等を踏まえながら、普及・活用に向けた、効果的な建設関係助成金の活用が図られるよう推進する。

5　雇用改善推進体制の整備

⑴　雇用改善を図るための諸条件の整備

建設業における雇用改善を図るためには、重層下請構造等の建設産業における諸慣行や、建設産業における生産の仕組みに関わる事項について、関係事業者が改善に取り組むとともに、建設業行政等をはじめとする関係行政を所管する各機関において、引き続き指導等を適切に行う必要がある。

このため、ＣＣＵＳの活用促進を通じ技能者への適切な処遇の実現を推進することに加え、改正法及び公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和６年法律第54号）により改正された、いわゆる第三次・担い手３法に基づき講じられることとなる、工期ダンピング防止の強化、「労務費に関する基準」による適正な賃金支払と請負契約における適正な賃金原資の確保等、建設業行政が講じる施策とも連携し、過度な重層下請構造の是正を始めとした雇用改善に向けた施策を講じることが課題となっている。

ア　雇用改善の推進のための取組

㋐　法令で規定された安全対策の実施、労働保険及び社会保険への適正な加入等は、労働関係法令等の遵守に不可欠である。労務費、法定福利費、安全衛生経費等の労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費の確保、適切な工期の設定等について、引き続き、国土交通省をはじめとする関係行政機関による指導等を進め、公共工事の発注者及び民間事業者による適切な支払と、技能者を雇用する事業主における建設労働者への適切な対応による処遇改善を推進する。

㋑　予定価格の適切な設定、工期ダンピング防止の強化、工期変更の円滑化、発注体制が十分でない市町村等の発注者に対する支援によって、建設労働者への適正な賃金支払、労働時間の短縮等の労働条件の改善に資する公共工事の発注を推進するための方策や、公正な受注環境の確保について、各発注者が相互に緊密な連携を図りながら推進する。あわせて、これらの取組が民間事業者にも浸透するよう、官民一体となって取り組む。

イ　第三次・担い手３法の業界全体への浸透

働き方改革、生産性向上及び処遇改善に総合的に取り組み、担い手を確保し持続可能な産業とするため、第三次・担い手３法について、民間を含めた発注者の理解と協力を得て、業界全体はもとより広く社会全般に浸透するような取組を推進する。あわせて、過度な重層下請改善のために必要な施策のあり方について検討する。

⑵　事業主及び事業主団体における雇用管理体制の整備

建設業における雇用管理の改善を図るためには、事業主及び事業主団体が行う雇用管理の改善の取組の推進が重要である。

ア　事業主の雇用管理体制の充実

建設労働者の募集、雇入れ、技能の向上、職業生活上の環境整備等に関する下請事業主に対する指導等の元請事業主の役割が適切に果たされるようにするとともに、雇用管理研修の内容改善、自主的な研修の実施、コンサルティング等による雇用管理の改善を支援すること等により、事業主の雇用管理体制を充実させる。

イ　事業主団体における効果的な雇用改善等の推進

専門工事業者団体等の事業主団体が行う自主的な雇用管理の改善の取組の推進について引き続き啓発・指導を行うとともに、当該団体の取組への支援を引き続き推進し、雇用管理の改善、若年労働者の確保等を図る。

⑶　建設関係助成金の活用

建設業における雇用管理の改善を図るためには、人材確保等支援助成金、人材開発支援助成金等の建設関係助成金により、事業主、事業主団体等の雇用管理の改善の取組に対する支援を引き続き行うことが重要である。

ア　ニーズ等を踏まえた制度の見直し

助成金制度について、事業主及び事業主団体におけるニーズ、効果を踏まえながら、継続的な施策評価に基づき、適宜見直しを行い、効率的かつ効果的な運用を図る。

イ　活用に向けた周知

助成金の積極的な活用のため、引き続き、制度の周知徹底を図る。

6　建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業の運営

⑴　事業趣旨にのっとった適正な運営の確保

建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業（以下「就業機会確保事業等」という。）については、制度の趣旨に沿った適正かつ効果的な事業運営を確保することが重要である。

ア　建設業務労働者就業機会確保事業については、当該事業が建設労働者の雇用の安定のための労働力需給調整機能を持つことを踏まえ、一時的に労働力の余剰が生じる事業主のみが送出可能であって、送出就業に従事させることを目的として労働者を雇用することや、建設業務労働者就業機会確保事業を主たる業務内容とする部署を設けること等趣旨に反する事業運営を行うことはできないことについて、指導等を行う。

イ　中間搾取の防止等を図るため、建設雇用改善法第12条第１項に定める実施計画の認定及び就業機会確保事業等の許可に際しては、申請内容の確認及び審査を厳格に行う。

ウ　実施計画の認定に当たっては、労働政策審議会の意見を踏まえて行う。

エ　実施計画を作成し、その実施に責任を有する事業主団体の役割が重要であることから、事業主団体において、次の措置が講じられるよう、当該団体に対する指導を行う。

㋐　構成事業主、労働者、受入事業主の元請事業主等関係者に対する制度の趣旨、内容等についての周知・啓発並びに送出事業主及び受入事業主に対する適正な事業運営に関する指導監督及び相談援助を行う。

㋑　労働者の雇用の安定を重視して、適正な職業紹介を行うほか、送出事業主及び受入事業主の組合せを検討する。

㋒　送出労働者について、送出事業主に対し、労働保険及び社会保険に適正に加入するよう促す。

㋓　求人者及び求職者並びに送出事業主、受入事業主、送出労働者等からの苦情について、適切な処理を図る。

オ　就業機会確保事業等の実施状況を把握し、適切に指導監督を行うとともに、送出労働者等からの申告に適切に対応する。

⑵　事業の適正な活用促進

就業機会確保事業等については、事業主団体に対し、制度の趣旨等を説明した上で、事業の活用を検討する事業主団体が適正に活用できるようにすることが重要である。

ア　事業主、事業主団体、労働者等に対して、制度の趣旨、送出事業主及び受入事業主に課される使用責任の内容、送出労働者等からの申告制度等について周知・啓発を図る。

イ　制度の活用が進まない隘路（あい）等について、引き続き、実態を把握しつつ、事業の適正な活用促進に向け、特に建設業務労働者就業機会確保事業について、制度の趣旨である、一時的な労働力の過不足を調整し、就業の場の確保を通じ労働者の雇用の安定を図る観点から、必要な見直しを検討する。

○厚生労働省告示第百三十二号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第六条第一項の規定に基づき、高年齢者等職業安定対策基本方針を次のように定め、令和八年四月一日から適用することとしたので、同条第四項の規定に基づき告示する。なお、高年齢者等職業安定対策基本方針（令和二年厚生労働省告示第三百五十号）は、令和八年三月三十一日限り廃止する。

令和八年三月三十一日　　厚生労働大臣　上野賢一郎

高年齢者等職業安定対策基本方針

目次

はじめに
第１　高年齢者の就業の動向に関する事項
第２　高年齢者の就業の機会の増大の目標に関する事項
第３　事業主が行うべき諸条件の整備等に関して指針となるべき事項
第４　高年齢者の職業の安定を図るための施策の基本となるべき事項

はじめに

１　方針のねらい

少子高齢化が急速に進行し、本格的な人口減少社会が到来する我が国においては、経済社会の活力を維持・向上するため、全ての年代の人々がその能力を十分に発揮し、経済社会の担い手として活躍できるよう環境整備を進めることが必要である。

特に、平均寿命や健康寿命が延伸する中、「働けるうちはいつまでも働きたい」と考える高年齢者は多く、人口減少がもたらす人手不足が深刻化する中では、高年齢者の就業意欲の高さは強みともいえる。企業においても、高年齢者の活躍に対する期待は高まりをみせており、働く意欲がある高年齢者が、年齢にかかわりなく、その希望や能力に応じて活躍し続けられる環境を整備していくことは今後ますます重要となる。

働く意欲がある高年齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高年齢者の活躍の場を整備するため、令和２年第201回通常国会において、70歳までの就業機会の確保を事業主の努力義務とすること等を内容とする、雇用保険法等の一部を改正する法律（令和２年法律第14号。以下「令和２年改正法」という。）の規定による高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号。以下「法」という。）の改正が行われた。この基本方針は、令和２年改正法による改正の趣旨等を踏まえ、高年齢者の雇用・就業についての目標及び施策の基本的考え方を、労使を始め国民に広く示すとともに、事業主が行うべき諸条件の整備等に関する指針を示すこと等により、高年齢者の雇用の安定の確保、再就職の促進及び多様な就業機会の確保を図るものである。

また、70歳までの就業機会の確保に関する施策を推進するに当たっては、65歳までの雇用機会が確保されていることが前提である。令和６年度末には、労使協定による継続雇用制度の対象者基準を適用できる経過措置が終了し、令和７年４月からは、希望者全員を対象とする65歳までの高年齢者雇用確保措置（定年の引上げ、継続雇用制度（現に雇用している高年齢者が希望するときは、当該高年齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度をいう。以下同じ。）の導入又は定年の定めの廃止をいう。以下同じ。）が全面的に施行されている。引き続き、その確実な実施に向けた取組を行うことが必要である。

さらに、今後、就職氷河期世代の多くが高齢期を迎えることを踏まえると、今から、それらの者の将来を見据えた支援に取り組む必要がある。そのため、働く意欲のある誰もが、その能力を十分に発揮し、年齢に関わらず働き続けることができる環境の整備に向け、70歳までの就業機会の確保や高齢期の処遇の改善に向けた取組、有期雇用労働者の期間の定めのない安定した雇用（以下「無期雇用」という。）への転換を促進する取組等について、一層推進していく必要がある。

２　方針の対象期間

この基本方針の対象期間は、令和８年度から令和11年度までの４年間とする。ただし、この基本方針の内容は適用日時点の法の規定を前提とするものであることから、高年齢者の雇用等の状況や、労働力の需給調整に関する制度、雇用保険制度、年金制度、公務員に係る再任用制度等関連諸制度の動向に照らして、必要な場合は改正を行うものとする。

第１　高年齢者の就業の動向に関する事項

１　人口及び労働力人口の高齢化

我が国の人口は、平成20年（2008年）をピークに減少に転じ、現在、本格的な人口減少社会が到来している。65歳以上の高年齢者の人口は、令和２年（2020年）の約3,603万人から、令和22年（2040年）には約3,928万人になると推計されており、20年間で約325万人増加し、2.9人に１人が65歳以上の高年齢者となることが見込まれる。さらに、令和52年（2070年）には、2.6人に１人が65歳以上、約４人に１人が75歳以上の高年齢者となることが見込まれている。

これに対し、15～64歳の生産年齢人口は令和２年（2020年）の約7,509万人から、令和22年（2040年）には約6,213万人になると推計されており、20年間で約1,296万人減少することが見込まれる。

一方、労働力人口については、令和２年（2020年）の約6,902万人から、令和22年（2040年）に6,536万人になると推計されており、人口減少ほどの落ち込みは見られない。65歳以上の労働力人口は令和２年（2020年）の約919万人から、令和22年（2040年）には1,262万人に増加することが見込まれており、今後も、高年齢者の就業促進はその重要性が更に増すことが期待される（総務省統計局「国勢調査」（令和２年）、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（令和５年）の出生中位（死亡中位）推計、独立行政法人労働政策研究・研修機構「労働力需給の推計―労働力需給モデル（2023年度版）による将来推計―」（2024）の成長率ベースライン・労働参加漸進シナリオ）。

２　高年齢者の雇用・就業の状況

高年齢者の雇用失業情勢を見ると、令和６年（2024年）における完全失業率は、年齢計が2.5%、60～64歳層が2.8%、65～69歳層が2.5%となっている。これを男女別に見ると、男性については、年齢計が2.7%、60～64歳層が3.1%、65～69歳層が3.0%であるのに対し、女性については、年齢計及び60～64歳層ともに2.4%、65～69歳層が1.8%となっている。また、65歳以上の非労働力人口に占める就業希望者数は、令和６年（2024年）においては45万人となっており、前年から約４万人増加している（総務省統計局「労働力調査」）。

高年齢者の就業率については、65歳までの高年齢者雇用確保措置の導入が義務付けられた平成18年（2006年）４月１日以降、上昇傾向で推移し、令和６年（2024年）においては、60～64歳層が74.3%、65～69歳層が53.6%となっている。これを男女別にみると、男性については、60～64歳層が84.0%、65～69歳層が62.8%、女性については、60～64歳層が65.0%、65～69歳層が44.7%となっている。

また、これらを10年前（平成26年（2014年））と比較すると、60～64歳層が13.6ポイント上昇（男性は9.7ポイント、女性は17.4ポイントそれぞれ上昇）、65～69歳層も13.5ポイント上昇（男性は12.3ポイント、女性は14.2ポイントそれぞれ上昇）しており、女性や65歳以上の者を中心に高年齢者の労働市場への参加は着実に進展している。

さらに、国際的に比較しても、我が国高年齢者の就業率は、男女ともに群を抜いて高い水準にある。特に、令和６年（2024年）における65～69歳層の就業率はＯＥＣＤ加盟国平均の約２倍（男性はＯＥＣＤ加盟国平均が32.3%であるのに対し、我が国は62.8%、女性はＯＥＣＤ加盟国平均が20.9%であるのに対し、我が国は44.7%）であり、高い水準を示している（総務省統計局「労働力調査」、ＯＥＣＤ　Data Explorer）。

また、高年齢者の雇用形態を見ると、令和６年（2024年）においては、役員を除く雇用者のうち、60～64歳層で正規の職員・従業員が44.6%、パート・アルバイトが30.1%、契約社員が11.3%、嘱託が9.7%と続く。65～69歳層では、正規の職員・従業員が25.5%、パート・アルバイトが49.0%、契約社員が11.5%、嘱託が7.7%と続いており、年齢が高くなるにしたがって、雇用形態は多様なものとなっている（総務省統計局「労働力調査」）。

また、高年齢者の勤務形態を見ると、就業者数に占める月末１週間の就業時間が35時間以上の従業者の割合は、令和６年（2024年）において、60～64歳層で59.6%、65～69歳層で42.1%となっており、10年前（平成26年（2014年））と比較すると、60～64歳層は3.5ポイント上昇、65～69歳層は3.9ポイント減少している。年齢が高くなるにしたがって就業時間は減少する傾向にあるが、月末１週間の就業時間が35時間以上の従業者の割合は60～64歳層では半数を超えている（総務省統計局「労働力調査」）。

3　高年齢者に係る雇用制度の状況

⑴　定年制及び継続雇用制度の動向

令和７年６月１日現在、常用労働者が21人以上の企業のうち99.9%が65歳までの高年齢者雇用確保措置を実施済みである。そのうち、定年の定めの廃止の措置を講じた企業の割合は3.9%、定年の引上げの措置を講じた企業の割合は31.0%、継続雇用制度の導入の措置を講じた企業の割合は65.1%となっている。

また、令和７年６月１日現在、常用労働者が21人以上の企業のうち、70歳までの高年齢者就業確保措置（定年の引上げ、継続雇用制度の導入、定年の定めの廃止又は法第10条の２第２項に掲げる創業支援等措置をいう。以下同じ。）を講じた企業の割合は34.8%である。そのうち、定年の定めの廃止の措置を講じた企業の割合は3.9%、定年の引上げの措置を講じた企業の割合は2.5%、継続雇用制度の導入の措置を講じた企業の割合は28.3%、創業支援等措置を講じた企業の割合は0.1%となっている（厚生労働省「高年齢者雇用状況等報告」（令和７年））。

また、継続雇用制度については、一般的に勤務延長制度（就業規則等で定められた定年年齢に到達した者を退職させることなく引き続き雇用する制度）と再雇用制度（就業規則等で定められた定年年齢に到達した者をいったん退職させた後、再度雇用する制度）に分類される。高年齢者雇用確保措置や高年齢者就業確保措置を講じている企業において、勤務延長制度の雇用契約期間を１年とする企業の割合は47.0%、１年を超える期間とする企業の割合は12.0%、６ヶ月以上１年未満とする企業の割合は3.3%、６ヶ月未満とする企業の割合は2.7%、期間を定めない企業は31.9%となっている。また、再雇用制度の雇用契約期間について１年とする企業の割合は71.6%、１年を超える期間とする企業の割合は8.8%、６ヶ月以上１年未満とする企業の割合は3.9%、６ヶ月未満とする企業の割合は2.1%、期間を定めない企業は13.5%となっている（厚生労働省「就労条件総合調査」（令和４年））。

⑵　賃金の状況

イ　賃金決定の要素

過去３年間に賃金制度の改定を行った企業（40.4%）では、その改定内容（複数回答）として、「職務・職種などの仕事の内容に対応する賃金部分の拡大」（26.5%）、「職務遂行能力に対応する賃金部分の拡大」（20.9%）、「業績・成果に対応する賃金部分の拡大」（17.3%）を多く挙げている。これを５年前（平成29年（2017年））の調査結果と比較すると、「職務・職種などの仕事の内容に対応する賃金部分の拡大」については5.2ポイント上昇、「職務遂行能力に対応する賃金部分の拡大」については2.4ポイント上昇、「業績・成果に対応する賃金部分の拡大」については1.2ポイント上昇している（厚生労働省「就労条件総合調査」（令和４年））。

ロ　高齢労働者の賃金

令和６年（2024年）における一般労働者の年齢階級別所定内給与については、60～64歳層が317.7千円、65～69歳層が275.5千円であり、これを５年前（令和元年（2019年））と比較すると、それぞれ12.9%、11.3%増加している。また、55～59歳層の所定内給与を100とした場合における60～64歳層の所定内給与の水準は81.0であり、これを５年前（令和元年（2019年））の水準と比較すると3.7ポイント上昇している（厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和６年））。

さらに、企業における高齢労働者の定年後の賃金水準について、令和６年（2024年）においては、定年前の８割以上とする企業が全体の39.6%となっており、５年前（令和元年（2019年））の調査結果と比較すると、15.1ポイント上昇している（内閣府「多様化する働き手に関する企業の意識調査」（令和元年）、内閣府「人手不足への対応に関する企業意識調査」（令和６年））。

ハ　転職者の賃金

転職時の賃金変動の状況をみると、１割以上の減少となっている者の割合は45～49歳で16.5%、50～54歳で21.0%、55～59歳で30.7%、60～64歳で53.9%となっており、概ね年齢が高くなるにつれて上昇する傾向にある。ただし、65歳以上では34.7%となっており、その割合は低下する。また、この割合を５年前（令和元年上半期）の調査結果と比較すると、60～64歳で11.2ポイント、65歳以上で13.1ポイント低下している（厚生労働省「雇用動向調査」（令和６年））。

4　高年齢者の職業能力開発の状況

60歳以上の労働者の職業能力開発の状況についてみると、ＯＦＦ－ＪＴの受講率については、全体の労働者の受講率が37.0%であるのに対し、60歳以上の労働者の受講率は21.1%となっている。また、自己啓発の実施率については、全体の労働者の実施率が36.8%であるのに対し、60歳以上の労働者の実施率は20.6%となっている（厚生労働省「能力開発基本調査」（令和６年度））。

5　高年齢者の労働災害の状況

高齢化の進展に伴い、令和６年（2024年）においては、雇用者全体に占める60歳以上の割合は19.1%となっている中で、労働災害による休業４日以上の死傷者に占める60歳以上の割合は30.0%に達している。また、令和６年（2024年）の60歳以上の男女別の労働災害発生率（度数率）をみると、60～64歳では男性が1.71、女性が2.32であるのに対し、65～69歳では男性が2.23、女性は3.37となっている。このように高年齢者は労働災害の発生率が高く、加齢に伴って労働災害発生リスクが高まる傾向にある（総務省統計局「労働力調査」、厚生労働省「労働者死傷病報告」）。

6　高年齢者の就業意欲

60歳以上の男女の就業意欲についてみると、収入を伴う仕事をしている者のうち、70歳くらいまで仕事をしたい者の割合が22.8%、75歳くらいまで仕事をしたい者の割合が20.1%、80歳くらいまで仕事をしたい者の割合が7.4%、働けるうちはいつまでも仕事をしたい者の割合が33.5%となっており、「70歳くらいまで」又はそれ以上の年齢まで仕事をしたいと考える者は８割を超えている（内閣府「高齢社会対策総合調査（高齢者の経済生活に関する調査）」（令和６年度））。

第２　高年齢者の就業の機会の増大の目標に関する事項

高年齢者の職業の安定その他の福祉の増進を図るとともに、人口減少社会の中で経済社会の活力を維持・向上するためには、個々の企業の実情を踏まえつつ、本人の希望や能力に応じ、年齢にかかわりなく働ける企業の拡大を図り、高年齢者の雇用の場の拡大に努めること等により、高年齢者の就業の機会を確保し、生涯現役社会を実現することが必要である。

また、令和７年度からは、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が男性については65歳へ引き上げられたほか、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第78号）による改正後の法に基づく、希望者全員の65歳までの高年齢者雇用確保措置が全面的に施行されたところである。引き続き、雇用と年金の確実な接続を図るため、全ての企業において、希望者全員の65歳までの高年齢者雇用確保措置が講じられるよう取り組む。

加えて、働く意欲がある高年齢者が年齢にかかわりなくその能力を十分に発揮し活躍するためには、本人と企業の双方のニーズに応じた多様な活躍の場を整備するとともに、個々の企業の実情に適した職務や能力等に基づく処遇を進めることが重要である。

このため、令和２年改正法による改正後の法に基づき、70歳までの高年齢者就業確保措置が企業において更に拡大するよう、各種支援措置の強化を図るとともに、職務や能力等に基づく処遇の改善に取り組む企業への支援措置の強化を図ることで、高年齢者の活躍を後押しする。

なお、高年齢者の雇用対策については、その知識、経験等を活かして働くことが、本人にとっても、雇用する企業においても有益であることから、企業における安定した雇用の確保が基本となるが、それが困難な場合にあっては、在職中からの再就職支援等により、高齢期においても、円滑に企業間の労働移動を行うことができるよう再就職促進対策の強化を図る。

また、有期雇用労働者については、労働契約法（平成19年法律第128号）第18条第１項の規定による無期転換ルールに基づく無期雇用への転換が円滑に行われるよう、労働者や企業等に対して周知徹底を図る。さらに、就職氷河期世代を含む有期雇用労働者については、定年前に無期雇用への転換に取り組む事業主に対して助成措置の強化を図るとともに、高齢期に離職する労働者等に対しては、その早期再就職が可能となるよう再就職促進対策の強化を図る。

また、高齢期には、個々の労働者の意欲や能力、健康、体力等の個人差が拡大し、その就労ニーズも雇用形態、労働時間等において多様化することから、このような、高齢期の多様なニーズに応じたきめ細かなマッチング支援に取り組むとともに、地域における雇用・就業機会の確保を図る。

これらの施策により、高齢社会対策大綱（令和６年９月13日閣議決定。以下「大綱」という。）で示された以下の政策目標の達成を目指す。

・2029年までに、60～64歳の就業率79.0％以上
・2029年までに、65～69歳の就業率57.0％以上
・2029年までに、70歳までの高年齢者就業確保措置の実施率40.0％以上

第３　事業主が行うべき諸条件の整備等に関して指針となるべき事項

１　事業主が行うべき諸条件の整備に関する指針

事業主は、高年齢者が年齢にかかわりなく、その意欲及び能力に応じて働き続けることができる社会の実現に向けて企業が果たすべき役割を自覚しつつ、労働者の年齢構成の高齢化や年金制度の状況等も踏まえ、労使間で十分な協議を行いつつ、高年齢者の意欲及び能力に応じた雇用機会の確保等のために次の⑴から⑺までの諸条件の整備に努めるものとする。

⑴　募集・採用に係る年齢制限の禁止

労働者の募集・採用に当たっては、労働者の一人ひとりに、より均等な働く機会が与えられるよう、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）において、募集・採用における年齢制限が禁止されているが、高年齢者の雇用の促進を目的として、60歳以上の高年齢者を募集・採用することは認められている。

なお、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和41年労働省令第23号）第１条の３第１項各号に該当する場合であって、上限年齢を設定するときには、法第20条第１項の規定に基づき、求職者に対してその理由を明示する。

⑵　職業能力の開発及び向上

高年齢者の有する知識、経験等を活用できる効果的な職業能力開発を推進するため、必要な職業訓練を実施する。その際には、公共職業能力開発施設・民間教育訓練機関において実施される職業訓練も積極的に活用する。

⑶　作業施設の改善等

作業補助具の導入を含めた機械設備の改善、作業の平易化等作業方法の改善、照明その他の作業環境の改善並びに福利厚生施設の導入及び改善を通じ、身体的機能の低下等に配慮することにより、体力等が低下した高年齢者が職場から排除されることを防ぎ、その職業能力を十分発揮できるように努める。

その際には、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）が有する高年齢者のための作業施設の改善等に関する情報等の積極的な活用を図る。

また、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和７年法律第33号。以下「安衛法等一部改正法」という。）による改正後の労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第62条の２第１項において、高年齢者の労働災害の防止を図るため、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずることが事業者の努力義務とされ、同条第２項に基づき厚生労働大臣が当該措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を公表しており、これに基づき、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善等に取り組む。

⑷　高年齢者の職域の拡大

企業における労働者の年齢構成の高齢化に対応した職務の再設計を行うこと等により、身体的機能の低下等の影響が少なく、高年齢者の知識、経験、能力等が十分に活用できる職域の拡大に努める。

また、合理的な理由がないにもかかわらず、年齢のみによって高年齢者を職場から排除することのないようにする。

⑸　高年齢者の知識、経験等を活用できる配置、処遇の推進

高年齢者について、その意欲及び能力に応じた雇用機会を確保するため、職業能力を評価する仕組みや資格制度、専門職制度等の整備を行うことにより、その知識、経験等を活用することのできる配置、処遇を推進する。

⑹　勤務時間制度の弾力化

高齢期における就業希望の多様化や体力の個人差に対応するため、短時間勤務、隔日勤務、フレックスタイム制等を活用した勤務時間制度の弾力化を図る。

⑺　事業主の共同の取組の推進

高年齢者の雇用機会の開発を効率的に進めるため、同一産業や同一地域の事業主が、高年齢者の雇用に関する様々な経験を共有しつつ、労働者の職業能力開発の支援、職業能力を評価する仕組みの整備、雇用管理の改善等についての共同の取組を推進する。

２　再就職の援助等に関する指針

事業主は、解雇等により離職することとなっている高年齢者が再就職を希望するときは、当該高年齢者が可能な限り早期に再就職することができるよう、当該高年齢者の在職中の求職活動や職業能力開発について、主体的な意思に基づき次の⑴から⑷までの事項に留意して積極的に支援すること等により、再就職の援助に努めるものとする。

⑴　再就職の援助等に関する措置の内容

再就職の援助等の対象となる高年齢者（以下「離職予定高年齢者」という。）に対しては、その有する職業能力や当該離職予定高年齢者から聴取した再就職に関する希望等を踏まえ、例えば、次のイからホまでの援助を必要に応じて行うよう努める。

イ　教育訓練の受講、資格試験の受験等求職活動のための休暇の付与
ロ　イの休暇日についての賃金の支給、教育訓練等の実費相当額の支給等在職中の求職活動に対する経済的な支援
ハ　求人の開拓、求人情報の収集・提供、関連企業等への再就職のあっせん
ニ　再就職に資する教育訓練、カウンセリング等の実施、受講等のあっせん
ホ　事業主間で連携した再就職の支援体制の整備

⑵　求職活動支援書の作成等

離職予定高年齢者については、求職活動支援書の交付希望の有無を確認し、当該離職予定高年齢者が希望するときは、その能力、希望等に十分配慮して、求職活動支援書を速やかに作成・交付する。交付が義務付けられていない定年退職者等の離職予定高年齢者についても、当該離職予定高年齢者が希望するときは、求職活動支援書を作成・交付するよう努める。

求職活動支援書を作成するときは、あらかじめ再就職援助に係る基本的事項について、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者と十分な協議を行うとともに、求職活動支援書の交付希望者本人から再就職及び在職中の求職活動に関する希望を十分聴取する。

なお、求職活動支援書を作成する際には、当該交付希望者が有する豊富な職業キャリアを記載することができるジョブ・カード（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の４第１項に規定する職務経歴等記録書をいう。）の様式を積極的に活用する。

⑶　公共職業安定所等による支援の積極的な活用等

求職活動支援書の作成その他の再就職援助等の措置を講ずるに当たっては、必要に応じ、公共職業安定所等に対し、情報提供その他の助言・援助を求めるとともに、公共職業安定所が在職中の求職者に対して実施する職業相談や、地域における関係機関との連携の下で事業主団体等が行う再就職援助のための事業を積極的に活用する。

また、公共職業安定所の求めに応じ、離職予定高年齢者の再就職支援に資する情報の提供を行う等、公共職業安定所との連携及び協力に努める。

⑷　助成制度の有効な活用

求職活動支援書の作成・交付を行うことにより、離職予定高年齢者の再就職援助を行う事業主等に対する雇用保険制度に基づく助成制度の有効な活用を図る。

３　職業生活の設計の援助に関する指針

事業主は、その雇用する労働者が、様々な変化に対応しつつキャリア形成を行い、高齢期に至るまで職業生活の充実を図ることができるよう、次の⑴及び⑵の事項の実施を通じて、その高齢期における職業生活の設計について効果的な援助を行うよう努めるものとする。

この場合において、労働者が就業生活の早い段階から将来の職業生活を考えることができるよう、情報の提供等に努める。

⑴　職業生活の設計に必要な情報の提供、相談等

職業生活の設計に関し必要な情報の提供を行うとともに、職業能力開発等に関するきめ細かな相談を行い、労働者自身の主体的な判断及び選択によるキャリア設計を含めた職業生活の設計が可能となるよう配慮する。

また、労働者が職業生活の設計のために企業の外部における講習の受講その他の活動を行う場合に、勤務時間等について必要な配慮を行う。

⑵　職業生活設計を踏まえたキャリア形成の支援

労働者の職業生活設計の内容を必要に応じ把握しつつ、職業能力開発に対する援助を行う等により、当該労働者の希望や適性に応じたキャリア形成の支援を行う。

第４　高年齢者の職業の安定を図るための施策の基本となるべき事項

１　高年齢者雇用確保措置等（法第９条第１項に規定する高年齢者雇用確保措置及び法第10条の２第４項に規定する高年齢者就業確保措置をいう。以下同じ。）の円滑な実施を図るための施策の基本となるべき事項

国は、高年齢者雇用確保措置等が各企業の労使間での十分な協議の下に適切かつ有効に実施されるよう、次の⑴から⑸までの事項に重点をおいて施策を展開する。

⑴　高年齢者雇用確保措置等の実施及び運用に関する指針の周知徹底

65歳未満定年の定めのある企業において、希望者全員の65歳までの高年齢者雇用確保措置が確実に実施されるよう、法第９条第３項の規定に基づく高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針（平成24年厚生労働省告示第560号）の内容について、その周知徹底を図る。

また、70歳未満定年の定めのある企業又は70歳未満を上限年齢とする継続雇用制度を導入している企業において、70歳までの高年齢者就業確保措置の実施に向けた自主的かつ計画的な取組が促進されるよう、法第10条の２第４項の規定に基づく高年齢者就業確保措置の実施及び運用に関する指針（令和２年厚生労働省告示第351号）の内容について、その周知徹底を図る。

⑵　高年齢者雇用確保措置等に係る指導及び事業主への各種支援措置の強化等

イ　希望者全員の65歳までの高年齢者雇用確保措置の確実な実施

都道府県労働局及び公共職業安定所においては、全ての企業において、希望者全員の65歳までの高年齢者雇用確保措置が確実に講じられるよう、周知の徹底や企業の実情に応じた指導等に積極的に取り組む。

その際、特に、高年齢者の意欲と能力に応じた雇用の確保を図るため、賃金・人事処遇制度の見直しによる高齢期の処遇の改善に取り組む企業の好事例やその他の情報の収集及びその効果的な提供に取り組むとともに、高齢期の処遇の改善に取り組む事業主に対する助成制度について、その強化を図る。

また、高年齢者雇用確保措置の実施に係る指導を繰り返し行ったにもかかわらず何ら具体的な取組を行わない企業には勧告書を発出し、勧告に従わない場合には企業名の公表を行い、各種法令等に基づき、公共職業安定所での求人の不受理・紹介保留、助成金の不支給等の措置を講じる。

ロ　70歳までの高年齢者就業確保措置の更なる普及促進

高年齢者就業確保措置は、令和２年改正法により設けられた努力義務であり、令和７年６月１日現在、常用労働者が21人以上の企業における実施率は34.8％である。65歳以降も働きたいと考える高年齢者が多い中、年齢にかかわりなく活躍を続けたいというその希望に応えるためには、個々の企業の実情に適した形で、高年齢者就業確保措置の更なる拡大に取り組む必要がある。

このため、都道府県労働局及び公共職業安定所においては、高年齢者就業確保措置の実施について、改めて制度の趣旨や内容についての周知啓発を徹底するとともに、企業の実情に応じた助言及び指導に積極的に取り組む。

加えて、企業における高年齢者就業確保措置の更なる拡大に当たっては、事業主に対する各種支援措置の強化が必要であり、高年齢者の雇用の機会の増大に資する措置や高年齢者就業確保措置に取り組む事業主への助成制度については、その有効な活用を図るとともに、大綱で示された政策目標の達成等に向けて、助成措置の強化を図る。

また、創業支援等措置については、高年齢者就業確保措置の実施及び運用に関する指針において、雇用時における業務と、内容及び働き方が同様の業務を創業支援等措置と称して行わせることは、法の趣旨に反するものであること、労働関係法令による労働者保護が及ばないことから、過半数労働組合等の同意を得た実施計画を策定することや、過半数労働組合等に対して創業支援等措置を選択する理由を十分に説明する必要があること、さらに業務の内容や支払う金銭等、実施計画に記載する事項の留意点等を示しており、制度趣旨に反する措置を講ずる事業主に対しては、措置の改善等のための指導等を徹底する。加えて、創業支援等措置において、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和５年法律第25号）の遵守が図られるよう指導を行う。

その上で、高齢期の特性やニーズを踏まえた多様な就業選択が可能となるよう、企業の労使間で合意され、適切に実施又は計画されている高年齢者就業確保措置に関する好事例その他の情報の収集及びその効果的な提供に取り組み、更なる活用の拡大を図る。

⑶　継続雇用される高年齢者の待遇の確保

継続雇用により働く高年齢者の賃金等の労働条件については、法の趣旨を踏まえるとともに、雇用に関する各種法令の規定等を遵守した上で、事業主と労働者の間で十分に話し合い決定することが重要である。高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針においては、継続雇用されている高年齢者の賃金について、就業の実態、生活の安定等を考慮し適切なものとなるよう努めること等を示しているところである。事業主がこれらの規定に留意し、高年齢者の労働条件を適切に設定するよう、都道府県労働局及び公共職業安定所においては、上記指針の周知徹底を図るとともに、改善を促す指導に適切に取り組む。

また、定年後に継続雇用で働く有期雇用労働者については、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成５年法律第76号）の適用を受けるものであり、同法第15条第１項の規定に基づく短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針（平成30年厚生労働省告示第430号）については、裁判例を踏まえた各待遇の記載の充実等、更なる明確化のための見直しが行われることを踏まえ、見直し後の同指針の周知及びこれに基づく指導を図り、不合理な待遇の相違の解消に向けた同法の履行確保の一層の徹底を図る。

さらに、高年齢者のモチベーションや納得性に配慮した、能力及び成果を重視する評価・報酬体系の構築を進める等、高齢期の処遇の改善に取り組む事業主に対する助成制度について、その強化を図るとともに、70歳雇用推進プランナー等による事業主への専門的・技術的支援に積極的に取り組む。

なお、一定数の高年齢者が高年齢雇用継続給付を受給している現状を踏まえると、上記の取組を一層推進していくことで、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保を図るとともに、高齢期の処遇の改善を促進する。

⑷　70歳雇用推進プランナー等との密接な連携

企業が高年齢者雇用確保措置等のいずれかを講ずるに当たり高年齢者の職業能力の開発及び向上、作業施設の改善、職務の再設計、賃金・人事処遇制度の見直し等を行う場合においては、機構に配置されている70歳雇用推進プランナー等が専門的・技術的支援を有効に行うことができるよう、公共職業安定所は、適切な役割分担の下で、機構と密接な連携を図る。

2　高年齢者の再就職の促進のための施策の基本となるべき事項

⑴　再就職の援助等に関する指針の周知徹底

企業において、離職予定高年齢者に対する在職中の求職活動の援助等に関する自主的な取組が促進されるよう、第３の２の内容について、その周知徹底を図る。

⑵　公共職業安定所による求職活動支援書に係る助言・指導

離職予定高年齢者については、法により事業主に義務付けられている高年齢者雇用状況等報告や多数離職届、事業主からの雇用調整の実施に関する相談、本人からの再就職に関する相談等を通じてその把握に努め、また、離職予定高年齢者が希望した場合には求職活動支援書の交付が事業主に義務付けられていることについての十分な周知徹底を図る。

さらに、求職活動支援書の交付が義務付けられていない定年退職等による離職予定者についても、求職活動支援書の自主的な作成・交付及びこれに基づく計画的な求職者支援を実施するよう事業主に対して啓発を行う。

加えて、事業主に対しては、機構と連携し、求職活動支援書の作成等に必要な情報提供等を行う。

なお、離職予定高年齢者の的確な把握に資するため各事業所における定年制の状況や解雇等の実施に係る事前把握の強化を図るほか、法において高年齢者雇用状況等報告や多数離職届の提出が事業主に義務付けられていることについての十分な周知徹底を図る。

⑶　助成制度の有効な活用等

離職予定高年齢者に対して在職中の求職活動を支援する事業主に対する助成制度の有効な活用を図り、高年齢者の円滑な労働移動を支援する。

また、高年齢者の再就職支援に当たっては、就職が特に困難な者を継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主を助成する制度の有効な活用を図る。

⑷　公共職業安定所等による再就職支援

公共職業安定所において、求職活動支援書の提示を受けたときは、その記載内容を十分参酌しつつ、可能な限り早期に再就職することができるよう、職務経歴書の作成支援等、的確な職業指導・職業紹介及び個別求人開拓を実施する。

また、全国の主要な公共職業安定所に設置している「生涯現役支援窓口」においては、概ね60歳以上（特に65歳以上）の高年齢求職者に対して、その多様なニーズに応じたきめ細かなマッチングを行い、高年齢者の再就職を重点的に支援する。

その際、高年齢者の労働参加が進む一方で、職種や条件等が合わないと考える高年齢者が増えている現状を踏まえ、就労・生活支援アドバイザーを中心に、職業生活の再設計に係る丁寧かつ高年齢者に寄り添ったキャリアコンサルティング支援を行うとともに、高年齢者の多様な就労経験やスキル等を踏まえた求人の開拓を通じ、能力と希望に応じた再就職を実現できるよう支援に取り組む。

なお、こうしたきめ細かな再就職支援を実施するためには、生涯現役支援窓口の機能強化が求められるところであり、体制の確保を図るとともに、関係機関と連携した公共職業安定所への誘導や65歳以降のセカンドキャリア研修の実施等、在職中からの支援にも取り組む。

さらに、公益財団法人産業雇用安定センターにおいて、企業を退職する高年齢者のキャリア情報等を登録し、その能力の活用を希望する企業に対して人材を紹介する「高年齢退職予定者キャリア人材バンク事業」との連携を図り、高年齢者と企業とのマッチングを一層促進する。

⑸　募集・採用に係る年齢制限の禁止に関する指導、啓発等

高年齢者の早期再就職を図るため、積極的な求人開拓を行う。また、高年齢者に対する求人の増加を図り、年齢に係る労働力需給のミスマッチを緩和するため、募集・採用に係る年齢制限の禁止について、民間の職業紹介事業者の協力も得つつ、指導・啓発を行うとともに、労働者の募集・採用に当たって上限年齢を設定する事業主がその理由を求職者に提示しないときや当該理由の内容に関し必要があると認めるときには、事業主に対して報告を求め、助言・指導・勧告を行う。

3　その他高年齢者の職業の安定を図るための施策の基本となるべき事項

⑴　生涯現役社会の実現に向けた取組

人口減少社会の中で経済社会の活力を維持・向上するためには、個々の企業の実情を踏まえつつ、本人の希望や能力に応じ、年齢にかかわりなく働ける企業の普及を図り、高年齢者の雇用・就業の機会を確保し、生涯現役社会を実現することが必要である。

また、こうした社会や環境整備の実現に向けては、労使の理解や協力を得るとともに、国民各層の意見を幅広く聴きながら、当該社会の在り方やそのための条件整備について検討する等、高年齢者の活躍を図る社会的な気運の醸成に努めることも必要である。

このため、都道府県労働局及び公共職業安定所を通じて、機構その他の関係団体と密接な連携を図りつつ、各企業の実情に応じて、定年の引上げ、継続雇用制度の導入、定年の定めの廃止等によって、年齢にかかわりなく雇用機会が確保されるよう、必要な支援に積極的に取り組む。

また、機構その他の関係団体においては、年齢にかかわりなく働ける企業の普及及び促進を図るため、都道府県労働局等との連携を図りつつ、事業主のほか国民各層への啓発等の必要な取組を進める。

⑵　高齢期の職業生活設計の援助

職業人生の長期化や、雇用と仕事を取り巻く環境が大きく変化する中で、労働者が、職場の上司等との面談や支援等を通じ、早い段階から何をしたいかを明確にしつつ、キャリアプランの作成や実行、その結果を踏まえた振り返りや見直しを行う等、自律的・主体的なキャリア形成に取り組むことにより、高齢期において、多様な働き方の中から自らの希望と能力に応じた働き方を選択し、実現できるようにすることが重要である。このため、公共職業安定所等が行う高齢期における職業生活の設計や再就職のためのキャリアの棚卸しに係る相談・援助等の利用を勧奨するとともに、事業主がその雇用する労働者に対して、高齢期における職業生活の設計について効果的な援助を行うよう、第３の３の趣旨の周知徹底等により啓発及び指導に努める。

また、個々の労働者がそのキャリアプランに沿った能力向上に取り組めるよう、相談援助体制の整備に努める。

⑶　各企業等における多様な職業能力開発の機会の確保

労働者が高齢期においても急激な経済社会の変化に的確かつ柔軟に対応できるよう、教育訓練の実施、教育訓練休暇の付与等を行う事業主に対して必要な援助を行い、各企業における労働者の希望、適性等を考慮した職業能力開発の機会を確保する。

また、高年齢者の主体的な職業能力開発を支援するため、雇用保険制度に基づく教育訓練給付制度の周知徹底及びその有効な活用を促す。

さらに、ＡＩの進化や業務のデジタル化等を背景にした人材ニーズの変化に伴い、既存の知識、経験等に加え、ＡＩの活用を含むデジタル等の新たなスキルを身につけることが一層求められる。業務のデジタル化に対応する、あるいは、新たな職業や職務に就こうとする高年齢者については、事業主に対して必要な助成を行い、実務経験の不足を補うため、ＯＪＴを組み込んだ訓練を実施する等、実践的な職業能力開発機会の確保に取り組む。

⑷　職業能力の適正な評価等の促進

高年齢者の職業能力が適正に評価され、当該評価に基づく適正な処遇が行われることを促進するため、各企業における職業能力を評価する仕組みの整備に関し、必要な助成を行うとともに、取組事例の収集、整理及び提供に努める。

特に、事例の収集に当たっては、高齢期の職務や賃金、高年齢者の雇用における企業側及び労働者側のメリット等の把握に加え、企業の課題や検討プロセス等にも焦点をあてて行う。

⑸　高年齢者が安心・安全に働ける職場環境の推進

高年齢者がより長く企業で活躍できるようにするため、高年齢者の労働災害防止対策、健康確保対策及び労働時間対策を推進し、高年齢者が安心・安全に働ける職場づくりを推進する。

特に、安衛法第62条の２第１項において、高年齢者の労働災害の防止を図るため、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずることが事業者の努力義務とされ、同条第２項に基づき厚生労働大臣が当該措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を公表しており、これに基づき周知、指導に取り組む。

また、労働契約によらない働き方となる創業支援等措置による就業についても、創業支援等措置を講ずる事業主が委託業務の内容等に応じて高年齢者に対し適切な配慮を行うよう当該指針を周知・広報する。なお、安衛法等一部改正法により、労働者と同一の場所で働く個人事業者等を既存の労働災害防止対策に取り込み、かつ、当該個人事業者等による災害の防止を図るため、個人事業者等自身や注文者等が講ずべき措置が強化されたところであり、その円滑な施行に向けた周知・広報を図る。

さらに、高年齢者の雇用機会の確保、高年齢者にも働きやすい職場環境の実現等に配慮しつつ、長時間労働の是正、年次有給休暇の取得促進及びフレックスタイム制等の普及促進を重点に労働時間対策や柔軟な働き方を推進するとともに、本人の希望を踏まえつつ、正社員化やフルタイム勤務も含む多様な働き方を選択することができるよう取組を進めていく。

⑹　シルバー人材センターによる多様な雇用・就業機会の確保

企業を定年退職した後等、臨時的・短期的又は軽易な就業を希望する高年齢者に対しては、地域の日常生活に密着した多様な仕事を提供するシルバー人材センター事業の活用を促進する。

特に、シルバー人材センター事業においては、高年齢者の多様な就労・社会活動のニーズを、各種産業の人材ニーズや地域課題とマッチングし、幅広い就労・社会活動機会を提供できるよう、活動内容の充実を図る。

このため、高年齢者の健康状態に合わせて活躍できる社会参加の促進や、女性会員やホワイトカラー職種の経験を有する会員のニーズを踏まえた就業先の拡大等、高年齢者の幅広い活躍の機会の提供を進めるとともに、こうした積極的な取組への支援や好事例の展開により、シルバー人材センター事業の活性化を図る。

また、安衛法等一部改正法により、労働者と同一の場所で就業する個人事業者等に対する保護措置や、個人事業者等自身が講ずべき措置等が定められたことから、シルバー人材センター事業を活用する高年齢者、注文者等に対し、シルバー人材センターと連携し、同法の周知を図り、安全で健康に働くことのできる職場づくりを推進する。

さらに、シルバー人材センターは、都道府県知事が市町村ごとに指定する業種等においては、高年齢者に労働者派遣事業又は職業紹介事業を行う場合に限り、労働時間が週40時間までの就業の機会を提供すること等ができることを踏まえ、より長い時間働きたいという高年齢者のニーズや、これにより人手不足を解消したいという地域産業のニーズ等にも応えるため、当該仕組みを活用した高年齢者の雇用・就業機会の確保に取り組む。

⑺　高年齢者の起業等に対する支援

高年齢者の多様な就業ニーズを踏まえて、その能力の有効な発揮を幅広く推進する観点から、フリーランスをはじめ起業等により自ら就業機会を創出する場合に対しては、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の施行も踏まえつつ、必要な情報提供を行う。

⑻　地域における高年齢者の雇用・就業機会の確保

自治体が中心となり地域の関係機関（労働組合、経済団体、社会福祉協議会、シルバー人材センター、金融機関、労働者協同組合等）とともに協議会を設置し、高年齢者へのワンストップ相談窓口や多様な就業機会の創出、社会参加等のマッチングを行う「生涯現役地域づくり環境整備事業」においては、地域の課題を踏まえた多様な就業等の機会の提供を官民連携して推進する。

また、当該事業について、より多くの自治体に関心を持ってもらえるよう、事業の見直しや積極的な広報に取り組むとともに、協議会の取組を後押しするきめの細かい伴走型支援を行い、地域における持続可能なモデルづくりを促進する。

⑼　雇用管理の改善の研究等

高年齢者の就業機会の着実な増大、雇用の安定等を図り、また、生涯現役社会の実現に向けた環境整備を進めるため、必要な調査研究を行うとともに、高年齢者の活躍に向け積極的な取組を行う企業の事例や自治体が取り組む高年齢者の雇用創出等の事例を収集及び体系化し、個々の企業や自治体における検討に際して、その活用を促す。

また、毎年度、高年齢者雇用状況等報告に基づき、定年、継続雇用制度等の状況や高年齢者の就業機会の確保に関する状況について、定期的な把握及び分析に努め、その結果を公表する。

さらに、国際的な高年齢者の雇用に係る情報交換等を推進し、今後の高年齢者雇用政策の参考となる知見を得るとともに、人口減少と高齢化が急速に進行する日本の高年齢者雇用政策の現状や取組を発信し、国際的な理解や関心が更に深まるよう努める。

○厚生労働省告示第百三十三号

労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率（平成三十一年厚生労働省告示第二百十二号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。ただし、令和八年三月三十一日以前の休業補償の額の算定に当たり用いる率については、なお従前の例による。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正前	改正後
労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、令和八年一月一日から同年三月三十一日までの間における休業補償の額の算定に当たり用いる率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率とする。 一～三　（略）	労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、令和八年一月一日から同年三月三十一日までの間における休業補償の額の算定に当たり用いる率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率とする。 一～三　（略）

別表第一を次のように改める。

別表第一（第一号関係）

| 当該労働者が負傷し、又は疾病にかかった日の属する四半期 | 当該労働者に係る事業場の事業の属する産業 | 鉱業、採石業、砂利採取業 | たばこ・飼料製造業、食料品製造業・飲料・ | 食料品製造業 | たばこ製造業 | 繊維工業 | 衣服・繊維製品製造業 | 木材・木製品製造業（家具を除く。）・その他の | 家具・装備品製造業 | 紙加工品製造業・パルプ・紙・ | 印刷・同関連業 | 出版・印刷・同関連産業 | 化学工業 | 石炭製品製造業、石油製品・化学工業 | 石油製品・石炭製品製造業 | プラスチック製品製造業 | ゴム製品製造業 | 毛皮製造業・なめし革・同製品・ | 窯業・土石製品製造業 | 鉄鋼業 | 非鉄金属製造業 | 金属製品製造業 | はん用機械器具製造業 | 生産用機械器具製造業 | 業務用機械器具製造業 | 一般機械器具製造業 | 電気機械器具製造業 | 情報通信機械器具製造業 | 電子回路製造業、電子部品・デバイス・ | 輸送用機械器具製造業 | 精密機械器具製造業 | 武器製造業 | その他の製造業 | なめし革・同製品・毛皮製造業、その他の製造業 | 卸売業、小売業 | 卸売・小売業、飲食店 | 金融業、保険業 | 不動産業、物品賃貸業 | 情報通信業 | 運輸業、郵便業 | 運輸・通信業 | 通信業 | 熱供給・ガス・水道業 | 電気・ガス・水道業 | 建設業 | 総合工事業 | 職別工事業 | 宿泊業、飲食サービス業 | 医療、福祉 | 教育、学習支援業 | 複合サービス事業 | 技術サービス、専門・学術研究、 | 生活関連サービス業、娯楽業 | サービス業（他に分類されないもの） | サービス業 |
|---|
| | | % |
| 昭和22年度 | | 14,314 | － | 16,025 | 19,871 | 23,419 | 20,162 | 18,161 | 17,344 | 12,674 | － | 16,713 | 17,492 | 21,404 | － | － | 17,338 | 14,542 | 19,216 | 16,514 | 17,959 | 18,295 | － | － | － | 20,458 | 18,128 | － | － | 16,886 | 18,104 | － | 23,414 | － | － | 12,611 | 18,350 | － | － | 15,877 | － | 17,339 | － | 19,967 | － | 24,868 | 21,844 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 昭和23年度 | | 5,610 | － | 6,121 | 7,589 | 8,474 | 7,296 | 7,878 | 7,524 | 4,650 | － | 6,032 | 6,419 | 7,855 | － | － | 6,360 | 5,335 | 6,984 | 5,549 | 6,032 | 6,145 | － | － | － | 7,498 | 6,643 | － | － | 6,191 | 6,636 | － | 8,725 | － | － | 4,697 | 6,832 | － | － | 6,001 | － | 6,555 | － | 7,532 | － | 9,265 | 8,136 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 昭和24年度 | | 4,294 | － | 3,770 | 4,674 | 5,753 | 4,955 | 5,466 | 5,224 | 3,116 | － | 4,222 | 4,303 | 5,262 | － | － | 4,261 | 3,574 | 4,757 | 3,592 | 3,907 | 3,982 | － | － | － | 5,068 | 4,491 | － | － | 4,182 | 4,482 | － | 5,767 | － | － | 3,109 | 4,523 | － | － | 3,561 | － | 3,890 | － | 4,895 | － | 6,128 | 5,381 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 昭和25年度 | | 3,659 | － | 3,267 | 4,437 | 4,758 | 4,096 | 4,685 | 4,477 | 2,692 | － | 3,599 | 3,716 | 4,544 | － | － | 3,680 | 3,086 | 4,015 | 2,971 | 3,231 | 3,290 | － | － | － | 4,170 | 3,694 | － | － | 3,443 | 3,692 | － | 4,953 | － | － | 2,665 | 3,880 | － | － | 3,174 | － | 3,465 | － | 4,170 | － | 5,256 | 4,616 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 昭和26年 | 4月～6月 | 3,199 | － | 2,906 | 4,437 | 4,190 | 3,637 | 4,120 | 4,107 | 2,429 | － | 3,212 | 3,412 | 3,593 | － | － | 3,214 | 2,809 | 3,536 | 2,672 | 2,931 | 2,987 | － | － | － | 3,450 | 3,261 | － | － | 3,037 | 3,042 | － | 4,415 | － | － | 2,341 | 3,464 | － | － | 2,856 | － | 2,994 | － | 3,644 | － | 4,654 | 4,090 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| | 7月～9月 | 2,981 | － | 2,656 | 4,080 | 4,092 | 3,413 | 3,922 | 4,107 | 2,488 | － | 3,162 | 2,916 | 3,533 | － | － | 3,214 | 2,809 | 3,346 | 2,508 | 2,750 | 2,914 | － | － | － | 3,315 | 3,005 | － | － | 2,822 | 2,946 | － | 4,558 | － | － | 2,293 | 3,572 | － | － | 2,764 | － | 2,833 | － | 3,450 | － | 4,258 | 3,754 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| | 10月～12月 | 2,814 | － | 2,379 | 3,781 | 3,521 | 3,020 | 3,730 | 4,100 | 2,386 | － | 2,866 | 3,052 | 3,419 | － | － | 3,140 | 2,549 | 3,031 | 2,436 | 2,707 | 2,755 | － | － | － | 2,813 | 2,915 | － | － | 2,791 | 2,758 | － | 3,876 | － | － | 2,047 | 3,078 | － | － | 2,661 | － | 2,495 | － | 3,394 | － | 4,121 | 3,605 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 昭和27年 | 1月～3月 | 2,461 | － | 2,344 | 3,214 | 3,493 | 3,020 | 3,730 | 4,038 | 2,271 | － | 2,721 | 2,977 | 3,419 | － | － | 3,116 | 2,508 | 2,911 | 2,375 | 2,563 | 2,722 | － | － | － | 2,788 | 2,804 | － | － | 2,683 | 2,758 | － | 3,692 | － | － | 1,967 | 3,028 | － | － | 2,398 | － | 2,495 | － | 2,782 | － | 4,225 | 3,662 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| | 4月～6月 | 2,442 | － | 2,344 | 3,214 | 3,428 | 2,886 | 3,671 | 3,394 | 2,253 | － | 2,614 | 2,863 | 3,419 | － | － | 3,089 | 2,480 | 2,971 | 2,304 | 2,506 | 2,678 | － | － | － | 3,045 | 2,669 | － | － | 2,530 | 2,694 | － | 3,686 | － | － | 1,967 | 2,888 | － | － | 2,323 | － | 2,495 | － | 2,782 | － | 3,850 | 3,404 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| | 7月～9月 | 2,442 | － | 2,401 | 2,979 | 3,328 | 2,863 | 3,551 | 3,394 | 2,023 | － | 2,590 | 2,793 | 3,419 | － | － | 2,767 | 2,323 | 2,971 | 2,304 | 2,506 | 2,554 | － | － | － | 2,899 | 2,567 | － | － | 2,395 | 2,566 | － | 3,560 | － | － | 1,921 | 2,794 | － | － | 2,285 | － | 2,495 | － | 2,782 | － | 3,786 | 3,322 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| | 10月～12月 | 2,442 | － | 2,362 | 2,909 | 3,217 | 2,730 | 3,401 | 3,282 | 1,948 | － | 2,406 | 2,432 | 3,284 | － | － | 2,634 | 2,173 | 2,832 | 2,249 | 2,363 | 2,430 | － | － | － | 2,760 | 2,487 | － | － | 2,292 | 2,394 | － | 3,181 | － | － | 1,943 | 2,951 | － | － | 2,248 | － | 2,268 | － | 2,782 | － | 3,551 | 3,130 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 昭和28年 | 1月～3月 | 2,305 | － | 2,362 | 2,345 | 3,217 | 2,730 | 3,401 | 3,282 | 1,948 | － | 2,329 | 2,353 | 2,897 | － | － | 2,616 | 2,192 | 2,785 | 2,249 | 2,363 | 2,408 | － | － | － | 2,760 | 2,465 | － | － | 2,292 | 2,374 | － | 3,126 | － | － | 1,896 | 2,630 | － | － | 2,015 | － | 1,890 | － | 2,377 | － | 3,433 | 3,004 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| | 4月～6月 | 2,245 | － | 2,289 | 2,345 | 3,118 | 2,518 | 3,163 | 3,061 | 2,038 | － | 2,329 | 2,332 | 2,780 | － | － | 2,681 | 2,090 | 2,549 | 2,088 | 2,292 | 2,278 | － | － | － | 2,341 | 2,410 | － | － | 2,180 | 2,298 | － | 2,976 | － | － | 1,880 | 2,605 | － | － | 1,969 | － | 1,890 | － | 2,338 | － | 3,130 | 2,954 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| | 7月～9月 | 2,324 | － | 2,177 | 2,326 | 3,043 | 2,537 | 3,108 | 3,134 | 1,970 | － | 2,329 | 2,481 | 2,918 | － | － | 2,658 | 2,104 | 2,526 | 2,071 | 2,271 | 2,258 | － | － | － | 2,321 | 2,352 | － | － | 2,198 | 2,246 | － | 3,005 | － | － | 1,805 | 2,481 | － | － | 1,920 | － | 1,844 | － | 2,318 | － | 3,026 | 3,026 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| | 10月～12月 | 2,194 | － | 1,983 | 2,251 | 2,886 | 2,358 | 2,958 | 2,849 | 1,909 | － | 2,212 | 2,419 | 2,845 | － | － | 2,572 | 2,000 | 2,406 | 1,994 | 2,218 | 2,143 | － | － | － | 2,517 | 2,279 | － | － | 2,112 | 2,191 | － | 3,020 | － | － | 1,691 | 2,325 | － | － | 1,858 | － | 1,747 | － | 2,300 | － | 3,077 | 2,887 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 昭和29年 | 1月～3月 | 2,365 | － | 1,983 | 2,017 | 2,886 | 2,476 | 3,008 | 2,896 | 1,860 | － | 2,227 | 2,346 | 2,713 | － | － | 2,615 | 2,034 | 2,478 | 1,979 | 2,137 | 2,159 | － | － | － | 2,517 | 2,279 | － | － | 2,076 | 2,153 | － | 2,992 | － | － | 1,665 | 2,325 | － | － | 1,812 | － | 1,575 | － | 2,346 | － | 3,001 | 2,887 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| | 4月～6月 | 2,248 | － | 1,969 | 2,142 | 2,861 | 2,440 | 2,809 | 2,733 | 1,879 | － | 2,159 | 2,307 | 2,413 | － | － | 2,702 | 2,036 | 2,418 | 1,979 | 2,137 | 2,141 | － | － | － | 2,517 | 2,335 | － | － | 2,060 | 2,137 | － | 2,851 | － | － | 1,681 | 2,308 | － | － | 1,998 | － | 1,624 | － | 2,327 | － | 2,911 | 2,838 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| | 7月～9月 | 2,141 | － | 1,907 | 2,067 | 2,814 | 2,381 | 2,809 | 2,782 | 1,879 | － | 2,178 | 2,288 | 2,413 | － | － | 2,572 | 2,021 | 2,418 | 1,994 | 2,218 | 2,177 | － | － | － | 2,302 | 2,373 | － | － | 2,146 | 2,210 | － | 2,923 | － | － | 1,664 | 2,325 | － | － | 1,998 | － | 1,637 | － | 2,270 | － | 2,792 | 2,792 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| | 10月～12月 | 2,089 | － | 1,953 | 2,050 | 2,750 | 2,256 | 2,788 | 2,614 | 1,715 | － | 2,006 | 2,026 | 2,375 | － | － | 2,495 | 1,842 | 2,360 | 1,963 | 2,119 | 2,111 | － | － | － | 2,302 | 2,352 | － | － | 2,160 | 2,137 | － | 2,851 | － | － | 1,639 | 2,522 | － | － | 1,950 | － | 1,575 | － | 2,232 | － | 3,004 | 2,772 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 昭和30年 | 1月～3月 | 2,106 | － | 1,970 | 1,907 | 2,792 | 2,329 | 2,780 | 2,711 | 1,687 | － | 2,023 | 2,026 | 2,318 | － | － | 2,530 | 1,873 | 2,418 | 1,963 | 2,119 | 2,111 | － | － | － | 2,341 | 2,352 | － | － | 2,146 | 2,137 | － | 2,606 | － | － | 1,624 | 2,482 | － | － | 1,748 | － | 1,488 | － | 2,232 | － | 3,031 | 2,728 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| | 4月～6月 | 2,089 | － | 1,890 | 2,003 | 2,726 | 2,348 | 2,788 | 2,678 | 1,672 | － | 2,023 | 2,010 | 2,318 | － | － | 2,530 | 1,919 | 2,400 | 1,903 | 2,069 | 2,074 | － | － | － | 2,574 | 2,261 | － | － | 2,042 | 2,137 | － | 2,851 | － | － | 1,664 | 2,462 | － | － | 1,707 | － | 1,575 | － | 2,215 | － | 2,748 | 2,706 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| | 7月～9月 | 2,074 | － | 1,983 | 2,050 | 2,750 | 2,369 | 2,813 | 2,872 | 1,687 | － | 2,106 | 1,994 | 2,375 | － | － | 2,637 | 2,054 | 2,458 | 1,888 | 2,052 | 2,074 | － | － | － | 2,284 | 2,279 | － | － | 2,076 | 2,226 | 2,195 | 2,953 | － | － | 1,823 | 2,501 | 1,852 | － | 1,652 | － | 1,575 | － | 2,160 | － | 2,728 | 2,566 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| | 10月～12月 | 2,017 | － | 1,907 | 2,003 | 2,750 | 2,256 | 2,765 | 2,657 | 1,687 | － | 1,974 | 1,944 | 2,375 | － | － | 2,572 | 1,888 | 2,360 | 1,800 | 1,892 | 2,008 | － | － | － | 2,435 | 2,226 | － | － | 1,960 | 2,137 | 2,234 | 3,020 | － | － | 1,708 | 2,462 | 1,896 | － | 1,612 | － | 1,523 | － | 2,013 | － | 2,566 | 2,442 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 昭和31年 | 1月～3月 | 2,106 | － | 1,907 | 1,890 | 2,659 | 2,348 | 2,788 | 2,782 | 1,637 | － | 1,974 | 1,944 | 2,471 | － | － | 2,595 | 1,919 | 2,360 | 1,786 | 1,877 | 2,041 | － | － | － | 2,416 | 2,171 | － | － | 1,946 | 2,083 | 2,234 | 2,992 | － | － | 1,691 | 2,442 | 1,808 | － | 1,574 | － | 1,464 | － | 1,997 | － | 2,608 | 2,464 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| | 4月～6月 | 2,003 | － | 1,890 | 1,907 | 2,620 | 2,309 | 2,677 | 2,678 | 1,622 | － | 1,941 | 2,103 | 2,413 | － | － | 2,556 | 1,842 | 2,323 | 1,741 | 1,911 | 2,026 | － | － | － | 2,303 | 2,139 | － | － | 1,836 | 2,070 | 2,195 | 2,946 | － | － | 1,691 | 2,173 | 1,808 | － | 1,547 | － | 1,488 | － | 1,963 | － | 2,525 | 2,442 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| | 7月～9月 | 1,956 | － | 1,874 | 1,845 | 2,659 | 2,322 | 2,656 | 2,678 | 1,622 | － | 1,926 | 2,084 | 2,393 | － | － | 2,556 | 1,873 | 2,360 | 1,727 | 1,892 | 1,991 | － | － | － | 2,284 | 2,121 | － | － | 1,836 | 2,028 | 2,147 | 2,851 | － | － | 1,681 | 2,192 | 1,820 | － | 1,547 | － | 1,476 | － | 1,931 | － | 2,566 | 2,525 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| | 10月～12月 | 1,889 | － | 2,003 | 1,845 | 2,578 | 2,219 | 2,612 | 2,528 | 1,610 | － | 1,871 | 2,052 | 2,374 | － | － | 2,516 | 1,783 | 2,287 | 1,697 | 1,862 | 1,884 | － | － | － | 1,951 | 2,121 | － | － | 1,859 | 1,996 | 2,112 | 2,899 | － | － | 1,664 | 2,139 | 1,793 | － | 1,522 | － | 1,464 | － | 1,915 | － | 2,442 | 2,425 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 昭和32年 | 1月～3月 | 1,969 | － | 1,937 | 1,815 | 2,659 | 2,291 | 2,722 | 2,636 | 1,596 | － | 1,902 | 2,032 | 2,332 | － | － | 2,595 | 1,828 | 2,304 | 1,676 | 1,862 | 1,958 | － | － | － | 2,267 | 2,171 | － | － | 1,859 | 1,996 | － | 2,946 | － | － | 1,639 | 2,122 | 1,720 | － | 1,498 | － | 1,365 | － | 1,898 | － | 2,464 | 2,464 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| | 4月～6月 | 1,756 | － | 1,890 | 1,770 | 2,620 | 2,219 | 2,570 | 2,512 | 1,684 | － | 1,858 | 2,017 | 2,276 | － | － | 2,572 | 1,801 | 2,266 | 1,649 | 1,833 | 1,897 | － | － | － | 1,903 | 2,139 | － | － | 1,817 | 1,996 | － | 2,851 | － | － | 1,639 | 2,069 | 1,687 | － | 1,625 | － | 1,398 | － | 1,908 | － | 2,501 | 2,442 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| | 7月～9月 | 1,741 | － | 1,874 | 1,721 | 2,620 | 2,238 | 2,570 | 2,553 | 1,583 | － | 1,858 | 2,017 | 2,297 | － | － | 2,615 | 1,828 | 2,287 | 1,649 | 1,833 | 1,913 | － | － | － | 1,919 | 2,171 | － | － | 1,831 | 2,014 | － | 2,875 | － | － | 1,639 | 2,069 | 1,700 | － | 1,638 | － | 1,388 | － | 1,908 | － | 2,405 | 2,386 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| | 10月～12月 | 1,699 | － | 1,859 | 1,679 | 2,555 | 2,062 | 2,550 | 2,394 | 1,684 | － | 1,770 | 2,001 | 2,316 | － | － | 2,637 | 1,769 | 2,246 | 1,697 | 1,862 | 1,866 | － | － | － | 1,936 | 2,159 | － | － | 1,836 | 1,948 | － | 2,623 | － | － | 1,599 | 1,973 | 1,673 | － | 1,433 | － | 1,271 | － | 1,892 | － | 2,366 | 2,237 | － | － | － | － | － | － | － | － |

| | | |

| | | |

	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月
昭和55年	175	175	175	174
	174	148	148	145
	–	–	–	–
	–	–	–	–
昭和56年	175	178	179	175
	178	183	179	177
	177	177	175	174
	–	179	177	175
昭和57年	175	178	179	175
	178	178	208	173
	176	179	179	176
	–	–	–	–
昭和58年	175	176	177	175
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
昭和59年	174	215	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
昭和60年	177	220	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
昭和61年	177	182	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
昭和62年	177	177	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
昭和63年	179	146	–	–
	149	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
平成元年	145	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
平成2年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
平成3年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
平成4年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
平成5年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
平成6年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
平成7年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
平成8年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
平成9年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
平成10年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
平成11年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
平成12年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
平成13年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
平成14年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
平成15年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
平成16年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
平成17年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
平成18年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
平成19年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
平成20年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
平成21年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
平成22年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
平成23年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
平成24年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
平成25年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
平成26年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
平成27年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
平成28年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
平成29年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
平成30年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和元年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和2年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和3年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和4年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和5年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和6年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和7年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和8年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和9年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和10年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和11年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和12年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和13年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和14年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和15年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和16年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和17年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和18年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和19年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和20年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和21年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和22年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和23年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和24年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和25年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和26年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和27年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和28年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和29年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和30年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和31年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和32年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和33年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和34年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和35年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和36年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和37年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和38年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和39年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和40年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和41年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和42年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和43年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和44年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和45年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和46年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和47年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和48年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和49年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和50年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和51年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和52年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和53年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和54年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和55年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和56年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和57年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和58年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和59年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和60年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和61年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和62年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和63年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和64年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和65年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和66年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和67年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和68年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和69年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和70年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和71年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和72年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和73年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和74年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和75年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和76年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和77年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和78年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和79年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和80年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和81年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和82年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和83年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和84年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和85年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和86年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和87年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和88年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和89年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和90年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和91年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和92年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和93年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和94年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和95年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和96年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和97年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和98年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和99年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和100年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和101年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和102年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和103年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和104年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和105年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和106年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和107年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和108年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和109年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和110年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和111年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和112年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和113年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和114年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和115年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和116年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和117年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和118年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和119年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和120年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和121年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和122年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和123年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和124年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和125年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和126年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和127年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和128年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和129年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和130年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和131年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和132年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和133年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和134年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和135年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和136年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和137年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和138年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和139年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和140年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和141年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和142年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和143年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和144年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和145年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和146年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和147年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和148年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和149年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和150年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和151年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和152年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和153年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和154年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和155年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和156年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和157年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和158年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和159年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和160年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和161年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和162年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和163年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和164年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和165年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和166年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和167年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和168年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和169年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和170年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和171年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和172年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和173年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和174年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和175年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和176年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和177年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和178年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和179年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和180年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和181年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和182年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和183年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和184年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和185年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和186年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和187年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和188年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和189年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和190年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和191年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和192年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和193年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和194年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和195年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和196年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和197年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和198年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和199年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和200年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和201年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和202年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和203年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和204年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和205年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和206年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和207年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和208年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和209年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和210年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和211年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和212年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和213年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和214年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和215年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和216年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和217年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和218年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和219年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和220年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和221年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和222年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和223年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和224年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和225年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和226年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和227年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和228年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和229年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和230年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和231年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和232年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和233年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和234年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和235年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和236年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和237年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和238年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和239年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和240年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和241年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和242年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和243年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和244年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和245年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和246年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和247年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和248年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和249年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和250年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和251年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和252年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和253年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和254年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和255年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和256年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和257年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和258年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和259年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和260年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和261年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和262年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和263年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和264年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令和265年	178	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
	–	–	–	–
令				

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

別表第二を次のように改める。

別表第二（第二号関係）

当該労働者が負傷し、又は疾病にかかった日の属する四半期	率	当該労働者が負傷し、又は疾病にかかった日の属する四半期	率	当該労働者が負傷し、又は疾病にかかった日の属する四半期	率	当該労働者が負傷し、又は疾病にかかった日の属する四半期	率	当該労働者が負傷し、又は疾病にかかった日の属する四半期	率	当該労働者が負傷し、又は疾病にかかった日の属する四半期	率	当該労働者が負傷し、又は疾病にかかった日の属する四半期	率	当該労働者が負傷し、又は疾病にかかった日の属する四半期	率	当該労働者が負傷し、又は疾病にかかった日の属する四半期	率
	%		%		%		%		%		%		%		%		%
昭和22年度	15,194	昭和34年 1月～3月	1,607	昭和43年 1月～3月	739	昭和52年 1月～3月	175	昭和61年 1月～3月	120	平成7年 1月～3月	100	平成16年 1月～3月	100	平成25年 1月～3月	100	令和4年 1月～3月	100
		4月～6月	1,646	4月～6月	698	4月～6月	174	4月～6月	120	4月～6月	100	4月～6月	100	4月～6月	100	4月～6月	100
昭和23年度	5,660	7月～9月	1,646	7月～9月	646	7月～9月	174	7月～9月	120	7月～9月	100	7月～9月	100	7月～9月	100	7月～9月	100
昭和24年度	3,744	10月～12月	1,595	10月～12月	624	10月～12月	177	10月～12月	121	10月～12月	100	10月～12月	100	10月～12月	100	10月～12月	100
昭和25年度	3,213	昭和35年 1月～3月	1,595	昭和44年 1月～3月	624	昭和53年 1月～3月	177	昭和62年 1月～3月	121	平成8年 1月～3月	100	平成17年 1月～3月	100	平成26年 1月～3月	100	令和5年 1月～3月	100
昭和26年 4月～6月	2,845	4月～6月	1,546	4月～6月	616	4月～6月	174	4月～6月	120	4月～6月	100	4月～6月	100	4月～6月	100	4月～6月	100
7月～9月	2,892	7月～9月	1,534	7月～9月	595	7月～9月	174	7月～9月	120	7月～9月	100	7月～9月	100	7月～9月	100	7月～9月	100
10月～12月	2,692	10月～12月	1,483	10月～12月	574	10月～12月	174	10月～12月	120	10月～12月	100	10月～12月	100	10月～12月	100	10月～12月	100
昭和27年 1月～3月	2,448	昭和36年 1月～3月	1,507	昭和45年 1月～3月	576	昭和54年 1月～3月	174	昭和63年 1月～3月	120	平成9年 1月～3月	100	平成18年 1月～3月	100	平成27年 1月～3月	100	令和6年 1月～3月	100
4月～6月	2,409	4月～6月	1,361	4月～6月	507	4月～6月	146	4月～6月	120	4月～6月	100	4月～6月	100	4月～6月	100	4月～6月	100
7月～9月	2,311	7月～9月	1,318	7月～9月	514	7月～9月	145	7月～9月	120	7月～9月	100	7月～9月	100	7月～9月	100	7月～9月	100
10月～12月	2,412	10月～12月	1,330	10月～12月	497	10月～12月	145	10月～12月	120	10月～12月	100	10月～12月	100	10月～12月	100	10月～12月	100
昭和28年 1月～3月	2,244	昭和37年 1月～3月	1,330	昭和46年 1月～3月	497	昭和55年 1月～3月	149	平成元年 1月～3月	120	平成10年 1月～3月	100	平成19年 1月～3月	100	平成28年 1月～3月	100	令和7年 1月～3月	100
4月～6月	2,190	4月～6月	1,258	4月～6月	469	4月～6月	144	4月～6月	100	4月～6月	100	4月～6月	100	4月～6月	100	4月～6月	100
7月～9月	2,058	7月～9月	1,237	7月～9月	426	7月～9月	144	7月～9月	100	7月～9月	100	7月～9月	100	7月～9月	100	7月～9月	100
10月～12月	1,992	10月～12月	1,152	10月～12月	417	10月～12月	145	10月～12月	100	10月～12月	100	10月～12月	100	10月～12月	100		
昭和29年 1月～3月	1,960	昭和38年 1月～3月	1,152	昭和47年 1月～3月	405	昭和56年 1月～3月	145	平成2年 1月～3月	120	平成11年 1月～3月	100	平成20年 1月～3月	100	平成29年 1月～3月	100		
4月～6月	1,928	4月～6月	1,088	4月～6月	407	4月～6月	145	4月～6月	100	4月～6月	100	4月～6月	100	4月～6月	100		
7月～9月	1,928	7月～9月	1,135	7月～9月	391	7月～9月	144	7月～9月	100	7月～9月	100	7月～9月	100	7月～9月	100		
10月～12月	2,010	10月～12月	1,091	10月～12月	379	10月～12月	145	10月～12月	100	10月～12月	100	10月～12月	100	10月～12月	100		
昭和30年 1月～3月	1,994	昭和39年 1月～3月	1,091	昭和48年 1月～3月	352	昭和57年 1月～3月	145	平成3年 1月～3月	100	平成12年 1月～3月	100	平成21年 1月～3月	100	平成30年 1月～3月	100		
4月～6月	1,978	4月～6月	1,040	4月～6月	325	4月～6月	144	4月～6月	100	4月～6月	100	4月～6月	100	4月～6月	100		
7月～9月	1,994	7月～9月	1,013	7月～9月	329	7月～9月	144	7月～9月	100	7月～9月	100	7月～9月	100	7月～9月	100		
10月～12月	1,913	10月～12月	935	10月～12月	316	10月～12月	121	10月～12月	100	10月～12月	100	10月～12月	100	10月～12月	100		
昭和31年 1月～3月	1,913	昭和40年 1月～3月	935	昭和49年 1月～3月	312	昭和58年 1月～3月	122	平成4年 1月～3月	100	平成13年 1月～3月	100	平成22年 1月～3月	100	平成31年・令和元年 1月～3月	100		
4月～6月	1,854	4月～6月	899	4月～6月	260	4月～6月	120	4月～6月	100	4月～6月	100	4月～6月	100	4月～6月	100		
7月～9月	1,854	7月～9月	938	7月～9月	258	7月～9月	121	7月～9月	100	7月～9月	100	7月～9月	100	7月～9月	100		
10月～12月	1,810	10月～12月	908	10月～12月	252	10月～12月	121	10月～12月	100	10月～12月	100	10月～12月	100	10月～12月	100		
昭和32年 1月～3月	1,810	昭和41年 1月～3月	900	昭和50年 1月～3月	214	昭和59年 1月～3月	121	平成5年 1月～3月	100	平成14年 1月～3月	100	平成23年 1月～3月	100	令和2年 1月～3月	100		
4月～6月	1,686	4月～6月	865	4月～6月	216	4月～6月	122	4月～6月	100	4月～6月	100	4月～6月	100	4月～6月	100		
7月～9月	1,686	7月～9月	846	7月～9月	212	7月～9月	121	7月～9月	100	7月～9月	100	7月～9月	100	7月～9月	100		
10月～12月	1,659	10月～12月	780	10月～12月	215	10月～12月	120	10月～12月	100	10月～12月	100	10月～12月	100	10月～12月	100		
昭和33年 1月～3月	1,686	昭和42年 1月～3月	785	昭和51年 1月～3月	213	昭和60年 1月～3月	120	平成6年 1月～3月	100	平成15年 1月～3月	100	平成24年 1月～3月	100	令和3年 1月～3月	100		
4月～6月	1,659	4月～6月	749	4月～6月	210	4月～6月	120	4月～6月	100	4月～6月	100	4月～6月	100	4月～6月	100		
7月～9月	1,647	7月～9月	769	7月～9月	176	7月～9月	120	7月～9月	100	7月～9月	100	7月～9月	100	7月～9月	100		
10月～12月	1,607	10月～12月	739	10月～12月	174	10月～12月	121	10月～12月	100	10月～12月	100	10月～12月	100	10月～12月	100		

備考　当該事業場が当該休業補償について常時100人以上の労働者を使用するものとしてその額の改訂をしたことがあるものである場合又は毎月勤労統計によりその額の改訂をしたことがあるものである場合には、当該改訂に係る休業補償の額にこの表に掲げる率を乗ずるに当たっては、この表中「当該労働者が負傷し、又は疾病にかかった日の属する四半期」とあるのは、「当該改訂の基礎となった四半期」と読み替えて用いること。

別表第三を次のように改める。

別表第三（第三号関係）

| 当該労働者に係る事業場の存する都道府県 ＼ 当該労働者が負傷し、又は疾病にかかった日の属する期間 | 北海道 | 青森 | 岩手 | 宮城 | 秋田 | 山形 | 福島 | 茨城 | 栃木 | 群馬 | 埼玉 | 千葉 | 東京 | 神奈川 | 新潟 | 富山 | 石川 | 福井 | 山梨 | 長野 | 岐阜 | 静岡 | 愛知 | 三重 | 滋賀 | 京都 | 大阪 | 兵庫 | 奈良 | 和歌山 | 鳥取 | 島根 | 岡山 | 広島 | 山口 | 徳島 | 香川 | 愛媛 | 高知 | 福岡 | 佐賀 | 長崎 | 熊本 | 大分 | 宮崎 | 鹿児島 | 沖縄 |
|---|
| | % |
| 昭和22年９月１日から昭和23年３月31日まで | 10,249 | 13,091 | 12,713 | 14,164 | 12,199 | 11,987 | 12,480 | 12,887 | 11,905 | 12,378 | 13,321 | 14,605 | 12,197 | 10,906 | 15,028 | 15,198 | 14,719 | 14,290 | 13,141 | 12,227 | 13,513 | 15,881 | 16,357 | 15,845 | 9,768 | 10,259 | 10,096 | 10,507 | 9,930 | 11,460 | 10,819 | 10,450 | 11,266 | 11,585 | 11,893 | 11,615 | 11,899 | 11,898 | 11,806 | 10,721 | 13,195 | 13,128 | 12,667 | 13,303 | 12,502 | 12,587 | － |
| 昭和23年４月１日から昭和23年７月31日まで | 6,874 | 5,616 | 8,053 | 8,976 | 7,728 | 7,621 | 7,931 | 7,548 | 7,073 | 7,355 | 7,375 | 7,891 | 7,744 | 7,738 | 9,551 | 9,671 | 9,367 | 9,091 | 7,811 | 7,270 | 7,608 | 8,867 | 8,524 | 8,819 | 5,797 | 6,571 | 6,463 | 6,733 | 5,844 | 6,630 | 7,450 | 7,193 | 7,218 | 6,647 | 7,595 | 7,099 | 7,273 | 7,273 | 7,218 | 7,229 | 7,475 | 7,440 | 7,594 | 7,954 | 7,510 | 7,559 | － |
| 昭和23年８月１日から昭和23年11月30日まで | 5,332 | 4,356 | 5,651 | 6,295 | 5,425 | 5,338 | 5,563 | 5,405 | 5,076 | 5,275 | 5,364 | 5,734 | 5,988 | 5,959 | 6,689 | 6,780 | 6,568 | 6,376 | 5,587 | 5,208 | 5,549 | 6,376 | 6,343 | 6,490 | 4,456 | 5,077 | 5,179 | 5,197 | 4,494 | 5,064 | 5,352 | 5,167 | 5,311 | 5,027 | 5,161 | 5,173 | 5,298 | 5,298 | 5,256 | 5,363 | 5,387 | 5,375 | 5,196 | 5,448 | 5,147 | 5,182 | － |
| 昭和23年12月１日から昭和25年12月31日まで | 3,847 | 3,150 | 4,000 | 4,456 | 3,838 | 3,785 | 3,936 | 3,791 | 3,731 | 3,883 | 3,972 | 4,069 | 4,297 | 4,290 | 4,745 | 4,819 | 4,668 | 4,534 | 4,099 | 3,826 | 4,036 | 4,306 | 4,459 | 4,462 | 3,384 | 3,694 | 3,805 | 3,780 | 3,384 | 3,636 | 3,833 | 3,702 | 3,815 | 3,630 | 3,730 | 3,695 | 3,784 | 3,784 | 3,755 | 3,851 | 3,911 | 3,910 | 3,784 | 3,961 | 3,739 | 3,767 | － |
| 昭和26年１月１日から昭和26年９月30日まで | 3,460 | 2,776 | 3,480 | 3,874 | 3,384 | 3,304 | 3,493 | 3,402 | 3,361 | 3,472 | 3,556 | 3,623 | 3,733 | 3,869 | 4,164 | 4,284 | 4,150 | 4,027 | 3,820 | 3,472 | 3,636 | 3,790 | 3,906 | 3,946 | 3,179 | 3,383 | 3,334 | 3,355 | 3,180 | 3,232 | 3,378 | 3,263 | 3,414 | 3,232 | 3,335 | 3,262 | 3,311 | 3,361 | 3,311 | 3,361 | 3,443 | 3,450 | 3,335 | 3,497 | 3,329 | 3,329 | － |
| 昭和26年10月１日から昭和27年10月31日まで | 2,914 | 2,627 | 3,007 | 3,349 | 2,886 | 2,934 | 2,959 | 2,939 | 2,987 | 3,106 | 3,103 | 3,085 | 3,256 | 3,486 | 3,676 | 3,571 | 3,457 | 3,355 | 3,179 | 3,084 | 3,034 | 3,238 | 3,256 | 3,383 | 2,687 | 2,776 | 2,862 | 2,843 | 2,707 | 2,800 | 3,041 | 2,939 | 2,935 | 2,795 | 2,869 | 2,843 | 2,911 | 2,911 | 2,891 | 2,752 | 3,082 | 2,878 | 2,821 | 2,915 | 2,994 | 3,012 | － |
| 昭和27年11月１日から昭和28年９月30日まで | 2,526 | 2,467 | 2,652 | 2,956 | 2,644 | 2,730 | 2,772 | 2,790 | 2,779 | 2,869 | 2,869 | 2,898 | 3,011 | 3,232 | 3,329 | 3,203 | 3,107 | 3,106 | 2,915 | 2,869 | 2,796 | 2,915 | 2,935 | 3,035 | 2,584 | 2,622 | 2,622 | 2,603 | 2,584 | 2,608 | 2,767 | 2,676 | 2,687 | 2,544 | 2,567 | 2,585 | 2,627 | 2,665 | 2,647 | 2,568 | 2,869 | 2,644 | 2,627 | 2,710 | 2,788 | 2,783 | － |
| 昭和28年10月１日から昭和32年３月31日まで | 2,350 | 2,185 | 2,406 | 2,464 | 2,567 | 2,687 | 2,562 | 2,638 | 2,410 | 2,370 | 2,544 | 2,746 | 2,767 | 2,998 | 2,893 | 2,747 | 2,767 | 2,893 | 2,389 | 2,506 | 2,370 | 2,633 | 2,562 | 2,603 | 2,238 | 2,537 | 2,467 | 2,449 | 2,257 | 2,482 | 2,544 | 2,467 | 2,448 | 2,428 | 2,332 | 2,443 | 2,428 | 2,428 | 2,483 | 2,293 | 2,464 | 2,467 | 2,482 | 2,410 | 2,525 | 2,544 | 2,544 |
| 昭和32年４月１日から昭和35年３月31日まで | 2,194 | 2,083 | 2,194 | 2,239 | 2,202 | 2,257 | 2,311 | 2,389 | 2,239 | 2,208 | 2,351 | 2,488 | 2,449 | 2,545 | 2,503 | 2,406 | 2,428 | 2,525 | 2,131 | 2,225 | 2,274 | 2,407 | 2,311 | 2,392 | 2,149 | 2,314 | 2,273 | 2,255 | 2,149 | 2,293 | 2,287 | 2,208 | 2,287 | 2,273 | 2,194 | 2,255 | 2,239 | 2,239 | 2,274 | 2,178 | 2,311 | 2,320 | 2,334 | 2,273 | 2,304 | 2,320 | 2,320 |
| 昭和35年４月１日から昭和36年３月31日まで | 2,022 | 1,927 | 2,008 | 2,038 | 2,038 | 2,116 | 2,099 | 2,164 | 2,083 | 2,052 | 2,178 | 2,320 | 2,178 | 2,273 | 2,194 | 2,147 | 2,164 | 2,194 | 1,974 | 2,022 | 2,131 | 2,194 | 2,164 | 2,225 | 2,083 | 2,116 | 2,099 | 2,099 | 2,069 | 2,069 | 2,069 | 2,008 | 2,083 | 2,069 | 2,052 | 2,038 | 2,052 | 2,052 | 2,052 | 2,022 | 2,069 | 2,116 | 2,069 | 2,052 | 2,069 | 2,083 | 2,083 |
| 昭和36年４月１日から昭和37年３月31日まで | 1,878 | 1,792 | 1,792 | 1,792 | 1,792 | 1,792 | 1,878 | 1,913 | 1,913 | 1,913 | 1,913 | 1,974 | 1,943 | 1,943 | 1,913 | 1,896 | 1,927 | 1,927 | 1,792 | 1,792 | 1,896 | 1,927 | 1,927 | 1,927 | 1,792 | 1,896 | 1,943 | 1,943 | 1,792 | 1,913 | 1,943 | 1,878 | 1,913 | 1,896 | 1,913 | 1,896 | 1,913 | 1,896 | 1,878 | 1,792 | 1,878 | 1,974 | 1,974 | 1,913 | 1,927 | 1,943 | 1,943 |
| 昭和37年４月１日から昭和38年６月30日まで | 1,567 |
| 昭和38年７月１日から昭和39年６月30日まで | 1,378 |
| 昭和39年７月１日から昭和40年６月30日まで | 1,216 |
| 昭和40年７月１日から昭和41年６月30日まで | 1,111 |
| 昭和41年７月１日から昭和42年６月30日まで | 1,044 |
| 昭和42年７月１日から昭和43年６月30日まで | 883 |
| 昭和43年７月１日から昭和44年６月30日まで | 797 |
| 昭和44年７月１日から昭和45年６月30日まで | 701 |
| 昭和45年７月１日から昭和46年６月30日まで | 658 |
| 昭和46年７月１日から昭和47年６月30日まで | 535 |
| 昭和47年７月１日から昭和48年６月30日まで | 486 |
| 昭和48年７月１日から昭和49年６月30日まで | 371 |
| 昭和49年７月１日から昭和50年６月30日まで | 305 |

昭和50年７月１日から昭和51年６月30日まで	251
昭和51年７月１日から昭和52年６月30日まで	240
昭和52年７月１日から昭和53年６月30日まで	223
昭和53年７月１日から昭和54年６月30日まで	195
昭和54年７月１日から昭和55年６月30日まで	187
昭和55年７月１日から昭和56年６月30日まで	179
昭和56年７月１日から昭和57年６月30日まで	159
昭和57年７月１日から昭和58年６月30日まで	154
昭和58年７月１日から昭和59年６月30日まで	151
昭和59年７月１日から昭和60年６月30日まで	150
昭和60年７月１日から昭和61年６月30日まで	149
昭和61年７月１日から昭和62年６月30日まで	148
昭和62年７月１日から昭和63年６月30日まで	136
昭和63年７月１日から平成元年６月30日まで	126
平成元年７月１日から平成２年６月30日まで	122
平成２年７月１日から平成３年６月30日まで	120
平成３年７月１日から令和７年９月30日まで	100

○厚生労働省告示第百三十四号

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第八条の二第一項第二号の規定に基づき、労働者災害補償保険法第八条の二第一項第二号の規定に基づく休業補償給付、複数事業労働者休業給付又は休業給付に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率（平成二年労働省告示第七十五号）の一部を次の表のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第八条の二第一項第二号の規定に基づき、同法の規定による休業補償給付、複数事業労働者休業給付又は休業給付に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率を次のとおり定め、平成二年十月一日から適用する。

労働者災害補償保険法第８条第１項の算定事由発生日の属する期間	給付基礎日額の算定に用いる率（単位　％）
（削る）	（削る）
（略）	（略）
平成３年１月１日から同年３月31日まで	110
平成３年10月１日から同年12月31日まで	110
（略）	（略）
平成10年７月１日から同年９月30日まで	100
平成21年１月１日から同年３月31日まで	110
平成21年４月１日から同年６月30日まで	110
平成21年７月１日から同年９月30日まで	110
平成21年10月１日から同年12月31日まで	110
平成22年１月１日から同年３月31日まで	110
平成22年７月１日から同年９月30日まで	110
平成23年１月１日から同年３月31日まで	110
平成23年４月１日から同年６月30日まで	110
平成23年７月１日から同年９月30日まで	110
平成24年１月１日から同年３月31日まで	110
平成24年４月１日から同年６月30日まで	110
平成24年７月１日から同年９月30日まで	110
平成24年10月１日から同年12月31日まで	110
平成25年１月１日から同年３月31日まで	110
平成25年４月１日から同年６月30日まで	110

改正前

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第八条の二第一項第二号の規定に基づき、同法の規定による休業補償給付、複数事業労働者休業給付又は休業給付に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率を次のとおり定め、平成二年十月一日から適用する。

労働者災害補償保険法第８条第１項の算定事由発生日の属する期間	給付基礎日額の算定に用いる率（単位　％）
昭和63年７月１日から同年９月30日まで	110
（略）	（略）
平成３年１月１日から同年３月31日まで	110
（新設）	（新設）
（略）	（略）
平成10年７月１日から同年９月30日まで	100
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
平成24年７月１日から同年９月30日まで	110
（新設）	（新設）
平成25年１月１日から同年３月31日まで	110
（新設）	（新設）

平成25年７月１日から同年９月30日まで	110
平成25年10月１日から同年12月31日まで	110
平成26年１月１日から同年３月31日まで	110
平成26年４月１日から同年６月30日まで	110
平成26年７月１日から同年９月30日まで	110
平成26年10月１日から同年12月31日まで	110
（略）	（略）
平成29年１月１日から同年３月31日まで	110
平成29年４月１日から同年６月30日まで	110
平成29年７月１日から同年９月30日まで	110
平成29年10月１日から同年12月31日まで	110
平成30年１月１日から同年３月31日まで	110
平成30年７月１日から同年９月30日まで	110
平成31年１月１日から同年３月31日まで	110
令和元年７月１日から同年９月30日まで	110
（略）	（略）
令和２年７月１日から同年９月30日まで	110
令和２年10月１日から同年12月31日まで	110
令和３年１月１日から同年３月31日まで	110
令和３年７月１日から同年９月30日まで	110
令和３年10月１日から同年12月31日まで	110

備考

１～４　（略）

平成25年７月１日から同年９月30日まで	110
（新設）	（新設）
平成26年１月１日から同年３月31日まで	110
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（略）	（略）
平成29年１月１日から同年３月31日まで	110
（新設）	（新設）
平成29年７月１日から同年９月30日まで	110
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
平成31年１月１日から同年３月31日まで	110
（新設）	（新設）
（略）	（略）
令和２年７月１日から同年９月30日まで	110
（新設）	（新設）
令和３年１月１日から同年３月31日まで	110
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）

備考

１～４　（略）

○厚生労働省告示第百三十五号

高次脳機能障害者支援法（令和七年法律第九十六号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、高次脳機能障害者支援法の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

高次脳機能障害者支援法の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示

（社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ワ及び第五条第十四号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ワ及び第五条第十四号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第四条第一項第七号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業の一部改正）

第一条　社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ワ及び第五条第十四号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ワ及び第五条第十四号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第四条第一項第七号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業（昭和六十二年厚生省告示第二百三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
1　社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号。以下「養成施設規則」という。）第三条第一号ワ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十年文部科学省厚生労働省令第二号。以下「学校規則」という。）第三条第一号ワ及び社会福祉に関する科目を定める省令（平成二十年文部科学省厚生労働省令第三号）第四条第一項第七号に規定する厚生労働大臣が別に定める施設又は事業は、次に掲げる施設又は事業とする。 一～十七　（略） 十八　（略） 十九　高次脳機能障害者支援法（令和七年法律第九十六号）に規定する高次脳機能障害者支援センター 二十　（略） 2　（略）	1　社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号。以下「養成施設規則」という。）第三条第一号ワ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十年文部科学省厚生労働省令第二号。以下「学校規則」という。）第三条第一号ワ及び社会福祉に関する科目を定める省令（平成二十年文部科学省厚生労働省令第三号）第四条第一項第七号に規定する厚生労働大臣が別に定める施設又は事業は、次に掲げる施設又は事業とする。 一～十七　（略） 十七の二　（略） （新設） 十八　（略） 2　（略）

（精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第三条第一項第十号及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第八項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業の一部改正）

第二条　精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第三条第一項第十号及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第八項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業（平成十年厚生省告示第十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一～十五　（略） 十六　高次脳機能障害者支援法（令和七年法律第九十六号）に規定する高次脳機能障害者支援センター（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。） 十七　（略）	一～十五　（略） （新設） 十六　（略）

（障害者雇用対策基本方針の一部改正）

第三条　障害者雇用対策基本方針（令和五年厚生労働省告示第百二十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第１　障害者の就業の動向に関する事項 １　（略） ２　障害者の就業の動向 (1)　（略） (2)　障害者の雇用状況 43.5人以上の常用労働者を雇用している民間の事業主の令和４年６月１日時点における障害者の雇用状況を見ると、雇用障害者数は61.4万人、実雇用率は2.25％となっている。また、法定雇用率達成企業の割合は48.3％となっている。障害種別毎の雇用状況を見ると、身体障害者は35.8万人、知的障害者は14.6万人、精神障害者は11.0万人となっている。企業規模別の状況を見ると、43.5人以上100人未満規模の企業の実雇用率は1.84％、100人以上300人未満規模では2.08％、300人以上500人未満規模では2.11％、500人以上1,000人未満規模では2.26％、1,000人以上規模では2.48％となっている。規模の大きい企業で実雇用率が高く、規模の小さい企業の実雇用率が低い。	第１　障害者の就業の動向に関する事項 １　（略） ２　障害者の就業の動向 (1)　（略） (2)　障害者の雇用状況 43.5人以上の常用労働者を雇用している民間の事業主の令和４年６月１日時点における障害者の雇用状況を見ると、雇用障害者数は61.4万人、実雇用率は2.25％となっている。また、法定雇用率達成企業の割合は48.3％となっている。障害種別毎の雇用状況を見ると、身体障害者は35.8万人、知的障害者は14.6万人、精神障害者は11.0万人となっている。企業規模別の状況を見ると、43.5人以上100人未満規模の企業の実雇用率は1.84％、100人以上300人未満規模では2.08％、300人以上500人未満規模では2.11％、500人以上1,000人未満規模では2.26％、1,000人以上規模では2.48％となっている。規模の大きい企業で実雇用率が高く、規模の小さい企業の実雇用率が低い。

また、障害者の雇用義務のある企業の30.0％は、一人も障害者を雇用していない状況となっている。

なお、公務部門について、国の機関（立法・司法・行政機関）の同日時点における障害者の雇用状況を見ると、雇用障害者数は9,703.0人、実雇用率は2.85％となっている。障害種別毎の雇用状況を見ると、身体障害者は5,837.5人、知的障害者は292.5人、精神障害者は3,573.0人となっている。地方公共団体の機関（教育委員会を含む。）の同日時点における障害者の雇用状況を見ると、雇用障害者数は61,445.5人、実雇用率は2.53％となっている。障害種別毎の雇用状況を見ると、身体障害者は48,418.0人、知的障害者は2,564.5人、精神障害者は10,463.0人となっている。

一方、公共職業安定所における障害者である有効求職者は35.9万人（令和３年度）であるが、そのうち身体障害者は11.3万人、知的障害者は5.5万人、精神障害者は16.3万人となっており、精神障害者の占める割合が年々増加している。また、身体障害者のうち重度身体障害者は4.5万人、知的障害者のうち重度知的障害者は1.1万人となっている。また、公共職業安定所における障害者の就職件数は9.6万件（令和３年度）であるが、そのうち身体障害者は2.1万件、知的障害者は2.0万件、精神障害者は4.6万件となっており、精神障害者の占める割合が年々増加している。また、身体障害者のうち重度身体障害者は0.7万件、知的障害者のうち重度知的障害者は0.3万件となっている。加えて、近年、手帳を所持していない発達障害者や高次脳機能障害者等のその他の障害者が増加し、これらの有効求職者数は2.8万人（令和３年度）となっている（令和３年度厚生労働省「障害者の職業紹介状況等」）。

さらに、障害者の解雇者については、令和３年度における公共職業安定所に届け出られた障害者解雇者数は1,656人である（令和３年度「障害者の職業紹介状況等」）。

第４　障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るため講じようとする施策の基本となるべき事項

（略）

１・２　（略）

３　発達障害者、難病患者等に対する支援

発達障害者、難病患者、高次脳機能障害者、若年性認知症、各種依存症を有する者等についても、地域障害者職業センター等による職業評価・職業準備支援等の実施、障害者就業・生活支援センターによる生活面も含めた支援、職場適応援助者（ジョブコーチ）や難病患者就職サポーター、発達障害者雇用トータルサポーターの活用等、それぞれの障害特性等に応じたきめ細かな職業リハビリテーションを実施する。その際、発達障害者支援センター、難病相談・支援センター、高次脳機能障害者支援センター等、地域の関係機関との連携を図る。

また、外見からは障害があることが分かりにくい、具体的な対応方法が分からない等の事業主の雇用管理上の不安があること、実際に就業することで職場適応上の課題が出現したこと等により、事業主が採用後に発達障害であることを把握等した場合における対応の困難性等を踏まえ、好事例の収集・提供、雇用管理手法の研究等により、事業主の理解の促進を図るとともに、適切な雇用管理が行われるよう支援を行う。さらに、難病患者の就労状況や就労困難性の最新の状況を把握するとともに、企業側の支援ノウハウや地域支援体制の整備状況について実態を把握するため、調査研究を推進する。

４～13　（略）

また、障害者の雇用義務のある企業の30.0％は、一人も障害者を雇用していない状況となっている。

なお、公務部門について、国の機関（立法・司法・行政機関）の同日時点における障害者の雇用状況を見ると、雇用障害者数は9,703.0人、実雇用率は2.85％となっている。障害種別毎の雇用状況を見ると、身体障害者は5,837.5人、知的障害者は292.5人、精神障害者は3,573.0人となっている。地方公共団体の機関（教育委員会を含む。）の同日時点における障害者の雇用状況を見ると、雇用障害者数は61,445.5人、実雇用率は2.53％となっている。障害種別毎の雇用状況を見ると、身体障害者は48,418.0人、知的障害者は2,564.5人、精神障害者は10,463.0人となっている。

一方、公共職業安定所における障害者である有効求職者は35.9万人（令和３年度）であるが、そのうち身体障害者は11.3万人、知的障害者は5.5万人、精神障害者は16.3万人となっており、精神障害者の占める割合が年々増加している。また、身体障害者のうち重度身体障害者は4.5万人、知的障害者のうち重度知的障害者は1.1万人となっている。また、公共職業安定所における障害者の就職件数は9.6万件（令和３年度）であるが、そのうち身体障害者は2.1万件、知的障害者は2.0万件、精神障害者は4.6万件となっており、精神障害者の占める割合が年々増加している。また、身体障害者のうち重度身体障害者は0.7万件、知的障害者のうち重度知的障害者は0.3万件となっている。加えて、近年、手帳を所持していない発達障害や高次脳機能障害等のその他の障害者が増加し、これらの有効求職者数は2.8万人（令和３年度）となっている（令和３年度厚生労働省「障害者の職業紹介状況等」）。

さらに、障害者の解雇者については、令和３年度における公共職業安定所に届け出られた障害者解雇者数は1,656人である（令和３年度「障害者の職業紹介状況等」）。

第４　障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るため講じようとする施策の基本となるべき事項

（略）

１・２　（略）

３　発達障害者、難病患者等に対する支援

発達障害者、難病患者、高次脳機能障害、若年性認知症、各種依存症を有する者等についても、地域障害者職業センター等による職業評価・職業準備支援等の実施、障害者就業・生活支援センターによる生活面も含めた支援、職場適応援助者（ジョブコーチ）や難病患者就職サポーター、発達障害者雇用トータルサポーターの活用等、それぞれの障害特性等に応じたきめ細かな職業リハビリテーションを実施する。その際、発達障害者支援センター、難病相談・支援センター、高次脳機能障害者支援拠点機関等、地域の関係機関との連携を図る。

また、外見からは障害があることが分かりにくい、具体的な対応方法が分からない等の事業主の雇用管理上の不安があること、実際に就業することで職場適応上の課題が出現したこと等により、事業主が採用後に発達障害であることを把握等した場合における対応の困難性等を踏まえ、好事例の収集・提供、雇用管理手法の研究等により、事業主の理解の促進を図るとともに、適切な雇用管理が行われるよう支援を行う。さらに、難病患者の就労状況や就労困難性の最新の状況を把握するとともに、企業側の支援ノウハウや地域支援体制の整備状況について実態を把握するため、調査研究を推進する。

４～13　（略）

附　則

この告示は、令和８年４月１日から適用する。

○厚生労働省告示第百三十六号

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十四年政令第二百九十二号）第七条第二項の規定に基づき、令和八年度に係る中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第十条第二項第三号ロ及び同令第二条第一項第三号ロ(1)の支給率は、〇・〇〇六一とする。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

○厚生労働省告示第百三十七号

中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第二十八条第一項の規定に基づき、令和八年四月一日から同年九月三十日までの間に効力が生じた退職金共済契約及び同年十月一日から令和九年三月三十一日までの間に効力が生じた退職金共済契約に係る同項の厚生労働大臣の定める率は、次の表の上欄に掲げる過去勤務期間の年数に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率とする。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

過去勤務期間の年数	率	
	令和八年四月一日から同年九月三十日までの間に退職金共済契約の効力が生じた場合	令和八年十月一日から令和九年三月三十一日までの間に退職金共済契約の効力が生じた場合
一年	〇	〇
二年	〇	〇
三年	〇・〇一	〇
四年	〇・〇一	〇・〇一
五年	〇・〇一	〇・〇一
六年	〇・〇一	〇・〇一
七年	〇・〇一	〇・〇一
八年	〇・〇二	〇・〇一
九年	〇・〇三	〇・〇二
十年	〇・〇三	〇・〇三

○厚生労働省告示第百三十八号

中小企業退職金共済法施行令（昭和三十九年政令第百八十八号）第二条第一号及び第二号の規定に基づき、令和七年四月一日前に退職した被共済者であって令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの、令和七年四月一日以後令和八年四月一日前に退職した被共済者であって同年八月一日から令和九年三月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの及び令和八年四月一日以後令和九年四月一日前に退職した被共済者であって同年七月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したものに係る同条第一号及び第二号の厚生労働大臣の定める率は、〇とする。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

○厚生労働省告示第百三十九号

中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第十三条第二項の規定に基づき、令和七年四月一日前に退職した被共済者であって令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの、令和七年四月一日以後令和八年四月一日前に退職した被共済者であって同年八月一日から令和九年三月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの及び令和八年四月一日以後令和九年四月一日前に退職した被共済者であって同年七月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したものに係る同項の厚生労働大臣が定める利率は、年一パーセントとする。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

○厚生労働省告示第百四十号

中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第三十条第二項第二号イの規定に基づき、令和八年度に係る同号イの厚生労働大臣が定める利率は、年〇・五五パーセントとする。ただし、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十四年政令第二百九十二号）第十条の規定によりなお従前の例によることとされている場合における厚生労働大臣が定める利率は、年〇パーセントとする。

令和八年三月三十一日　　厚生労働大臣　上野賢一郎

○厚生労働省告示第百四十一号

確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）附則第二十八条第三項第一号の規定に基づき、令和八年度に係る同号の厚生労働大臣が定める利率は、年〇・五五パーセントとする。

令和八年三月三十一日　　厚生労働大臣　上野賢一郎

○厚生労働省告示第百四十二号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三十六条第三項第一号及び第八項の規定に基づき、令和八年度に係る同号及び同項の厚生労働大臣が定める利率は、年〇・五五パーセントとする。

令和八年三月三十一日　　厚生労働大臣　上野賢一郎

○厚生労働省告示第百四十三号

中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第三十一条の二第三項第一号及び第七項の規定に基づき、令和八年度に係る同号及び同項の厚生労働大臣が定める利率は、年〇・五五パーセントとする。

令和八年三月三十一日　　厚生労働大臣　上野賢一郎

○厚生労働省告示第百四十四号

中小企業退職金共済法施行令（昭和三十九年政令第百八十八号）第十六条第五項の規定に基づき、令和八年度に係る同項の厚生労働大臣が定める利率は、年〇・五五パーセントとする。

令和八年三月三十一日　　厚生労働大臣　上野賢一郎

○厚生労働省告示第百四十五号

中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第三十一条の三第三項第一号及び第七項の規定に基づき、令和八年度に係る同号及び同項の厚生労働大臣が定める利率は、年〇・五五パーセントとする。

令和八年三月三十一日　　厚生労働大臣　上野賢一郎

○厚生労働省告示第百四十六号

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第八十三条第二項の規定に基づき、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法（平成十七年厚生労働省告示第三百六十五号）の一部を次の表のように改正し、令和八年六月一日から適用する。ただし、別表第１章第１節に一項を加える改正規定（同節の１の注８に係る部分に限る。）は、令和八年十二月一日から適用する。

令和八年三月三十一日　　厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表 医療観察診療報酬点数表 第１章　基本診療料 通則 （略） **第１節**　入院料 １　医療観察法病棟入院料（１日につき） イ　医療観察一般病棟入院料　3,900点 ロ　医療観察地域移行支援病棟入院料　3,500点 注１　イに規定する医療観察一般病棟入院料については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た医療観察一般病棟を有する指定入院医療機関において、当該届出に係る病棟に入院している対象者について算定する。	**別表** 医療観察診療報酬点数表 第１章　基本診療料 通則 （略） **第１節**　入院料 （新設）

注２　イに規定する医療観察一般病棟入院料については、急性期に移行した日から通算して、２年180日を超える期間にあっては、１日につき所定点数から1,950点を減算し、回復期及び社会復帰期に移行した日から通算して、それぞれが２年180日を超える期間にあっては、１日につき所定点数からそれぞれ1,170点を減算する。ただし、別に厚生労働大臣が定める入院対象者については、減算しない。

注３　ロに規定する医療観察地域移行支援病棟入院料については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た医療観察地域移行支援病棟を有する指定入院医療機関において、当該届出に係る病棟に入院している対象者について算定する。

注４　ロに規定する医療観察地域移行支援病棟入院料については、急性期、回復期及び社会復帰期に移行した日から通算して、それぞれが２年180日を超える期間にあっては、１日につき所定点数からそれぞれ1,050点を減算する。ただし、別に厚生労働大臣が定める入院対象者については、減算しない。

注５　医師の配置につき、注１及び注３に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たすことができない病棟については、その旨を地方厚生局長に届け出た場合に限り、当該病棟に入院している対象者について、イ及びロを算定できる。ただし、次に掲げる区分に従い、１日につきいずれかをそれぞれの所定点数から減算する。

イ　医療観察一般病棟入院料の場合　1,500点

ロ　医療観察地域移行支援病棟入院料の場合　750点

注６　看護師の配置につき、注１及び注３に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たすことができない病棟であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た指定入院医療機関においては、当該病棟に入院している対象者について、イ及びロを算定できる。ただし、次に掲げる区分に従い、１日につき、いずれかをそれぞれの所定点数から減算する。

イ　医療観察一般病棟入院料

⑴　看護体制特定減算１　96点

⑵　看護体制特定減算２　192点

ロ　医療観察地域移行支援病棟入院料

⑴　看護体制特定減算１　96点

注７　作業療法士、精神保健福祉士及び臨床心理技術者の配置につき、注１及び注３に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たすことができない病棟については、その旨を地方厚生局長に届け出た場合に限り、当該病棟に入院している対象者について、イ及びロを算定できる。ただし、１日につきそれぞれの所定点数から96点を減算する。

注８　入院対象者入院医学管理を行う体制につき、注１及び注３に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たすことができない病棟については、その旨を地方厚生局長に届け出た場合に限り、当該病棟に入院している対象者について、イ及びロを算定できる。ただし、１日につきそれぞれの所定点数から500点を減算する。

注９　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た病棟に入院している入院対象者については、医療観察看護師７対１配置加算として、１日につき300点を所定点数に加算する。

注10　夜間における看護業務の体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た指定入院医療機関に入院している入院対象者については、医療観察看護師夜間６対１配置加算として、１日（別に厚生労働大臣が定める日を除く。）につき110点を所定点数に加算する。

注11　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た病棟に入院している入院対象者については、医療観察多職種協働加算として、１日につき35点を所定点数に加算する。

２　入院対象者入院医学管理料（１日につき）

イ　医療観察一般病棟入院料

⑴	急性期入院対象者入院医学管理料	3,100点
⑵	回復期入院対象者入院医学管理料	1,200点
⑶	社会復帰期入院対象者入院医学管理料	2,200点

ロ　医療観察地域移行支援病棟入院料

⑴	急性期入院対象者入院医学管理料	2,800点
⑵	回復期入院対象者入院医学管理料	1,000点
⑶	社会復帰期入院対象者入院医学管理料	3,000点

（削る）

注１　１に規定する医療観察法病棟入院料を算定する指定入院医療機関において、イ及びロの各区分の入院中の対象者（別に厚生労働大臣が定める基準に適合している対象者に限る。）に対して入院対象者入院医学管理が行われた場合に、当該入院中の対象者に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。

（削る）

注２　イの⑴及びロの⑴に規定する急性期入院対象者入院医学管理料について、入院決定日から起算した期間に応じ、次に掲げる区分に従い、１日につきいずれかを所定点数から減算する。ただし、他の指定入院医療機関から転院した日（以下「転院日」という。）から起算して90日を経過していない場合は、減算しない。なお、入院決定日から起算して２年を超える期間にあっては、算定しない。

イ　医療観察一般病棟入院料

⑴	90日を超え180日以内（別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合に限る。）	1,000点
⑵	180日を超え１年以内	1,600点
⑶	１年を超え２年以内	2,200点

ロ　医療観察地域移行支援病棟入院料

⑴	90日を超え180日以内（別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合に限る。）	700点
⑵	180日を超え１年以内	1,400点
⑶	１年を超え２年以内	2,100点

入院対象者入院医学管理料（１日につき）

イ　急性期入院対象者入院医学管理料　6,798点

（新設）

（新設）

（新設）

ロ　回復期入院対象者入院医学管理料　5,012点

（新設）

（新設）

（新設）

ハ　社会復帰期入院対象者入院医学管理料　5,926点

注１　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た指定入院医療機関において、各区分の入院中の対象者（別に厚生労働大臣が定める基準に適合している対象者に限る。）に対して入院対象者入院医学管理が行われた場合に、当該施設基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。

注２　注１に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たすことができない病棟については、当分の間、その旨を地方厚生局長に届け出た場合に限り、当該病棟に入院している対象者について、当該施設基準に係る区分に従い入院対象者入院医学管理料を算定できる。ただし、１日につきそれぞれの所定点数から88点を減算する。

注３　急性期入院対象者入院医学管理料について、入院決定日から起算して91日以上１年以内の期間にあっては、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、１日につき所定点数から1,170点を減算し、入院決定日から起算して１年を超える期間にあっては、１日につき所定点数から1,760点を減算する。ただし、他の指定入院医療機関から転院した日（以下「転院日」という。）から起算して90日を経過していない場合は、減算しない。

（新設）

（新設）

注３　イの⑵及びロの⑵に規定する回復期入院対象者入院医学管理料について、当該各管理料の算定を開始した日から起算した期間に応じて、次に掲げる区分に従い、１日につきいずれかを所定点数から減算する。ただし、転院日から起算して90日を経過していない場合、急性増悪等やむを得ない場合又は難治性精神疾患への高度な医療を新たに導入する場合は、減算しない。なお、回復期入院対象者入院医学管理料の算定を開始した日から起算して２年を超える期間にあっては、算定しない。

イ　医療観察一般病棟入院料	
⑴　270日を超え１年以内	300点
⑵　１年を超え１年90日以内	600点
⑶　１年90日を超え１年180日以内	900点
⑷　１年180日を超え２年以内	1,000点
ロ　医療観察地域移行支援病棟入院料	
⑴　270日を超え１年以内	100点
⑵　１年を超え１年90日以内	200点
⑶　１年90日を超え１年180日以内	300点
⑷　１年180日を超え２年以内	400点

注４　イの⑶及びロの⑶に規定する社会復帰期入院対象者入院医学管理料について、当該各管理料の算定を開始した日から起算した期間に応じて、次に掲げる区分に従い、１日につき、いずれかを所定点数から減算する。ただし、転院日から起算して90日を経過していない場合は、減算しない。また、社会復帰期入院対象者入院医学管理料の算定を開始した日から起算して２年を超える期間にあっては、算定しない。さらに、法第49条第１項に基づく退院の許可の申立てを行った場合、当該申立ての日から起算して90日を限度として、１日につき300点を所定点数に加算する。なお、医療観察一般病棟入院料を算定する別の指定入院医療機関から、医療観察地域移行支援病棟入院料を算定する指定入院医療機関に転院してきた入院対象者の場合には、当該指定入院医療機関において社会復帰期入院対象者入院医学管理料の算定を開始した日を起算日として算定する。

イ　医療観察一般病棟入院料	
⑴　180日を超え１年以内	400点
⑵　１年を超え１年180日以内	1,100点
⑶　１年180日を超え２年以内	1,800点
ロ　医療観察地域移行支援病棟入院料	
⑴　180日を超え１年以内	300点
⑵　１年を超え１年180日以内	700点
⑶　１年180日を超え２年以内	1,500点

注５　指定入院医療機関が治療計画に基づく医療を提供し、入院決定日から起算して１年以内に社会復帰期に移行した場合、最初の社会復帰期入院対象者医学管理料の算定日の所定点数に社会復帰期移行加算として100,000点を加算する。

注６　社会復帰期入院対象者入院医学管理料の算定を開始した日から起算して６月以内に、法第51条第１項第２号に基づく退院許可決定又は同項第３号に基づく処遇終了決定がされ、入院対象者が退院した場合、社会復帰加算として、300,000点を退院時に１回に限り所定点数に加算する。

注４　回復期入院対象者入院医学管理料について、回復期入院対象者入院医学管理料の算定を開始した日から起算して271日以上の期間にあっては、１日につき所定点数から120点を減算し、回復期入院対象者入院医学管理料の算定を開始した日から起算して１年90日を超える期間にあっては、１日につき所定点数から220点を減算する。ただし、転院日から起算して90日を経過していない場合、急性増悪等やむを得ない場合又は難治性精神疾患への高度な医療を新たに導入する場合は、減算しない。

（新設）

（新設）

注５　社会復帰期入院対象者入院医学管理料について、社会復帰期入院対象者入院医学管理料の算定を開始した日から起算して181日以上１年以内の期間にあっては、１日につき所定点数から310点（法第49条第１項に基づく退院の許可の申立てを行ってから180日を経過していない場合を除く。）を減算し、社会復帰期入院対象者入院医学管理料の算定を開始した日から起算して１年を超え１年180日以内の期間にあっては、１日につき所定点数から900点（法第49条第１項に基づく退院の許可の申立てを行ってから180日を経過していない場合は、310点）を減算し、社会復帰期入院対象者入院医学管理料の算定を開始した日から起算して１年180日を超える期間にあっては、１日につき所定点数から1,400点（法第49条第１項に基づく退院の許可の申立てを行ってから180日を経過していない場合又は当該申立てについて法第51条第１項第１号の決定がなされた場合は、900点）を減算する。ただし、転院日から起算して90日を経過していない場合は、減算しない。

（新設）

（新設）

注６　指定入院医療機関が治療計画に基づく医療を提供し、入院決定日から起算して１年以内に社会復帰期に移行した場合、最初の社会復帰期入院対象者医学管理料の算定日の所定点数に社会復帰期移行加算として13,500点を加算する。

（新設）

注７　社会復帰期入院対象者入院医学管理料について、指定入院医療機関が、退院後の帰住先が遠隔地にある者に対し、社会復帰期入院対象者入院医学管理料の算定を開始した日から起算して１年を経過するまでの期間に、退院促進を目的とした治療計画に基づく医療を提供した場合、180日を限度として、遠隔地加算として所定点数に１日につき500点を加算する。	注７　社会復帰期入院対象者入院医学管理料について、指定入院医療機関が、退院後の帰住先が遠隔地にある者に対し、社会復帰期入院対象者入院医学管理料の算定を開始した日から起算して１年を経過するまでの期間に、退院促進を目的とした治療計画に基づく医療を提供した場合、180日を限度として、遠隔地加算として所定点数に1,170点を加算する。この場合において、注５の規定の適用については、同注中「から900点」とあるのは「から1,400点」と、「1,400点」とあるのは「1,900点」とする。
注８　法第43条第４項の規定により指定入院医療機関の変更の通知を受けた対象者に対して円滑に入院対象者入院医学管理を行うため、指定入院医療機関が当該対象者の転院に必要な調整を行った場合には、変更前の指定入院医療機関にあっては、最後の入院対象者入院医学管理料の算定日の所定点数に、変更後の指定入院医療機関にあっては、最初の入院対象者入院医学管理料の算定日の所定点数に、転院調整加算としてそれぞれ2,400点を加算する。ただし、医療観察一般病棟入院料を算定する別の指定入院医療機関に入院中の入院対象者であって、回復期入院対象者入院医学管理料又は社会復帰期入院対象者入院医学管理料を算定する入院対象者が、医療観察地域移行支援病棟入院料を算定する指定入院医療機関に転院する場合には、社会復帰期転院調整加算としてそれぞれ1,600点を更に所定点数に加算する。	注８　法第43条第４項の規定により指定入院医療機関の変更の通知を受けた対象者に対して円滑に入院対象者入院医学管理を行うため、指定入院医療機関が当該対象者の転院に必要な調整を行った場合には、変更前の指定入院医療機関にあっては、最後の入院対象者入院医学管理料の算定日の所定点数に、変更後の指定入院医療機関にあっては、最初の入院対象者入院医学管理料の算定日の所定点数に、転院調整加算としてそれぞれ2,400点を加算する。
注９・注10　（略）	注９・注10　（略）
注11　入院中の入院対象者の社会復帰を促進するため、当該入院対象者が、医師又は看護師による付添いその他の方法による医学的管理の下に、指定入院医療機関の敷地外に外泊した場合、外泊加算として、１回の外泊につき６日を限度として、１日につき1,200点を所定点数に加算する。	（新設）
注12　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た指定入院医療機関においては、当該病棟の病床数及び法第51条第１項第２号に基づく退院許可決定又は同項第３号に基づく処遇終了決定がされ退院した者の人数に応じ、退院実績評価加算として、次に掲げる点数を１日につきそれぞれの所定点数に加算する。 イ　当該病棟の病床数が30床以上の場合 ⑴　７人以上14人以下の場合　50点 ⑵　15人以上19人以下の場合　100点 ⑶　20人以上の場合　200点 ロ　当該病棟の病床数が15床以上30床未満の場合 ⑴　５人以上８人以下の場合　50点 ⑵　９人以上12人以下の場合　100点 ⑶　13人以上の場合　200点 ハ　当該病棟の病床数が15床未満の場合 ⑴　３人の場合　50点 ⑵　４人の場合　100点 ⑶　５人以上の場合　200点	（新設）
注13　別に厚生労働大臣が定める入院対象者に対して、入院対象者入院医学管理が行われた場合に、特別医学管理加算として、１日につき100点を所定点数に加算する。	（新設）

注14　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た指定入院医療機関において、別に厚生労働大臣が定める入院対象者に対して投薬又は注射及び薬学的管理指導を行った場合は、医療観察薬剤管理指導料として、次に掲げる区分に従い、入院対象者１人につき週１回かつ月４回に限り、いずれかを算定する。ただし、麻薬の投薬又は注射が行われている入院対象者に対して、麻薬の使用に関し、必要な薬学的管理指導を行った場合には、医療観察麻薬管理指導料として、１回につき50点を更に所定点数に加算する。	（新設）
イ　特に安全管理が必要な医薬品が投薬又は注射されている入院対象者の場合　380点	
ロ　イの入院対象者以外の入院対象者の場合　325点	
注15　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た指定入院医療機関において、別に厚生労働大臣が定める身体合併症を有する入院対象者に対して必要な治療を行った場合に、医療観察精神科身体合併症管理加算として、当該入院対象者の治療期間に応じ、次に掲げる区分に従い、当該疾患の治療開始日から起算して15日を限度として１日につきいずれかを所定点数に加算する。	（新設）
イ　７日以内　450点	
ロ　８日以上15日以内　300点	
注16　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た指定入院医療機関において、別に厚生労働大臣が定める疾患を有する入院対象者に対して必要な治療を行った場合、医療観察精神科慢性身体合併症管理加算として、１月に１回に限り、所定点数に700点を加算する。この場合において、注15に掲げる医療観察精神科身体合併症管理加算は別に算定できない。	（新設）
注17　（略）	注11　（略）
３　入院物価対応料（１日につき）	（新設）
注１　指定入院医療機関に入院する入院対象者について、医科診療報酬点数表第２章第14部区分番号Ｏ１００に掲げる入院物価対応料のニサの例により所定点数を算定する。	
注２　注１について、令和９年６月以降は、所定点数の100分の200に相当する点数を算定する。	
第２節　通院料	**第２節**　通院料
１　通院対象者通院医学管理料	１　通院対象者通院医学管理料（１月につき）
イ　前期通院対象者通院医学管理料（法第42条第１項第２号又は第51条第１項第２号による決定の日（以下「通院決定日」という。）から起算して６月を経過する日の属する月までの期間）（１月につき）　8,402点	イ　前期通院対象者通院医学管理料（法第42条第１項第２号又は第51条第１項第２号による決定の日（以下「通院決定日」という。）から起算して６月を経過する日の属する月までの期間）　8,402点
ロ　中期通院対象者通院医学管理料（イで定める月の翌月から、通院決定日から起算して２年を経過する日の属する月までの期間）（１月につき）　7,386点	ロ　中期通院対象者通院医学管理料（イで定める月の翌月から、通院決定日から起算して２年を経過する日の属する月までの期間）　7,386点
ハ　後期通院対象者通院医学管理料（通院決定日から起算して２年を経過する日の属する月の翌月以降の期間）（１月につき）　6,370点	ハ　後期通院対象者通院医学管理料（通院決定日から起算して２年を経過する日の属する月の翌月以降の期間）　6,370点
ニ　急性増悪包括管理料（１日につき）	ニ　急性増悪包括管理料　39,000点
⑴　急性増悪包括管理料１　1,300点	（新設）
⑵　急性増悪包括管理料２　1,600点	（新設）

注１　（略）	注１　（略）
注２　急性増悪包括管理料１については、精神保健指定医の診察に基づき、集中的な精神医学管理を行う必要があると認めた場合に算定する。	注２　中期通院対象者通院医学管理料又は後期通院対象者通院医学管理料を算定している通院対象者であって、精神保健指定医の診察に基づき、急性増悪等により集中的な精神医学管理を行う必要があると認めた場合にあっては、急性増悪包括管理料により１月を限度として算定する。ただし、急性増悪等の期間が１月に満たない場合には、１日につき1,300点で算定する。
注３　急性増悪包括管理料２については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た指定通院医療機関において、別に厚生労働大臣が定める通院対象者に対して、精神保健指定医の診察に基づき、集中的な精神医学管理を行った場合に、90日を限度として算定する。	（新設）
注４　別に厚生労働大臣が定める通院対象者に対して円滑に集中的な精神医学管理を行うため、注３の指定通院医療機関において、当該指定通院医療機関が別の保険医療機関（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第３項第１号に規定する保険医療機関をいう。以下同じ。）であって指定入院医療機関ではない保険医療機関と共同して、当該対象者の受入れに必要な調整を行った場合、最初の急性増悪包括管理料２の算定日の所定点数に、急性増悪時等受入調整加算として2,400点加算する。	（新設）
注５～注10　（略）	注３～注８　（略）
注11　通院対象者通院医学管理料を算定している通院対象者が、法第56条第１項第２号に基づき処遇終了決定がされ、通院医学管理が終了した場合は、通院処遇早期終了加算として、次に掲げる区分に従い、通院医学管理が終了した月において、１回に限りいずれかを加算する。	（新設）
イ　通院決定日から起算して１年以内の場合　80,000点	
ロ　通院決定日から起算して１年以上２年以内の場合　40,000点	
２　（略）	２　（略）
３　外来・在宅物価対応料（１日につき）	（新設）
イ　初診時　２点	
ロ　再診時等　２点	
ハ　訪問診療時　３点	
注１　イについては、指定通院医療機関において、通院対象者に対して初診を行った場合に、所定点数を算定する。	
注２　ロについては、指定通院医療機関において、通院対象者に対して再診又は医科診療報酬点数表第１章第２部第４節Ａ４００に規定する短期滞在手術等基本料１を算定すべき手術若しくは検査を行った場合に、所定点数を算定する。	
注３　ハについては、在宅で療養を行っている通院対象者であって通院が困難なものに対して、訪問診療を行った場合に、所定点数を算定する。	
注４　イからハまでの点数について、令和９年６月以降は、所定点数の100分の200に相当する点数を算定する。	
第２章　医療観察精神科専門療法	**第２章**　医療観察精神科専門療法
通則	通則
（略）	（略）
１　医療観察精神科電気痙攣（けいれん）療法　2,800点	１　医療観察精神科電気痙攣（けいれん）療法　2,800点
注１　声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴う閉鎖循環式全身麻酔を行った場合に限り、１日に１回を限度として算定する。	注１　マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を行った場合に限り、１日に１回を限度として算定する。
注２・注３　（略）	注２・注３　（略）

2　（略）
3　医療観察通院精神療法（１回につき）
イ　（略）
ロ　イ以外の場合で、法第42条第１項第２号又は第51条第１項第２号による決定を受けた後初めて指定通院医療機関において診療を行った日に行った場合
⑴　60分以上の場合
①　精神保健指定医による場合　650点
②　①以外の場合　550点
⑵　精神保健指定医による30分以上60分未満の場合　550点
ハ　（略）
注１～注５　（略）
注６　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た指定通院医療機関において、心理に関する支援を要するものとして別に厚生労働大臣が定める通院対象者に対して、指定通院医療機関の医師の指示を受けた公認心理師が必要な支援を行った場合に、医療観察心理支援加算として、初回算定日の属する月から起算して２年を限度として、月２回に限り280点を所定点数に加算する。
注７　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た指定通院医療機関において、重点的な支援を要する通院対象者に対して、指定通院医療機関の医師の指示の下、保健師、看護師又は精神保健福祉士が、当該通院対象者が地域生活を継続するための面接及び関係機関との連絡調整を行った場合に、医療観察療養生活継続支援加算として、初回算定日の属する月から起算して１年を限度として、月１回に限り500点を所定点数に加算する。
4　医療観察認知療法・認知行動療法（１日につき）
イ・ロ　（略）
ハ　公認心理師による心理支援を伴う場合　330点
注１　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た指定通院医療機関において、通院対象者について、認知療法・認知行動療法に習熟した指定通院医療機関の医師が、一連の治療に関する計画を作成し、通院対象者に説明を行った上で、医師若しくは看護師が医療観察認知療法・認知行動療法を行った場合又は公認心理師が認知行動療法的アプローチに基づく心理支援を行った場合に、一連の治療について16回に限り算定する。
注２・注３　（略）
5～10　（略）
11　医療観察精神科訪問看護・指導料
イ・ロ　（略）
ハ　医療観察精神科訪問看護・指導料㈢
⑴　保健師又は看護師による場合
①　（略）
②　同一日に３人以上９人以下
Ａ～Ｄ　（略）

2　（略）
3　医療観察通院精神療法（１回につき）
イ　（略）
ロ　イ以外の場合で、法第42条第１項第２号又は第51条第１項第２号による決定を受けた後初めて指定通院医療機関において診療を行った日において、60分以上行った場合
⑴　精神保健指定医による場合　600点
（新設）
（新設）
⑵　⑴以外の場合　550点
ハ　（略）
注１～注５　（略）
注６　心理に関する支援を要する患者として別に厚生労働大臣が定める患者に対して、指定通院医療機関の医師の指示を受けた公認心理師が必要な支援を行った場合に、医療観察心理支援加算として、初回算定日の属する月から起算して２年を限度として、月２回に限り250点を所定点数に加算する。
（新設）
4　医療観察認知療法・認知行動療法（１日につき）
イ・ロ　（略）
（新設）
注１　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た指定通院医療機関において、通院対象者について、認知療法・認知行動療法に習熟した指定通院医療機関の医師が、一連の治療に関する計画を作成し、通院対象者に説明を行った上で、医療観察認知療法・認知行動療法を行った場合に、一連の治療について16回に限り算定する。
注２・注３　（略）
5～10　（略）
11　医療観察精神科訪問看護・指導料
イ・ロ　（略）
ハ　医療観察精神科訪問看護・指導料㈢
⑴　保健師又は看護師による場合
①　（略）
②　同一日に３人以上
Ａ～Ｄ　（略）

③　同一日に10人以上19人以下	（新設）
A　月20日目まで　30分以上の場合	290点
B　月20日目まで　30分未満の場合	223点
C　月21日目以降　30分以上の場合	280点
D　月21日目以降　30分未満の場合	213点
④　同一日に20人以上49人以下	（新設）
A　月20日目まで　30分以上の場合	285点
B　月20日目まで　30分未満の場合	219点
C　月21日目以降　30分以上の場合	275点
D　月21日目以降　30分未満の場合	209点
⑤　同一日に50人以上	（新設）
A　月20日目まで　30分以上の場合	275点
B　月20日目まで　30分未満の場合	211点
C　月21日目以降　30分以上の場合	265点
D　月21日目以降　30分未満の場合	201点
⑵　作業療法士による場合	⑵　作業療法士による場合
①　（略）	①　（略）
②　同一日に３人以上９人以下	②　同一日に３人以上
A～D　（略）	A～D　（略）
③　同一日に10人以上19人以下	（新設）
A　月20日目まで　30分以上の場合	290点
B　月20日目まで　30分未満の場合	223点
C　月21日目以降　30分以上の場合	280点
D　月21日目以降　30分未満の場合	213点
④　同一日に20人以上49人以下	（新設）
A　月20日目まで　30分以上の場合	285点
B　月20日目まで　30分未満の場合	219点
C　月21日目以降　30分以上の場合	275点
D　月21日目以降　30分未満の場合	209点
⑤　同一日に50人以上	（新設）
A　月20日目まで　30分以上の場合	275点
B　月20日目まで　30分未満の場合	211点
C　月21日目以降　30分以上の場合	265点
D　月21日目以降　30分未満の場合	201点
⑶　精神保健福祉士による場合	⑶　精神保健福祉士による場合
①　（略）	①　（略）
②　同一日に３人以上９人以下	②　同一日に３人以上
A～D　（略）	A～D　（略）
③　同一日に10人以上19人以下	（新設）
A　月20日目まで　30分以上の場合	290点
B　月20日目まで　30分未満の場合	223点
C　月21日目以降　30分以上の場合	280点
D　月21日目以降　30分未満の場合	213点

④　同一日に20人以上49人以下	
A　月20日目まで　30分以上の場合	285点
B　月20日目まで　30分未満の場合	219点
C　月21日目以降　30分以上の場合	275点
D　月21日目以降　30分未満の場合	209点
⑤　同一日に50人以上	
A　月20日目まで　30分以上の場合	275点
B　月20日目まで　30分未満の場合	211点
C　月21日目以降　30分以上の場合	265点
D　月21日目以降　30分未満の場合	201点

注１　医療観察精神科訪問看護・指導料(I)については、通院対象者（当該通院対象者と同一の建物又は同一の敷地内の建物に居住する他の通院対象者に対して指定通院医療機関が同一日に医療観察精神科訪問看護・指導を行う場合の当該通院対象者（以下「同一建物等居住者」という。）を除く。）又はその家族等に対して、指定通院医療機関（令第１条各号に掲げるものを除く。）の保健師、看護師、作業療法士又は精神保健福祉士（以下「保健師等」という。）を訪問させて、看護又は療養上必要な指導を行わせた場合に算定する。

注２　医療観察精神科訪問看護・指導料㈢については、通院対象者（同一建物等居住者に限る。）又はその家族等に対して、指定通院医療機関（令第１条各号に掲げるものを除く。）の保健師等を訪問させて、看護又は療養上必要な指導を行わせた場合に算定する。

注３　注１及び注２に規定する場合（いずれも30分未満の場合を除く。）であって、複数の保健師等、准看護師又は看護補助者を訪問させて、看護又は療養上必要な指導を行わせた場合は、医療観察複数名精神科訪問看護・指導加算として、次に掲げる区分に従い、１日につき、いずれかを所定点数に加算する。ただし、ハの場合にあっては週１日を限度とする。

イ　所定点数を算定する医療観察精神科訪問看護・指導を行う保健師等が他の保健師等と同時に医療観察精神科訪問看護・指導を行う場合

⑴　１日に１回の場合	
①　（略）	
②　同一建物内３人以上９人以下	400点
③　同一建物内10人以上19人以下	340点
④　同一建物内20人以上49人以下	300点
⑤　同一建物内50人以上	270点
⑵　１日に２回の場合	
①　（略）	
②　同一建物内３人以上９人以下	810点
③　同一建物内10人以上19人以下	688点
④　同一建物内20人以上49人以下	607点
⑤　同一建物内50人以上	546点

（新設）

（新設）

注１　医療観察精神科訪問看護・指導料(I)については、通院対象者（当該通院対象者と同一の建物に居住する他の通院対象者に対して指定通院医療機関が同一日に医療観察精神科訪問看護・指導を行う場合の当該通院対象者（以下「同一建物居住者」という。）を除く。）又はその家族等に対して、指定通院医療機関（令第１条各号に掲げるものを除く。）の保健師、看護師、作業療法士又は精神保健福祉士（以下「保健師等」という。）を訪問させて、看護又は療養上必要な指導を行わせた場合に算定する。

注２　医療観察精神科訪問看護・指導料㈢については、通院対象者（同一建物居住者に限る。）又はその家族等に対して、指定通院医療機関（令第１条各号に掲げるものを除く。）の保健師等を訪問させて、看護又は療養上必要な指導を行わせた場合に算定する。

注３　注１及び注２に規定する場合（いずれも30分未満の場合を除く。）であって、複数の保健師等、准看護師又は看護補助者を訪問させて、看護又は療養上必要な指導を行わせた場合は、医療観察複数名精神科訪問看護・指導加算として、次に掲げる区分に従い、いずれかを所定点数に加算する。ただし、ハの場合にあっては週１日を限度とする。

イ　所定点数を算定する医療観察精神科訪問看護・指導を行う保健師等が他の保健師等と同時に医療観察精神科訪問看護・指導を行う場合

⑴　１日に１回の場合	
①　（略）	
②　同一建物内３人以上	400点
（新設）	
（新設）	
（新設）	
⑵　１日に２回の場合	
①　（略）	
②　同一建物内３人以上	810点
（新設）	
（新設）	
（新設）	

⑶　１日に３回以上の場合

①　（略）		
②　同一建物内３人以上９人以下	1,300点	
③　同一建物内10人以上19人以下	1,105点	
④　同一建物内20人以上49人以下	975点	
⑤　同一建物内50人以上	877点	

ロ　所定点数を算定する医療観察精神科訪問看護・指導を行う保健師等が准看護師と同時に医療観察精神科訪問看護・指導を行う場合

⑴　１日に１回の場合

①　（略）	
②　同一建物内３人以上９人以下	340点
③　同一建物内10人以上19人以下	280点
④　同一建物内20人以上49人以下	250点
⑤　同一建物内50人以上	220点

⑵　１日に２回の場合

①　（略）	
②　同一建物内３人以上９人以下	680点
③　同一建物内10人以上19人以下	560点
④　同一建物内20人以上49人以下	500点
⑤　同一建物内50人以上	440点

⑶　１日に３回以上の場合

①　（略）	
②　同一建物内３人以上９人以下	1,120点
③　同一建物内10人以上19人以下	922点
④　同一建物内20人以上49人以下	823点
⑤　同一建物内50人以上	724点

ハ　所定点数を算定する医療観察精神科訪問看護・指導を行う保健師等が看護補助者と同時に医療観察精神科訪問看護・指導を行う場合

⑴　（略）	
⑵　同一建物内３人以上９人以下	270点
⑶　同一建物内10人以上19人以下	210点
⑷　同一建物内20人以上49人以下	190点
⑸　同一建物内50人以上	160点

注４　（略）

注５　医療観察精神科訪問看護・指導料については、前期通院対象者通院医学管理料を算定した月にあっては週５回、それ以外の場合にあっては週３回を限度として、通院対象者１人につきそれぞれ所定点数を算定する。ただし、注１及び注２に規定する場合であって、当該通院対象者が服薬中断等により急性増悪し、医師が必要と認め指示した場合には、当該急性増悪した日から７日以内の期間について、１日につき１回に限り算定することができる。

注６　（略）

⑶　１日に３回以上の場合

①　（略）	
②　同一建物内３人以上	1,300点
（新設）	
（新設）	
（新設）	

ロ　所定点数を算定する医療観察精神科訪問看護・指導を行う保健師等が准看護師と同時に医療観察精神科訪問看護・指導を行う場合

⑴　１日に１回の場合

①　（略）	
②　同一建物内３人以上	340点
（新設）	
（新設）	
（新設）	

⑵　１日に２回の場合

①　（略）	
②　同一建物内３人以上	680点
（新設）	
（新設）	
（新設）	

⑶　１日に３回以上の場合

①　（略）	
②　同一建物内３人以上	1,120点
（新設）	
（新設）	
（新設）	

ハ　所定点数を算定する医療観察精神科訪問看護・指導を行う保健師等が看護補助者と同時に医療観察精神科訪問看護・指導を行う場合

⑴　（略）	
⑵　同一建物内３人以上	270点
（新設）	
（新設）	
（新設）	

注４　（略）

注５　医療観察精神科訪問看護・指導料については、前期通院対象者通院医学管理料を算定した月にあっては週５回、それ以外の場合にあっては週３回を限度として、患者１人につきそれぞれ所定点数を算定する。ただし、注１及び注２に規定する場合であって、当該通院対象者が服薬中断等により急性増悪し、医師が必要と認め指示した場合には、当該急性増悪した日から７日以内の期間について、１日につき１回に限り算定することができる。

注６　（略）

注７　注１及び注２に規定する場合であって、夜間（午後６時から午後10時までの時間をいう。以下同じ。）又は早朝（午前６時から午前８時までの時間をいう。以下同じ。）に医療観察精神科訪問看護・指導を行った場合は、医療観察夜間・早朝訪問看護加算として、同一日に、当該加算を算定する通院対象者（同一建物等居住者に限る。）の数に応じて次に掲げる区分に従い、１日につき、いずれかを所定点数に加算する。

イ　同一建物内１人又は２人　210点
ロ　同一建物内３人以上９人以下
(1)　月15日目まで　210点
(2)　月16日目以降　190点
ハ　同一建物内10人以上19人以下
(1)　月15日目まで　180点
(2)　月16日目以降　130点
ニ　同一建物内20人以上49人以下
(1)　月15日目まで　120点
(2)　月16日目以降　95点
ホ　同一建物内50人以上
(1)　月15日目まで　100点
(2)　月16日目以降　80点

注８　注１及び注２に規定する場合であって、深夜（午後10時から午前６時までの時間をいう。以下同じ。）に医療観察精神科訪問看護・指導を行った場合は、医療観察深夜訪問看護加算として、同一日に、当該加算を算定する通院対象者（同一建物等居住者に限る。）の数に応じて次に掲げる区分に従い、１日につき、いずれかを所定点数に加算する。

イ　同一建物内１人又は２人　420点
ロ　同一建物内３人以上９人以下
(1)　月15日目まで　420点
(2)　月16日目以降　400点
ハ　同一建物内10人以上19人以下
(1)　月15日目まで　390点
(2)　月16日目以降　230点
ニ　同一建物内20人以上49人以下
(1)　月15日目まで　210点
(2)　月16日目以降　150点
ホ　同一建物内50人以上
(1)　月15日目まで　180点
(2)　月16日目以降　130点

注９～注12　（略）

注13　次のいずれかに該当する医療観察精神科訪問看護・指導を行う場合、医療観察特別地域訪問看護加算として、所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。

イ　指定通院医療機関の保健師等が、最も合理的な経路及び方法による当該指定通院医療機関の所在地から患家までの移動にかかる時間が１時間以上である通院対象者に対して医療観察精神科訪問看護・指導を行い、次のいずれかに該当する場合
(1)　別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定通院医療機関の保健師等が医療観察精神科訪問看護・指導を行う場合

注７　注１及び注２に規定する場合であって、夜間（午後６時から午後10時までの時間をいう。以下同じ。）又は早朝（午前６時から午前８時までの時間をいう。以下同じ。）に医療観察精神科訪問看護・指導を行った場合は、医療観察夜間・早朝訪問看護加算として所定点数に210点を加算し、深夜（午後10時から午前６時までの時間をいう。以下同じ。）に医療観察精神科訪問看護・指導を行った場合は、医療観察深夜訪問看護加算として所定点数に420点を加算する。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

注８～注11　（略）

注12　指定通院医療機関の保健師等が、最も合理的な経路及び方法による当該指定通院医療機関の所在地から患家までの移動にかかる時間が１時間以上である通院対象者に対して医療観察精神科訪問看護・指導を行い、次のいずれかに該当する場合、医療観察特別地域訪問看護加算として、所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。

イ　別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定通院医療機関の保健師等が医療観察精神科訪問看護・指導を行う場合

（新設）

⑵　別に厚生労働大臣が定める地域外に所在する指定通院医療機関の保健師等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住する通院対象者又はその家族等に対して医療観察精神科訪問看護・指導を行う場合	（新設）
ロ　別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定通院医療機関の保健師等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住する通院対象者又はその家族等に対して医療観察精神科訪問看護・指導を行う場合であって、次のいずれにも該当する場合	ロ　別に厚生労働大臣が定める地域外に所在する指定通院医療機関の保健師等が別に厚生労働大臣が定める地域に居住する通院対象者又はその家族等に対して医療観察精神科訪問看護・指導を行う場合
⑴　最も合理的な経路及び方法による当該指定通院医療機関の所在地から患家までの移動にかかる時間が30分以上である通院対象者に医療観察精神科訪問看護・指導を行う場合	（新設）
⑵　最も合理的な経路及び方法による当該指定通院医療機関の所在地から患家までの往復にかかる時間及び医療観察精神科訪問看護・指導の実施に要した時間の合計が２時間30分以上である場合	（新設）
12～14　（略）	12～14　（略）
第３章　医療観察訪問看護	**第３章**　医療観察訪問看護
通則	通則
（略）	（略）
1　医療観察訪問看護基本料	1　医療観察訪問看護基本料
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
ハ　医療観察訪問看護基本料⑶	ハ　医療観察訪問看護基本料⑶
⑴　（略）	⑴　（略）
⑵　同一日に３人以上９人以下	⑵　同一日に３人以上
①～④　（略）	①～④　（略）
⑶　同一日に10人以上19人以下	（新設）
①　月20日目まで　30分以上の場合　276点	
②　月20日目まで　30分未満の場合　211点	
③　月21日目以降　30分以上の場合　266点	
④　月21日目以降　30分未満の場合　201点	
⑷　同一日に20人以上49人以下	（新設）
①　月20日目まで　30分以上の場合　271点	
②　月20日目まで　30分未満の場合　207点	
③　月21日目以降　30分以上の場合　261点	
④　月21日目以降　30分未満の場合　197点	
⑸　同一日に50人以上	（新設）
①　月20日目まで　30分以上の場合　261点	
②　月20日目まで　30分未満の場合　199点	
③　月21日目以降　30分以上の場合　251点	
④　月21日目以降　30分未満の場合　189点	
二　医療観察訪問看護基本料⑷　850点	（新設）

注１　医療観察訪問看護基本料(I)については、通院対象者（同一建物等居住者を除く。）又はその家族等に対して、法第104条の処遇に関する実施計画や当該通院対象者にかかる通院対象者通院医学管理を行っている指定通院医療機関の主治医（注２、注３、注５及び注８において「主治医」という。）の指示に基づき、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た訪問看護事業型指定通院医療機関の保健師、看護師又は作業療法士（以下「看護師等」という。）が、訪問して看護又は療養上必要な指導を行った場合に算定する。

注２　医療観察訪問看護基本料(III)については、通院対象者（同一建物等居住者に限る。）又はその家族等に対して、法第104条の処遇に関する実施計画や主治医の指示に基づき、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た訪問看護事業型指定通院医療機関の看護師等が、訪問して看護又は療養上必要な指導を行った場合に算定する。

注３　医療観察訪問看護基本料(IV)については、別に厚生労働大臣が定める通院対象者に対し、法第104条の処遇に関する実施計画や主治医の指示に基づき、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た訪問看護事業型指定通院医療機関の看護師等が、訪問して看護又は療養上必要な指導を行った場合に、入院中１回に限り算定できる。この場合において、同一日に２に掲げる医療観察訪問看護管理料は算定できない。

注４　注１及び注２に規定する場合（いずれも30分未満の場合を除く。）であって、看護師等が当該訪問看護事業型指定通院医療機関の他の看護師等、准看護師、看護補助者又は精神保健福祉士と同時に訪問して、看護又は療養上必要な指導を行った場合は、医療観察複数名訪問看護加算として、次に掲げる区分に従い、１日につき、いずれかを所定点数に加算する。ただし、ハの場合にあっては、週１日を限度として加算する。

イ　看護師等が他の看護師等と同時に医療観察訪問看護を行う場合

⑴　１日に１回の場合

①　（略）	
②　同一建物内３人以上９人以下	400点
③　同一建物内10人以上19人以下	340点
④　同一建物内20人以上49人以下	300点
⑤　同一建物内50人以上	270点

⑵　１日に２回の場合

①　（略）	
②　同一建物内３人以上９人以下	810点
③　同一建物内10人以上19人以下	688点
④　同一建物内20人以上49人以下	607点
⑤　同一建物内50人以上	546点

⑶　１日に３回以上の場合

①　（略）	
②　同一建物内３人以上９人以下	1,300点
③　同一建物内10人以上19人以下	1,105点
④　同一建物内20人以上49人以下	975点
⑤　同一建物内50人以上	877点

注１　医療観察訪問看護基本料(I)については、通院対象者（同一建物居住者を除く。）又はその家族等に対して、法第104条の処遇に関する実施計画や当該通院対象者にかかる通院対象者通院医学管理を行っている指定通院医療機関の主治医（注２、注４及び注７において「主治医」という。）の指示に基づき、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た訪問看護事業型指定通院医療機関の保健師、看護師又は作業療法士（以下「看護師等」という。）が、訪問して看護又は療養上必要な指導を行った場合に算定する。

注２　医療観察訪問看護基本料(III)については、通院対象者（同一建物居住者に限る。）又はその家族等に対して、法第104条の処遇に関する実施計画や主治医の指示に基づき、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た訪問看護事業型指定通院医療機関の看護師等が、訪問して看護又は療養上必要な指導を行った場合に算定する。

（新設）

注３　注１及び注２に規定する場合（いずれも30分未満の場合を除く。）であって、看護師等が当該訪問看護事業型指定通院医療機関の他の看護師等、准看護師、看護補助者又は精神保健福祉士と同時に訪問して、看護又は療養上必要な指導を行った場合は、医療観察複数名訪問看護加算として、次に掲げる区分に従い、１日につき、いずれかを所定点数に加算する。ただし、ハの場合にあっては、週１日を限度として加算する。

イ　看護師等が他の看護師等と同時に医療観察訪問看護を行った場合

⑴　１日に１回の場合

①　（略）	
②　同一建物内３人以上	400点
（新設）	
（新設）	
（新設）	

⑵　１日に２回の場合

①　（略）	
②　同一建物内３人以上	810点
（新設）	
（新設）	
（新設）	

⑶　１日に３回以上の場合

①　（略）	
②　同一建物内３人以上	1,300点
（新設）	
（新設）	
（新設）	

ロ　看護師等が准看護師と同時に医療観察訪問看護を行う場合	
⑴　１日に１回の場合	
①　（略）	
②　同一建物内３人以上９人以下	340点
③　同一建物内10人以上19人以下	280点
④　同一建物内20人以上49人以下	250点
⑤　同一建物内50人以上	220点
⑵　１日に２回の場合	
①　（略）	
②　同一建物内３人以上９人以下	680点
③　同一建物内10人以上19人以下	560点
④　同一建物内20人以上49人以下	500点
⑤　同一建物内50人以上	440点
⑶　１日に３回以上の場合	
①　（略）	
②　同一建物内３人以上９人以下	1,120点
③　同一建物内10人以上19人以下	922点
④　同一建物内20人以上49人以下	823点
⑤　同一建物内50人以上	724点
ハ　看護師等が看護補助者又は精神保健福祉士と同時に医療観察訪問看護を行う場合	
⑴　（略）	
⑵　同一建物内３人以上９人以下	270点
⑶　同一建物内10人以上19人以下	210点
⑷　同一建物内20人以上49人以下	190点
⑸　同一建物内50人以上	160点
注５・注６　（略）	
注７　次のいずれかに該当する医療観察訪問看護を行う場合、医療観察特別地域訪問看護加算として、所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。	
イ　訪問看護事業型指定通院医療機関の看護師等が、最も合理的な経路及び方法による当該訪問看護事業型指定通院医療機関の所在地から患家までの移動にかかる時間が１時間以上である通院対象者に対して医療観察訪問看護を行い、次のいずれかに該当する場合	
⑴　別に厚生労働大臣が定める地域に所在する訪問看護事業型指定通院医療機関の看護師等が医療観察訪問看護を行う場合	
⑵　別に厚生労働大臣が定める地域外に所在する訪問看護事業型指定通院医療機関の看護師等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住する通院対象者又はその家族等に対して医療観察訪問看護を行う場合	

ロ　看護師等が准看護師と同時に医療観察訪問看護を行った場合	
⑴　１日に１回の場合	
①　（略）	
②　同一建物内３人以上	340点
（新設）	
（新設）	
（新設）	
⑵　１日に２回の場合	
①　（略）	
②　同一建物内３人以上	680点
（新設）	
（新設）	
（新設）	
⑶　１日に３回以上の場合	
①　（略）	
②　同一建物内３人以上	1,120点
（新設）	
（新設）	
（新設）	
ハ　看護師等が看護補助者又は精神保健福祉士と同時に医療観察訪問看護を行った場合	
⑴　（略）	
⑵　同一建物内３人以上	270点
（新設）	
（新設）	
（新設）	
注４・注５　（略）	
注６　訪問看護事業型指定通院医療機関の看護師等が、最も合理的な経路及び方法による当該訪問看護事業型指定通院医療機関の所在地から患家までの移動にかかる時間が１時間以上である者に対して医療観察訪問看護を行い、次のいずれかに該当する場合には、医療観察特別地域訪問看護加算として、所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。	
イ　別に厚生労働大臣が定める地域に所在する訪問看護事業型指定通院医療機関の看護師等が医療観察訪問看護を行う場合	
（新設）	
（新設）	